

經濟經營研究

年 報

第 27 号 (I・II)



神 戸 大 学

經濟經營研究所

1977

經濟經營研究

第 27 号 (I・II)



神戸大学経済経営研究所

目 次

わが国経営学の周辺分野における萌芽的研究とその展開	米花 稔	1
瀬戸内海における旅客輸送の実情	佐々木誠治	63
企業者活動における自己破壊	井上 忠勝	97
社会会計における人的資本形成	能勢 信子	115
国際借入の形態分析への一考察		
——国際収支と国際資金移動に關説して——	藤田 正寛	137
途上地域における市場開発の可能性の検討	片野 彦二	169
船員の雇用制度と雇用調整	山本 泰督	183
ラテン・アメリカの経済開発戦略と経済統合	西向 嘉昭	207
新しい減価償却理論の試み		
——貨幣犠牲概念にもとづく減価償却——	中野 勲	227
日本の国際的企業（製造業）リスト	吉原 英樹	267
米国製紙産業における設備投資の研究	定道 宏	321
Hooke-Jeeves の方法の変種に関する覚書	伊藤 駒之	351
タンカー・スポット契約の観察と計測	下條 哲司	367
伸縮為替相場制度の下における経済政策の有効性	井川 一宏	405
小林吟右衛門商店の店則について	高橋 久一	429
西ドイツにおける外国人労働者雇用政策の特徴	曾 國雄	475
マクロ計量経済モデルの非干渉化制御と安定政策	内田 幸夫	525

研究会記事

国際資金専門委員会、情報システム専門委員会、
所員研究会、中南米研究会

わが国経営学の周辺分野における 萌芽的研究とその展開

米 花 稔

目 次

1. まえがき
2. 経営機械化論の展開過程
 - (1) 開 題
 - (2) 事務管理論の展開
 - (3) 経営機械化論の展開
 - (A) P C S時代の経営機械化論
 - (B) コンピュータ時代の経営機械化論
 - (4) 経営情報システム論の展開
 - (A) M I S論の展開
 - (B) 意思決定論と情報の位置づけ
 - (5) まとめ——現在の位置づけ
3. 経営環境論の展開過程
 - (1) 開 題
 - (2) 社会的責任論の登場とその推移
 - (3) 地域問題と経営学的接近
 - (4) アメリカの経営環境論の展開
 - (5) わが国の経営環境論とその背景
 - (6) まとめ——現在の位置づけ
4. 国際経営論の展開過程
 - (1) 開 題
 - (2) 国際経営論研究の萌芽時代
 - (3) 国際経営論研究の展開
 - (4) 国際経営論と多国籍企業論
 - (5) まとめ——現在の位置づけ
5. 萌芽的研究とその展開を顧みて

1. ま え が き

大正15年（1926）7月10日創立の日本経営学会は、昭和51年（1976）に50周年を迎えた。たまたまその年の第50回大会は、「経営学の回顧と展望」という統一論題のもとに、神戸大学で開催せられた。といて今ここで、経営学そのものを回顧し展望することは、筆者はその器ではない。既にその大会で論ぜられたし、また山本安次郎教授が、「日本経営学50年——回顧と展望——日本経営学会50周年によせて」という意欲的なとりくみに着手せられ、その一部が次々と発表せられていることも、知られているところである。⁽¹⁾

ここでは、直接間接に筆者と関係深い分野に限定して、このほぼ4半世紀の間に、わが国の経営学研究におけるいわば周辺分野において、あらたに展開せられてきた若干の特定研究分野について、その研究の萌芽から今日の展開にいたる推移を概観することによって、これら周辺分野の研究の推移の特徴と問題点の考察を試み、今後の筆者の研究の展開の手掛りのひとつとすることを目的としたいと思うのである。もちもん経営学研究の周辺分野といっても多面的であるけれども、筆者の直接間接にかかわりをもってきた経営機械化論、経営環境論、国際経営論の3つの分野に限定して、いわば事例的考察ということになるであろう。もうひとつ経営史もここにあげるべきかも知れないが、紙幅と時間の制約のために割愛したい。これらを経営学の周辺分野というのは、異論もあるであろう。経営学研究の基本とかかわる分野もあるともみられる。しかし現実には、他の研究領域との境界の性質をもって、周辺分野として萌芽的研究がはじめられた新しい分野といえるであろう。すくなくも経営学の本体そのものではないという意味で、かりに周辺分野といったにすぎないのである。

(1) 山本安次郎「日本経営学50年——回顧と展望」(南山大学)、(I)アカデミア(経済経営学編45)昭和50年1月、(II)アカデミア(経済経営学編47)昭和50年6月
(III)アカデミア(経済経営学編50)昭和51年3月。

ここに経営学研究の周辺分野として3の分野をとりあげた動機は、筆者の個人的事情とかかわりをもつものであるが、あえてその点にふれることを許されたい。筆者は昭和52年3月をもって、30余年の研究所専任としての研究生活を終えることとなった。この間の研究生活において、直接間接にかかわりをもったものに上記の3の研究分野（経営史を加えて4ともいえるが）があった。このことは、大学付置研究所が、特定の研究目的をもち、共同研究、萌芽的研究、調査にもとづく研究などを、その機能の重要な分野としていることと直接にかかわっているといえよう。筆者が経営学のなかで育ち、しかももっぱらそのここでいう周辺分野の研究にかかわりをもってきたことも、研究所に終始したことによる。

ただこの3の分野を列挙したのみでは、ここでの相互のかかわりが明らかでないので、研究所における研究ならびに個人的事情をもふくめて、ここにこれらを取りあげるに至ったゆえんをいいますこしのべることとしたい。

筆者の属してきた神戸大学付置の経済経営研究所における研究は、個人的表現を許されれば、実質的には、経済と経営の接点における諸問題について、国際的視点から、構成各部門協力して、また単独に、理論的実証的研究を展開してきているものと解している。時期により、部門により、研究者によって、おのずから多少とも重点を異にし、従ってまた若干の多様性をもちつつおおむねのコンセンサスのなかで、研究活動が展開せられてきたとあって差支えないと思っている。

そのうちで、筆者は今日の9の構成部門のうちの、経営機械化部門を担当して終始してきたのである。その意味で、経営機械化論なり、今日の経営情報システム論の研究展開のなかで、かかわりをもってきたことは当然である。また研究所の全体としての研究活動の発展のための研究分野の拡大にあたって、さきにかかげた経済と経営の接点について、国際的視点という考え方に直接に関係をもつ部門の1として、かつて国際経営部門の新設に、同僚とともに、直接

間接に研究上の若干のかかわりをもった。その意味で、国際経営論の展開について、今日まで引続き多少とも関心をもちつづけ、海外視察の際の研究目的についても、そのつど、その分野の実態にふれることをその一つとして加えてきた。さらに当研究所には附属経営分析文献センターがある。研究者のための文献検索のための共同利用として付属設置せられたものである。企業、経営に関する一次文献、二次文献など関係諸資料の収集、分類、処理、提供ということをもその機能とするものである。いうまでもなく、諸事業体、企業の資料がその基礎になるわけであるが、社史などの歴史的資料が、そのなかでの主要な分野の一つである。研究所諸先輩の蓄積と、この関連分野の現役諸研究者の研究活動とのかかわりで新設付属せられたものである。筆者の直接には専攻しない経営史についても、研究所の活動のなかで、つねに関心をもたざるを得なかったものの一つである。その意味で、筆者の研究分野でも、おのずからつねに歴史的視点を欠かさざるを得なくされるという結果となっているのである。たださきに断ったように、経営史については本小論では省略した。

筆者が研究者として発足したのは、恩師故平井泰太郎先生の指導のもとで、経営学のなかで、その空間性、地域性、あるいは立地に関する分野においてであった。この研究は、個人的にはあったが、経営学に基礎をおいた立地論となり、必然的に地域開発問題、都市問題にも展開せざるを得なかったのであるけれども、それはとにかくとして、これを経営学プロパーの分野に限ると、経営立地論から、経営環境論の展開となったのである。これはまた経済と経営の接点における課題ともかかわって、筆者の研究所における研究活動の背景的役割をもつこととなったのである。

以上のような意味から、この3の周辺分野をとりあげた次第である。しかもこの3の分野は、さらに経営史を加えて、いずれも新分野として、ほとんどこの4半世紀の間における展開で、従って幸いにも筆者の研究所における研究生活において、いずれにもその当初から多少ともかかわりを持ち得たのである。

わが国経営学の周辺分野における萌芽的研究とその展開（米花）

すなわち、筆者の属する経営機械化部門は、筆者の研究生活に入った昭和19年平井泰太郎先生の並々ならぬ骨折りで、付置新設せられた経営機械化研究所、（現在の経済経営研究所の前身の一部）の部門を引継いだものである。その研究所は、後にふれるようにわが国の経営機械化研究のさきがけとなったものである。また国際経営部門は、昭和39年4月当研究所に新設せられたもので、わが国の国立の大学の学部講座、研究所部門などで、この分野における最初のものであった。さらに附属経営分析文献センターは、文部省の社会科学系の各分野の新設の5の文献センターのひとつとして、昭和39年4月に設置せられたものである。なお個人的研究として、また神大経営学部の経営学特殊講義として展開してきた経営立地論、経営環境論もまた、後にふれるように、わが国における早い時期のなかでのひとつの試みであった。

以上のような、公的私的にかかわりから、3の分野を事例として、わが国経営学における周辺分野の萌芽的研究からその展開までを考察してみようと思ったのである。このことはある意味での筆者の義務のようにも思われてきたのである。

なおこれについては、昭和51年（1976）6月、OECD科学技術政策委員会での「日本の社会科学政策」というOECD調査団の報告発表もまた、この小文をとりまとめるひとつの動機となったのである。しかしながら、これについては、新聞報道、その他の断片的情報にとどまるので、この小文では直接にはかかわらないこととしたが、ここで問題を考えてみるひとつのきっかけになったことだけは付記しておきたいと思うのである。

2. 経営機械化論の展開過程

（1）開 題

経営学の新しい周辺分野として、この4半世紀のなかで定着してきた主要な研究分野の1として、経営機械化論ないし経営情報システム論がある。わが国

の場合、この4半世紀の間に、事務管理論として、経営機械化論として、また経営情報システム論として急速に展開されてきたものである。このようなよび方は、なお多様であるので、ここの表題にとらわれるつもりはない。要は、コンピュータ時代における企業経営の情報の位置づけとその展開の問題である。わが国におけるその萌芽的研究から、今日の展開までのあゆみを考察することが、ここでの課題である。

もっともこのことについては、既に筆者はさきごろの「日本経営機械化史」のなかの第4章で、「経営機械化研究の展開——PCSからEDPSまでの4分の1世紀」⁽²⁾で内容的には一応とりまとめたところである。しかしながら、本小論でうえにのべたような問題意識からもう一度見直し、かつ補足してみたいと思うのである。この考察にあたっては、わが国の場合、アメリカにおける研究展開と密接な関係にあることがうかがわれるので、その対比のうえで進めることとする。

なおこの研究分野は、わが国の場合、主としては、この4半世紀のなかで、時間の推移にそって、事務管理論、経営機械化論、そして経営情報システム論として展開してきており、かつ、今日それらは併存している部分もあるのである。このような観点からみてみることにする。

(2) 事務管理論の展開

今日の経営の機械化なり、経営における情報の位置づけの起源は、事務管理論に求めることができる。わが国におけるその推移をまずみてみよう。

① 第2次大戦前、わが国における事務管理のまとまった研究としては、当時古河鉱業の金子利八郎氏の、「事務管理」(大正14年—1925)、つづいて同「事務管理総論」(昭和6年—1931, 千倉書房)がある。当時そのほかに事務能率を論じたものが、実際界の専門家によって若干みられたけれども、第2次

(2) 米花稔「日本経営機械化史」——事務機械化から経営機械化への発展——昭和50年11月、日本経営出版会刊。

大戦前におけるまとまったものとしては、上記の「事務管理総論」がほとんど唯一のものであった。このことは、同書が発刊後10年以上版をかさねたことによっても知られるであろう。

② 第2次大戦終了後の経済再建のなかであってのわが国の事務管理の研究は、昭和20年代通じて、ほとんど現場の人々、能率問題にとりくむ今日でいうコンサルタント業務のにない手の人々によって進められた。当初連合軍占領下に行政事務改善の指導から、この分野の事務改善が手がけられた。また日本能率協会（昭和17年設立）が昭和23年機関誌「事務能率」を発刊（後に「マネジメント」に統合）、昭和26年には「事務管理ハンドブック」を刊行、他方事務改善にとりくむ人々が、事務機械業者の支援を得て昭和24年日本事務能率協会（今日の日本経営協会）を設立し、その年雑誌「事務と経営」を発行するなどがみられた。このなかで、行政事務にとりくんだ人々のものとして、岩佐剛一「事務運営の科学」（昭和24年、実業之日本社）、事務改善一般として小野寛徳「事務管理」（昭和30年、同文館）などは、その時期の代表的成果の一部であったといえよう。

③ この時期において、経営学の研究者のなかで本格的に事務管理の問題にとりくむものはみられなかった。うえにかかげた小野寛徳氏も、その著において、経営学のなかで事務管理がなお十分に位置づけられていないままでの体系化のむずかしさを指摘しつつ、あえてこの組織化の課題にとりくんだとされているのである。現に筆者の恩師平井泰太郎先生は、戦前からこの分野の研究の必要性を指摘しつつ、アメリカの諸文献、ファイリング・スクールの実情などを示して、筆者をふくめて、周辺の若い研究者に関心をかきたてようとしたが、経営学研究者としてこの分野にとりくむ理論的手がかりを仲々見つけがたい気持で、きき流す結果となった。思えば、ファイリングの話は、今日の情報検索、データ・バンク、データ・ベース構想の基礎にあるものといえるのであった。平井先生はこのような問題意識のなかで、戦時中に、後にふれるよう

に、経営機械化研究に積極的な姿勢をとられることとなったのである。

④ 昭和30年代早々になって、アメリカの実態にふれる機会の増加から、わが国の主要な企業があいついで、事務管理部、事務管理課などを設置しはじめた。直接的には、昭和30年設立の日本生産性本部、さきの日本事務能率協会などを中心とする欧米視察チーム、またアメリカの専門家によるセミナー開催などの結果であり、またすぐ後にふれるPCSによる経営機械化の急速な展開がその背景ともなったのである。

⑤ この段階に至って、この分野に対する経営学研究者の関心も、ようやく高められるようになった。そのなかで、経営学の体系のなかに、積極的に事務管理の問題を位置づける試みをはじめた数少ない経営学者として山城章教授があるが、それは昭和33年になってのことであった。すなわち同教授の著、「経営」(経営管理全書第1巻、昭和33年、日本経済新聞社刊)において、経営管理の中心をなすリーダーシップをささえる二面的支配を組織的思考と計算的思考とし、後者を事務とおきかえることによって、組織と事務の両面から経営管理をささえるとしたのである。さらにその経営事務論の内容的展開の試みとしては、同教授編著「経営事務」(昭和37年、青林書院新社)として、学界、業界の9氏の参加によって、一応とりまとめられたのである。

以上のような推移によって、事務管理論もようやく経営学研究の一部として関心をもたれはじめたのであるが、これはさらに経営機械化論としての展開とかかわりをもつこととなるので、節をあらためてみることにする。ここでは、以上の推移の背景ともいうべきアメリカの場合について、簡単にみておかなければならないと思う。

わが国で事務管理としてとりあげられている office management がアメリカで展開しはじめたのは1910年代後半からのことであり、それにともなって企業の組織のなかに office manager が登場し始めるのが1920年代といってよ

いように思う。⁽³⁾ office management に関する書物があいついでみられたのが1910年代後半からであった。

すなわち W. H. Leffingwell が、F. W. Taylor の科学的管理の考え方をオフィスに適用した当時数すくない研究書として、“Scientific Office Management” を発表したのが1917年であった。また National Office Management Association が設立せられたのが1919年である。このころあいついでいくつかの office management の文献が発表せられている。わが国の第2次戦前における、そして戦後も昭和30年ごろまでの事務管理論で、代表的なものとしてよく引用紹介せられたのは、Leffingwell の “Office Management” (1925) などであった。わが国の戦前における事務管理論の著者として、さきに述べた古河鉱業の金子利八郎氏は、まさしくこの時期（1917～1918）に、アメリカの会計制度視察におもむいたもので、その結果と、その後同氏の南満洲鉄道株式会社における事務改善指導の成果が、著書となったのである。

アメリカにおいて、この時期に office management が登場し、まとめられて展開したのには、いくつかの原因の成熟と関係があるといえよう。

① 本来的には、南北戦争後の工業の発展が世紀のかわり目に向かって飛躍的に進み、企業規模の拡大、企業結合の展開にともなう経営事務の必然的な増大とその問題が、動機であったであろう。

② このような実態の推移に対応して、19世紀末から20世紀にかけて、各種計算機、会計機などの単能機の登場、普及につづいて、1910年代には初期のいわゆる P C S による機械化も産業界に導入せられはじめた。事務室への機械の導入が、製造現場の場合から約一世紀おくれて展開してきたということである。

(3) 詳論は、米花稔「事務機械の発達と経営機械化の展開——アメリカと日本の対比におけるの覚書の素描——」神戸大学経済経営研究所経営機械化叢書第9号（1966）所載参照。

③ あたかも、製造現場において、さきにふれたテーラーを中心とする科学的管理が展開されはじめており、この考え方を、うえのような環境諸条件のなかで、オフィスに適用しようという試みが手がけられたのも、自然の成り行きとってよいであろう。

以上のようなオフィスの現場の展開と、それともなう研究の推進によって、office management がこの時期に定着していったとみられるのである。

さらに付言すれば、この1920年代において、企業経営における計数管理のスタッフとしての controller 制度の発展があげられる。これもまたうえの場合と同様に、産業の発展と企業規模の拡大ともなう管理上の要請にもとづくのであるけれども、より密接に事務の機械化、とりわけ P C S による機械化と直接に関連をもって展開せられたものである。わが国において、第2次戦後昭和20年代後半にとりあげられるようになった内部統制制度としてのコントローラーのはじめがここにみられる。

このようにみえてくると、アメリカにおいては、事務の機械化、後の経営機械化とかかわりつつ、1920年代に事務管理研究は、確立したとってよいであろう。わが国の場合も、大正末期、昭和はじめ同じ時期に、その考え方は一応紹介せられたのではあるけれども、その本格的な導入は、約30年後の1950年代においてであった。しかしながら、それは P C S など事務機械化、経営機械化とは別個に導入せられ、これが結びつくのは、その後においてであった。そしてそれらの研究は、主として実務との関連においてとりあげられ、これが経営学研究のなかに位置づけられるについては、さきにふれたように、さらにかかなりの時間が必要であったのである。

(3) 経営機械化論の展開

経営機械化は、本来的にはコンピュータ時代に入って具現することになるのであるが、その以前の P C S による機械化がその前史とみることができる。計算機、会計機などの単能機に比して、P C S の機能がより多面的であることか

ら、この時期に、事務の機械化から転じて経営の機械化の端緒がはじまったとみることができる。従って経営機械化論の展開は、わが国の場合、PCS時代と、電子計算機導入前後とで、数年間のなかでそのとりくみ方に転機をみるのである。

(A) PCS時代の経営機械化論

わが国におけるPCSによる経営機械化の史的展開については、その詳論はさきにふれた筆者の別著にゆずらざるを得ない。⁽⁴⁾ここでは、大正12年（1923）に内閣統計局、鉄道省、税関に統計処理にPCSがはじめてアメリカから導入されて以後、昭和初期にかけて、民間では生命保険会社の主要なものに相次いで設置せられたほかは、製造業に数社に導入せられ、主として統計処理機械として利用せられたにすぎず、そのまま第2次大戦になり、本格的な導入普及は、第2次戦後昭和25、26年ごろからであったことを記すにとどめる。

これに対して、アメリカにおいては、1890年代に、国勢調査のための統計機械として開発せられたPCSは、第1次大戦前後から民間企業にも導入せられることとなり、次第に普及して、世界恐慌の1930年ごろから一般的な事務機械化のにない手になるに至ったのである。これらが事務管理論、経営内部統制の展開の基礎になったことは、既にふれた如くである。第2次大戦後のアメリカでは、PCSは既に伝統的機械と考えられていたのである。

以上のような状況のなかでの、わが国におけるPCS時代の経営機械化研究の推移をみてみよう。通じていい得ることは、経営学研究のなかで、経営機械化研究が位置づけられるのはきわめて例外で、次第に関心もたれるのは、コンピュータ導入以後のことと行ってよいであろう。そのような例外的な試みにとどまった研究の展開のあらましをみてみよう。

① 第2次大戦前におけるわが国の経営機械化研究は、平井泰太郎教授の啓

(4) 米花稔「日本経営機械化史」（前掲）第2章。

蒙活動につきるといってよいであろう。平井教授は、大正10年、昭和12年の留学、ならびに外遊によって、経営学、会計学のなかに経営機械化研究の欠くことのできないということを痛感されて、それ以後終始かわらず、この問題へのとりくみにつとめられた。昭和16年、神戸商業大学（現神戸大学）に経営計算研究室を設け、それまで全く例のないIBMのPCSの無償借用による研究に着手、やがてその官制化への努力によって、昭和19年経営機械化、経営経理の2部門よりなる官制による経営機械化研究所の設立にこぎつけられたのである。同年あわせて経営計録講習所を設立して、PCSを中心とする経営機械化担当のための要員養成をも開始された。まだコンピュータの登場しないこの時期に、経営機械化という用語を平井教授が用いられたことの見性を今にしてあらためて思うのである。

従って一方には平井教授は啓蒙研究論文をはじめ、普及のための論説を各種新聞、雑誌に書きつづけ、ひたすら経営機械化とその研究の重要性を指摘され⁽⁵⁾た。他方には1年をコースとする講習所は、昭和19年から戦後の22年まで満3年間に477名の養成を行ない、これらのなかから、今日メーカー、ユーザー、コンサルタントなどにわたって、経営機械化の中心的役割を果たす人々を生み出しているのである。

このような平井教授の努力にかかわらず、経営研究のなかに多少とも工学的なものをもちこむことから、当時としての経営機械化研究としての成果はすぐ後にみるように、戦後しばらくのお時間を要することとなったのである。

② 経営機械化研究の内容的展開のはじめは、さきにかかげた経営機械化研究所をその一部として、昭和24年の新制大学として発足した神戸大学の付置の経済経営研究所の関係者によってであった。同研究所の経営機械化叢書、第1冊、平井泰太郎教授の序文のある岸本英八郎氏著「経営機械化技術論」（昭和

(5) 例えば、平井泰太郎「戦力増強の完整と機械計録」国民経済雑誌(昭和19年1月号) 所載のほか、その前後新聞、雑誌の啓蒙論文はきわめて多かったのである。

27年)がそれである。今日この分野での代表的研究者の一人である甲南大学の岸本英八郎教授の若き日のものである。経営機械化研究所発足とともに助手としてこの研究に従事し、昭和24年3月脱稿、その後南山大学に移られてから補完されて、経済経営研究所として刊行したものである。

同書において岸本教授は、「経営機械に関する経営学的研究は、下限においては基礎的機能論および基礎的構造論の平面において工学的研究と接触し、上限においては応用論の平面において統計学、簿記会计学、経営管理学などと接触しつつ、広域の組織研究、すなわち機能結合論および狭域の組織論を中心として成立する」としている。経営学研究のなかに、工学的な設備の位置づけという新しい課題へのとりくみの模索が示されたのである。

③ おなじく当研究所の渡辺進教授を中心とする当時の技官木谷秀雄氏、助手難波恒治郎氏の3氏による「機械化会計」（昭和31年、同文館）がある。これは文字通りの解説書であるが、会計への適用という観点からの、記帳式会計機ならびにPCS、さらによやくわが国でも発注段階に入った電子計算機にわたって、その機械の構造、機能の解説を手がかりに、その会計事務への適用を論じたもので、当時としての紹介書としては、よくまとまったものとなっているのである。

④ これらきわめて少数の学界の研究者のものに対して、むしろ現場でPCSによる経営機械化に従事した企業のなかの人々によって、かなりの著書論文が、このころからあいついでみられたのである。しかしながらそれらは、昭和30年代前半を中心としてであった。しかもこれらは現実の経営機械化はPCSによりつつ、そのとりくみの考え方は、あたかもアメリカで展開しつつあったオートメーション論、さらに登場しはじめたコンピュータを中心とする考え方に依拠しようとするものであった。

(B) コンピュータ時代の経営機械化論

ここで経営機械化論は、コンピュータ時代初期のものとしての展開がみられ

ようになったのである。むしろそれらは、アメリカにおけるコンピュータ時代の背景ともなったいわゆるオートメーション論、ならびにコンピュータ導入による経営におけるとりくみ方としてのコンピュータ論などをよりどころとしつつ、わが国における現実のPCSによる経営機械化に関係しつつ、経営機械化論が、新たな段階として、展開せられることとなったといつてよいであろう。

アメリカにおいて、1940年代末に、オートメーションという用語が形成せられ、1950年代前半(昭和20年代後半)に盛んに論議せられ、J・ディーボルト(Diebold)、P.F.ドラッカー(Drucker)などによって、オートメーションがひろく経営問題としてとりあげられた。それらの基礎にある情報、制御の理論としてのN.ウィーナー(Wiener)のサイバネティクスが発表せられたのは1947年(昭和22年)であった。

また今日でいうコンピュータ第1世代としての真空管を用いたものの開発の最初は、1946年(昭和21年)であり、これがビジネス用のものとしての開発のはじめが1951年(昭和26年)であり、アメリカの民間企業にコンピュータがはじめて導入せられたのは1954年(昭和29年)であった。そしてその具体的な企業経営への適用に際しての考え方なり、構想性が、これからあいついで発表せられているのである。これらが、わが国に紹介せられたところが、あたかも昭和30年前後PCS導入もっばらの時期であったのである。いわゆるIDP(integrated data processing)とか、Total Systemなどはその典型である。前者は、1954年U. S. Steel社における構想性であり、後者は1958～9年ごろのCarborundum社のとりくみ方として紹介せられたものであった。以上の詳論は、別著にゆずらざるを得ない。⁽⁶⁾

かくてわが国の経営機械化論は、次第に内容的に展開せられることとなった

(6) 米花稔「日本経営機械化史」(前掲)第3章。

である。その主な推移を列挙してみよう。

① うえのような動向のなかで、昭和30年代になって、経営機械化の研究にたずさわる研究者、実務家の人々が、あいついでオートメーション論をよりどころとして、そのとりくみ方、考え方を展開する試みを示した。例えば次の如くである。

岸本英八郎「オートメーションと経営管理」昭和32年、ダイヤモンド社。
南沢 宣郎「オートメーションと会計学」上・下、昭和33年、同文館。
南沢 宣郎「オートメーションと経営学」昭和33年、日刊工業新聞社。
石田武雄編「事務のオートメーション」昭和33年、共立出版。

このうち岸本氏をのぞく執筆者は、当時はいずれも業界人であった。PCSの段階で、コンピュータ時代を見定めつつ、オートメーションの考え方をよりどころに、より体系的な経営機械化論の展開を試みようとしたものである。

② わが国の経営機械化研究の前進は、昭和30年代なかばになって、アメリカの文献の紹介による手がかりによって、さらに一歩進めようとの試みがされたように思う。これをうらづけるものとしてまた、当時あいついでアメリカの実態視察が業界人によって進められている。この時期の文献の代表的紹介の若干例を示すと、次のようである。

G.R.テリー著、菊池武訳「事務管理の科学」上・下（昭和34年、日本事務能率協会）

(G. R. Terry, "Office Management and Control," 3rd Ed., 1958.)

R.G.キャニング著、竹中直文訳「電子計算機と経営管理」（昭和35年、日本生産性本部）

(R. G. Canning, "Installing Electronic Data Processing Systems," 1957.)

C.B.ヒックス，I. プレース共著、岸本英八郎，涌田宏昭訳，「事務管理」（昭和36年，日本生産性本部）

(C. B. Hicks & I. Place, "Office Management," 1956.)

これらは、いずれもこれまでの事務管理研究、経営機械化研究のなかで、具

体的にコンピュータを位置づけようと試みた初期のもので、いずれも、さきあげた経営機械化の考え方としてのIDPにまで言及しているのであるが、ヒックスとプレースの書の巻尾の小野寛徳氏の解説にも、「このていどの取扱い方では適切とは思われないが、……経営事務のオートメーションがその実質を十分具備するところまで到達していない現段階ではやむを得ない」とあるように、これらの所論はまだ本格的なものとはいえなかった。しかしこれらがわが国の経営機械化研究前進の手がかりのひとつになったことはいうまでもない。

③ この段階に至って、さきにみた経営機械化論をはじめ手がけた岸本英八郎氏、戦後事務管理論の展開を試みた小野寛徳氏は、それぞれに、コンピュータ導入後の経営機械化論の考え方に、とりくむ試みを示されるのである。すなわち、岸本英八郎氏は、昭和36年の「経営機械化の発展」（中央経済社）において、PCSとEDPSを、一体として事務のオートメーションとしてとらえ、経営活動そのものの管理機能として、経営機械化を経営管理論の体系のなかに位置づけたのである。これはやがて、経営情報システムとしての基本的役割としての方向を示しているといえよう。現に岸本氏は、経営機械化研究の方法論的ほりさげに苦しみつつ、昭和27年ごろウィナーのサイバネティクスの所論にふれて、その取組みのいとぐちが発見できたと、述懐しておられるのである。

また小野寛徳氏は、昭和38年の「事務管理」（経林書房）において、近代的な経営情報を生産するのが近代事務管理であるとし、トップマネジメントのレベルでは、意思決定と情報と行動のフィードバックに事務の役割をとりあげ、また生産管理とむすびついた事務管理の役割を指摘するなど、体系的なとりあげ方を一步前進された。

いずれにしても、急速な技術革新の展開のなかで、経営機械化論の体系化について、現場の人々、少数の研究者によって、アメリカの実態の進展と、そのための構想性の展開を参照しつつ、わが国の実態の推移に対応しつつ、とりく

んでいった苦勞がしのばれるのである。経営学研究のなかでも、ようやく関心がたかめられるに至るのである。そしてそれは、いわゆる第3世代といわれるIC（集積回路）をよりどころとするコンピュータ時代となって、わが国でも具体化し、かつ急速な拡大をみるのである。

（4）経営情報システム論の展開

1946年に登場したコンピュータは、1958年にトランジスタ使用で第2世代に入ったとされ、1964年ごろからこれが、IC化せられて第3世代に入ったといわれ、現在はそのより高度化せられたものとして、3.5世代などといわれている。経営情報システム論としての経営機械化論の展開は、第3世代のはじまる1960年代に入ってからとされている。

アメリカにおいて、1950年代後半コンピュータの企業への導入と、その利用における構想性の形成の展開は、コンピュータならびにその周辺機器、データ通信の発展とあいまって、1960年代に入る早々、経営における情報の位置づけが次第に明確化して、いわゆる Management Information System (MIS) としての構想性が形成せられるに至った。

American Management Association において、この問題にとりくんだ結果まとめられた J. D. Gallagher, “Management Information Systems and the Computer” (1961) は、その早い時期においてまとめられたものの一つであると思う。

このMISという構想性は、いち早くわが国にも紹介せられて、昭和30年代末近く、業界の専門家、一部の研究者によって、それらの研究にとりくまれ、特に昭和40年代に入って、トップマネジメントのアメリカのMIS視察によって、昭和40年代半ば、ひとしきりわが国にMISブームをもたらしたことは、記憶にあらたなところである。

このような推移と相前後して、経営における統計的手法が、コンピュータの

ハードウェアの進歩とあいまって、いわゆるマネジメント・サイエンスとしての展開が目立ってきている。当初、コンピュータは、科学技術用、数学用とビジネス用とは、いわば2本立で開発が進められた。これが第3世代となって、ハードウェアからも、利用上のニーズからも、次第に一体化せられることとなったのである。

すなわち、アメリカでOR学会が設立せられたのが1952年、そしてわが国でも5年後の昭和32年（1957年）OR学会が設立せられていることに象徴せられるように、統計的、数学的手法をよりどころとする、マネジメント・サイエンスが、コンピュータの利用によって、急速な発展をみることとなった。あたかも、経営学自体の研究が、おなじころ、アメリカにおける展開を反映して、意思決定論を中心とする研究、行動科学的接近による研究が、企業環境変化のはげしいなかでのとりくみ方として、次第に重視せられることとなった。ここに、情報が経営の意思決定に中心的役割を果たすものとしての位置づけとなるに至ったのである。これが第3世代後のコンピュータの普及の時期と一致したのである。

以上のような推移から、この経営情報システム論の展開を、MISの導入展開と、経営研究における意思決定論における、情報の位置づけの展開とにわけ、その概略をみることにする。

(A) MIS論の展開

これまで経営機械化論を手がけてきた少数の研究者は、ようやくその体系的とりくみの手がかりをつかみはじめたころに、アメリカにおける、MIS論の展開によって、その構想性はようやく明確化していったといえよう。このことが、実態におけるコンピュータの普及とあいまって、経営学のなかでも次第に広く関心もたれはじめることとなるのである。その推移をみてみよう。

① 甲南大学の山本純一教授を中心とする京阪神の大学の当時の若手研究グループの3年にわたる研究会のまとめた山本純一編、「経営システムの研究」

（昭和39年，日本事務能率協会）は，わが国でもM I Sを研究レベルでとりあげたもっとも早い時期のものの一つであったといえよう。わが国のM I Sブームにさきだつ数年のことである。これまでの事務管理，情報システム，O Rなど計量的研究，それとこれまでの経営学研究などにわたってシステムの取組み方を意欲的に進めたものである。主としては，1960年代早々のアメリカの諸研究を中心とする研究会の成果で，従って必ずしも全体としてまとまっているとはいえないけれども，この時期の先導的役割を果たしたものといえよう。

このM I Sという構想性は，そのころ，現にコンピュータを導入していた企業において，あるいは同業種の研究組織において，いち早くその経営機械化の推進におけるよりどころとして，その方向性のなかで，検討を進める試みも次第にみられはじめた。

② しかしながら，さきにふれたM I Sブームとしてひろく産業界一般に関心がもたれるようになったのは，昭和42年（1967）10月，産業界のトップマネジメントのM I S使節団のアメリカ現地視察と，その報告としての昭和43年1月の「M I Sの開発および利用に関する提言」の発表によってであった。これから両三年のM I S論議はきわめてにぎわい，このことが，一方にコンピュータの普及に役立つとともに，他方において一時的には経営機械化にすくなくない誤解を生みだすことともなったといえよう。

③ このような産業界の実態の推移のなかで，わが国の経営機械化研究も，経営情報システム論としての体系化が，ようやく結実することとなったといえよう。既にしばしばふれた初期からのこの分野の研究者も，あいついで，その成果を発表するのである。小野寛徳氏は，その「経営事務論」（経営学全書27，昭和45年，丸善）において，「経営事務論の管理的な本質は，経営情報の生産管理論で，……経営意思決定において，必要不可欠の情報を収集し，加工処理し，蓄積し，要求に応じて，これを提供する仕事が情報処理である」として，M I S論的にとりまとめられた。また岸本英八郎氏は「コンピュータ経営

論」（経営学全書28，昭和45年，丸善）において，まえからの経営管理における自動制御の原理と管理技術の機械化としての展開をすすめ，そのなかで科学的な管理から，インダストリアル・エンジニアリングをへてシステム論への展開と，人間関係論より行動科学，意思決定論への展開とを位置づけているのであるが，とりわけM I S論をこのなかで一般の原理としてより，歴史的实践的概念として形成されてきたものであることを指摘して，固定的なM I S論議に警告していることが注意せられるのである。このほか，山本純一氏の「経営情報論」（経営学全書24，昭和45年，丸善）など，M I S時代になって，あいついで，経営機械化論は，いわば経営情報システム論としての体系化が行なわれるに至ったのである。

(B) 意思決定論と情報の位置づけ

この段階，昭和40年半ばになって，経営学研究における情報の位置づけが，ようやく本格化したといえよう。事務管理論，経営機械化論は，経営情報システム論の段階に至って，そのふさわしい位置づけがされるに至ったといってもよいであろう。このことは，経営学研究が，その隣接諸科学と相当密接な関係をもたざるを得なくなってきたことも関係する。経営と環境変化とのかかわりのはげしさとも関係があるということができよう。

① 昭和44年10月の第43回日本経営学会大会（東海大学）の統一論題「経営学と隣接諸科学」がこれらのことを象徴的に示しているといえよう。経営学と情報システム論，経営学と行動科学，経営学とマネジリアル・エコノミックスの3の主題のもとに発表と討論が行なわれた。その際，それぞれにそのかかわりあいがありあげられたものの，情報システム論と行動科学とマネジリアル・エコノミックスとの相互関連と経営学とのかかわりまでの論究は行なわれなかったものの，そのいずれもがその背景にコンピュータ・システムがあることを思うとき，環境の変化と時間の推移とを感ぜさせられたことであった。

② この時期に至って，経営におけるコンピュータの位置づけは，意思決定

わが国経営学の周辺分野における萌芽的研究とその展開（米花）

論における情報の問題としてとりあげられることとなり、あいついで、学界、業界から経営学内外にわたって、これらを主題とする文献が発表せられることとなった。例えば、古瀬大六、山本純一、石原善太郎共著「電子計算機と経営システム」（昭和42年、日本経営出版会）、横山保著「意思決定の科学」（昭和47年、中央経済社）、占部都美編著「現代経営とコンピュータ」昭和47年、白桃書房）など、当時の代表的なものに入ると思う。

③ これらの意思決定論と情報とのかかわりの展開の、直接のよりどころになっているのは、H.A.サイモン（Simon）の理論である。その著、

“Administrative Behavior” 1951, 2nd ed.（松田武彦，高柳暁，二村敏子訳「経営行動」昭和40年，ダイヤモンド社）がその代表的文献としてよく知られているが、コンピュータとの直接のかかわりとしては、その小著“The New Science of Management Decision” 1960.がある。邦訳としては、H.A.サイモン，O.ティード著，宮城浩裕，相岡良之訳「コンピュータと経営」（昭和39年，日本生産性本部）のなかにおさめられている。そこで意思決定のシステムのなとりくみとして、定型的決定（programmed decision）と非定型的決定（non-programmed decision）の両極にわたるものとしている。前者は、常規的反復的決定で、ORとかその他のEDPにより、後者は1回限りの新奇な方針決定であるので、人間の問題解決の能力を学習によって、コンピュータの支援によって、これを進展されるものとする。これをヒューリスティックス（Heuristics—開発的思考方法）としている。

なおこの点に関連して、サイモンは、昭和44年11月、東京でのCIOS国際経営会議の際の来日中の講演で、MISを目標設定としての意識を評価しつつ、現実のコンピュータは、トップ・マネジメントの意思決定に対する直接の役割を果たしていないものの、人間の思考過程が、コンピュータの構造なり、機能を手がかりに、より明確化される可能性にその効果を期待するとして、いわゆるヒューリスティックな接近におけるきわめて妥当なコンピュータの位置づけを

されたことを印象深く想起するのである。これらを通じてみると、第3世代のコンピュータ時代に入って、経営学研究のなかにおけるその位置づけは、早く事務管理の研究からそのなかへの機械の導入に応じてとりくんだ道、企業経営のなかへのP C S時代から機械の導入として直接に経営機械化としてとりくんだ道、製造現場の科学的な管理から事務の機械化へのとりくみをへてシステム研究としての道、数学的、統計的手段の能力の拡大からマネジメント・サイエンスとして接近してきた道、経営学研究における伝統的管理論から、人間関係論、組織の研究から行動科学的研究から意思決定論への展開のなかでのコンピュータ論の位置づけの道など、多様な出発点からの模索をへて、経営情報システムとしては、ほぼ共通の方向へ進んできたとみることができるのが現状のようである。

（5）まとめ——現在の位置づけ

以上みてきたように、この4分の1世紀のなかで、経営におけるコンピュータなり、情報の位置づけは、ほぼ共通の方向をもった経営機械化研究であるけれども、この時点であらたな課題にとりくむべき段階にきたともいえるように思う。拙著「日本経営機械史」のまとめのところでの表現をここに引用すると次の如くである。

「ひとしきりにぎわったM I S論がほとんど口にされなくなり、またいわゆるヒューリスティック・アプローチも、試行錯誤のより科学的な接近として評価されつつ、すくなくない壁があるように思われる。他方において……その間に介在する人間の問題、あるいはプライバシーの問題も基本的問題として登場しつつある。」と。

ここで、この章のまとめとして、今日3.5世代といわれる段階のわが国の経営機械化の推移との関連における、今後の課題としての私見を述べることにする。

さきにもふれたように、このごろになってM I S論があまりきかれなくなったことについて、次のように考えるのである。

いわゆるM I S論にただふりまわされたというような場合の反省もあったであろうし、コンピュータがすぐ意思決定に役立つというような誤解が次第にとけてきたこともあるであろう。しかしより実質的にも、それなりの役割を果たしたことによるようにも思う。M I S論に刺激されつつ、堅実に経営機械化を進めてきたところでは、その分野、業態、業種に応じて、みずからの経営体の特徴的にもっている課題に焦点をおいて、経営における情報の役割を理解して、そのとりくみの方向性を、個性的にほぼ見定め得たからと思われるのである。このことは、いわゆるM I Sが実現したというより、経営における情報システムの位置づけが軌道にのって、構想性としてのM I Sの役割がほぼ達成されたというべきであろう。

このようにみると、M I Sが一般的概念としてより、歴史的な概念として登場したという意味が明らかになり、かつてのI D Pとか、トータル・システムという用語と同じように、経営機械化の展開過程における段階的役割をになってきたと理解できるのである。もちろんこれらの概念は今日もその意義を失っているというわけではない。

このようにして、いまあらたな構想性のもとに、これからの展開が必要になってきたように思う。M I Sは、いふなれば経営のなかでの集約的浸透ともいふべき、長期的かつきめのこまかいとりくみであり、意思決定における情報の機能の展開もまた、同様の性格をもって、いずれにしてもその進展には今後とも時間を要するものである。これに対して、近年急速に進展しているのは、データ通信とコンピュータ・ネットワークをよりどころとして、公私の事業体なり、企業体の境界をこえての情報の広域的展開である。

このような事業体の境界をこえる情報システムの広域的展開には、きわめて多面的な課題がふくまれることが現にみられ、今後とも予想せられる。

第1に、3次産業のなかには、金融関係のように広い意味で情報自体がその本来の業務であるような場合の変化は、きわめて広範に展開する可能性が現にみられつつあり、

第2に、このようななかで情報処理自体がいろいろの形であらたな経営体の形成がみられつつあり、一言では情報処理産業ということになるが、その機能は多様であり、

第3に、境界をこえる情報システムの展開と個々の独立の事業体相互のかかわりあいの変化にみられる課題もあろうし、

第4に、このような情報システムの展開が、消費生活、社会生活と相当多面的な関係をもつであろうことも考えられる。

このようにみえてくると、経営機械化なり、情報システムの展開とその多面的なかかわりについての深慮を前提とするこれらの問題へのとりくみ方についての新たな構想性が求められるように思う。

なお、以上考察してきた経営機械化論の萌芽的研究から、その展開過程のこの4分の1世紀の推移についての特徴的なまとめについては、あとの他の諸分野の場合とあわせて、のちに考えてみたいと思う。

3. 経営環境論の展開過程

(1) 開 題

わが国の経営学研究のなかで、経営環境論、企業環境論ないしそれに類するものを課題とする文献が、書物としてみられはじめたのは、昭和45年（1970）⁽⁷⁾ごろからのことである。ここでの経営なり企業の外部環境というのは、単に経済環境にとどまらず、ひろく一般社会などをふくむ広義の問題意識においてである。その意味では、内容的には、企業と社会とか、企業の社会的責任、経営

(7) 米花稔「経営環境論」昭和45年、丸善。

者の社会的責任として論ぜられる分野である。あたかも昭和45年開催の万国博前後からの、わが国における企業環境のめまぐるしい変化と対応しての研究展開ということができる。

眼をアメリカに転じると、1950年代おわり近くから1960年代早々になって、経営環境論にあたる文献が相次いで相当数多くみられることとなっている。しかもこれらの所論は、1970年代に入って、内容的にさらに顕著な展開を示しているのである。社会的責任論議にしぼると、1950年代早々にさかのぼる。第2次大戦後の技術革新を急速に展開し、それにとまなう経済的、社会的変化とのかかわりであることはいままでのないであろう。さらにさかのぼると、アメリカの場合、経営環境論としてのとりあげ方以前に、企業活動と一般社会との具体的なかかわりの関連で、個別の接点での研究接近がみられ、これは第2次大戦前にもさかのぼることができるように思う。

以上のような対比のなかで、わが国における経営環境論の萌芽的研究からその展開について考察してみようというのが、本章の目的である。

さきに述べたように、わが国における経営環境論ないし企業環境論あるいはそのような問題意識を主題とする文献がみられるようになったのは昭和45年ごろからであるから、本章では、主としてそのころからを焦点に考察を進めるわけであるが、このような経営環境論のなかで主要なテーマのひとつとしての企業なり経営者の社会的責任論議に限ると、昭和30年ごろからの研究接近がみられるので、そのころまでさかのぼっての推移をみる必要がある。

また企業と社会との具体的な接点といえば、地域社会なり、都市、農村においてであるから、企業の活動の現場における土地利用なり、立地においてこれを見ることが出来る。その意味では、経営立地論と直接にかかわるはずである。しかしながら、このような観点からの経営学的接近は、あまりみられなかったのであるが、たまたま筆者のかねての専攻の一分野でもあるので、若干の言及を試みたいと思う。もっとも昭和30年代なかばからのわが国の経済成長の

経済経営研究第27号（Ⅰ・Ⅰ）

具体的展開としての地域開発の進展によって、そのにない手としての産業なり企業の位置づけから、経営学研究者の応用研究としてのかかわりも次第に増加して、そのような意味での研究展開がみられるようになった。そのなかで公害問題など、経営環境論展開の一部がみられるようになるのである。このことにもふれておかなければならない。

本章の展開にさきだって、便宜上日本経営学会年次大会の統一論題をここにかかげることによって、経営環境論的研究の位置づけをみる手がかりとしてみたい。

昭和31年	29回	経営学の体系と内包
32年	30	<u>技術革新の経営学</u>
33年	31（臨時）	経営計画の諸問題
33年	32	<u>国民経済と企業</u>
		{ 収益と経済性と生産性
		{ <u>経営者の社会的責任</u>
		{ 市場開発と企業
		{ 政府と企業
34年	33	日本における経営学の諸問題
		{ 経営組織の基本問題
		{ <u>経営と地域開発</u>
		{ ビッグ・ビジネスとスモール・ビジネス
35年	34	経営組織論の新展開
36年	35	貿易の自由化と経営学の諸問題
37年	36	経営学における組織論の展開、役割、地位
38年	37	労務管理と経営学
39年	38	財務管理と経営学
40年	39	生産管理と経営学
41年	40	マーケティングと経営学
42年	41	経営学の基本問題
43年	42	経営学の現代的課題
44年	43	経営学と隣接諸科学
45年	44	70年代の企業経営

わが国経営学の周辺分野における萌芽的研究とその展開（米花）

46年	45	<u>70年代の経営学の課題</u> ┌ <u>公害問題と経営学の課題</u> └ <u>国際経済の動向とわが国経営学の課題</u>
47年	46	<u>経営と環境</u>
48年	47	<u>経営国際化の諸問題</u>
49年	48	<u>企業の社会的責任と株式会社制度の再検討</u>
50年	49	<u>経営参加の諸問題</u>
51年	50	<u>経営学の回顧と展望</u>

これを通して見て、アンダーラインで示したように、内容的に経営環境論とのかかわりとして、昭和30年代前半における両3年と、昭和40年代後半におけるのとの2の時期にこれを見る事ができる。さきにふれたように、ここからとりかかってみよう。

(8)
(2) 社会的責任論の登場とその推移

うえに示したように、日本経営学会の昭和33年第32回大会の統一論題「国民経済と企業」のサブテーマの1として、「経営者の社会的責任」がとりあげられている。このことは、経済白書が「もはや戦後ではない」と位置づけた昭和31年、それはわが国の産業界に技術革新の影響が直接、間接にみられはじめ、やがて成長経済時代に入るところ、昭和31年11月経済同友会が第9回大会で「経営者の社会的責任の自覚と実践」という提言を行なって、ひとしきり社会的責任論がにぎわったのと、相照応したものとみることができる。

その後約10年近く産業界では、社会的責任論議は直接にはとりあげられず、これがふたたびとりあげられるようになったのは、成長経済の高度化の進展過程で、ひととき当面したりセッションによって、昭和40年前後にゆらいだ経営理念についての考え方を表明したことにみられる。昭和39年11月の関西経済同友会の「新しい情勢に対処する経営理念の展開」の提言、昭和40年1月の経済

(8) 米花稔「企業の社会的責任論の展開」国民経済雑誌134-6, 昭和51年12月。

同友会の「新しい経営理念」の提言などにみるのである。これらに対する一部の経営学者の論評を中心とする社会的責任論議がここでみられるのである。

しかしながら、いうまでもなく本格的な社会的責任論議は、経営環境論などに関連して、昭和40年代後半においてであった。この節では、このような本格的論議以前の昭和30年代はじめ、ならびに昭和40年前後の場合についての論議をみておくこととする。

① 日本経営学会の昭和33年の第32回大会の「国民経済と企業」の4のサブテーマの1であった「経営者の社会的責任」では、次の4教授の報告が行なわれた。⁽⁹⁾

薬利重隆「経営者の社会的責任とその企業的責任および自己責任」

今井俊一「経営者の社会的責任について」

土屋好重「能率と公衆責任の経営哲学」

本間幸作「企業経営者の社会的責任」

ここで薬利教授は、企業における短期的・一時的営利の見地にかわって、長期的・持続的営利の見地は、経営者の自己責任をその社会的責任に媒介するとともに、このような社会的責任を、企業的責任のうちに包摂する見地であるとし、その経営者の社会的責任の内容は、国民経済の発展に対する企業の貢献とするのである。また今井教授は、経営者支配、利害者集団の調節機能、営利性にかわる企業維持原則など、経営者の社会的責任論にかかわる手がかりについて、資本主義経済における大企業の独占の展開という観点からの批判論が述べられたのである。両論は対照的ながら、ともに大会の主題である国民経済と企業とのかかわりとしての社会的責任論であり、かつその展開は、企業なり経営の論理の展開のなかで考察せられているのである。また土屋、本間両教授の報告は、企業の倫理、道徳性について言及せられている。

(9) 日本経営学会編「国民経済と企業」昭和34年、森山書店。

この大会の所論は、直接にはさきふれた経済界の昭和30年早々の所論にはあまり言及されてはいないけれども、そのような推移を背景としてとりあげられていることはいうまでもなかったのである。

② その後の経済成長の期間をしばらくへた昭和40年早々における一部の経営学者のこの問題についての所論は、直接に経済界の動向にかかわるものであった。すなわち東西の両経済同友会などが、経営理念論を述べ、そのなかで社会的責任などに言及したときのことである。次の如くである。

田杉競「経営理念について」経済論叢95-3（昭和40年3月）。

高田馨「日本現代の経営理念」大阪の研究（昭和42年6月）。

山城章編「現代の経営理念」実証編（昭和42年9月），理論編（昭和44年3月）白桃書房。

笛木正治「社会的責任の経営理論」一橋論叢59-6（昭和43年6月）。

このうち田杉、高田両教授の所論は、両経済同友会が、昭和39年、40年に発表した経営理念論を直接の対象とするものであった。成長経済下のひとときのリセッション下において、開放経済体制下の国際競争にたちむかうために、企業の自主性を確立し、社会的責任を重視するものの、当時の安易なシェア拡大競争に対する本来の利潤意識の徹底を強調する財界の提言に対する批判としてである。両教授とも、経済同友会の昭和31年の社会的責任の強調と、昭和40年の社会的責任のなかでの利潤意識の強調とを比較して、表面的にみるかぎり、その強調点のバランスの変化、近代的目標と古典的目標との逆行の印象をあたえられることを問題点として、より内面的考察を試みたものである。田杉教授は、多元社会の理解、経営理念の深慮の必要性を指摘し、高田教授は、利潤を自己資本の所得としてでなく、経済合理性の尺度と解することによる両提言の理解を示しつつも、なお不明確さの残ることを指摘するのである。

このような推移のなかで、古川栄一教授を委員長とする日本学術振興会経営

問題委員会において、「経営理念」をとりあげて、文献的研究と実証的研究のなかでグループ討議が行なわれた。さきの田杉，高田両教授も，筆者もまたこれに参加している。そのとりまとめが，うえに示した山城章教授編の「現代の経営理念」である。ここでその詳論は示しえないが，経営理念の内容を，経営目的としては，経営体の存続成長を基本目的とし，その実現のための社会的責任をふくむ多目的な副次目的をもち，利潤概念も拡大せられて，社会的責任とかわりをもつようになったとしたのである。

ここでの社会的責任は，国民経済とのかかわりのみでなく，視野を一応一般社会とのかかわりにも広めたものであった。しかしながら，なお経営環境の具体的な把握というより，企業なり経営の論理の展開のなかで，概念的に一般社会を問題意識とするものであった。

これに対して，さきにかかげた笹木正治教授の社会的責任論は，昭和30年代おわりからようやく関心もたれはじめた公害問題を，問題意識として，これをとりあげたものである。そしてその内容的展開は，アメリカにおける1950年代の早い時期の社会的責任論議を参照しつつ考察が進められている。このような問題意識は，すぐ後節の地域開発問題への経営学的接近によって，より具体化する。

経営者の社会的責任，あるいは企業の社会的責任という視点は，企業の環境とのかかわりの問題意識とみることができるので，経営環境論以前に，昭和30年代早々，また昭和40年前後における経営学界における当時の所論の一部に言及したのである。なおこの社会的責任論議は，経営環境論の視点の展開の後において，また一般経済，社会の推移のなかで，今日再びより問題意識的にとりあげられていることはよく知られているところであるが，後にふれることとする。

（3）地域問題と経営学的接近

企業と環境とのかかわりの具体的な手がかりのひとつは、企業の具体的な活動の場としての事業所の立地なり、土地利用という空間的な課題、地域問題において見られるはずである。これを経営学研究の対象とみると、直接的には企業立地論なり、経営立地論ということになり、さらに進んでは、一方には企業の活動の場としての事業所と地域社会とのかかわりとしての、いわゆるコミュニティ・リレーションズの問題となり、それはまた都市問題と企業とのかかわりの問題であり、他方においては一国あるいは広域における、いわゆる地域開発と企業立地とのかかわりという問題にも展開するものである。これらの諸問題は、今日の経営学研究のなかでは、特殊問題としていずれも多少ともとりくまれているところである。

しかしながら、このような地域諸問題への経営学的研究による接近は、主として昭和40年代に入ってからのものである。とりわけそれはわが国経済の高度成長の展開のなかで、昭和30年代おわりから昭和40年代にかけて、ようやく顕著になりはじめた公害問題の発生が促進的な動機となったといえよう。立地問題、地域問題そのものへの経営学的研究の接近は、きわめて例外的であったからである。このような展開過程もまた昭和40年代半ばからの経営環境論の展開にききだつての内容的なかかわりといえることができるので、この点について概略をみてみることにする。

① 立地研究と経営学

企業の立地論研究は、経済学研究の特殊研究として、また経済地理学における理論的よりどころとしてなどのとりくみは、欧米においては今世紀はじめから、わが国においても、少数ながら、第2次大戦前においてもとりくまれはじめ、戦後経済の復興、再建過程において、次第に研究者も増加したのであるけれども、このことに今ここでふれることは省略する。しかしながら経営学研究のなかでの立地研究は、昭和30年代までほとんどみられなかったのが実情であ

る。筆者が恩師平井泰太郎先生の指導のもとに、戦後研究生活をはじめて当初からこの問題を研究テーマとした時にも、以上のような推移が、いろいろの意味で研究を困難ならしめるきびしい環境条件となったのである。もっとも、そのようななかでの筆者自身の研究過程を詳述する場ではないので、このことはこの間の研究のとりまとめの参照にゆずることとして、⁽¹⁰⁾ここにはふれないこととする。さきに示した昭和31年の日本経営学会第29回の大会における統一論題「経営学の体系と内包」のなかの各論の場で、筆者は「位置論の体系」を報告する機会をあたえられたことを付記するにとどめる。⁽¹¹⁾

経営立地というミクロ視点からの立地問題は、マクロ的な地域経済における産業立地の問題と異なり、単に立地選択にとどまらず、必然的に時間の推移にもともなう環境諸条件の変化に対応する経営のあり方という課題に及ばざるを得ないのである。換言すれば、立地の動態的視点ならびに経営自体の政策を本来的に包含するものである。すなわち企業の事業所とその存立する地域社会との諸関係である。これがコミュニティ・リレーションズということになる。アメリカの経営研究においては、直接の立地研究としてではないものの、第2次戦前から、いわゆるパブリック・リレーションズの一部にこの問題を含み、とりわけ第2次戦後1950年代早々から、コミュニティ・リレーションズとしての研究もかなりみられることになっている。このような諸研究の一部は、時たまわが国に紹介せられることもあったけれども、一般的には経営学研究のなかに位置づけられることなく、これが注意せられるようになったのは、経営環境論と時期をおなじくする昭和40年代なかば、公害問題が中心課題の1となってから

(10) 米花 稔「経営位置の研究」昭和29年、巖松堂。

〃 「経営立地」昭和33年、日本経済新聞社。

〃 「経営位置論」昭和34年、日本経済新聞社。

〃 「経営立地政策」昭和36年、評論社。

〃 「地域開発計画論」昭和42年、日本経営出版会。

(11) 日本経営学会編「経営学の体系と内包」昭和32年、同文館。

といってもよいであろう。

② 地域研究と経営学

経営学において立地研究が位置づけられなかったことから、当然に地域研究は、そのまま経営学研究の対象となるものではなかった。しかしながら、昭和30年代わが国が成長経済の展開にともなって、企業規模の拡大発展、その具体的な展開としての地域開発にかかわる企業の役割の増大と関連して、経営学者の地域問題にかかわる機会が相当多くなってきた。地域開発に企業が直接に関係のあること、地域的問題にマネジメント的思考が次第に必要なようになってきたこと、とりわけ産業基盤のための社会資本の投入に関連して、公共事業、公企業などの比重が大きくなってきたことなどが、経営学者の参加を必要とするに至ったといえよう。いわば経営学研究の応用としてのかかわりの増大をみることができ。

昭和34年の日本経営学会第33回大会で、「日本における経営学の諸問題」というテーマのもとに、3のサブテーマの1として「経営と地域開発」が設定されたのも、以上の推移の初期のころのひとつの試みといえよう。そこでは、次のような報告が行なわれた。⁽¹²⁾

猪苗代十六橋水門の管理機構をめぐる経営経済的考察	渡辺 哲男
北海道総合開発の経営学的考察	伊藤森右衛門
地域開発と鉄道——公共性の問題	高橋 秀雄
後進国経済開発と経営問題	金田 近二
経営と地域開発	米花 稔
北海道東北開発公庫の一考察	竹中 龍雄

ここにみられるように、主としては、特定の地域問題への経営学的接近としてのとりくみがみられた。このような形における研究が昭和30年代通じてみられた。従ってきわめて多様な研究参加であるため、これらをまとめてここに示

(12) 日本経営学会編「日本の経営」昭和35年、森山書店。

すことは困難であるが、このなかで経営学者がグループとしてとりくんだ研究接近の代表的なものの一部について、筆者も参加したものを、事例的に示しておくこととする。

故高瀬荘太郎博士を委員長とした日本学術振興会経営問題委員会が、地域開発問題に、経営学的研究の試みをはじめたのは、昭和30年代ははじめからであった。地域開発に企業活動の役割が大きくなったこと、ここには公企業、公共事業とのかかわりをふくめて、マネジメント的思考が必要とせられたことなどによるのである。なによりそれは応用研究としての接近であり、従ってまた手さぐりのなとりくみであった。はじめ昭和31年から34年にかけて、まず北海道開発問題にとりくみ、ついで昭和35年から36年にかけて四国の産業開発に焦点をしばり、そのほか主要地域の実態に接しつつ、より一般的研究を指向していった。この間の成果を示すと、次の如くである。

高瀬荘太郎編「北海道開発に関する経営学的研究」Ⅰ・Ⅱ

昭和34年、日本学術振興会（非公刊）

日本学術振興会四国開発委員会著

「四国の産業開発」昭和36年、四国産業開発委員会

高瀬荘太郎編「地域開発」昭和40年、経林書房

米花稔編「社会的費用と地域開発」昭和42年、白桃書房

これらグループ研究の内容をここに紹介することは、省略せざるを得ない。ただ、本章の主題である経営環境論とのかかわりについてのみふれておくこととする。

以上のうち「四国の産業開発」の1章として、故村本福松教授が「経済開発と社会的費用」をテーマとして、地域開発における公害問題を、カップの社会的費用論を引用しつつ展開されたことは、昭和36年という時点を考えてとき、その経営学者としての識見を評価しなければならない。教授が早くからその経営学体系のなかで、倫理性を強調せられていたことに基因すると思われる。つ

いで同委員会は、昭和40年に「地域開発」として、一般的にこの問題に経営学的接近を試み、そこでは、多くの執筆者において、国民経済的視点と企業的視点とのかかわり、いわゆる経済開発と社会開発との総合の問題、公害問題、コミュニティ・リレーションズなどに言及することとなった。その結果、昭和42年の「社会的費用と地域開発」として、公害問題にとどまらず、広く社会的費用的視点から、地域開発の問題点にマネジメント的接近を試みたのである。

本章の目的から、立地問題、地域問題には、これ以上深入りしないこととする。またこれらの問題は、経営学以外の分野で、この時期において、より盛んに展開していることでもある。ここでは、経営活動の具体的な場における諸問題を通じて、経営環境論的研究なり問題意識が、多少とも関心をたかめてきていたことを指摘することを意図したのである。

なお、以上のような経営学者がグループとしてこの問題に研究接近した以外に、むしろ個々の経営学者が、具体的な地域問題の研究調査に、他の諸専門分野の研究者と協力してとりくむ機会、いわゆるインターディシプリナリの接近の機会がより多くみられた。このことがこの時期に、経営学者の問題意識なり視野を広めたこと、このことが環境論的接近のひとつの背景になっていることも、ここで指摘しておかなければならない。

（4）アメリカの経営環境論の展開

（A）まえおき

本章のはじめにもふれたように、わが国での経営環境論的な問題のとりくみは、昭和45年ごろから本格化したとみられる。そしてうえにみたように、昭和30年代早々から、企業の、あるいは経営者の社会的責任論、ついで経営理念論として、また具体的な経済発展に関連して、地域開発の展開過程における企業のかかわりとしての問題など、経営の環境との関係の問題として漸次みられるなかで、この数年来環境論的接近へとふみだしたとあってよいであろう。

これに対して、アメリカにおいては、1950年代から社会的責任論の展開とともに、環境論的問題意識が次第にたかまり、1960年代はじめから、あいついで経営環境論に関する文献が発表せられ、やがてこれがまたわが国の研究に刺激をあたえることとなったといえよう。その意味で、ここで簡単にアメリカにおける推移をみておきたいと思う。

すくなくとも筆者が昭和45年比較的早い時期に、未熟のままいわば我流ながら「経営環境論」を一応とりまとめるに至った動機は、うえのようなアメリカにおける研究が、この分野において相当顕著にみられるのに対して、わが国ではそのような関心が余りみられないように思われたからである。さらに直接的なきっかけは、恩師平井教授が、CIOS 国際経営会議の1954年2月、サンパウロでの第10回大会に数人のチームの一員として、戦後にはじめて参加された際の討議内容にかかわるのである。平井教授は、同会議の主要な報告討議内容をほん訳紹介を企てられ、筆者もその協力者10人の一員となったことからである⁽¹³⁾。そのレポートにみる主要議題のひとつに「経営者の左右し得ざる基礎的外部条件」というのがあり、アメリカ、フランスなどの代表者から報告せられている。あきらかに経営環境論的問題意識であった。それ以後3年毎に欧米など主要都市で開かれてきた CIOS 大会（1969年は東京）でのテーマと内容に注意していると、つねに企業の環境問題意識が、その討議のなかにふくまれてきたように思われるのである。このような観点からみると、アメリカでこれに関する文献が相次いでみられるのに気付くことになった。このような意味で、アメリカの場合をみてみよう。

(B) 1950～1960年代のアメリカの経営環境論

ここにアメリカの文献目録を示すつもりはないけれども、手元の資料なり文献から、経営環境論に属すると思われるものを例示すると、次の如くである。

(13) 平井泰太郎編著「経営問題の国際的動向」昭和30年、森山書店。

- A. H. Cole, "Business Enterprise in its Social Setting," 1959.
S. A. Smith Jr., "Business, Society and the Industrial," 1962.
J. W. McGuire, "Business and Society," 1963.
A. K. Rice, "The Enterprise and its Environment," 1963.
D. J. Hart, "Business in A Dynamic Society," 1963.
W. J. Greenwood ed., "Issues in Business and Society," 1964.
J. Moranian, D. Greenwald and R. C. Reidenbach ed., "Business Policy and its Environment," 1965.
K. Davis and R. L. Blomstrom, "Business and its Environment," 1966.
S. R. Walton, "American Business and Its Environment," 1966.
F. J. Aguilar, "Scanning the Business Environment," 1967.
N. W. Chamberlain, "Enterprise and Environment," 1968.
L. H. Peters ed., "Management and Society," 1968.
M. Heald, "The Social Responsibilities of Business, — company and community, (1900–1960) —".

ここにかけたのは、1960年代のものに限定した。そのなかですぐうえにあげた M. Heald は、その著において、1900～1960年間の企業と社会とのかわりが具体的に考察されている。1910年代のいくつかのソーシャルクラブの誕生、1920年代からコミュニティ・チェスト運動へのかかわり、パブリック・リレーションズの登場、第2次戦後のコミュニティ・リレーションズとしてのとりくみ、1950年代の社会貢献のための企業財団設立の流行など、具体的なかわりのなかで考察が行なわれている。これらは当然、それぞれの具体的問題について研究の行なわれていることを意味するのであるが、企業と環境との関係の一般的な考察の行なわれたのは、うえにかかげたように、1950年代から1960年代にかけてのようである。あたかも第2次戦後の技術革新の展開と市場構

造の著しい変化に当面して、20世紀前半の企業と社会との部分的かかわりとは異なる企業の存立そのものとの関係として、一般的考察が行なわれるに至ったものといえよう。

(C) 1970年代のアメリカの経営環境論

以上のように、この10数年間にかなり盛んにとりあげられた企業と社会、経営環境論ではあったけれども、これらが1970年代に入って、さらに相当顕著に特徴的な変化をともなう展開を示しているのである。これまでの所論が、主としては一般的考察なり、かなり理念的なとりあげ方であったのに対して、1970年代は、アメリカ社会の具体的に当面する諸問題を通じての経営環境論となっているのが、ほぼ共通的なとりあげ方といえよう。都市問題、少数民族問題 (minorities)、環境汚染、コンシューマリズム等をとりあげ、それはいわゆる quality of life とのかかわりの論議におよんでいる。これらの諸点から、企業と社会との関係の一般的考察にさかのぼり、さらにその具体的なとりくみ方にも言及するのである。

このような推移を特徴的に示すものとして筆者の眼にとまったのは、さきにかかげたアリゾナ州立大学の K. デイビス (Davis) と、ミシガン州立大学の R.L. ブロムストロム (Blomstrom) の著書である。1966年を第1版として、1971年第2版、1975年第3版として公刊している経営環境論である。次の如くである。

1966 “Business and its Environment”

1971 “Business, Society and Environment,—Social Power and Social Response”

1975 “Business and Society,—Environment and Responsibility”

これをそれぞれ第1版、第2版、第3版と表示しつつ、書物の表題が上記のようになすこしずつかえられているのみでなく、共通のワク組みのなかから章節の目次から内容について、相当の変更を加え続けてきているのである。とりわけ

わが国経営学の周辺分野における萌芽的研究とその展開（米花）

第1版と第2版とは、さきに述べた一般的傾向と同様の変化をみせており、さらに第3版で手を加えていることは、経営環境論への接近の姿勢を共通化しつつも、その展開とほりさげについて、未知なる課題を意識しつつの模索が示されているように思うのである。これらとともに1970年代に、次のような諸著書が眼にふれる。

E. B. Dunkel, W. K. Reed, L. H. Wilson, “The Business Environment of the Seventies,” 1970.

J. Monsen, “Business and the Changing Environment,” 1973.

D. Votaw and S. P. Sethi, “Corporate Dilemma, — Traditional Values versus Contemporary Problems,” 1973.

N. W. Chamberlain, “The Limits of Corporate Responsibility,” 1973.

M. Anshen ed., “Managing the Socially Responsible Corporation,” 1974.

G. A. Steiner, “Business and Society,” 1975 (2nd ed.).

これら1970年代の、それ以前と異なるアメリカの経営環境論の推移と展開については、別にふれているので、ここではこれ以上内容に入るところを省略する。ここには、アメリカの企業が、具体的に1900年代はじめから半世紀のかかわりを持ち、このような部分的な関係から、さらに第2次戦後早々から経営環境論が相当盛んに展開して、1970年代の特徴的なとりくみに至った推移を示して、わが国の場合との対比をみておきたかったのである。

(14) 米花 稔「経営環境論の変容」経済経営研究所年報22（1）（昭和47年）。

〃 「企業と社会」国民経済雑誌127-2（昭和48年2月）。

〃 「経営環境論の課題と推移」国民経済雑誌130-2（昭和49年8月）。

〃 「経営環境論の展開」国民経済雑誌132-3（昭和50年9月）。

〃 「企業の社会的責任論の展開」国民経済雑誌134-6（昭和51年12月）。

（5）わが国の経営環境論とその背景

（A）概 説

まえにふれたように、わが国の経営環境論的研究は、出版物としては、昭和45年ごろからみられはじめ、またその主題に関するアメリカの文献のほん訳紹介からみると、昭和40年ごろからであった。すなわち手元の資料では、次の如くである。

○訳 書

A. H. コール著，中川敬一郎訳「経営と社会」昭和40年，ダイヤモンド社。（A. H. Cole, “Business Enterprise in its Social Setting,” 1959.）

J. W. マクガイヤー著，中里皓年，井上温通訳「現代産業社会論」昭和44年，好学社。

（J. W. McGuire, “Business and Society,” 1963.）

L. H. ピーターズ編，江夏健一ほか訳「経営と社会」昭和45年，好学社（L. H. Peters ed., “Management and Society,” 1968.）

アメリカ経済開発委員会著，経済同友会訳「企業の社会的責任」昭和47年，鹿島出版。

（CED, “Social Responsibilities of Business Corporation,” 1971.）

N. W. チェンバレン著，不二葦淳孝ほか訳「企業と環境」昭和49年，ダイヤモンド社。

（N. W. Chamberlain, “Enterprise and Environment,” 1968.）

○著 書

高田馨「経営の目的と責任——経営の主体，環境論の根本目的」

昭和45年，日本生産性本部。

米花 稔「経営環境論」昭和45年，丸善。

青野 忠夫「企業と環境」昭和46年，産業能率短大出版。

わが国経営学の周辺分野における萌芽的研究とその展開（米花）

富永健一編「経営と社会」昭和46年，ダイヤモンド社。

竹中 龍雄「企業環境論」昭和47年，同文館。

西尾 一郎「企業環境論」昭和48年，中央経済社。

宇野政雄編「日本の経営環境」昭和48年，日本経済新聞社。

中林元一・林鉄也・山田徹「企業環境と経営戦略」

昭和48年，日本生産性本部。

山田 一郎「激変する社会環境と経営革新」

昭和48年，日本経営出版会。

山城 章編「環境適応の経営戦略」昭和49年，帝国地方行政学会。

高田 馨「経営者の社会的責任」昭和49年，千倉書房。

日本経済新聞社編「企業の社会的責任ハンドブック」

昭和49年，日本経済新聞社。

日本ビジネス編集部「日本の企業環境」昭和50年，日本経済新聞社。

高田馨編「企業の環境適応」昭和50年，中央経済社。

単行書に限定して示したけれども、これによって一応昭和45年ごろから、わが国の経営環境論がにわかにあいついでみられるようになったことが知られる。これと関連して、日本経営学会大会の共通論題も、はじめに示したように、昭和46年に「70年代の経営学の課題」として「公害問題」と「国際化」がとりあげられ、つづいて47年は「経営と環境」、48年は「経営国際化の諸問題」、49年に「企業の社会的責任と株式会社制度の再検討」がとりあげられているのである。

このような推移は、まず訳書による紹介にはじまったように、もちろんアメリカにおける経営環境論の展開も背景になっていると思われるが、より以上に昭和45年（あたかも万国博の年）ごろからのわが国の経営環境の実態の推移が、より顕著にこれを促進したというべきであろう。この数年間のわが国の推移は、経営環境論の展開のための背景というより、むしろ直接的に企業の社会的

責任論，企業行動基準論により焦点がおかれる段階へと急速に転じていったと
いった方が適当かも知れない。

(B) わが国経営環境の推移

ここにわが国の経営環境の推移を詳論することはできないけれども，ここの
主題である経営環境論の問題意識からみて，筆者はアウトラインとして，次の
ように考えている。

- ① 第2次戦後から昭和45年ごろまで。戦災復興から高度成長までの経営環境
は，経済再建から技術革新時代の4半世紀であるから，企業と環境とのかか
わりは現実にはきわめて大きかったはずであるけれども，復興から成長ま
で，ひたすらに企業の経営活動は展開せられて，わが国の場合，いわゆる環
境問題意識はもたれなかったといっても差支えないように思う。当初の復興
再建時代は，きびしい環境下にかえて，環境無意識のひたすらの時代とみ
るべく，昭和30年代の成長経済に入ってから，環境への関心の十分ないま
ま「この道ひとすじ」で推移した時期とみることができる。
- ②ここでの環境問題意識下の昭和45年ごろからは，次のようなめまぐるしい環
境激動をみみた。次の列挙は，いささか単純化のそしりをまぬがれないもの
の，きわめて特徴的展開であったといえそうである。
- ⑦昭和45年末の公害国会と特徴づけられた臨時国会での公害対策基本法（昭
和42年）の改正。その諸関係法規の整備と強化から，46年，47年にかけて
4大公害裁判の判決などをふくむ公害問題を中心とする企業の社会的責任
がきびしくとわれた時期。
- ⑧昭和46年8月のニクソン・ショックにはじまる円の引上げなどから，貿易
不安見越しとその見込みちがひによる国際金融問題に関する政府の政策の
タイミングのずれが諸問題をもたらした時期。いわゆる過剰流動性のなか
での企業の投資，投機行動が非難されることとなり，しかも昭和47年夏か
らの日本列島改造論がこれに一層の拍車をかけた。この間福祉優先，シビ

ルミニマム論の展開となり、企業行動のあり方の反省、企業利潤の社会還元などの試みをみることもなった。

㊤このような国際金融、国際貿易の推移のなかで、企業の海外投資活動（事業所の現地設置）の急速な発展となり、いわゆる国際化のなかで、日本の企業行動が海外で批判をうけることになった時期。昭和47年11月のタイにおける日本商品ボイコットなど一連の出来事によって、昭和48年には商社をはじめ諸主要企業があいついで行動基準を発表することとなった。

㊦ついでよく知られている昭和48年10月の第4次中東戦争をきっかけとするオイルショックにまつわるわが国での一連の問題。この際の企業行動に対するきびしい非難、資源問題、それに関連する消費者問題の展開などがあった。

㊧さらにそのあとの昭和49年から50年へかけてのマイナス成長、低成長という経済状況の様がわりが、企業の環境とのかかわりを著しくかえることとなり、不況下の存続自体が問題となってきた。しかもこの数年来の国際的、国内的諸問題の提出した中心課題ともいうべきわが国の産業構造の改変を、このなかで達成しなければならないということになった。その具体的にない手が企業であることはいうまでもない。

以上をとおして結論づけるとすれば、わが国の場合、企業のその環境とのかかわりの多面的な諸側面を、この数年間に毎年テーマをかえつつ、文字通りひととおりに体験することとなったといえそうである。企業の経済機能のいない手としての側面と、企業の社会的存在としての側面との両面について、環境、より具体的には広義の社会とのかかわりの諸問題において、具体的かかわりをもってきたといえるのである。

以上のような問題意識のなかでのわが国の経営環境論について考察してみなければならない。

(C) 経営環境論の展開

さきに示した日本経営学会の大会では、昭和46年に公害問題、48年に国際化の問題など、経営環境にかかわる課題がとりあげられているが、ここでは、経営と環境とのかかわりそのものをとりあげた昭和47年の共通論題、「経営と環境」⁽¹⁵⁾についてみてみよう。

横川義雄「環境適応プロセスにおける管理手法」

佐野 守「企業環境と企業行動」

竹中龍雄「企業環境論の学問的系譜」

川崎文治「企業の環境に対する目標設定と戦略決定」

山城 章「経営と環境」

渡辺 睦「経済の国際化と中小企業経営の対応」

大島国雄「経済改革とソ連経営の社会的責任」

桜井克彦「企業と環境」

西門正巳「経営計画の設定における環境要因」

森本三男「企業行動と企業廃棄物」

田杉 競「企業成長の諸問題」

不二葦淳孝「企業と環境についての一考察」

宮坂正治「企業と環境」

（注）上記の前半は共通論題として、後半は自由論題として報告されたものである。なお、共通論題のうち、報告書にはでていないが、当日にはこのほか菅原正博「経営と環境についての方法的課題——企業エコロジー・モデルの開発の必要性」という報告もあった⁽¹⁶⁾。

ここにこれらを詳論する場ではないので、通じて特徴的にみると、経営と環境とのかかわりを、オープン・システム論として与えようとし、エコロジー論

(15) 日本経営学会編「経営と環境」昭和48年、千倉書房。

(16) 米花稔「経営学界展望——日本経営学会第46回大会の主題を中心として」ビジネス・レビュー Vol. 20, No. 4（昭和48年3月）所載。

の接近を試み、制度論的考察を行ない、また社会的責任論として展開し、あるいは環境適応の意思決定についての行動科学的な多目的論による解明に対する批判経営学的視点からの批判など、多様な試みがみられた。いずれも経営と環境とのかわりの理論的接近のよりどころを示すことに重点がおかれていたように思う。

ついで昭和45年ごろからあいついで発表せられてきた経営環境論的関連の諸著書についてみてみよう。時間の制約もあって、そのそれぞれについて十分に眼を通していない筆者として、粗雑の非難をさげられないけれども、通じての特徴的な諸点を私見によって示してみよう。

①まず昭和45年という早い時期のものとしての高田馨著「経営の目的と責任——経営の主体・環境論の根本問題」は、経営の主体と環境諸主体との関連を問題とし、経営目的論、社会的責任論、統合原理にわけて、主としてアメリカの関係諸文献の所論をよりどころに、これを考察するのである。

そのなかで、社会的責任は、主体と環境との関係を中心においたときの基本問題であるとして、それは環境責任ともいうべきものとして、経営の経済目標と非経済目標の統合的視点を中心として展開しようとして試みられたものといえよう。その意味で、経営環境論の内容的展開の出発点を示したものとみることができるように思う。

②その以後の数年間には、前に列挙したように、筆者の「経営環境論」（昭和45年）、竹中龍雄著「企業環境論」（昭和47年）、西尾一郎著「企業環境論」（昭和48年）、山田一郎著「激変する社会環境と経営革新」（昭和48年）など、いくつかの類書が発表せられた。ここにこれらの内容に入ることはできないが、筆者のそれと、竹中教授のそれなどについて、かつて森本三男教授がその「企業環境論序説」のはじめに示された寸評が、これらを通じてあてはまるといえよう。⁽¹⁷⁾すなわち「この両者は、著者の個性が十分に反映した独創性豊かな研究であるが、そのことを裏返しに言えば、現在の企業環境に関

する研究が、きわめて多様であることを物語っていることになる」と。

- ③なんといっても経営環境論のかかわる内容が広汎にわたること、ならびにその接近方法の模索の段階にあることが、共同研究ないし共同執筆によってまとめられているものすくなくないことも、特徴的といえよう。すなわち、富永健一編「経営と社会」（昭和46年）、宇野政雄編「日本の経営環境」（昭和48年）、山城章編「環境適応の経営戦略」（昭和49年）、高田馨編「企業の環境適応」（昭和50年）など、その例ということができる。このうち富永教授の編書は社会学、経営学、経営史学の各分野の研究者中心に、とりわけ社会学的接近を特徴とし、宇野教授の編書は、早大の経営学者に一部社会学者を加えて、組織、財務、人事、マーケティング、生産管理など、機能別の環境変化に重点をおき、山城教授の編書は、行政関係の専門家を加えて、経営環境問題としての立地、環境汚染、廃棄物などをめぐる問題意識のなかでこれをとりあげている。高田教授の編書は、しばしば言及した古川栄一教授を委員長とする日本学術振興会経営問題委員会の共同研究のひとつで、筆者も参加したもので、経営理念、社会、資源、政府、国際化などにわたる基本問題、さらに技術、マーケティング、公害防除、人事などについての経営方針などに及んでいる。これらはこの時期の経営環境論研究の段階を特徴的に示しているとみられる。
- ④昭和45年からの数年間の推移をもっとも特徴的に示しているのは、昭和48年11月14日臨時増刊「東洋経済」の「企業の社会的責任——反産業主義の底流とその対応」、昭和49年8月刊の日本経済新聞社の「企業の社会的責任ハンドブック」であろう。前者は石油ショック前における経営環境と、それともなう社会的責任がとりあげられ、後者は石油ショック直後の環境を前提と

(17) 森本三男「企業環境論序説(1)」横浜市大経済研究所刊「経営と貿易」109号（昭和48年3月）所載、なお森本教授は「同(2)」前掲誌112号（昭和49年3月）、「同(3)」前掲誌118号（昭和51年3月）を發表されている。

する社会的責任論で、その推移が直接的に示されているように思う。

（6）まとめ——現在の位置づけ

昭和40年代のわが国の企業経営の環境変化は、経営学研究に新しい多くの課題をもたらしつつある。このことは、経済学、社会学その他の諸分野についても同様である。これを経営環境論としてみると、既にみたように、アメリカの諸研究がさらに約10年をさかのぼってみられるのみならず、企業と環境のかかわりの個別の分野としては、今世紀はじめにまでさかのぼることができるのと比較して、かなりのギャップを認めなければならない。これらの諸研究が、わが国の研究におけるフレームワーク形成の試みに、すくなくない示唆を与えつつあることはいうまでもない。しかしながら、昭和45年以來のわが国における相次ぐめまぐるしい環境変化の展開をみると、時間的推移のギャップ、ならびに日本的特質の問題ともあいまって、みずからの構想性を必要とする側面もあるように思われる。うえにみた諸試みもこのことを示しているといえよう。

このような観点から、この数年をふりかえるとき、環境汚染問題からは、エコロジ的接近、社会的費用的視点、テクノロジー・アセスメント、さらにはマーケット・メカニズムのかかわりからの公共経済学的思考など、いくつかの新たなとりくみ方が提示せられるようになり、企業の投資行動が問題になったことをきっかけに、企業の行動基準の問題、社会貢献度の測定、営業報告書などをめぐるディスクロージャー、さらにはいわゆるソーシャル・オーディットなどの諸課題がとりあげられ、これらを通じての企業の社会的責任論の展開におよぶなど、経営環境論の内容的展開にかかわるマネジメント的側面の諸点が論ぜられるようになった。

これらを通じて、わが国の経営学研究も、経営環境論のフレームワークから、その内容の形成を模索しつつあるのが現段階とみることができよう。ここでは、そのひとりとしての私見を展開する余裕はあたえられていない。ただ簡

単にふれるとすれば、経営環境論を企業の広義の社会とのかかわりとみると、そのフレームワークとして、企業の経済機能のいない手としての側面と、社会的存在としての側面との両面における直接、間接の社会とのかかわり、さらにはそれらの空間的存在としての具体的活動についてのかかわりにおよぶ諸関係を、マトリックス的に把握したいのである。それにもとづいて、それぞれのかかわりを系統的に考察することによって、マネジメントとしての問題点の解明に及びたいと思う。その場合、企業の社会とのかかわりは、一方にミニマムのレベルとしては、社会的費用としての問題意識からの接近を、他方において、よりポジティブなレベルとしては、文化的視点、これをアメリカ流に言えば、いわゆる quality of life の視点からの接近を構想しているのである。これらがまた社会的責任論とかかわるものと考えている。具体的には、昭和45年の拙稿の「経営環境論」の全面的改訂のなかで実現したいとねがっている。

4. 国際経営論の展開過程

(1) 開 題

わが国における国際経営論研究も、昭和45年ごろ以後に本格化したといってもよい分野であろう。筆者は今、この国際経営論を専攻するものではないけれども、本文のはじめにも述べたように、筆者の属する研究所の研究発展と研究活動のかかわりから、この分野にも若干の関係をもったことから、今日も引き続き関心深い分野の一つである。このような意味において、ここにわが国におけるその萌芽的研究から展開過程のあしどりをあとづけることによって、他の関係研究分野とともに、これらを通じての経営学研究の今後について考える手がかりとしたいと思うのである。

わが国における今日の意味における国際経営論研究のはじめは、前にもふれたことのある CIOS 国際経営会議の1954年（昭和29年）サンパウロでの第10

わが国経営学の周辺分野における萌芽的研究とその展開（米花）

回大会に参加された恩師平井泰太郎教授の帰朝後の火つけにはじまったといっ
てよい。アメリカにおけるこの分野の研究成果がみられはじめたのが、のちに
みるように1953年ごろであることを思うと、その先見性は評価されなければな
らない。

しかしながら、わが国の場合は、それ以後も金田近二教授（当時、神戸市立
外国語大学）のしばしばの必要性の強調、入江猪太郎教授（当時、神戸大学経
営学部）のアメリカ文献の紹介などもあったものの、学界における関心はすく
なく、さきにふれた昭和39年4月、神戸大学の経済経営研究所に国際経営部門
の設置をへて後もなお、たかまりはよくなかった。日本経営学会大会でとりあ
げられるのも、昭和45年以後のことであった。このような約20年の推移を、ア
メリカの研究推移をも参照しつつ、ここでの考察の対象とすることとする。

本章における国際経営論の萌芽的研究からその展開過程を考察するについ
ては、既に述べたように、専攻としない筆者ながら、その推移を見つづけ得る立
場にあったことをよりどころとし、しかも次のようにこの課題をみるにきわめ
て都合のよい文献があることに支えられているのである。すなわち

金田近二「国際経営学界の展望」神戸大論叢

20周年記念特集所載（昭和41年6月）

吉原英樹「日本における国際経営の研究」

国民経済雑誌 130 巻 1 号（昭和49年7月）

吉原助教授は、上記論文において、わが国における国際経営論の発展を3期
にわけて、昭和30年代を必要性強調の時代と位置づけ、昭和30年末から昭和40
年代前半までにおいて、ようやく研究が手がけられ、アメリカの研究の導入を
中心として進められたとし、昭和40年代半ば以後、この研究が本格化しはじめ
たとするのである。筆者も同感するので、ほぼこれに従って、以下その推移を
考察することとする。

（2）国際経営論研究の萌芽時代

さきにふれた平井教授は、1954年（昭和29年）のサンパウロでの CIOS 国際経営会議第10回大会に出席したあと、その主要な報告内容を、みずからの編著として「経営問題の国際的動向」（昭和30年）を発表されるとともに、「経営の職能的研究および制度的研究と国際経営問題および経営社会問題」（国民経済雑誌、92巻2号、昭和30年2月）において、これから「国際経営」の問題を重視すべきもののひとつとして強調された。これがわが国の場合のこの分野への研究の火つけ役としての最初とってよいと思う。

ついで金田近二教授が、昭和32年と昭和34年の日本経営学会大会において、国際経営研究を本来の経営学者によって推進すべき必要性を強く指摘される報告が行なわれた。筆者も印象深く記憶している。前者においては、「経済開発と国際経営の諸問題」として、後者においては「後進国経済開発と経営問題」⁽¹⁸⁾としてであった。金田教授は、その海外経済の研究過程から、第2次大戦前早くから、たとえば印度における経営代理制度（managing agency system）という特徴的なマネジメントのあり方を注目し指摘せられていたこと⁽¹⁹⁾から、国際的な事業活動におけるマネジメント的視点の重要なことを痛感せられていたと思われるのである。このような指摘にかかわらず、わが国における国際経営研究は、なお十分な関心をかきたてることができなかった。

このようななかで、上のような指摘にさきだつ昭和31年に、入江猪太郎教授の「在外企業経営の本質」（雑誌「PR」7巻8号、昭和31年8月）の発表は例外といえよう。これは、すぐのちにみるように、アメリカにおける国際経営

(18) 金田近二「経済開発と国際経営の諸問題」日本経営学会編「技術革新と経営学」所載、昭和33年、同文館刊。

金田近二「後進国経済開発と経営問題」日本経営学会編「日本の経営」所載、昭和35年、森山書店刊。

(19) 金田近二「南洋及印度経済研究」昭和17年、晃文社刊。

わが国経営学の周辺分野における萌芽的研究とその展開（米花）

研究の最も早く出されたものと思われるハーバード大学の当時助教授のE. R. Barlow, “Management of Foreign Manufacturing Subsidiaries” (1953) の紹介, 考察を主とするものであった。本書は, アメリカ企業のメキシコの企業活動を研究調査対象として, メキシコの実態, アメリカ本社の実態にわたり, インタビューをふくむ現地調査を手がかりに, これらにもとづく在外企業の経営問題をおつかったものである。

また国際経営論の問題意識としては, やや間接的ながら, 同じ時期, 昭和30年代において, 竹中龍雄教授（当時, 神戸大学経営学部）によって, インド, ビルマなど発展途上国における公企業, 公私企業のマネジメントについての現地見聞をふくむ研究が発表せられている⁽²⁰⁾。

さきにふれたように, 経済と経営の接点に焦点をおいて, 国際的視点から考察することを研究分野の主たるもののひとつとする（筆者も属する）経済経営研究所としては, 平井教授, 金田教授, 入江教授, 竹中教授など, 空間的にも身近かな人々の指摘に触発されて, この国際経営に関心をもつに至ることは, むしろ必然の成り行きであった。このような意味から, Barlow 著書以後1950年代後半に, 次々とみられるアメリカの文献のうち, 比較的テキスト・ブック的にまとめたものとして, コロンビア大学の J. Fayerweather 教授のまとめた “Management of International Operations” 1960 をよりどころに, 研究所スタッフの一部で研究考察を加えた。ここに, 単なる輸出貿易から, 製造部門をふくむ海外事業所の設立が, マネジメントの問題全般にかかわる国際経営という課題をみたのである。次のようなとりまとめを行なった。

米花 稔「国際経営における管理問題」

(20) 竹中龍雄「エカフェ地域の公企業とその問題」公益事業研究6巻1号, 昭和29年6月

〃 「後進国における政府と企業」総合経営10巻10号, 昭和34年10月。

〃 「インドの公私共同企業」国民経済雑誌108巻1号, 昭和38年7月。

その他, 若干論文。

井上忠勝「国際経営におけるレーバ・リレーションズの問題」

小野二郎「国際経営財務の基礎的考察」

以上「神戸大学経済経営研究年報」13（Ⅰ）（昭和38年）

このような推移と、既存の国際関係部門、経営部門との関連で、昭和39年より当研究所に国際経営部門が設置せられることとなり、昭和40年代のこの分野の研究活動に早い時期から参加することができるようになったのである。

なお、さきに示した金田近二教授の「国際経営学界の展望」（昭和41年）によると、さきの1953年の Barlow の著書から、1960年の Fayerweather をふくんで、1965年までに、15にわたる著書を紹介することによって、当時のアメリカの国際経営研究のアウトラインを示されているのである。アメリカにおける海外企業活動は、もちろん第2次大戦前にもみられたわけであるが、この問題が研究対象として一般化したのが1950年代であることに示されるように、このころからのアメリカ企業の海外投資活動が急速に顕著になっていることを示しているのである。

わが国の海外における企業活動は、第2次大戦後、1953～54年（昭和28～9年）ごろからはじまって、東南アジア、中南米方面をきっかけとして展開せられたのであるが、当初は件数に比して企業規模も小さく、これが本格化するのには、1970年代に入ってからとってよいかも知れない。海外直接投資残高が1969年末でわが国の場合、27億ドルに対して、アメリカは720億ドル、1973年末でわが国は103億ドル、アメリカは1,073億ドルにみるように、近年のわが国の発展の急激さが知られる。それでも第5位にすぎない。このような実態が、国際経営論の研究関心にも反映してきたといってもよいであろう。

（3）国際経営論研究の展開

筆者の属する経済経営研究所における新設の国際経営部門で、当初からこの問題にとりくんできた吉原助教授の前記論文によると、1965年ごろ以後、すな

わち昭和40年代前半を、国際経営論研究の第2期と位置づけ、アメリカの先進的研究の日本への紹介の時期としている。同時にこのころからわが国の海外企業活動の実態調査も手がけられるようになったとしているとともに、輸出活動におけるマーケティング論からも、この側面への接近がみられはじめたとしている。このことを筆者の手元の資料と、印象を中心にたどってみよう。

①この時期におけるアメリカの国際経営研究の紹介の代表的なものとして、竹田志郎「国際企業の経営管理」（昭和41年、中央経済社刊）は、当時の関係文献がすくなかっただけに、筆者にも記憶につよく残っている。同氏は、日本双眼鏡輸出振興事業協会海外課勤務中に、ニューヨーク大学経営学部大学院で国際経営論講座（management of international operations）に参加して、当時の J. Fayerweather教授の指導をうけ、在米中の成果である旨が同書に述べられている。アメリカの当時の関係諸研究をよりどころに、国際企業の生成、構造、経営（管理上の諸問題）、その展開、などにわたって述べられている。本格的な紹介のはじめとってよいであろう。

②実態調査については、吉原助教授の指摘によると、昭和30年代末から40年代はじめにかけて、日本輸出入銀行の海外投資アンケート、アジア経済研究所の東南アジア、中南米の実態調査、ジェトロの諸報告にこのことがみられるとしている。また部分的で、かつ調査というより現地視察の程度ながら、経営学研究者のなかでも、東南アジア、中南米などにおける実態とふれるものがみられはじめたのも、このからどころある。筆者もまたそのひとりとして、中南米のわが国企業の実態にふれる機会をもち、後にもふれるように、アメリカの文献の指摘する国際経営上の諸問題とともに、わが国企業として

(21) 米花 稔「在外企業と国際経営問題 —— ブラジルの場合を中心に」国民経済雑誌 113巻4号（昭和41年4月）。

米花 稔「ラテン・アメリカにおけるわが国企業経営」アジア経済、昭和41年6月号。

の特徴的な諸問題の重視されねばならないことを、強く印象づけられたので⁽²¹⁾ある。

- ③同じころ、世界経済学を専攻とせられる生島広治郎教授(近畿大学)は、主として貿易経営を専門とする若手研究者7人ならびに、業界メーカー、商社の海外部門を担当とする4人を加えて、同教授編著の「国際マーケティング政策——貿易と海外企業進出」（昭和41年、中央経済社）を發表された。同書は、第1編輸出マーケティング戦略、第2編わが国企業の海外進出と国際マーケティング、第3編国際企業と国際マーケティング政策の3部よりなっている。この配列にもわかるとおり、そして生島教授の序文にあるように、「貿易経営が輸出マーケティングから国際マーケティングに進展して、国際経営」にいたりつつあることを、問題意識にしたものである。また「国際マーケティング計画は、海外に進出した企業のマーケティング計画と本国の輸出マーケティング計画との総合マーケティング計画である」としているところに、まえにみてきた経営学の領域からの国際経営研究に対し、貿易論の領域からの国際経営研究への展開という点に特徴がみられるのである。

このようにみえてくると、昭和30年代をわが国の国際経営研究の萌芽時代とみると、昭和40年代前半は、これを一步進めるとりくみが部分的にみられたものの、なおそれは胎動期間というべく、経営学研究全体のなかでは、まだ目立ったものとはいえなかったと思う。

（4）国際経営論と多国籍企業論

わが国の経営学研究において、国際経営論に関する関心が目立つようになった手がかりとして、日本経営学会大会の統一論題にこれのみてみよう。昭和46年の第45回大会の、「70年代の経営学の課題」の2のサブテーマのひとつが、「国際経済の動向とわが国経営学の課題」として、そして昭和48年の第47回大会のテーマが「経営国際化の諸問題」として、とりあげられていることによ

て、昭和40年代後半において、これらの問題に、経営学研究のなかの一分野として、ようやく広く関心をもたれるようになったといえることができる。また昭和47、48年において、国際経営、多国籍企業に関するほん訳、研究の出版刊行がきわだって多くみられるに至ったことは、出版年鑑によく示されているところである。

アメリカにおいては、まえにみたように、1950年代後半から1960年代前半にかけて、国際経営に関する文献が相当多数みられていたのであるが、1960年代後半に至って、これはさらにいわゆる多国籍企業（multinational business）として、一層顕著にとりあげられることとなった。アメリカ企業のヨーロッパ先進諸国、発展途上国にわたって、とりわけ目立って海外投資活動が展開した結果といえよう。このことを顕著に示すものとして、ヨーロッパ諸国の、アメリカに対する技術格差（technology gap）が、1960年代通じてきわめて顕著な問題意識としてとりあげられたことにみられるのである。1960年代の隔年開催された OECD の科学閣僚会議は、その主題がつねにこの問題に集中したことがこれを示す。⁽²²⁾この技術格差こそ、1950年代から1960年代にかけてのアメリカの海外投資、とりわけ欧州諸国に対する場合の主原因になっていたのである。

以上のようなアメリカの諸研究の影響とともに、わが国の場合、昭和45年ごろからの国内における公害、自然破壊などの環境問題、ならびに昭和46年8月のニクソン・ショックを転機として、わが国の海外投資活動が急速に積極化したことが、この時期にこの分野の研究関心を急速にたかめたことは、記憶にあらたなことである。しかもこの結果、昭和47年11月のタイにおける日本商品ボイコットなどの例にみるように、わが国の海外企業行動がまた論議の対象となったことが、一層これを促進したといえよう。「経営環境論」の章でもふれた

(22) 米花稔「経営環境論」（昭和45年、丸善刊）第2章技術革新と経営、4.技術革新と研究開発参照。なお、1970年代の OECD 科学閣僚会議の主たるテーマは、環境問題にかわっているようである。

ように、昭和48年5月には日本貿易会が「総合商社の行動基準」を示し、昭和48年6月、経済五団体は「発展途上国に対する投資行動の指針」を示すなどもみられた。さらにまた、昭和51年（1976年）6月、OECD 閣僚理事会では、「国際投資及び多国籍企業に関する宣言」およびその関連する決定を採択し、とりわけ付属書として、多国籍企業の行動指針について詳細な規定を示している⁽²³⁾のである。

昭和40年代後半、すなわち1970年代のこのような内外の推移のなかで、関心の高くなったこの分野のわが国の研究展開のあらましをみてみよう。

①昭和46年の日本経営学会大会のサブテーマ「国際経済の動向とわが国経営学の課題」として、次のような関連報告が行なわれた⁽²⁴⁾。

衣笠洋輔「わが国企業の世界企業化への道」

竹田志郎「企業の国際化と経営戦略」

伊藤寿右衛門「国際経営比較の基本問題」

高宮 晋「世界の中の日本の経営学」

ここで、さきにふれた竹田教授の国際経営論の展開、衣笠教授の貿易におけるマーケティングから国際経営論としての展開、高宮教授の各国の比較経営研究こそ、国際経営論の中核であるとの指摘などがみられた。

これが昭和48年の大会のテーマ「経営国際化の諸問題」では、「多国籍企業の諸問題」、「経営行動の国際比較」、「経営学の国際比較」の3のサブテーマがとりあげられたが、このうち「多国籍企業の諸問題」を示すと、次の如くである⁽²⁵⁾。

室谷賢治郎「多国籍企業とコングロマリット」

野口 祐「現代多国籍企業成立の根本的現実的要因」

(23) 福田博編「多国籍企業の行動指針——OECD宣言の解説」昭和51年、時事通信社。

(24) 日本経営学会編「70年代の経営学の課題」昭和48年、千倉書房。

(25) 日本経営学会編「経営国際化の諸問題」昭和49年、千倉書房。

儀我壮一郎「多国籍企業をめぐる諸矛盾」

吉原英樹「日本企業の国際経営の展望」

ここでは、主として多国籍企業一般あるいはアメリカのそれを取りあげての考察であるが、吉原助教授は、日本における国際経営研究が、アメリカの所論とともに、わが国の場合の特徴的課題をもとにしたその理論的フレームワークの形成の必要性を指摘している。

- ②このような推移のなかで、昭和47年12月、多国籍企業問題研究者約50名よりなる「多国籍企業研究会」が発足し、入江猪太郎教授を会長に、東部部会、（山城章氏）、西部部会（入江猪太郎氏）として、文献的ならびに実証的研究をはじめ、その研究の一部は、漸次発表せられるに至った。次の如きにみられる。

入江猪太郎「多国籍企業——12人の経済学者がえがく未来像」昭和49年、ダイヤモンド社。

多国籍企業研究会監修，日本経済調査協議会編

「多国籍企業の経営——日本企業への指針」昭和51年，ダイヤモンド社。

- ③既にあきらかなように、この時期に至って、国際経営の問題も、多国籍企業問題の一部としてとりあげられるように、国境をこえた企業活動は、経営学研究分野以上に、経済学研究分野においてもとりあげられることとなり、かつのマクロ的接近とミクロ的接近の共同研究も、現にみるように進められるに至った。これまでからのジェトロ、アジア経済研究所の諸活動とともに、官庁資料としても、通産省が昭和46年度から「わが国企業の海外事業活動調査」を実施しはじめ、その年次報告書も逐次発表せられつつある⁽²⁵⁾。また研究者による実証的研究も、さきの多国籍企業研究会のグループをはじめ、各方面で次第に進められているようである。例えば、筆者の属する経済経営

(25) 通商産業省企業局編「日本企業の国際的展開」——わが国企業の海外事業活動調査報告書，昭和48年，以後毎年発表。

研究所においても、国際経営部門の井上忠勝主任教授を代表者とする神戸大学国際経営研究グループの研究もその一例と思っている。

以上みたように、昭和40年代後半に至って、わが国の国際経営論研究は、多国籍企業論の諸研究のなかで、相当積極的に展開せられるようになった。現在この問題に直接にはとりくんでいない筆者としては、研究展開の推移のアウトラインをみる以上に、その内容にまで立入ることはさげなければならない。

（5）まとめ——現在の位置づけ

平井教授が国際経営研究の重要性を指摘された1950年代前半から、ほぼ4半世紀を経て、わが国におけるこの分野の位置づけも明確になったようである。この推移を概観することによって、その現段階での位置づけなり、課題について、関心のあるまま、一応の私見を付記することによって本章をおえたいのである。

第1は、アメリカの国際経営の諸研究は、ほぼ紹介され、消化せられて、わが国自体の課題としてとりくまれつつある段階と見受けられる。

第2は、ただこの国際経営問題が、多国籍企業論の急速な展開と、経済学的国際経済学的接近の展開によって、そのなかに没入することなく、マネジメント的接近の側面が、均衡をたもって展開せられることが期待せられる。

第3は、なにより企業活動の国際的な展開の研究についてのマネジメント的課題は、内外の実態との接触を前提としなければならないところに、時間とエネルギーの負担の大きいことが、研究促進上の問題と思われる。いまようやくこの点に、本格的とりくみがみられはじめた段階のようである。

以上のうち、第3点は、ささやかながら筆者の中南米、ならびにオーストラリアにおけるわが国の現地企業にふれる機会をもった経験から、とりわけ痛感せられる。欧米諸国と異なって、多様な民族と仕事を共にする経験が、歴史的に、内外にわたって、著しくすくないわが国としての、特徴的な国際経営問題

のあることは、実態のなかから、帰納的に把握しなければならないことを意味していると思う。

5. 萌芽的研究とその展開を顧みて

この4半世紀におけるわが国経営学周辺分野の萌芽的研究とその展開について、経営情報システム論、経営環境論ならびに国際経営論の3の分野をとりあげて、そのアウトラインを考察した。なるべく客観的な資料をよりどころに考察することをつとめたつもりながら、いずれも身近にかかわりをもって来た分野ばかりであることによる偏見の介入、ならびに資料収集不足、考察の不十分による不備の多いことをおそれる。御教示、御批判を得て、さらにみなおしたいと思う。

なお、このように3の分野について考察した結果は、ここに省略したわが国における経営史研究の萌芽的研究がその今日の盛況をみるまでの推移も、この4半世紀のことである。このことは、上林貞治郎・栗田真造・井上忠勝・笹川儀三郎共著「経営史の研究」（昭和44年、ミネルヴァ書房）中の井上忠勝教授の「補章日本における経営史の研究」に示されているところに、上記3の分野と共通するところがかかなり見出されるように思うが、ここではこれ以上関説しないでおく。

いまこれら3の分野のこの4半世紀の研究過程を通じての特徴なり、問題点を、まとめて論理的に十分結論づけることは、なお筆者の考察不備によって、ためられるところである。従ってここでは、以上の小論に関する限りでの素朴な印象を若干列挙することによって、結びにかえることとする。

第1は、これら周辺分野の研究について、その必要性なり、問題提起から萌芽期をへて胎動期間をかかなり要するということである。ここの3の事例では、すくなくも10数年間という時間を必要としている。

第2は、これらはいずれも、アメリカの諸研究の先導的刺激によっていることも否定できない。とりわけアメリカの先進産業国として先立つさらに約半世紀の実態における経験の蓄積が先行していることもうかがえるのである。このことは、またわが国の後進国としての産業発展にもなって、みずからの問題意識への転化がみられるのである。

第3は、この3の分野がいずれも、昭和40年代半ばから、経営学研究分野としてひろく一般の関心を集め、とりくまれるようになったことである。このことは、一方にはわが国経済が高度成長期をへて、欧米諸国と共通の段階としてのみずからの問題意識化したこと、他方にはわが国のこのような段階における実業界ならびに学界の特徴的なエネルギーなとりくみ方のみられることにもとづくと思われる。

第4は、萌芽的研究から胎動期間における少数の研究者のとりくみ方の難しさ、環境条件のきびしさが、うかがえるように思う。

第5は、そのような研究の萌芽時代からその展開過程には、いく段階かの、いわば節目がみられ、それを克服して前進するのには、なんらかの構想性を必要とするようにみられるのであるが、これまでの推移にみるかぎり、その構想性の形成は、主としてアメリカの研究が手がかりとなっていることが多いように思われる。

第6は、この3の分野が、筆者の研究にかかわりがあり、また筆者の属する研究所とかかわりのある分野のみのことでもあるが、そのいずれもが平井泰太郎教授の先見性とかかわっていることを否定することができない。このことは経営学自体の発展の回顧について、本小論のはじめにふれた山本安次郎教授の「日本経営学50年」のなかで指摘していられるところともかかわっているのである。なお、また社会科学における実態の推移と研究の先見性とのかかわりを考えさせられる問題点がここに提示せられているように思う。

第7は、これら3の分野の研究も、昭和45年ごろ以後は、わが国においても

本格的にとりくまれつつあり、わが国の実態なり、特徴的問題とかかわって、その展開が試みられつつあり、みずからの構想性も提示される段階にきたことが期待せられるのである。

第8は、これらの3の分野は、情報とコンピュータといい、地域社会と環境汚染問題といい、国境をこえる経営問題といい、いずれもそのなかに、具体的空間的な部分とのかかわりをもつ点が共通していること、また経営学のみならず、他の社会科学諸分野、さらには自然科学分野にもかかわりをもつ、いわゆるインターディシプリナリな分野であることも共通していることなどが注意せられる。

以上のような諸点を考慮すると、さらにここからいくつかの問題点が推論できるけれども、その段階は一層独断と偏見におちいるおそれがあるので、この程度にとどめ、筆者も今後の経営研究におけるあり方について、さらに自省してみたいと思うのである。

瀬戸内海における旅客輸送の実情

佐々木 誠 治

はじめに

- I 瀬戸内旅客船・フェリー事業の全国的ウェイト
- II 瀬戸内旅客輸送航路の地域的特色
- III 海運局別に見た対象航路の概況と特性

はじめに

より新しいものができているのかもしれないが、筆者が現在までに入手し得ているうちでは最も新しい関係資料である昭和49年4月1日現在の「旅客定期・不定期・自動車航送貨物定期航路事業現況表」⁽¹⁾によって、わが国内航分野における旅客船およびフェリー（ボート）の総体的な事業規模乃至活動力の程度をうかがうに、1,646航路、使用船舶3,033隻・88万9千総トン弱という数字が求められるが、その中心は旅客定期航路（事業）である。いわゆる内航の旅客船・フェリー航路数の半分以上が旅客定期航路であるばかりでなく、そこへ投入・使用されている船舶量についてみるならば、隻数の2/3、トン数の96%近くまでが旅客定期航路用ということである。

ここに含まれている「自動車航送貨物定期航路(事業)」というのは、いわゆるカー・フェリー乃至貨物フェリーの定期航路であって、通俗的に説明するな

(1) 社団法人日本旅客船協会——運輸省海運局定期船課監修。同課が出している昭和50年4月現在、または51年4月現在の「自動車航送航路の現況」は、旅客船をのぞいたフェリーボートの航路のまとめであり、したがって、旅客定期・不定期と貨物定期の区別などもなく、量的にかなり小さい統計数値となっている。

	航 路 数	船 船 数	
旅 客 定 期	9 1 9	1, 9 5 8 隻	853,640.26総トン
旅 客 不 定 期	7 1 6	1, 0 5 9 //	25,015.26 //
自 貨 定 期	1 1	1 8 //	10,068.67 //
計	1, 6 4 6	3, 0 3 3 //	888,724.19 //

らば、旅客すなわち人間よりか「自動車」もしくは「自動車に積まれた航送貨物」を積載し、輸送するものだといってよからう。ただし、法令的には、旅客定員が12名以下のフェリー・ボートということで区別されているものであって逆にいえば、12名までなら旅客＝人間を乗せてもよい船舶（フェリー）だといってよいことでもある。他面、もっぱら貨物輸送に従事する、いわゆる内航貨物船——わが国内航海運活動の中心・主役——は、原則として旅客輸送サービスをいとなんでおらず、また、外航分野・外国航路においては、わが国（船舶）の旅客輸送活動・定期旅客船航路もしくは当該事業というものがほぼ全く消滅してしまっている現在の本邦海運情勢下においては、上記内航の定期航路だけが旅客輸送サービスというものをいとなんでいるといつてよい。このよ
うなわが国現在の海上旅客輸送サービスの在り方、なかんずく、その圧倒的中心部分が旅客定期航路（事業）で占められ、それ故、ここに投入され、就役させられている船舶が「旅客定期船」——ときには「定期旅客船」という呼び方も用いられる点とともに、それはいわゆる「純客船」のみならず、一定数以上の旅客を〔も〕のせる「フェリー・ボート」まで含むかなり広義の呼称である点に留意が必要——という名称で旅客海上輸送手段の主役をつとめている事実をまず前提的に指摘したうで、この航路・船舶もしくは企業（事業）のより内部的な側面を、さしあたって瀬戸内海地域における実情について、より立ち入った考察を試みるとしよう。いうまでもなく、瀬戸内海というのはわが国

におけるこうした旅客輸送活動のメッカだと解されてきたし、現在も、いわゆる内航客船活動が最も活発に展開されているところであると同時に、又、それをおびやかす、或いは、色々な意味で改新・変化が予想される場所であり、事業活動の場である。

1. 瀬戸内旅客船・フェリー事業の全国的ウエイト

——対象航路の量的な把握——

1) 対象とする事業・航路の意味と範囲

瀬戸内海を主舞台として展開されている「旅客船およびフェリーの活動」のうちの旅客輸送に関するもの、より言えば、「内航旅客船およびフェリー・ボートによって営まれている旅客の輸送サービス」が、われわれの考察対象である。これをつづめて、一応、「瀬戸内旅客船・フェリーの旅客輸送事業」と呼ぶこととしたいのであるが、実は、この場合その意味もしくはそこに包含される事業・企業もしくは航路の具体的内容乃至範囲というものは、必ずしも明確であり、常に一定不変であるとはいえない。また、万人が同じように理解できるか、しているかも疑問なしとしない。よって、この表現・呼称の具体的内容、殊に本稿における意味・内容について、今少し明白にしておきたい。

まず、「瀬戸内」もしくは「瀬戸内海」という言葉の意味・中身は、由来、人により、時により様々であり得、すべての人が同じ認識・理解をもっているとは限らない。その範囲は、時に広く時に狭くとらえられるし、また、何等かの特定の意図・目的の下で、独得の対象区域が考えられることがあるようだ。われわれが、ここで「瀬戸内」もしくは「瀬戸内海」といっている地域・区域が、一般常識的な意味・言い方のそれと格別にはなれたものでもなく、また、地理学上乃至法令上において一般にとらえられている「瀬戸内海」の範囲ともそう大きく違っているとは思わないのだけれども、その具体的な、もしくは

は、基本原則的な範囲＝地理的区画を明らかにしておくことは何はあれ、是非とも且つ第一前提的に必要であろう。南は四国地方の陸地・北は中国地方の陸地がその境界であることそれ自体は、およそ、いかなるとらえ方の場合にも共通しており、ほぼ当然のことだといえようが、われわれの場合、東の境界線としては淡路島（南側）を挟む紀淡海峡および鳴門海峡、西の境界線としては関門海峡と豊予海峡が想定されているのであって、ひっきょう、東西南北をこれらの線で仕切られ・囲まれた内側の区域をもって、われわれは「瀬戸内」とみなそうとしているのである。この境界・地理的範囲を少しでもはみ出したらどうかといった些末なことからさておき、一応、この区域・海上を主舞台として展開されている旅客船・フェリーによる旅客輸送事業・活動が、われわれのいう瀬戸内のそれに外ならないのである。これが地理的範囲の具体的限定であると同時に、一面、基本的原則を成すものだということもできる。

だが、原則には常に例外や多少の修正がつきものであるし、他面、地理的特定のほかに考慮すべき事情がないわけではもち論ない。一応、区域が上記のように確定されたとして、そこで営まれている旅客輸送サービスのすべてを含めて考察するのか、それとも若干の取捨選択を行なうのか。これが次の課題である。このことに関しては、具体的には、次のような選定を行なって考察対象の限定・明確化をはかることとした。

イ) その東端部分においては、㊸若干であれ、明白に区域外に属する和歌山と徳島・小松島との間の航路と、㊹範囲内の部分と範囲外の部分との双方から構成されるが、阪神地方とのつながりが明確な阪神／徳島（小松島）および阪神／高知（室戸）の両航路とを加える。

ロ) 西端部分にあっても、やや区域外にはみ出る九州東南部、宮崎県細島と広島との間の航路を加える。

ハ) 他方、「瀬戸内」の区域を航行することも確実だが、㊸阪神と南紀（和歌山県南部）との間の航路、㊹より遠方の名古屋や京浜・東北・北海道と

阪神との間の航路，さらにはほとんど四国沖の太平洋を通りながら関門などの瀬戸内海諸港と東海・京浜との間を結ぶ航路，◎阪神と鹿児島間の航路もしくは阪神と沖縄間の航路などは，いわゆる「瀬戸内」「域内」のサービスと異質的であるが故に除外する。

- ニ) 他方，又，大阪港・神戸港を筆頭とする大きな港都でみられる港内観光船乃至遊覧用の定期便，および
- ホ) 港内ブイに碇泊中の船舶と港頭との間の，いわゆる“サンパン”用の旅客サービスも考慮外とする。
- へ) 最後に，いわゆる不定期のサービスとして「旅客定期」および「自動車航送貨物定期」とは区別される「旅客不定期」は除き，他面，
- ト) 12名以下の少人数ではあれ，旅客をのせることも確かである「自動車航送貨物定期」は加える。

2) 瀬戸内旅客船・フェリー事業のウェイト

上説のような限定条件の下で選出した旅客輸送をいとなむ瀬戸内旅客船・フェリーの現況を，航路に即してとらえれば，後述のごとく約270航路をかぞえる。この数は，或る意味では，決して少なくないものだとも思われる。けれども，他面，それが全国的にみて極めて大きな勢力・比重のものであるかどうかとなると，問題はかなり別である。古来，瀬戸内海の旅客往来はわが国における海上旅客輸送の一番の代表であり，最中心であり，その比重も極めて大きいものだと考えられてきたし，現代においても，多くの国民はそう思いがちであろう。だが，今日，瀬戸内海という海・区域がわが国海運活動の主舞台でなくなっている——外航活動を考慮すればもとより，内航海運活動に限っても然りである——事実と傾向は，瀬戸内の旅客船・フェリーの事業活動についても同様，はっきりと看取できる。それは，或いは多くの人々にとって驚くべき変化と受けとられることかもしれないし，われわれ研究者にとっても，大いに認識

を改めるべき点であるかもしれない。筆者の考察時間もなお短かく、本小稿の主目的や紙幅を考えた場合に、必ずしも十分な検討と整理計算を行なう余地がないため、ごく便宜的な統計数値を用いて概括的な比較を試み、大まかなウェイトを示す程度のことしかできないが、いま、地方別——海運局別——に分嶽された旅客定期と自動車航送貨物定期の航路数及びその船舶量を基にして、近畿・神戸・中国・四国の分をもって瀬戸内関係とみなし——この中には「瀬戸内」以外の分も、当然かなりふくまれているけれども——、その比率を求めると、次の第1表のとおりである。

第 1 表

	定期航路分のみ			その他を含む全体		
	航路数	隻数	トン数	航路数	隻数	トン数
近 畿	51	190	119,803	121	290	121,027
神 戸	36	110	73,258	68	163	73,815
中 国	194	400	73,531	287	595	75,195
四 国	116	204	93,305	161	274	103,129
計	397	904	358,897	637	1,332	373,167
全 国 計	930	1,976	863,709	1,646	3,033	888,724
%	42.7		41.5	38.7		42.0

定期航路のみについてみれば、約42%という全国比率であり、これに不定期航路を含めた全体のウェイトとなると一層その比率が下がるのである。九州及び中国地方の山陰沿岸などに就役している旅客船やフェリーも、決して少なくないことを想起されるだけで、これら西日本地域中の瀬戸内海関係分のウェイトそのものは、より小さい筈であることを容易に了解されるであろう。瀬戸内海の旅客輸送が、今日では4割そこそこの全国的ウェイトを占めるにすぎないという事実は、その現実の諸問題の考慮や対策検討のうえに、かなり微妙な作

用をおよぼしているように思われる。

2. 瀬戸内旅客輸送航路の地域的特色

1) 免許区分ないし海運局別にみた在り方

現在、瀬戸内海を東西または南北に航行しながら旅客輸送サービスを遂行している船舶は、およそ3,000隻、定期船のみでは約2,000隻をかぞえるが、これを航路数で分類整理するならば、270航路余ということになる。このうちいわゆる長距離もしくは中距離の航路で、且つ、概して大型の内航旅客船乃至フェリーを投入・就役せしめているものは、地方海運局の免許ではなく、運輸省（海運局）の免許——本省免許——を要することとされており、合計67の航路がこの部類に属する。この本省免許分をのぞいた200余の航路が、近畿・神戸

第2表 免許・海運局別航路区分

			純客船航路	客船・フェリー 共存航路	純フェリー航路	計
本 省 免 許	近	畿	2	3	5	10
	神	戸	4	0	5	9
	中	国	4	5	18	27
	四	国	5*	4	8	17
	九	州	0	0	4	4
	計		15	12	40	67
近	畿	海運局	1	0	0	1
神	戸	〃	13	0	3	16
中	国	〃	86	23	26	135
四	国	〃	31	4	13	48
九	州	〃	1	1	0	2
小		計	132	28	42	202
合	計		147	40	82	269

* うち4は阪神～四国間。

なお、航路別区分の仕方については、本文参照のこと。

・中国・四国・九州の各海運局の免許・管轄下におかれているのであるが、第2表に示されるとおり、その圧倒的部分は中国海運局、次いで四国海運局扱い分であり、その事実だけによっても、おのずから、瀬戸内海における旅客輸送ないし旅客船およびフェリーの輸送活動の中心が、どこの地域・どの海運局の管轄区域におかれているかが物語られていよう。前記本省免許とされるものの海運局区分を考慮に入れてもこの事実は変わらない。

すなわち、中国海運局の所轄下に入る航路は、約200航路中の135航路（67%）、又は約270航路中の162航路——本省免許27航路を加算——（60%）であり、四国海運局の所轄分は、同様48航路（23%）、又は65航路（約24%）であって、両海運局関係で全体の8割ないし9割を占めているわけである。

他方、瀬戸内海における旅客輸送業務に従事している航路を、①人間（旅客）だけを運ぶことを目的としてつくられた船、すなわち純客船が就役している航路、換言すれば純客船による旅客輸送がいとなまれている航路——以下、これを「純客船航路」と呼称する——、②純客船とフェリー・ボートの双方が投入され、したがって双方の船による旅客輸送業務が当該企業の当該航路において、共存関係・兼営形態でいとなまれている場合——以下、これを「客船・フェリー共存航路」と称す——、③フェリー・ボートによる旅客輸送が〔自動車の輸送とともに〕行なわれている航路——以下、これを「純フェリー航路」と表現する——の3つに区分してとらえることとする。念のため付言すれば、旅客輸送業務を認められていない“貨物（自動車）輸送専門のカー・フェリー航路”はこの際除外するわけである。

全体としては、最初の純客船航路が最も多くて147航路と半分をこえ（約54%）、次いで純フェリー航路が82航路（30%）、共存航路が一番少なく40航路という状況である。ただし、本省免許分と地方海運局免許分とに分けてみると、若干の事情変化が認められる。地方免許分については、上記全体の傾向・順位

に似かよったものがあるとしても、本省免許分の中では、純フェリー航路が40航路と最も多く、当該免許航路数67の60%にあたるからである。その結果、純客船航路のウェイトが絶対的にも相対的にも低くなり、実際上はフェリー優勢といえよう共存航路の事情を加味して考えるならば、本省扱いの比較的長距離の瀬戸内航路にあっては、“純客船からフェリーへ”の推移傾向が明白に看取できるといってよからう。

わが国内航における新しい船舶であり、新しい航路であるといえるフェリー・サービスであるだけに、かつ、わが国全体の経済・産業の動向や輸送構造の変化を背景に、それがより大型化・長距離化への進路を示すだけに、充分慎重で大局的な監督・指導を必要とする面があり、またその反映と思われるところもあると同時に、反面、中国地方および四国地方の住民生活の海・船舶輸送に対する不可分の依存性の故に、現地においては、日常生活のために不可欠な足としての純客船サービスが必要とされ、これに局地的・現場・現実的な許可があたえられ、あたえられねばならぬ事情を改めて理解すべきであろう。

なお、特定区間の通勤・通学用輸送サービスを除いて、いわゆる瀬戸内海上の伝統的な旅客船航路は、フェリー航路の大半とともに、四国ならびに内海上の多数の島々と本土を結ぶ機能を持ち、しかも、その中でも、阪神地方との交流・連結性が強いと解釈されがちであり、或る意味では、この事実・傾向もかなり認められるのだけれども、反面、神戸海運局所轄分——それ自体でも決して多数とはいいがたい——が一部積極的な関連をもつ外は、近畿ならびに九州の海運局所轄のものは案外、こうした瀬戸内の旅客船・フェリー活動と結びついていない事実も指摘されうるかもしれぬ。すなわち、大阪を本拠とする近畿海運局関連では、本省免許分が10航路あるにせよ、自己の管轄としては僅か300 mの渡河サービス用の1航路にすぎず、九州海運局の場合にも、前者より幾分広長といい得るにせよ、それ自身きわめて限定・局地的かつ短区間の局免許航路がふたつある以外、阪神と九州間——広島と細島間の純フェリー航路

1もあるけれども——のフェリー航路がいくつか本省免許で存在するという事実によって、かかわりをもつだけだといってもよい有様である。

2) 客船活動とフェリー活動との関連

すでに述べたように、瀬戸内の旅客輸送は、昔からの旅客だけをのせる純客船によっても営まれ、また、旅客のみならず、貨物もしくは自動車をも積み合わせる比較的新しいフェリー・ボートによっても、或いは極めて最新型の快速艇によっても遂行されている。昔からの概して低速の旅客船であれ、最新型の快速艇であれ、純客船による旅客輸送サービスだけがいとなまれている航路を純客船航路と称し、他方、そうした純客船（サービス）が全く存在せず、多少の人間（旅客）とともに自動車（もしくは貨物）を積むフェリー・ボートだけが就役している航路を純フェリー航路と呼び、この双方が共存しているところを客船・フェリー共存航路とみなして、瀬戸内旅客輸送航路を分類した場合の航路数については上記したとおりであるが、こうした航路分類を試みようとする私見について若干、説明しておきたい。

筆者はさきにわが国内航分野における旅客船輸送とフェリー輸送との関係について、前者が歴史的にも古いこと、後者は本来わが国の自動車産業の大発展や国内物流など、輸送構造の変化等といった諸要因によって、比較的最近に出現・隆盛化し、その成長の過程で、貨物もしくは自動車の輸送のみにとどまらず、人間＝旅客の輸送機能をとり入れ・拡大して行ったことも指摘したが、このことは、ひとつには内航旅客輸送に限ってのことであれ、純客船事業という旧勢力・旧活動とフェリー事業という新勢力・新活動との中に、競争・対立の関係をみとめることができるという議論につながるものである。また、いわゆる旅客輸送専門の分野と、フェリーによる自動車・貨物中心の輸送分野とのかわり合い——競争もあれば、共有もあり、また補完・調整・連結も考えられる——といった海上交通乃至国内交通の在り方・政策についての議論とに密接

に関連し、他面、このような国内海上輸送サービスが、共通的に対応をはからねばならない新しい動き——外来的競争——との関係や問題点について示唆するところも少なくなかろうといった思考とも結びつくものである。

さしあたり、10数年前までは、ほとんど、純客船（低速の在来船）による輸送航路のみしかなく、その限り、純客船航路のことだけが問題となるにすぎなかった状態が、フェリーの出現によって大影響を受け、いまや一般大衆の間には、大型フェリーこそが現代の最優秀客船であるかのごとき観念すらめばえさせるほどのフェリー大隆盛の時代となり、その結果、旅客船事業というものはフェリーとの競争からフェリーへの移行もしくはフェリーとの共存乃至併営を考えるか、それとも純客船経営の放棄という抜本的変革を強制されている事実を第一に、かつ十分に理解しておかねばならない。

本省免許の純フェリー航路のみでも40航路とかなり多数にのぼり、これに客船・フェリー共存航路を加えれば、まさに圧倒的大部分を占め、本邦内航旅客輸送の中心・根幹だともいってよかろうフェリー航路の繁栄時代ではあるが、他面、中国地方なかんずく広島県と四国では、島民の通勤・通学用の、もしくは、いわゆる生活航路としての純客船航路はなくてはならないものであることは前にも述べた。もち論、こうした純客船航路だけでなく、純フェリー航路もしくは客船・フェリー共存航路によっても、島と本土もしくは島嶼間の旅客輸送サービスが遂行される。

そうした中国および四国の特殊事情に比して、近畿・神戸・九州の各海運局関係にあっては、従来からの純客船航路——主として通勤・通学用——以外に新しく同種の航路がつけられるわけでもなく、といて、それがフェリーに代替される動きも認められず、また、客船とフェリーが共存共栄をはかるというケースもほとんど見当らない。これも地域的な特色のひとつであろう。

3. 海運局別に見た対象航路の概況と特性

瀬戸内旅客船・フェリー航路の所管海運局別在り方に関連して、一部すでに指摘したとおり、いわゆる瀬戸内海の旅客船航路ないしフェリー航路は、その所在・ルート、従って亦、同航路の主目的の面から、いくつかのグループに分類・区分できる。そして、或る地域・或る海運局所管の旅客輸送乃至フェリー輸送には、それぞれの特色・独自性があるといってもよいであろう。

前述部分との関連から、地方海運局別に対象航路の具体的な地域特色——その主要例——をうかがうとともに、それら対象航路の現状について以下摘記することとしよう。

① 近畿海運局関係

本省免許の10航路と自局免許1航路を合わせた11航路が対象になるだけという比較的少数であることと、そこに認められる明白な本省依存性・本省免許中心性が、最大の特色として指摘できる。大阪という、関西地方、というよりむしろ、西日本きっての大都市であり、古来経済的にも社会的にも、西日本における交通のかなめと目されてきた場所におかれている海運局であるにもかかわらず、現在現実に行なわれつつある瀬戸内旅客輸送とのつながり、特に所管範囲とされる関係航路の数が、思いの外少なく、いわば量的なかわり方は低いのである。既述のごとく、中国海運局および四国海運局の場合と比べては、問題にならぬほど少ない航路数でしかなく、隣接の神戸海運局と比較しても明白な遜色が認められる。関係5地方海運局の中で、九州と最下位を相い争うといった恰好である。

次に、対象とされる唯一の自局免許航路は、いわゆる木津川の渡し船として古来知られ・利用されたものであって、それ自体、きわめて局地的・限定的なごく短区間の旅客サービスにすぎない。所在場所乃至資料的に、瀬戸内の範囲に属し、対象航路にかぞえられるだけで、一般的意味でいうところの“瀬

戸内旅客船・フェリー輸送”とはかなり異質なものである。本省免許に属するふたつの純客船航路は、大阪府南端部の深日と対岸の淡路島との間の旅客輸送ルートであって、これも、歴史的にはかなり古くからあったものである。

歴史的な古さの点ではほぼ同様であっても、他の本省免許航路——内部的に3客船・フェリー共存航路と5純フェリー航路に区分される——の性格ならびに史的な展開・推移は明白にちがっている。前者の3共存航路は、大阪・神戸と四国との間のもの2と、四国經由阪神～九州間のもの1であり、いずれも永年の伝統・実績をもつ、なかならず旅客輸送専門の航路とされてきたが、最近におけるフェリーの抬頭に刺激されてこれをとり入れ、旅客船（事業）・フェリー（事業）双方の共存共栄の途をとろうとしているものである。その当然の成り行きでもあろうが、この場合、旅客船による純旅客輸送業務とフェリーによる旅客ならびに自動車（貨物）の輸送業務というふたつの輸送業務は、もともとは純旅客船事業者として本航路を開設した企業の中で、いわば分枝・共営乃至兼業の形でいとなまれているのである。少なくとも、それが大勢的な在り方である。けだし、阪神～小松島～甲ノ浦航路を最も新しく開始した室戸汽船は格外として、関西汽船という本邦の代表的内航旅客船企業が、これを担当しているわけであるから。

後者の5純フェリー航路も、航路それ自身としては古い歴史性を誇るものが多いいえよう。ただし、当該事業・航路の経営企業に即してみれば、むしろ新鋭・新参のものの方が多く、かつ、いわゆるフェリー専門業者の途を歩もうとするものが大部分である。上掲関西汽船や、同様に古い海運業者である共同汽船或いは共正汽船は、少なくともその航路に関して、フェリー化への転換をなしとげたとみてよかろう。このような著名企業の新方針にも刺激されて、新しくフェリー事業に着手し、阪神、なかならず大阪市場との物流のためのフェリー輸送に乗り出したものが、業務の中に若干の旅客輸送業務を含めているというのが全体的な在り方であろう。

最後に、以上の要約の意味もかねて、近畿海運局の対象航路の全体的特色のいまひとつとしては、特定区間の明白に短距離の純客船航路がほんの申訳程度にごく僅かあるものの、むしろ、大阪と四国もしくは九州との交流に従事する長距離の、したがって大型船による旅客船・フェリー航路というものが、主軸である点も指摘できよう。

A) 純客船航路

(本省免許…… 2)

(ルート)	(距離)	(経営者)	(投入客船)
① 深日～由良～洲本	33km	深日海運	在来客船
② 深日～加太・友ヶ島～由良	62km	南海汽船	〃

(近畿海運局免許…… 1)

③ 大阪市大正区船町～住吉釜口町	0.3km	大阪市	5トン以下
------------------	-------	-----	-------

B) 共存航路 (本省免許のみ…… 3)

① 大阪・神戸～高松・今治・松山～別府	441km	関西汽船	在来客船
② 大阪・神戸～坂手～高松	146km	関西汽船	水中翼船の投入もあり
③ 大阪・神戸～小松島～甲ノ浦	224km	関西汽船・室戸汽船	在来船

C) 純フェリー航路 (本省免許のみ…… 5)

① 大阪～徳島	105km	関西汽船・共同汽船・共正汽船
② 大阪～高知	281.5km	大阪高知特急フェリー
③ 泉大津～志筑 (淡路島)	102km	関西汽船・南海フェリー
④ 深日～洲本	20km	大阪湾航送船
⑤ 大阪～苅田	452km	大洋フェリー

② 神戸海運局関係

当海運局の管轄とされる本省免許分は、純客船航路4と純フェリー航路5の計9航路であり、海運局自体が免許した13純客船航路および3純フェリー航路の計16航路と合わせ、総計25航路が対象航路となる。本省免許と当海運局免許の双方を通じて、客船・フェリー共存航路というものが皆無なことが、まずひとつの特徴点であろうか。また、本省免許のものよりも自局免許のものの方が多いということが、前記近畿海運局の場合とは異なる傾向である。

純客船航路として本省が免許した4航路のなかに、いわゆる鳴門海峡を往来するかなり短い局地的な航路がひとつ含まれているけれども、その他3航路は阪神と淡路島・四国および小豆島との間の、まずは中距離とみられる長さである。しかるに、反面、当海運局が免許した純客船航路のほとんどがごく短区間・特定のものであり、50kmをこえる距離のものがむしろ例外的とみるべき状況である。また、局免許の半数余が、いわゆる港内交通・湾内サービスに属すること、他のほとんども、本土〔対岸都市〕と離島との往来・交通路と思われること等が特色であり、実際の在り方である。さらに、一部ではあるが、高速艇または水中翼船という近代的快速船が投入されていることも、近畿海運局のそれに比した新傾向であろう。

純フェリー航路として本省が免許した神戸海運局所管航路5は、神戸（もしくは阪神）と九州（苅田・小倉）とを結ぶ4～500kmの長距離航路2と、100km余の中距離の神戸～四国（徳島ならびに高松）間航路2、およびごく短距離の鳴門海峡ぐえの航路1に分類でき、最後のものを除いて、大部分が瀬戸内海上の中・長距離のフェリー航路だといえよう。神戸海運局が免許した純フェリー航路は淡路島と本土（兵庫県）との間のもので、いわゆる鳴門海峡経由阪神／東四国間の連絡自動車輸送というものに密着している。もっとも明石・岩屋間

（2）近畿海運局管轄とされる本省免許航路で、かつ共存航路に属する阪神～坂手～高松航路（関西汽船）に水中翼船が配船されることもあるらしい（資料記載上）。

10km未満から、西宮・志筑間50km有余にいたる距離の長短があること、また、工事着手された大鳴門橋の完成後には、今以上の繁栄・混雑の可能性——対比的に亀浦・阿那賀間航路のごとき廃止の可能性のあるものがあるが——のあることも留意さるべく、いずれにせよ、フェリーの急成長が生みだした新ルートの具体例だといってよい。

A) 純客船航路

(本省免許……4)

	(ルート)	(距離)	(経営者)	(投入客船)
①	福良～鳴門公園～撫養	20km	阿淡連絡船	在来客船
②	大阪～神戸～洲本	65km	関西汽船	高速艇をふくむ
③	神戸～徳島	97km	阪急内海汽船	水中翼船
④	大阪・神戸～土庄～高松	144km	加藤汽船	在来客船

(神戸海運局免許……13)

⑤ } ⑥ } ⑦ }	神戸港内 {	兵庫運河新川口～神戸港防波堤 (一周)	8km	森下 恒	5トン以下
		蟹川尻～神戸港防波堤 (一周)	8km	河内孝入	//
		生田川尻～神戸港防波堤	4km	加島弘視	//
⑧	相生港 相生～坪根	5.3km	相生市	//	
⑨ } ⑩ }	福良港内 {	築地～蛇ノ鯨	1.6km	阿淡連絡汽船	//
		//～洲崎～鶴島	1.7km	//	//
⑪	神戸～亀浦 (鳴門)	81km	阪急内海汽船	水中翼船	
⑫	明石～富島 (淡路島)	13km	//	100トン以下	
⑬	//～岩屋 (//)	10km	播淡連絡汽船 淡路連絡汽船	200トン以下	
⑭	//～岩屋～浦 (//)	25km	淡路連絡汽船	//	
⑮	洲本～沼島～福良	54km	沼島汽船	50トン以下	
⑯	姫路～坊勢	27km	坊勢汽船	200トン以下	
⑰	//～土庄～高松	84km	関西汽船	水中翼船	

B) 純フェリー航路

（本省免許…… 6）

- | | | |
|-----------------------------|-------|------------------|
| ① 神戸～徳島 | 102km | 関西汽船・共同汽船・共正汽船 |
| ② 神戸～高松 | 122km | 加藤汽船・日本通運・四国フェリー |
| ③ 阿那賀～亀浦 | 7km | 淡路フェリー |
| ④ 神戸～苅田 | 444km | 西日本フェリー |
| ⑤ 阪神～坂手～高松・新居浜・
今治・松山～小倉 | 513km | 関西汽船 |

（神戸海運局免許…… 3）

- | | | |
|---------|-------|-----------|
| ⑥ 明石～岩屋 | 9.3km | 道路公団 |
| ⑦ 須磨～大磯 | 20km | 淡路フェリー |
| ⑧ 西宮～志筑 | 52km | 甲子園高速フェリー |

③ 中国海運局関係

広島県を中心に、東は岡山県から西は山口県へいたる中国・山陽地方の主要都市と、その沖合に群がる島々ならびに四国の瀬戸内沿岸各都市とを結ぶ諸航路が対象範囲であるだけに、160以上という甚だ多数の旅客船・フェリー航路が所属する。本省免許が27航路であるのに対して、地元中国海運局の免許分が135航路、つまり1対5の割合で、既述近畿海運局関係とは全く対照的な在り方であるのがその一大特色である。また、本省免許27航路の中では、純フェリー航路が18と最大のウェイトを占め、対して、当海運局免許の中では、純客船航路が6割以上の比率という違う在り方であるのも特色であって、後者は、各県が、それぞれに、いわば内政面から必要不可欠な生活航路、特に人間輸送のための航路をもっていることを示し、前者はむしろ、国家的見地からみた物流・輸送の体系という配慮がありうべきことを物語っていると言っていえないことではない。

他面、旅客船とフェリーとの共存航路、したがって同一企業における兩種船

船の共存関係が、地域的には最も顕著なところである点も特色たるべく、それは、フェリー化の新動向の中で、年来の旅客輸送事業の延命をはかろうとする必死の努力のあらわれでもあろう。

3県が、一面では相似た地理的条件・環境から、旅客船専門的にであれ、フェリーの採用やフェリーとの兼業としてであれ、かなり多数の旅客輸送路をもっているという事実と、同時に、各県が、ときには同一県内においてさえ、各地域、或いはグループ別の特殊性・独自の色彩をもっているということも是非理解さるべきである。このことは、かつて述べた地域的な旅客輸送の在り方と純客船サービスにおける新傾向⁽³⁾——いわゆる高速艇か水中翼船かの別のごとき——とも無縁でない。紙幅の関係もあり、又、より詳述するにはなお多くの資料と日時を必要とすることでもあるので、ごく簡単且つままかな地域区分・その特徴的在り方の指摘のみにとどめるが、およそ、次のような区別・グループ分類ができるであろう。岡山県の東から順に：

- ① 日生・牛窓付近……純客船中心の離島航路。
- ② 岡山市近辺……ごく小規模短区間の純客船航路。
- ③ 小豆島航路……中国と小豆島、四国と小豆島、又は小豆島寄港の本土・四国間の航路における客船およびフェリーの共存。
- ④ 宇野・高松間……旧来よりの本土・四国間連絡の主要航路であり、客船とフェリーが共存。
- ⑤ 下津井・水島付近……離島航路と四国へのフェリー航路。
- ⑥ 笠岡付近……塩飽諸島向けの純客船航路（離島航路）と一部のフェリー航路。純客船航路には高速艇の導入もあり、また笠岡ないし福山と多度津・丸亀との間のやや長距離のものもある。
- ⑦ 鞆・常石付近……広島県東部沼隈半島における離島航路であり、一部、

(3) 拙稿「本四連絡橋と内航海運」（国民経済雑誌134巻4号）。

通勤用特定航路もある。

- ⑧ 尾道・三原付近……本土と各島との間および島と島との間の、いわゆる島嶼間航路が多数あり、さらに今治にいたる中・四国間の航路が直航便として、もしくは、各島経由便として発達し、しかも、客船航路における水中翼船および高速艇の導入も認められるから、そうした新旧両種の客船航路とフェリーとが共存的且つ混在形態で密集している。
- ⑨ 竹原付近……沖合に点在する諸島への純客船航路が中心であるが、フェリー航路も混在。
- ⑩ 広島・呉付近……湾内各地ないし周辺離島との間の、さらには瀬戸内海を横ぎって愛媛県松山にいたる客船航路——そこでの水中翼船化傾向も顕著——とフェリー航路が共存。
- ⑪ 柳井付近……周辺離島との間、ならびに松山にいたる純客船航路が中心であるが、フェリー化もかなり認められる。
- ⑫ その他山口県主要都市の周辺……近くの島嶼との間の純客船中心の諸航路。
- ⑬ 広島もしくは徳山等の中国地方主要都市と九州東部との間のフェリー航路。

最後に、中国海運局免許の純客船航路の中には、通勤・通学用、なかんずく造船所工具の通勤輸送用という特定の目的で営まれる航路が「特定旅客定期航路事業」の名で免許されており、しかもかなり多数（12航路）をかぞえるという点、および、いわゆる季節航路として運航されているもの——この中には内海上の各島を伝わる、いわゆる東西ルート・横断コースをとるものも含まれる——がある点などが、他面、収容しうる定員数が12名という限定的・付随的な旅客輸送サービスの「自動車航送貨物定期航路事業」に属するものも2航路あるという事実などととも、特記事項として指摘されうるのであろう。

A) 純客船航路

(本省免許……4)

(ルート)	(距離)	(経営者)	(投入客船)
① 笠岡～塩飽諸島～多度津	53.3km	三洋汽船	高速艇を含む
② 尾道～瀬戸田～大三島～今治	48km	瀬戸内海汽船	高速艇中心
③* 尾道～瀬戸田～大久野島～呉・広島～宮島	124km	瀬戸内海汽船	在来客船
④ 広島・呉～宮盛～豊島～大長・御手洗～今治	74.4km	//	水中翼船中心

(中国海運局免許……86)

日生・牛窓地区

⑤ 日生～虫明	9km	松本五代正	5トン以下
⑥ 虫明～長島	3.5km	//	//
⑦ 松ヶ鼻～頭島	6km	大道順通	//
⑧ 日生～牛窓～宝伝～犬島	52.3km	両備運輸	160トンと 100トン以下
⑨ // ～大阪窯業～鴻島～鹿久居島～頭島～大多府	9.8km	大生汽船	50トン以下
⑩ 宝伝～犬島	2.77km	広田 栄	5トン以下
⑪ 久々井～大島	6.48km	中山勝広	//

岡山地区

⑫ 九幡～小串	0.92km	九幡渡船	5トン以下
⑬ 胸上～石島	5km	川西 守	//

小豆島関係

⑭ 犬島～土庄～高松	33.9km	両備運輸	100トン以下
------------	--------	------	---------

* 3月～11月運航の季節航路。

下津井地区

(季)* ⑮	下津井～本島～櫃石島～釜島～大浜～下津井	26km	下津井電鉄	5トン以下
(//) ⑯	// ～櫃石島～大浜～下津井	9.1km	//	20トン以下

笠岡地区

⑰	笠岡～高島	11.1km	竹田百歳	5トン以下
(特)⑱	笠岡～高島～白石島	16km	坂本豊明	//
(//)⑲	小飛島～大飛島	1.3km	笠岡市	50トン以下
⑳	笠岡～真鍋島～大島	30.6km	三宅敏治	5トン以下
㉑	福山～多度津	55.3km	三洋汽船	高速艇
㉒**	六島～箱崎～船越～多度津	30km	三崎忠男	5トン以下

鞆附近

㉓	鞆ノ浜～仙酔島	0.3km	福山市	50トン以下
㉔	鞆～走島	9.26km	走島汽船	100トン以下
(特)㉕	常石～福田（百島）	2.7km	備後商船	10トン以下

尾道・三原地区

㉖	戸崎～歌	0.4km	山根三代作	5トン以下
㉗	尾道～向島	0.32km	玉里忠義	//
(季)㉘	// ～加島	7.5km	備後商船	100トン以下
㉙	// ～浦崎	8km	田頭益幸	50トン以下
㉚	// ～土生	19km	因島商船	100トン以下
㉛	// ～ //	19.5km	土生商船	50トン以下

(季) *は、季節航路として運航のもの。

(特) は、特定旅客定期航路の略。

**多度津、すなわち四国と真鍋島などの離島との間の航路であるが、中国海運局の免許。

②	尾道～土生	26.8km	生口汽船	50トン以上
③	// ～ // (東回り)	14.2km	因島汽船	//
(特)④	// ～向島 (日立造船所)	20km	岩城汽船	200トン以下
(//)⑤	佐島～土生 (//)	3.4km	因島運航	50トン以下
(//)⑥	重井～須上・向田～瀬戸田 (日立造船所)	13km	マルト汽船・ ほうらい汽船	//
⑦	三原～瀬戸田	32.5km	マルト汽船	100トン以下
⑧	// ～豊島	—	山陽商船	高速艇
(季)⑨	// ～岩子島	7.5km	土生商船	50トン以下
⑩	瀬戸田～大久野	10.5km	ほうらい汽船	20トン以下
⑪	// ～土生	12.9km	池本汽船	50トン以下
⑫	細島～東浜	1.8km	因島市	5トン以下
⑬	原～小漕・洲ノ江・田熊・宇和部～土生	11.2km	三光汽船	50トン以下

竹 原 地 区

⑭	忠海～大久野島	4km	国民休暇村協会	50トン以下
⑮	白水～生野島～契島	4.5km	東野町	//
⑯	豊島～大浜	0.62km	豊浜町	5トン以下
⑰	三津口～塩谷	7.4km	安浦町	//
⑱	六軒～長島	0.4km	大崎町	//
⑲	久比～三角	1.5km	豊町	//
⑳	大西～御手洗・久比・豊島～斎島	30.1km	斎島汽船	70トン以下
㉑	三津～大芝	7km	日浦義信	20トン以下

広 島 ・ 呉 地 区

㉒	音戸～警固屋	0.09km	花本方美	5トン以下
---	--------	--------	------	-------

瀬戸内海における旅客輸送の実情（佐々木）

⑤③	阿賀～情島	11.11km	岡田 実	5トン以下
⑤④	呉～田町	9.26km	重川 弘	〃
⑤⑤	〃～中町	27km	川崎正光	50トン以下
⑤⑥	〃～高須	8.6km	江能汽船	113トン
⑤⑦	〃～秋月	7.2km	下木藤三	50トン以下
⑤⑧	小用～吉浦	3.14km	瀬戸内海汽船	100トン以下
⑤⑨	宇品～宮島	19km	〃	〃
⑥⑩	〃～岸根・美能・是長～沖～深江～大原	30.9km	芸備商船	100トン
⑥⑪	〃～一貫目～大長～御手洗～呉～宇品（一周）	—	三友汽船	200トン以下
⑥⑫	〃～大原	31.2km	芸備商船・能美町	100トン以下
⑥⑬	高田～本川	22km	小松 隆	20トン以下
⑥⑭	三高～本川	18km	小松信市・石河内伝市	〃
⑥⑮	阿多田～小万	13.5km	阿多田汽船	100トン以下
(季)⑥⑯	〃～新港	7km	河崎熊一	〃
(〃)⑥⑰	馬場先～あふと	1.2km	備後商船	10トン以下
(特)⑥⑱	天応～ニツ子島・一ツ子島・屋形石～切串	4.2km	山根唯二	5トン以下
(〃)⑥⑲*	〃～一ツ子島～小用	4.2km	牛上圭治	〃
(〃)⑦⑰*	向洋～切串～幸浦～大須	14km	山根春雄	20トン以下
(〃)⑦⑱*	三菱造船所～美能・是長・沖美～大原	26km	小西治信	200トン以下

* ⑥⑳と㉑は中国化学，㉒は東洋メンテナンス，㉓は三菱造船所への工具輸送。

(特)㉔* 江波～美能・是長・沖美～大原

16km 小西治信 200トン以下

(//)㉕* 呉～大君～柿浦

13.5km 大昭汽船 //

山 口 県

㉖ 戒ヶ下～水場

0.6km 藤井満州夫 5トン以下

㉗ 久賀～前島

5.9km 山本海運 20トン以下

㉘ // ～樽見

11.6km // //

㉙ 土居～江浦～樽見

7.4km 橘 町 //

㉚ 沖家室～地家室

2.25km 東 和 町 5トン以下

㉛ 佐賀～佐合島

3.5km 平 生 町 //

㉜ 麻里布～馬島

2.6km 田布施町 20トン以下

㉝ 柳井～祝島

40.9km 太陽運輸 50トン以下

㉞ 深浦～新川

13.4km 笹戸巡航 100トン以下

㉟ 白井田～戸津～上関～室津

30km 太陽運輸 //

㊱ 室積～牛島

10km 牛島海運 //

㊲ 徳山～馬島

34.07km 大津島巡航 50トン以下

㊳ // ～本浦

12.4km // //

㊴ 三田尻～野島

14.31km 野島海運 100トンと50トン

㊵ 上関～室津

0.8km 上 関 町 5トン以下

㊶ // ～ //

0.92km 岩見浅男 //

㊷ // ～八島

12.3km 上 関 町 50トン

B) 共存航路

(本省免許…… 5)

① 岡山～土庄

25.8km 両備運輸 高 速 艇

② 三原～今治

38km 瀬戸内海汽船
・ 昭和海運 //

*㉔は三菱造船所への工具輸送, ㉕は一般通勤用の特定旅客定期航路。

瀬戸内海における旅客輸送の実情（佐々木）

- ③ 宇品～呉～高浜～三津浜 69.6km 瀬戸内海汽船
・石崎汽船 水中翼船
- ④ 岩国～柱島～伊保田～三津浜 58.8km 防予汽船 高速艇
- ⑤ 柳井～三津浜 56.1km // 水中翼船
- (中国海運局免許……23)

牛窓地区

- ⑥ 牛窓～前島 1.8km 前島フェリー 5トン以下

笠岡地区

- ⑦ 笠岡～金風呂（北木島） 16.5km 河本和一 100トン以下
- ⑧ //～白石島 9.5km 原田康正 5トン以下
- ⑨ //～神島～高島～北木島～小飛島～飛島
32km 山本 雅 100トン以下

鞆地区

- ⑩ 常石～横島 3.2km 陸渡船 50トン以下

尾道・三原地区

- ⑪ 尾道～大浦 26.3km 備後商船 100トン以下
- ⑫ //（山波）～肥浜（向島） 0.5km 宮本汽船 5トン以下
- ⑬ 三原～佐木島～土生 18.1km 土生商船 70トン以下
- ⑭ //～高根・向田・須上～瀬戸田
16.5km ほうらい汽船 100トン以下
- ⑮ //～沢・高根・瀬戸田～小佐木
22.3km 三原観光汽船 70トン以下

竹原地区

- ⑯ 竹原～メバル～一貫目～久比～豊島～仁方
53.6km 山陽商船 高速艇を含む
- ⑰ //～白水～原下～六軒～大西
18.5km // 100トン以下

- ⑱ 安芸津～大芝島 1.0km 日浦義信 5トン以下
 ⑲ 宮ノ口～家ノ元～瀬戸～矢尻～室尾～本浦
 17km 石山正一 //

広島・呉地区

- ⑳ 呉～小用 6.1km つばめ交通社 50トン以下
 ㉑ 宇品～切串～高須～小用～秋月～柿浦～大君
 24.8km 江能汽船 高速艇
 ㉒ // ～大須～三高～高田～中町
 17.3km 芸備商船 高速艇と
 ・能美町 50トン以下
 ㉓ // ～似島 5.4km 浜本武義 200トン以下
 ㉔ // ～切串 8.4km 上村行雄 100トン以下
 ㉕ 宮島口～宮島町 2km 宮島松大観光
 船・国鉄 50トン以下
 ㉖ // ～包ヶ浦 5km 宮島松大観光船 //
 ㉗ 宮島町～ // 4km // //

山口県

- ㉘ 柳井～平郡 30.6km 防予汽船 200トン以下

C) 純フェリー航路

(本省免許……18)

岡山県

- ① 中日生～大部 21km 瀬戸内海観光汽船
 ② 宇野～高松 18km 日本通運・宇高国道フェリー・
 四国フェリー
 ③ 日比～多度津 27km 瀬戸内海観光汽船・瀬戸内東部
 フェリー
 ④ 下津井～泊～丸亀 19km 関西汽船

瀬戸内海における旅客輸送の実情（佐々木）

⑤	水島～江浦～丸亀	23km	三洋汽船
<u>広島県</u>			
⑥	鞆～多度津	38.7km	瀬戸内海汽船
⑦	尾道～島嶼經由～今治	55.9km	愛媛汽船
⑧	// ～ // ～ //	57.6km	因島汽船
⑨	土生～今治(東回り)	40.9km	//
⑩	// ～ // (西回り)	34.7km	//
⑪	三原～沢～瀬戸田～井口	17.1km	大三島フェリー
⑫	忠海～大久野～盛～井口	10.2km	//
⑬	竹原～メバル～一貫目～大長～御手洗～今治	46km	山陽商船
⑭	// ～宮浦～波方	31.5km	竹原波方間自動車航送船組合
⑮	呉(阿賀)～松山(堀江)	38km	呉松山フェリー
<u>その他</u>			
⑯	大阪～広島	342km	広島グリーン・フェリー
⑰	広島(呉)～別府	165km	広別汽船
⑱	徳山～竹田津	47km	周防灘航送船
(中国海運局免許……26)			
<u>岡山県</u>			
(自)*	⑲ 笠岡～豊浦(北木島)	14km	北木フェリー
(//)	⑳ // ～金風呂(//)	16.5km	藤井静一
<u>広島県</u>			
㉑	内海～敷名	0.54km	内海町
㉒	五本松～北浦	2.8km	三光汽船
㉓	尾道～向島	0.25km	福本豊

(自)*は、自動車航送貨物定期航路の略。

㉔	尾道～向島	0.2km	公営尾道向島渡船事業組合
㉕	尾道(新浜)～向島(有井)	0.75km	山根久司
㉖	尾道～向島(彦上)	0.35km	向東町・岸本讓治
㉗	尾道～向島(富浜)	0.65km	向島運航
㉘	// (吉和)～岩子島～向島～因島(大浜)	4.5km	//
㉙	尾道～瀬戸田	24.1km	瀬戸田開発
㊀	// ～新浜～沢～瀬戸田	19km	芸備商船
㊁	三原(木原)～因島(重井)	7.4km	因島フェリー
㊂	// ～佐木島(向田)	11km	船附 叶
㊃	金山～赤崎	0.67km	因 島 市
㊄	長崎～深浦～浦ヶ浜	1.9km	生 名 村
㊅	土生～岩城島(海原町)	8.3km	松浦喜代市
㊆	竹原～大崎上島(白水)	8.3km	大崎汽船
㊇	// ～契島	4km	契島運輸
㊈	安芸津～大崎上島(大西)	9km	安芸津汽船
㊉	呉～小用	6.1km	瀬戸内海汽船・芸備商船
㊀	宇品～江波～三高～高田～中町	30.5km	能美町
㊁	仁方～向浦	6.8km	安芸汽船
(季)㊂	// ～恋ヶ浜	13.8km	//
<u>山 口 県</u>			
㊃	柳井～開作	8.9km	防予汽船
㊄	久賀～通津	26.1km	//

④ 四国海運局関係

同様な本省免許の航路であって、且つその航路の内容も甚だ同一的乃至類似

的なもので近畿海運局や神戸海運局の管轄とされている場合と、どのような関係・区別基準をもつのか定かでない面も多いが、四国海運局の管轄下とされている対象本省免許航路は、純客船航路5、客船・フェリー共存航路4、純フェリー航路8の合計17航路である。他方、当海運局自身の免許にかかるものは合計48航路で、その内訳は、純客船航路31、共存航路4、純フェリー航路13となっている。中国海運局の場合ほど、所轄海運局免許分が圧倒的多数であるとはいえないにせよ、近畿・神戸・九州の他海運局に比べれば、明白に自局免許航路が多いといえる。

また、これら管轄内の本省免許航路について、純客船ならびに純フェリーの両航路分が、甚だしく四国と阪神との連絡ルートという特色を示し、他方、客船・フェリー共存航路にあっては、むしろ、いわゆる宇野／高松間——中国・岡山県と四国・香川県との連絡航路——が主要部分を成しているという区別が認められる。

四国海運局が免許した航路は、純客船航路に属する少数例外的な中国・四国間の航路の外、ほぼすべて四国圏内のルート、つまり地元の局地的連絡路であり、しかも、その大部が四国本土と離島との間の航路であり、ごく一部に離島相互間のサービスもある。このことは、一面において本州本土との旅客輸送的つながりの相当部分を本土側——本省および近畿・神戸・中国各海運局——の主導に委ね、これに依存する在り方をとりつつ、四国本土から離れた島々への輸送サービスは、四国自身の手で行なうという進み方だという風に解説・理解できるかもしれない。ただし、それらの島々が行政区画上四国に所属するためか、四国海運局免許の離島航路乃至島嶼間航路とはされているけれども、⁽⁴⁾ 実際上は中国本土に近接した数個の純客船航路もある。

(4) 宇野（玉野）の鼻先というべき区域の豊島～唐櫃～淵崎航路、牛々首島～嘉兵衛島～本村航路、および尾道に近い区域における岩城汽船・甘崎海運・魚島村が経営する島嶼間航路。

中国海運局の場合よりは明らかに少ないが、造船所に通勤する工具輸送用の特定航路がひとつ含まれてもいること、ならびに、中国海運局関係の2航路よりも多い3つの自動車航送貨物定期航路——旅客定員12名以下——があることなども付記できよう。

なお、四国側からみた瀬戸内旅客船・フェリー航路は——四国海運局管轄のものもち論、他を含めて——、一部徳島県内のルートの外、すぐれて高松から松山にいたる四国の北部沿岸に集中されていること、しかも、その場合にも、高松・坂出・丸亀等の香川県の諸港＝諸都市は、岡山県の宇野・水島・笠岡等と結びつき、愛媛県にあっては今治が尾道・三原と、松山地区が広島もしくは岩国・柳井方面と密接につながるという地域的特色・事情を示すということも留意されてしかるべきであろう。

A) 純客船航路

(本省免許……5)

	(ルート)	(距離)	(経営者)	(投入客船)
①	大阪～神戸～小松島	126km	共同汽船	在来客船
②	〃 ～ 〃 ～ 橘	158km	甲子汽船	〃
③	〃 ～ 〃 ～ 鳴門	120km	宝海運	〃
④	〃 ～ 〃 ～ 日和佐～室戸	243km	室戸汽船	〃
⑤	尾道～瀬戸田～宮浦～木ノ江～大長～高浜～三津浜	92.7km	石崎汽船	水中翼船及高速艇

(四国海運局免許……31)

香 川 県

⑥	坂出～瀬居島	4km	佐野武雄	5トン以下
⑦	〃 ～ 與島	8.8km	中本春次	20トン以下
⑧	〃 ～ 岩黒	15km	岩木嘉喜雄	〃

瀬戸内海における旅客輸送の実情（佐々木）

⑨	丸亀～笠島～本島	12km	本島汽船	50トン以下及 5トン以下
⑩	〃 ～福田～ 〃	14km	〃	20トン以下
⑪	〃 ～立石	12.4km	広島汽船	5トン以下
⑫	〃 ～茂浦	19.1km	〃	20トン以下
⑬	多度津～粟島	16km	板倉海運	30トン以下
⑭	須田～ 〃	5km	〃	5トン以下
⑮	〃 ～不夫～粟島	7.4km	武内常広・ 松下友義	〃
⑯	観音寺～伊吹	12km	観音寺市	120トン
⑰	味野～下津井～櫃石島～岩黒島～小与島～与島～瀬居島～坂出	26km	千当海運	70トン以下
⑱	下津井～福田	20.7km	古西民治	5トン以下
<u>愛媛県</u>				
⑲	今治～新居浜～四阪島	56km	惣開商運	150トン以下
⑳	〃 ～ 〃 ～岡村	5.2km	関前村	100トン以下
㉑	〃 ～ 〃 ～幸	12km	藤本輝秋	50トン以下
㉒	〃 ～ 〃 ～津島	12km	今治大島フェ リーポート	〃
㉓	幸 ～ 〃 ～ 〃	3km	吉海町	〃
㉔	波止浜～来島～小島～馬島	3.2km	矢野卯吉	30トン
(特)㉕	波止浜造船～大島ドック	7.2km	今治大島フェ リーポート	150トン以下
㉖	今治～尾道	54.4km	今治高速船	高速艇
㉗	北条～安居島	13km	長島通送	50トン以下
㉘	中須賀～鹿島	0.4km	北条市	30トン以下
㉙	長浜～青島	13.5km	長浜町	50トン以下
㉚	三津浜～睦月島～野忽那島～中島～二神島～怒和島～呉～宇品	113.6km	中島町	100トン以下

③① // ～中島～怒和島～二神島 54.6km // 200トン以下

その他——中国本土寄りの航路

③② 豊島～唐櫃～淵崎 15.5km 安岐一雄 5トン以下

③③ 牛ヶ首島～嘉兵衛島～本村 10.6km 直島町 30トン以下

③④ 瀬戸～甘崎～土生 14.7km 甘崎海運 50トン以下

③⑤ 岩城島～海原～船越～長江～土生
10.5km 岩城汽船 70トン以下

③⑥ 弓削～豊島～高井神島～魚島 17.5km 魚島村 100トン以下

B) 共存航路

(本省免許……4)

① 姫路～福田(小豆島) 41km 小豆島急行フェリー 220トン型

② 宇野～本村～家浦～唐櫃～土庄 26km // 高速艇をふくむ

③ // ～直島 6km 四国汽船 50トン以下

④ // ～宮浦～琴反地～高松 19km // //

(四国海運局免許……4)

⑤ 高松～土庄(小豆島) 21km 小豆島急行フェリー 高速艇

⑥ // ～男木 10.6km 雌雄島海運 110トン型

⑦ 三津浜～睦月島～野忽那島～中島(大浦)
28.7km 中島町 170トン型と25トン型

⑧ 弓削～佐島～土生 5km 弓削汽船 50トン以下

C) 純フェリー航路

(本省免許……8)

① 福良(淡路島)～鳴門 14.8km 道路公団

② 深日～徳島 63km 共同汽船・共正汽船

瀬戸内海における旅客輸送の実情（佐々木）

③	神戸～甲ノ浦	173km	室戸汽船
④	大阪～壬生川	237km	四国開発フェリー
⑤	神戸～川之江	195km	四国中央フェリー
⑥	〃～今治	222km	三宝海運・愛媛阪神フェリー
⑦	〃～長浜	315km	四国海運
⑧	宮浦～木ノ江～今治	30.2km	愛媛汽船
(四国海運局免許……13)			
⑨	高松～草壁	28km	内海フェリー・関西汽船
⑩	〃～池田	23km	国際フェリー
⑪	〃～土庄	21km	四国フェリー
⑫	丸亀～直島（本村）	15km	四国汽船
⑬	〃～江ノ浦～甲路～青木～小手島～手島～広島（茂浦）	15km	三洋汽船
⑭	大島～黒島	11.1km	新居浜市
⑮	今治～熊口～瀬戸～井口～盛	29.6km	愛媛汽船
⑯	〃～正味～水揚～下田水	6.5km	協和汽船
⑰	熊口（伯方島）～瀬戸（大三島）	0.7km	鼻栗渡船
⑱	宮窪（大島）～尾浦（伯方島）	4km	今治大島フェリーポート
(自)*	⑲岡山～土庄	25.8km	四国フェリー
(〃)	⑳宇野～豊島～土庄	23km	小豆島急行フェリー
(〃)	㉑坂出～児島	15km	児坂フェリー

⑤ 九州海運局関係

瀬戸内海の西方を囲む九州の各港が、瀬戸内旅客船・フェリー航路とかなり密接な関係をもつてであろうことは、容易に推測もされ、それ自身明白な事実で

(自)*は、自動車航送貨物定期航路の略。

もあるが、その実、九州海運局の管轄とされる関係対象航路の数は甚だ僅少である。すなわち、この海運局管轄とされている本省免許航路は総数4にすぎず九州海運局が免許する瀬戸内航路も僅か2だけである。

しかも、前者本省免許の航路はすべて純フェリー航路であって、純客船航路等は全く含まれない。その上、この純フェリー航路4のうち3までが、神戸乃至大阪と九州とを結ぶものである。他方、九州海運局免許の2航路は純客船航路と共存航路各1であり、前者は関門連絡船の歴史的由緒がある特定区間のサービスであり、後者の共存航路も亦、国東半島というそれ自体陸上交通の未発達な地域における離島サービスという極めて特殊な地方航路である。

A) 純客船航路（地方扱）

(ルート)	(距離)	(経営者)	(投入客船)
① 下関～門司	4km	関門汽船	100トン以下

B) 共存航路（地方扱）

① 姫島～国見～竹田津	11km	姫島村	100トン以下
-------------	------	-----	---------

C) 純フェリー航路（本省免許）

① 大阪～門司	457km	名門カーフェリー
② 神戸～松山～大分	399km	ダイヤモンドフェリー
③ // ～小倉	455km	阪九フェリー
④ 広島～細島	278km	日本カーフェリー

企業者活動における自己破壊

井 上 忠 勝

序

オーストラリア土人の使用する木製の飛び道具にブーメランというのがあり、それは投げると再び手許に戻ってくるという特性を持っている。このことから、西欧社会では、やがてわが身にはね返ってくる行動を比喻するのにブーメランという言葉を使うことがある。ところで、このブーメラン現象は、企業者活動においてもしばしば見受けられる現象である。企業者の行なった不正な行為が、やがてその破滅をもたらすというのはその一例であり、昔からわれわれがしばしば見聞きしてきたところである。また、企業者による天然資源や人的資源の略奪的使用が、やがて資源の枯渇や労働者の敵意という形をとってはね返ってくるのも、この種の現象である。しかし、こうした自らの不正あるいは略奪的な企業者活動に起因する破滅は、なんら弁明の余地なき自業自得的な自己破壊現象であり、別にこと新しく論ずるほどの問題ではない。

しかしながら、企業者活動には、自らの不正や略奪に起因するもの以外に、その創造的達成の故に生じる自己破壊現象が随伴する。F. レドリックがダイモニックな自己破壊性 (daimonic self-destructiveness) と呼んでいるものがこれである。⁽¹⁾ここにダイモニックとは、ギリシャ神話中のダイモン (Dämon, daimon) が、神々と人間との間の中間的な性格をもつように、人間によるす

(1) Fritz Redlich, "Business Leader as a 'Daimonic' Figure," I, II, *The Journal of Economic and Sociology*, Vol. 12, No. 2, No. 3, January, April, 1953.

すべての創造は、その内部に、その創造活動そのものによって蒔かれた、それ自身の破壊への種を宿している、という側面を示している。⁽²⁾

この創造にともなう自己否定的な破壊現象は、企業者活動の中で、いろいろな形をとって発生する。たとえば、企業者は、ある時期、ある場合において、一度成功をおさめると、ともすればその後も、かつて有効であったと同様の思考方法や行動様式によって、新しい問題にも同じように対応できるのだという固定観念にとりつかれる。そしてこのことが彼の自滅を招く場合がしばしばある。レドリックは、この自己破壊は、企業者の弱さ（weakness）によって生じたものであるが、その弱さは、かつての創造的達成の結果としてのみ生じた弱さであり、トインビーのいう創造性の報復（nemesis of creativity）であるが故に、ダイモニックな自己破壊であるという。そして彼は歴史に現われたこの種の現象をいろいろと指摘しているのであるが、しかしこれについてよりよい事例を提供しているものはヘンリー・フォードであろう。1903年にフォード自動車会社を設立した彼は、1908年にT型車を開発した。それは世界最初の実用車といわれるだけあって、軽量で頑丈で操縦が容易で、そのうえ低価格であり、自動車に対する大衆の需要を創り出すことに成功した。しかしT型車のもたらしたこの栄光は、彼をして余りにも永くこのモデル——ないしはそこにシンボライズされている実用性と低価格性——に執着せしめることとなり、結局フォードは1920年代初期より進行しつつあった自動車市場の構造変動に対応することに失敗し、GMさらにはクライスラーの後塵を拝さざるを得なくなったことは周知のところである。

しかし、創造にともなう自己破壊は、またしばしば、企業者活動における創造的達成が自己の存在を危ぶくする外部勢力の発生を反作用的に促進すること

(2) 中川敬一郎、十九世紀イギリス経営史の基本問題、『社会経済史大系』Ⅶ、昭和36年、121～122ページ。

によって生起する。レドリックは次のように言っている。⁽³⁾ すなわち、「企業者の弱さよりもはるかに自己破壊的であったものは、正にその能率や成功であった。」「何よりもまず、ある企業者の創造的達成にもとづく非常な成功は、まず彼らの手中に、次でビジネス それ自体に、権力の集積をもたらした。ところが、この権力の集積が、次には、それによって打撃を受けた人々をして、圧力に対抗し、地歩を確保するために、権力の掌握へと駆り立てることになった。」「指導的企業者の権力の増大に対する反作用として、当時の農民や労働者など、アメリカ社会において何の特権も持たない階層が、はじめて、当初は州政府、後には連邦政府をして、保護機能を引き受けさせることになった。こうして政府はわれわれの歴史において未だ持たなかったような大きな権力を持つことになった。」「その次には、農民や労働者が彼ら自身の強力な組織を樹立した。……この戦争的情况の中で、企業者の失った権力は、今やすでに、農民集団や労働者の獲得した権力を上回るものがある。」と。

以下、スタンダード石油トラストの解体を事例としながら、企業者活動における自己破壊現象について若干の分析をこころみてみよう。

1

およそ、世界において最初に成立したトラストはスタンダード石油トラストであり、また世界で最初に解体されたトラストもこのトラストであった。本題に入る前に、まず、1882年におけるこのトラストの形成から、1892年におけるその解体にいたるまでの過程のあらましを説明しておこう。

周知のように、スタンダード石油の起源は、ジョン・ロックフェラー（1839～1937）が、1863年、オハイオ州クリーブランドで石油精製業を開始したときにさかのぼる。当時は、1859年のエドウィン・ドレークによる歴史的なペンシ

(3) F. Redlich, *op. cit.*, II, pp. 289-290.

ルバニア油田の発見・開発を契機として、石油製品とくに燈用石油に対する需要が急激に増大し、これに呼応して各地にぞくぞくと小規模な石油精製企業が誕生しつつあった時代である。ロックフェラーもまたこれら群小業者の一人として石油精製業界に登場したのである。彼は、その積極的な拡大政策、利潤の徹底的な再投資政策、さらには微に入り細にわたる無駄排除政策を強力に推進することによって、同業者の間でしだいに頭角をあらわしていった。そして、1870年、それまでの事業を株式会社に改組して、資本金100万ドルのスタンダード石油会社（オハイオ）を設立したころには、その精製能力においてアメリカ全体のその10パーセントを代表する、この国最大の石油精製企業となっていた。

しかし、ほぼこのころから、アメリカ石油精製業は激しい競争の時代に突入した。石油製品に対する需要はいぜん増大をつづけたのであるが、しかしそれ以上の速度で各地に精製所が乱立された結果、はやくも生産過剰の状態におちいったのである。そして、このきびしい競争的情况のいきつくところ、必然的に企業合同への動きが生じたのであるが、その動きの中心に立ったのがロックフェラーであった。彼は1870年代のはじめから間断なく競争業者の統合を推し進め、同年代末までにアメリカ石油精製業のほとんどすべてをその支配下におくことに成功した。⁽⁴⁾そしてそこに姿を現わしたものは、スタンダード石油同盟、すなわち、ロックフェラーをはじめとする多数の石油企業の共通株主よりなる一つの巨大な利害者集団であったが、さらにロックフェラーは、1882年、

(4) 1881年におけるアメリカの全石油精製能力は1日平均97,760バレルであり、そのうちの90.8パーセントに相当する88,745バレルがスタンダード石油グループによって占められていたと推定されている。(H. F. Williamson and A. R. Daum, *The American Petroleum Industry, 1859~1899*, 1959.)

なお、このグループは、1870年代中頃より、送油管部門へも大々的に進出しつつあったのであって、1873~77年には、*gathering line* と呼ばれるところの、油井と最寄りの鉄道、あるいは河川の出荷地点とを結ぶ送油管組織をほとんど手中におさめ

この集団所属の諸会社に対する支配と統制をより一層強化するため、世界で最初にトラスト方式を導入してスタンダード石油トラストを組織した。それは、スタンダード石油同盟に所属する40社の代表的株主41名より、その所有する株式の預託を受け、その代りに総額7,000万ドルにのぼる「スタンダード石油トラスト証券」を交付し、このトラスト証券の所有者によって選出された、ジョン・ロックフェラー以下9名のトラスティーに、トラストの運営を委ねるというものであった。

ところで、ほぼこのころより、スタンダード石油に対する敵対的世論が、日増しに高まっていった。尋常の手段によってはスタンダード石油に対抗できない原油生産者、石油精製業者、ときにはその未亡人が、しばしば州当局に嘆願し、また裁判所に提訴しては、スタンダード石油の手口を激しく非難した。新聞はしばしば彼らの主張を無条件に支持し、これを大々的に記事にした。そして、たとえ最終判決においてスタンダード側の無罪が立証されたときでも、それまで読者に与えつけてきた印象を何ら訂正しようとはしなかった。もっとも、新聞の中にも、スタンダード石油と資本的繋がりのあるものはもちろん別として、正当な非難と不当な非難とを区別し、またスタンダードの側の事情も考慮に入れて論評したものが無いわけではなかった。しかし大多数の新聞の論調はスタンダード石油に対して攻撃的であった。

また、当時の思想家は、雑誌や書物において、好んでロックフェラーや彼の会社を狙上にのせた。最初にスタンダード石油に筆誅を加えたものは、当時の社会主義的思想家ヘンリー・デマレスト・ロイド（Henry Demarest Lloyd）

たし、また1878年に原油生産者によって Tidewater Pipe Co. という長距離送油管会社が設立され、油田地帯より途中海拔 2,600 フィートの山脈を越えてペンシルバニア州ウィリアムSPORTに至る送油管を建設するに及ぶや、1881年に競争企業 National Transit Co. を設立してそれに対抗した。もっとも、スタンダード石油が Tidewater を屈服せしめるのは、トラスト結成の翌1883年になってからであった。

であった。彼は『アトランティック・マンスリー』誌（1881年3月）の主題論説に「ある偉大な独占の物語」という一文を掲げた。彼の攻撃の焦点は鉄道の無責任な行動であったが、スタンダード石油はそれとの結び付きの上に成立した最初の主要な独占の事例として槍玉にあげられた。すなわち、ロイドは、スタンダードの発展、利潤、富、そして権力は、すべて鉄道による差別的取扱いに直接起因するものであると非難した。また彼は、スタンダード石油はその独占力を行使してアメリカの小規模な石油精製業者のほとんどすべてを絶滅するか、追い払うか、あるいは不当に安い値段で買収し、また送油管の支配を通じて原油を買いたたく一方、石油精製の90パーセントを支配することを通じてその製品価格を操作したと批判した。この論文は世界的な関心を呼び、その号は7版にも及んだという。

さて、このようにして、醸成され、燃え上がっていったアメリカ国民の間における反スタンダードの世論は、州政府や連邦政府にとって決して無視することのできない大きな圧力となった。1888年の選挙戦に際し、二大政党がともにトラストを痛烈に非難したのは、その端的な証左であった。1882年のスタンダード石油トラストの形成以来、それにならっていくつものトラストが80年代中に成立し、石油トラストだけがトラストではなかったが、トラストに対する両党の攻撃が主としてスタンダード石油トラストを念頭に置いてのものであることは間違いなかった。

スタンダード石油に対する政府の追求は、州議会や連邦議会による調査や喚問、最初の州際交通に関する取締規則で、鉄道の差別的行為を禁止した1887年の州際商業法の制定、1888年における反トラスト法案の上程と、いくつもの手段を通じて進められていった。そしてその頂点は、チャーマン反トラスト法成立の約2カ月前の1890年5月8日にやってきた。オハイオ州が同州最高裁判所に対し、スタンダード石油トラストの中心メンバーであるスタンダード石油会社（オハイオ）を告訴したことがこれであった。すなわち、同州は、1882年の

トラスト協定によって、オハイオ・スタンダード石油の全株式がスタンダード石油トラストに預託された結果、同社の経営はオハイオ州の法律には無縁の機関——すなわち、スタンダード石油トラストないしニューヨークにおいて同トラストの運営を行なう9名のトラスティー——によって統制されていることを非難するとともに、オハイオ・スタンダード石油はこのようにして独占に参加し、公の利益を侵害していると非難した。2年後の1892年3月、オハイオ最高裁判所はオハイオ・スタンダード石油に対し、トラスト協定の破棄を命じた。

オハイオ州につづいて、ニューヨーク州が、やはりスタンダード石油トラストの有力メンバーであるニューヨーク・スタンダード石油を告発する準備を進めた。また、連邦政府によるシャーマン反トラスト法の発動も必至の情勢となった。スタンダード石油の首脳は、もはやこれ以上トラストを存続させることは不可能と判断し、その解体を決意した。解体は、トラスト傘下の92社（1891年12月現在）を合同や合併によって20社（1892年4月現在）に統合した上で、これら20社の株式を「スタンダード石油トラスト証券」の保有者にその保有率⁽⁵⁾に応じて分配するという形で実施された。

2

スタンダード石油トラストを解体にまで追い込んだものは、政府を動かし、また最高裁判所の決定にも影響を及ぼしたと思われる、反スタンダード的な世論の力であった。それでは、何故にスタンダード石油は、アメリカ国民から、かくも激しい怒りや憎しみを受けねばならなかったのであろうか。

まず、第1に考えられることは、スタンダード石油が何らかの不正あるいは

(5) たとえば、ジョン・ロックフェラーは、1892年4月現在、「スタンダード石油トラスト証券」972,500株のうち256,854株を所有していた。したがって、彼は、20社のそれぞれにおいて、トラストの保有する株式の256,854/972,500を与えられた。

略奪的な企業者活動を行ない、そのブーメラン現象として世間の非難を買ったのではなかろうかということである。いいかえると、スタンダード石油の側に、こうした攻撃を甘受してしかるべき理由が存在していたのではなかろうかということである。確かに、スタンダード石油の歴史、とりわけその石油業支配の過程は、相当に毒々しい物語でいろどられていた。

すでに述べたように、スタンダード石油は、石油精製業における競争が激化した1870年代のはじめから競争企業の統合を推し進め、同年代末までにアメリカ石油精製業のほとんどすべてをその手中におさめることに成功した。ところが、その過程において、スタンダード石油の採用した手段がまことに辛辣であった。高率の差別運賃の獲得、覆面会社の使用、差別価格の適用、輸送手段の支配による原油の買ったとき等々の手段がこれであった。若干の事例をあげて簡単な説明を加えておこう。

差別運賃の獲得

おおよそ、ロックフェラーあるいはスタンダード石油の歴史をとりあげた書物であって、差別運賃の問題に言及していないものはなく、なかにはスタンダード石油による石油精製業支配の全過程を、ただ「リベート」の一語によって説明しているものもある。それほど、差別運賃は、スタンダード石油トラストの形成において重要な役割を果たしたものと考えられてきた。ロックフェラーは、1867年にニューヨーク・セントラル鉄道系の一鉄道よりリベートを獲得したのをはじめとして、70年代、80年代初期を通じて、たえず差別的な輸送条件の獲得につとめたが、そのなかでも、とくに人々の注意を集め、世上の話題となったものは、南部開発会社計画であった。

南部開発会社は、石油精製業に激しい競争の嵐が吹き荒れていた1872年1月のはじめ、スタンダード石油をはじめとするクリーブランド、ピッツバーグ、フィラデルフィア、ニューヨークの5大石油精製企業が連合して形成した一種

の別動機関である⁽⁶⁾。その目的は、この会社を通じて鉄道からより有利な運賃を獲得することであった。1872年1月18日、ペンシルバニア、ニューヨーク・セントラル、エリーの3鉄道会社との間に成立した契約は、おおよそ次のようであった。

3鉄道は、原油および精油のオープン・レートを大幅に値上げする。たとえば、ペンシルバニア州西北部のオイル・リージョンからクリーブランドまでの原油運賃は、これを1バーレル（45ガロン）あたり40セントから80セントに値上げする。

ただし、南部開発会社加盟の業者に対しては、高率のリベートを与える。たとえば、上記のオイル・リージョンからクリーブランドへの原油輸送に対しては、オープン・レートの50パーセントに相当するリベートを与える。

さらに3鉄道は、南部開発会社加盟の業者が積み出した石油に対してリベートを与えるだけでなく、アウトサイダーの支払うオープン・レートのうち、上記リベートに相当する部分をも、これを南部開発会社に与える。こうして、たとえばスタンダード石油は、オイル・リージョンからクリーブランドへの原油輸送に対して、1バーレルあたり40セントのリベートを得るばかりでなく、競争者には同地点間の原油輸送に対して、1バーレルあたり80セントの公示運賃を支払わせておき、そのうちの40セントをも南部開発会社の取り分として獲得する。

さて、ロックフェラーは、3鉄道との間にこのような契約を締結する一方、1872年1月以降、クリーブランドの石油精製業者の統合を開始した。彼の獲得した上述のような高率の差別運賃が、この統合に際してきわめて有力な武器になったことはいうまでもない。そのころ、クリーブランドには、独立石油精製業者が26社存在していたが、わずか3カ月の間に、そのうちの21社がスタンダ

(6) 南部開発会社の株式2,000株（額面100ドル）のうち、ジョン・ロックフェラーなど、スタンダード石油関係者で保有した株式は900株である。

ード石油に買収されたといわれている。それは、何よりも雄弁に、南部開発会社計画の効果を物語っている。

南部開発会社は、原油生産者およびオイル・リージョンその他の精製業者による反対運動、1872年3月25日の鉄道による契約の撤回声明、そして同年4月2日のペンシルバニア州による南部開発会社の特許の取り消しによって、短命のうちに終わった。しかしすでにそれまでに、スタンダード石油はその本拠地であるクリーブランドの制圧をなしとげていた。

覆面会社の使用

スタンダード石油が、市場支配の手段として、系列下の販売会社を、いわゆる覆面会社 (hidden company) として運営したことはよく知られている。しかしまたスタンダード石油は、1870年代の精製業者統合の過程においても、この種の手段を利用した。次に「トロイの木馬」を思わせるような一つの事例を示しておこう。

1875年、ボルチモア・オハイオ鉄道は、当時進行しつつあったスタンダード石油による石油精製業の支配と、その結果として生ずべき出荷の独占を心配し、その沿線のウエスト・バージニア州パーカースバーグにおいて、独立（スタンダード石油グループに所属しない）石油精製企業の育成を行ないつつあった。ここに、スタンダード石油の首脳は、同地方の最大の精製業者 J・N・カムデンとひそかに持株を交換し、彼をスタンダード石油グループに引き入れた。そしてカムデンに、パーカースバーグ、ボルチモア、マリエッタ（オハイオ州）の系列外精製業者の買収に当らせた。カムデンの正体を知らず、彼の力を信頼したボルチモア・オハイオ鉄道や独立精製業者は、この買収交渉を歓迎したばかりでなく、ボルチモア・オハイオ鉄道に至っては、この仮面の敵に莫大なリベートを与えたという。

輸送手段の支配による原油の買いたたき

スタンダード石油は、精製業者の統合を進める一方、70年代中ごろより、油田地帯において、油井と最寄りの鉄道とを縦横に結ぶ送油管組織の支配に乗り出し、1877年ころまでにそのほとんどを手中におさめた。これによって、スタンダード石油は独立精製業者に対する優位をより確実なものに⁽⁷⁾しただけではなく、また原油生産者に対して強大な力を行使できるようになった。1878年、ペンシルバニア州のブラッドフォード油田において、ユナイテッド・パイプ・ラインズ——スタンダード石油系送油管企業——のとった行動は、その代表的なものであった。

この年、ブラッドフォードでは盛んに石油が流出した。ユナイテッド・パイプ・ラインズは、新しい油井に通ずる多数の送油管を敷設し、また、急拠、貯蔵タンクも増設した。しかしやがて同社は、原油生産者に対し、タンクに余裕のないことを理由に、即時出荷 (immediate shipment) , すなわち、送油管の終点において原油を積みとる列車もしくは荷車が待機していないかぎり、原油は引きとれないと声明した。しかし、即時出荷を保証する油槽車も事実上スタ

(7) スタンダード石油は、オハイオ州ライマ油田の発見を契機に、原油部門への本格的進出を開始し、その年間純原油産出高（総産出高よりロイヤルティとして支払った原油を控除したもの）は、1889年にはアメリカの全産出高の 15.89パーセント、1890年には 24.05パーセント、そして1891年には 26.22パーセントとなった。しかしそれまでは、スタンダード石油は、その必要とする原油のほとんど全部を独立生産者よりの供給に仰いでいた。R. W. Hidy and M. E. Hidy, *Pioneering in Big Business, 1882~1911*, 1955, pp. 186-7.

(8) ブラッドフォード油田の生産過剰によって、油槽車に対する需要は急増した。スタンダード石油は、当然、その所有する油槽車を総動員したが、さらに鉄道に対して、スタンダード石油の出荷量は業界全体のその90パーセントに相当するのであるから、鉄道所有の油槽車についても、その90パーセントを使用する権利があると主張した。スタンダード石油は、鉄道の最大の顧客であったから、鉄道はこれに従った。残りの10パーセントの油槽車では、独立精製業者の需要を充たすことはなかなかできなかった。

（8）
ンダード石油の支配するところとなっていたため、結局、原油生産者はスタンダード石油の指示する価格で原油を買いとってもらい以外に方法はなかった。

3

スタンダード石油が、アメリカ石油精製業支配の過程において、上述の事例にうかがわれるような術策を弄したことが、スタンダード石油に対する人々のイメージにマイナスの影響を与えたことは事実である。しかし果たしてそのことが、反スタンダード的世論を呼び起こした最も基本的な要因であったのであろうか。

いったい、スタンダード石油に対して批判的な論説は、ただロックフェラーとその一味のもののみが、先に述べたような「冷酷非情」な手段を策し、それによって巨大な石油帝国を築いたとの印象を、われわれに与えがちである。たとえば、前述のロイドの1881年の論文や、それを推敲して1894年に出版した『共和国に対立する富』、あるいはアイダ・ターベル女史の有名な『スタンダード石油会社の歴史』（1904年）などは、その代表的なものであろう。しかし事実は、果たしてそうであったのであろうか。いま、この点を、スタンダード石油の行動の中でも、特に人々から攻撃的にされてきた差別運賃の問題について検討してみよう。

すでに述べたように、ロックフェラーは、1867年、オイル・リージョンからクリーブランドへの原油輸送に関し、ニューヨーク・セントラル鉄道系の一鉄道よりリベートを獲得した。同時に、その競争線であるエリー鉄道系のアトランチック・アンド・グレート・ウエスタン鉄道との間においても、同様の交渉を成立させた。おそらく、これが、彼の手に入れた最初のリベートであったら

(9) Allan Nevins, *John D. Rockefeller : The Heroic Age of American Enterprise*, 1940, Vol. I, pp. 253-267.

う。ところが、この差別運賃は、なにもロックフェラーの会社にかぎって与えられていたものではなかった。そのことを裏付ける次のような事実がある。⁽⁹⁾

1. クリーブランドの競争企業であったアレキサンダー・スコフィールド社の首脳が、1872年に連邦議会下院の商業委員会で行なった証言によると、同社はロックフェラーの事業の繁栄に疑問を感じ、1868年もしくは69年、アトランチック・アンド・グレート・ウエスタン鉄道を訪問し、同鉄道は同社に対するよりも、より高率のリベートを他社に与えているのではないかとただした。鉄道は一応否定はしたが、結局、同社に対して、ロックフェラーの会社が得ていたと思われるのと同率のリベートを提供した。

なお、アラン・ネヴィンスの『ジョン・D・ロックフェラー』（1940）によれば、ロックフェラーの会社が1867年にリベートを得る以前から、クリーブランドの他の精製所（複数）は「疑いもなく」リベートを受けとっていたとある。ただし、この点については、ロックフェラーの陳述以外、これを例証する具体的な事実はあげられていない。

2. 1867年にオハイオ州上院の鉄道委員会は鉄道運賃の実態を調査し、種々の産業にわたって運賃割引の事実があり、その事例は無数に上っていること、そしてとりわけ石炭業においては、特定のコミュニティ、会社、個人に対して差別的取扱いを許容する慣行が一般化していることを明らかにした。

3. 1868年にペンシルバニア州上院は同様の調査を行ない、リベートには、一定のグループに対して適用される特別運賃（special rate）、個々の荷主に対して出荷時に秘かに与えられる本来のリベート（rebate proper）、および月末に秘かに払い戻されるドローバック（drawback）があることを明らかにするとともに、このシステムは南北戦争直後のペンシルバニア州で「うっ蒼」と栄え、すでに1862年に、ペンシルバニア鉄道だけで、リベートの数は数千件に上っていたことを明らかにした。

さて、以上に指摘されているところから明らかなように、リベートは、けっ

して、スタンダード石油の開始したものでなければ、その独占物でもなかった。当時は、鉄道間における競争の激化を背景に、輸送条件の決定は、荷主および鉄道の双方によって、一つの取引問題と考えられていた。最も抜かりのない荷主が最も有利な運賃を、また最もうまく立ち回った鉄道が最大量の貨物を獲得した。いうまでもなく、この取引の焦点となったのがリベートであった。そしてまた、当時は、スペンサー（Herbert Spencer, 1820～1903）の社会的ダーヴィン主義に支えられ、攻撃的で、功利的で社会的にはしばしば無責任であった「西部劇のガンマン型」企業者が全盛をきわめた時代であり、彼らはリベートに対して何らのためらいも感じなかった。さらに、1887年の州際商業法の制定をみるまでは、州際交通に関して、鉄道の差別的取扱いを取締る法規も公権も存在していなかった。こうして、リベートが慣行化していったのであるが、こうなるといよいよ、各企業は自らの生存をはかるために、できるだけ有利な運賃を獲得しなければならなかった。スタンダード石油が差別運賃の獲得につとめたのは、以上のような事情の下においてであった。

しかしながら、なおここで問題となるのは、スタンダード石油だけがリベートを得ていたわけではなく、したがってこの点にかかわる非難はまぬがれうるにしても、その得ていたリベートは、競争企業のそれに比較してはるかに高率ではなかったかという問題である。しかし、この点に関して、次のような事情のあったことを知っておく必要がある。

すでに述べたように、その当時においては、輸送条件は鉄道と荷主との間の駆け引きによって決定されるものとされていた。それならば、この駆け引きにおいて、より大口の荷主はより小口の荷主よりも、当然、より有利な地場に立つことができる。スタンダード石油が競争者よりも特に有利な運賃を獲得することができたのは、その精製所がクリーブランドという水陸交通の要衝に位置し、輸送業者間の競争を巧みに利用できたことにもよるが、やはり基本的には、同社が石油精製業者の統合を開始した1870年代のはじめにおいて、すでにアメリ

カ最大の石油精製業者であり、鉄道に対する最大の石油出荷者であったからにはほかならない。しかも、スタンダード石油が、そのころまでに、数多くの競争者に卓越する存在になりえたのは、その創業者ロックフェラーが、1863年、群小石油精製業者の一人として業界に登場して以来、すでに指摘したような一連の政策、すなわち、石油業の将来を確信して事業の積極的な拡大をはかる一方、ともすれば放漫経営に陥りやすい石油業の生成期において、利潤の内部留保と事業の能率的な運営という、きわめて地道な努力を重ねたからにはほかならない。このように考えてくれば、スタンダード石油が高率の差別運賃を獲得したといっても、それはむしろ自らの企業努力の結果であり、頭から不当視されるべき行為ではなかったのである。

4

われわれは、スタンダード石油トラストを解体にまで追い詰めたものが、政府も譲歩せざるを得なかった反スタンダード的世論の力であることを知った。次いで、まず、そのような世論は、スタンダード石油の側における不正あるいは略奪的な行動のブーメラン現象として生じたのではなからうか、という疑問を提出した。そして、この疑問に答えるため、スタンダード石油トラスト形成史の中においても、とりわけ悪評の高い差別運賃の問題をとりあげ、それが、果たして、スタンダード石油に対するあのように敵対的な世論をかきたてるほど本来的に不当なものであったかどうかを検討した。しかし、それについて、われわれの得た結論は否定的であった。

それでは、反スタンダード的世論を呼び起こすことになった基本的要因は、どこに見い出されるのであろうか。われわれは、それを、スタンダード石油の歴史をいろいろ毒々しい物語の中よりも、むしろ、その達成したところのもの、すなわち、スタンダード石油トラストの巨大な規模と絶大な力そのものの中

に、見い出すことができると思うのである。

周知のように、アメリカ国民の間には、彼らが建国の理想とし、深く誇りとしてきた一つの生活信条がある。それは、この新天地においては、有能であり、また努力さえするならば、だれにでも富を獲得する機会が均等を与えられている、だからこそアメリカは、世界のどの国よりもすばらしい国なのだ、という信念である。実際、ヨーロッパからの移民船を満員にしたのも、また西部への街道を開拓者でいっぱいにしたのもそれであった。また、両親が自信をもって子供に説得し、子供も胸をふくらませながら聞き入ったのも、この信念と哲学であった。

スタンダード石油トラストの形成者ロックフェラーは、このアメリカ国民の信条を如実に実現した。彼は伝説に出てくるような赤貧の生まれではなかったが、しかしその父は辺境の村々を渡り歩く一介の葉の行商人にすぎなかった。その彼が、農産物の仲買いによって蓄えた少しの資本をもとに石油精製業を開始し、20年足らずのうちに、アメリカ石油業界に君臨する存在となった。こうして、アメリカ国民の夢を叶えた彼は、国民的英雄として称えられてよい存在であった。しかし、現実には、すでにみてきたように、全く反対であった。彼は、強盗貴族の烙印を押され、国民の非難や攻撃にさらされなければならなかった。それでは、それはどのような理由によるものであったのであろうか。いうまでもなく、それは、ロックフェラーがアメリカ国民の信条を実現してみせたその瞬間に、彼は、そのような信条の達成に真っ向から対立する危険な存在——巨大な組織の形成者に変身してしまっていたからにはほかならない。

すでに述べたように、スタンダード石油トラストは、アメリカ国民の前に姿を現わした最初の巨大な産業企業の合同であった。それは、アメリカ全体の90パーセントを占める石油精製企業や送油管企業を支配した。またそれは、7,000万ドルの資本金（トラスト証券発行額）を有し、1901年に10億ドル会社ユース・スチールが成立するまでは、アメリカで最大の規模を誇る組織であっ

た。そしてさらにこのトラストは、その莫大な利潤を背景に、石油精製部門の強化拡大をはかるだけでなく、市場部門、原油部門へと進出しつつあった。アメリカ国民が、このような巨大な組織の出現と発展の中に、アメリカ的生活信条に対する危険を本能的に感じ取ったことはいうまでもなかった。反スタンダード的世論を基底において支えていたもの、それはまさにスタンダード石油の創造的達成そのものに起因して生じたアメリカ国民のこうした危機感であった。

社会会計における人的資本形成

能 勢 信 子

1. 開 題

1960年代に大西洋の両側からほぼ同時に起こった教育の社会経済的役割りにたいする経済学の関心の高まりを契機として、最近社会会計の分野では教育バランスをどのように取扱うかという問題が、一つの主題となっている。教育バランスをめぐるすでに60年代の終りから若干の論文や著作が発表せられてい

-
- (1) 1960年代に教育に対するエコノミストの関心が明確な形をとったのは、おもにアメリカとイギリスにおいてであるが、その方向は異なっている。アメリカではT.W. シュルツをリーダーとした human capital approach が提唱され、これはハンセンが指摘するように、ブローグの文献目録に入る800項目のうち500項目が、1961年から65年までの時期にリストされているほどの急激な発展を見た。他方、イギリスの場合は、現実の教育組織に対する問題意識が強く、マンパワー確保と高等教育にたいする「社会的需要」に対応するという課題を充足するために、ロビンス卿を委員長とする委員会が1961年に大蔵大臣によって任命せられ、教育改革にたいする提案をまとめた「ロビンス報告」を公表した。この反響は大きく、現にイギリスの大学制度の変革が発足している。ちなみに1960年代は、学生運動をはじめ教育への関心が起り、また大学その他教育改革案が発表され始めた年代に相当する。

W. L. Hansen (ed.), 'Introduction' in *Education, Income, and Human Capital*, 1970, p. 1. *Higher Education*, Report of the Committee appointed by the Prime Minister under the Chairmanship of Lord Robbins 1961-1962. HMSO, 1963, (Cmnd. 2154).

能勢哲也、「ロビンス委員会報告」—経済セミナー昭和44年8月号、9月号、10月号所収参照。なお、M. Blaug, "Approaches to Educational Planning," *Economic Journal*, June 1967, pp. 262-87 を見よ。

るのであるが、それらのうちでケンドリックとストーンの労作は、もっとも先駆的であり、また今後も影響するところ多い存在であると見られている。

ケンドリックの人的投資会計⁽²⁾とストーン⁽³⁾の教育人口行列は、それぞれことなる理論的基礎に立って提起せられており、視点、アプローチ、および結論的な提案のいずれをとってみても対照的である。ケンドリックが国民経済計算のワクの中で、すべての教育支出とそれ以外の人的資本の形成、人的資本の減価償却、人的資本維持費ならびに人的資本そのものを計算することを企図し、かたわら現行国民勘定の教育支出にたいする慣行を修正する提案を行なっているのに対して、ストーンは教育バランスを国民勘定の外部に置き、経済勘定そのものではなく、より社会経済的な活動一般を包括する社会人口統計システム (SSDS) の中でそのサブシステムとして作成し、SNAに対しては現状維持の立場をとっているからである。

ところで、教育バランスをめぐるマクロ会計家が問題意識を持たざるを得なかった事情は、一つには国民勘定自体の性格に由来している。国民勘定の会計慣行は、つとに1950年代にすなわち教育にたいする関心の急速な成長期より

(2) J. W. Kendrick, "The Treatment of Intangible Resources as Capital," *The Review of Income and Wealth*, series 18, No. 1, Mar., 1972.

—————, "The Accounting Treatment of Human Investment and Capital," series 20, No. 4, Dec., 1974.

(3) R. Stone, *Demographic Accounting and Model Building*, 1971.

—————, "The Fundamental Matrix of Active Sequence," in A. Carter and D. Brody (eds.), *Input-Output Techniques*, 1972.

—————, "An Example of Demographic Accounting: The School Ages," reprinted in his *Mathematical Models of the Economy and other Essays*, 1970, pp. 301-29.

—————, "A System of Social Matrices," *the Review of Income and Wealth*, series 19, No. 2, June 1973.

UN. *Towards a System of Social and Demographic Statistics*, 1975, pp. 42-50, pp. 3-99.

もほぼ10年早く確立せられている。そして教育支出の取扱いは、国民勘定の慣行によれば、消費支出の一亜種としてのそれであって、そこには将来期間に収益の上昇をもたらす人的キャパシティの増大という視点は、期待すべくもない⁽⁴⁾のである。そこで教育活動の経済計算に関心をもつ社会会計家は、さし当り人的資本に対する無視という伝統的慣行を批判して教育その他の人的資本支出を投資として計算するか、または国民勘定に手をつけることなく、教育活動のバランスを国民勘定とは別の計算システムのなかで推行するかの二者択一的方法をとって、これに着手せざるを得ないのである。この二つの方法は、それぞれ教育バランスにたいしてケンドリックとストーンが提唱した対照的方法にはかならないのであり、これらは今後も教育にたいする社会会計の主流をなすものと思われる。小論は、ケンドリックの人的投資会計とストーン教育人口行列表の特徴をサーベイし、あわせて教育バランス全体の方向を考察するものである。

2. ケンドリックの人的投資会計

まずケンドリックの用いる概念・用語の中心である人的資本という言葉から始めよう。人的資本とは、人間 human being 自体に対象化せられ、貨幣的または心理的な所得の稼得力を高める有形・無形の資本的支出一般を意味する用語である。そして一切の人的資本支出のなかでは、人間に具体化された教育支出が最も典型的な支出であるとされている。T. W. シュルツの「教育の経済

(4) A. スミスは僕婢、教師などのサービス労働を、「遂行中に消滅する労働」と称し、物体に具体化せられる労働のみを生産的労働とし、これが国民所得の創造者であると考へた。スミスの考へは、教育サービス支出を消費支出と考へる国民所得論の慣行の中にうけつがれている。ラッグルス夫妻は、この伝統を称して「機能によらず固体性によって資本を定義するところの、本質的に物的生産物(material product) の概念をUSシステムもまたUKシステムも共に採用している」という。Ruggles and Ruggles, *The Design of Economic Accounts*, 1970, p. 53.

学」にかんする先駆的な著作⁽⁵⁾以後人的資本概念は、シュルツ、ベッカーおよびその後継者によってさらに展開せられ、現在いくつかのサブ・トピックが研究されていることは周知である。ケンドリックの人的投資計算は、この人的資本理論⁽⁶⁾に拠っており、人的資本概念の国民所得会計に対する積極的な適用を企図するものである。

ケンドリックは、人的資本であれ非人的資本（たとえば機械設備）であれ、同じ足場に立つものとして把えうるべき存在であると考え、この見地に立って教育支出を消費支出から投資支出に振替え、米商務省による国民勘定数字を修正し、さらに1929年から1969年に至る人的投資と人的資本の数値を得ている。

ケンドリックのかかる試みは、彼のとする資本概念に根ざすものである。すなわち、資本は、彼によればそれからわれわれが将来の期間にわたって貨幣的または心理的所得の流れを得ると期待するところの元本にほかならない。そしてこの資格をもつかぎり、物的であれ非物的であれ、また人的であれ非人的であれ、資本のカテゴリーに包括せられうるわけである。彼のこの資本概念が、かのシュルツの資本概念⁽⁷⁾に、またH. ジョンソンの「一般化せられた資本概念」

(5) たとえば、T. W. Schultz, *The Economic Value of Education*, 1963. 清水義弘訳「教育の経済価値」, 昭和39年。

(6) 人的資本理論の中では、先駆者シュルツに続いてベッカーのスクーリング・モデルとミンサーの職場訓練(OJT)モデルがもっとも影響が大きい。G. C. Becker, *Human Capital, A Theoretical and Empirical Analysis with Special Reference to Education*, 2nd ed. 1975. 佐野陽子訳「人的資本」, 昭和51年。J. Mincer, "On the Job Training: Costs, Returns, and Some Implication," *J. P. E.* Vol. 70, No. 5, Part 2 (Supplement), 1962, pp. 50-80. サーベイとして、性質と発表年度の異なる次のものをあげておく。

T. W. Schultz, *Human Resources*, 1972. J. Mincer, "The Distribution of Labour Incomes: A Survey with Special Reference to the Human Capital Approach," *Journal of Economic Literature*, Mar., 1970, pp. 1-26.

G. Psacharopoulos, *Earning and Education in OECD Countries*, 1975.

(7) Kendrick, *ibid.* 上掲注2参照。

に相当するものであることには、疑う余地がない。彼の1929年から1969年にいたる物的資本および人的資本の収益率の計算は、この一般的資本概念の具体的応用にほかならない。

ところでこの人的資本支出に何を含めるかについて、ケンドリックはごく包括的な見解をとっている。それによれば、人的資本支出は、イ．広義の教育支出、すなわち学校教育のための支出と学校以外の私的教育を含めた教育支出一般、ロ．私的な個人の訓練と職場における訓練を含むすべての訓練費の支出、ハ．健康および安全を増進するための支出、ニ．転職・転勤といった職業の場所的変更に関する支出、および就労年齢に達するまでの子女の養育費がそれであって、人的資本支出を考慮する立場の学者の中では明らかにもっとも包括的な見解に属している。いま一つ注目すべきは、ケンドリックのいう人的資本支出が授業料のような現に支払われた実際支出のみならず、「放棄所得」とよぶ一種の機会費用を含んでいることである。放棄所得とは、就学期間中就学のために職業について稼得することを放棄した犠牲価値を意味する。これは、教育をうける際に個人の立場から考慮される犠牲であるが、けっして実際支出ではなく、また国民勘定の文脈において費用と見做される項目ではない。放棄所得を人的投資の費用要素とするこのような発想は、シュルツをはじめとする人的資本アプローチに共通する考えである。

こうした人的資本形成ないし人的投資に関する項目のほかに、かれは要素所得計算において控除される項目として、人的資本維持費をあげ、この計算を行なっている。これは、労働の純報酬を計算する場合に控除せられる項目であって、彼は個人消費の半分を越える数字（例えば1969年には消費の57%）を計上している。

(8) H. G. Johnson, "Towards a Generalized Capital Accumulation Approach to Economic Development," 1964, reprinted in M. Blaug (ed.), *Economics of Education*, Vol. 1, 1968, pp. 34-44.

いま一つ注目すべき点は、彼が人的資本にたいしその減価償却費を計上していることである。ケンドリックは、物的ないし非人的資本であると人的資本であるとを問わず、一般に資本は減価を蒙るとし、人的資本の減価償却に物的資本の減価償却方法の一つである急進定率償却法を適用している。人的資本評価の基準は取得原価におかれる。ケンドリックは、取得原価主義と急進定率償却法によって人的資本およびその減価償却の推計を得ることを企図し、このため人口の年齢グループごとに教育支出の累積額を出し、かつそれに減価償却を求め、これらの国民的合計を得ている。

以上の方法を用いてケンドリックは、合衆国の国民勘定の数値修正を行なうのであるが、かれの特徴の一つとして見逃がし得ない点は、経常的な国民勘定群——生産勘定、所得支出勘定および資本勘定——とそれぞれの部門化された勘定群だけではなく、国民貸借対照表および部門別国富表のセットを同時かつ齊合的に作成していることである。このため人的資本計算が国民勘定システム全体にコンシステントに実施せられることができるわけである。

ケンドリックの人的投資の計算は、ごく開拓者的であり、われわれが後に見るように、バウマンをはじめとする人的資本会計家によって引用され、さらにラッグルスやギアリー⁽¹⁰⁾のような一部の、ただし有力な国民所得学者によって支持せられている。

(9) M. J. Bowman, "Postschool Learning and Human Resource Accounting," *The Review of Income and Wealth*, series 20, No. 4, Dec., 1974.

(10) N. Ruggles and R. Ruggles, "A Proposal for a System of Economic and Social Accounts," in M. Moss (ed.), *The Measurement of Economic and Social Performance*, 1973, pp. 111-46. Ruggles and Ruggles, *Design of Economic Accounts*, *ibid.*

(11) R. C. Geary, "Reflections on National Accounting," *the Review of Income and Wealth*, series 19, No. 3, Sept. 1973, pp. 111-45.

3. 教育人口会計

人的資本理論に基礎をおくケンドリックのアプローチとは対蹠的な試みが、⁽¹²⁾ 社会人口理論に拠るストーンによってなされている。ストーンは、教育に対する会計を考察するに際して、教育活動を SSDS の対象の一つとなる非市場的経済活動であるとし、これに PAM と名付ける人口行列を適用することが有効である⁽¹³⁾ と考える。他方、彼は教育支出の取扱いをはじめ、教育活動の経済勘定の記録については SNA の現状に何ら改訂を加える必要は存在しないという見解をとっているのである。

ストーンは自ら彼の SNA 護持の弁を、つぎのように明らかにしている。⁽¹³⁾ すなわち、「ベッカーや彼の一派が主張し、また近年サカロポロスが推計しているように、『より高い教育水準が、より高い生涯所得の水準を保障する』ことは否定できない事実であるが、国民勘定のなかに人的資本概念を導入せよという彼等の示唆は、余りに多くの問題を生ぜしめる。かりにこの示唆にしたがって人的資本の維持・改善を含むいっさいの教育およびその他の人的資本支出を資本的支出として取扱うとすれば、すべての消費が人的資本の維持(中間支出)と人的資本の改善(資本的支出)に分解せられるところから、所得勘定において最終消費はごく奢侈的な支出を除いて消滅してしまい、最終産出は純投資のみとなってしまふであろう。」またストーンは、人的資本形成のもっとも典型的な項目である教育投資にたいして、つぎのように批判する。「学校教育の場合においてすら、その支出とそれがもたらす将来稼得の間に明確な関係を認めることが困難である。」他方、人的資本の減価償却に対する反対は、研究開発

(12) R. Stone, *ibid.* 上掲注 3 参照。とくに *Demographic Accounting and Model Building* 及び “A System of Social Matrices.”

(13) UN. Statistical Commission, *System of National Accounts (SNA), Supplementing the National Accounts for Purposes of Welfare Measurement* (E/CN. 3/459), July 1974.

支出を資本的支出とすることへの彼の反論から類推することができる。すなわち、「こうした資本的支出の減価償却をその耐用期間にわたって経済的に意味ある方法で査定することは困難であり、研究開発支出は経常支出として取り扱われる方がよい。」

以上の理由によって、ストーンは、教育および人的資本形成にたいするもっとも適当な方法は、経済計算としては現行のSNA通りに、ただし、もし必要ならば明細情報をつけて行なうことであり、他方、教育活動のバランスは、他の非市場的経済活動と同様に、SSDSのなかで開発されるべきだと結論している。

ストーンは、以上の理由から経済計算とは別の領域において開拓せられている。彼は教育活動（または学習活動）を人間の他の活動、たとえば雇用（または稼得活動）、家族の形成活動、医療活動（または保健活動）、非行ないし犯罪活動とおなじく、年々歳々成長変化する人口現象という側面から、数量的に観察・分析することができると思う。人口の年齢経過現象であるかぎり、教育活動を対象とする勘定システムは、おなじく年齢で切って分析することのできる他の活動と同様に、人口会計システムのサブ・システムたる位置におかれるのである。教育勘定のシステム作りにさし当って必要な分類問題は、分析と記録に必要な基本概念と範疇とを択ぶことである。ストーンはまず教育勘定の対象となる教育活動の境界線を、形式教育とそれ以外の教育の間に設定する。前者の代表的存在は、全日制の学校教育であり、後者の典型は、私的なパートタイムの教育、たとえば私塾の私的訓練である。ストーンは、人口勘定のサブ・システムとしての教育勘定に、形式教育の活動だけを取り上げている。形式教育、とくに学校教育を受ける人口のために、彼は被教育年齢にある幼児から25歳前後までの人口のバランスを示すフォーマットをいくつか作成し、学生人口の推計値を示している。これらのフォーマットは、人口会計のバランス——ストーンのいわゆるPAM——をプロトタイプとしており、教育活動分析のために新たに範疇を択んだものである。

教育勘定をデザインする場合の中心的な規定は、ストーンによれば基本的に「年齢」と「教育機関」の二つである。すなわち、「年齢」と「教育機関」は、各種多様な教育段階にある種々の学生人口を整序し配列する主要範疇であるとされる。ストーンによれば、教育機関は典型的には学校であり、もっと一般化していえば、学生——教育機関に入学し、スクーリングを終了後卒業してゆく——にたいして、固有の教育的目的にしたがって訓練をあたえる制度機関である。ストーンは、「年齢」と「教育機関」という範疇によって学生人口が「状態」に則して分類されると述べている。第1表は、ストーンの教育機関グループを要約して示している。

第1表 教育制度機関の大分類

-
1. 全日制の学校でない学校
 2. 幼稚園および小学校
 3. 普通中学：非Aレベル向けとAレベル向け
 4. 総合中学：非Aレベル向けとAレベル向け
 5. グラマースクール：非Aレベル向けとAレベル向け
 6. 特殊学校（身障児用）
 7. 教育専門学校
 8. 高等専門学校
 9. 総合大学
-

教育機関は、サブ・グループ、たとえば公・私立学校にさらに小分類される。個々の教育機関およびその個々のサブ・グループは、単一でなく複数の教育課題をもつことができる。ストーンは、具体的な例示とあわせて教育機関の抽象的説明を行なっている⁽¹⁴⁾。それによれば、教育機関はI-O勘定の「産業」に、そしてその教育課題はI-O勘定の「商品」にそれぞれ対応するものと考

(14) Stone, *Demographic Accounting*, *ibid.* pp. 48-50.

ストーンの説明によれば、グラマースクールジュニア過程(非Aレベル向け)と異なり、

えることができる。ストーンは、さらに教育機関による制度分類が、種々の異なる学校系列(academic stream)において生産せられた多種多様な教育の生産物の質の相異を示すのに役立つと付言している。教育機関別の教育成果について明細表示が、この外、等級ないし学年 (grade), テスト結果などのサブ・カテゴリーによってなされる。

学生入口は、年々歳々年齢を重ね、上級のグレードへ上がり、ある教育機関から他の教育機関へ移動し、最終的に形式教育の全境界をあとにして出てゆく。ストーンは、この学生の推移のメカニズムを彼が人口会計のなかで展開した遂移係数 (transition coefficients) の考えによって説明している。ストーンの遂移係数 (または遂移比率 transition proportion ratios) というのは、個々の状態 (年齢と教育機関の各分類によって示される) における学生人口の期首ストックによって、そのうち次の状態まで生存し遂移した学生人口数を除した比率であると定義せられている。遂移行列を用いると、ある経済における学生人口の構造は、つぎのように定義せられる。

$$An = Si + b \dots (1)$$

ただし、 S は生存する学生を示す行列、 b は今期に国内から、また外国から教育機関に入って来た新しい学生人口の列ベクトル、 i は単位ベクトル、 n は期首の学生人口を示す列ベクトル、 A は $A^n(\tau) = n(\tau + \theta)$ なる関係によって定義されているシフト・オペレーターである。

実業学校 (secondary modern school) ジュニア過程の教育の主要課題は、実業学校のシニア過程に進学させる教育訓練を与えることにある。しかし一部少数の実業学校生がグラマースクールのシニア過程 (A レベル向け) に進学することから見て、当該実業学校は副次的な課題として、こうした少数学生を教育していると言することができる。この場合、グラマースクールが単一の教育課題をもつのと比べて、それは主要のまた複次の課題を複数個もっていると考えられる。また彼は同一の教育機関において、複数の教課コースが並立する (たとえば文科系と理科系) ことが普通見られるという。

推移係数行列は、次のように定義せられる。

$$C = S\hat{n}^{-1} \dots (2)$$

ただし、 C は推移係数行列である。(2)と(1)とから、

$$\begin{aligned} An &= C\hat{n}i + b \\ &= Cn + b \dots (3) \end{aligned}$$

ただし、 \hat{n} は n の対角行列。

$A^0b = b$, $A^0n = n$ なる静態均衡の下では、

$$\begin{aligned} n &= Cn + b \dots (4) \\ &= (I - C)^{-1}b \dots (5) \end{aligned}$$

ただし、 I は単位行列である。

ストーンは第一次接近として C が一定であるとし、ついで θ 期間のトレンドで C を修正してこの仮定を緩和している。この C なる関係によって、種々の教育「状態」に属する学生人口の将来の構図が、年齢グループごとに予測されることができるとストーンは考える。これと同じ考え方で、逆に回顧的な方法によって、現在から已往の教育人口の構図に溯って推定することもできるとせられる。こうした教育人口行列の発想には、個々のアカデミック・ストリームを形成する教育機関に属する学生人口相互間に、強い補完的關係が存在するという仮定がある。ストーンのこの発想は、イギリスの教育構造の反映であって、イギリスでは学生がほぼ15歳という時期に高等教育機関にたいする将来の自らの学習方向をつとに決定しており、シックス・フォームとよばれる GCE 準備期間に学生間に競争が集中するが、それ以外、競争は少なく、各教育機関のまたその全系列の卒業生の間での代替可能性はごく限られているからである。

ストーンは、教育フロー・ストックの評価をどう行なうかについて、考えを系統立てて明示してはいない。しかし彼の部分的言及から、それが実物呼称による教育人口フローとストックの計算であること、実物呼称は学生の人数を以ってすることが明らかである。また勘定は、一国全体にたいし、あるいは個別

地域について、男女合計あるいは個別に作成される、勘定の主要なカテゴリーは既述した年齢と教育機関であり、別に明細表示のためにグレード、コース(文科・理科など)、テスト結果などがサブ項目として付けられる。

ストーンは教育勘定を SSDSの他の分野、たとえば雇用勘定とリンクしてマンパワー情報を教育・産業活動の両面に役立つことを意図している。同様に、所得分配勘定とリンクして稼得にかんする情報を教育と家族所得の形成および分配の両面に役立つように構想している⁽¹⁵⁾。他方、彼は教育人口勘定を、SNAの教育産業勘定とリンクし、所得と富の全体的構図にこれを介して、間接的に関係付けることを意図している⁽¹⁶⁾のである。

4. 二つの教育会計にたいするコメント

前二節に要約したケンドリックとストーンの教育会計は、それぞれの試みが意図と方法において余りにも対照的であり、両者をなんらかの意味でコーディネートせしめる手がかりすら見出すのが困難であるように見える。この二つのアプローチを比較して、同じ座標の上で補完する可能性を見出すに先立って、まずこの一見かけ離れた二つのアプローチにたいしてなされた論評および反論を参考にしてそれぞれの徳性と欠点とを吟味することから始めよう。

最初にケンドリックの教育投資会計について見る。

(15) Stone, "Social Matrices," *ibid.* ストーンは、各サブ・システムがライフ・シーケンスの各局面に対応しているという。各サブ・システムの Mover-Stayer 型のモデルは、いずれもマルコフ連鎖の形で説明ができるのであり、データの互換性とモデルの異種同型性ゆえにある一つの領域を形成すると考えうるとしている。Stone, "Social Matrices," *ibid.* また SSDS の諸章の有機的なつながりを参照せよ。UN, *Towards a System of Social and Demographic Statistics*, 1975.

(16) UN. Economic and Social Council, *An Integrated System of Demographic, Manpower and Social Statistics and its Links with the System of National Economic Accounts*. (E/CN. 3/394), 1970.

まずケンドリックのごく広義の人的資本支出については、人的資本の提唱者の中からさえ反論が出されている。そしてこれは決して意外ではない。なぜなら、ケンドリックの人的資本支出のリストには、教育一般、すなわち形式教育と非形式教育の支出、私的訓練と職場における訓練費用、健康と安全の改善支出、職業的移動に関連する費用一般、子女の就労年齢までの養育支出がすべて含まれており、これを個々について観察すると、人的資本支出のうち、純粋に投資的支出の性質を持つものが漸次消えて行き、かわって純粋に消費的支出の性質を持つ支出の比重が次第に上昇してくるからである。實際上、人的支出を經常支出と資本的支出に画然と分割することは、至難のわざである。なぜなら、人は人的資本支出について、資本的支出とするか經常支出に入れるかの境界を、彼自身の目的にてらして描く傾向があるからである。シアースとその共働者のジョリーは、この境界線が絶対的な性質のものではなくて、条件的なものであることを示唆している。⁽¹⁷⁾ 彼等によれば、貧困な社会にあっては、食物消費すらなんらかの投資的性質を持っているからである。就中ケンドリックの人的資本支出リストの中で、もっとも曖昧な支出項目は、子女の養育費である。⁽¹⁸⁾ ラッグルス夫妻、シアースとジョリーおよびパウマンは、⁽¹⁹⁾ いずれもこの支出が消費そのものであるとして、人的資本支出からこれを除くことを提唱している。子女の養育費以外の項目についても、人的資本アプローチに拠る人々の中ですら、ケンドリックの包括的意見には同意しない者がある。たとえばシアースとジョリーは、スクーリングに関する支出だけを人的資本支出と見做す見解

(17) D. Seers and R. Jolly, "The Treatment of Education in National Accounting," *the Review of Income and Wealth*, series 12, No. 3, Sept., 1966, p. 199.

(18) Ruggles and Ruggles, *The Design of Economic Accounts*, *ibid.* p. 43. ちなみに、ラッグルス夫妻は、人的資本投資（子女の養育費は消費支出としてこれに含めない）を「発展のための支出」と呼んでいる。

(19) M. Bowman, "Principles in the Valuation of Human Capital," *Review of Income and Wealth*, series 14, No. 3, Sept., 1968, p. 223, Footnote 14.

をとり、また彼らはアーサー・ルイス卿が、スクーリングの中でも中等教育以上のそれに関する支出だけを人的資本支出としていること、他にたとえばセーロンは、自国の人的予算の作成にさいして、戦略として考慮されるスクーリング⁽²⁰⁾だけを資本的支出とすることを指摘している。人的資本支出にたいする取扱いがかように区々であって、事実上人的資本家は恣意的に人的資本支出の境界を描いているようであり、この境界に関する共通の慣行は完全に成熟してはいない。他方、最も人的投資的な項目であるスクーリングにおいてさえ、若干の消費の要素を含んでいる、あるいは将来の心理的所得の流れとのみ関係する要素が存在することは、明らかである。ベッカーのいうように大学教育が心理的所得と貨幣的所得との双方をもたらすこと、また婦人の高等教育が、必ずしも白人男子とおなじ貨幣的稼得率をもたらさない等々に見るように、それに関連した例示にはことかかないといえる。いま一つの問題は、ケンドリックが国民所得勘定の中で行なった人的資本維持支出の計算について生じる。この概念が、所得分配の吟味を具体的に行なう上で有用であることは、疑いがない。人的資本の稼得である労働報酬と、非人的資本の稼得である資本報酬とを比較する場合、労働の生産費である人的資本維持費を前者について差し引くのは、分配分析として有用な結果を得ると考えうるからである。しかしながら、彼の推計では消費の半分をしめるこの額を計上することについては、国民勘定としては疑念が生じる。「消費はごく奢侈的性質のものに限られ、全体として大幅に減少し、極端な場合、国民産出即純投資に帰する」という、前節で述べたストーン⁽²⁰⁾の警告が、直ちに思い浮かんでくる。この問題を解決しないかぎり、国民勘定に人的資本維持費の概念を導入することには無理があると思われる。

以上の問題は、ゆきつくところ国民勘定における消費と投資の分解について生じる古典的な論争に入りこむ可能性をもっている。この論争を避けたいと思

(20) Seers and Jolly, *ibid.*, p. 201.

うならば、人々はさし当り、(i)ケンドリックの包括的な人的資本支出のリストを全く放棄するか、(ii)人的資本支出の中で投資的性質の強弱をスクリーニングして、より限られた支出のみを人的資本支出とするかのいずれかを択び取らざるを得ないのである。また人的資本維持支出概念を国民勘定群の中にもちこむことは、当面控えるべきであると思われる。ただし、(ii)の限られた支出のみを人的資本支出とする方法にも問題がある。というのは、いまだ国民勘定理論として投資的性質に関するスクリーニングを行なう上の慣行が確立していないからである。こうした考慮は、国民勘定理論からするとき、ストーンのケンドリックに対する実用的見地からの反論が説得的であると考えさせるのである。そして、ケンドリックの提示した人的資本維持費の計算と要素所得分配率の比較というそれ自身興味あるテーマは、国民勘定理論とは別の理論のワク組のなかで展開される方が効果的であると思われる。

次にケンドリックの方法のなかで結着がいまだついていない問題は、人的資本の減価償却の方法である。ケンドリックが取得原価主義ベースをとるのに対して、シアースとジョリー⁽²¹⁾およびバウマン⁽²²⁾は、取替費用ベースに加担している。シアースとジョリーは、人的資本形成と人的資本の耐用期間がいずれも物的資本の場合より長期間にわたるところから人的資本の減価償却の基準を原価ベースにすれば、物的資本の場合よりも著しいインフレーションの被害を蒙ることになるとして、取替費用を基礎とした人的資本の減価償却の計算を推奨している。もちろんケンドリックも取得原価に物価指数を乗じてリフレートすることを考え、また実施しているから、インフレーションの影響はかなり調整することができる。しかし問題は、取得原価に対するリフレーションが解決できるよりも、もっと深いところに存在している。これは、バウマンの人的資本の測定に関する省察からうかがうことができる。彼女は、人的資本の測定単位に

(21) Seers and Jolly, *ibid.*, pp. 204-7.

(22) Bowman, "Postschool Learning," *ibid.*

ついて考える方法に、(i)就学年数、(ii)他の有効単位に換算した数値、(iii)基準年度における生涯稼得指定値、(iv)基準年度における実質コストの近似値があるとして、それぞれにつき註解を⁽²³⁾加え、自らはそうした人的資本の取替原価法に共感をもつとしている。彼女は付言して、これは理論的にはより優れた⁽²⁴⁾現在価値法(iii)の一種のプロクシーとしての意義をもつ故であるとしている。

ケンドリックの提起した問題のうち、最後の未解決の問題は、人的資本会計の基本概念である。とりわけそれは人的資本を計測すべきか、人的ストックを計算対象とするかが決定されねばならない。キャパシティとしてのストック概念をとれば、稼得力としての資本概念をとった場合には不可欠の貨幣的測定、減価償却費の計算という問題を避けて通ることができるからである。ケンドリックの人的資本計算に対して、シアースとジョリーは、教育を受けた人々、および学習中の人口の合計という実物的な人的ストックの計算を提唱している。⁽²⁵⁾またストーン⁽²⁶⁾の教育人口勘定では、学生人口のストックというある意味で実物ストックの計算が提示せられていることをわれわれは見たのである。こうした人的資本測定にかかわる基本的な立場の相異に加えて、いま一つ問題がある。それは、ケンドリックがすべての教育投資をそれがいかなる現実の稼得と結びつくかと関係なく、男女をとおして、また人種を無視して人的資本形成に計上した点である。⁽²⁶⁾パウマンは、原則的にケンドリックと同じく共通して人的資本として把握する見解をとっているが、具体的推計としては、たとえば女性と男性の稼得率の比で以って女子にかんする教育支出の人的資本形成成分を計算できるとしている。

(23) M. Bowman, "Human Capital: Concepts and Measures," in H. Hegelund (ed.), *Money Growth and Methodology*, 1961, pp. 147-68.

(24) Bowman, "Postschool Learning," *ibid.*

(25) Seers and Jolly, *ibid.*, p. 208.

(26) Bowman, "Postschool Learning," *ibid.*, p. 493.

以上のように、人的投資会計をめぐるいくつかの異見と不一致が存在し、そして人的資本アプローチをとる人々の間にすら意見が分布していることが明らかである。こうした不一致の存在する理由は、明らかにこの主題がまだまだ未成熟であることに発しており、教育に対する会計的計算慣行の確立にむかって研究が進むことを期待せざるを得ないのである。

第二のストーンの説に戻ろう。われわれはストーンの教育人口勘定が、人口会計の教育にたいする応用であることを先に見たのであるが、人口会計と同じくレオンチェフモデルを人口コーホートの推移に適用したアプローチをとる教育分析には、先行者としてアーミティヂとスミスの著作がある。⁽²⁷⁾アーミティヂ-スミスの教育モデルは、年齢経過に応じて教育産業のサブ・セクター、たとえば小学校、中学、高校、より高等の教育機関を次々と移動する学生人口のフロー全体を抽象化して分析したモデルであって、形式的にはストーンのモデルと同じタイプに属している。両者を比較すると、アーミティヂ-スミスモデルは、コーホート別・教育部門別教育人口量の決定理論を、より平明かつ単純化した形で、また統一的に与えるのに対して、ストーンの教育人口勘定は、教育機関の明細分類の説明においてイギリスの教育事情をより良くほうふつさせる。そしてそれは教育人口勘定だけをとり上げるのではなく、雇用勘定、家族所得分配勘定、保健勘定など同じ人口アプローチを使う他の分野とリンクすることに關心がある点で特徴的である。

ところでストーンの教育人口勘定は、別の面からそれぞれ、解説またはコメ

(27) P. Armitage and C. Smith, "Computable Models of the British Educational System" (1967), reprinted in M. Blaug, *Economics of Education*, Vol. 2, 1969, pp. 202-37.

(28) Ruggles and Ruggles, "A Proposal for a System of Economic and Social Account," *ibid.*, pp. 116-17.

(29) M. Blaug, "Approaches to Educational Planning," *Economic Journal*, June 1967, pp. 262-87.

ントをうけている。一つはラッグルス夫妻からの⁽²⁸⁾批判であり、いま一つはブローグによる⁽²⁹⁾解説である。まずラッグルス夫妻は、‘Proposed System of Social Accounts’の中でストーンの‘Social Matrices’を批評し、人口行列によって社会経済現象を一般的に処理する必要があるかもしれないが、多種多様な問題をそれぞれに適した個々の分析手法によって分析し処理する必要の方が優先するとし、ストーンの画一方式に対する批判を行なった。他方、さきに述べたように、ケンドリックの方式を子女の養育支出についての項目を除いて一般に支持している。

ラッグルス夫妻によるストーンの画一的方式への批判は、当たっている。なぜなら、教育問題一つをとりあげても、教育人口勘定は形式教育をうける学生人口全体の遂移だけを、いわば決定論的に取り上げるのみで、教育にたいする私的行動を費用・収益面からとりあげる発想はない上に、教育の領域を狭く局限し、形式教育以外の私的教育、また一切の労働に関する訓練との比較、教育と経験、たとえば実地作業による習得(learning by doing)の問題、雇用と労働力の選別 screening 問題、また稼得機会にたいする教育と社会的差別などをすべて抹殺していることを無視することはできないからである。ストーンの人口アプローチは、教育全体ではなく、一部分についてのみ通用する手法であることが、明白である。

他方、ブローグのコメントは、とくにストーンの分析だけとり上げているのではなく、直接的にはマンパワー計画、「社会需要」計画、および教育投資の収益分析の三つを比較している。彼は、個々にこれらを論評しつつ、人的資本アプローチと人口アプローチが教育にたいする選択的な二つのアプローチとなること、前者が、合衆国のように学生の間で代替性が高く、学校組織が産業需要にフレキシブルであり、産業需要と教育機関の供給する教育を受けた人口の間のバランスが保障される社会——新古典派的宇宙に近い社会に適切であること、これに対して後者は、教育機関に対する「社会的需要」が存在し、マンパ

ワー計画及び「社会需要」への対応計画が政策的につくられるイギリス型社会——レオンチェフ的宇宙に近い社会に生まるべくして生まれたことを指摘している。イギリス型の教育組織の下では、教育を受けた人口の間に代替性が少ない。なぜなら、学生が特殊コースへ入る方向を早くから選び、教育機関のサービス生産は制限的また硬直的で、とくに大学の数は入学希望者の数に比して少なく、各教育機関が補完的であるからであるとブローグは述べている。

ブローグの解釈は、ストーンの教育人口アプローチの背景を示唆するだけではなく、教育人口アプローチと人的資本アプローチの総合を考える緒を与えるものである。

5. 結 論 的 覚 書

二つのアプローチの吟味を経て、われわれはこの両者を比較対照して論ずるところに到達した。まずこれを容易にするために、ケンドリックとストーンの論旨を一表にすると、つぎの第2表が得られる。

第2表 人的投資会計と教育人口勘定の対照表

	人的投資の範囲	視 点	測定・評価	勘定デザイン	国民会計に 対する態度
ケンドリックの方法	広義の教育支出、職場訓練と私的訓練の費用、労働の移動に関する支出 健康・安全増進のための支出	国民経済計算の範囲のなかで、人的投資計算を行なう	貨幣的測定、原価基準	慣行的な部門化を採用 投資と所得について、範疇を改革	国民勘定と国民貸借対照表およびこれらの部門勘定の教育および他の人的資本形成の計算 慣行を改革する
	子女の養育費支出				
ストーンの方法	形式教育のみ	国民経済計算の外で、ただし、SSDSの中で教育人口計算を行なう	(学生人口の人数による) 実物的測定	人口勘定をベースにし、教育機関による部門化を行なう。教育機関は、教育活動の異質性により分類する。	現行通りで改革せず。

両者の視点、アプローチの特徴および提案の相異が、第2表から明瞭に認められる。この要約表を念頭にして、われわれの教育バランスについて考え得る結論は、つぎのようである。

1. ケンドリックの人的投資アプローチは先駆者的であり、洗練は未だ十分とはいえないが、しごく示唆的である。ただし、国民勘定システム、とくに国民所得勘定と国民貸借対照表の勘定科目を改正するという彼の提唱は、いまだ未決定の要素を多分に含んでいる、このように結論する理由は、人的投資について多くの経験的分析が進んでいるにもかかわらず、人的資本支出の境界、人的資本の減価償却の方法、人的資本の維持支出の範囲、および人的資本の測定方法など、いまだ確立していない部分があまりに多いという事実による。こうしたいまだ議論多い問題を、確実な計算の要請せられる国民勘定の中に持ちこむことは、実用的な見地から賛成することができない。こう考えることは、もちろん人的投資アプローチと、それに基づく計算を無用とするものではなく、国民勘定の枠の外で開発さるべき十分に興味ある分野であると考えられる。人的資本の維持支出、すなわち労働力の再生産費の計算は、その典型といえるであろう。

2. 教育をはじめとする人的投資問題の研究は、国民勘定の中で推行され、また国民勘定慣行の改正という形をとるよりも、現在の時点では SSDS あるいは他の社会福祉計算の中で展開せられるべきである。そしてそれは、単に人口学的アプローチだけではなく、所得分配分析、職業移動および社会移動分析など、多種多様な視点と共働して研究せられるべきである。人的資本アプローチの新しい潮流は、一方ではサカロポロスがサーベイしている教育と収益の分析とその国際比較の中で研究せられ、他方では SSDS の中で要約せられているような、多方面の領域の中で研究せられつつある。教育バランスについての経験的なりサーチが、これら発展段階にある分野に計算慣行とワーキングルールを確立する一助となることには、疑いをいれる余地がない。

3. ストーン教育分析の道具は、人口の側面から「社会的需要」を分析する上で、ごく厳密な、また有効な手段である。ブローグが述べているように、このタイプは、イギリス型あるいはさらに極端にはレオンチェフ型の教育組織をもつ国、すなわちことなる教育をもつ人口の間に、また学生がそれを通過する学校系列の間に、高度の補完性が確立している社会では計画モデルとして役立つが、合衆国型またはより極端には新古典派型の教育組織をもつ国の計画については役立たないことが予想される。しかし、現実問題にかえると、世界には純粋にレオンチェフ型または新古典派型の教育組織が存在するのではなく、たかだか疑似レオンチェフ型または疑似新古典派型の、あるいは両者のハイブリッド要素をもつ教育組織が存在するのである。たとえば日本の学校教育組織は、戦前は少数・異質の学校系列が並存する疑似レオンチェフ型の構造であり、終戦後の学制改革以後は、多数、比較的近似の学校系列が乱立する疑似新古典派型の教育組織であり、しかも新旧両制度の混合要因も残存している。日本とは対照的に、西欧諸国、たとえば西ドイツやフランスやイギリスは、その制限的な教育サービス供給の組織を保存している。しかしこれらの国においてさえ変化がみられ、就中イギリスは、ロビンス委員会の勧告以後学校制度、とくに総合中学の建設と新しい大学の建設が進行しつつある。⁽³¹⁾ こうした状況にあるところから、われわれは、教育バランスを作り、教育活動の将来計画を樹立する場合、一方ではストーン型の教育人口勘定を用い、他方では人的資本アプローチ型の人的資本収益率と教育選択の手法によって補完する必要がある。

4. このような考察は、教育バランスの分野において、人口型アプローチと人的投資収益率アプローチが総合される必要性を示唆している。ケンドリックの方法とストーンのアプローチは、いずれも今後より開発せられ、総合的に発展せられるべき一般教育会計の二つの入り口に相当する。本稿で指摘した問題

(30) 文部省編「我が国の教育水準」、昭和51年、第2章および第6章。

(31) 文部省編上掲書、第2章、第6章および能勢哲也「ロビンス委員会報告」前掲。

を順次に解決してゆくことによって、われわれは教育バランスが全体としての社会福祉計算体系の極めて重要な一部分として形成されることを期待するものである。

国際借入の形態分析への一考察

——国際収支と国際資金移動に關説して——

藤 田 正 寛

1. は じ め に

ここ数年間の世界経済は高物価（インフレ）、雇用の減退（失業の増大）、不況（生産の低下）の、いわゆるトリレンマ現象が激化の一途を辿っている。この結果、先進工業国も発展途上国も数個のグループに分極化が進行している。すなわち、先進国間では日本、米国、西独の3極と英国、仏、伊両国の格差が著しくなり、国際協力による格差の縮小化が当面の課題となっているが、とくに先進国間の格差の解消は債権国と巨額にのぼる債務国との金融協力がまたねばならない。

一方、発展途上国の場合は、産油国と非産油途上国とに分極化が顕在化し、非産油途上国は過剰人口をかかえて、貧困の循環化が⁽¹⁾一層深刻化しており、先進国よりの資金を渴望している。

一般に開放体系においては貯蓄ギャップ、貿易ギャップが存在している。いま、 $I, S, G, T, X, M, O, Z, Y, C, T_1, T_2$ をそれぞれ、民間投資、民間貯蓄、政府支出、租税、輸出、輸入、国民純生産物に対する総需要(額)、国民純生産物の総供給(額)、貨幣的国民所得、民間消費(支出)、間接税、直接税とすれば、つぎの関係が成立する。すなわち、まず、封鎖経済の国民所得の均衡式が得られることから、

(1) R. Nurkse, *Problems of Capital Formation in Underdeveloped Countries*, 1953.

$$Z=Y=C+S \quad (1.1)$$

$$D=C+I \quad (1.2)$$

$$D-Z=I-S \quad (1.3)$$

となり、そして、開放体系では、

$$Z=Y+T_i=C+S+T_d+T_i=C+S+T \quad (1.4)$$

$$D=C+I+G+(X-M) \quad (1.5)$$

$$D-Z=(I-S)+(G-T)+(X-M) \quad (1.6)$$

となる。ここではYの増加要因はI, G, XでYの減少要因はS, T, Mとなる。

(1.5) 式が成立することは、また、

$$(I-S)+(G-T)+(X-M) > 0 \quad (1.6)$$

が成立することになる。

$(I-S) \cong 0$ を貯蓄ギャップというが、これはまた一国の産業資金のフローを決定するものであり、産業資金のフローの状態如何がオーバー・ローンを導くためにインフレ・ギャップともいわれている。

国内貯蓄が不足しておれば、経済の成長資金としての投資資金需要に対応することができず、投資率を高めることはできない。インフレーションや不況などのために所得水準が増大しない場合は、貯蓄ギャップは拡大せざるをえず、この結果、外部よりの資金の導入が必要となる。これは財政による赤字国債の発行を認めざるをえないこととなる。もし、国内貯蓄が投資機会を上回るほどの状態の貯蓄ギャップであれば、投資機会を外部に求めることにならざるをえない。これが対外投資(民間直接投資を中心)の促進となるのである。しかし、民間貯蓄が大幅に投資を下回る非産油途上国の例をあげると、ここでは民間の低所得のために貯蓄性向は低く、金融機関は預金量以上の貸出を強制され、勢い、オーバー・ローンをひき起こして、インフレ圧力を大きくする。ここに金融政策による流動性のコントロールの根拠があるといわねばならない。

つぎに $(G-T) \leq 0$ については、高度成長経済の場合は分配国民所得が増大するために個人、企業をとわず担税能力が拡大して、いわゆる自然増収が実現するから政府の財政支出は一層、促進される。しかし、ひとたび、低成長あるいは経済の停滞期に入れば、税収が減少し、均衡財政を達成することは不可能となり、赤字財政の状態に苦吟しなければならず、先述のように赤字国債の発行は避けられなくなり、これがインフレ・ギャップの、いまひとつの要因となるのである。

$(G-T)$ をコントロールするのは、やはり財政政策である。これは途上国経済が直面するもっとも典型的な特徴でもある。途上国とくに、非産油途上国経済はモノカルチャ経済である上に低所得、しかも工業化あるいは近代化のための成長資金需要が巨大な規模に達しており、このために政府資金の投入が基礎的条件となるにもかかわらず、税収が極端に低水準であることが赤字財政と外債、外資の形による対外債務の増大に依存せざるをえなくしている。

低成長国では I, G を増大させるか、 S, T, M が対応して増大して総需要を賄うことはできない。しかるに、低成長国では生産の弾力性が失われているために物価が騰貴しており、しかも消費のデモンストレーション効果が作用している場合には、担税の余裕がみられるが、デモンストレーション効果も減退しつつある場合は赤字財政は加速的に拡大して、自律的な財政政策のみでは対応できなくなる。ここに財政政策の限界があるといえる。

また、貿易ギャップ、すなわち、 $(X-M) \leq 0$ の場合、先進国、途上国をとわず、貿易の逆調すなわち、 $(X-M) < 0$ であれば、輸出増進、輸入抑制政策がとられることになる。これは輸出入の価格と所得弾力性値により、その効果は影響をうけるが、貿易収支の不均衡の対策としては為替平価の変更、すなわち、為替相場の切下げが即効的である。また $(X-M) > 0$ の場合は、為替相場の切り上げにより国際収支の調整が行なわれる。そして、このような措置は輸出入の量的調整だけでなく、質の面の調整を重要視している。また、為替相

場の調整は通貨の質的調整を伴わねば完全な効果を収めることはできず、われわれが最近経験した数回の平価変更はIMF体制を前提とした固定為替制の枠をこえるほど大幅とならねば所期の均衡化が実現しなかったことが、この間の事情を雄弁に物語っている。そして、途上国についての貿易ギャップの存在は途上国の経済構造そのものの脆弱性に由来することに注目せねばならない。殆んどの途上国は一次産品輸出国であるが、この一次産品に対する世界の需要は先進国の景気動向に全面的に依存している。このことは途上国の所得と外貨収入は短期的に変動することを前提としていることによる。さらに、長期的には一次産品の世界的需要の増大が代替品の開発により影響をうけるうに、それが工業製品の世界需要の増大を下回るために途上国の交易条件は漸次、悪化傾向を示している。途上国はその経済の近代化を急ぐのあまり、大量の資本財の輸入が必要となるにも不拘、 $(X-M) \leq 0$ という条件が現実存在する輸出について脆弱性が認められる。このために、仮りに、国内貯蓄が必要な投資資金を上回る貯蓄ギャップの場合でも、貿易ギャップ（入超）が存在するかぎり、資本財を輸入するための外貨が不足し、この種の途上国の成長を制約する要因となる。

このように貿易ギャップは貯蓄ギャップと同様に、外部の資金の流入によって補填されねばならないが、その必要資金量は途上国の場合、多額に達するために、このふたつのギャップ、すなわち、貯蓄ギャップか貿易ギャップのいずれか大きいギャップをカバーする資金量である。

これについての対策として考えられるものは、(1)先進国間の資金の貸借、(2)オイル・マネーの移動、(3)IMFの国際流動性の補給の一形態としての金売却益基金の使用、(4)国際的な金融協力（BISグループによる資金の供給、IMFのGABの発動など）などがあげられる。

本稿においては、上述のような国際間の資金の貸付（lending）あるいは借入（borrowing）の基礎的特質をとりあげようとする。

2. 開放経済と均衡アプローチ

開放経済においては財市場均衡，貨幣市場均衡，外国為替市場均衡が成立する。このための前提条件は外国の実質産出高，利子率，価格水準は一定であり，2国の国内経済が相互依存関係にあるものとする。ここでケインズのモデルを設定して分析に入ると，つぎのようになる。

(1) 財市場の均衡

E を国内生産物に対する総需要， y を国民所得とすると，財市場の均衡は，

$$y = E \quad (\text{均衡条件}) \quad (2.1)$$

となり， C を消費， I を投資， S を貯蓄， T を租税， G を政府支出， X を輸出， M を輸入とすると，

$$y = C + S + T \quad (\text{所得分配式}) \quad (2.2)$$

$$E = C + I + G + X - M \quad (2.3)$$

(2.1)，(2.2)，(2.3) 式から，

$$y - (C + I + G) = (X - M) \quad (A = C + I + G, A = \text{アブソープション}^{(2)})$$

$$(S - I) + (T - G) = (X - M) \quad (\text{経常収支}) \quad (2.5)$$

となる。

この場合， $C + I + G$ の合計はアブソープション (absorption) をあらわしており，これは国民の財およびサービスに対する需要と輸入需要を示すものである。また，アブソープションは総支出とは区別さるべきであり，総支出 E はある国，たとえば日本で生産される財およびサービスに対する日本国民と外国人の需要であることが重要なわけである。もし，このアブソープションが日本の国民総生産以下であれば，(2.4)，(2.5) 式の左辺は正の値をとる。また，日

(2) Alexander, S. A., Effects of Devaluation on the Trade Balance, *IMF Staff Papers II*, April, 1952.

本の産出高を上回るほどの生産が拡大するというのは、アブソープションに対して一国の生産が優位であることを示すから、このギャップは民間部門の純貯蓄($S-I$)と政府部門の純貯蓄($T-G$)の総額にひとしく、しかも、正の値をとることである。財市場で均衡が成立しているとき、一国の産出高を上回りアブソープションが正の値をとるならば、経常勘定は黒字となり、 $(X-M) > 0$ で $(X-M) = y - A$ となる。また、アブソープションが一国の総国内生産を上回るときは、経常勘定は赤字になる。

このことは、いうまでもなく、経常勘定が黒字であるのは経済が全体として純貯蓄の状態にあり、逆に経常勘定が赤字になるのは経済が自国の国民生産に有効化される以上に資源を使用している状態である。経常収支が不均衡の場合には決済資金は海外からの純借入れの形をとり、固定為替制のもとでは資金の純流入を上回る経常勘定の赤字は外貨準備の売却という方法で融資される。

利率と実質産出高の水準の変動によって輸出入が変動するが、輸出入関数是一国の価格水準(P)と為替相場(ρ)と相関関係をもっている。とくに輸入は一国の国民所得と価格水準および為替相場に左右される。すなわち、

$$X^d = X(\rho, P) \quad (2.6)$$

$$M^d = M(\rho, P, y) \quad (2.7)$$

となり、 ρ, P の値はIS関数から導出され、 ρ, P の変化がおこれば、IS関数は自動的にシフトする。

(2) 貨幣市場均衡

ここでは、われわれは民間部門が保有しうる三つのタイプの金融資産、すなわち、貨幣、内国債、外債を考えてマネー・マーケットの均衡を求める。

実質貨幣残高に対する需要が実質国民産出高の水準と国内利率に依存するものと仮定し、インフレの期待がないものとする、

$$\bar{M}^d = Pf(y, i) \quad (2.8)$$

となる。ここで \bar{M}^d は実質貨幣残高, P は国内価格水準, i を利子率とする。しかし, 名目的貨幣残高の需要が貨幣価格と同じ方向の動きをとるものとする

$$\bar{M}^d/P = f(y, i) \quad (2.9)$$

となる。

つぎに名目的貨幣の供給がハイ・パワード・マネー H の量により決定され, 銀行乗数 β を決定するパラメータに依存するから,

$$\bar{M}^s = \beta H \quad (2.10)$$

となる。

そして, R を外貨準備, B_g^c を中央銀行の政府債の純保有量, C を流通通貨量, D_R を商業銀行の準備量とすると, ハイ・パワード・マネーの源泉は上記にかぎられるから, つぎの関係式が成立する。すなわち,

$$H = R + B_g^c \quad (2.11)$$

$$H = C + D_R \quad (2.12)$$

であるが, (2.11) 式に (2.10) 式を代入すると, 貨幣供給関数が求められる。すなわち,

$$\bar{M}^s = \beta(R + B_g^c) \quad (2.13)$$

である。

以上, 有力なポスト・ケインジアン⁽³⁾のひとりであるレヴァスニック⁽³⁾のモデルに沿って分析を試みたが, ここではこのように, β が一定であり, 国際収支が黒字である場合に国内貨幣の供給は増大する。また政府が債券を売却して財政不足を賄うことができず, さらに政府が自己の保有する証券を公開市場買い操作に利用することができる場合に国内貨幣の供給量は増大するのである。

(3) Revačić, R., *Macroeconomics*, 1976, pp. 217-230.

(3) 為替市場 (国際収支) 均衡

この場合の均衡とは通貨の総流出額がゼロであることといいかえると、純資金の流出が経常収支にひとしいことになる。資金の流出は国内利率と日本以外の諸国の利率との金利差に左右されるが、いま、資金が完全移動性を持っており、また、国際資金の移動(内外金利差)がないものとする、一国の均衡利率は必然的に世界の金利水準にひとしいから、国内利率が変動しても、ごく一時的な場合にかぎられるのである。

そこで一国の輸出入関数が (2.6), (2.7) 式で与えられ、実質産出高を引き上げるために原料の輸入を増大すれば、経常収支は悪化して、国際収支の赤字は増大する。これは総需要が増大するにも不拘、国内の金利が他国より高いために資金が海外から流入して、総需要の増大が相殺されて了うためである。これを第1図における *BB* 曲線にとらえることができる。

この図では、財と貨幣市場が均衡しており、さらに実質国民所得の水準が y_0 で決定されるときには国際収支は赤字となる。ここで問題となるのは、国内経済が不均衡であるならば、完全な均衡をつくり出すような経済的諸要素が国内経済にも、また他国の経済にも存在するからである。

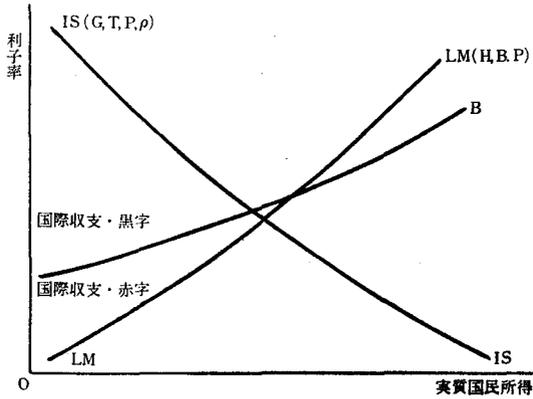
さて、為替市場あるいは国際収支が均衡するためには、ふたつのアプローチがある。

(i) 変動為替相場制による不均衡の調整

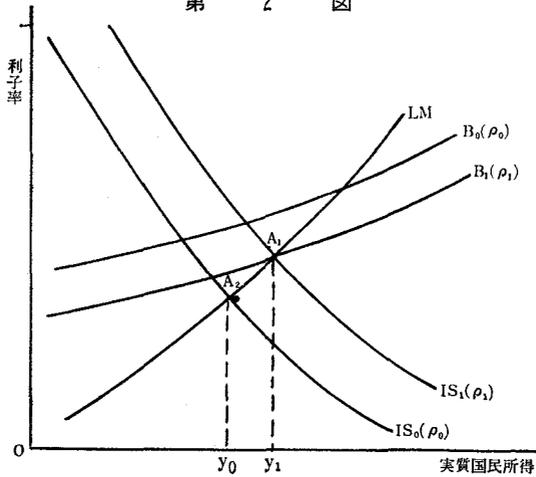
外国が為替市場に不均衡が存在することは、いいかえるならば、国際収支が赤字の状態であることを意味している。この場合には為替相場の切り下げにより調整されて、国際収支は均衡する。これによって総需要が刺激されるが、それは輸出の増大と輸入の減退のプロセスを経なければならず、しかも均衡への速度には輸出入の価格および所得弾力性値が作用する。

第2図でみると、総需要が為替相場の切り下げにより増大するほど *IS* 曲線は左へシフトする。そして利率が引き下げられ、実質国民所得が以前より増

第 1 図



第 2 図



大して、国際収支の均衡が実現する条件として為替が切り下げられた結果、 B 曲線は下方にシフトする。ここでは国民総生産は完全雇用水準にいたるまで完全に弾力的に増大し、しかも国内物価水準は変動しないままであると仮定している。均衡は、実質国民所得の増大と国際収支の均衡によって実現することが

条件となる。すなわち、均衡 A_1 は、均衡為替相場 ρ_1 と実質国民所得が y_1 となった点で実現する。

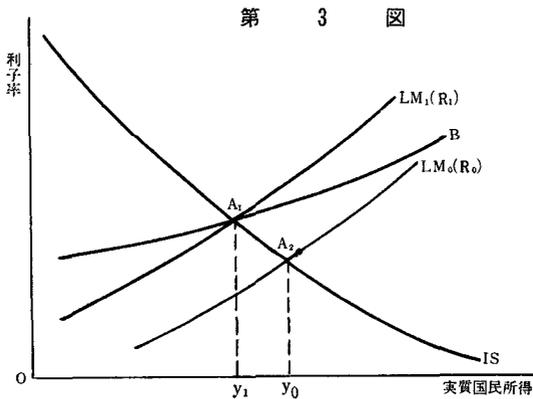
また、国内に失業が存在しているにも不拘、国際収支が黒字である場合、為替相場はこの黒字をなくするために切り上げられるから、輸出は減少し、輸入が増大する結果、実質国民所得は減少する。変動為替相場により、取引ごとに調整が実行されて、国際収支の均衡を回復する方策をとる場合、為替相場の切り下げは国際物価水準であらわした国内物価水準が切り下げ分だけ、引き下げられたことになる。また、為替の切り下げは自国の輸出品価格を外国商品の価格水準（国際水準）で一段の引き下げをして、安くしたことにもなる。なお、為替切り下げは自国の国民の福祉を引き下げることになるが、それは国内商品の一定量に対して外国商品は切り下げ分だけ高くなり、外国品はその分だけ入手量が減少することになる。このことは為替切り下げが国際収支、とくに貿易収支の変動に伴って、頻繁に行なわれるならば、その都度、外国品の入手可能性は狭められ、外貨準備は節約できることを物語っている。そして、このような変動相場のもとでは working balance 分以上の外貨準備は必要でなくなるともいわれる。そして国際収支節度 (balance of payments discipline) に国内政策が拘束される必要がなくなるかわりに、完全な変動相場制へ移行せぬ場合は、なお、不均衡の残る可能性があり、通貨当局による為替市場均衡のための介入が必要となることは、1973年以降の為替安定化のためのマネージド・フロート (managed floating) の経験に何よりも明確に示されている。

(四) 固定為替相場制による調整

為替相場が固定され、また国内価格水準も硬直的である場合は、相対価格の変動によって国際収支を自動的に調整する方法は見当らない。国際収支が赤字となった場合、固定為替相場制のもとでは通貨当局が外国為替市場へ介入をして為替相場が国際収支の赤字に見合うだけ下落するのを防ぐしか方策はない。これが固定為替相場制の特質であり、外貨準備は買い支えのために減少する。

外貨準備が減少すると、ハイ・パワード・マネーは収縮し、さらに国内の貨幣供給も減少する。この結果、国内では国民が高い利率の資産を売却して、売却分だけ貨幣残高を獲得しようとするために総需要水準が縮小し、失業が増大するにいたる。

この間の事情は第3図で説明できるが、 LM 曲線は国際収支の均衡が回復するまで、貨幣供給が減少するように左へシフトする。この点を A_1 とすると、 A_1 では貨幣供給は減少しなくなり、外貨準備もまたこれ以上、減少しなくなる。



この場合の調整は、つぎのようにまとめることができる。すなわち、国内価格水準と為替相場がともに固定されている場合は、調整はポートフォリオ調整の方法で実現する。そして、この調整は、国内価格水準を世界価格水準と相対的に変動させることとは全く関係がないのである。

しかし、国際収支が黒字であるにも不拘、失業が存在し、国内価格水準と為替相場とが固定的であれば、外貨準備は増大することになる。このことは勢い、貨幣供給を増大させる。貨幣供給が貨幣需要を上回る場合にポートフォリ

オ不均衡が存在するが、超過貨幣残高の状態では、国民が商品や資産を買い入れるため金融資産の価格は騰貴する反面、利子率は下落する。資金の流入が利子率によって引き起こされた場合、総需要が増大することは結局、国際収支の黒字をゼロにして了解効果をもっている。

このような分析から、つぎのような結論に到達する。すなわち、

(a) 一国の経済に失業が存在し、しかも国際収支が赤字である場合、その対策として為替相場を切り下げる措置をとることは赤字を縮小させ、失業を減少させる。逆に、固定為替相場をつづけるならば、国際収支の赤字を縮小させる措置として、貨幣供給を収縮させる方法を採用すれば失業は益々、増大すると思われる。ここに固定為替制の限界があるともいえる。

(b) (a)と反対に一国の経済に失業が存在するにも拘らず、国際収支が黒字の場合、為替相場を切り上げる方策をとれば、失業が増大して国際収支の黒字は調整される。これとは逆に固定為替制をつづけ、貨幣供給を自動的に増加させるならば、国際収支の不均衡是正策をとるかぎり、失業は減少するといえる。

これを要するに、固定為替制の調整方法には国際収支の黒字の場合の為替相場の切り上げは失業を吸収し、国際収支赤字の場合の為替相場の切り下げは失業を増大させる。固定為替制の場合は、為替相場の変動がほとんど起こらないにひとしいか、あるいはごく小さな変動幅のために変動は限定されており、しかも通貨当局が民間為替市場における需給に介入して、平衡操作が原則として作用させられるから、確定的投機差益を見込むことができる。このことが一時的に大量の為替投機を招き、為替リスクを生じる根拠となる。したがって、固定為替制の場合はこのようリスクに対して、予備的動機として一定量の国際準備をつねに維持することが必要となり、しかも、国際収支節度が政策の至高の目標ともなるのである。

ここでは変動相場と固定相場の変化について、これ以上、立ち入らぬこととする。

3. 開放経済と国際資金貸借

前節で開放経済への均衡アプローチを財市場、貨幣市場、為替市場（国際収支）について考察をしたが、われわれは、国際収支の均衡が失われた場合に財政政策、金融政策を作用させて均衡化を達成しようとする。これは古典派の金本位制の自動調整作用が十分に機能しなくなった1930年代以降、しばしば論ぜられてきたところである。

政府の財政政策は本来、所得と富と資源の分配に影響をおよぼすものであると同時に、民間部門と公共部門間の資源の割当にも有効な方策である。

一方、金融政策もまた分配効果と割当効果をもっており、流動資産あるいは資金を一層効率的に割当てて、これを使用することを促進しようとする。金融政策の推進に当っては、中央銀行による商業銀行の競争の有効化の種々の指導がわが国では基礎的条件となっている。最近においては、総需要管理政策のために財政の緊縮政策がとられるとともに、金融引締めが強化されて、そのひとつの手段として中央銀行による商業銀行への窓口指導などが実施された経験がある。財政・金融政策がともに有効性を発揮し、これを持続することが開放経済のもとでは、とりわけ、望ましいとされるが、ひとつの政策の実施がストックの増大となる一方、他の政策を推進すると、フローの増大ともなることが具体化した。

一国内で経済的混乱を起こさないように、金融政策としては国内貨幣ストックを変動させる措置が慎重に検討され、財政変数を一定にしたままの方策をうち樹てようとしたのである。

これに対して財政政策は、政府支出を変更したり、政府債券を売却して賄われる税制の構造を変更することが中心課題である。貨幣供給を増大させる方策により賄われる政府支出が増大することは、財政措置と金融措置の双方にかかわることである。

開放経済のもとでは、いわゆる国際通貨が金、米ドル、英ポンドの移動の形でフローして国際資金となり、移動先国では当該国通貨の購買力として作用して、国内均衡に寄与する。

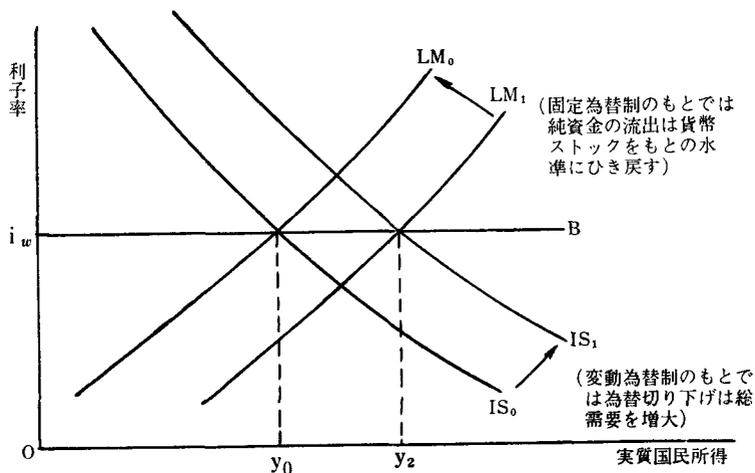
(イ) 資金の移動が完全な場合

資金の国際的移動が完全であれば、国内金利水準も世界の金利水準も均衡においてはひとしい。国内的には、いかなる国も国内金利を他国の変動に対して永久に比例的に変更することはできない。財政・金融政策が総需要におよぼす効果は、固定為替制と変動為替制とは同じではない。第4図にみられるように、財政が積極的に拡大政策をとる場合は IS 曲線は IS_0 から IS_1 へシフトし、総需要を増大させることができるものと思われる。そして、当初、まず利子率が騰貴すると考えられる。国内利子率が他国に比べて高ければ当然、外国から資金の純流入は巨額に達する。

第1のケース——財政政策と固定為替制が作用する場合。

固定為替制のもとで国際収支が黒字であれば、一国の国内利子率が国際金利

第 4 図



水準以上となるかぎり、国内へ資金は純流入の形をとる。このことは、いいかえると、国内の貨幣供給を拡大し、 LM 曲線を LM_0 から LM_1 へシフトさせる。しかも、資金の移動が完全な状態にあり、一国の均衡利子率は外国の資金が国内へ流入するような国際金利水準を上回る水準以上には騰貴しないものとする。このことは究極的には、政府が外国人に対して債券を売却して政府支出の増大分を賄ったことになる。

固定為替制のもとでは、国際資金の移動が完全であるならば、外貨の流入の不胎化が行なわれる結果、国内の貨幣供給は結局、増大させられる。

また、国内金利の均衡水準が上昇しないために、財政政策は封鎖経済のもとで与えた影響以上に、実質総需要に対しては大きな刺激を与えるといわれる。対外部門をもたない政府は、国内の民間部門へ債券を売って政府支出を賄わねばならない場合が起こる。財政政策による財政支出の増大効果が貨幣需要を増大させるために国内金利が上昇し、この結果、投資は逆に減少するのである。

国際資金が完全に移動する開放経済にあっては、財政政策乗数は一部門モデルの乗数と同じ値をもっている。財政政策が有効に機能したために貨幣供給が増大しても、それは何ら一国の経済にとりマイナスとはならない。総需要の増大とともに輸入も増大するが、これは国際収支を均衡させるための資金の流入の増大と一致すれば問題はないのである。

第2のケース——財政政策と変動為替制とが作用する場合。

変動為替相場制のもとで、国際収支の黒字が国際資金の流入によって実現する場合は、積極的、拡張的財政政策の効果は、為替相場の切り上げにより減殺し、したがって、貨幣供給量は一定のままである。為替相場が割高のときは、国民総生産に対する総需要は削減される。しかも、この国民総生産に対する総需要の削減は輸出を縮小し、輸入を増大し、 IS 曲線をもとの位置に引き戻して、はじめて実現する。そして均衡は IS 曲線がもとの位置に再び戻されるときに達成される。この場合、財政政策は総需要の水準に何ら継続的效果をおよぼさず、

ここに変動相場制の特徴がみられる。

第3のケース——金融政策と固定為替相場制が作用する場合。

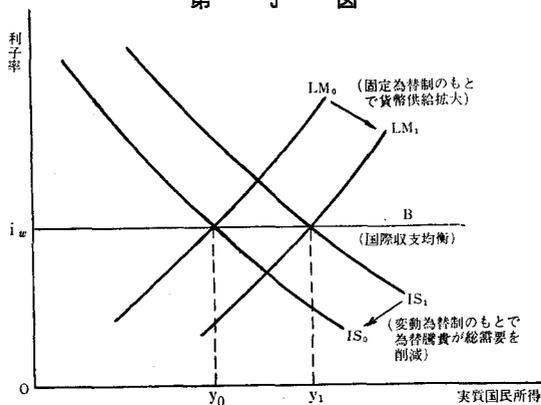
第1, 第2ケースでは, 財政政策を固定為替制と変動為替制のもとで作用させてその特質を探ったが, 金融政策が固定為替制のもとで作用する効果は財政政策の効果とは逆である。固定為替制のもとで貨幣供給を増大することは, 総需要に対して何ら継続的有効性をおよぼさないのである。

国内利子率が下落し, 国際資金の純流入が生じた場合, もとの水準に戻るまで, 国内の貨幣供給を縮小させる。第5図にみられるように, 総需要の均衡水準に対しては全く無効というよりはかはない。貨幣の供給を不胎化しようとする計画はいずれも, 単に外貨準備と借り入れ能力を使い果たすまで, そのプロセスを引きのばすにすぎないのであって何ら, 有効性をもっていない。

第4のケース——金融政策と変動為替制が作用する場合。

変動為替制のもとにおいては, 国際収支の赤字が生じるのは資金の純流出がみられるためである。そして, 国際収支の不均衡 (赤字) は為替切り下げにより調整される。この調整措置は, 国内の貨幣供給を新しい水準で変更しないままにしておくのである。為替相場の切り下げは輸入を減少させる一方, 輸出を

第 5 図



増大させて総需要を増大させる。したがって、第5図のように IS 曲線は上方にシフトさせられる。そして、総需要は y_0 から y_2 へ増大してゆくが、ここでは貨幣に対する需要は貨幣ストックの増加にひとしいのである。

以上、国際資金の移動が完全な場合の財政政策と為替相場制へのかかわりあいと、金融政策の為替相場制への影響を考察したが、国際資金の移動が完全な場合には、それが固定為替相場制のもとであれば、財政政策はきわめて有効であるのに対して、金融政策は完全に有効性をもっていないのである。

これに対して、為替相場が変動制のもとでは、財政政策は完全に有効性を失うのに、金融政策は総需要が変動している場合には、きわめて有効なことが明らかである。

(ロ) 国際資金の移動が完全でない場合

一国の経済が国際資金を完全に移動させられない状態にあるときは、国際収支は純資金の移動に対応して影響をうけるが、ここでは立ち入らないことにする。

4. 国際資金の貸借の新傾向

モルガン・ギャランティ銀行の報告によると、国際資金市場は世界不況が⁽⁴⁾18か月もの長期にわたって持続するとともに、停滞をつづけているが、1976年からのアメリカの景気回復とともに漸く暗黒の底から脱出をし、浮揚への契機を獲得したようである。

管理された変動為替制のもとで、第2、第3節ですでに考察したように、総需要の増大をもとめて各国では金融緩和政策を主要な政策手段として金利水準の引き下げが試みられており、各国の公定歩合は相ついで変更され、アメリカ

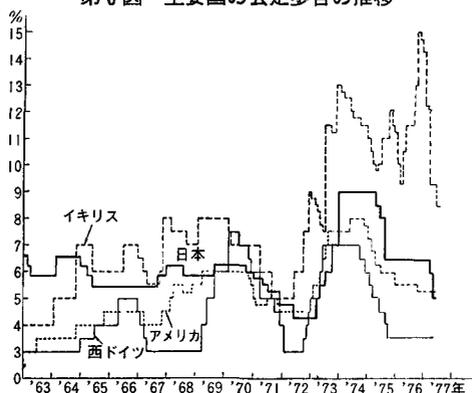
(4) *World Financial Markets*, Morgan Guaranty Trust Company of New York, Dec. 1976.

は1976年11月22日に5.25%に、西独は1975年9月12日に3.50%へ、英国は1977年5月13日に8.00%へ、フランスは1976年9月23日に10.50%へ、イタリアも1976年10月4日に15%へ、日本もまた1977年4月19日に5.00%へと引き下げたが、各国ともに一段の低金利を目標としている。そして、日本もこのところ3月12日と4月19日と、あいついで公定歩合の引き下げを断行し、危機レートといわれた英国も本年4月の金利引下げにより、15%水準を割っている。そして各国とも物価、失業、生産の低下というトンネルからぬけ出そうとしている。しかし、政府支出の飛躍的増大を望むことは困難なため、政府間の貸付の拡大は先進国の3極国と産油国とに一方的に依存するほかになく、それも3極国が個別に国内的要因で急激な対外支出の増大が見込めないため、勢い国際間貸付は民間信用に頼らざるをえなくなっている。

この2か年（1975～76年）に民間信用貸付は42%も増大したが、その内容は国際債券の新規発行は48%増、ユーロ市場におけるユーロ・カレンシー貸付は36%増であり、しかも、これらの国際貸付の増加の約30%は途上国へ供与されている。国際債券やユーロ・カレンシー貸付の主なものの中・長期のものであり、このほかに短期のユーロ・カレンシー貸付も供与されている。

一方、先進国間には自国通貨ローンを外国人に向け出したことが注目され、

第6図 主要国の公定歩合の推移



第1表 国際貸付の推移（単位：10億ドル）

	1975年	1976年
A. 公表された国際貸付 (総額)	40.9	58.0
国際債券の新規発行 (総額)	19.9	29.4
新規ユーロ・カレンシー貸付 (総額)	21.0	28.6
B. 未公表分の中・長期の国際貸付推計 (総額)	6	8
C. ローカル・カレンシー・ローン (総額)	14	12
内訳		
米 国	4.3	4.8
西 独	5.8	3.8
英 国	1.8	0.8
オランダ	0.4	1.0
その他	1.7	1.6
A - C の合計	61	78
内訳 (シェア%)		
先進工業国	55	55
発展途上国	30	30
共産圏諸国	6	4
国際機関	9	11

(出所)：世界銀行統計1977年。

1976年の純額は120億ドルにのぼるといわれている。

第1表で、国際機関の貸付はIMF70億ドル、EEC13億ドルであり、急速な国際の貸付増加は大部分を民間の金融機関に負っていることが分かる。そして、このような傾向は先進諸国の高い国内流動性と脆弱な国内の民間貸付需要とが原因となっている。資金フローが増大した国際債券市場では、世界インフレーションがスロー・ダウンしたことで、抑制されていた新価格体系への急速な移行、それに加えて急勾配に鉱工業生産カーブが増大したことを好条件として指摘している。

さらに OPEC 諸国の投資家が、国際債券およびユーロ・カレンシー市場の担い手となったことがあげられ、ここ3か年でOPEC諸国の金融収益は1,250億ドルに達し、OPECのメンバーはこれをユーロ・カレンシー預金として保有

している。この預金をとくに債券への長期投資に向けての傾向がつかよまってきた。しかも、これは対外債の発行の買とり、あるいは引き上げの増大の形式に変化しつつあるといえる。

ここで国際借入れの内容をみると、新規の国際債券の発行、中期のユーロ・カレンシー借款である。すなわち、これらの借入れはユーロ市場で調達されるものが大部分 (3/4) である。世界最大の借手はカナダであり、91億ドルにのぼる巨額の借入れを記録しており、第2の借手は国際機関となっている。それは1975年の

第2表 国際借入れ (単位: 100万ドル)

			1975年	1976年
カ	ナ	ダ	4,612	9,161
ブ	ラ	ジ	2,187	3,426
フ	ラ	ン	2,544	2,953
英		国	435	2,628
メ	キ	シ	2,605	2,356
日		本	2,186	2,215
ス	ペ	イ	1,264	2,175
ノ	ル	ウ	1,103	1,831
イ		ラ	265	1,430
フ	ィ	リ	393	1,342
デ	ン	マ	547	1,341
米		国	1,093	1,135
ス	ウ	エ	1,302	1,199
オ	ー	ス	815	1,076
ヴ	ェ	ネ	38	1,059
国	際	機	3,873	6,401
小		計	25,262	41,728
世	界	総	40,904	58,011
先	進	工	54.9	54.9
発	展	途	28.7	29.3
共	産	圏	6.9	4.7
国	際	機	9.5	11.1

(出所): 第1表と同じ。

38億ドルが、76年には一挙に64億ドルに増大しており、これはほとんど国際債券市場から調達したものである。

とくに、発展途上国の国際借入れについては、すでに考察したように途上国とくに非産油途上国の場合は貯蓄ギャップ、財政ギャップがマイナスのギャップとなっており、しかも、これが巨額の水準におよんでいるためにインフレ・ギャップを形成しており、これが資金不足の加速度係数とさえなっている。一方、貿易ギャップもモノカルチャー経済であるために、一次産品という輸出商

第3-1表 1975年末の先進工業国の対外債の推計 (単位：10億ドル)

	(1) 合計		(3) 公共部門		(4) 民間部門		対外債のシェア(%)			
	1975年	1976年	長期	短期	長期	短期	GNP		財・サービスの輸出	
							(1)	(2)+(4)	(1)	(2)+(4)
米 国	164.1		—72.7—		—91.4—		11	n.a.	111	n.a.
カ ナ ダ	34.7		16.2	0.2	15.5	2.8	22	20	89	81
日 本	33.0		1.7	1.3	5.7	24.3	7	2	48	11
豪 州	n.a.		1.6	n.a.	7.8	n.a.	n.a.	11	n.a.	67
仏	27.0		— 9 —		—18—		8	n.a.	39	n.a.
西 独	60.3		3.6	1.1	20.0	35.6	14	6	53	21
伊	n.a.		19.8	n.a.	c,a	1.7	n.a.	12	n.a.	42
英 国	45.8		—19.3—		—26.5—		20	n.a.	71	n.a.
デンマーク	7.0		2.7	0.1	1.6	2.6	18	11	57	35
フィンランド	7.4	(8.4)	2.4	*	2.2	2.8	28	18	110	68
ギリシア	5.0	(5.5)	2.7	n.a.	0.9	1.4	23	17	117	84
アイルランド	n.a.		1.6	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
スペイン	8.7	(11.0)	3.9	n.a.	4.4	0.4	9	8	58	55
ユーゴスラビア	6.1	(7.2)	2.5	n.a.	3.6	n.a.	20	20	76	76
ソ 連	12.5	(15.5)	—12.5—		—	—	2	n.a.	83	n.a.
ポーランド	7.5	(10.0)	— 7.5 —		—	—	9	n.a.	172	n.a.
その他の東欧	13.0	(15.5)	—13.0—		—	—	5	n.a.	110	n.a.

(出所)：第1表と同じ。

品の世界市況の変動に対して、きわめて脆弱であり、これがために一律ではないが、貿易ギャップの縮小する国は少ないのが実情である。このような三つのギャップによる資金不足をカバーするのは外部資金の導入であるが、それは外資による援助形式のものと、純然たる銀行あるいは民間金融による信用供与の形式のものに分かれる。しかも後者については、国際資本市場における起債と、ユーロ・カレンシー市場やアメリカ（ニューヨーク）、スイス、英国（ロンドン）など先進国の金融市場よりの借入れとがみられる。起債については途上国の資本市場そのものが未成熟であり、また、そのうえに政治的安定度が低く、したがって経済も成長過程にあるとはいえ、不安定性がつよく、金融市場、金融制度がともに幼稚な段階に止まっているために、債券を外国で発行すること

第3-2表 1975年末の発展途上国の対外債推計 (単位: 10億ドル)

	(1) 合計		(2) 公共部門 長期	(3) 民間部門 長期	(4) 合計 短期	対外債シェア (%)		(2)+(3)	(2)
	1975年	1976年				GNP	財サービスの輸出		
アルゼンチン	7.8	(8.0)	4.0	3.8	n.a.	20	214	40.0	22.8
ブラジル	21.2	(26.7)	11.3	9.9	n.a.	19	208	40.4	18.0
チリ	5.0	(5.3)	4.2	n.a.	0.8	68	298	n.a.	26.5
コロンビア	3.6	(3.6)	2.4	—	1.2	20	166	n.a.	18.6
メキシコ	20.3	(25.0)	11.6	3.3	5.4	26	408	n.a.	25.2
ペルー	3.7	(4.5)	2.7	—	1.0	28	207	n.a.	30.0
ヴェネズエラ	3.9	(4.0)	1.4	—	2.5	11	39	n.a.	3.0
インドネシア	8.7	(10.2)	8.3	n.a.	0.4	29	124	n.a.	10.0
韓国	7.9	(10.0)	5.4	0.4	2.1	42	131	12.8	11.3
マレーシア	1.4	(1.6)	1.2	—	0.2	15	33	n.a.	3.3
フィリピン	3.8	(5.0)	1.5	1.4	0.9	24	111	16.0	10.1
台湾	3.4	(3.8)	1.7	—	1.7	24	54	n.a.	4.0
タイ	1.8	(2.2)	0.6	—	1.2	13	59	n.a.	3.3
トルコ	4.5	(6.0)	3.4	0.1	1.0	12	31	7.6	7.3
アルジェリア	4.9	(6.5)	4.5	n.a.	0.4	36	94	n.a.	12.6
ザイール	1.7	(1.8)	1.6	n.a.	0.1	50	163	n.a.	n.a.

(出所): 第1表に同じ。

自体も容易ではない。

借入れについては最近の資料によれば、欧米先進国のみではなく、産油国とIMFのオイル・ファシリティに依存するところが大きく、とくに産油国のうち、イランとアルジェリアを除くアラブ諸国の資金に仰ぐところが絶大である。これがオイル・マネーの還流のひとつの形式ともなっている。さて、IMFの近着資料 Finance & Development⁽⁵⁾によると、途上国の対外借入れの推移がつぎの統計表に示されている。

(5) Thomas M. Klein, The External Debt Situation of Developing Countries, *Finance & Development*, Vol. 13, No. 4, 1976, pp. 21-25.

第4-1表 1972～74年の86発展途上国の対外借入れ（単位：10億ドル）

	契約の受入			支払済み対外債務			未支払を含む対外債務 (年末)
	1972年	1973年	1974年	1972年	1973年	1974年	
地理的地域別							
アフリカ・南サハラ	1.75	3.52	3.60	6.22	7.66	9.31	15.96
東アジア・太平洋	3.21	3.53	7.37	8.80	11.66	14.51	23.76
ラテンアメリカと カリブ海地域	7.40	9.07	11.53	21.86	26.93	34.57	45.38
北アフリカと中東	3.31	5.65	4.72	9.61	12.47	14.18	22.79
南アジア	1.68	2.56	4.23	14.22	15.73	17.47	23.38
地中海先進地域	2.81	2.69	4.88	10.88	13.03	15.85	20.12
合計	20.16	27.01	36.33	72.59	87.49	105.53	151.40
所得階層別							
石油輸出国	4.00	6.76	4.17	12.02	15.64	17.71	25.92
高所得国	10.68	12.48	18.78	33.37	40.92	52.18	70.76
中所得国	2.97	3.37	6.25	9.95	11.47	13.49	22.08
低所得国	2.51	4.40	7.14	17.24	19.47	22.15	32.64
合計	20.16	27.01	36.33	72.59	87.49	105.53	151.40
信用のタイプ別							
公共部門							
政府ローン							
許認可ローン	3.99	3.81	5.99	23.31	26.59	29.79	40.83
その他	3.93	5.00	5.26	13.55	16.24	18.72	25.94
小計	7.92	8.81	11.25	38.86	42.83	48.51	66.77
国際機関	3.77	4.92	6.59	10.88	13.02	15.83	30.24
合計(公共部門)	11.69	13.73	17.84	47.74	55.85	64.35	97.01
民間部門							
金融機関	6.43	11.19	13.90	14.79	20.88	28.65	36.86
供給者信用	2.04	2.08	4.59	8.94	9.91	11.22	16.22
その他	0.00	0.00	0.00	1.12	0.84	1.31	1.31
合計(民間部門)	8.47	13.27	18.49	24.85	31.63	41.17	54.39
全部門総計	20.16	27.01	36.33	72.59	87.49	105.53	151.40
合計（1971年12月のスミソニアン合意以降の為替変動に対する調整後）							
総量				72.74	85.67	102.18	146.76
前年比増加率(%)				15.8	17.8	19.3	22.6

出所：世界銀行統計。

第4-2表 1972~74年間の86途上国の公共部門の金融機関からの借入れ推移

(単位:10億ドル)

	契 約			1974年12月末の 支払済み債務	
	1972年	1973年	1974年	支 払 済	未 支 払 を 含む
ラテン・アメリカと カリブ海地域	3.48	5.50	6.78	15.85	18.01
アルゼンチン	0.51	0.29	0.77	1.28	1.79
ブラジル	0.98	1.35	2.22	4.65	5.08
チリ	0.07	0.14	0.01	0.77	0.86
コロンビア	0.09	0.24	0.05	0.32	0.35
メキシコ	0.79	2.19	2.33	5.68	6.22
ペルー	0.21	0.58	0.52	0.99	1.22
ヴェネズエラ	0.30	0.07	0.07	0.54	0.55
小計	2.95	4.85	5.97	14.24	16.06
中米諸国	0.11	0.17	0.28	0.42	0.50
ジャマイカ	0.07	0.12	0.14	0.31	0.35
パナマ	0.08	0.19	0.10	0.31	0.36
地中海先進諸国	1.05	1.35	2.65	6.11	7.38
ギリシア	0.42	0.47	0.47	1.42	1.87
イスラエル	0.38	0.72	0.69	2.86	2.97
ポルトガル	—	0.01	0.16	0.12	0.26
スペイン	0.11	0.11	0.92	1.21	1.48
ユーゴスラビア	0.14	0.02	0.37	0.41	0.68
東アジアと太平洋地域	0.70	0.88	2.46	2.12	4.47
中国	0.05	0.13	0.56	0.17	0.80
インドネシア	0.31	0.42	0.07	0.45	0.65
韓国	0.08	0.25	0.76	0.67	1.32
マレーシア	0.11	0.03	0.75	0.37	1.05
フィリピン	0.06	0.02	0.27	0.31	0.44
北アフリカと中東	0.85	2.23	0.87	2.60	3.84
アルジェリア	0.33	1.61	0.46	1.32	2.22
エジプト	0.10	0.03	0.21	0.27	0.35
モロッコ	—	0.01	0.11	0.11	0.20
イラン	0.39	0.54	0.05	0.77	0.88
チュニジア	0.03	0.02	0.01	0.12	0.15

国際借入の形態分析への一考察（藤田）

	契 約			1974年12月末の 支払済み債務	
	1972年	1973年	1974年	支払済み	未支払を 含む
アフリカ（南サハラ）	0.35	1.19	1.06	1.81	2.97
象 牙 海 岸	0.06	0.13	0.13	0.21	0.37
ス ー ダ ン	0.02	0.05	0.26	0.08	0.34
ザ イ ー ル	0.12	0.57	0.52	0.67	1.29
ザ ン ビ ア	0.05	0.15	—	0.24	0.24
南 ア ジ ア	—	0.03	0.08	0.15	0.18
合 計					
33か国	5.97	10.61	13.26	27.06	34.83
86途上国	6.43	11.19	13.90	28.65	36.86

（出所）：第4—1表と同じ。

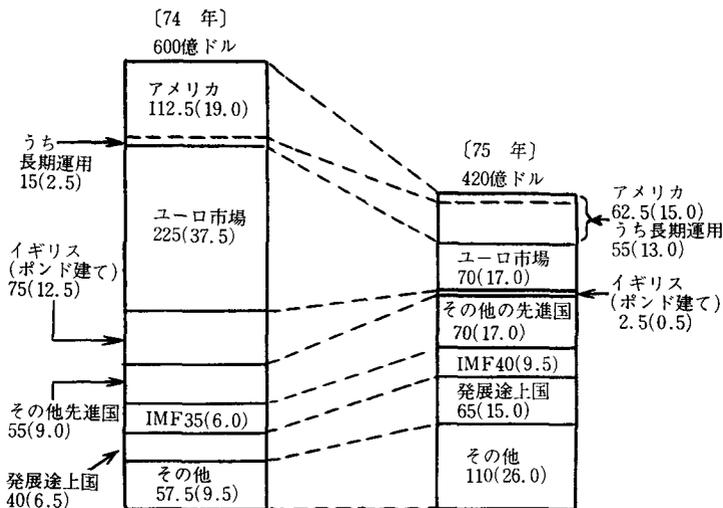
第5表 オイルダラーの還流形態

（単位：億ドル，％）

	1974年		1975年		1976年(1~6月)	
米国への投資	120	21.8	100	31.5	65	43.6
銀行預金・財務省証券	93	16.9	11	3.5	16	10.7
中・長期債	11	2.0	36	11.4	31	20.8
株式	4	0.7	16	5.0	11	7.4
不動産投資直接投資等	12	2.2	37	11.6	7	4.7
英国への投資	72	13.1	2	0.6	△ 8	△ 5.4
銀行預金(ポンド建て)	17	3.0	2	0.6	△ 9	△ 6.0
大蔵省証券(ポンド建て)	27	4.9	△ 9	△ 2.8	△ 8	△ 5.4
政府長期債(ポンド建て)	9	1.6	4	1.3	1	0.7
株式・不動産等(ポンド建て)	7	1.3	3	0.9	2	1.3
直接貸付(外貨建て)	12	2.2	2	0.6	6	4.0
ユーロ預金	227	41.3	91	28.7	37	24.8
国際機関	40	7.3	29	9.1	18	12.1
IMFオイル・ファシリティ	19	3.5	27	8.5	13	8.7
世界銀行等	21	3.8	2	0.6	5	3.4
非産油途上国への贈与・貸付	25	4.5	40	12.6	25	16.8
先進国(米英を除く)への直接貸付	45	8.2	20	6.3	7	4.7
その他	21	3.8	35	11.2	5	3.4
合 計	550	100.0	317	100.0	149	100.0

資料：モルガン銀行—World Financial Markets, 1976年9月号。

第7図 オイル・マネー運用形態の変化



資料：IMF, IFS 1976および1977より作成。

5. IMFの金評価益基金による国際貸付

IMFは67億ドルの金を保有している。これはIMF協定により、加盟国が加盟に際して、その出資割当 (Quotas) の25%を金で払い込んだものや、過去1945年の発足以来30年間にIMFが買い入れたごく僅かの金から成り立っている。IMFの保有金は1944年のIMF協定により、金1オンスは35米ドルという公定価格を設定し、以後、1971年12月の金価格改訂まで、この価格が守られてきた。そしてスミソニアンの合意により、金1オンスは38ドルに引き上げられた。しかし、1973年2月、さらに10%のドルの切り下げとともに、金1オンスは42.22ドルに改訂された。

そして、公定価格42.22ドルと金の自由市場における競争価格との2本建てであったのが、1976年1月、ジャマイカのキングストンにおけるIMFの暫定委員会で、IMF協定の改正案が合意に達したため、そのなかの金に関する一

項目が金の公定価格を廃止するものであったから、これが IMF の金政策としては画期的なものとなった。キングストンの IMF 協定の金に関する規定は、すべて加盟国が新しい IMF 協定を批准してはじめて有効となるから、その時点までは公定価格 42.22 ドルと市場価格の 2 本建て体制は厳存するといえる。

IMF 協定の金についての第 2 の改正点は、金の売買の自由化である。これは金の二重価格という現実が、たとえば金選好国であるフランスやイタリアに決済通貨としての金の使用を容易にしたことになる。この際、金は市場価格で評価しうることになり、この措置を適用すれば国際収支の巨額の赤字国は、借款の担保として金を市場価格で評価することができ、この価格を基礎として 80% の担保価値を設定した結果、イタリアは 1974 年に西独から借款を導入したのである。しかし、保有している金を市場価格で評価がえをして準備にくり入れることができない点に歯止め効果がある。これが金の準備純増禁止のための協定である。

第 3 の改正点は、価値基準としての金の機能を縮小させることである。現行 IMF 協定においては金は価値の尺度となり、価格の標準となることが IMF 協定第 4 条で規定されていた。

しかも、米ドルも平価の基準となっていたが、これは米ドルが金為替として金交換性をもっていたからであった。しかし、今回の改正は SDR を価値の基準とする準備資産として設定することを明らかにし、SDR に金交換性は付与せず、その価値は標準バスケット方式により、16 개국通貨の平均値としたことにより金の廃貨の方向が確定した。

第 4 の改正点は、IMF の増資払込みなど IMF との取引における金の義務的使用を廃止したことである。

第 5 の改正点は、IMF 保有金のうち、すでに処分が合意されたもの以外については、85% の多数で売却または返還できることにした。

第 6 としては、IMF 保有金の 1% (2,500 万 オンス) を市場価格で売却し、

この売却益で特別信託基金を創設し、債務累積国、国際収支赤字国、主として非産油発展途上国へ貸付けることにしたのである。ジャマイカ会議の合意は、1人当りの国民所得が年間300SDR以下で国際収支赤字国がこの基金の融資対象国となる。この基金の原資は1976年1月から米国その他、ヨーロッパの一部で売り出され、4年間つづけられるIMF保有金の1/6を市場に売却した場合の公定価格と市場価格との差益を中心とし、これに加盟国からの拠出金を加え

第6表 国際流動性の構成と推移

年末	金 準 備		外 貨 準 備		IMFポジション		SDR保 有		総 計 億ドル
	億ドル	%	億ドル	%	億ドル	%	億ドル	%	
1928	98	75.1	32	24.9	—	—	—	—	130
1938	259	93.5	18	6.5	—	—	—	—	277
1948	327	69.4	134	28.5	不明	不明	—	—	471
1958	380	66.0	170	29.5	25	4.4	—	—	575
1959	378	66.1	161	18.2	32	5.7	—	—	573
1960	380	63.1	186	30.9	35	6.0	—	—	602
1961	388	62.4	192	31.0	41	6.6	—	—	622
1962	392	62.4	198	31.6	37	6.0	—	—	629
1963	402	60.6	222	33.5	39	5.9	—	—	663
1964	408	59.5	236	34.5	41	6.0	—	—	686
1965	418	59.4	231	32.9	53	7.7	—	—	704
1966	409	56.9	246	34.3	63	8.8	—	—	718
1967	395	53.7	282	38.4	57	7.9	—	—	735
1968	389	51.0	309	40.5	64	8.5	—	—	763
1969	391	50.1	322	41.3	67	8.6	—	—	781
1970	371	40.1	446	48.2	76	8.3	31	3.4	926
1971	391	30.0	781	59.9	68	5.3	63	4.8	1,305
1972	388	24.5	1,036	65.3	68	4.3	94	5.9	1,587
1973	431	23.5	1,227	66.7	74	4.0	106	5.8	1,839
1974	438	19.9	1,549	70.3	108	4.9	108	4.9	2,204
1975	442	19.2	1,625	70.5	127	5.5	109	4.7	2,304
1976	353	10.3	2,209	64.3	177	51.5	696	20.3	3,435

出所：IMF, *International Reserves and Liquidity*, 1958, およびIMF, *International Financial Statistics*, Apr. 1977 より作成。

たものとする。

さらに第7としては、IMF保有金の残りの $\frac{1}{6}$ については公定価格（1オンス=35SDR）で現在の加盟国に対して割当額に応じて返還をする。

第8には、残りの $\frac{2}{3}$ のIMF保有金はIMF協定改正後、売却または返還できるものとする。

このような8項目の改正が実現すると、金はIMFから漸次、その姿を消し、安楽眠にいたるであろうといわれる。

IMFとともに米国もまた、金を売却することを決定し、1975年に2回にわたり合計125万オンスを売却し、1976年に入るとIMFが1月から10月まで76万オンスの金を4回に分けて売却し、12月8日には第5回、1977年に入り第6回の売却が実施されたが、これらが金相場を圧迫し、国際金融不安の潜在原因となっていることも看過してはならない。

IMFやアメリカの金の売却が急激に進行すれば、金の価格は急落するおそれがあるとして、金選好国のフランスやイタリアの専門家は、金相場の自由価格の下限の設定と金売却の弾力化を要請している。また、中央銀行間においてのみ金決済の自由化が認められたが、これが金担保金融を横行させることとなり、担保としての金の市場価格を下落させることになるのは必至であり、ここにも債権国、債務国の行動の限界を設定する必要があるといえる。このことは、金の価格が金売却や金担保融資の急激な普及により下落をつづけると、最貧国救済のための特別信託基金の資金源が涸渇することになり、やはり限界が存在する。これらの理由から、金の自由売買は十分に説得的に長期間にわたるべきで、現在の頻度をつづけるならば、4か年でIMF保有金は底をつくであろう。

しかし、IMF保有金の自由化については、IMF協定の改正を批准した国は1977年1月までに加盟国の半数にすぎず、全加盟国投票権の約30%に止まっており、協定が発効するには80%の投票権が必要であるため、1977年内に発効

することは至難となってきた。ここにもIMFの金政策の当面の限界があるといわねばならない。

いずれにせよ、金評価がえによる特別信託基金の活用といい、先進諸国の分極化による国際資金の供給の危機といい、国際金融問題の抜本的解決はその曙光を迎えるには、なお時をまたねばならない。

参 考 文 献

- [1] J. M. Keynes, *A Tract on Monetary Reform*, London, 1923.
- [2] S. S. Alexander, Effects of Devaluation on Trade Balance, *IMF Staff Papers II*, April, 1952, pp. 236-250.
- [3] J. J. Polak, Monetary Analysis of Income Formation and Payments Problems, *IMF Staff Papers VI*, Nov., 1957, pp. 1-50.
- [4] R. Nurkse, *Problems of Capital Formation in Underdeveloped Countries*, 1953.
- [5] C. P. Kindleberger, *International Economics*, London, 1958.
- [6] R. A. Mundell, The Monetary Dynamics of International Adjustment Under Fixed and Flexible Exchange Rates, *Quarterly Journal of Economics*, May, 1960, pp. 227-257.
- [7] Mundell, *Monetary Theory*, Calif., 1971.
- [8] H. G. Johnson, Towards a General Theory of Balance of Payments, in : H. G. Johnson, *International Trade and Economic Growth*, London, 1958.
- [9] Johnson, The Monetary Approach to Balance of Payments Theory, in : M. Connolly and A. Swoboda, eds., *International Trade and Money*, London, 1973.
- [10] J. Frenkel, A Theory of Money, Trade and the Balance of Payments in a Model of Accumulation, *Journal of International Economics I*, No. 2, 1971, pp. 159-187.
- [11] J. Frenkel and H. G. Johnson, eds., *The Monetary Approach to Balance of Payments*, Toronto, 1975.
- [12] J. Frenkel and C. Rodriguez, Portfolio Equilibrium and the Balance of Payments, A Monetary Approach, *American Economic Review*, 65-4, 1975, pp. 674-688.
- [13] R. Dornbusch, Devaluation ; Money and Nontraded Goods, *American Eco-*

- nomie Review*, LXIII, Dec., 1973, pp. 871-880.
- [14] Dornbusch, Currency Depreciation, Hoarding and Relative Prices, *Journal of Political Economy*, 81, July/Aug., 1973, pp. 843-915.
- [15] M. Mussa, Tariff and the Balance of Payments, A Monetary Approach, in . J. Frenkel and H. G. Johnson, eds., *The Monetary Approach to the Balance of Payments*, London, 1975.
- [16] R. Levačić *Macroeconomics*, London, 1976.
- [17] R. Heller, *International Monetary Economics*, London, 1974.
- [18] Pentti J. K. Kouri, The Exchange Rate and the Balance of Payments in the Short Run and in the Long Run, A Monetary Approach, *Scandinavian Journal of Economics*, Vol. 78, No. 2, 1976, pp. 280-304.
- [19] Richard N. Cooper, Monetary Theory and Policy in an Open Economy, *Scandinavian Journal of Economics*, Vol. 78, No. 2, 1976, pp. 146-163.
- [20] M. S. Khan, A Monetary Model of Balance of Payments, *Journal of Monetary Economics*, 2, 1976, pp. 311-332.

途上地域における

市場開発の可能性の検討

片 野 彦 二

1. 開 題

石油ショックが発生した後、それに触発されたインフレの加速化を緩和する目的で、主要先進国は挙って総需要抑制策を採った。総需要抑制策はそれ自身の性格としてインフレ抑制効果をもっているが、工業用原材料（一次産品）の価格の工業製品価格に対する相対的上昇、労働賃金の下方硬直性等々により、価格水準の低下を実現することはできず、デフレ傾向だけが表面化し、インフレとデフレが併存するという特異な状態を作り上げてしまった。その結果、主要先進国においては、高い失業率とインフレの狭間に悩まされることになり、深刻な状態に陥っている。

76年を通して、それ以前の期間にみられた2桁のインフレ率は消滅し、景気も若干は回復の兆しをみせてきているが、いまだに高い失業率は依然として残り、急速な需要緩和はインフレを再燃させる恐れがあるために、今後の急速な景気回復は望めない状態にある。

76年末に発表されたOECDの経済見通しによれば、主要国における設備投資の停滞などにより、景気回復のテンポは予想以上に低調であり、今ただちに景気停滞の危機に直面しているのではないが、インフレを抑制しながら年率平均5%以上の成長を達成することは非常に困難であることを示している。第1表で示したように、77年における前年比GNP成長率は、米国4.50%、日本6.

第1表：77年の主要7カ国のGNP成長率

(%)

	76年	77年(上)	77年(下)	77年
カナダ	4.75	3.25	3.50	3.50
米国	6.25	5.00	4.50	4.50
日本	6.00	7.00	6.50	6.00
フランス	5.00	3.00	2.76	3.00
西ドイツ	5.50	3.75	3.50	3.50
イタリア	4.50	△ 1.50	△ 1.00	△ 0.50
イギリス	1.00	1.50	1.75	1.50
7カ国平均	5.50	4.25	4.00	4.00
OECD平均	5.00	4.00	3.75	3.75

資料：OECD。

00%、西ドイツ3.50%、フランス3.00%等々のように、76年水準より全般的に低下傾向にあり、加盟国平均で3.75%と予想し、76年の5.00%より一段と低成長となるものとみている。

しかし、この見通しによれば、インフレ率は、76年下期から77年上期にかけての8.00%から、77年上期から同年下期にかけての7.00%に低下するものとみている。だが、この見通しはOPECカタル総会前に作成されたものであり、原油価格引上げを4.00~5.00%と仮定しての結果であるため、総会の決定による2本立て価格の出現や77年内での再引上げにより、インフレ率は上昇することになるかもしれない。

さらに、失業率は、76年下期の4.25%から77年上期には4.50%、そして77年下期には5.00%にまで拡大することが予想され、先進国経済についての先行き不安については十分な注意が必要とされる。

このように、先進諸国における経済状態の回復については、各国の政策当局

の努力にもかかわらず、十分な効果が挙げられないままに現在に到っている。本稿においては、このような状況打開の可能性を、グローバルな観点から検討する。有効需要を途上地域において創出することの可能性を検討する。

2. 世界経済の分析方法——2元論から1元論へ——

世界経済は通常、次の三つの局面の何れかにおいて分析され、検討されてきている。

- (1) 先進工業諸国相互間、
- (2) 南北問題、
- (3) 東西貿易。

これらのうち、第3の東西貿易は他の二つのものとは質的に異なるものであり、異なる二つの経済体制の間の取引を扱うものであるから、ここでの問題からは一応除外して考えることにする。残りの二つの局面は、いずれも自由経済圏内部の問題である。

従来、これら二つの局面は、ほとんど独立したものとして扱われてきている。二つの局面の間にまったく関係がないというのではない。途上国は先進国にとっての工業用原材料の供給地であると共に、工業製品の市場でもある。しかし、このような性質のために、途上国経済は先進国経済の景気に大きく影響されることにもなる。しかし、今までのところ、先進国は途上国経済の動向により、深刻な影響をうけることはほとんどなかった。

ところが、70年代になって、資源保有国の世界経済の中での発言力の増大は先進国の経済に大きな影響を与えるようになった。特に73～74年にかけての石油ショックの影響は、世界経済、とくに先進諸国の経済を深刻な不況に陥れる程の効果を示した。しかも、その後のOPECによる原油価格の一方的操作は、先進国経済に重要な影響を与える要因となっている。

このように、途上国の世界経済に対する影響力が大となってきているにもかかわらず、一般には、先進諸国の経済問題は先進諸国相互間で解決できるものであり、途上諸国と先進諸国の間の経済問題とは異質であり、別個に扱われうるものであるとの考え方が支配的である。

このような考え方を支えてきているのは、(1)第2表で示したように、1976年における世界全体のなかでの(GDPで測った)生産力の分布が、先進地域に

第2表：世界のGDP (1976年)

	(10億ドル)	(%)
世界	7,402	100.0
先進地域	4,448	60.1
途上地域	1,275	17.2
産油地域	264	3.6
共産圏	1,415	19.1

60%が配分されているのに対して、途上地域に対しては、産油地域を含めても僅かに20%程度しか配分されていないこと、および(2)第3表および第4表で示したように、1976年における世界貿易のシェアとして、先進地域内部で約50%が占められており、先進地域の市場としての途上地域は僅かに14%程

国連資料により推計。注は第3表を参照。

第3表：トレード・マトリックス (1976年)

(百万ドル)

	世界	先進地域	途上地域	産油地域	共産圏
世界	941,730	637,781	175,848	35,851	92,250
先進地域	648,011	460,797	127,991	28,615	30,608
途上地域	147,214	105,943	30,175	2,679	8,417
産油地域	58,665	46,910	8,452	2,043	1,260
共産圏	87,840	24,131	9,230	2,514	51,965

国連資料を用いて推計。

- 注) 1. 先進地域は、日本、米国、カナダ、EC、EC外西ヨーロッパ、およびオセニアを含む。
 2. 途上地域は、アジア、アフリカおよびラテン・アメリカの諸国。
 3. 産油地域は、中近東諸国。
 4. 共産圏は、東欧社会主義諸国のみ。

第4表：世界貿易のシェア（1976年）

（％）

	世 界	先進地域	途上地域	産油地域	共 産 圏
世 界	100.0	67.7	18.7	3.8	9.8
先 進 地 域	68.8	48.9	13.6	3.0	3.3
途 上 地 域	15.6	11.2	3.2	0.3	0.9
産 油 地 域	6.2	5.0	0.9	0.2	0.1
共 産 圏	9.4	2.6	1.0	0.3	5.5

第2表より算出。

度にすぎない、等々の現状認識であるといつてよいであろう。いずれにしろ、1976年の段階においても、依然として、世界経済のなかでの先進地域のウェイトは大きく、世界経済のエンジンとしての先進国の重要性はまだ低下していない。しかし、70年代にはいつてからの、先進国をとりまく世界経済環境を無視するわけにはいかない。

先進諸国が自分達の経済問題を自分達だけで処理しうするためには、(1)工業用原材料、燃料および食料の外部（途上諸国）よりの供給を、世界的な過剰基調にもとづき、豊富で低廉に入手しうることが保証されており、さらに(2)工業製品の市場のほとんどを自分達の相互間での交易によりつくりあげることができる確信がある場合に限られる。これらの二つの条件は、すくなくとも60年代の終りまではみたさ⁽¹⁾されていた。しかし、70年代にはいつて、まず、第1の条件がみたされなくなった。資源を保有する途上国の世界経済のなかでの発言力の増大により、先進諸国は、従来通りには、工業用原材料および燃料の低価格で無制限な供給を期待することができなくなってきた。とくに、OPECによる石油を戦略商品とする対先進工業国戦略は、74年以降における世界経済の停滞

(1) ただし、日本は第2の条件において従来から完全な先進諸国の一員となり切っていない。

の原因となったし、今後においても大きな影響力をもってきている。

先進地域の対途上地域輸出は、先進地域の総輸出の約20%程度である。しかも、この比率は60年代の最初の頃から僅かながら低下の傾向にある。このことは、先進地域の製品市場は先進地域の内部において拡大されてきていること、しかも貿易自由化の効果として先進諸国相互間の貿易が拡大されてきていることによっている。また、約20%程度の先進地域からの対途上地域輸出の大きな部分は、先進国の対途上国経済援助によって創出された需要であることを考えると、先進地域にとっての途上地域市場の重要性はあまり大きなものとはいえないくなる。

しかし、このようなことは現在の状況においてはいってられない。74年初頭における原油価格の高騰は、それまでに育てられてきていた世界的なインフレ・マインドを高揚させ、先進諸国においては軒並み2桁台のインフレ率を経験させられた。これに対して各国政府は総需要抑制策をとったが、一次産品価格の上昇、賃金水準の下方硬直等にさまたげられ、インフレは残され、それと平行してデフレが発生した。現在のところ、インフレの高揚だけは僅かにおさまっているものの、デフレによる失業率の上昇に悩まされ、これを解決する為に需要緩和策をとろうとすれば、インフレ率の上昇という危機をはらんでいる為に、十分な景気刺激等もとれないままである。

さらに先進諸国における不況の深刻化と共に、それぞれの国の輸入需要は低下し、もっと悪いことには輸入制限の動きすらみられる。現状のままでは、不況を打開し、景気を上方に転じさせるだけの輸出増加を期待することはできない。

需要を喚起し、景気を上昇せしめるには、政府が主導するか民間が主導するかは別として、投資を刺激するか、または輸出を促進するかの何れかしかない。投資または消費の刺激は、有効ではあるのだが、インフレの再燃の危険があり、どの国も大規模には行なえないままである。また輸出の促進にしても、

景気が上昇するのでなければ先進諸国の市場の拡大は期待できず、十分な効果は期待できない。しかし、途上国市場の拡大という手段はまだ着手されていない。

既に述べたように、途上地域における生産力は小さく、従って市場もそれほど大きくはない。しかし、この地域には世界人口の約70%が集中しており、この人口圧力により小さな生産力によって支えられている生活水準は、非常に低い水準におかれている。このような状態から脱却する為に、途上諸国はそれぞれに経済開発計画を立案し、それを実施すべく努力してきているが、結局のところ資金不足の為に計画は実現されないままに挫折してきている。もしもこれらの計画が十分に実現されてきていれば、途上地域における先進国製品の市場は現状よりもはるかに大きなものとなっていたことであろう。このようなことが実現されなかったことの理由としては、途上地域におけるインフラストラクチャが十分に整備されてきておらず、経済開発の基盤が不十分であることに加えて、途上地域における社会・政治情勢の不安が投資環境を良好なものとしていなかったことも考えられるが、他方、先進国よりの援助が十分には供与されなかったこと、先進国政府の政策が途上国よりの輸入に十分な門戸開放を行なわなかったこと、先進国における民間カルテルの活動が途上国に対して不利な交易条件をおしつけていたこと等も挙げられる。したがって、これらの諸点の改善は途上国の経済開発にとって好ましい効果をもたらすことになり、さらには、途上国における先進国製品の市場も現在より拡大されることになるだろう。

このような可能性を考えるに当たっては、もはや先進諸国における経済問題を先進諸国間の問題としてのみとらえて検討することはできなくなる。途上国市場の拡大が先進国における有効需要拡大の為の大きな要因となり、前述の第2の条件はみだされなくなってきている。先進諸国における経済問題は、ここでは南北問題と同一の枠組のなかで検討されることになる。従来は別個に扱

れていた問題がこれからは同時に一つの枠組のなかで扱われることになる。

3. 一つの実験

前節で述べたことを基礎として、一つの実験を行なう。

現状において、76年以降80年に到る先進諸国の平均成長率は、特記すべき景気上昇策がとられない限り、年率にしてせいぜい4%程度のもと考えられる。これを基準として80年の世界のGDPと世界貿易を推計すると、その結果

第5表：世界のGDP (1980年)

	(10億ドル)	(%)
世界	11,610	100.0
先進地域	6,612	57.0
途上地域	2,138	18.4
産油地域	529	4.6
共産圏	2,331	20.0

国連資料により推計。

は、第5表、第6表および第7表に示されるようなものとなる。ここで、その他の推計の基準は、第2表、第3表および第4表で示した76年の世界GDPおよび世界貿易である。また、この期間のインフレ率は8%とする。

途上地域における平均成長率は7%と予想されるため、80年における生産力の

第6表：トレード・マトリックス (1980年)

(百万ドル)

	世界	先進地域	途上地域	産油地域	共産圏
世界	1,696,749	1,110,414	333,231	77,225	175,879
先進地域	1,147,290	776,934	245,109	63,805	61,442
途上地域	262,973	187,391	53,793	5,509	16,280
産油地域	122,746	100,627	16,473	3,020	2,626
共産圏	163,740	45,462	17,856	4,891	95,531

国連資料により推計。注については、第3表参照。

(2) 推計の方法については、片野他、「1980年の世界貿易構造」, 経済企画庁経済研究所, 研究シリーズ第30号, 1976年を参照のこと。

第7表：世界貿易のシェア（％）

	世 界	先進地域	途上地域	産油地域	共 産 圏
世 界	100.0	65.4	19.6	4.6	10.4
先 進 地 域	67.6	45.8	14.4	3.8	3.6
途 上 地 域	15.5	11.0	3.2	0.3	1.0
産 油 地 域	7.2	5.9	1.0	0.2	0.2
共 産 圏	9.7	2.7	1.1	0.3	5.6

第6表より作成。

分布は、先進地域において低下し、途上地域において上昇している。また、途上地域における貿易収支の赤字は、76年の286億ドルから80年には703億ドルへと増加している。これは、世界貿易のなかでの途上地域輸出のシェアが僅かに低下するのに対して、途上地域輸入のシェアが1%弱上昇することによる。

この703億ドルの貿易収支赤字をファイナンスするために、先進地域からの援助資金の必要額を推計すると、604億ドルとなる。⁽³⁾80年における先進地域のGDPは、第5表で示したように66,120億ドルであるから、先進地域における平均的な援助負担率は約0.91%である。

以上は、先進地域における76年から80年にいたる期間の平均成長率を4%とした場合における対途上地域援助負担率が0.91%であることを示すあらましである。この状態を基準として、ここでは、同じ期間における先進地域での平均成長率を5%（6%または7%）に引上げるために必要とされる対途上地域援助負担率の推計を行なうことにする。

先進地域と途上地域のそれぞれにおける輸出入価格指数は第8表で示した通りである。これを用いると、先進地域の成長率が4%である場合の1971年価格で示される76年の先進地域輸出額は3,384億ドルであり、80年には4,461億ドルとなる。したがって、この期間における輸出成長の平均年率は実質7.15%と

(3) この推計方法については、片野他「前掲書」を参照のこと。

第8表：輸出入価格指数

(1971=100)

	輸 出	輸 入
先進地域		
1971	100.0	100.0
73	131.4	132.1
76	191.5	218.1
80	257.2	289.3
途上地域		
1971	100.0	100.0
73	146.2	133.3
76	224.2	227.4
80	297.3	301.9

国連資料により推計。

り、この地域の輸入は280億ドル増加する筈であるから、残りの25億ドル分の輸出市場が新しく開発されればよい。

この部分を途上地域の輸入増によりカバーさせることを考えている。76年から80年にいたる期間の途上地域の実質成長率は7.0%と想定している。この場合、80年における実質輸入額は1,104億ドルであり、これに250億ドルの追加輸入を実現させるためには、途上地域の経済成長率は7.0%でなくて7.46%となくてはならない。さらに、途上地域の成長率が7.76%となると、80年における途上地域の輸出額は901億ドルとなることが予想される。

以上の推計の過程を表にまとめたのが第9表であり、さらに先進地域の経済成長率を6.0%および7.0%にするのに必要な途上地域の輸出入額の推計については、第10表および第11表で示した。

第9表、第10表および第11表で示した、先進地域の経済成長率を5%、6%および7%にするのに要する途上地域の輸出入額のそれぞれを、第8表の輸出入価格指数を用いて名目価格表示に変換し、これを第12表(1)および(2)で示す。これより貿易ギャップ(輸入マイナス輸出)はただちに算出される(第12表

なる。同じ期間における先進地域の成長率は4%であるから、輸出弾力性は1.788となる。この弾力性の値は、以下の推計を通して不変とする。さて、先進地域の成長率を5%に引上げようとする、この地域の輸出成長率はすくなくとも8.94%とならなくてはならない。このことは、80年における先進地域の輸出額が4,766億ドルでなくてはならない。4%成長の場合にくらべて、輸出額は305億ドルの増加を必要とする。しかし、先進地域の成長率が4%から5%に増加したことによ

第9表：先進地域の経済成長率を5%にするのに要する途上地域の輸出入額

(百万ドル)

	1976	1980	輸出入成長率	経済成長率	輸出入弾力性
先進地域輸出	338,387	446,069 476,610 (30,541)	7.15 8.94	4.0 5.0	1.788
先進地域輸入	292,426	383,828 411,875 (28,047)	7.04 8.80	4.0 5.0	1.760
途上地域輸入	77,330	110,378 (2,494) 112,872	9.30 9.92	7.0 7.46	1.329
途上地域輸出	65,662	88,454 90,115	7.73 8.24	7.0 7.46	1.104

第10表：先進地域の経済成長率を6%にするのに要する途上地域の輸出入額

(百万ドル)

	1976	1980	輸出入成長率	経済成長率	輸出入弾力性
先進地域輸出	338,387	446,069 508,679 (62,610)	7.15 10.73	4.0 6.0	1.788
先進地域輸入	292,426	383,828 439,588 (55,760)	7.04 10.56	4.0 6.0	1.760
途上地域輸入	77,330	110,378 (6,850) 117,228	9.30 10.96	7.0 8.25	1.329
途上地域輸出	65,662	88,454 93,046	7.73 9.11	7.0 8.25	1.104

第11表：先進地域の経済成長率を7%にするのに要する途上地域の輸出入額

(百万ドル)

	1976	1980	輸出入成長率	経済成長率	輸出入弾力性
先進地域輸出	338,387	446,069	7.15	4.0	1.788
		542,339 (96,270)	12.52	7.0	
先進地域輸入	292,426	383,828	7.04	4.0	1.760
		468,676 (84,848)	12.32	7.0	
途上地域輸入	77,330	110,378	9.30	7.0	1.329
		(11,422) 121,800	12.03	9.05	
途上地域輸出	65,662	88,454	7.73	7.0	1.104
		96,112	9.99	9.05	

第12表：先進地域の経済成長率を4%、5%、6%および7%にするのに

要する援助負担率 (1980年)

(百万ドル)

	途上地域輸出額 (1)	途上地域輸入額 (2)	貿易収支 (3)	先進国よりの必要援助額 (4)	先進国の援助負担率 (5)
4%	262,973	333,231	70,258	60,379	0.91
5%	267,912	340,761	72,849	63,522	0.96
6%	276,626	353,911	77,285	68,903	1.05
7%	285,741	367,714	81,973	74,590	1.13

(3))。

ところで、途上地域における貿易収支の赤字をファイナンスする資金源としては、先進地域よりの援助だけでなく、社会主義国2国間援助、産油国援助およびユーロ市場からの中長期資金借入が考えられる。これらのものを考えると、第12表(3)で示される貿易収支をファイナンスするのに必要な先進地域から

の援助額は算出しうる。⁽⁴⁾ その結果は、第12表(4)で示される。

さらに、第5表で示したように、80年における先進地域のGDPは66,120億ドルである。これに対する援助負担率を計算した結果は、第12表(5)で示される。

4. 実験結果の評価 ———むすび———

この実験は、非常に単純化された仮定の下での短絡的な性格をもっている。したがって、この実験結果がただちに政策的提言の基礎資料となりうるものではない。しかし、この結果は、先進諸国における景気上昇の一つの手段としての輸出促進を、途上国市場の開発を通して実現しようという考え方に希望を与えるものではある。例えば、先進地域における経済成長率を7%程度に上げるとは、援助負担率を1.13%程度にすることにより可能であることを、この実験結果は示している。

先進地域による対途上地域援助を、先進地域のGDPの1.13%にまで引上げることそれ自体にも種々の困難が伴うかもしれない。たとえこれが実現され、途上地域における先進地域製品に対する市場が開発されたとしても、両地域間の貿易拡大が順調に動く為には、先進地域内部における産業構造調整の問題があり、途上地域における経済基盤の整備や産業構造の充実の問題があり、さらにはその間に解決されなくてはならない各国政府相互間の調整の問題もある。また、たとえインフレの再燃に十分な配慮がなされるとしても、7%成長の実現には若干のインフレの昂進は覚悟しなくてはならない。これらのことを考えると、7%成長の実現のためのコストは、援助負担率を1.13%にまで引上げることだけですむものでないことは十分に理解される。

しかしながら、それでもなお、付帯的なコストを支払ったあとでは、1.13%

(4) 推計方法については、片野他「前掲書」を参照のこと。

の援助負担で7%成長は維持できることになるし、この援助負担は、長期的にみて、途上地域における経済開発が順調に進めば、次第に軽減される傾向をもつものである。

しかも、前に述べておいたように、世界経済の環境それ自体が、先進諸国間の問題を先進諸国だけで解決できない状態となってきた現在の現状を考えれば、先進地域における製品の市場を大幅に途上地域に拡充し、その代りに途上地域の製品も先進地域で吸収するという形での世界的な分業体系の再編成を必要とする時代になってきていることを考え、積極的に途上地域における市場開発に進むことが望ましいものとする。このことにより、従来から重視はされてきたが、あまり効果を生むことのなかった南北問題対策にも、積極的な参加を実現させる結果を生むものと考えられる。

船員の雇用制度と雇用調整

山 本 泰 督

1. はじめに

1976年の「日本海運の現況」（海運白書）で運輸省は、日本船の国際競争力の低下と関連する問題として、船員問題を取り上げている。そこでは日本船員の賃金水準の上昇、予備員率の上昇が日本船の、ことに人件費のウェイトが大きい中小型船の船員費を増大させ、国際競争力を低下させていると指摘し、船員問題の基本的検討の必要性をとнаえている。すなわち、イギリスその他の先進海運国では、船員の雇用形態がわが国の終身雇用制および予備員制度と異なるものが多く、さらに自国船への発展途上国船員の混乗により船員費の低減を図って、自国海運の国際競争力の維持に努めている。したがってわが国の海運企業も配乗制度、予備員制度について抜本的な検討を加えるべきである、というのがその論旨である。

白書は船員雇用制度をもっぱら船員費の観点から取り上げており、船員の雇用安定問題がまったく触れられていないのは、過去数年、海外売船や近海船問題と関連して、船員の雇用確保が外航海運業労使間の重要な争点となっているだけに、奇妙と言うべきであるが、それは措くとして、白書の言う雇用制度の再検討は船員の雇用問題に対して、どのような関連を持つのか、またわが国の船員雇用制度は先進海運国のそれと比較したとき、船員費——国際競争力にどのような影響を与えているのか、それらを検討するのが、ここでの課題である。

問題に取り組むに先立って、外航船員の範囲について触れておこう。外航船員とは言うまでもなく、遠洋および近海航路に就航する船舶に乗組む船員である

が、これを雇用主との関係から見ると、外航2船主団体加盟企業に雇用されている船員以外に、内航船主が保有する近海船に乗組む船員も含まれることになり、商船船員のほぼ半分にあたる約55,000名が外航船員である。

わが国の船員はすべて継続雇用されているが、その雇用の実態は必ずしも一様ではない⁽¹⁾。外航大手企業では船員を終身雇用しているが、内航企業では船員の異動が頻繁におこなわれている。しかし、いずれにせよ、船員を継続的に雇用しており、そのため船員が下船中であっても雇用関係は継続している。したがって、企業は乗組船員の交替要員（予備員）を含めて雇用することが建て前となっている。いわゆる予備員制度が、これである。

2. 予備員率の推移と船員雇用

1. 2種類の予備員率

現在、予備員率については、運輸省船員局が発表しているもの（「船員需給総合調査報告書」）と4船主団体の調査（「職別船員調査表」）の2種類がある。この2種類の調査では、調査時期は双方とも毎年10月1日現在で同一であるが、乗組員および予備員の範囲が、それぞれ異なっているため、両者の予備員率は、かなり違った大きさとなっている。たとえば、1975年の外労協所属船員の予備員率は、運輸省船員局では70.7%であるが、4船主団体調査では61.7%と、それより低くなっている。

この両者の数値が開いているため、予備員率について言及しているとき混乱が生ずるおそれがあるから、予備員率の概念および算出方法が統一されていることが望ましいのであるが、ここでは差し当り、この2種類の予備員率の算定

(1) 山本稿「船員労働市場の構造」『国民経済雑誌』129巻5号、1974年5月。なお、戦後の船員の雇用構造の変化については下記参照。篠原陽一「戦後30年の日本船員の雇用構造」（Ⅰ-V）海事産業研究報№115～9、1976、1～5。

表1. 予備員率Ⅰ（職・部員計）

	外労協	中小労	内労協	一洋会
1965	28.2	20.0	22.7	22.7
1966	26.7	31.8	27.4	25.7
1967	27.1	28.6	23.8	26.3
1968	29.1	29.7	28.9	20.2
1969	27.9	30.9	26.6	21.2
1970	33.0	31.9	26.0	26.3
1971	38.8	36.7	35.0	31.1
1972	41.5	35.6	35.2	31.2
1973	48.3	36.3	32.1	28.2
1974	52.9	44.2	33.8	32.9
1975	70.7	57.1	40.5	35.2

出所：運輸省船員局「船員需給総合調査報告書」（各年）

表2. 予備員率Ⅱ（職・部員計）

	外労協	中小労	内務協 ^①	一洋会
1971	39.0	38.1	37.9	35.3
1972	33.3	33.8	40.9	39.2
1973	38.1	33.9	31.9	27.5
1974	41.0	41.1	36.6	32.6
1975	60.1	53.2	40.2	35.8

出所：4船主団体「職別船員調査表」

（注）①内航労務協会は火曜会が名称を変更。

にあたって用いられている乗組員、予備員の内容を明らかにしておきたい。

（4船主団体調査）

乗組員：乗組員(a)および艀装員(b)

予備員：待機員(A)、休暇員(B)（有給休暇員、代償休暇員、特別休暇員、請暇員）、傷病員(C)（傷病員一職務・普通、療養休職員）、その他予備員(D)（在学员、研修員、依願休職員、依命休職員）

$$\text{予備員率} = \frac{A + B + C + D}{a + b}$$

（船員局調査）

乗組員：乗組員(a)

予備員：艀装員(b)、待機員(A)、休暇員(B)、傷病員(C)、その他予備員(D)、その他勤務員(E)（陸上勤務員、特別休職員）

$$\text{予備員率} = \frac{b + A + B + C + D + E}{a}$$

上記以外に両調査の予備員率をみるにあたって、つぎの諸点に注意すべきである。

- (1) 海運企業間では企業グループ内で相互に船員の派遣・融通をおこなっているのであって、他社派遣員、被融通員と呼ばれているが、両調査とも、自社が

雇用する船員としては、他社派遣員を除き、被融通員を加えたものとしている。したがって採用、配置と直接関連する在籍船員について、全般的な配置状況を知ることはできない。

(2) 乗組員数には、自社保有・配乗船腹以外に、裸用船腹およびその他の配乗対象船舶（日本船・外国船）への乗組員数が算入されている。この裸用船した船腹およびその他配乗対象船舶への乗組の経済的意味は、自社より船員費が低い同一グループ内企業への配乗依頼、あるいは自社の余剰船員の有効利用など多様であるが、ともかく乗組員数は単に自社船の乗組員合計ではないことに注意を求めている。

さて算定方式から知られるように、4船主団体発表の予備員率は、配乗実務的観点から、船員のうち配乗要員に限定して予備員率を算定しているのにたいして、運輸省船員局発表の予備員率は、自社が雇用（使用）している船員のほぼ全体を対象として、乗船中の船員数と（その状態の如何を問わず）下船中の船員数の比を求めたものである。したがって船員局の予備員率は、配乗計画よりも広く船員の採用・配置計画と関連した指標と言うべきであろう。

ところで、船員の雇用制度ないし配乗制度の問題を再検討しようというわれわれの目的からすれば、この2種類の予備員率は、必ずしも適切に利用できるとは言いがたい。日本の船員の雇用・配乗制度の特質と船員雇用量ないし船員費の問題の関連を見るためには、あるいはまた海運企業の船員採用・配置政策をみるためには、各種の配置状態にある船員を、それぞれ区別できるようになっていることが望ましい。そこで4船主団体の「職別船員調査表」を利用して、休暇員、傷病員、陸上勤務員等の広義の予備員に属する船員を、その配置状態別に区分して、細分化した予備員率を求めたものが、表3である。⁽²⁾

(2) 表3の $\frac{A}{a}$ から $\frac{E}{a}$ に至る配置状態別予備員率の和は、船員局発表の予備員率に、

ほぼ等しいが、必ずしも一致しない。これは船員局調査では、甲板、機関、無線、事務の各部に属さぬその他職員が少数ながら含まれているためである。

表3. 配置状態別予備員率

(1) 外労協（職・部員合計）

	$\frac{b}{a}$ ①	$\frac{A}{a}$ ②	$\frac{B}{a}$ ③	$\frac{C}{a}$ ④	$\frac{D}{a}$ ⑤	$\frac{E}{a}$ ⑥	$\frac{F}{a}$ ⑦	$\frac{G}{a}$ ⑧	⑨ ①～⑥計	$\frac{B'}{a}$ ⑩	⑨-⑩
1968	1.08	7.49	11.58	4.56	1.62	2.89	—	—	28.15	11.08	17.07
1969	0.35	6.92	12.21	4.37	1.43	2.75	—	—	28.03	11.71	16.32
1971	0.72	8.20	16.71	4.35	1.87	3.67	—	—	35.52	16.19	18.61
1972	0.87	8.27	19.53	4.08	1.70	5.20	2.96	1.49	39.65	19.06	19.72
1973	0.29	7.25	25.70	3.72	1.53	7.86	3.43	1.52	46.35	25.39	20.67
1974	1.10	4.27	32.25	3.17	1.51	8.80	2.52	1.84	51.10	32.05	19.95
1975	0.11	6.31	49.76	3.53	2.23	8.99	—	—	70.93	49.36	21.46

(2) 中小船主労協（職・部員合計）

	$\frac{b}{a}$ ①	$\frac{A}{a}$ ②	$\frac{B}{a}$ ③	$\frac{C}{a}$ ④	$\frac{D}{a}$ ⑤	$\frac{E}{a}$ ⑥	$\frac{F}{a}$ ⑦	$\frac{G}{a}$ ⑧	⑨ ①～⑥計	$\frac{B'}{a}$ ⑩	⑨-⑩
1968	0.79	8.76	10.74	5.01	3.07	1.00	—	—	29.37	10.21	18.37
1969	1.16	8.75	11.61	5.67	2.91	0.69	—	—	30.79	11.11	18.55
1971	1.14	9.63	15.34	5.13	2.02	0.92	—	—	34.18	14.84	18.20
1972	0.34	8.42	18.92	4.95	1.93	1.17	6.95	4.35	35.73	18.25	17.14
1973	0.33	6.63	21.58	4.26	1.50	2.49	4.60	5.92	36.79	21.17	15.29
1974	—	3.75	32.92	3.48	0.95	2.93	2.53	4.22	44.03	32.78	11.25
1975	0.14	6.01	42.99	3.46	1.45	3.66	—	—	57.71	42.75	14.82

(3) 内航2団体（職・部員計）

	$\frac{b}{a}$ ①	$\frac{A}{a}$ ②	$\frac{B}{a}$ ③	$\frac{C}{a}$ ④	$\frac{D}{a}$ ⑤	$\frac{E}{a}$ ⑥	$\frac{F}{a}$ ⑦	$\frac{G}{a}$ ⑧	⑨ ①～⑥計	$\frac{B'}{a}$ ⑩	⑨-⑩
1971	0.78	3.89	18.50	4.79	1.58	0.44	4.87	3.87	29.78	18.07	11.13
1972	0.68	5.09	17.33	5.06	1.56	0.69	7.17	5.88	30.41	16.97	12.76
1973	0.65	3.17	19.30	4.17	1.28	0.57	4.74	5.98	27.65	18.74	9.75
1974	0.56	2.37	26.91	3.46	1.13	0.59	2.59	2.47	35.02	26.71	7.75
1975	0.08	2.38	30.07	3.87	1.41	0.74	2.97	2.69	38.55	29.85	8.62

出所：4 船主団体「職別船員保有表」(1) a, b および A, … E：予備員率の説明をみよ
F：他社派遣員 G：被融通員 B'：有給休暇員

2. 予備員率の推移

1965年以降の予備員率の推移（表1）をみると、予備員率は、各船主団体とも1970年以降、急速に増加している。また船主団体別の予備員率は、外労協が、つねに他の般主団体より高く、多数の予備員を保有していることを示しているが、その保有率の格差は過去数年のうちに一層拡大してきている。後にみるように、休暇規定は1965年当時では、外航2団体、内航2団体とも共通の内容であったが、1967年以降、外航2団体と内航2団体は次第に異なった休暇規定を持つに至っている。外労協と内航2団体との予備員率の相違は、このことによるものとしても、外労協と中小労協は同一の休暇規定の適用をみるのであるから、外労協と中小労協との予備員率の相違は、他の理由を求めなければならない。

そこで配置状態別予備員率の推移（表3）をみる。表3の予備員率は、運輸省の予備員率と同一の概念で算定してある。表の末尾に有給休暇員率（代償休暇員を含む）とその他の状態の予備員率を掲げたから、予備員率の推移に休暇規定の改善が与えた影響を知ることができる。

これによると各船主団体とも、その予備員率の上昇には、有給休暇員率の上昇、すなわち休暇規定の改善が関連していることが明白である。外航2団体では1971年の代償休暇の導入以後、休暇規定の改善とともに有給休暇員率が増加している。同一の休暇規定の適用をみている外労協より中小労協の有給休暇員率が低いのは、協約で認められている代償休暇の一部買い上げ措置によって、予備員率の上昇を抑えたことによるものと考えられる。また中小労協では有給休暇員率の増大傾向とは逆に、その他の状態の予備員率は低下しているのも、予備員率上昇を抑制しようとする企業努力のあらわれとみるべきであろう。内航2団体の配置状態別予備員率は、1971年以降しか掲げることができなかったが、内航2団体の場合も、中小労協と同様、その他の状態の予備員率の縮小傾向がみられる。

これに対して、外労協では、その他の状態の予備員率は、他の船主団体とは別に、微増傾向を続けている。これは陸上勤務、特別休職（出向者）が増加したことによる。個々の配置状態別予備員率で注目されるのは、各船主団体を通じて、有給休暇員率の増加と反対に、待機員率および傷病員率が明らかな減少傾向を示していることである。傷病員率の低下は、休暇の増大が船員労働の円滑な再生産を可能とした証左と言えよう。待機員率の減少は、内航2団体で特に顕著だが、これは相互融通や、また休暇支給の時期のやりくり等の企業努力によって待機員率を縮小させたものと考えられる。

3. 採用状況

さきに、船主団体別の予備員率および予備員の配置状態の推移をみたが、この間における諸船主団体別にみた船員の雇用状態はどのように変化しただろうか。諸船主団体に加盟している企業数が期間中に変動しているので、船主団体別の雇用量の推移をそのまま利用すると、誤った結論に導くおそれがあるから、ここでは船主団体別の入職率・離職率の推移によって、雇用量の推移を確かめることにする。

諸船主団体に共通していることは、1970年以降、入職率が離職率を下回る傾向（中小労の場合は1970、71年は停滞状態）、すなわち雇用量の減少（停滞）が生じた。とくに内航2団体では1972、73年の雇用量の縮小は顕著だったが、1974、1975年には諸船主団体の雇用量は減少から現状維持に、さらに中小労の場合は逆に若干の増加をみるに至っている。

4. 船員採用、配置状態の変化の背景

近海船を含む外航船を運航している4船主団体においては、1970年以降、雇用量は縮小ないし停滞傾向を示すとともに、予備員率は上昇傾向を辿っていることは、さきにみた通りであるが、この船員雇用量および予備員率の推移は、外航企業の船舶保有・運航政策およびそれに関連した採用管理の展開と、それ

表4. 船主団体別入職率、離職率の推移 (単位：%)

	外 労 協			中 小 労			内 労 協			一 洋 会		
	入 率 ①	離 職 率 ②	①-②									
1965	7.7	4.7	3.0	11.9	6.8	5.1	14.8	19.3	△4.5	22.8	21.8	1.0
1966	8.7	3.8	4.9	11.3	8.2	3.1	16.0	19.4	△3.4	21.0	17.6	3.4
1967	5.4	3.9	1.5	13.4	6.1	7.3	16.0	16.7	△0.7	20.6	15.7	4.9
1968	6.7	4.3	3.4	13.9	8.1	5.7	24.7	17.8	6.9	26.2	15.3	10.9
1969	6.8	5.1	1.7	15.6	9.3	6.3	24.1	23.5	0.6	31.2	22.9	8.3
1970	6.0	6.8	△0.8	13.5	11.7	1.8	24.0	25.2	△1.2	29.4	27.4	2.0
1971	6.0	6.4	△0.4	12.2	11.5	1.0	21.8	25.1	△3.3	29.2	31.6	△2.4
1972	4.8	5.8	△1.0	8.7	11.8	△3.1	12.4	21.6	△9.2	22.4	31.2	△8.8
1973	2.4	7.1	△4.7	4.6	11.2	△6.6	11.1	18.4	△7.3	15.1	22.9	△7.8
1974	4.1	4.8	△0.7	9.2	6.3	2.9	16.2	14.6	△1.6	15.1	15.9	△0.8
1975	4.1	4.2	△0.1	5.1	4.0	1.1	11.2	12.7	△1.5	11.0	14.1	△3.1

出所：「船員需給総合調査報告書」

に対する海員組合の雇用安定闘争との拮抗状態の一側面を示したものである。

外航企業は1970年以降、大手企業を中心として、船員費の高い日本籍船腹の保有に代えて、直接的・間接的に資本支配している便宜置籍船に低賃金のアジア人船員を配乗した、いわゆる仕組船の用船により、運航船腹量を拡大した。仕組船を含む外国用船が外航運航船腹中に占める比率は1970年の24.9%が、1975年には43.7%まで増大した。また1972年の海員スト以後は、不経済船の大量海外売船を進めた。外航企業は、海員組合が非難する⁽³⁾ように、日本海運の脱日本人船員化を積極的に推進してきたわけである。

(3) 外航企業の仕組船利用の増大傾向とそれに対する海員組合の雇用安定闘争については下記参照。山本稿「便宜置籍船と船員問題」、『経済経営研究年報』24(I), 1974。同上「海運合理化と海運業の労使関係」、『交通学研究』1976年, 57ページ以下。

これに対し、海員組合は1972年以後、運動方針の重点を雇用確保に置き、海外売船については乗組員の雇用保障を前提として、これに同意するという形で売船規制をおこなう一方、毎年の労働協約改訂交渉では休暇規定の拡大に努力しており、ことに1974、75年には代償休暇の大幅な増加を獲得している。このため、海外売船および定員合理化によって生ずべき過剰雇用量は、休暇規定の改善に伴う配乗要員数の拡大および若干の余剰人員の保有を通じての予備員率の拡大によって、吸収された。したがって、4船主団体にたいしての海員組合の雇用確保闘争は一応の成果を挙げたものと言えよう。

4船主団体について、その配乗船舶の平均乗組員数および1隻あたり船員数の推移をみると、諸船主団体を通じて平均乗組員数は1966年以降、着実に減少しているが、その一方、1隻あたり船員数は、1970年までは同様に減少するが、その後ふたたび増加に転じ、1975年には1966年当時と同水準に（外労協ではそれを上回る）まで増加している（表5）。つまり、定員合理化によって乗組員数は減少してきたが、予備員率の増加のために1975年の1隻あたり船員数は10年前と比べて変化がないか、あるいは逆に増加しているのであって、海運企業の合理化努力の相当部分は海員組合の雇用確保闘争により相殺され、意図するだけの労働生産性の向上を実現できなかったということになる⁽⁴⁾。海運白書が雇用形態、配乗制度の再検討を要望したのは、このような事情を背景としている。

いままで4船主団体の雇用する船員について、雇用事情の推移とその背景をみたのであるが、近海船に乗組む船員の一部は、上記の4船主団体に加盟していない内航・近海の中小零細船主に雇用されている。これら中小零細企業の雇用する近海船員についてみると、海員組合はその雇用確保には成功していな

(4) もっとも、船型の増大および速力上昇のため、1966年当時より1975年の方が労働生産性は上昇している。

表5. 配乗船隻・乗組員数, 船員数

(1) 外 労 協

	配乗船隻 数	乗組員数	船員数	1隻当り 乗組員数	1隻当り 船員数
1966	525	21,103	26,727	40.2	50.9
1967	552	21,221	26,966	38.4	48.9
1968	571	21,513	27,763	37.7	48.6
1969	619	22,561	28,855	36.4	46.6
1970	589	20,769	27,628	35.3	46.9
1971	591	20,246	28,109	34.3	47.6
1972	575	19,158	27,102	33.3	47.1
1973	530	16,992	25,197	32.1	47.5
1974	541	17,103	26,159	31.6	48.4
1975	486	15,209	25,956	31.3	53.4

(2) 中 小 労

	配乗船隻 数	乗組員数	船員数	1隻当り 乗組員数	1隻当り 船員数
1966	357	12,323	16,238	34.5	45.5
1967	379	13,171	16,959	34.8	44.7
1968	436	14,437	18,722	33.1	42.9
1969	442	14,991	19,640	33.9	44.4
1970	461	14,870	19,611	32.3	42.5
1971	468	14,519	19,843	31.0	42.4
1972	459	14,182	19,224	30.9	41.9
1973	456	14,302	19,489	31.4	42.7
1974	411	12,417	17,905	30.2	43.6
1975	404	11,618	18,253	28.8	45.2

い。それを端的に示しているのは、マルシップの存在である。マルシップとは、日本船を発展途上国船主へ裸用船に出し、途上国船員を配乗させた後、日本船主がこれを用船して、近海に配船している船を指すが、この方法が高賃金の日本船員の配乗を回避することを目的としたものであるのは言うまでもない。マルシップは約 200 隻にのぼると言われているから、約 4,000 名の日本人船員の雇用減を招いていることになる。⁽⁵⁾ マルシップの所有関係の実態は必ずしも明確ではないが、その多くは零細な内航

・近海船主と考えられており、海員組合が内航船員の相当部分について、なお組織化に成功していない現状が、マルシップ化を容易にしたものと言えよう。また海員組合は、1960年代の小型鋼船の拡大期に愛媛船主会や全内航に加盟した内航小企業の組織化に成功したが、これら船主については、その経営基盤が弱体であることもあって、船主が一たん保有した近海船を海外売船する際に

(5) 『海員』1975年8月号。

(3) 内航2団体

	配乗船舶 隻数	乗組員数	船員数	1隻当り 乗組員数	1隻当り 船員数
1966	470	9,124	11,468	19.4	24.4
1967	489	9,348	11,677	19.1	23.9
1968	469	8,997	11,195	19.2	23.9
1969	526	10,571	13,048	20.1	24.8
1970	582	10,787	13,653	18.5	23.5
1971	575	10,386	13,794	18.1	24.0
1972	559	10,027	13,302	17.9	23.8
1973	495	8,639	11,202	17.5	22.6
1974	493	8,518	11,349	17.3	23.0
1975	454	8,046	11,076	17.7	24.4

出所：「船員需給総合調査報告書」

も、海員組合は乗組員の雇用保障には必ずしも成功しなかった。さらに1975年には、未組織船からの競争を理由として小型鋼船主の団体組織である全内航は解体してしまった。マルシップおよび内航未組織船の存在が、すでに組織された内航近海船員の賃金・雇用条件

を脅かしている事情は、上述の指摘で十分に明らかであろう。

その結果、内航・近海の中小零細船主に雇用されていた船員を主体として、失業船員数は、1976年秋には、1万名以上にのぼり、そのうち組織船員は800名とも⁽⁶⁾1,500名とも言われている。また商船船員の有効求人倍率は、1975年末から76年年央にかけて0.2を前後しており、再就職はきわめて困難となることがあきらかである。

3. 船員の雇用制度の国際的比較

日本の外航海運企業では、日本人船員を終身雇用しており、そのため必然的に乗組員の交替要員としての予備員をも企業内に留保することが必要であり、いわゆる予備員制度が実施されている。

それでは諸先進国の海運企業では、どのような船員の雇用形態をとっているのだろうか。諸外国の船員の雇用形態にかんする事情は必ずしも十分に明らかではないが、ここでは、わが国の予備員制度との対比および混乗の問題にしば

(6) 『 SHIPPING・ジャーナル』1976年12月1号、21ページ。

って、諸先進国海運における船員の雇用形態の実情を検討しておきたい。

1. 交替要員の維持費

諸先進海運国のうちで、産業的規模で固有の船員雇用制度を設けている国としては、イギリスおよびアメリカ合衆国がある。イギリスでは第2次大戦以後、船員常置制度（Merchant Navy Established Service Scheme）が実施されており、またアメリカ合衆国では海員組合が運営するハイヤリング・ホールと結びついた船員の職業紹介および雇用安定措置が講じられている。これに対して、その他の諸国では産業的規模で固有の船員雇用制度を実施しておらず、いわゆる航海主義の雇用契約によって船員を雇い入れる事例がある一方、船員を永続的に、あるいは継続的に雇用することも必要に応じ実施されているようである。

個々の国の船員の雇用形態に立ち入るに先立って注意しておきたいことは、諸先進海運国では、いずれも労働協約に規定された船員の有給休暇の長さは、わが国を含めて、ほぼ類似した水準にあることである。⁽⁷⁾

すなわち、船員は一定期間の乗船勤務後は陸上で有給休暇を過ごすことになるが、このことは船員の雇用形態がどのようなものであれ、船員の労働力の再生産のために必要な乗船勤務と下船＝陸上での休養という勤務のサイクルの維持、またそのために必要な交替要員の維持費が、有給休暇手当の支給という形で船主の負担となっていることを意味している。そしてそのことは、船主が船員を航海単位で船員を雇用しているか否かとは無関係なのである。

わが国の予備員制度の場合は、交替要員の維持費が全面的に船主負担になっているが、航海主義の雇用形態をとっていた場合でも、先進海運国の場合は、わが国船員の有給休暇規定にほぼ匹敵する内容の休暇規定を設けているだけ

(7) 山本稿「船員の労働時間—国際比較」『国民経済雑誌』134巻3号、昭和51年9月、32～3ページ。

に、交替要員を含めた船員労働力プールの維持費の相当部分（わが国の予備員制度で言えば休暇員の賃金費）を負担していることになる。この点は自明のことではあるが、わが国の予備員制度が諸外国の雇用制度と違った特異な雇用形態であると主張するとき、あたかも航海主義の雇用形態の下では、船主の交替要員の維持費が不要であるかのような錯覚が起りうるので、この点を改めて確認しておきたい。だから先進海運国の場合、航海主義の雇用形態と継続的雇用形態やわが国の予備員制度との船員費の相違は、(1)有給休暇終了後から乗船までの待機期間の手当負担の有無、(2)また必要な交替要員を企業内部で保有するか、あるいは産業的規模で共同に保有するか、の経費負担の相違、(3)予備員制度やその他継続雇用形態の場合は、何らかの理由で船員雇用量を減少する必要が生じたとき、企業負担で雇用調整費が必要となるが、航海主義の雇用形態ではこの種の費用は不要である、の諸点にあると言ってよいであろう。それでは、諸先進海運国の継続雇用の事例は、わが国の予備員制度と対比した時、どのような相違点があるだろうか。

アメリカ合衆国では、ハイヤリング・ホール制度により、船員（先任権を持つ組合員）の輪番制就労の形で船員の雇用機会の均等化を実現しているため、管理的地位にある船舶職員を除いて、船員の継続雇用は認められていないが、その他の諸国では、いずれも船員の継続雇用の事例がある。

ドイツの船員労働協約では、船員の雇用関係に、期間を定めない雇用関係と期間を定めた雇用関係の2種類が記載されているが、この双方がどのように採用されているか、また期間を定めない雇用関係の場合、待機期間中の手当の支給の有無については、不明である。またオランダでは、船員の雇用契約は期間を定めずに締結されるが、待機手当の支給状況は不明である。これにたいして、ノルウェーでは、船舶職員やその他職種の船員で船主が継続雇用を必要とする場合には、待機期間にたいして、待機手当（Ventehyre）が支給される。待機手当は、もっとも最近に勤務した船舶での基本給に勤務手当を加算した額

(8) である。ノルウェーの大手定期船企業では、自国船員については職部員とも継続雇用をおこなっている。⁽⁹⁾

イギリスの船員常置計画では、就労ないし雇用保障の対象となっているのは、会社常置船員と登録船員の二者である。登録船員は、（常置制度）管理委員会（船主組織）の指示に従って、諸船主の船舶で乗船勤務につくが、登録船主が有給休暇終了後、直ちに適当な雇用につけなかった場合には、失業手当を補完するものとして常置手当（Establishment Benefit）が支給される。一方、会社常置船員は日本の船員雇用形態と同様に、特定企業に勤務するものであり、会社常置船員は、もし従事すべき作業がない場合には、会社から常置手当と失業手当との合計額を下回らぬ額の手当が支給される。なお、登録船員には常置船員傷病手当、研修休暇手当等の受給資格が与えられており、会社常置船員もそれを下回らぬ内容の給付が与えられる。（船員常置計画における雇用量の調整は後述する。）

上に述べたところから明らかなように、諸外国での船員の継続雇用は、企業が必要とする職種の船員を自社内に保有するために実施しているものであり、その範囲は企業によって相違している。したがって、日本のように、各社が交替要員を含めて所要配乗要員全員を企業ごとに継続雇用しているわけではない。しかし、継続雇用している場合は、ドイツ、オランダについてはその実情は不明であるが、その他の国では待機中の手当等の費用負担については、日本の予備員制度と変わりはない。またさきに述べたように、航海主義の雇用形態で船員を雇用しているときでも、船主は当該船員の休暇（予備）員の経費は負担している。

(8) 山本稿「船員費および船員賃金の国際比較」海事産業研究所『船員賃金に関する調査研究』1976年、211～17ページ参照。

(9) 第一中央汽船、小川武氏の教示による。

2. 雇用量の調整とその費用

日本では船員は、少なくとも建て前では終身雇用となっているため、定員合理化および海外売船により、企業が必要とする配乗要員数が減少しても、すでに雇用している船員の解雇はきわめて困難である。さきに予備員率の推移でみたように、船会社は新規採用数の抑制、陸上勤務への配置転換ないしは関連会社への出向等によって、配乗要員の過剰を調整しようとしているが、海員組合の雇用安定闘争もあり、中小零細船主の場合を別として、外航2団体では船員を解雇した事例はない。

1960年代における日本の外航海運業の合理化による乗組定員の削減は、新造船腹の増加によって相殺されたため、個別職種への影響を別とすれば総体として、深刻な船員の過剰問題を発生させることはなかった。しかし、1970年代に入って日本の外航海運業が仕組船を含む外国用船の積極的利用を進め、不経済船の大量海外売船をおこなうに至ると、過剰船員が表面化するに至った。船会社としては、不経済船を処分しても、それに伴って過剰雇用量の調整を実施しなければ合理化目的を達成できないわけである。1976年の海運白書が船員の配乗制度、予備員制度の再検討を主張しているのも、この間の事情と関連している。

それでは、他の先進国諸国では、船員の雇用量の調整は、どのように実施しているだろうか。ここでは、産業的規模で船員の雇用保障および雇用調整をおこなっているイギリスの事例を紹介しよう。⁽¹⁰⁾

イギリスの常置船員数、すなわち、外国人船員を除いたイギリス船員労働力プールの大きさの決定・変更は（船員常置計画）管理委員会と海員組合で構成する中央委員会で決定されるが、イギリスにおいても海運合理化の進展に伴

(10) オランダでは大量の過剰船員が発生した場合には、会社、船主団体と海員組合が協議し、解雇船員にたいしては、需給調整手当が一時金として支給される。その支給額は、最高で12カ月分の賃金相当額である。前掲書215ページ。

い、船員数が近年減少を続けている（1965～72年のイギリス船員の年平均減少率は4.4%）。毎年の船員労働力の需給事情に応じて、中央委員会は雇用保障のある会社常置船員、登録船員の数（その他に雇用保障がない（季節）登録船員がある）を決定するが、その内容について公表資料はないけれども、船員需給の縮小に応じ、登録船員数を縮小しているものと考えられる。また船員労働力需要が減少し、労働力プールの規模の縮小に迫られた際には需給調整手当

（Redundancy Payment）によって、雇用量の調整を図っている。すなわち所定の乗船経歴を持ち、かつ12週以上就労できなかった船員が海運業からの離職を決定した場合、需給調整手当が支給される。この需給調整手当は「1965年需給調整手当法」に基づいて創設されたものであり、調整手当額は乗船年数および最終の乗船時の賃金額で規定されている。なお船員年金受給資格者の場合には、調整手当支給額は年金支給額と相殺されることとなる。⁽¹¹⁾

このイギリスの船員常置計画は、船員需給に応じた常置船員数の決定・変更、それに需給調整手当の運用により、産業的規模で配乗要員数の調整をおこなっている。船員常置計画は第2次大戦後の発足当時は、たんに必要労働力の確保と船員の雇用・所得の保障を目的としたものであったが、現在は上述したように、船員需要の縮小に伴う雇用量の調整をも、その制度的機構のなかに組み込んでいるとすることができる。日本の予備員制度は、後者の機能が欠けているわけである。

3. 外国人船員の混乗問題

日本船への外国人船員の混乗の問題は、海運白書でその検討の必要性を唱えるより以前に、菊池船主協会会長が、いわゆる菊池構想を発表して、日本船の船員費高騰に対応する方策のひとつとしてその必要性を主張して、関係者の注

(11) National Maritime Board, *Merchant Navy Established Service Scheme*, 1973.

目を集めたものであったが、先進諸海運国の混乗の実情は、どのようなものであろうか。

われわれは1975年秋に日本へ寄港した外国船について、乗組員数や混乗状態⁽¹²⁾について調査をおこなった。この調査は、その調査対象が極東地域就航船に限定されていることになるが、調査結果からは、先進諸海運国の混乗状態について、つぎの諸点が明らかになっている。

イギリス船は全船舶にアジア人船員が混乗しており、職員はイギリス人（欧州人船員を含む）、無免許下級船員の一部および部員の大部分は中国人、インド人等のアジア人船員で構成されている。オランダ船の大部分も、イギリス船と同様のパターンで中国人、インドネシア人等のアジア人船員を配乗させている。

ノルウェー、スウェーデン等の北欧諸国の船では、職員は原則として自国人（一部北欧船員）であり、甲・機部員中に若干名の北欧諸国あるいはスペイン人船員が、事務部の一部にアジア人船員が配乗している。ドイツ船では一船に数人の外国人船員が乗組んでいるが、その主体はイギリス、オーストリア、スペイン、ユーゴなどの欧州船員であり、アジア人船員は比較的少ない。（ただし、ドイツ船のうちにも少数例であるが、管理者的地位にある職員を除く全員がアジア人船員で充当されている事例があった。）

これに対し、アメリカ船の乗組員はすべてアメリカ人であった。

これらの先進海運国の船に混乗している外国人船員のうち、北欧諸国の船に乗組んでいる欧州人船員には自国船員と同様に、その国の船主団体と海員組合のあいだで締結された労働協約と同一の賃金・労働条件が適用されていることは明らかであるが、その他の場合、とくにアジア人船員は、それより低い賃金・労働条件で就労しているものと考えられる。

(12) 『船員賃金に関する調査研究』、218～23ページ参照。

ただし注意すべきことは、アジア人船員の乗組んでいる船の乗組員数は、自国船員が乗組んだ事例より乗組員数が相当増加する傾向が明白であるとともに、また同一先進国の同型船に同一国出身のアジア人船員が配乗されている場合でも、その乗組員数には、かなり大きいばらつきが存在することである。つまりアジア人船員は、欧州人船員より、その技能が劣っており、また同一国の出身者でも、その技能に、ひいては賃金に、かなりのばらつきがあることが知られる。したがって外国人船員、とくにアジア人船員の混乗によって得られる船員費の節減は、船主の配乗方針によってかなり相違することになるが、そのいずれの場合であっても、自国船員だけの配乗よりも相当額の船員費の節約が可能となるのは事実である。⁽¹³⁾

さて、上に述べたところから、わが国の外航海運業と違って欧州の主要先進海運諸国では、アジア人船員を含む外国人船員の混乗が進んでいる状況は明らかである。しかしここで留意を求めたいことは、欧州先進海運国における混乗問題の経済的背景である。周知のようにイギリス、オランダでは古くから自国旧植民地の船員を自国船に配乗させる慣行があった。また、それに加えて1960年代からEC諸国では自国の経済成長に伴う労働力不足を緩和するため、域内および域外諸国からの労働力輸入を進めた。欧州の先進海運諸国の混乗は、このような経済環境のなかで進められたものであった。一方、これに対して、わが国の外航海運は、海外子会社や合併企業を通じての仕組船利用、すなわち海外への直接投資の形態を通じて、低賃金の外国人船員の利用を実現している。したがって、現在わが国の海運企業が外国人船員の混乗をおこなっていない事実をもって、欧州の先進海運諸国に比較して、日本の外航海運企業の合理化の進展が遅れているとみるよりも、むしろ、外国人船員の混乗の有無は、日本と欧州の海運国との間における船員費節減のために採用した方法の相違とみるべ

(13) アジア人船員の賃金水準については、「前掲書」204～10ページ参照。

(14) きであろう。混乗問題は、日本船の船員費低下の方策としてだけ受け取られ勝ちであるが、その側面はもちろん否定できないが、同時に合理化進展に伴う日本人船員の雇用調整と密接に結びついていることを見落としてはならないであろう。ちなみに、わが国で混乗の必要性が唱えられたのは、1972年以降に大量の海外売船がおこなわれ、日本船員の過剰問題が表面化したためであり、日本船員の雇用量の調整が円滑に進行していれば、混乗の必要性が考えられることは比較的少なかったものと思われる。

以上の諸外国の船員雇用形態と予備員制度の比較を通じて、現行の予備員制度について、つぎの特徴点が指摘できよう。

1. 交替要員を含む船舶配乗要員の保有制度としては、予備員制度は諸外国の継続雇用形態と比較して、賃金水準等の相違を別として、制度そのものの維持費はほとんど相違はない。また航海主義の雇用形態と比較しても、基本的には待機員の賃金費の負担が相違するだけである。なお、個別企業で配乗要員を保有する代り、船主団体が共同して配乗要員を保有すれば（共同雇用方式）、配乗要員の維持費は現在より縮小する。
2. 諸外国での船員の継続雇用は、多くの場合、職員層を中心とした特定職務に限定されているが、予備員制度では全職種の船員を継続雇用している。なお、予備員制度の下における継続雇用が企業内の職務内容の特殊性によるものでないことは、企業間で船員の相互融通がおこなわれているこ

(14) もちろん、欧州先進海運国の船主のうちにも、わが国の仕組船利用と同様に、便宜置籍船の保有・運航をおこなっている事例は存在するが、この場合、国際運輸労連のボイコットを回避するためには、乗組員にITF協約（欧州船員の平均賃金・労働条件をその内容とする）か、それと同等以上の賃金を支給する必要がある。したがって、欧州船主にとっては、船員費にかんする限り、便宜置籍船の利用価値は小さい。他方、わが国が国外航企業が利用している仕組船の多くは、就航区域が極東地域に限られているため、途上国船員に通常のITF協約より約30%賃金が低いITF協約（極東専航船）を適用すればよい。

とから、あきらかである。

3. 船員雇用量の調整については、航海主義の雇用形態では問題はないし、継続雇用の場合でも、イギリスの船員常置計画では雇用調整機構が常置制度中に組み込まれているが、予備員制度は、継続雇用というよりも建て前としては終身雇用であるため、さらに海員組合が雇用安定を最重要の活動方針としているだけに、配転、出向等の手段を除いて、雇用量の調整は、困難を伴う。

わが国の船員雇用形態の特徴が、上述の内容を持つとき、白書の主張する予備員制度、配乗制度の再検討とは、きわめて露骨な合理化提案であることがあきらかとなる。すなわち外国人船員の混乗は、現在の船員雇用問題を一層深刻化させることになるし、また継続雇用と結びついた予備員制度の廃止は、共同雇用制度をとらぬ限りは、船員の雇用調整をなし崩しに実施することにつながる。

4. むすびに代えて

海運白書が外航海運の船員問題を取り上げたのは、最初にも述べたように、日本海運の国際競争力維持という観点からであり、またそれ以外の何物でもなかった。配乗制度、予備員制度の再検討が雇用問題と密接なかかわりを持つことは認めながら、雇用問題はもっぱら労使間で解決されるべきものとされ、船員の雇用安定のための政策の必要性については、たんに長期的な展望に立った船員雇用対策の確立が必要であると述べるに止まっている。

政策当局が、船員の雇用安定という政策目標に十分な配慮を払っていなかったことは、混乗を含めた配乗制度、予備員制度の再検討を主張していることおよびその含意から、すでに明らかであろう。

だが、戦後のILO海事総会の主要な議題が船員の雇用形態に関連した「継

「続雇用」や海運業の技術革新と関連した雇用問題など、つねに雇用安定をその政策目標としたものであったことを想起すれば、白書の船員問題の取り上げ方が、かたよった不十分なものであることは否めない。船員問題は白書の提起した外航海運の国際競争力維持との関連とともに、船員の雇用安定という視点からも、あわせて検討される必要がある。そこで船員の雇用安定という視点から、改めて白書の提起した問題点について、整理検討を加えておきたい。

白書は、外航大手企業の海外子会社による船舶保有やその他の方法による仕組船の利用、中小企業のマルシップ利用など、海運企業が多国籍化した船舶の保有・運航方式を拡大することを、国際競争力の維持の手段として是認している。

この点については、国際競争力が失われた業種については、操業中止が不可避であることからすれば、外航企業がその保有する日本船を自動化・大型化などにより、資本集約的船種・船型に特化させるとともに、競争力が失われた中小型船について仕組船利用をおこなうことは、そのことが船員雇用量の縮小に導くにしても、その基本的動向自体はこれを承認せざるを得ないであろう。

しかし、この長期的な船員雇用量の縮小傾向のなかにあつて、雇用量の調整をどのように円滑に実施するかは、重要な政策課題として残されている。

雇用量の円滑な調整のためには言うまでもなく、長期の日本籍の外航商船隊の保有計画と、それに基づく最適船員雇用量の策定が必要であり、ついで雇用量調整実施計画の作成が必要である。長期的船員雇用計画は、日本人船員の配乗が経済的に合理化される船種・船型とわが国の輸出入貨物量の動向から、比較的問題なく策定されるにしても、現在の船員雇用量を期間内に最適雇用量に調整するにあたっては、その過程で摩擦的失業を最小にするための努力が払われる必要がある。

たとえば、過剰職種の再教育による船員の職種転換や陸上職業への転職希望者にたいする職業訓練の実施と訓練期間中の手当給付、船員の移離職を奨励す

のための雇用調整手当の創設，船員教育機関の募集人員縮小など一連の措置が，雇用量の調整を誘導するために必要となろう⁽¹⁵⁾。

また，この問題との関連で言えば，日本船への外国人船員の混乗は望ましくない。白書では，日本船の国際競争力増加の一手段として混乗を挙げているが，そこでは1隻単位で国際競争力比較が考えられている。たしかに，そのこと自体は誤りではないにしても，海運企業がその船舶保有・運航を多国籍化している現状からすれば，日本の外航企業の国際競争力とは，海外の子会社ないしは系列支配会社をも連結した形で判断されるべきである。同様に，多国籍化した大手海運企業の保有する日本籍船の一部に，不経済船が含まれているにしても，企業グループ全体としての競争力が維持されている場合は，その海外売船を規制しても雇用調整を円滑に進めることが望ましい。すなわち，摩擦的失業をなるべく回避するためには，最適雇用量への調整期間が比較的長期化することは止むを得ないことと考えられる。

最後に十分配慮すべき点は，現在の失業船員および中小内航船主の近海船乗組船員の雇用安定の問題である。これら船主は経営基盤が弱いため，個別船主に，船員の雇用保障を期待することは困難であろう。ことに内航船員には未組織船員が多数存在しているだけに，労使間の雇用安定のための協議も充分の効果は期待できない。したがって，近海・内航船員の雇用安定のためには，政策当局の積極的な行政指導が必要となる。具体的には，旧全内航に属する船主および未組織船主の船舶を配乗対象として，内航船員の共同雇用体を組織し，共同雇用体による配乗，再教育，転職指導を実施することが一案として考えられよう。共同雇用体の運営には，労使が共同で関与するが，未組織船員については組合加入の義務はなく，賃金・労働条件は組織船員の標準的労働協約に一般の拘束力を持たせることが必要であろう。なお共同雇用体による雇用調整に

(15) 海員組合の船員雇用安定のための立法構想については下記参照。

斎藤吉平「船員雇用保障法とは」『海運』1976年12月。

船員の雇用制度と雇用調整（山本）

は、政府の一部出資による雇用安定基金の創設とその利用が検討されてよい。

ラテン・アメリカの

経済開発戦略と経済統合

西 向 嘉 昭

1. は じ め に

ラテン・アメリカ諸国は、その経済開発戦略の決定にあたって、多くの選択が可能である。経済開発戦略を貿易政策との関連で見れば、(1)「内向き」(inward-looking)の戦略、(2)「外向き」(outward-looking)の戦略、(3)経済統合、ならびにそれらの組み合わせに分つことができる。したがって、経済統合はラテン・アメリカが選択し得る経済開発戦略の一部であって、そのすべてではないことはいうまでもない。

しかしながら、一般に発展途上国の経済開発戦略の問題は、しばしば「内向き」の輸入代替的工業化か、「外向き」の工業製品輸出を含む輸出促進かという二者択一的な設定のもとで論じられる。そして、輸入代替的工業化を促進してきた発展途上国の経験から、⁽¹⁾「内向き」の戦略は最近多くの批判を受け、「外向き」の戦略が多くの支持を受けている。また、事実において、多くの発展途上国の工業製品輸出が最近急速に増加し、それが「成長のエンジン」の役割を果たしつつある。

(1) I. Little, T. Scitovsky, M. Scott, *Industry and Trade in Some Developing Countries : A Comparative Study*, 1970, D. T. Healey, "Development Policy : New Thinking about an Interpretation", *The Journal of Economic Literature*, Vol. 10, 1972.

このように「外向き」の戦略が選好される諸条件のもとで、ラテン・アメリカの経済統合はその経済開発戦略において、どのような位置づけがなされるべきであろうか。経済統合は、一国の視点からすれば従来の「内向き」の戦略から「外向き」の戦略への転換であるが、統合体全体の視点からすれば依然として「内向き」の戦略であることに変わりはない。したがって、全面的な「外向き」の戦略への転換は経済統合に代替し得る可能性をもつのか、あるいは経済統合は世界市場価格よりも高いコスト圏を形成し、また加盟諸国の政策決定の自由を拘束するがゆえに、全面的な「外向き」の戦略への転換をむしろ阻害するのか、あるいは経済統合は全面的な「外向き」の戦略を補完し得るのかという、いくつかの重要な問題が提起される。

本稿は、これらの諸問題の検討を通じて、ラテン・アメリカの経済開発戦略の可能な選択のなかで、経済統合がどのような位置づけをもち、どのような役割を果たすかを明らかにする。

2. 輸入代替的工業化戦略の吟味

輸入代替的工業化という「内向き」の戦略は、少なくとも60年代前半までのラテン・アメリカ諸国の経済開発の基本的な戦略であった。そして、ブラジル、メキシコ、アルゼンチンなどの域内大国では、輸入代替的工業化が急速に発展し、経済成長を支えてきた。しかしながら、しばしば指摘されるように、やがてこれら諸国の輸入代替は重大な障壁に直面した。

第1に、容易な輸入代替の余地が乏しくなり、工業生産の拡大は需要面から制約をうけることになった。既存の輸入需要を国内需要に転換せしめることによって促進される「内向き」の成長は、輸入代替が高い段階に到達するとやがてその刺激を失うことになった。

第2に、輸入構成の変化がラテン・アメリカ経済の対外的脆弱性を増大させ

た。消費財の輸入代替がほぼ完了すると、輸入構成は原材料・中間財および資本財にかたより、輸入能力との関係で輸入の手控えが必要となると、これらの財の輸入を減少せざるを得なくなり、失業と低成長率を余儀なくされた。

第3に、この投入輸入への依存から脱却するために、稀少な外貨を既存産業の原材料・中間財の輸入から、追加的設備能力を設立するための資本財輸入に転換させたことが、既存プラントの過剰設備能力を増大させた⁽²⁾。

第4に、輸入代替の工業化は輸出の停滞をともなった。輸入代替の工業化である限り、工業製品は国内市場を対象とするから、輸出は依然として一次産品に依存した。加えて、輸入代替は投入物のコストを高め、限界的輸出を駆逐した。さらに、輸入代替の促進に必要な投入輸入を有利ならしめるための為替制度は、輸出部門に対して著しく差別的であった⁽³⁾。

これらの諸困難を克服するために、多くの域内大国は60年代後半から工業製

第1表 主要諸国の工業製品輸出⁽¹⁾ (%)

	総輸出に占める工業製品の比率		工業製品輸出の 年平均成長率 (1967~73)
	1967	1973	
アルゼンチン	7.3	19.0	34.1
ブラジル ⁽²⁾	6.9	22.3	47.8
チリ	2.8	3.5	9.3
コロンビア	7.6	25.4	40.6
メキシコ	17.3	40.8	35.0

(出所) UN, *Handbook of International Trade and Development Statistics*, 1976.

(注) (1) SITC 分類の5~8 - (67+68) を含む。

(2) 1974年に関する数値。

(2) Daniel M. Schdlowsky, "Latin American Trade Policies in the 1970's: A Prospective Appraisal", *Quarterly Journal of Economics*, Vol. LXXVI, No. 2, May 1972, pp. 271-2.

(3) ブラジル、チリおよびメキシコについては、Bela Balassa and Associates, *The Structure of Protection in Developing Countries*, 1971, chap. 6-8 に詳しい。

品を含む輸出促進政策を積極的に展開し、とくに工業製品輸出の急速な拡大に成功した。その結果、第1表に見られるように、主要ラテン・アメリカ諸国の総輸出に占める工業製品の比率は顕著な上昇を示した。かくして、これら諸国の経済発展は従来見られなかった新しい局面を迎えた。

しかしながら、これは「内向き」の戦略から「外向き」の戦略への全面的な転換がラテン・アメリカ諸国にとって最も望ましい経済開発戦略の選択であることを意味するものではない。たしかに、ラテン・アメリカ諸国の輸入代替的工業化は無差別かつ過度な保護のもとで促進され、きわめて非能率的な工業構造をもたらした。この工業構造を改善し、経済発展を促進するためには、バラッサが指摘したように、(1)工業製品の保護水準の引き下げ、(2)国内市場と輸出市場双方における工業製品へのインセンティブの均等化、(3)幼稚産業以外のすべての工業部門の保護やインセンティブの均等化を含めて、ラテン・アメリカ経済の「開放化」が必要である⁽⁴⁾。

しかしながら、ここで問題となるのは輸入代替の非能率性であり、輸入代替という「内向き」の戦略それ自体ではない。輸入代替をめぐる多くの議論において、この両者がしばしば混同される傾向がある。これに関連してつぎの指摘が重要である。すなわち、「輸入代替戦略は伝統的に学界の恰好の標的であった。多くの公平な分析者は輸入代替が工業化過程において必要であることは認めるが、発展途上国が輸入代替を過度に進め、非能率的に高い保護障壁のもとで輸入代替を行ない、その結果資源の重大な悪配分をもたらしていることを非難する。ここでの批判は、しばしば輸入代替戦略そのものよりは、むしろ輸入代替の非能率的なタイプに向けられているが、往々にして攻撃がいきすぎてこ

(4) Bela Balassa, "Trade Policies in Developing Countries", *American Economic Review*, May 1971, p. 187, and "Regional Integration and Trade Liberalization in Latin America", *Journal of Common Market Studies*, Vol. X, No. 1, September 1971, p. 73.

の重要な区別を見失っている。」⁽⁵⁾

さらに、輸入代替戦略をめぐる議論においてしばしば看過されているのは、ほとんど工業においてある部分は輸入代替向きにできており、ある部分は輸出拡大に利用できるようになることである。「ある工業を輸入代替工業あるいは輸出工業と特徴づけることは明らかに誤りである。なぜなら、一方の特徴は時間の経過とともに他方の特徴へと少しずつ変化していくからである。」⁽⁶⁾ このことは、発展途上国の工業製品輸出の実績からも明らかである。すなわち、発展途上国のうち主要な工業製品輸出国は、若干の例外を除いて、急速な工業製品輸出拡大の以前に輸入代替的工業化を促進した国々である。

このように、輸入代替戦略それ自体の経済開発戦略としての有効性が否定されていないこと、および輸入代替工業と輸出工業の明確な区別が不可能なことを考慮すれば、輸入代替的工業化と工業製品輸出拡大とは必ずしも二者択一的な関係として捉えることはできない。この点に関連して、ブラジルの工業化と工業製品輸出拡大の関係を分析したタイラーは、注目すべき言及を試みている。すなわち、「輸入代替的工業化と工業製品輸出拡大との区別は、既存の多くの文献において誇張されていると感じられる。さらにわれわれは、輸入代替的工業化政策は、たとえ下手に立案され実施されても、必ずしも至る所に有害な結果をひきおこすものではないと考える。また、輸入代替的工業化は、急速な工業製品輸出の拡大を狙う諸政策の実施を排除するものではない。輸入代替的工業化あるいは少なくともある程度の工業化は、おそらく工業製品の著しい増加のための成功条件であろう。輸入代替的工業化の促進を狙った諸政策は、工業製品輸出拡大という outward-looking な戦略を追求するためにむしろ容

(5) Mahbub ul Haq, "Industrialisation and Trade Policies in the 1970s: Developing Country Alternatives", Paul Streeten (ed.), *Trade Strategies for Development*, 1973, p. 96.

(6) *Idid.*, p. 96.

易に転換され得るし、あるいはむしろ調整され得るものである。」⁽⁷⁾

このように、輸入代替的工業化戦略と工業製品輸出拡大戦略とが必ずしも相互に排他的ではないとすれば、ラテン・アメリカの経済開発戦略の一部として輸入代替的工業化戦略はなお重要性をもつ。最近工業製品の急速な輸出拡大に成功した域内大国の場合でも、その輸出拡大が将来にわたって「成長のエンジン」となり得ることが確実であるならば、輸入代替という「内向き」の戦略よりも工業製品輸出拡大という「外向き」の戦略に重点をおくことが必要である。しかし、工業製品輸出市場の展望が必ずしも有利でないならば、そしてまた十分な経済援助が得られそうにないならば、域内大国は経済発展の加速に必要な資本財の輸入代替に重点をおくべきである。

ラテン・アメリカの域内小国については、その輸出総額に占める工業製品の比率は、工業製品の域内貿易の顕著な中米共同市場構成国を除くと、いずれもネグリジブルである。これらの域内小国は国内市場制約がよりきびしいために、非耐久消費財の輸入代替さえ困難な状況にあり、その工業製品に輸出競争力を望むことはきわめて困難である。それゆえ、これら諸国にとって選択されるべき経済開発戦略は、いかにして能率的な輸入代替的工業化を促進するかに関連する。

かくして、工業製品輸出の急速な拡大を経験した域内大国にとっても、まだそれに成功していない域内小国にとっても、その緊要度こそ異なっても経済統合は経済開発戦略の一部として重要性をもっている。域内大国は可能な限り工業製品輸出努力を継続する反面、経済統合を通じてより能率的な資本財・原材料・中間財の輸入代替を促進することができる。域内小国にとっては、経済統合による輸入代替こそが現実的な唯一の選択というべきであろう。

(7) William G. Tyler, *Manufactured Export Expansion and Industrialization in Brazil*, 1976, p. 6.

要するに、域内大国の工業製品輸出の急速な拡大は、経済開発戦略の選択において、その重点を「内向き」の輸入代替戦略から「外向き」の工業製品輸出拡大戦略へ移行させる必要性和可能性を示唆するものではあっても、後者が前者にとりかわり得ることを意味するものではない。また、域内小国にとっては、早急に工業製品輸出を拡大することは期待できないから、将来の輸出拡大をめざした能率的な輸入代替戦略が必要である。

ストリートンが指摘しているように、「輸入代替工業の多くが浪費的であり高コストであることは今日広く同意されているけれども、これは必ずしもその戦略そのものの告発ではなく、高度に不平等な所得、富および権力の分配、非能率的な管理機構、小市場や習得効果の欠如に起因する初期の高コストなどの結果に対する告発であり、これらの諸障害も時間とともに克服され得るものである。農村後背地をもたない都市である香港、シンガポールを除いて、世界市場での競争に立ち向かったすべての発展途上国は、必ずしも同じ工業や生産物ではないにしても、国内市場向けの保護と生産期間を経てはじめて輸出向けの生産を開始した。過度の輸入代替に対する〈類語反復的な〉反対論はあるけれども、発展段階、工業規模、熟練度および資源賦存に無関係な、一般的な工業製品自由貿易擁護論に対する分析的および歴史的な基盤はない。」⁽⁸⁾

3. 工業製品輸出拡大戦略の吟味

ラテン・アメリカの経済開発戦略における工業製品輸出の重要性は、60年代初頭にプレビッシュやECLA報告によってしばしば指摘された。⁽⁹⁾ 60年代末期のECLA報告も「70年代のラテン・アメリカの貿易政策の主要な目的は、工業製

(8) Paul Streeten, "Trade Strategies for Development: Some Themes for the Seventies", P. Streeten (ed.), *op. cit.*, pp. 5-6.

(9) たとえば, UN, *Towards a Dynamic Development Policy for Latin America* (E/CN, 12/680/Rev. 1), 1963, p. 69.

品輸出を急速に拡大せしめることによって、輸出構造を変化させることでなければならぬ。これは、単に対外部門の慢性的弱点を是正する手段としてではなく、工業製品輸出を経済発展の原動力とすることを狙っている。なぜなら、輸入代替政策だけでは、まだ代替の余地の大きい国でも、これをなし得ないからである⁽¹⁰⁾」と述べている。

これに対してシドロフスキーは、経済統合の促進とならんで先進国に対する工業製品輸出が⁽¹¹⁾つぎの具体的な理由から、基本的な政策目標であると主張する。すなわち、

(1)既存の過剰設備の利用

国内需要の喚起によって、潜在的工業産出高に対する市場拡大策も考えられるが、これは追加的輸入需要を誘発し、現在の輸出水準や外貨収入ではまかなうことが不可能である。したがって、より高い成長率を維持するのに必要な輸入を実現させるためには、既存の過剰設備の利用を通じて工業製品の一部を輸出することが不可欠である。

(2)輸入代替継続の困難

多くのラテン・アメリカ諸国において追加的な輸入代替はますます困難かつ高コストである。その結果、工業製品の輸出拡大がなければ、工業成長率は国内市場の拡大率にまで低下し、成長のエンジンとはならなくなる。

(3)雇用効果

現在の失業状態の深刻さと、それがさらに悪化する見通しのもとでは、雇用機会の創出が緊急の課題である。工業製品輸出をめざす過剰設備の利用と工業の高成長率の達成は重要な雇用効果をもつ。

(4)国際収支調整メカニズムの容易化

工業製品輸出の拡大は、ラテン・アメリカ諸国の国際収支調整メカニズムに

(10) UN, *Latin America's Foreign Trade Policy* (E/CN. 12/816), 1969, p. 35.

(11) Daniel M. Schydrowsky, *op. cit.*, pp. 278-279.

相当な変化をもたらす。工業と一次産業の生産性に大差があると、国際収支調整の負担はもっぱら所得効果にかかり、為替レートの切り下げの効果は乏しいが、新しい輸出商品の開発が進むと、為替レートの切り下げがより有効な調整手段となる。

ラテン・アメリカの域内大国の最近の経験は、この工業製品輸出拡大の必要性がある程度まで可能性によって裏付けられていることを示している（第1表参照）。LAFTA 諸国全体についてみると、第2表に明らかなように、工業製品輸出は1966～67年と1972～73年間に約5.5倍に増加した。輸出先別にみると、対先進国輸出は対発展途上国輸出よりも若干急速に増加し、対発展途上国輸出は LAFTA 域内輸入よりも増加率が高い。このことは、LAFTA 諸国の工業製品輸出の増加が LAFTA の域内特恵のもつ差別性にもかかわらず、むしろ対先進国輸出を中心に行なわれていることを示している。

工業製品輸出の増加率がきわめて高かったので、LAFTA 諸国の輸出総額に占める工業製品の比率は、総額ならびに地域別についてもいずれも著しく増加している。これらの比率は、発展途上国全体の工業製品輸出と比較するとなお低率であるが、その格差は縮小の傾向にある。⁽¹²⁾しかしながら、このような工

第2表 LAFTA 諸国の工業製品輸出 (100万ドル)

	総輸出	対先進国輸出	対途上国輸出	域内輸出
1966～67年平均	488 (4.9)	275 (3.6)	207(10.4)	167(18.7)
1968～69	710 (6.5)	401 (4.8)	303(12.9)	251(22.9)
1970～71	1,190 (9.6)	650 (6.9)	452(16.9)	377(28.0)
1972～73	2,665(14.3)	1,515(10.8)	935(25.1)	695(33.3)

(出所) UN, *Handbook of International Trade and Development Statistics*, 1976.

(注) 1. 工業製品は、SITC 分類 5～8-(67+68)。

2. () 内は、各地域への輸出総額に占める工業製品の比率。

(12) 発展途上国の輸出に占める工業製品の比率は、1973年において総額で20.0%、対先進国輸出で18.4%、対途上国輸出で27.9%であったが、LAFTA諸国のそれは、それぞれ14.9%、12.0%および28.1%であった。

業製品輸出の急速な拡大にもかかわらず、工業製品の世界貿易に占めるLAFTA諸国のシェアはきわめて小さく、1973年に発展途上国全体のシェアが6.9%であったのに対し、僅かに1%にすぎなかった。

工業製品の輸出拡大は望ましく、工業化過程において不可欠であるが、問題はラテン・アメリカの工業製品輸出についての今後の展望である。工業製品輸出が今後も増大していくことは明らかであるが、それがラテン・アメリカ諸国の成長のエンジンにまで躍進するかどうかとなると、なお不確定要因が大きい。いま、LAFTA諸国の工業製品輸出の内容をみると、1971~73年平均で化学品が15.5%、機械設備が31.6%、軽工業品を主体とする其他製造品が52.9%⁽¹³⁾となっており、工業製品輸出の主力商品類に対する需要の成長率には多くを期待することは困難である。

輸出市場別にみると、LAFTA諸国の工業製品輸出においては先進国市場のウエイトが大きい⁽¹⁴⁾。しかしながら、先進国側からすれば、発展途上国からの工業製品輸入は工業製品輸入総額の6.7%（1973年）にすぎず、LAFTA諸国からの工業製品輸入にいたっては1%にも達しない⁽¹⁵⁾。したがって、LAFTA諸国が輸出競争力を培養するドラスティックな変化がおこらない限り、これら諸国の工業製品輸出の拡大が先進国の輸入政策、とりわけ関税および非関税障壁における特惠供与に依存することは明らかである。

しかしながら、現行の一般特惠関税供与が発展途上国の工業製品輸出の拡大にあたえる効果についての多くの評価は、いずれも悲観的である。たとえば、モンローによれば、一般特惠関税供与は、(1)発展途上国の対先進国輸出は一次産品に集中しており、その多くは免税ベースで輸入されているから、結局関税

(13) 第2表の資料による。

(14) 第2表の資料によれば、工業製品輸出に占める先進国市場の比重は、1973年において61.3%であった。

(15) 第2表の資料によれば、総額で0.9%、化学品で0.8%、機械設備で0.6%、其他製造品で1.4%であった。

を課せられているのは発展途上国の輸出の約40%である、(2)先進国の対発展途上国輸入の約15%を占める農水産加工品のほとんどが一般特惠関税の適用から除外されている、(3)さらに発展途上国の対先進国輸出の約13%を占めている繊維製品、皮革製品、石油製品も一般特惠関税の適用から除外されている、(4)現行の一般特惠関税制度には、セーフ・ガード条項や関税割当制度など保護主義的なメカニズムが組み込まれているなどの理由から、発展途上国の対先進国輸出のせいぜい9%程度に適用されるにすぎないとしている⁽¹⁶⁾。UNCTAD 報告も、ほぼ同様の理由から、「現行形態のもとでは、一般特惠関税制度は発展途上国の輸出収入に限られたインパクトをあたえ得るにすぎない⁽¹⁷⁾」と述べている。

したがって、発展途上国の工業製品輸出の拡大には、発展途上国自体による特別な輸出努力が必要である。ラテン・アメリカ諸国においては、為替制度に輸出に不利なバイアスがしばしば見受けられる。このバイアスを是正する一つの有効な手段は、直接的または間接的な輸出補助金制度の導入である。たとえば、ブラジルは工業製品輸出に各種の税制上のインセンティブをあたえてその輸出拡大に成功⁽¹⁸⁾している。ラテン・アメリカの場合のように過剰設備が存在する場合には、輸出補助金は必ずしも国庫負担の増加とはならないことに注目する必要がある。なぜなら、輸出補助金をあたえることにより工業生産と輸入が増加し、この両者の増加は税率に変化がなくとも税収の増大をもたらすからである。

また、補正的な為替レートの切り下げも有効であろう。まだ一次産品輸出に

(16) Wilbur F. Monroe, *International Trade Policy in Transition*, 1975, pp. 55-56.

(17) UNCTAD, *Review of International Trade and Development 1975*, N. Y. 1976, p. 50.

(18) 詳細は、拙稿「ブラジルの経済成長と工業製品輸出」国民経済雑誌、第131巻 第2号（昭和50年2月）参照。

依存するところの大きいラテン・アメリカ諸国では、為替レートの一律の切り下げは一次産品輸出外貨収入の減少をもたらす、工業製品輸出拡大の成果が減殺される危険があるから、それを回避するために、すべての商品輸入と伝統的輸出に適用される為替レートを不変とし、基礎的為替レートと非伝統的輸出（工業製品輸出を含む）に適用される為替レートを同時に切り下げるのである。これは、工業製品輸出に対する補助金効果をもつ。

しかしながら、輸入代替が過度に促進されたと同様に、輸出に対するインセンティブも過度におちいる危険がある。上記の輸出補助金あるいは補正的為替切り下げが妥当視されるのは、過剰設備が存在する限りにおいてである。これについて、シドロウスキーはつぎの如く述べている。「過剰設備と失業が存在する場合には、国内資源の利用は社会にとってほとんどあるいは全くコストを伴わないことに注目することが重要である。すなわち、輸出向け生産に追加的労働と既存の遊休設備を利用することは、社会にとってたとえあったとしても、多くの他の産出高を犠牲にすることを要求しない。したがって、このような状態のもとでは、すべての既存工業を実際に活発化させることは、それがその国の長期的な比較優位に合致するかどうかにかかわらず適切である。すべての工業部門が設備の完全利用に到達すれば、それ以上の輸出および他の経済的拡大はいまや設備能力の拡大を必要とするが、これは過去において行なわれたような無差別な多様化とは袂別して、その経済が比較優位をもつ部門に向けられるべきである。かくして、短期においては、過剰設備が存在する限りすべての工業生産は促進され得るが、長期においては重要な選別が行なわれなければならない。」⁽¹⁹⁾

つぎに、発展途上国市場もラテン・アメリカ諸国の工業製品輸出にとって、そのシェアは減少しつつあるがなお重要である。⁽²⁰⁾ 発展途上国の工業製品輸入の

(19) Daniel M. Schydlosky, *op. cit.*, pp. 283-284.

圧倒的部分は先進国からの輸入であり、発展途上国からの輸入は1973年において僅かに9.6%にすぎなかったが、発展途上国からの輸入の成長率は全体よりも高く、そのシェアを高めつつある。

しかしながら、発展途上国間の工業製品貿易の拡大には多くの困難が伴う。その一つは、各国が高い保護障壁のもとで工業化を促進していることである。それを克服するためには、関税・非関税障壁を含めた発展途上国間の工業製品貿易の特恵協定が必要である。しかし、このような特恵協定への合意に到達することは、経済統合の場合と同様に、あるいはそれ以上に困難である。特恵協定は経済統合とは異なり、完全な自由貿易協定を求めるものではないが、それにしても特恵協定に含まれる商品リスト、それぞれの特恵幅、自由化手段の同一性、互恵性原則などについて合意が得られなければならない。さらに発展途上国間の工業製品貿易の顕著な拡大をはかるためには、このような特恵協定はすべての発展途上国、少なくとも重要な発展途上国を包括しなければならない。そうすると発展途上国間の発展段階の格差から、域内先進国の互恵性放棄の問題が生じる。さらに、第3表に見られるように、現在の発展途上国の工業

第3表 発展途上国の工業製品輸出（1973年） (100万ドル)

	対途上国総額	対地域内	対地域外	対地域内比率 (%)
ラテン・アメリカ	1,435	1,315	120	91.6
アフリカ	273	183	89	67.3
南・東南アジア	3,700	2,670	1,030	72.2
計	5,408	4,168	1,239	77.1

(出所) UN, *Handbook of International Trade and Development Statistics 1976*.

(注) 工業製品は、SITC分類5～8-(67+68)。

(20) LAFTA 諸国の工業製品輸出に占める発展途上国のシェアは、1966～67年平均で42.3%、1972～73年平均で35.1%であった。

製品貿易は自地域内に集中しているから、これを他地域間に発展させるためには輸送、市場情報など特惠協定以外にも改善されるべきものが多い。したがって、より小規模な地域内の発展途上国間の特惠協定をめざすのが現実的であろう。

4. 経済統合戦略の再検討

経済統合は、従来一国規模での輸入代替から地域規模での輸入代替への延長として捉えられてきた。その限りにおいては、経済統合戦略は「内向き」の戦略である。既述のごとく、ラテン・アメリカの域内大国では「外向き」の戦略が重要性を加えつつあるが、それでもなお「内向き」の戦略は経済開発戦略の一環として考慮されるべきであり、域内小国によっては「内向き」の戦略こそが経済開発戦略の支柱となるべきである。この点に関する限り、経済統合は能率的な輸入代替促進の場を提供するものであり、「内向き」の戦略を補強する。

しかしながら、経済統合は工業製品輸出拡大という「外向き」の戦略とどのような関連で位置づけられるであろうか。とくに、最近工業製品輸出の拡大に成功したラテン・アメリカの域内大国にとっては、もはや経済統合は必要性の基盤を失いつつあるのか、あるいは経済統合はそれら諸国の経済の「開放化」を妨げる危険があるのであろうか。この点に関連して、バラッサは最近の一連⁽²¹⁾の論文を通じて注目すべき見解を展開した。

かれは、相対的に大きな国内市場をもつ先進諸国でさえ、EEC や EFTA な

(21) Bela Balassa, "Regional Integration and Trade Liberalization in Latin America", *Journal of Common Market Studies*, Vol. X, No. 1, September 1971, "Regional Integration of Trade: Policies of Less Developed Countries", P. Streeten (ed.), *op. cit.*, "Economic Integration among Developing Countries", *Journal of Common Market Studies*, Vol. XIV, No. 1, September 1975.

どの経済統合から利益を得ていることに着目し、そのいくつかの教訓を発展途上国間の経済統合に適用する。そして「外向き」の戦略の一般的手段がもたらす利益に加えて、経済統合は次のような追加的利益をもたらすことを主張した。

第1は、「外向き」の戦略下での経済の「開放化」のもとでも、たとえ低水準ではあっても貿易障壁は維持されるのに対し、経済統合はそれらの障壁を除去するのであるから、加盟国の輸出産業はより大なる市場に自由に接近することができる。とくに、一般特惠関税制度から除外され、その工業製品輸出が先進国市場において高い保護障壁に直面している発展途上国にとっては、この市場拡大の利益は重要である。さらに、先進国の関税構造が加工度が高まると関税率も高まり、それが食料・原材料加工品の輸出を妨げていること、また関税率は、発展途上国がもたない高度の複雑な技術を要する工業製品よりも、簡単な工業製品に対して一般的に高いことを考慮すれば、経済統合による大市場への自由接近の利益は重要である。

第2に、経済統合においてはリスクと不確実性が減じられやすい。隣接諸国はそうでない諸国についてよりもコストや価格に関してより多くの情報をもつから、貿易自由化が国内産業に対してあたえる効果についての不確実性が少なくなる。さらに、加盟諸国間で再び域内輸入に制限を課したり、輸出補助金をあたえないという合意が成立すれば、域内貿易の不確実性はさらに減じられる。このことがとくに注目されるのは、先進国では発展途上国からの工業製品輸入が急速に増大すると、しばしば繰り返し輸入制限措置が講じられることとの対比においてである。さらに、経済統合の枠組のなかでは、各国が相手国の競争産業を犠牲にして自国産業に間接的利益をあたえるような手段をとらないことについての合意が得られやすい。

第3に、経済統合は幼稚産業保護のコストを低下させる。EECのような先進国でさえ、アメリカとの競争から保護しながら、かつ一国市場では能率的な

生産が不可能な工業を地域規模で設立したのであるから、幼稚産業保護を必要とする発展途上国においてはなおさらである。経済統合においては、大プラントの設置、特化の促進および競争激化により、幼稚産業保護のコストは一国規模の場合よりも低くなる。また、経済統合は、相手国市場への輸出を通じて品質管理やマーケティング手法を習得せしめ、それら幼稚輸出活動の域外輸出の可能性を高める効果をもつ。⁽²²⁾

しかしながら、経済統合はそれ自体の不利益をもつ。第1は、域内輸入価格が世界市場価格よりも高いことから生じるコストである。第2は、経済統合の枠組での新産業の設立が独占的な地位を占め、非能率的な高コスト生産を生ぜしめるおそれである。これは、新産業に過度の保護があたえられた場合に起こり得るし、その場合には技術改善のインセンティブもない。第3に、より能率的な世界市場向け輸出産業から新設の非能率的な域内市場志向的産業への資源の転換がおこる可能性がある。第4に、域内貿易の拡大のためには、輸送施設への莫大な投資を必要とするかもしれない。最後に、経済統合体形成により、加盟国は域内貿易自由化協定やその他の必要な政策調整協定に束縛されるところから、他の政策選択が自由に行なえないことも考慮されねばならない。⁽²³⁾

このような経済統合の潜在的な利益とコストのバランスは、その統合体の(1)市場の大きさ、(2)資源賦存度、(3)地理的立地、(4)先進国市場への接近、(5)適用される諸政策に依存するが、とくに域内貿易自由化による経済統合の利益を増大させるためには、加盟国間で多くの政策協調が必要である。そのなかには、すでに示唆したように、域内貿易自由化措置の取消不能の確約や域内貿易に間接的効果をもたらす諸手段の適用禁止の合意などが含まれることは当然であるが、さらに加盟国の域内輸出競争力の歪曲を避けるために、保護と為替政策の調整が重要である。

(22) Bela Balassa, "Economic Integration ……", *op. cit.*, pp. 59-60.

(23) *Ibid.*, pp. 40-41.

いま、投入財の輸入関税や関税・輸出補助金・為替レートとの組み合わせに差があると、それが加盟諸国間の競争力に人為的な歪曲をもたらすことになる。投入財の関税に差があると、低関税国は投入財価格が相手国よりも低いというだけの理由で、域内競争において高関税国に比してコスト優位に立つ。また、加盟国間に関税水準や補助金水準およびその組み合わせに差のある場合は、たとえ各加盟国内部であたえられた相対的インセンティブが等しく、相対価格比率が等しくも、高関税国は低関税国に比して域内貿易自由化に際して大幅な域内特惠をあたえねばならず、また輸出補助金の撤廃においても低輸出補助金国は高輸出補助金国に比して有利となるなど、いずれも加盟国間の域内競争力に歪曲をもたらすことになる。

これらの歪曲を是正するためには、まず域外共通関税を設定しなければならない。この場合、その水準と構造が域内での能率的な生産を促進するように設定されることが必要であり、もし国別関税水準が過度に高い場合は、域外共通関税設定の機会こそが能率改善を促進する好機である。さらに、輸出税や輸出補助金および補正的為替切り下げなどを含めて、経済統合が能率的な輸入代替と輸出に貢献するためには、加盟国のインセンティブ体系の合理化、すなわち為替制度の輸出に不利なバイアスの是正が必要であり、同時に加盟国間におけるそれらの調和化が必要である。これらは域内競争の歪曲を是正し、比較優位に対応した貿易と投資をもたらす方向に作用する。

しかし、なお残る課題は為替レートの調整である。ラテン・アメリカ諸国ではインフレが急速に昂進しているにもかかわらず、為替レートの切り下げは断続的に行なわれているから、為替レートは過大評価と過小評価を繰り返している。物価変動に対する為替レートのこの過大または過小調整は、関税や輸出補助金の変化と同様の効果をもつから、域内競争力の歪曲が生じる。同時に、加盟国間の過大・過小評価サイクルの不一致は、域内貿易量と方向に相次ぐ逆転を生ぜしめる。したがって、この不利な効果を避けるためには物価の安定が必

要であり、それが望めないときは為替レートがつねに国内通貨価値の実勢を反映するように維持されることが必要であり、ここではクローリング・ペッグ方式が有効であろう。ブラジルやコロンビアなどはこの方式を実施しているが、他のすべての加盟国もこれを採用することが必要である。

経済統合の潜在的利益を十分に獲得するためには、以上のような重要な貿易政策および為替政策の分野で加盟国間の調整が必要である。これらの政策調整は経済統合の先行条件であると同時に、「外向き」の戦略を成功に導く条件でもある。もっとも、この政策調整によって各加盟国はその政策選択の自由を減じられるけれども、それは経済統合の潜在的利益のための小さな代償である。

5. 結 語

ラテン・アメリカ諸国は、その経済開発戦略の選択において、従来の「内向き」の戦略から「外向き」の戦略への転換を必要としている。そして輸入代替的工業化の発展したいいくつかの域内大国は、輸入代替から輸出志向へと重点を移行させ、工業製品の輸出拡大に「成長のエンジン」を見出そうとしている。これは、過去における無差別かつ過度な輸入代替的工業化に対する反省と同時に、長期にわたる輸入代替過程を通じて産業構造が多様化し、産業基盤が整備され、生産力が漸次高められて輸出競争力をもち得る工業製品が出現してきた事実を背景としている。

しかしながら、「外向き」の戦略が「内向き」の戦略に完全にとりかわり得るためには、単にこれらの域内大国の戦略の転換と輸出志向努力だけでは不十分であって、他の発展途上国はもとより、とくに先進国が同様に全面的な「外向き」の戦略に転換することが不可欠な条件である。しかしながら、一般特惠関税制度の適用状況をみても、発展途上国の工業製品輸出に対する国内産業保護政策の根強い定着に照らしてみても、先進国が近い将来に全面的な「外向

き」の戦略に転換するとは考えられない。

また、ラテン・アメリカの域内小国は、その国内市場制約のもとでは、輸入代替的工業化がその初期段階において困難に直面している。これらの諸国が端的に輸出志向的工業化に成功する可能性は否定できないけれども、おそらく最も現実的な経済開発戦略は、経済統合を通じての能率的な輸入代替的工業化の促進であろう。

かくして、「外向き」の戦略への重点の移行は必要であり、ある程度有効ではあるけれども、それが「内向き」の戦略にとりかわることができない以上は、経済統合は域内小国にとってはもとより、域内大国にとってもその経済開発戦略の一環としての重要性をもつ。

ここで重要なことは、経済統合はあくまでも「外向き」の戦略と組み合わせられてはじめてラテン・アメリカ諸国の経済開発戦略を構成するという点である。従来のように、経済統合を単に一国規模での輸入代替的工業化の地域規模への延長と捉え、またそのこと自体が経済開発戦略の唯一の方向として捉えれば、それは域外に対して差別的な高コスト圏を形成するから、「外向き」の戦略への重点の移行を阻害することになる。

しかしながら、経済統合が「外向き」の戦略と一体となって経済開発戦略に組み込まれるならば、加盟諸国における非能率的な高コスト産業の存続や新設の可能性が減少し、必ずしも「外向き」の戦略への移行を妨げない。さらに、経済統合は「外向き」の戦略から期待される利益に加えて、(1)相手国市場への自由接近、(2)貿易自由化が国内産業に与える効果に関するリスクと不確定性の減少、(3)政策調整の相対的容易性、(4)幼稚産業保護のコストの低下などの利益をもたらす。

加えて、経済統合の先行条件ともいふべき政策調整、とりわけ貿易・為替制度における輸出に不利なバイアスの是正は、経済統合の「習得効果」とあいまって、「外向き」の戦略への移行に貢献する。

新しい減価償却理論の試み

——貨幣犠牲概念にもとづく減価償却——

中 野 勲

1. この論文の目的

歴史的な原価主義のもとでのコンベンショナルな減価償却について、その最大の弱点は、その償却費の数値が会計測定値として一体何を表現しているのかが解釈できないことにある。つまり、設備財という「現実」の、いかなる属性、関係または側面——「本体」——を写像しているのか、ほとんど不明である。このような事態は、減価償却費、ひいては純利益数値の情報としての価値を低下させるものと思われる。

この論文の目的は、耐用年数や残存価額の予測を必要としない新しい減価償却のあり方を考案しようとする点にある。この新しい減価償却計算により作りだされた諸数値は、従来の慣行的な会計数値よりも大きい確実性と信頼性をもつこと、そしていっそう大きい解釈可能性（いっそう明確な意味内容）をもつことを、われわれは以下において主張するであろう。そしてさらに、前者の会計データは、経営者の経営成果の配分（すなわち配当の支払）にかんする意思決定において、後者のデータよりも高い有用性をもちうるということが証明されるであろう。

以下で提案する減価償却の考え方は、歴史的な原価主義の枠内のものである。そしてこの原価主義の内容をなす「貨幣犠牲」(monetary sacrifice) という概念と関係している。そこで、次節では、出発点としてこの概念についてやや立ち入った分析をこころみるであろう。

2. 「貨幣犠牲」概念の分析

ローゼンフィールドによれば、「歴史的原価」とは、当該資源を手に入れるために犠牲に供された貨幣単位の数量を意味する⁽¹⁾。つまり、歴史的原価とは「貨幣犠牲」（額）をいう。期間損益計算においては、当期の収益にたいして、それと因果的または目的論的に関連をもつと予想されるところの、各インプット（投入財）の貨幣犠牲部分が、チャージされるべきである。

そこで、貨幣犠牲の概念を分析しよう。まず第1に、企業は、必要な投入物を「取得」するために貨幣犠牲を負担することは勿論であるが、それだけでなく、またそれら投入物を「保有」すること（すなわち売却しないこと）のためにも貨幣犠牲を負担するのである。前者の「取得犠牲」（acquisition sacrifice）は自明であろう。これが、この論文の中で関係してくる概念である。けれども、後者の「保有犠牲」という考え方もありうる。たとえば、ある固定資産原価の未償却残高にたいして帰属計算された利息額は、その資産を保有し利用するさいに、その時間の経過のために発生する保有犠牲であると考えられよう。また、当年度中に生じた固定資産の売却時価の減少額プラス当年度首のその売却時価にたいして見積られた（ありうべかりし）利子収入の合計額は、その資産を当年度にわたって売却しない（つまり使用しつづける）ために生ずる「保有犠牲」をあらわすと言える。

われわれの研究は、慣行的な歴史的原価にもとづいた会計システムの範囲内のものである。そして、このシステムは、自己資本にたいして帰属計算された利息の測定はおこなわないのである。また、後者の種類の「保有犠牲」は、資産の貨幣的損失というものを、継続企業（going concern）の立場からでなく

(1) Paul Rosenfield, The Confusion between General Price-level Restatement and Current Value Accounting, *The Journal of Accountancy*, October 1972, p. 65.

て、当企業または当資産の即時清算（または即時売却）という見地から、測定しようとするのである。これらの理由から、われわれは、「保有犠牲」についてはそれをまったく無視することにする。

けれども、さらに考えを進めると、「取得犠牲」についても、それはさらに「過去の（または歴史的）取得犠牲」と「現在の取得犠牲」とにわけられる。前者は、その財貨またはそのサービスを手に入れるがために「実際に」犠牲にした（手放された）貨幣額をあらわすのである。他方、後者は、おそらく、当年度首と当年度末における取替価格の差額によって、もっともよく例示されうるのであろう。もしもこの取替時価が当年度中に下落するとすれば、その差額は、もしもその資産の取得を一年間（つまり今年末まで）延期すれば避けられえただであろう貨幣支出額をあらわす。この意味で、その差額は、その資産を今年度中利用するために生じた「今年度の」（current）貨幣犠牲を意味する。

われわれが基礎におくコンベンショナルな歴史的な原価会計システムは、「歴史的取得犠牲」にもとづいている。これが、この論文のなかで以下採用されるところの概念である。

それゆえに、この論文の中で「貨幣犠牲」とは、全体としての当該固定資産を購入した日に当企業によって意図的に負担された貨幣喪失額であって、今年度の収益にたいして識別された関連をもつ部分と言うものとする。

3. われわれの減価償却理論（貨幣犠牲にもとづく減価償却） のアウトライン

償却性の固定資産（a depreciable fixed asset）は、その各利用年度に消費されるであろう物的なサービスの束である。新品の資産を構成するサービス層のうちで、当企業が事後的にみて第1利用年度、第2利用年度…… および第 n

利用年度にそれぞれ消費しているであろうものを、 s_1, s_2, \dots, s_n として示す。その消費の原因がその設備財の利用によって生じたのか、あるいは時の経過により生じたものかは我々は問わない。また、上で、 n は、その資産の耐用年数（全利用年数）を示す。しかし、その n の値は事前的には決定不可能であってもよいものとする。（すなわち、我々は、たんに耐用年数の終りの「存在」のみを仮定しているにすぎない）。

第1の仮定として、

$$(\text{固定資産}) = s_1 + s_2 + \dots + s_n + s_p \quad (1)$$

と考える。ここで s_p とは、当該資産が当企業にとってのその利用年数の終りに達する時における、その資産の物的サービス能力である。ここでもまた、たんに、このような残存キャパシティの「存在」だけが仮定されているにすぎない。その残存キャパシティの具体的な質と量は事前的には決定不可能であってもよいものとする。

貨幣犠牲であって s_1, s_2, \dots, s_n および s_p のためにそれぞれ支払われた（発生せしめられた）とみなされる額を、 $E(s_1), E(s_2), \dots, E(s_n)$ および $E(s_p)$ として示そう。さらに、 A^0 をもって、当企業がこの全体としての固定資産を取得するために支払った全貨幣支出の値を示すことにする。そうすると、我々の第2の仮定として、

$$A^0 = E(s_1) + E(s_2) + \dots + E(s_n) + E(s_p) \quad (2)$$

とする。

第(2)式の意味は、貨幣犠牲 A^0 を当企業が負担する目的はサービス層 s_1, s_2, \dots, s_n および s_p を「取得」することだということである。もちろん、各単一年度にかんする貨幣犠牲の値を直接に識別しようと主張しているのではない。我々が主張していることは、異なる諸サービス層にたいして、このように異なった貨幣犠牲値がたしかに「存在している」ことである。⁽²⁾

第 i 年度にかんする我々の貨幣犠牲にもとづく減価償却費とは、上の第(2)式における $E(s_i)$ 以外の何物でもないことに注意していただきたい。いくらかの推論により、もろもろの $E(s_i)$ を、なんら未来に関して予測する必要なしに、間接に推定しうることを下において示そう。

当企業が当該固定資産を新品の状態で買った時点 d_n 現在における、1年中古資産（サービス層 s_2, s_3, \dots, s_n および s_p からなる）の取得価格を A^1 としよう。この場合には、上と類似した推論によって、

$$A^1 = E(s_2) + E(s_3) + \dots + E(s_n) + E(s_p) \quad (3)$$

であることがわかる。

上の第(3)式があらわしていることは、もしもサービスの束 s_2, s_3, \dots, s_n および s_p を取得しようとしたとすれば、当企業が負担したであろう貨幣犠牲は A^1 だということである。第(2)式と第(3)式とを比較することにより、第1年度にかんする・貨幣犠牲にもとづいた・減価償却費の値が、次のようにしてえられる。

$$(\text{第1年度の減価償却費}) = E(s_1) = A^0 - A^1 \quad (4)$$

われわれの減価償却計算のためにはいかなる予測も必要とされないことに注意していただきたい。我々がなすべきことは以下の事柄だけにすぎない。今年度（＝第1年度）の始めの、その設備財の市場価格データに立ちもどる。今年末の当企業の資産が示しているのとはほぼ同じ程度の痛み工合(deterioration)をあらわす中古資産（＝1年中古資産）が今年度始めにいくらで買えたであろうかを示す取得価格 A^1 を識別せよ。それから、 $A^0 - A^1$ を計算せよ。

A^1 は、今年度始めに1年中古資産を買って、第2年度からその使用を開始させるべく休止させておくがための（「保有犠牲」である利子ファクターをの

(2) もしもそれらの別々の貨幣犠牲が存在しないならば、同じ種類だが異なった使用程度の中古資産に対して、市場が異なった価格をつけているという現実がありえないはずである。

ぞいた) 総貨幣犠牲額をあらわすものと解釈されうる。この経営政策と、新品資産を第一年度首から使用しつづけることとの相違点はただ一つ、第1利用年度に s_1 が使用されないことのみである。この後者の政策のもとでの、当該固定資産にたいする総貨幣犠牲額は、 A^0 である。したがって、われわれの公式 $A^0 - A^1$ は、第1利用度にもちいるために最初のサービス層 s_1 を取得することのための、「追加的な貨幣犠牲額」を意味している。

上の考察を一般化すると、

$$A^i = E(s_{i+1}) + E(s_{i+2}) + \cdots + E(s_n) + E(s_p) \quad (5)$$

この式において A^i とは、 i 年間使用済みの中古固定資産の、新品取得時点 (d_n) における、取得価格をあらわす。

第(5)式の i を $i-1$ に変えると、

$$A^{i-1} = E(s_i) + E(s_{i+1}) + \cdots + E(s_n) + E(s_p), \quad (6)$$

第(6)式から第(5)式をひくと、

$$E(s_i) = A^{i-1} - A^i \quad (7)$$

第(7)式は、設備資産の第 i サービス年度にかんする、貨幣犠牲に基礎をおいた減価償却費についての一般公式である。つまり、第 i 年度償却費は、 $i-1$ 年中古資産と i 年中古資産とのそれぞれの・新品取得時点における・過去取得価格の差額である。

設備財の最終 (第 n) 利用年度にたいする減価償却の公式をみちびきだすために、第(5)式における i の値を $n-1$ に変えよう。

そうすると、

$$A^{n-1} = E(s_n) + E(s_p).$$

すなわち、

$$E(s_n) = A^{n-1} - E(s_p) \quad (8)$$

ここで、 $E(s_p)$ とは、スクラップ状態にあるものとしたその資産を当企業が

取得するために支払う意図をもったであろう貨幣犠牲である。我々は、この $E(s_p)$ を、同一種類の n 年中古資産の d_0 時点における売却価格として見積ることができるであろう。

$E(s_1)$ にかんする上の解釈に類似した解釈が第(7)式および第(8)式についてもなされる。(7)において、右辺の第1項 A^{i-1} は、 d_0 時点において $i-1$ 年中古資産に投下し、かつそれを $i-1$ 年間未使用のままにおいておくための貨幣犠牲の大きさをあらわす。この場合には、 s_i が最初に使用されるサービス層であり、その使用は第 i 年度において行なわれるのである。第(7)式の第2項 A^i は i 年中古資産を買入れて、 d_0 時点からみて $i+1$ 年先にはじまるその使用までその資産を休止しておくための貨幣犠牲額をあらわす。この場合には、 s_{i+1} が最初に消費される用役層である。ゆえに、 $A^{i-1} - A^i$ が、新品資産の第 i 利用年度において用いるために用役層 s_i を取得するために支払われた追加的な貨幣犠牲額（利子のファクターは保有犠牲なので除く）を示すと言える。当該資産の最終年度にかんする減価償却費 $E(s_n)$ （第(8)式）についても、同じような方法で解釈することが容易にできるであろう。

もしも全利用期間にわたってのすべての減価償却費を合計するならば、

$$E(s_1) + E(s_2) + E(s_3) + \cdots + E(s_n) = \{A^0 - A^1\} + \{A^1 - A^2\} + \cdots + \{A^{n-1} - E(s_p)\} = A^0 - E(s_p).$$

これを整理すると、

$$\begin{aligned} & \text{(全ての償却費の合計プラス当該固定資産の残存価額)} \\ & = E(s_1) + E(s_2) + \cdots + E(s_n) + E(s_p) \\ & = A^0 = \text{(当該資産の取得価格の全体)}. \end{aligned} \quad (9)$$

第(9)式は、われわれが提案した、貨幣犠牲に基礎をおいた減価償却公式が「原価配分」をおこなうものだという特徴をもつことを証明している。

4. 予想外損失の処理

減価償却計算に関係してくる異常事象として、われわれは二つの事柄をあげることができよう。一つは、当該固定資産の物的な損傷である。このカテゴリーにぞくするものとして、火災損失とか他の異常な災害がある。そして、今一つは、いわゆる陳腐化である。その両方の場合において、われわれの目的は、 d_t 時点においてその企業がその劣悪化してしまった資産を取得することを考慮するものと仮定すれば、その購入のために支払う(負担する)気になったであろう貨幣犠牲の大きとして、その損傷または陳腐化した資産を評価することである。この貨幣犠牲額よりも、今年度首にその資産にあたえられていた評価額のほうが大きい時の、その超過額が、今年度中に量的および質的に失われた用役にかんする貨幣犠牲の適正な表現となっている。(逆に、前者が後者をこえる時の処理方法については、この節の末尾において述べる)。すなわち、その差額が、今年度の全減価償却費を示している⁽³⁾。

物的な損傷の場合には、その残存用役がこの企業の損傷した資産のそれにはば見合っているような中古設備が d_t 時点にいくらの価格であったかを示す過去取得価格を確定することができることも、時にはあるかもしれない。この場合には、その価格がこの資産の適切な期末評価額としてもちいられうる。もしもこのような過去の価格データが入手可能でないならば、その破損した資産の現在の売却(転売)価格が、今期末現在におけるその財にたいする貨幣犠牲として唯一の入手可能な測定値である⁽⁴⁾。というのは、経営者は、 d_t 時点において、(もしも知りえたとすれば)その損傷した資産を(今期に)取得することのために、この現在売却価格(=現在えられうる収入)だけ支払うことには同

(3) 損益計算にとっては、この全体としての減価償却費は、おそらく、「正常な」償却費と「異常な」損失とに分割されなければならないであろう。今年度がその固定資産の第 i 利用年度であるとする、前者は A^{i-1} と A^i との間の差額である。

意しただろうと推定されうるからである。

次に陳腐化についてはどうか。もしも当該資産の当期末の陳腐化状態に相当する状況にある類似資産が過去の d 。時点において存在していたならば、その後者の資産の d 。時点の取得価格が、今期末にわれわれの陳腐化資産にあたえられるべき適切な評価額であろう。しかし、現実には、当該資産は多くの場合にはそれが取得された d 。時点においてはまだ陳腐化していない。したがって、そのような評価額は入手不可能である。そこで以下のようなアプローチをとる。

次の三つの可能なケースを区別しよう。

(A) 当企業が、すでに所有しているものにつけ加えて、その今や陳腐化している種類の資産をいくらか新しく買い増すケース。(B) 当企業がその今や陳腐化している資産の一部（または全部）を売却する（したがって、それを買いたすことはしない）ケース。(C) 当企業がこの種の陳腐化した資産を「買いも売りもしない」ケース。

(A)の場合には、次の不等式が通常成り立つことをわれわれは主張したい。

その陳腐化中古資産の現在の売却（転売）価格 < その現在の取替（購入）
 価格 < (将来の現金流入にもとづいた) その経済的価値 (10)

上の第(10)式のうち、現在取替価格と経済的価値との間の不等式関係は、この

-
- (4) その破損した資産の「取替価格」というものは意味をなさないであろう。（その未来の現金流入にもとづいた）「経済的価値」は、もしも正確に測定されうるならば、その資産の期末評価額としてきわめて適切であろうと思われる。しかし、これは客観的に決定することは不可能である。というのは、予測の困難さにくわえて、現金流入はすべての投入物の結合生産物であって、単一の各インプットに対して別々にわり当てることはできないからである。けれども、私は、経営者が意思決定目的のために各投入物の経済的価値を「主観的に」計算しているかもしれないという可能性を否定しない。私が主張することは、経済的価値は主観的な性質をもっているから、対外会計目的のためには報告されるべきでない、ということである。

企業がその種の資産を追加購入しているという事実によって実証されていると言えよう。また、上の式のうちで 現在売却価格と 現在取替価格との間の関係は、この価格差がこの種類の設備財の中古品取扱商人にとっての利益の源泉であるという点からみて、通常の場合には成立しているはずである、と予想されうる。(われわれの企業にとっての売却価格は中古品商人にとっての購入価格であり、われわれにとっての取替価格は商人の目から見た販売価格(売上収益)であることに、注意していただきたい)。もっとも、例外的には上の兩種の価格のあいだの大小関係が逆転することもありうることは認められなければならない。

陳腐化が発生した今期において計上されるべき全償却費額は、その金額を回収し、かつそれを期末の当該陳腐化中古資産とあわせたものが第1年度首の新品資産(その実際取得原価は1,000としよう)そのものと(投下貨幣資本において)同等であると経営が納得する(資本が維持されていないという後悔を感じない)ところの最低金額であるといえよう。この観点からみると、その陳腐化した中古資産にたいして今期末にあたえるべき評価額は、 d_t 時点において経営が「この資産は将来(=今期)に陳腐化するであろう」ことを確実に知っていた場合に、なおかつその資産を d_t 時点で取得するがために支払う気になったであろう最高金額(500)である。というのは、この金額よりも大きい額(600)を支払ってその固定資産を d_t 時点でこの経営が購入したとすれば、今期末になって当経営はその価格を支払ったことを後悔するはずだからである。(つまり、後者の評価額(600)を採用すると、今期末までに減価償却計算をつうじて回収された合計金額は $(1,000 - 600 =) 400$ となる。しかし当経営はこの陳腐化中古資産に500しか支払う気がなかったのだから、 $(1,000 - 500 =) 500$ の資本が今期末までに回収されていないければ、この経営の後悔ないし disutility は解消されないのである)。

さて、上の(A)のケースに戻ろう。上の第(10)式において、経済的価値は通常あ

まりに主観的であるから対外会計情報の地位を占めることはできないであろう。さらに、この式が示すように、この場合には、その経済的価値よりも低い「現在取替価格」を支払えば、その陳腐化中古資産を入手することができる。したがって、これら二つの理由から、当企業がその財を手に入れるために支払う気になったであろう最高価格は、「現在取替価格」である。これが、(A)のケースにおける適切な期末評価額といえる。

ケース(B)では、当企業がその所有している陳腐化中古資産の一部または全部を売却するということから、通常次の不等式が成り立つことがわかる。

$$\text{経済的価値} < \text{売却価格} < \text{取替価格} \quad (11)$$

第(11)式から、当企業がその中古資産を手に入れるために支払う気になったであろう最高金額は、その「現在売却価格」である。すなわち、今年度末におけるこの陳腐化中古資産の適切な貨幣犠牲額は、その現在売却価格によってあらわされる。

最後に、ケース(C)は、陳腐化が生じた後にこの種の資産の購入も売却も当企業によって行なわれないという状況にかかわっている。売却がなされないということは、その陳腐化した中古資産の売却価格がその経済的価値よりも低いことを示唆する。また、購買が行なわれないことから見て、典型的には、その資産の経済的価値はその現在取替価格よりも低いと推論しうるのであろう。したがって、

$$\text{売却価格} < \text{経済的価値} < \text{取替価格} \quad (12)$$

(5) 一つの可能性としては、その資産の経済的価値はその現在取替価格よりも大きいのだが、当企業の現金状態（ないし流動性状態）がわるいので、その資産が購入されないこともある、と反論されるかも知れない。しかし、このケースは、（たとえば高利貸しに金を借りる場合の利息のような）当企業にとって入手可能な追加資金源泉の資本コストが高すぎるために、その資本コストによって将来収入を割引いてえられる「経済的価値」が、その資産の現在取替価格を下まわっているものとして、理解・定式化されうるのであろう。

この関係(12)から、その陳腐化した中古資産を取得すると仮定した時に、当企業が支払う気になったであろう唯一の客観的な貨幣額は、その「現在売却価格」である。したがって、このケースでは、その資産の当期売却価格にもとづいて当期末にその資産は評価されるべきである。

もしも陳腐化が発生しないならば、今年度末において当該固定資産にあたえるべき金額は A^i である (公式(7)を参照)。そこで、陳腐化が生じたにもかかわらず、もしも——例えばインフレーションのために——この過去価格 A^i が今年度末評価額として上に推奨された現在取替価格または現在売却価格をこえていないならば、問題が生ずる。というのは、上に定義されたように、当該固定資産にたいする適正な評価額は、 d_t 時点において当企業が支払う気になったであろう最高金額である。ところで、この場合には、上の三つの金額のうちの最も安い額 A^i を支払うことにより、その資産を取得しえたわけであるから、その財を取得するために「当企業が支払う気になった」であろう「最高金額」はこの A^i にはかならない。

このようにして、陳腐化が生じたが、 A^i がその中古資産の現在取替価格または現在売却価格のいずれよりも低いならば、その A^i がその陳腐化中古資産にあたえるべき適正な期末評価額である。

5. われわれの「貨幣犠牲にもとづく減価償却」の数値例

第1表が関連あるデータを含んでいる。一つの固定資産がその耐用期間2年のあいだに減価償却されるべきものとされている。第1表、第(2)欄は、この企業のその資産と同種の財であって、0年、1年および2年使用された(中古)資産の・この企業がその資産を新品で購入した d_t 時点での・取得(購入)価格を表示している。第 i 利用年度にかんする我々の新しい方法による減価償却費は、 $i-1$ 年中古資産と i 年中古資産との過去取得価格のあいだの差額であ

る。その減価償却額は第(3)欄にあたえられている。残りの第(4)欄および第(5)欄は付随的に示されているものであって、われわれの第1表の減価償却計算と論理必然的に結びついた諸数値ではない。

第1表 貨幣犠牲にもとづく減価償却の一例

年度首 (i)	d_0 時点* における、 $i-1$ 年中古資産の取得価格 (A^{i-1})	貨幣犠牲にもとづく減価償却 ($A^{i-1} - A^i$)	収 益	年間総利益 ($(4)-(3)$)
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
1	1,000	500	600	100
2	500	300	100	200
3	200	—	—	—

* d_0 とは、当企業がその固定資産を購入した時点の意味している。

6. 貨幣犠牲にもとづく減価償却の有用性(1)

—— 経営者の効用関数の導出 ——

われわれが提唱する新しい減価償却情報の有用性を、経営者の配当支払にかんする意思決定の文脈の中で証明しよう。というのは、この意思決定は、会計の受託責任の見地からいって最も重要な機能だ、とおもわれるからである。たとえば、かつて、ASOBAT は、会計目的の一つとして、「経済的資源の維持とその保全 (custodianship) についての報告」ということを挙げている⁽⁶⁾。この資源維持は、もしも不適切な企業利益報告のために配当の過大な支払が生じ、そのために投下資本が維持されなくなるならば、達成されえないであろう。また、「会計測定的基础にかんする委員会の報告」(AAA)においても、会計

(6) The Committee to Prepare a Statement of Basic Accounting Theory, *A Statement of Basic Accounting Theory*, American Accounting Association, 1966, p. 4.

機能の一つはパイオフ、すなわち貨幣(報償)の分配を容易にすることにあるといわれる。⁽⁷⁾この「利害調整会計」(equity accounting)の見地もまた、経営者の配当決定にたいして会計データがおよぼす影響についての研究を要請していると思われる。また、アイケン・ブラケット・イサークスも、この「利害調整」の見地を受けつぎ発展させて、企業活動への貢献者達に支払われるべき諸報酬のバランスをとる上での助けとしての、会計の受託責任機能の重要性を強調している。⁽⁸⁾我々も、以下において、たんに株主グループだけでなく、債権者、労働者、顧客等々の諸グループに対するインパクトをも同時的に考慮した経営の配当決定モデルを構築するであろう。⁽⁹⁾

我々が示したいことは、この意思決定モデルの下で、我々が提案した新しい減価償却の金額を差引いた後の企業純利益データが、経営者の期待効用の極大化という目的に対して、従来の慣行的な償却費の金額を控除した後の純利益数値よりも、いっそうよく役立ちうるということである。

とくに経営者の期待効用を強調する理由は、現在の株式会社制度と経営者の権限と機能が持続するかぎり、いかなる倫理的制約(公平性、社会的厚生、etc.)を彼等の行動に課すとしても、その制約の枠内において、彼等は自己中心的に自分の平均的満足(=期待効用)の極大、そしてそれのみを追求するであろうからである。

(7) The Committee on Foundations of Accounting Measurement, Report of the Committee on Foundations of Accounting Measurement, Supplement to Vol. XLVI, *The Accounting Review*, 1971, pp. 33-34.

(8) Aiken, M., L. Blackett and G. Isaacs, Modeling Behavioral Interdependencies for Stewardship Reporting, *The Accounting Review*, July 1975, pp. 544-62.

(9) これは、下の拙稿において作り上げた配当決定モデルをさらに拡張したものである
Isao Nakano, The Usefulness of Probabilistic Accounting Data, *Abacus*, December, 1976.

もっとも、そのモデル（経営者の多属性の効用関数にもとづく）は仮説的なものであるが、そのモデルにもとづいて我々の償却データの有用性を証明するならば、そのモデルを経験的に検証したり、又はかかるデータの・種々の他の目的にとっての・有用性を検証することへと、研究者達を刺激しうるのでないか、と期待される。

〔仮定1〕経営の配当決定モデルを構築するための仮定の一つとして、経営者は配当支払にかんする彼の（多属性）効用関数（後述の(13)式）の期待値の極大化をもたらすように、真の当期純利益数値の（報告数値からの）推定と配当支払額の決定を同時に行なう、と想定する。

その効用関数の構造を考察するために、経営の配当決定のされ方を調べよう。配当の支払は、年次純利益により規定されることは勿論だが、それだけでなく、また次の諸ファクターによっても影響される、といわれる。(a)当会社の現金（または流動性）状態（ α_1 として示す）。(b)負債を払戻す必要性（ α_2 ）。(c)当会社が予定（又は実施）しつつある資産拡大率（ α_3 ）。(d)内部利益率（ α_4 ）。(e)利益の安定性（ α_5 ）。(f)当会社が資金調達のために資本市場に頼ることのできる能力（ α_6 ）⁽¹⁰⁾、その他。

われわれの効用関数をつくるさい、これら諸要因は、配当支払額および留保利益額の変動により、根本的に規定される経営の効用レベルに側面から影響するパラメータとしてとりあつかわれうるのであろう⁽¹¹⁾。というのは、我々の目的に

(10) Weston, J. F. and E. F. Brigham, *Managerial Finance*, Holt Rinehart and Winston, New York 1969, pp. 377-81.

(11) 上の諸要因が、利益、配当等が所与の時、経営者の効用レベルを動かさう理由を例示すれば、以下のものである。(a)企業の現金（または流動性）状態（ α_1 ）が高いほど、配当支払後の当期純利益額にたいする経営者の効用はいっそう低い。また、 α_1 が高いほど、一定額の今期の配当支払額にたいして株主グループが感じる満足度（効用）は、いっそう低いことがありうる。そして、このような、株主グループの満足度の低さは、ひいては、経営者の効用を引き下げるであろう。(b)負債を払い

とって上の六つのファクターは、本質的には可変的だが、一応、我々の関心のある変数を動かすさいには、静止したものとして取り扱うからである。さて、上の6個のパラメータがそれぞれ特定の値をとるものとする、その下で、配当支払は次の2通りの仕方で年度純利益に関係している、と言われる。(1)「目標配当支払比率」(target dividend payout ratio)が存在する。だから、長期的見地からみると、大半の会社はその当期間利益の一定割合を配当として支払おうと努める、と言われる。(2)しかし、同時に、「配当は、利益が上昇したのちに、ラグをとまって増加する」傾向がある。いいかえると、配当の増加または減少がなされるのは、利益の増加または減少が明らかに非一時的で、比較的⁽¹²⁾に永続的なものと思われる場合のみであるといわれる。これらの二つの要因は、「比較的に安定した配当政策」をうながすと思われる。この政策は、先験的な根拠にもとづくと、株主達に好まれるものだ、と言われる。「というのは、投資家達は、彼等がそれを受取ることを一層確実と考える諸配当を一層高

戻す必要性(α_2)が高ければ高いほど一定の配支払後の当期純利益にたいして、経営者および株主が感じる効用はいっそう高いであろう。また、この時、その一定額の配当額に対して、株主グループは、 α_2 がもっと低い場合よりも、一層高い効用を感じるであろう。株主グループの効用のかかる上昇は、経営者の効用レベルを引き上げるであろう。(c)予定された資産拡大率(α_3)が一層高いほど、配当支払後の当期純利益にたいして、経営者が抱く効用はいっそう大となる。株主グループの効用が α_3 の上昇に対してどう動くかは、彼等がその α_3 レベルを支持しているかどうかにより異なる。(d)当企業の内部利益率(α_4)がいっそう高くなるほど、経営者は、配当支払後当期純利益にたいして一層大きい効用をもつ。株主もこの留保利益に一層高い効用をもち、配当額にたいする彼等の選好は逆に減少する。(e)利益の安定性(α_5)が一層低いほど、(将来の支払に対するバッファーとして)留保利益にたいする経営者の効用はいっそう大きくなる。株主も、 α_5 の低下時には、より低い配当額で満足するという意味で、所与の配当額に対する彼等の効用レベルは変化するのである。(f)資本市場に対して資金調達をたよれる能力(α_6)が大きくなればなるほど、経営者にとって一定の留保利益および配当額がもつ効用は低下する。しかし、株主グループにとっての配当の効用は低下しないであろう。

(12) *Ibid.*, pp. 381-382.

く評価するであろうからである。⁽¹³⁾」

このように、株主達が「安定した配当政策」を選好するならば、経営者（および株主）の効用関数に含まれるべきパラメータとして、「過去数期間にわたっての、1株あたり配当支払額のトレンド線」を考えるべきであろう（これを α_T とする）。というのは、今期にある一定の配当額が支払われるとしても、上のトレンド線から予測された配当額がその支払額を下まわっている場合には、上まわっている場合よりも、いっそう大きい満足（効用）を株主達に与えるであろうからである。

さてこれらのパラメータの特定の数値の下で、経営者の効用関数にとって株主グループの効用関数はいかなる関係に立つか。第1に、経営者の効用レベルが、当該企業の現在および未来の活動の物的基礎⁽¹⁴⁾に関する「配当支払後の当期純利益の残額」の大きさによって影響されることは明らかである。したがってこの「利益残額」にかんする経営自身の満足度を、経営者の全体的な効用関数を規定する第1の変数と考える。第2に、しかし、当期に実現した純利益額を当期配当支払額と利益留保額とに適切（不適切）に分割することにより、株主グループの効用レベルを引き上げる（引き下げる）ならば、その結果、経営者の満足水準も高まる（低下する）と言えよう。なぜなら、「他の事柄が同じとすれば、株主達が幸福であればあるほど、経営者の職の保証、所得等がいっそう大きくなる⁽¹⁵⁾」からである。この意味で、配当に関する「株主グループの効用関数」についての経営者の推定値を、経営者の効用関数を規定する第2の変

(13) *Ibid.*, p. 383.

(14) 「経営者の効用は、(1)その職の安定性、(2)その経営者の所得のレベルと安定性、および(3)その会社の規模のレベルと成長率、が増加するにつれて、増大する。」(Myron J. Gordon, Postulates, Principles and Research in Accounting, *The Accounting Review*, April 1964, p. 261).

(15) *Ibid.*, pp. 261-62.

数とみなしうるのである。

しかし、第3に、債権者、従業員、顧客等々、企業をとりまくあらゆる利害関係者グループは、当社の配当支払額および留保利益額に関心をもつ。そして、その意思決定にかんする各グループの満足度（効用水準）の高さが、当該経営者の地位、名声、報酬などの安定性に影響を与えることは自明である。だから、特定の配当決定にかんする経営の効用関数は、上のさまざまな諸グループの各々の効用関数値の推定値をも、変数として含んでいるであろう。

以上の考察を総合すると、今期の配当支払意思決定に関する「経営者の効用関数」として、次の型のものを考えるのが適切である。

$$U = f(v_1(y - \bar{D} - pd, \alpha^1), v_2(pd, y - \bar{D} - pd, \alpha^2), v_3(pd, y - \bar{D} - pd, \alpha^3), \dots, v_N(pd, y - \bar{D} - pd, \alpha^N)). \quad (13)$$

ただし、 U ：経営者の効用関数、 v_1 ：配当支払後の当期留保利益にかんする経営者の効用関数、 y ：当企業の今期の減価償却費控除前（法人税支払⁽¹⁶⁾後）の純利益額（定数）、 \bar{D} ：取得原価主義にもとづく今期の（予測または推定エラーをまぬがれているという意味での）正確な減価償却額（これは単一の点数値として確定できないので、確率変数となる）、 p ：（実際に報告された会計データ等にもとづいて）経営者が正確だろうと推定する、今期の税引後純利益額（戦略変数）、 d ：正確と推定された今期利益額 p に対する、今期の配当とし

(16) 税務会計はさまざまな政策目的から、財務会計理論によっては支持されえない特異な会計方法を企業に許容することがある（例：加速償却）。端的にいえば、財務会計は当該企業をとりまく利害関係者集団から構成される「場」に立脚し、税務会計はそれをこえて国家財政の見地を導入してくるといえよう。したがって課税所得額および支払税額は、財務会計理論的に妥当な減価償却のあり方を考えるさいには、考慮外におくのが適切である。そのために、我々は、法人税支払後のキャッシュ・フローを、配当と社内留保への処分の対象とみなすのである。

(17) したがって、 pd は、今期に実際に支払われる配当総額を示す。また $y - d - pd$ は、その配当支払後に企業にのこる当期純利益部分をあらわすのである。

で分配される比率（戦略変数）⁽¹⁷⁾ α^1 ：経営者により解釈されたものとしての、
 （上記の）諸パラメータの値および効用関数 v_1 に影響する・非会計的ソース
 からの・諸情報（個別企業的，経済的，社会的等々）の内容を指示するすべての
 の諸パラメータ値の集合。すなわち，

$$\alpha^1 = (\alpha_1^1, \alpha_2^1, \dots, \alpha_m^1). \quad (14)$$

（すなわち，パラメータの総数は m 個である。また，ベクトル中の肩つき
 数字1は，それらのパラメータ値がいずれも経営者の解釈したものであること
 を示す）。 $v_2(*, *, *)$ ：株主グループの効用関数の，経営者による推定値，
 α^2 ： α^1 に含まれているものと同じ種類の諸パラメータであって，株主達により
 解釈された諸数値の集合。すなわち，

$$\alpha^2 = (\alpha_1^2, \alpha_2^2, \dots, \alpha_m^2). \quad (15)$$

この式の諸パラメータの肩つき数字2は，それらがとる値がいずれも株主グ
 ループにより解釈されたもの——したがって，経営者により解釈された値とは
 異なりうること——であることをあらわしている）， v_3, \dots, v_N ：第3番目
 （ex. 債権者グループ），……第 N 番目の利害関係者グループの効用関数（こ
 れらグループの総数は N とする）， $\alpha^3, \dots, \alpha^N$ ：第3番目，……第 N 番目の
 各利害関係者グループにより解釈された，上記の諸パラメータ値のベクトル，
 すなわち， $\alpha^i = (\alpha_1^i, \alpha_2^i, \dots, \alpha_m^i)$ 。

第(13)式は，いわゆるグループ効用関数としても解釈しうるが，誰の効用かと
 いえば，あくまでも経営者自身の効用水準を記述する関数である。

〔仮定2〕配当支払決定にかんする経営者の効用関数は，第(13)式によりあら
 わされる。

7. 貨幣犠牲にもとづく減価償却の有用性 (2)

—「効用関連的」な減価償却—

配当意思決定にかんする経営者の効用関数 (U) との関連において、期間損益計算上の減価償却費がもつべき役割、それが果たすべき課題は何か。

経営者の効用関数 (上の(13)式) においてパラメータ α^i ($i=1, 2, \dots, N$) を留めて考えた場合、当期の会計報告上の減価償却費 D がその効用関数の値に与えるインパクトは、経営者がその会計数値 D にもとづいて条件付確率

$$p(\tilde{D}|D) \tag{16}$$

で真の償却費 \tilde{D} の分布を推定し、それを使って彼の効用期待値を (p と d を動かしつつ) 極大化する処にあらわれる。つまり、会計報告された今期の減価償却費 D をいかに測定するかは、真の償却費の分布 $p(\tilde{D}|D)$ のパターンを変化させることをつうじて、経営者の最大効用期待値のレベルを動かしようのである。この場合、経営者以外の人々 (株主、債権者、従業員等) の各人は、この特定の分布とは異なった分布を \tilde{D} についてもつことがありうる。しかし、経営者が彼等について推定するさいに彼等も自己と同じ分布で \tilde{D} を見積っていると経営者が仮定するものとみなせば、我々は、(13)式の経営者効用関数の中の変数である株主、債権者等の効用関数の中の \tilde{D} もまた、経営者の推定した分布(16)にしたがうことになる。

〔仮定3〕

今期の配当決定にかんする諸外部利害関係者 (株主、債権者等) の諸効用関数 v_2, v_3, \dots, v_N の変数 \tilde{D} は、すべて、留保利益に関する経営者の効用関数 v_1 の中の \tilde{D} とともに、経営者により推定された・真の今期減価償却費 \tilde{D} の・条件付確率分布(16)にしたがう。

この節での我々の目的は、「真の償却費」 \tilde{D} として、我々がすでに本稿で

提案した「貨幣犠牲にもとづく減価償却」を考えることが有用であることを説明することである。

「企業実体(entity)の目標は、本質的に、その支配下にある貨幣的資源をふやすことにあることを我々は知っている。というのは、非貨幣的資源が保有されているのは、未来において貨幣的資源を増加させないがためだからである⁽¹⁸⁾。この貨幣増殖目的からみて、経営者の効用関数 U (19式) 中の変数である「配当支払後留保利益」 $(y - \bar{D} - pd)$ が企業に残留する・今期の経営活動による・貨幣増分（又はその同等物）として明瞭に解釈されうるならば、その変数はその効用関数にとって直接的なレバンスをもつことは疑いない。しかし、現行の恣意的な減価償却計算の下で測定されたこの変数値はそのような意味をもつものとは考えられないのである。だから問題は、「真の償却費」(\bar{D}) の概念内容をいかなるものと規定すれば、上の変数 $(y - \bar{D} - pd)$ が「今期の貨幣増分（又はその同等物）」という解釈をあたえられるか、という点に帰着する。

一会計期間のあいだに、ある活動によって保有される貨幣量がふえたということの一つの意味は、「今期中何も活動しない」という経営政策（この場合には貨幣の増減なし）とくらべて、その特定の活動を行なったことによる後悔（つまり、それを行なわない方がよかった（残留する貨幣量が多かった）という後悔）がないことである。また、一会計期間のあいだに、当該活動により保有貨幣量がへったということの一つの意味は「今期中何もしない」という経営政策とくらべて、特定のその活動を今期行なう政策をとったことに後悔することである。以上を総合すると、当年度中に貨幣増減がなかった点、増減ゼロの水準は、最小後悔ゼロ点(minimum zero-regret point) をあらわす。この最小後悔ゼロ点は、「貨幣増殖目的」をもつ人にとって、彼の効用関数値の

(18) Yuji Ijiri, Theory of Accounting Measurement, *American Accounting Association*, 1975, p. 62.

原点（ゼロ点）となるに適した点である、といえよう。というのは、期末残留貨幣量がこの最小ゼロ点をこえる時、他の事情が同一なら満足が生ずるという意味で効用は正となり、それを下がる時、後悔が生ずるという意味で効用は負になることが自然だからである。

さて、今期の経営活動により、当年度首の新品固定資産は一年中古資産へと変化する。前者は取得価格 1,000、その取得時点において後者は 500 で購入しようと思えばできたと仮定する（第 1 表を見よ）。この場合、もしも「今年度中何もしない」という経営政策がとられたとすれば、新品資産でなくて一年中古資産を（2 年目以降のために）当年度首に 500 で買っておけば十分であったであろう。ゆえに、この政策の下では、現実の経営活動の下でよりも、設備財の購入にかんし $(1,000 - 500 =) 500$ の貨幣が節約されたはずである。つまり、「今年度中何もしない」のでなく、特定の活動をおこない、新品設備財を一年中古化したことは、今期 500 の貨幣量を設備について消費したに等しい。すなわち、今期の減価償却費控除前の純利益（第(13)式の y ）が今期の配当額 pd とともに、この「消費された貨幣」500をも（ \tilde{D} として）回収しえた時、はじめて後悔はストップする、と考えられる。 $y - 500 - pd < 0$ ならば、経営は「今年度中何もしない」という政策をとらなかったことを後悔するであろう（ただし、 pd は留めて考えている）。

このようにして、経営者の効用関数（(13)式）の中の変数 $(y - \tilde{D} - pd)$ にかんする「最小後悔ゼロ点」は、真の減価償却費 \tilde{D} を上のように我々の提案した「貨幣犠牲にもとづく減価償却」と定義した上で、

$$y - \tilde{D} - pd = 0 \quad (17)$$

となる点として定められうることがわかった。

われわれの例（第 1 表）での第 2 年度の償却費については、以下のように考えられる。2 年中古資産の新品取得時点における取得価格は、第 1 表によれ

ば、200 である。したがって、第1年度首から第2年度末までに $(1,000 - 200 =) 800$ の貨幣がこの設備財にかんし「消費された」のであり、この金額がこの2年間の収益合計から回収されないかぎり、経営の後悔はストップしない。ところで、第1年度には $(1,000 - 500 =) 500$ の償却費が計上されているのだから、第2年度において（後悔が止まる前に）回収を要求されるべき償却費は $(800 - 500 =) 300$ である。この金額は、新品取得時における、1年中古資産と2年中古資産との間の取得価格の差額に等しい。われわれが提案した償却計算は、まさにこの金額を今期の減価償却費に計上する。

このように、われわれの「貨幣犠牲にもとづく減価償却」として \bar{D} を定義すると、 \bar{D} は今期活動したことによる設備支出の増分なので、経営者の効用関数 U 中の「配当支払後留保利益」 $(y - \bar{D} - pd)$ は、ある意味で、企業に残留する・今期の経営活動による・貨幣増分とみなすことができる。この意味で、われわれの減価償却概念は、この効用関数に対してレバンスをもつ。

それに対して、慣行的な会計実務では、たとえば定額法又は定率法といった算術的公式によって毎期の減価償却費 (D') が算定される。これは、各年度中に当該設備財がどの程度現実に減価したかということとは切りはなされた、その財のいかなる現実をも記述しない数字である。さらに、実務における償却費計算は当該固定資産の耐用年数および残存価額という、二つの不確実な、未来現象にぞくする数字を使用している。そのことにより、実務上の減価償却費 (D') の無意味性、無内容性はますます高まるのである。具体的にいうと、経営者の効用関数 (U) の一変数としての「配当支払後当期留保利益」 $(y - \bar{D} - pd)$ において、 \bar{D} として実務上の減価償却額 D' を挿入したもの

$$y - D' - pd \tag{18}$$

は、まったくいかなる解釈もつかない数値である。まして、「残留貨幣額」という、効用関数（第13式）にとってレバントな意味内容をもつものではない。

い。具体的に言えば、(18)式の値がいくらになった時、経営者（および他の利害関係者達）が満足（正の効用値）を感じるべきであり、またそれがいくらに下がった時、彼等が不満足ないし後悔（負の効用）を抱くべきかが、論理的に導き出されえないのである。つまり、慣行的な減価償却データそのものは、我々の配当決定モデルへのインプット情報とはなりえない⁽¹⁹⁾。

では、コンベンショナルな減価償却費データを与えられた場合に、その下で経営者が我々の期待効用極大化モデルをつかって合理的に配当意思決定をおこなう場合に、その慣行的な会計データをいかにとり扱うべきかが問題となる。これについては次節で考察しよう。

最後に、上の説明により我々の提案した減価償却が、経営者の効用関数にたいして、関連性をもつことはわかったとしても、それは、収益と費用との適正な対応という伝統的アプローチとはずい分異なった特異な考察にもとづいていると感じられるかも知れない。何故、この伝統的アプローチによって減価償却

(19) この主張に対する反論として、現実においては、減価償却方法（さらには他の諸会計方法）は、インプット・データではなくて、経営者効用関数の極大化のために操作されるところの一つの「戦略変数」として、あつかわれている、と考えられるかも知れない。つまり、経営は次の式の解として、資金の予定回収額としての今期の償却費数値 (D') をきめようとする。

$$\max_p \max_d \max_{D'} U(v_1(y-D'-pd, \alpha^1), v_2(pd, y-D'-pd, \alpha^2), \dots, v_N(pd, y-D'-pd, \alpha^N)). \quad (I)$$

明らかに、任意の値 D に対して (D は我々が提案した「貨幣犠牲にもとづく減価償却」の金額をあらわす)、

$$\max_p \max_d \max_{D'} U \geq \max_p \max_d U(v_1(y-D-pd, \alpha^1), \dots, v_N(pd, y-D-pd, \alpha^N)). \quad (II)$$

(II) の両辺を D について期待値をとると、

$$\max_p \max_d \max_{D'} U \geq E_D \{ \max_p \max_d U(v_1(y-D-pd, \alpha^1), \dots, v_N(pd, y-D-pd, \alpha^N)) \} \geq \max_p \max_d E_D \{ U(v_1(y-D-pd, \alpha^1), \dots, v_N(pd, y-D-pd, \alpha^N)) \}. \quad (III)$$

かくして、(III) 式から、減価償却費を「現実」を写像する「情報項目」としてではなく、経営者の効用を極大ならしめるための「戦略変数」としてあつかう方が、

を研究しないのか。この問いにたいする答えは、一言にして言えば、収益費用対応という伝統的アプローチの根底にある考え方、すなわち、経営活動にともなう「効益」(benefit)と「犠牲」(sacrifice)とを両者間の因果関係に即して対応・比較するという思想は、原理的に成立不可能であることがわかって来たからである。このことを指摘したものとして、近年、すべての原価配分（したがってまた、原価配分に基礎をおいた損益計算）は、インプットとアウトプットとの間の因果関係にもとづいてそれを行おうとする限り、本質的に恣意的(arbitrary)だ、という説が、トーマスにより展開されて来た。この見解によれば、経営プロセスに投入された諸インプットは相互作用をおよぼしあうから、作り出されたアウトプットに対して各インプットが個々にどの程度貢献したか、したがってまた、各会計期間のアウトプットに対して、その期間に投入されたインプットが個々にどの程度貢献したか（つまり、どの程度のサービスを提供し、どれだけのサービスが期末に残留するか）は、根本的に識別不可能

その効用の最大期待値はいっそう大きくなることが証明されたかに見える。いいかえれば、会計理論として減価償却の新しい計算方法を考案するよりも、償却費を「戦略変数」としてあつかう現在の会計実務を放置しておく方が、経営者の最大効用期待値はいっそう高い、と結論されるかもしれない。しかし、このことを示す(Ⅲ)式はおそらく間違っている。というのは、(Ⅲ)の前段階である(Ⅱ)式において、左辺の U と右辺の U は同一と考えられているが、この点に誤りの可能性がある。おそらく、(Ⅱ)式の左辺の U の中の変数としての v_2, \dots, v_N の値は、その右辺の U の中の対応する $v_i (i=1, 2, \dots, N)$ の値よりも、はるかに低いはずである。何故なら、経営者が減価償却費データとして「情報」として無内容な値（戦略変数としてのみ意味のある数値）をレポートするならば、株主、債権者、等の外部利害関係者はそのような償却費を反映する留保利益数値を信用できなくなり、たぶんそれらの値を大幅に割引いてうけとるであろうからである。(Ⅱ)式左辺の v_i がこのように右辺の v_i よりも小さいならば、(Ⅱ)の不等式は成立するとはかぎらない。同一の p, d, D の値に対しては、左辺の $U <$ 右辺の U となるからである。ここから、(Ⅲ)式の成立も疑問視される。われわれの減価償却研究は、それゆえ、(Ⅲ)式はかならずしも常に成立しないという仮定に立っている。

である。それゆえに、これらの各個別のインプットの・そのアウトプットへの・貢献度に比例して、それらのインプットの原価をアウトプットに対して配分することは不可能である。このことは、何らかの単一の原価配分案を他の案よりも理論的にすぐれたものとして弁護することができないということの意味している。それ故に、コンベンショナルな、原価配分に基礎をおいた諸数字の恣意性⁽²⁰⁾が生じる。

インプットからアウトプットへの貢献度に即して、因果論的に原価配分や費用収益対応をおこなうことは原理的に不可能だとするトーマス説は正しい、と思われる。減価償却について具体的に言えば、たとえば今年度売上収益 1,000 万円は、即物的な意味では、今年度に販売された製品 1,000 個が結果したものだとしても、過去の諸年度にわたって同種製品を安定して供給してきたという成果によって、今期のその売上が可能となったという意味で、今期の売上はそれら過去の活動の貢献にも因果的に結合している。また、未来の諸年度にも継続して供給がなされるだろうという予測に立って、顧客がその今期の供給量 1,000 個を買ってくれたとすれば、今期の売上 1,000 万円は来期以降のこの企業の生産・販売活動にも因果的に結合しているのである。したがって、その生産のための設備財に関する費消（減価償却費）と今期の売上収益との関係について言えば、今期売上収益は過去・現在・未来のすべての期間の設備費消と因果的に結びついていて、設備原価の一部分だけを今期収益に関連づけるということとは、まったく不合理であることが明白となる。

こうして、現在の慣行的な原価配分は因果的（ないし貢献度に比例した）関連づけを行っていない（又行いえない）という意味では恣意的である。しかし

(20) A. L. Thomas, *The Allocation Problem in Financial Accounting Theory*, American Accounting Association, Evanston, Illinois 1969; —, *The Allocation Problem, Part Two*, American Accounting Association, Sarasota, Florida, 1974.

その原価配分は、情報利用者の諸意思決定とその基礎にある効用関数へのインプット情報としては役に立っている（又は立ちうるように改善される）かもしれない。つまり、因果的に正しい減価償却の測定はありえなくとも、効用関数にもっとも適合した、目的論的に有用なその測定はありうるかもしれない。このような効用関連性という見地から、慣行的な原価主義損益計算を新しく解釈しなおし、その後、現行の償却費データよりも高い効用関連性をもつと思われる減価償却計算のあり方を考察しようというのが我々の意図なのである。

8. 貨幣犠牲にもとづく減価償却の有用性(3)

——減価償却費計算をとりまく不確実性——

コンベンショナルな減価償却のもとでの経営者の（配当決定にかんする）効用期待値、および我々が提案する「貨幣犠牲にもとづく減価償却」のもとでのその効用期待値をそれぞれ計算する場合、我々は、当期「経営活動」を任意のものとして止めて考える。したがって、当期の「真の減価償却費」（確率変数 \tilde{D} ）がえがく確率分布は一通りに定まっている。その事前分布として、 \tilde{D} は n 個の異なる値 ($\tilde{D}_1, \tilde{D}_2, \dots, \tilde{D}_n$) を確率 (p_1, p_2, \dots, p_n) でとるものと仮定しよう。また、当期の経営活動をとりまく当期の「環境的諸条件」（第(3)式におけるパラメータ $\alpha^1, \alpha^2, \dots, \alpha^N$ ）もそれぞれ任意の値をとって固定されていると考える。そこで、経営者の効用関数を減価償却費という確率変数について期待値をとるという場合、その償却費の ($\tilde{D}_1, \tilde{D}_2, \dots, \tilde{D}_n$ のいずれが真実かが不確定だという) 変動はもっぱら測定エラーのみから生ずるものと考ええる。

我々の提案する減価償却のもとでのこの意味の最大効用期待値の方が、慣行的な減価償却の場合における最大効用期待値よりも大きいことが証明されたとすれば、任意の特定の「経営活動」と「経営環境」のペアの下でこの大小関係

が成立することから、あらゆる場合における我々の減価償却の優位性が証明されたことになる。

(1) 「貨幣犠牲にもとづく減価償却」の確率的変動

第 i 耐用期間におけるこの真なる減価償却額 (\tilde{D}) は、第(7)式で示したように、

$$\tilde{D} = E(s_i) = A^{i-1} - A^i \quad (19)$$

として求められる。(A^{i-1} および A^i は、当該固定資産を当企業が取得した時点における、 $i-1$ 年中古資産および i 年中古資産の購入価格をあらわす)。ところで、現実の市場においては一物一価の法則は成立しないのが普通だと思われるので、上の減価償却額 \tilde{D} を構成する2種類の中古品価格 A^{i-1} および A^i は、いずれも独自の頻度分布をえがく確率変数となる。したがって、その価格の差としての今年度の真なる減価償却費 \tilde{D} も、また一つの確率変数となることは言うまでもない。

〔例〕

A^{i-1} は (60, 70, 80) という価格をそれぞれ確率 (0.3, 0.5, 0.2) でとり、 A^i は (30, 40, 50) を確率 (0.5, 0.4, 0.1) でとるとしよう。さらに、 A^{i-1} と A^i とは確率的に独立であると(単純化のためにこの例にかぎり)仮定する。このとき、真の償却費 \tilde{D} とその確率は第2表のごとく計算される。

ゆえに、この例における第 i 年度の真なる減価償却額 (\tilde{D}) は、ベクトル (10, 20, 30, 40, 50) の各値を、次のベクトルの要素 (0.03, 0.17, 0.37, 0.33, 0.10) を順にその確率値としてとるところの、一つの確率変数である。

さて、会計データとして「貨幣犠牲にもとづく減価償却額」 D が報告され

(21) G. J. Stigler, The Economics of Information, *The Journal of Political Economy*, June 1961, pp. 219-20.

第 2 表

$D = E(S_i)$	確 率
60-50=10	$0.3 \times 0.1 = 0.03$
60-40	0.3×0.4
=70-50=20	$+0.5 \times 0.1 = 0.17$
60-30	0.3×0.5
=70-40	$+0.5 \times 0.4$
=80-50=30	$+0.2 \times 0.1 = 0.37$
70-30	0.5×0.5
=80-40=40	$+0.2 \times 0.4 = 0.33$
80-30=50	$0.2 \times 0.5 = 0.10$

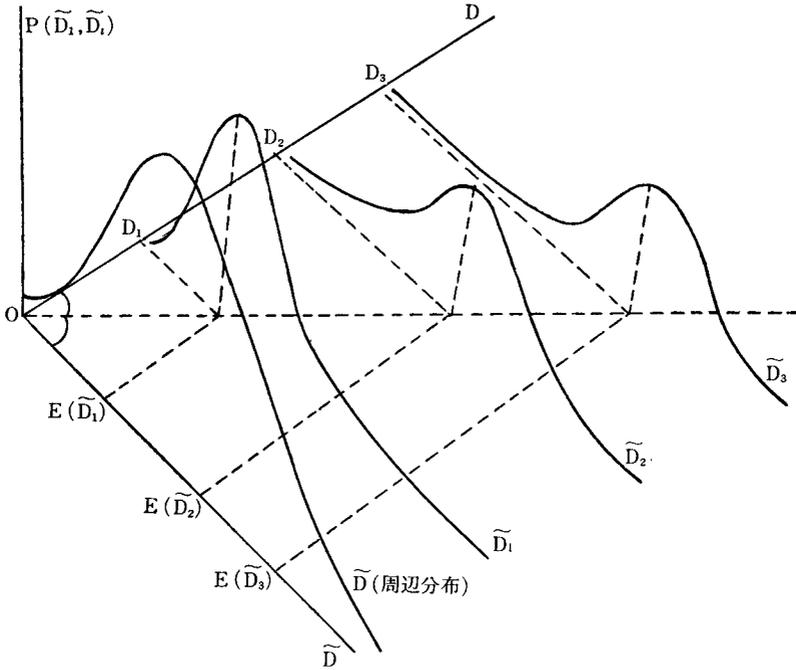
た時、真なる償却額 \tilde{D} の・その報告金額にもとづく・事後分布（上の第10式）が、 \tilde{D} の（所与の）事前分布からいかに導き出されるか。この点を次に解説しよう。

かなり妥当性をもった一つの仮説として、中古資産価格 A^i および A^{i-1} のチラバリのために「真の償却額 \tilde{D} 」が単一の数値ではなく、一つの分布として与えられた場合、しかもその \tilde{D}

がいかなる分布を描くかが企業にはわかっているが、経営者（および他の利害関係者）には不確定である（i.e., $\tilde{D}_1, \tilde{D}_2, \dots, \tilde{D}_N$ の N 通りの分布のどれかをとる）場合、各企業はその実際の分布の平均値 $E(\tilde{D}_i)$ を当期の単一数値としての減価償却費として報告するものと仮定しうる。そして、この仮定の下で定まる確率変数の組 $(\tilde{D}_i, E(\tilde{D}_i))$ がとる諸数値とその値をとる確率 $p(\tilde{D}_i, E(\tilde{D}_i))$ から定まる2次元確率空間は、各期間にわたって不変、すなわち「定常的」(stable)である、と仮定される。そして、経営者は、過去の経験等にもとづいて、かかる定常的2次元確率空間を心の中にもっている、と仮定される。この空間の有様を幾何的に示すと第1図のようである。（この図において、 \tilde{D} 軸上のカーブは、 \tilde{D} の事前分布（すなわち周辺分布）をあらわす。会計上の減価償却費 D_1 又は D_2 又は D_3 又は……が一つ与えられると、それに対応して、 \tilde{D}_1 又は \tilde{D}_2 又は \tilde{D}_3 又は……等の一つの事後分布が、第1図の各カーブで示された型として、定まってくる）。

我々の目的は、減価償却費 \tilde{D} の真の値にかんしてその報告値 D_i にもとづ

第 1 図



いて推定された事後分布 $p(\tilde{D}|D_i)$ にもとづいて、経営者の効用関数（上の第(13)式）

$$U(y - \tilde{D} - pd, pd)$$

の期待値——それを V であらわそう——をとることである。すなわち、

$$V = \int U(y - \tilde{D} - pd, pd) dp(\tilde{D}|D_i) \quad (20)$$

当期の純利益 (p) および配当分配比率 (d) は、(20)式を最大にするような値として同時的に決定される。

$$\hat{V} = \max_d \max_p \int U(y - \tilde{D} - pd, pd) dp(\tilde{D}|D_i) \quad (21)$$

そして我々は、この \hat{V} を、次に考察する慣行的な減価償却の下でのこの種

の最大効用期待値(\hat{W})——後述——と比較したい。

(2) 慣行的な会計制度のもとでの減価償却に関連した不確実性

現行の会計実務上の減価償却数値は、一般に、（経営の現実を写像する）「情報」としては無意味であり、（社会制度的に許容されているという意味で）「制度的合意」としては有意義である。このような分析視角に立って、慣行的な減価償却に関係してくる不確実性について考察しよう。

第1に、ブールディングが指摘しているように、現在の会計実務がつくりだすデータは「会計士の行なう儀式（ritual）の産物⁽²²⁾」である。つまり、会計士がかなり考慮を働かせようという点で恣意性をもった儀式である。ある個所で、彼は、会計実務がこのように儀式的性格をもつことを弁護して、次のように主張している。

「ある人間が、それに対する解答を現実には知らない問題に答えなければならない場合、儀式をやることは妥当な応え方である。これらの状況下での儀式は二つの機能をもつ。それは慰めをあたえる（comforting）ものである。（そして、未来にかんする大きな不確実性に直面した場合、慰めということは軽べつすべきではない）。そして、それはまた、行動のためには十分な解答である。」⁽²³⁾

かくして、会計実務を（かならずしも現実の正確な写像をもたらすものとしてでなく）恣意性をもった儀式として制度化することは、未来にかんする不確実性のもとで行動のために十分なデータをもたらす、とブールディングは考えるわけである。では、情報的意義はもたず、単に制度的意義のみをもつにすぎない会計データは、具体的には、いかなる行動にとって有用でありうるのか。

(22) Kenneth E. Boulding, *The Skills of the Economist*, Howard Allen, Inc., Cleverand 1958, p. 56.

(23) Kenneth E. Boulding, *Economics and Accounting : The Uncongenial Twins*, in *Studies in Accounting Theory*, eds. W. T. Baxter and S. Davidson, pp. 44-55, Richard D. Irwin, Inc., 1962, p. 53.

この点について、「会計測定⁽²⁴⁾の基礎にかんする委員会の報告」は、「活動援助会計」(operational accounting)と「持分決定会計」(equity accounting)とを区別する。「活動」における諸意思決定を援助する情報を供給する前者の会計においては、明らかに、情報として意義のないいかなるデータも有用性をもたない。しかし、「活動からの成果」を確定し、諸利害関係者へのその成果分配のための基礎として会計データを用いることを意図する後者の「持分決定会計」においては、そういう目的にデータを用いることが認可されていることが大切である。かかる認可によって、当該会社にたいして諸利害関係者達⁽²⁵⁾がもつところの諸持分を秩序正しくかつ公平に決定することが可能になる。ここから、持分決定会計では、「完全に恣意的で、いかなる意思決定にとっても役に立たない測定過程でも、もしもすべての利害当事者達が彼等の持分決定をそれにもとづかせることに同意するならば、非常に有用でありうる。」

かくして、慣行的会計実務が不確実性に対処するために用いる方策は、いくつかの会計方法を慣習的又は法的に認可し制度化することである。そしてこの制度化の・経営者（および他の諸利害関係者）にとっての・メリットの一つは、それら制度的に承認されていない会計方法を会社が用いたとすれば生ずるのであるう社会的反対や摩擦にさいして、それを克服するのに要したであろう貨幣支出——その見積り最小値を C としよう——が回避されうる点にある。このことをつうじて、制度的に認可された任意の減価償却方法 (D) を用いた場合の経営者の効用値 (U) は、認可されていない任意の減価償却方法 (D') が採用された場合の効用値よりも、その効用関数中の一変数としての「配当支払後留保利益」が最小限 C だけ、ヨリ大きい（その摩擦回避損失が当期までに費用又は損失として留保利益にチャージされていると仮定して）ことに対応し

(24) Committee on Foundations of Accounting Measurement, Report of the Committee on Foundations of Accounting Measurement, *op. cit.*

(25) *Ibid.*, p. 34.

て——他の事情にして等しいとすれば——一層大となるであろう。

我々が本稿で提案している「貨幣犠牲にもとづく減価償却」は、勿論、制度的にまだ認可されていない。けれども、我々は、その会計方法も、一般に承認されている諸減価償却方法と同様に、すでに制度的承認をあたえられているという仮定に立って話を進めたい。したがって、この制度的承認の有無による優劣ということは無視される。その理由は、我々は今すぐ（摩擦のある中で）会社が我々の提案を実施することを主張しているわけではなくて、制度的にそれが承認されるべきか否かを議論しているのだからである。⁽²⁶⁾

第2に、ある減価償却額（あるいは広く「ある任意の費用金額」）が、たとえ情報的意義はないとしても、「制度的合意」を与えられているということの第2番目の意義は、当期収益として流入した資金のうちでその費用金額に対応する部分が（当期純利益としてあらわれないことにより）外部へ分配不能として企業内に留保されることにある。つまり、それだけの「収入留保」が制度的に承認される。そして、採用される減価償却方法いかんにより、今期に達成されるこの種の「収入留保」額は変化する。問題は、この変化ないし差異が経営者の効用関数（ U ）の値を変化させるか否かである。

経営者およびその他の利害関係者が（ベイジアンな決定理論の意味で）「合理的に」行動するものと仮定しよう。この仮定の下では、各利害関係者が会計報告の上で「制度的に許可された収入留保額」としての慣行的な減価償却額（ D' ）をレポートされた時、その金額がそれ自体として「真に当企業内に分配不能として拘束・留保されるべき収入額」としての真の減価償却額（ \bar{D} ）であるとは彼等は考えないであろう。配当の基礎、賃上げや価格引下げの原資として彼等の意思決定の中で考慮されるべきものは、いうまでもなく、後者の「真

(26) その償却方法が承認されるに足るメリットをもつことが理論的に十分に示されるならば、この方法の社会的認可をうるためのキャンペーン・コストや認可にさいしての社会的摩擦克服のコストは、おそらく、無視しうる大きさへと縮少するであろう

に留保されてあるべき収入」を全収益から引いた残余としての「真に分配可能な余剰収入」としての「真実の当期純利益」である。このように彼等にとって必要な「真に留保されてあるべき収入」にかんして、彼等は一つの事前確率分布 $p(\tilde{D})$ をもっていると考えられる。(簡単化のため、すべての利害関係者達は同一の事前分布および——後述の——事後分布をもつものと経営者が想定している、と仮定される)。今、会計報告上の制度的な減価償却額 (D') が与えられた場合、それを証拠として用いつつ、各利害関係者はペイズの改訂により、上の事前分布を

$$p(\tilde{D}|D') \tag{21}$$

という事後分布へと修正するであろう。この状況の下で、経営者は、この確率分布(21)による自己の効用関数(第19式)の期待値

$$W = \int u(y - \tilde{D} - pd, pd) dp(\tilde{D}|D') \tag{22}$$

を考える。そして、この W の値を最大にするような値として、当期純利益額 (p) および当期の配当分配率 (d) を決定するであろう。

$$\hat{W} = \max_d \max_p \int u(y - \tilde{D} - pd, pd) dp(\tilde{D}|D') \tag{23}$$

では、上のパラグラフで導入された、「真に企業内に留保されてあるべき収入額」 \tilde{D} とは、具体的には、いかなる情報内容をもった、いかなる金額をいうのであろうか。企業の活動成果の・諸利害関係者への・分配にかんする意思決定にさいして、企業内に真に(分配不能として)留保されるべき収入とは、当期の収入稼得活動を遂行するために惹起せしめられたと合理的に解釈される支出金額に他ならない。何故なら、この金額を回収して、はじめて、残余の超過収入は、期首の投下貨幣資本を保持してなおあまりある部分として特徴づけられうるのだからである。そして、われわれが提案した「貨幣犠牲にもとづく減価償却」は、正に上の解釈に適合した数値なのである。

（当期収益に合目目的に関連した設備支出部分）＝（貨幣犠牲にもとづく減価償却額）＝（〔設備との関連で〕企業内に分配不能として真に留保されてあるべき収入部分）(24)

この(24)式が示すように、上の(21)式における \bar{D} （＝「貨幣犠牲にもとづく減価償却額」）は、(23)式における \hat{D} （＝真に留保されるべき収入部分）と同一金額と考えられうる。この意味で、 \hat{V} と \hat{W} とは比較可能となるのである。

9. 貨幣犠牲にもとづく減価償却の有用性(4)

—慣行的減価償却のもとでの効用期待値と「貨幣犠牲にもとづく減価償却」のもとでの効用期待値との比較—

ここで問題となっている2種類の効用期待値は、上の(21)式と(23)式により一応あたえられている。しかし、この二つの式をそのまま相互に比較することは、次の理由から、正しくない、と我々は考える。

(21)式と(23)式とを直接に相互比較するということは、上の各々の種類の減価償却費データが報告された各場合の・その報告データを部分的証拠として導き出された・(\bar{D} にかんする)確率分布 $p(\bar{D}|D_i)$ と $p(\bar{D}|D')$ を、それぞれ妥当なものとして受け入れ、その各々の分布にもとづき計算された最大効用期待値を相互に比較する、ということの意味している。いいかえると、この比較は、各データの下で経営者が実際に感ずるであろう平均的満足をくらべていることになる。この手続にかんする我々の疑問点は、事後確率分布 $p(\bar{D}|D')$ は、現在の情報的に無意義な慣行的減価償却額 (D') を基礎として導出された分布だという意味で、 \bar{D} の平均値 D_i が現実にレポートされ、それを拠りどころとして推定された \bar{D} の事後分布 $p(\bar{D}|D_i)$ よりも明らかに一層不正確だという点にある。

$p(\bar{D}|D')$ が相対的に一層不正確だということは、その不正確な分布にもと

づいて計算された経営者の効用期待値 (23式) が、あとでふりかえってみると、「誤った一時的満足」を表現するにすぎないことがありうることを示す。

第 3 表

[例]

D	20	30	40	50
$p(\bar{D} D_i)$	0.1	0.1	0.3	0.5
$p(\bar{D} D')$	0.05	0.7	0.2	0.05

この例において、さらに今年度の (税引後) 減価償却費差引前純利益 (y) は 100 で、これは確定的な単一数値として与えられている、と仮定しよう。すると、配当支払後留保利益額は、

$$y - \bar{D} - pd = 100 - \bar{D} - pd \quad (25)$$

この(25)式の留保利益額および第3表に示された事後確率分布 $p(\bar{D}|D_i)$ および $p(\bar{D}|D')$ を最大効用期待値式(21)および(23)に挿入することにより、(21)および(23)の値を最大にするという意味で) 最適な「当期利益」 p と「当期配当比率」 d を計算する。かりに、(21)式におけるそれら (p^* と d^* であらわそう) は

$$p^* = 50$$

$$d^* = \frac{2}{3}$$

とする。また、(23)式におけるそれら最適値 (p^{**} および d^{**} であらわそう) は、

$$p^{**} = 70$$

$$d^{**} = \frac{3}{4}$$

であるとしよう。したがって、当期配当額は、それぞれ、(p^*d^*) 33.3および ($p^{**}d^{**}$) 52.5 となる。なお、 $p^* < p^{**}$ であるのは、第3表からわかる

ように、慣行的な減価償却費 D' があたえられた時の「正しい償却費」にかんする分布 $p(\tilde{D}|D')$ の「なみ値」(30) が、「貨幣犠牲にもとづく減価償却」 D_i の平均値が与えられた時の \tilde{D} の分布 $p(\tilde{D}|D_i)$ における「なみ値」(50) よりも低いことを部分的に反映している。

さて、この例において、たまたま、第(2)式(\hat{V}) < 第(3)式(\hat{W})であったとしよう。ところで、この例からわかるように、一層正しい償却費分布 $p(\tilde{D}|D_i)$ の下で考えると、(この場合に採用される)慣行的な減価償却費データが報告された場合に決意される最適な配当支払額 ($p^{**} d^{**}$)52.5 は(ヨリ正しい分布の下での)推定純利益50を超過している。もちろん、配当額は当期純利益をくわえた留保利益の全体から支払われればよいのであり、それが当期純利益をつねに下まわっていることは不可欠ではない。しかし、このような留保利益に食いこむ配当支払の結果として、この償却されつつある設備財が将来急速に能率低下をおこし除却された場合、その除却損失をその時の留保利益はカバーしえないという事態に立ち到るかもしれない。実際、「真なる償却費」 \tilde{D} にかんする比較的正確な分布 $p(\tilde{D}|D_i)$ の下での「なみ値」(50) が他方の分布でのそれ(30) よりも大きい原因は、この設備財は使用開始後少したって急に作業能率の低下をひきおこすために、耐用期間の初期である今期にかんするその中古品価格の低下(差額)が(50という)予想外に大きいものとなった、ということがありうる。この仮定が今のケースにあてはまるとすると、結局、減価償却方法の優劣の判定のための「効用期待値の比較」にさいして、その一方の期待値(コンベンショナルな会計データにかんするもの)を一層不正確な分布 $p(\tilde{D}|D')$ にもとづかせ、いわば「誤った一時的な平均的満足度」を計算することの弊害として、その設備財をとりまく現在および未来の状況が正しく確率分布パターンにおこまれないために、その効用値比較により下された意思決定(や推定)が将来に思わざる不利益を招くことがあることがわかった。

以上の説明からわかるように、慣行的な減価償却方法と私の提案する方法との正しい優劣比較のためには、その各方法のもとでの諸効用期待値はすべて同一の、あたうる限り最も正しい・真の償却にかんする・確率分布——それは我々の場合においては $p(\tilde{D}|D_i)$ である——にもとづいて計算されなければならない。この時にも、事後的な訂正の必要のない「平均的満足度」を指示する諸効用期待値が測定されるのである。

したがって、我々は、慣行的な任意の減価償却方法のもとでの効用期待値として、上の(23)式のかわりに

$$\hat{W} = \int u(y - \tilde{D} - p^{**}d^{**}, p^{**}d^{**}) dp(\tilde{D}|D_i) \quad (24)$$

(p^{**} と d^{**} は(23)式を満足する p および d の値を示す)

を考えなければならない。この \hat{W} が、慣行的減価償却費データが会計報告の一部として提供されたときに経営者が感ずるはずの(「感ずべき」)正しい平均的満足度を示すのである。我々の目的は、この \hat{W} と、我々の提案する償却方法の下での「正しい」効用期待値をあらわす(21)式の \hat{V} とを比較することである。

いま、(21)式を満足する推定利益額 (p) および配当支払比率 (d) を p^* および d^* とすると、一般に $p(\tilde{D}|D_i)$ の分布パターンは $p(\tilde{D}|D')$ のそれと完全には合致しないから、一般に、

$$\left. \begin{aligned} p^* &\neq p^{**} \\ d^* &\neq d^{**} \end{aligned} \right\} \quad (25)$$

である。ゆえに、(21)式から出発して、

$$\begin{aligned} \hat{V} &= \max_d \max_p E[U|p(\tilde{D}|D_i)] = \int U(y - \tilde{D} - p^*d^*, p^*d^*) dp(\tilde{D}|D_i) \\ &\geq \int U(y - \tilde{D} - p^{**}d^{**}, p^{**}d^{**}) dp(\tilde{D}|D_i) \end{aligned}$$

$$= \hat{W} \text{ (24より)} \quad (26)$$

このようにして、上述の論述の全体にふくまれていた幾つかの仮定の下で、我々の提案する「貨幣犠牲にもとづく減価償却」データは、経営者の利益分配（配当）意思決定にさいして、慣行的な任意の減価償却情報のもとでもよりも、いっそう大きな効用期待値を実現しうることが証明された。この意味において我々の提案する減価償却方法は、いかなる慣行的な減価償却方法よりもすぐれていると言えるであろう。

10. 結 論

要するに、我々は、新しい、「貨幣犠牲」にもとづく減価償却方法とその理論を展開した。この技法は、慣行的な会計システムの基礎を形成している「歴史的取得犠牲」という概念にもとづいている。その提案された減価償却方法は、第 i 年度の減価償却費を、 $i - 1$ 年中古資産と i 年中古資産の（当該資産の実際取得時点における）歴史的取得価格の間の差額として計算するのであるから、いかなる予測も必要ではないのである。だから、この計算により求められる減価償却測定値は、慣行的なそれよりも一層確実に信頼しうる数値である。それにくわえて、それらの償却費数値は、後者よりも一層明瞭で、一層有意義な意味内容（semantic contents）をもっていることが説明された。これらの2点から見て、我々が提案した減価償却費数値は、会計情報の利用者達にとっていっそう大きな有用性をもつ可能性があるといえよう。この有用性の問題についてさらに深く研究するために、我々は、株主、債権者等々の多種類の諸利害関係者達の効用をすべて反映するものとしての、経営者の効用関数を定義した。そして、経営者が、この効用関数の期待値の極大化を目的として経営成果分配——とくに配当支払にかんする意思決定——をおこなうさいに、我々の

提案した「貨幣犠牲にもとづく減価償却」の情報がレポートされた場合のほうが、現在の慣行的な減価償却データが与えられる場合よりも大きい効用期待値が達成されること、その意味で前者の減価償却のほうが一層大きい有用性をもつこと、をいくつかの仮定にもとづいて、論理的に証明したのである。

日本の国際的企業(製造業)リスト

吉原英樹

1. 国連報告書の多国籍企業

日本の多国籍企業の調査や研究を発展させるためには、日本の多国籍企業とは具体的にどのような企業をさすかが明らかになっていることがのぞましい。日本の多国籍企業リストを作成するというわたしの試みは、このような理解のうえになされており、そのようなリストは、日本における多国籍企業研究の発展に役立つものと信じている。

日本の多国籍企業を選定するにあたり、まず、国連報告書における多国籍企業をみておくことにしたい。というのは、国連報告書では、世界の多国籍企業の会社名が具体的に示されているからであり、また、その報告書は多国籍企業⁽¹⁾にかんして各方面でなされる論議に大きな影響をおよぼしているからである。

国連報告書では、多国籍企業とは、工場、鉱山、販売事務所などを二カ国（ただし、本社所在国をふくめて）以上において支配する企業として定義されている⁽²⁾。この定義にかんしてはつぎの二点を特徴として指摘できる。第1に、企業の規模については何ものべていない。第2に、多国籍企業を選定基準として、

(1) 国連の多国籍企業にかんする報告書としては、つぎの二つがある。このうち、世界の多国籍企業の会社名を具体的にあげているのは、1973年に刊行された事務局レポートとよばれているほうである。

Multinational Corporations in World Development, United Nations, 1973.
外務省監修『多国籍企業と国際開発』国際開発ジャーナル社、1973年。
The Impact of Multinational Corporations on Development and on International Relations, United Nations, 1974.

(2) 『多国籍企業と国際開発』（前掲）、11ページ。

比較的ゆるやかな資格要件しか要求していない。

ところが、世界の主要な多国籍企業（鉱工業）を実際に選定するときには、年間売上高10億ドル（1971年における）という条件を追加して、これと1カ国以上に海外直接投資を実施しているというさきほどの条件とを満足する企業211社が世界の主要な多国籍企業とされ、それぞれの企業の売上高、海外比率（売上高、生産高、資産、利益、従業員数）、海外子会社設立国数あるいは海外子会社数が明らかにされている。それら211社のなかには日本企業16社がふくまれており、その会社名は表1に示されているとおりである。

表1 国連報告書における日本の多国籍企業16社の会社名

1. 新日本製鉄	9. 住友金属工業
2. 日立製作所	10. 神戸製鋼所
3. トヨタ自動車工業	11. 三菱電機
4. 三菱重工業	12. 大洋漁業
5. 日産自動車	13. 石川島播磨重工業
6. 松下電器産業	14. 川崎製鉄
7. 東京芝浦電気	15. 出光興産
8. 日本鋼管	16. 三菱化成工業

さて、国連報告書の多国籍企業リストで特徴的なことは、そこに掲載されている企業とその順位が、米国の雑誌『フォーチュン』の世界の企業ランキング表のそれと同じであることである。このことは、国連の多国籍企業の定義が広義であり、1カ国以上に海外直接投資を実施しているという条件しか要求しないために、世界ランキング表に顔を出すほどの大企業であればほとんど多国籍企業としてとりあつかわれることになるために生じている。したがって、国連報告書の広義の定義のもとでは、多国籍企業イコール巨大企業ないし大企業ということになってしまう。

国連の定義は、国連の意図に合致するようにつくられており、その意図のためには有用であろう。しかし、同じく巨大企業あるいは大企業であっても、国

際的な経営活動をとくに活発に行なっている企業とそうでない企業とがあり、それらを区別して研究することはしばしば有用である。そのような研究意図にとっては、国連の定義では不十分である。

2. ハーバード・グループの多国籍企業

2.1. 米国の多国籍企業

多くの企業のなかから多国籍企業をリストアップするためには、つぎのような一連の知的ならびに肉体的な作業を実施する必要がある。まず、多国籍企業とはどういう企業であるかを概念的に定義する。つぎに、その概念的定義を操作的定義ないし定量的定義のかたちで表現し直して、データとむすびつくようにする。そして、既存の資料を分析したり、調査を実施したりして、多くの企業のなかから、その操作的定義にあてはまる企業を選び出す。

このような一連の選定作業を実施して、米国の多国籍企業（鉱工業）として187社をリストアップしたのは、あの有名なハーバード多国籍企業プロジェクトの研究グループである。⁽³⁾日本の多国籍企業の選定作業をすすめるにあたり、つづいて、このハーバード・グループの選定作業をみておくことにしたい。

ハーバード・グループのリーダーのバーノン (Raymond Vernon) は、概念的には、多国籍企業とはつぎのような一連の特徴をもつ企業であるという。⁽⁴⁾

1. それは、大企業である。
2. それは、輸出や技術ライセンスなどの国際経営活動を行なうだけでなく、そのことに加えて、海外生産をも大々的に遂行している。
3. 海外製造子会社、海外販売子会社などの海外子会社は、地理的にかなり

(3) ハーバード多国籍企業プロジェクトのくわしいことについては、つぎを参照。井上忠勝稿「ハーバード大学におけるフォード財団の援助による多国籍企業プロジェクトについて」『経済経営研究』22号（I）、1972年、105—155ページ。

(4) Raymond Vernon, *Sovereignty at Bay: The Multinational Spread of U.S. Enterprises*, Basic Books, 1971. 霍見芳浩訳『多国籍企業の新展開——追いつめられる国家主権——』ダイヤモンド社、昭和48年、4—5ページ。

広範囲に分布している。

4. それは、多数の海外子会社をもつ親会社であり、それらの海外子会社を一つの共通の経営戦略のもとで統括——統括の方法や程度には企業によって差があるが——している。
5. 親会社と海外子会社は、資金、技術、人材、情報、販売網、トレードマークなどの経営資源の共通のプールを利用している。

つぎに、バーノンらは、この概念的定義をもとにして、⁽⁵⁾ 多国籍企業とは、操作的に定義すれば、つぎの三つの基準を満足する企業であるという。

1. 雑誌『フォーチュン』に掲載の米国の鉱工業最大 500 社のリストにふくまれていること (1963年または1964年現在で)。
2. 自社 (親会社) の出資比率が25%以上である海外製造子会社を 6 カ国以上にもっていること (1963年末現在で)。
3. 他の企業の子会社でないこと。

そして、最終的には、これら三つの基準を満足する 187 社が、米国の多国籍企業としてリストアップされたのである。参考までにその 187 社の会社名を示すと、表 2 のとおりである。

2. 2. 米国以外の国の多国籍企業

ハーバード・グループは、以上のようにして米国の多国籍企業を選定したあとで、米国以外の国に本社をもつ多国籍企業、すなわち非米系多国籍企業を選定している。つぎにそれをみることにしたい。

彼らが非米系多国籍企業を選定するために採用した基準は、つぎのとおりである。すなわち、つぎの三つの基準のいずれかに該当するものが、非米系多国

(5) James W. Vaupel & Joan P. Curhan, *The World's Multinational Enterprises: A Sourcebook of Tables Based on a Study of the Largest U.S. and Non-U.S. Manufacturing Corporations*, Division of Research, Graduate School of Business Administration, Harvard University, 1973, P. 2.

表2 ハーバード・グループの選定した米国の
多国籍企業（鉱工業）187社の会社名

Abbott Laboratories
ABEX Corporation
Addressograph-Multigraph Corporation
Allied Chemical Corporation
Allis-Chalmers Manufacturing Company
Aluminum Company of America
American Can Company
American Cyanamid Company
American Home Products Corporation
American Machine & Foundry Company
American Metal Climax, Incorporated
American Smelting and Refining Company
American Standard
Archer-Daniels-Midland Company
Armco Steel Corporation
Armour & Company
Armstrong Cork Company
Atlas Chemical Industries, Incorporated

Beatrice Foods Company
Beech-Nut Life Savers, Incorporated
Bendix Corporation
Black & Decker Manufacturing Company
Borden Company
Borg-Warner Corporation
Bristol-Myers Company
Brunswick Corporation
Budd Company
Burlington Industries, Incorporated

Cabot Corporation
Campbell Soup Company
Carborundum Company
Carnation Company
Caterpillar Tractor Company
Celanese Corporation
Champion Spark Plug Company
Chemtron Corporation
Chesebrough-Pond's Incorporated
Chicago Pneumatic Tool Company

Chrysler Corporation
Cities Service Company
Clark Equipment Company
Clevite Corporation
Coca-Cola Company
Colgate-Palmolive Company
Combustion Engineering, Incorporated
Container Corporation of America
Continental Can Company, Incorporated
Continental Oil Company
Corn Products Company
Corning Glass Works
Crane Company
Crown Cork & Seal Company, Incorporated

Dana Corporation
Deere & Company
Del Monte Corporation
Dow Chemical Company
Dresser Industries, Incorporated
E.I. du Pont de Nemours & Company

ESB Incorporated
Eastman Kodak Company
Eaton, Yale & Towne, Incorporated
ELTRA Corporation
Emhart Corporation
Engelhard Minerals and Chemicals Corporation

FMC Corporation
Federal-Mogul Corporation
Federal Pacific Electric Company
Firestone Tire & Rubber Company
Ford Motor Company
Foremost-McKesson, Incorporated
Fruehauf Corporation

General American Transportation Corporation
General Dynamics Corporation
General Electric Company
General Foods Corporation
General Mills, Incorporated

General Motors Corporation
General Telephone & Electronics Corporation
General Tire and Rubber Company
Genesco Incorporated
Gillette Company
Glen Alden Corporation
B.F. Goodrich Company
The Goodyear Tire & Rubber Company
W.R. Grace & Company
Gulf Oil Corporation

H.J. Heinz Company
Hercules, Incorporated
Hobart Manufacturing Company
Honeywell, Incorporated
Hoover Company
Hygrade Food Products Corporation

Ingersoll-Rand Company
Interchemical Corporation
International Business Machines Corporation
International Harvester Company
International Packers Limited
International Paper Company
International Telephone & Telegraph Corporation

Johns-Manville Corporation
Johnson & Johnson
Joy Manufacturing Company

Kaiser Industries Corporation
Kellogg Company
Kendall Company
Kimberly-Clark Corporation
Koppers Company, Incorporated

Libby, McNeill & Libby
Eli Lilly & Company
Litton Industries, Incorporated
Lockheed Aircraft Corporation

P.R. Mallory & Company Incorporated

Maremont Corporation
Martin Marietta Corporation
Merck & Company, Incorporated
Miles Laboratories, Incorporated
Minnesota Mining and Manufacturing Company
Mobil Oil Corporation
Monsanto Company

National Biscuit Company
National Cash Register Company
National Dairy Products Corporation
National Distillers & Chemical Corporation
National Lead Company
Norton Company

Olin Mathieson Chemical Corporation
Otis Elevator Company
Owens-Corning Fiberglas Corporation
Owens-Illinois, Incorporated

Parke, Davis & Company
Pennsalt Chemicals Corporation
PepsiCo, Incorporated
Pet Incorporated
Chas. Pfizer & Company, Incorporated
Phelps Dodge Corporation
Philip Morris Incorporated
Phillips Petroleum Company
Pillsbury Company
Pittsburgh Plate Glass Company
H.K. Porter Company, Incorporated
Procter & Gamble Company
Purex Corporation, Limited

Quaker Oats Company

Radio Corporation of America
Ralston Purina Company
Raytheon Company
Revlon, Incorporated
Reynolds Metals Company
Rheem Manufacturing Company

Richardson-Merrell, Incorporated
H.H. Robertson Company
Rockwell Manufacturing Company
Robm & Haas Company

SCM Corporation
St. Regis Paper Company
Schering Corporation
Scott Paper Company
Scovill Manufacturing Company
Simmons Company
Singer Company
Smith Kline & French Laboratories
Sperry Rand Corporation
A.E. Staley Manufacturing Company
Standard Brands, Incorporated
Standard Oil Company of California
Standard Oil Company (Indiana)
Standard Oil Company (New Jersey)
Stauffer Chemical Company
Sterling Drug, Incorporated
Studebaker-Worthington, Incorporated
Sunbeam Corporation
Swift & Company

TRW Incorporated
Texaco Incorporated
Texas Instruments Incorporated
Time Incorporated
The Timken Roller Bearing Company

Union Carbide Corporation
UNIROYAL, Incorporated
United Merchants & Manufacturers, Incorporated
United Shoe Machinery Corporation
Upjohn Company

Warner-Lambert Pharmaceutical Company
Westinghouse Air Brake Company
Westinghouse Electric Corporation
Weyerhaeuser Company
Wm. Wrigley, Jr. Company

籍企業とされた。⁽⁶⁾

1. それは、雑誌『フォーチュン』に掲載の米国以外の国の鉱工業最大 200 社のリストにふくまれている企業である (1970年現在で)。
2. 上記のフォーチュン誌のリストにはふくまれていないが、そのリストにふくまれている企業と同じ程度の売上高をもつ製造企業12社を追加する。
3. 日本の6大商社、西ドイツの2社、第二次大戦後に解体された日本の6大財閥のそれぞれの本社、これら3種類の企業14社を追加する。

これらの三つの基準によって選定された非米系多国籍企業 226 社のうち、日本の多国籍企業は67社である。参考までにそれら 226 社の会社名を示すと、表 3 のようになる。

さて、ハーバード・グループによる米国の多国籍企業の選定と非米系多国籍企業の選定とを比較すると、その選定基準に大きい相違のあることがわかる。米国の多国籍企業の選定にあたっては、海外製造子会社6カ国以上という条件があるのに、非米系多国籍企業の選定のときには、そのような海外生産にかんする条件はみられない。選定基準のこの相違は、どのように考えればよいであろうか。

米国の多国籍企業の選定と非米系多国籍企業の選定を同一の基準にもとづいて選定するために、ハーバード・グループは、つぎの新しい基準を設定している。⁽⁷⁾

1. 1967年における売上高が4億ドル以上であること。
2. 1968年1月1日現在において、自社(親会社)の出資比率が25%以上の海外製造子会社を6カ国以上もっていること。

そして、この新しい基準にもとづいて、米国の多国籍企業 133 社と非米系多国籍企業 128 社が選定されている。ハーバード・グループでは、これらの 261

(6) Vaupel & Curhan, *The World's Multinational Enterprises (op. cit.)*, pp. 2-3.

(7) *Ibid.*, p. 3.

表3 ハーバード・グループの選定した非米系多国籍企業226社の会社名

Allgemeine Electricitats-Gesellschaft AEG-Telefunken	Germany
Ste Nationale Industrielle Aerospatiale	France
Agfa-Gevaert A.G.	Germany-Belgium
L'Air Liquide	France
AKZO (N.V.)	Netherlands
Alcan Aluminium Limited	Canada
Allied Breweries Limited	United Kingdom
Swiss Aluminum Ltd. (Alusuisse)	Switzerland
Societe Anonyme des Acieries Reunies de Burbach-Eich-Dudelange (ARBED)	Luxemburg
Asahi Chemical Industry Co., Ltd.	Japan
Asano Honsha	Japan
Allmanna Svenska Elektriska Aktiebolagets (ASEA)	Sweden
Associated British Foods Ltd.	United Kingdom
Ataka & Co. Ltd.	Japan
A. Johnson & Co. H.A.B.	Sweden
Badische Anilin & Soda-Fabrik Aktiengesellschaft (BASF)	Germany
Bass Charrington Brewers Limited	United Kingdom
Farbenfabriken Bayer Aktiengesellschaft Leverkusen	Germany
Beecham Group Limited	United Kingdom
Broken Hill Proprietary Company, Limited	Australia
Bayerische Motoren Werke Aktiengesellschaft Munchen	Germany
Bosch (Robert) GMBH	Germany
Boussois Souchon Neuvesel	France
Bowater Corporation Ltd.	United Kingdom
Bridgestone Tire Company Ltd.	Japan
British-American-Tobacco Company Limited	United Kingdom
British Insulated Callender's Cables, Limited	United Kingdom
British Leyland Motor Corporation	United Kingdom
British Oxygen Company, Ltd.	United Kingdom
British Petroleum Company, Limited	United Kingdom
British Steel Corporation	United Kingdom
Brooke Bond Liebig Ltd.	United Kingdom
Brown, Boveri & Cie in Baden	Switzerland
Buderussche Eisenwerke	Germany
Burmah Oil Company, Limited	United Kingdom
Cadbury Schweppes Limited	United Kingdom
Canada Packers, Limited	Canada
Charbonnages de France	France

Ciba-Geigy Limited	Switzerland
Compagnie Francaise des Petroles	France
Compagnie Generale d'Electricite	France
Societe Anonyme Andre Citroen	France
J & P Coats Patons & Baldwins Ltd.	United Kingdom
Cockerill-Ougree-Providence et Esperance-Longdoz, S.A.	Belgium
Consolidated Gold Fields Limited	United Kingdom
Consolidated Tin Smelters Limited	United Kingdom
Continental Gummi-Werke Aktiengesellschaft	Germany
Courtaulds, Limited	United Kingdom
Colonial Sugar Refining Co., Ltd.	Australia
Daimler-Benz A.G.	Germany
DeBeers Consolidated Mines, Limited	South Africa
Degussa	Germany
Delta Metal Company Limited	United Kingdom
Distillers Company, Limited	United Kingdom
Distillers Corporation-Seagrams, Limited	Canada
Domtar Limited	Canada
DSM NV Nederlandse Staatsmijnen	Netherlands
Dunlop Company Limited	United Kingdom
Enterprise de Recherches et D'Activites Petrolieres (E.R.A.P.)	France
EMI Limited	United Kingdom
ENI	Italy
Telefonaktiebolaget LM Ericsson	Sweden
I.G. Farben AG	Germany
Feldmuhle Aktiengesellschaft	Germany
Fiat Societa per Azioni	Italy
Friedrich Flick K.G.	Germany
Fujitsu Limited	Japan
Furukawa Electric Company, Ltd.	Japan
Gelsenberg Aktiengesellschaft	Germany
The General Electric Company, Limited	United Kingdom
Granges Aktiebolag	Sweden
Guest, Keen and Nettlefolds Limited	United Kingdom
Gutehoffnungshutte Aktienverein	Germany
Hawker Siddeley Group Limited	United Kingdom
Henkel GMBH	Germany
Hindustan Steel Limited	India

Hitachi Ltd.	Japan
Hitachi Shipbuilding & Engineering Co., Ltd.	Japan
Farbwerke Hoechst Aktiengesellschaft	Germany
Hoesch Aktiengesellschaft	Germany
F. Hoffmann-LaRoche & Co. Aktiengesellschaft	Switzerland
Honda Motor Company Ltd.	Japan
Koninklijke Nederlandsche Hoogovens en Staalfabrieken N.V.	Netherlands
Idemitsu Kosan Co. Ltd.	Japan
Imperial Chemical Industries Limited	United Kingdom
Imperial Tobacco Group Limited	United Kingdom
Indian Oil Blending Ltd.	India
The International Nickel Company of Canada, Limited	Canada
Istituto per la Ricostruzione Industriale	Italy
ISCOR	South Africa
Ishikawajima-Harima Heavy Industries Co. Ltd.	Japan
Isuzu Motors Ltd.	Japan
Italsider	Italy
C. Itoh & Co. Ltd.	Japan
Johnson, Matthey & Co. Limited	United Kingdom
Kanegafuchi Spinning Co. Ltd.	Japan
Kanematsu-Gosho Ltd.	Japan
Kawasaki Heavy Industries Ltd.	Japan
Kawasaki Steel Corp.	Japan
Kirin Brewery Company, Limited	Japan
Klockner-Humboldt-Deutz Aktiengesellschaft	Germany
Klockner-Werke AG	Germany
Kobe Steel Ltd.	Japan
Komatsu Manufacturing Co. Ltd.	Japan
Kooperativa Forbundet	Sweden
Fried. Krupp Huttenwerke AG.	Germany
Kubota Iron & Machinery Works Ltd.	Japan
Librairie Hachette Societe Anonyme	France
Lorrho Limited	United Kingdom
Joseph Lucas (Industries) Limited	United Kingdom
J. Lyons & Company Limited	United Kingdom
MacMillan, Bloedel & Powell River Co. Ltd.	Canada
Mannesman Aktiengesellschaft	Germany
Marubeni-Iida Co. Ltd.	Japan

Maruzen Oil Co. Ltd.	Japan
Massey-Ferguson Limited	Canada
Matsushita Electric Industrial Co. Ltd.	Japan
The Metal Box Company Limited	United Kingdom
Metallgesellschaft AG	Germany
Metallurgie Hoboken-Overpelt	Belgium
Compagnie General des Etablissements Michelin	France
Mitsubishi Honsha Ltd.	Japan
Mitsubishi Chemical Industries Ltd.	Japan
Mitsubishi Corporation	Japan
Mitsubishi Electric Corporation	Japan
Mitsubishi Heavy Industries, Ltd.	Japan
Mitsubishi Metal Mining Co. Ltd.	Japan
Mitsubishi Oil Co., Ltd.	Japan
Mitsubishi Rayon Company, Ltd.	Japan
Mitsui Honsha Ltd.	Japan
Mitsui & Company Ltd.	Japan
Mitsui Shipbuilding & Engineering Co., Ltd.	Japan
Montedison S.P.A.	Italy
Moore Corporation Limited	Canada
National Coal Board	United Kingdom
Nchanga Consolidated Copper Mines Ltd.	Zambia
Nestle Alimentana S.A.; Unilac Inc.	Switzerland
Nichimen Company	Japan
Nippon Electric Co. Ltd.	Japan
Nippon Kokan Kabushiki Kaisha	Japan
Nippon Mining Co. Ltd.	Japan
Nippon Steel Corporation	Japan
Nissan, Ltd.	Japan
Nissan Motor Co. Ltd.	Japan
Nisshin Steel Co. Ltd.	Japan
Nissho-Iwai Co. Ltd.	Japan
Noranda Mines Limited	Canada
Norddeutsche Affinerie	Germany
The Northern Electric Co.	Canada
Ing. C. Olivetti & C., S.P.A.	Italy
Compagnie Pechiney S.A.	France
Petroleos Mexicanos	Mexico
Petrofina S.A.	Belgium
Petroleo Brasileiro S.A./Petrobas	Brazil

Peugeot S.A.	France
N.V. Philips' Gloeilampenfabrieken	Netherlands
Pirelli S.P.A.	Italy
The Plessey Company Limited	United Kingdom
Ranks Hovis McDougall Limited	United Kingdom
Reckitt & Colman Limited	United Kingdom
Reed International Limited	United Kingdom
Regie Nationale de Usines (Renault)	France
Rheinstahl Aktiengesellschaft	Germany
Rhone Poulenc S.A.	France
The Rio Tinto-Zinc Corporation Limited	United Kingdom
Roan Consolidated Mines Limited	Zambia
Rolls Royce Ltd.	United Kingdom
N.V. Koninklijke Nederlandsche Petroleum Maatschappij (Royal Dutch/Shell)	Neth.-U.K.
Saab-Scania Aktiebolag	Sweden
Compagnie de Saint-Gobain-Pont-a-Mousson	France
Salzgitter AG	Germany
Sandoz AG	Switzerland
Sanyo Electric Co. Ltd.	Japan
Schlumberger Limited	Neth. Antilles
Schneider S.A.	France
Sharp Manufacturing Co.	Japan
Showa Denko K.K.	Japan
Siemens Aktiengesellschaft	Germany
SKF Aktiebolaget Svenska Kullagerfabriken	Sweden
Snia Viscosa	Italy
Snow Brand Milk Products, Ltd.	Japan
Societe Generale de Belgique	Belgium
Solvay & Cie S.A.	Belgium
Sony Corp.	Japan
Spillers Limited	United Kingdom
The Steel Company of Canada Limited	Canada
Gebruder Sulzer Aktiengesellschaft	Switzerland
Sumitomo Honsha Ltd.	Japan
Sumitomo Chemical Co. Ltd.	Japan
Sumitomo Electric Industries Ltd.	Japan
Sumitomo Metal Industries Ltd.	Japan
Sumitomo Shoji Kaisha Ltd.	Japan
Swedish Match Company Limited	Sweden

Taiyo Corporation	Japan
Takeda Chemical Industries Ltd.	Japan
Tate and Lyle Limited	United Kingdom
Teijin Ltd.	Japan
Compagnie Francaise Thomson Houston-Hotchkiss Brandt	France
Thorn Electrical Industries Limited	United Kingdom
ATH August Thyssen-Hutte Aktiengesellschaft	Germany
Toa Nenryo Kogyo Kabushiki Kaisha	Japan
Tokyo Shibaura Electric Co. Ltd.	Japan
Toray Industries	Japan
Toyobo Co., Ltd.	Japan
Toyo Kogyo Company Ltd.	Japan
Toyo Menka Kaisha, Ltd.	Japan
Toyota Motor Co. Ltd.	Japan
Tube Investments Limited	United Kingdom
Ube Cycon Limited	Japan
Ugine Kuhlmann	France
Unigate Limited	United Kingdom
Unilever Limited	U.K.-Neth.
The Union International Co. Ltd.	United Kingdom
Unitika Ltd.	Japan
Union Siderurgique du Nord et de l' Est de la France S.A. (Usinor)	France
Usines a Tubes de Lorraine-Escaut et Vallourec Reunies	France
Varta Aktiengesellschaft	Germany
Veba Aktiengesellschaft	Germany
Vereinigte Osterreichische Eisen-und Stahlwerke AG	Germany
Vickers Limited	United Kingdom
VW Volkswagenwerk Aktiengellschaft	Germany
Aktiebolaget Volvo	Sweden
Wendel-Sidelor Societe Anonyme	France
Whitbread and Company Limited	United Kingdom
Yacimientos Petroliferos Fiscales	Argentina
Yasuda Hozensha	Japan

社を世界の多国籍企業とよんでいる。ところが、それらの261社のうち、日本企業は何社あり、またそれらは具体的にどの会社であるかは、公表されていない。

以上において、多国籍企業研究としてこんにち世界でもっとも高い評価を得ているハーバード多国籍企業プロジェクトをとりあげ、そのプロジェクトにおいて、米国の多国籍企業、米国以外の国の多国籍企業、世界の多国籍企業がそれぞれどのような基準にもとづいて選定されているかをみた。その検討から、ハーバード・グループでは、多国籍企業の選定基準としては、つぎの二つが基本的なものとしてされているといえよう。

1. それは、大企業である。
2. それは、海外製造子会社を数カ国以上にもって海外生産を積極的に遂行している。

これらの二つの選定基準のうち、第1の企業規模の基準は、明示的であるか暗黙的であるかは別にして、多国籍企業のほとんどすべての定義にふくまれている。それで、ハーバード・グループによる多国籍企業の選定の特徴としては、第2番目の海外生産の基準が選定基準として重視されていることを指摘したい。

3. 多国籍企業の形態的定義と行動的定義

多国籍企業という用語を最初に使用したのは、TVAで有名なリリエンソール (David E. Lilienthal) であるといわれている。カーネギー・メロン大学（当時のカーネギー工科大学）の経営大学院の10周年記念のシンポジウムの報告で、彼は多国籍企業をつぎのように定義している。⁽⁸⁾

「アメリカの多くの大会社では、いな平均的な大きさの会社ですら、いろいろなやり方ですでに他国で業務を行なっている。ここで業務というのは、自国以外の他国の企業に——有価証券投資のような——金融上の利害関係を

(8) David E. Lilienthal, "Management of the Multinational Corporation," in Melvin Anshen and G.L. Bach, eds., *Management and Corporations*, 1985, McGraw-Hill, 1960. 名東孝二訳『二〇年後の会社と経営』日本生産性本部, 昭和38年, 108ページ。

もつにすぎないことを意味しているのではない。また、販売代理店や配給店のことをいおうとしているのでもない。直接に会社の経営上の責任を負う工業および商業上の業務を海外で行なっているものをとくにとりあげようと思う。

このような会社——それはひとつの国に本拠をもつとともに、他国の法律と慣習のもとに仕事をし、生活しているのである——をここでは「多国籍企業と定義したい。」(ただし、原訳文では「多国籍企業」ではなく、「多数国家間にまたがる会社」となっている——筆者注。)

リリエンスールはこの定義のなかで、多国籍企業の資格要件として海外直接投資を明示しているが、この特徴は、その後の多国籍企業の定義の多くのものに受けつがれている。

つぎに、しばしば言及される代表的な多国籍企業論者のキンドルバーガー (Charles P. Kindleberger), ロビンソン (Richard D. Robinson), パールミュッター (Howard V. Perlmutter) の定義では、輸出入や海外直接投資などの国際的な経営活動を行なっている企業がいくつかのタイプに分類されている。たとえば、キンドルバーガーは、①海外事業を行なっている国内的企業、②多国籍企業、③国際的企業の区別を行なっている⁽⁹⁾。これにたいして、ロビンソンは、①国内的企業、②外国指向企業、③国際的企業、④多国籍企業、⑤超多国籍企業、⑥超国家企業の六つを区別している⁽¹⁰⁾。

彼らの場合には、多国籍企業の定義は限定的なものになっており、前述の国連報告書の定義やハーバード・グループの定義、あるいはリリエンスールの定義にくらべて、より狭義の定義であるといえる。

これらの定義のほかにも、本社ないし親会社の株主の多国籍性や首脳経営陣

(9) Charles P. Kindleberger, *American Business Abroad*, Yale University Press, 1969. 小沼敏監訳『国際化経済の論理』ペリかん社、昭和45年、第6章。

(10) Richard D. Robinson, *International Business Management*, Holt, Rinehart and Winston, 1973, pp. 585—622.

の国籍の多様性の程度によって、その企業の多国籍企業であることのメルクマールにする見解もある。

つぎに、小林規威教授によると、多国籍企業を定義するにあたり、企業規模、海外経営拠点数、海外生産活動の企業全体の活動にたいする貢献度などの定量的基準は、あくまで副次的ないし補完的な意味で使用すべきであり、基本的には、グローバルなパースペクティブと経営戦略、グローバルなロジスティックス、グローバルな管理組織とコントロールのシステム、柔軟な現地適応力の四つの定性的基準を採用すべきであるとされる。⁽¹¹⁾

これまでの検討でも明らかなように、多国籍企業の定義は多種多様である。⁽¹²⁾しかし、日本の多国籍企業を具体的に確定するためには、この定義の多様性をそのまま放置することはゆるされない。なんらかのかたちで整理して、一つの定義を採用しなければ、作業は一步もすすめることができない。そこで、以下において、この整理を試みることにしたい。

多国籍企業の定義をめぐる現在の混乱した状態は、定性的定義(概念的定義)と定量的定義(操作的定義)の区別および形態的定義と行動的定義の区別を明らかにすることによって、かなりよく整理できると考えられる。

まず、定性的定義と定量的定義の区別および両者の関係をみることからはじめたい。「多国籍企業（製造業）とは、海外生産活動を積極的に遂行している大企業である」というのは、多国籍企業の定性的定義の一つの例である。この定義が定性的定義であるのは、この定義によっては、データをとりあつかうことができないために、特定の企業がはたして多国籍企業であるか否かを決定で

(11) 小林規威稿「多国籍企業研究の基本的視点の設定」『世界経済評論』1976年9月、5—6ページ。

(12) 多国籍企業の定義の多様性については、つぎを参照。
『多国籍企業と国際開発』（前掲）、145—149ページ。
Yair Aharoni, “On the Definition of a Multinational Corporation,” in A. Kapoor and Phillip D. Grub, eds., *The Multinational Enterprise in Transition*, The Darwin Press, 1972, pp. 3—20.

きないからである。特定の企業を多国籍企業であるか否かを判定できるためには、たとえば、「多国籍企業（製造業）とは、5カ国以上に海外製造子会社をもつ資本金100億円以上の企業である」というように、定性的定義を定量的定義に表現し直すことが必要である。

このように、多国籍企業についての定性的定義と定量的定義とは、具体的なデータを取りあつかえるか否かという点では、明確に相違しているが、他方、多国籍企業に接近する立場ないし視点、それをとりあげる問題意識、さらには多国籍企業についての基本的なイメージないし仮説などの点では、両定義にはなんら相違するところはない。上述の例に明らかなおり、定量的定義は、特定の定性的定義を操作化したものであり、量的に表現し直したものである。つぎに、多国籍企業をどのように定義するにしても、その定義にはかならず定性的定義のレベルと定量的定義のレベルという二つの定義のレベルがなければならぬ。もし定性的定義だけがあたえられていて、定量的定義があたえられていない場合には、そのままでは経験的研究を行なうことはできない。また、定量的定義だけしかあたえられていないときは、じつはその定量的定義に対応する定性的定義は、暗黙的に仮定されていて、明示的なかたちで表現されていないにすぎない。

多国籍企業の定性的定義と定量的定義の区別および両者の関係をこのようにとらえてみると、さきほどの小林教授の定義論には一つの難点がふくまれていることは明らかである。定量的基準にもとづいてではなくて、定性的基準にもとづいて多国籍企業を定義すべきであるとされる小林教授の主張は、そのままのかたちでは実行不可能なのである。「グローバルなパースペクティブと経営戦略」という定性的な基準によっては、特定の企業を前にして、はたしてその企業がその基準に合致するか否かを決定できないからである。「グローバルなパースペクティブと経営戦略」をなんらかのかたちで定量的に表現し直してはじめて、その特定の企業がはたしてその基準に合致するか否かを決定できるの

である。

ところで、小林教授の定義論には、積極的に評価すべき一つの論点がふくまれている。多国籍企業を定義するにあたっては、企業規模、海外子会社の数、海外のウェイトなどの基準を中心にすべきでなくて、グローバルなパースペクティブと経営戦略、グローバルなロジスティックス、グローバルな組織、現地化への適応力などの基準を中心にすべきであると主張される。この主張は、多国籍企業を定義するにあたっては、形態的定義を二次的にして、行動的定義を基本的にすべきであるとする主張の一つの例として位置づけることができる。

企業規模、海外子会社の数、海外ウェイトは、企業の形態的特性を指している。したがって、それらの形態的特性に即してなされる多国籍企業の定義は、多国籍企業の形態的定義とよぶことができよう。他方、経営戦略、管理組織、経営資源、生産やマーケティングなどの職能的な業務活動など、企業の行動や組織の特性に即してなされる定義は、行動的定義とよぶことができよう。

さきほど検討したハーバード・グループの場合、多国籍企業を定性的に定義する段階では、企業規模、海外子会社の数と分布などに即してなされる形態的定義と、経営戦略や経営資源などに即してなされる行動的定義の二つの定義がふくまれていた。ところが、具体的に米国の多国籍企業を選定するために、その定性的定義を定量的定義に表現し直す段階になると、行動的定義は完全に姿を消して、形態的定義だけが定量的定義に表現し直されている。なぜこのようなことが行なわれたかといえ、行動的定義の操作化はきわめて困難なためである。

さて、ここで、これまでの検討をもとにして、多国籍企業の定義にかんして一応の結論を出しておきたい。形態的定義と行動的定義はいずれも、どちらか一方だけで他方を欠くときは、多国籍企業の定義としては不十分であり、多国籍企業の定義には、これら二つの定義がともにふくまれていることがのぞましい。ところが、行動的定義にかんしては、操作化ないし定量化がむずかしい

えに、議論百出でなかなか意見の一致がみられないという難点がある。そこで、日本の多国籍企業を選定するという当面の研究を遂行するにあたっては、形態的定義だけを採用することにしたい。そして、日本の多国籍企業の行動的ないし組織的な特性については、選定された多国籍企業の研究をとおしてこれを明らかにしていくという研究戦略をとることにしたい。

4. 日本の多国籍企業を選定基準

では、日本の多国籍企業を選定するにあたっては、どのような形態的定義を採用すべきであろうか。定義の採用にあたって、多国籍企業概念についての共通の理解を尊重することがのぞましいであろう。特殊な概念をもち出すことは、よほど説得力の強い理由がないかぎり、できればさげたい。そのような視点で多様な概念を検討してみると、小宮隆太郎教授によるつぎのような概念整理に注目したい。すなわち、多国籍企業はつぎの三つの特性をもつ企業である⁽¹³⁾という。

1. 大企業であること。
2. 多くの国で輸出(販売)、アフターサービス、アセンブリーを行なっているだけでなく、いくつかの国で本格的な製造活動を行なっていること。
3. 付加価値、利益、従業員数、総資産などの指標の比率でみたとき、かなり高い比率を海外部門が占めていること。

小宮教授のこの定義を構成する三つの特性のうち、第1と第2の二つの特性は、じつはハーバード・グループの選定作業にも採用されている。多国籍企業の備えるべき特性としてこれら二つの特性をあげることに異論を唱える人は、まずないのではないだろうか。これにたいして第3の海外比率の特性は、日本

(13) 小宮隆太郎稿「付論・多国籍企業とその規制」ジョージ・ポール編、小宮隆太郎訳『多国籍企業—その政治経済学—』日本経済新聞社、昭和51年、241—243ページ。

企業の海外子会社には小規模なものが多いという特徴に注目して出されたものと考えられる。ある企業が仮に6カ国に製造子会社をもっているとしても、総資産、生産高、従業員数などの海外比率は数パーセントでしかないかもしれない。そのような企業はまだ国内的企業の性格を多分に残しているため、多国籍企業としてとりあつかうことには問題がないとはいえない。

さて、多国籍企業概念にかんしてそろそろ結論をのべなければならない。日本の多国籍企業の選定作業をすすめるにあたっては、「多国籍企業とは海外生産に積極的な大企業である」という定義を採用することにしたい。この定義を採用する根拠は、つぎのとおりである。

まず、この定義にふくまれる企業規模と海外生産の二つの特性を多国籍企業の基本特性とみなすことは、多国籍企業についての共通の理解を尊重することになっていると思われる。多国籍企業の特性としてこれら二つの特性だけをあげることには、大いに異論もあろうが、これら二つの特性を多国籍企業の特性のうちの基本的なものとしてみなすことには、あまり異論がないのではないだろうか。

つぎに、ハーバード・グループと同じ定義を採用することによって、日米両多国籍企業の比較研究がやりやすくなることを、第2の理由としてあげたい。第3には、小宮教授が第3番目にあげられている海外比率の特性は、後ほど実際に試みるように、必要が生じればそれを新しい選定基準として追加することができる。最後に、市販出版物のデータを利用しなければならないというデータ上の制約を考えた場合、海外比率の特性を追加することは、選定作業をひじょうに困難なものにしてしまう恐れが強い。

さて、つづいて、大規模性と海外生産の積極性の二つの特徴で表現される多国籍企業の定性的定義を、定量的定義に表現し直さなければならない。

まず、大企業であるという条件は、定量的には、つぎのように定義したい。

企業規模の基準………雑誌『プレジデント』1975年9月増刊号に掲載の日

本の鉱工業上位500社（売上高基準による）のリストにふくまれていること。

この第1の基準は、分解すると、(1)製造業あるいは資源産業（農業、漁業、鉱業など）に従事する企業であること、(2)売上高でみて大企業であること、(3)上場会社であること、この三つを意味している。

『プレジデント』を採用したのは、この雑誌が米国のフォーチュン誌に対応するものであり、日本の鉱工業会社の順位表を掲載しているからである。つぎに、1975年9月増刊号を選んだのは、わたしの選定作業の時期からみて、この号が最新のものであったからである。

つぎに、上位500社までを大企業とみることにについて、すこし補足説明したい。ハーバード・グループの場合、すでにみたように、上位500社のリストにふまれていることが、企業規模の基準にされている。そこで、このハーバード・グループの方法にならって、上位500社を企業規模の基準として採用することにした。このやり方にたいしては、同じく上位500社といっても、日米両企業のあいだには企業規模の絶対的な水準に大きい相違があるから、日米両企業に同じ尺度を採用するのは適当でないという批判が出てくると予想される。そのような批判からすれば、たとえば、米国の上位500社に対応するものとしては、上位100社あるいは上位200社がより適当ということになるかもしれない。しかし、日本企業のなかの大企業としては、上位500社を考へてもそれほど問題があるとは思えないこと、日米両多国籍企業の比較研究をするときに企業規模をそろえる必要が出てくれば、そのときにあらためてそれを行なえばよいこと、連結決算の有無をはじめとする両国の会計制度の相違のため、実質的

(14) 1974年度の米国最大500社の500番目の企業の年間売上高は、約850億円である。この数字を日本企業に機械的にあてはめてみると、160位の企業の年間売上高とはほぼ一致する。連結決算の有無を考慮して、日本企業の売上高を1.5倍して計算すると、米国の500位は日本の240位に、2倍して計算すると、米国の500位は日本の308位にそれぞれ対応することになる。『プレジデント』1975年9月増刊号および7月号。

な意味で両国の企業規模をそろえることは困難であること、これらのことを考
えて、今回の選定にあたっては、企業規模の基準として上位 500 社以内という
基準を採用することにした。

多国籍企業の備えるべき第 2 の条件は、積極的な海外生産活動ということ
であるが、これはつぎのように定量的に表現したい。

海外生産の基準…………… 5 カ国以上に海外生産子会社をもつこと。

この第 2 の基準にかんしては、まず 5 カ国以上という基準について説明しよ
う。すでにみたように、ハーバード・グループでは 6 カ国以上という基準が採
用されている。5 カ国以上でも、6 カ国以上でも、あるいは 4 カ国以上でも、
大差はなく、要するに、企業が数カ国において海外生産を行なっていること
をとらえるための基準であれば、どれを採用してもよいのであるが、今回の選定
作業では 5 カ国以上という基準を採用することにした。

つぎに、海外生産子会社について説明しなければならない。海外生産子会社
は、概念的に定義すると、つぎの二つの特性を備えている企業であるとい
える。

1. 海外で製造業または資源産業に従事する現地法人である。
2. 日本本社（親会社）の経営管理の参加の程度が、全般的あるいは主導的
である現地法人である。

海外生産子会社は、製造業に従事する海外製造子会社と、資源産業に従事す
る海外資源子会社の二つに分けることができる。

つぎに、これらの 2 種類の海外子会社は、操作的には、つぎの三つの特性を
具備する企業として定義することにする。

1. それは、海外で製造業または資源産業に従事する現地法人である。製造
業に従事する現地法人は、資源産業にも同時に従事していても、海外製造
子会社としてとりあつかう。製造業にまったく従事せずにもっぱら資源産
業だけに従事している現地法人は、海外資源子会社としてとりあつかう。

2. つぎの三つの条件のうちのすくなくとも一つを満たす。

(1) 日本の親会社の出資比率が25%以上である。

(2) 日本側投資者が複数である場合において、日本の親会社の出資比率が15%以上であり、しかも日本側出資者のなかで出資比率が第1位（同率1位をふくむ）である。

(3) 日本の親会社から社員が、現地法人に常勤の実質最高責任者として派遣されている。

3. 日本の親会社の出資時期——現地法人が新設のものであるときは設立時期、既存の現地法人に日本の親会社が資本参加したときは資本参加の時期——が1973年12月31日以前であり、調査時点（1975年後半から1976年前半にかけて）において操業中である。

海外製造子会社と海外資源子会社のこの操作的定義にかんして、すこし説明を加えておきたい。

まず、海外製造子会社と海外資源子会社の区別について説明しよう。海外子会社の事業内容をのべている文章などから実際に製造業と資源産業を区別するとき、この両者の区別はしばしば不明確である。とくに、漁業、林業、鉱業などに従事する海外子会社の場合、それがはたして製造業——魚の缶詰の生産、製材、銅やアルミの製錬など——に従事するのか、それとも、資源産業——漁労、植林、鉱石採掘など——に従事するのか、判断のつけられない場合がかなり多い。このような実際上の困難を考慮して、海外製造子会社と海外資源子会社の両者をひっくるめて海外生産子会社とよび、この海外生産子会社に注目して日本の多国籍企業の選定作業をすすめることにしたい。

つぎに、海外子会社の営む事業活動を製造活動とその他の事業活動とに区別する基準としては、生産設備ないし工場の有無を採用した。したがって、合繊の原糸・原綿の製造のようないわゆる本格的な製造活動に従事する海外子会社は、当然に海外製造子会社とみなされるが、それに加えて、乗用車、オートバ

イ、テレビなどの組立作業を行なっている海外子会社も海外製造子会社としてとりあつかわれる。これにたいして、アフターサービス、修理、据付などを行なう海外子会社は、船舶の修理工場のように本格的な生産設備をもつ海外子会社のようなごく少数の例外をのぞいては、海外製造子会社とはみなされない。

つづいて、操作的定義の第2番目の特性について説明しよう。そこでは三つの条件、すなわち、(1)日本の親会社の出資比率が25%以上、(2)日本の親会社の出資比率が15%以上であり、しかも複数の日本側出資者のなかで出資比率が第1位(同率1位をふくむ)、(3)現地法人の常勤の実質最高責任者が日本の親会社から派遣、があげられている。これらの三つの条件は、相互に同等としてとりあつかわれている。つまり、これらの三つの条件のいずれか一つでも満たすとき、海外現地法人にたいする日本本社の経営管理の参加の程度は、全般的ないしは主導的であるとみるわけである。つぎに、そのようにみる根拠についてすこし説明してみたい。

親会社の出資比率25%以上という条件は、じつはハーバード・グループで採用された条件と同じである。日本企業の海外製造現地法人を子会社とそうでないのちに区別するにあたって、この条件は十分に利用できると考える。ところが、日本本社と海外日系企業を訪問してインタビュー調査を実施したり、資料を分析するうちに、日本企業の場合には、海外子会社の判別基準として25%以上出資という条件だけでは不十分であり、さきほどあげたような二つの条件をも追加すべきであると考えようになった。

まず第1に、日本企業の海外製造業投資の集中しているアジアや中南米などの発展途上国では、外国投資家の出資比率には概してきびしい制限が課せられている。そのため、日本企業の出資比率が25%を割るような合弁企業もかなり多くみられる。ところが、現地側パートナーのなかには、その高い出資比率にもかかわらず、合弁企業の経営管理をほとんど全面的に日本側パートナーにまかせるものが相当数みられる。そのような合弁企業の場合、日本側パートナー

の出資比率は20%前後と低くても、常勤の実質最高責任者が日本側パートナーから派遣されるのがふつうである。

つぎに、日本側パートナーが複数の合弁企業——日本の製造企業、日本の商社、現地企業の三者から成る三人四脚型ないしは商社参加型の合弁はその典型例である——がかなり多くみられるが、この多数企業参加型の合弁では、出資比率の数字それ自体よりも、出資比率が第1位であるかそうでないかのほうがより重要である。というのは、そのような合弁企業では、出資比率第1位の日本企業が経営管理を主導的に担当するのがふつうであるからである。

海外生産子会社の操作的定義の第3番目の条件は、海外生産子会社の設立等の時期にかんするものである。この条件は、今回の選定作業の行なわれた時期と、利用したデータの時点とを考慮して決めた。

5. 日本の多国籍企業リスト

5. 1. 実際の選定作業

日本の多国籍企業リストを示す前に、そのリストを作成するために行なわれた実際の選定作業についてすこし説明したい。

(1) データ源

選定作業で利用した基本的なデータ源は、つぎの二つである。

1. 各社のアンケート回答
2. 『海外進出企業総覧』1975年版、東洋経済新報社。

筆者が約3年前に試みた第1回目の選定作業において、この『海外進出企業総覧』のデータがかならずしも十分には正確でないことを発見していたので、今回の選定作業では、各社にアンケートを発送して、そのアンケートの回答にもとづいて日本の多国籍企業を選定するつもりであった。⁽¹⁶⁾ところが、アンケー

(16) 今回の選定作業は、第1回目の選定作業の全面的な改訂版である。
吉原英樹稿「日本の多国籍企業一覧」『中央公論・経営問題』昭和49年春季号。

トの回答率が5割弱（候補企業142社のうちの約70社）であったために、アンケートの回答だけをデータ源にするという当初の計画を実行することは、不可能になってしまった。そこで、上記の書物をも基本的なデータ源に加えて、選定作業をすすめることにした。

『海外進出企業総覧』には、たしかにいくつかの誤りのデータがふくまれている。しかし全体的にみた場合、そこに記載されているデータは正確である。アンケート回答との比較によって、また、数社の海外事業部門の責任者とのインタビュー調査によって、そこに記載されているデータが、ほとんどの場合に正確であることをたしかめることができた。

しかし、アンケート回答および『海外進出企業総覧』のデータにかんして、欠落や疑問が生じることときどきあり、その場合には、下記の書物を参考資料として利用した。

1. 『企業別海外投資』1974年版，経済調査協会。
2. 『総合商社年鑑』昭和50年版，政経通信社出版部。

さらに、ある企業が日本の多国籍企業としてリストアップされるかどうかの決定に重大な影響をおよぼすようなデータにかんしては、その企業の関係者に直接に電話で問い合わせて、疑問点を解決した。

(2) データ処理にかんする注釈

以上のようなデータ源を使用して、実際に選定作業をすすめていくと、これまでに説明してきたような原則だけでは処理できない例外的な事例がいくつか生じてくる。つぎに、それらの例外的なデータ処理のうちで重要なものについて、かんたんにのべることにしたい。

旭化成インターナショナル、光洋インターナショナル、ブラザーインターナショナルの3社のような場合、それぞれ旭化成工業、光洋精工、ブラザー工業と同一とみなして、両社をあたかも一つの会社のようにみなして処理した。また、トヨタ自動車工業については、日産自動車などの他の自動車メーカーと比

較可能とするため、トヨタ自動車販売をあたかも営業部とみなして、つまり、自工と自販の両社を一つの会社とみなして、特別のとりあつかいをした。

海外子会社にたいする日本本社（親会社）の出資比率を計算するとき、大部分の場合には、日本本社の出資比率だけを考えることで十分であるが、つぎのようなやや特別の場合には、日本本社の出資比率と海外子会社（ただし、日本本社の出資比率が50%以上の海外子会社にかぎる）の出資比率の合計値を日本本社の出資比率とした。たとえば、あるカメラ会社の西ドイツの子会社の出資関係は、日本本社が50%出資、同社のスイスの子会社（この子会社の資本金は全額日本本社の出資）が50%出資となっているが、この場合、西ドイツの子会社にたいする日本本社の出資比率は100%として計算される。

海外子会社の設立等の時期については、原則としては、新設の海外子会社については設立の時期、既存の現地法人に日本本社が資本参加したものについては資本参加の時期をとった。ところが、設立の時期が不明で操業開始時期だけがわかっているときには、操業開始時期のデータを代用した。また、設立時期か操業開始時期かの区別のできないときは、その区別を無視してそのデータを採用した。

5. 2. 日本の多国籍企業

今回の選定作業の結果を要約すると、それは表4のようになる。(1)上位500社以内と(2)海外生産子会社5カ国以上の二つの基準に合致する37社を五十音順にならべて、それぞれの企業について、売上高順位、海外生産子会社の数と設置国数、海外販売子会社の数と設置国数、最近3カ年の平均輸出比率（売上総額に占める輸出額の比率）を明らかにしたのが、この表4である。そこに列挙されている37社が、日本の多国籍企業（製造業）である。

ハーバード・グループが米国の多国籍企業として187社を選び出したのは、1963年から1964年にかけてのデータにもとづいてであった。わたしの場合には

表4 日本の多国籍企業（製造業）リスト

番号	売上高 順位	会 社 名	海外生産子会社		海外販売子会社		輸出比率 (%)
			国 数	会社数	国 数	会社数	
1	25	旭 化 成 工 業	6	7	0	0	15.96
2	51	味 の 素	8	9	4	5	7.16
3	97	花 王 石 鹼	5	6	1	1	1.70
4	30	鐘 紡 紡 績	8	12	1	1	15.98
5	10	川 崎 製 鉄	6	6	0	0	27.63
6	182	極 洋	6	7	1	1	5.76
7	31	久 保 田 鉄 工	5	5	1	3	4.08
8	33	三 洋 電 機	14	16	5	5	30.00
9	237	敷 島 紡 績	5	7	0	0	21.65
10	35	昭 和 電 工	5	6	1	1	7.86
11	1	新 日 本 製 鉄	5	6	0	0	27.73
12	80	積 水 化 学 工 業	5	6	3	3	4.40
13	74	大 日 本 イ ン キ 化 学 工 業	6	6	2	2	4.93
14	54	大 日 本 印 刷	5	5	2	2	1.88
15	28	大 洋 漁 業	10	11	5	6	12.36
16	50	武 田 薬 品 工 業	6	6	5	5	4.88
17	161	立 石 電 機	5	5	2	2	14.20
18	37	帝 人	11	16	2	2	31.41
19	3	ト ヨ タ 自 動 車 工 業	6	6	3	3	27.96
20	11	東 京 芝 浦 電 気	9	11	6	8	13.63
21	428	東 光	8	9	2	2	19.53
22	41	東 洋 紡 績	7	10	2	2	23.48
23	34	東 洋 印 刷	11	19	1	3	34.83
24	66	凸 版 印 刷	5	5	0	0	—
25	99	日 魯 漁 業	8	9	2	2	11.06
26	4	日 産 自 動 車	7	7	3	3	32.30
27	79	日 本 水 産	5	6	0	0	7.61
28	32	日 本 電 気	6	6	4	5	20.43
29	241	日 本 ペ イ ン ト	5	5	1	1	1.46
30	7	日 立 製 作 所	9	12	4	4	14.28

番号	売上高 順位	会 社 名	海外生産子会社		海外販売子会社		輸出比率 (%)
			国 数	会社数	国 数	会社数	
31	46	ブリヂストンタイヤ	5	5	5	5	18.41
32	6	松下電器産業	21	26	4	5	20.48
33	65	三井金属鉱業	5	7	0	0	5.45
34	8	三菱重工業	5	6	1	1	26.53
35	87	三菱レイヨン	6	9	1	1	19.58
36	56	ユニチカ	8	10	0	0	17.56
37	390	理研ピストンリング工業	5	5	1	1	7.18

- (注) 1. 海外生産子会社とは、つぎの三つの条件を満たす海外現地法人。
 ①製造業または資源産業に従事。
 ②④出資比率25%以上、③出資比率15%以上かつ複数の日本側投資企業のなかで出資比率1位、⑤常勤最高責任者を派遣、の三つの条件の一つ以上を満たす。
 ③1973年以前に新設または資本参加で、調査時点で操業中。
 2. データの不明あるいは不足のために海外子会社の確定が不可能のものは、のぞかれている。
 3. 資料出所：①各社のアンケート回答、②『海外進出企業総覧』1975年版、東洋経済新報社、③『プレジデント』1975年9月増刊号、④『会社年鑑』上場会社編、1975年版、日本経済新聞社。
 4. 用語その他の詳細は、本文「4.日本の多国籍企業の選定基準」を参照。

1974年前後のデータが利用されているので、両調査には約10年のタイムラグがある。その10年のタイムラグにもかかわらず、日本の多国籍企業は37社であり、米国の約5分の1でしかないのである。

さて、日本の多国籍企業37社の規模をみると、つぎのようになる。

売上高順位	1~100位	31社
	101~200	2
	201~300	2
	301~400	1
	401~500	1

この数字からわかるように、日本の多国籍企業の大部分は上位100社以内に位置しており、101位以下はわずかに6社しかない。したがって、日本の多国籍

籍企業は、大勢としては、大企業中の大企業であることがわかる。見方をかえると、上位100社をとると、その約3分の1は多国籍企業としてリストアップされることになり、日本の巨大企業では多国籍企業化がかなり広範に進展しているといえよう。

つぎに、日本の多国籍企業37社の業種分布をみると、つぎのようになる（企業の業種所属は株式コードの中分類による）。

食 料 品（水産をふくむ）	5 社
織 維	8
化 学 工 業	6
ゴ ム 製 品	1
鉄 鋼	2
非 鉄 金 属	1
機 械	2
電 気 機 器	7
輸 送 用 機 器	3
その他製造業	2

繊維と電気機器の両業種に多国籍企業が多くみられるのは、ほぼ予想どおりの結果ともいえる。それにたいして、化学工業と食料品に多数みられるのは、筆者にはやや予想外の結果であった。なお、食料品の5社のうちの4社は、じつは水産会社である。

ここで、ハーバード・グループの選定した米国の多国籍企業187社の業種分布とかんたんに比較してみることにする。米国の場合には、食品類29社、化学製品（医薬品をのぞく）25社、非電気機械20社、電気機械・設備・資材19社、医薬品15社、自動車および装置11社、加工金属製品10社、石油精製9社などとなっている。⁽¹⁶⁾日本ではもっとも多数の多国籍企業のみられる繊維産業についてみると、米国では187社中のわずかの4社のみみられるにすぎない。このように

(16) パーノン著『多国籍企業の新展開』（前掲）、15ページ、第1—2表による。

して、日米両多国籍企業の業種分布には、電気、化学、食品などの業種には多国籍企業がともに多くみられるという共通点があるが、他方、米国では多国籍企業が多くみられる石油精製業に日本では多国籍企業は1社もないという違いがあり、また、繊維産業についてもいままでような大きな相違がある。

つづいて、海外生産子会社の多寡を基準にして、多国籍企業化の度合いといったものをかんたんに見ることにしたい。この基準からすると、日本の企業の中なかでもっとも多国籍企業化の進展した企業としては、21カ国に26の海外生産子会社をもつ松下電器産業をあげることができる。同社につづくものとしては、三洋電機(14カ国, 16社)、東レ(11カ国, 19社)、帝人(11カ国, 16社)などがあげられる。これらが、日本における代表的な多国籍企業ということになるのであろう。他方、企業規模の点では上位10位以内にありながら、海外生産子会社をあまり多くもたない企業としては、新日本製鉄(5カ国, 6社)、トヨタ自動車工業(6カ国, 6社)、三菱重工業(5カ国, 6社)、川崎製鉄(6カ国, 6社)などがある。

ところで、同じく海外生産子会社といっても、その規模、その生産活動の内容、設置国ないし設置地域、出資比率、マーケットなどの点で、多様な海外生産子会社がある。企業の多国籍企業化の程度とか、多国籍企業化の特色といった点を明らかにするためには、海外子会社の多寡をみるだけでは不十分であり、海外子会社の中身についても分析する必要がある。そして、そのような分析を発展させることによって、じつは日本の多国籍企業の行動的ないし組織的な特性が明らかになっていくと考えられるのである。海外生産子会社をはじめとする海外投資先企業—この概念は後で説明の予定(付論)—の分析は、この選定作業をひとまず終えたのちに、あらためて取り組むことにしたい。

5. 3. 海外比率の基準の適用

多国籍企業が備えるべき特性の一つとして、小宮教授によって第3番目にあ

げられた海外比率の基準を、37社に適用してみることにしたい。海外比率の計算にあたっては、データの入手可能性と正確度などの実際的な制約条件を考慮して、今回はつぎの四つの海外比率を計算してみた。

1. 海外投資額／本社資本金
2. 海外投資額／本社総資本
3. 海外生産額／本社売上高（＝生産額）
4. 海外従業員数／本社従業員数

これらの四つの海外比率の計算結果は、表5のとおりである。

さて、ここで、海外比率の基準数値として、25%という数値をとり、表5の四つの海外比率のそれぞれについてこの基準値をこえる企業を数えてみると、つぎのような結果が得られる（表5の数値の小数点以下を四捨五入）。

- | | | |
|----|---|-----|
| 1. | $\frac{\text{海外投資額}}{\text{本社資本金}}$ が0.25以上 | 17社 |
| 2. | $\frac{\text{海外投資額}}{\text{本社総資本}}$ が0.25以上 | 0社 |
| 3. | $\frac{\text{海外生産額}}{\text{本社売上高}}$ が0.25以上 | 1社 |
| 4. | $\frac{\text{海外従業員数}}{\text{本社従業員数}}$ が0.25以上 | 11社 |

なお、四つの海外比率のうちのどれか一つの比率でも基準値の25%をこえる企業をみると、20社となる。

さて、以上の結果はどのように解釈できるであろうか。海外投資額は、利用したデータ源の説明によると、「有価証券報告書ベースの海外関係会社に対する有価証券投資額と長・短貸付金の残高」である。出資金のほかに貸付金をふくむ海外投資額を日本本社の資本金に対応させてその比率をみると、かなり高い値が出て当然と考えられる。海外投資額に対応させるものとしては、日本本社の資本金だけでなく、それに長・短の貸付金を加えたもののほうがのぞましい。それでは、海外投資額と日本本社の総資本の比率をとるのがよいかと

表5 日本の多国籍企業の海外比率 (数字はいずれも%)

番号	売上高 順位	会 社 名	海外投資額	海外投資額	海外生産額	海 外 従業員数
			本社資本金	本社総資本	本社売上高	本 社 従業員数
1	25	旭 化 成 工 業	24.12	1.85	—	16.16
2	51	味 の 素	80.70	5.56	9.39	65.98
3	97	花 王 石 鹼	51.52	2.23	—	—
4	30	鐘 紡 紡	50.00	2.64	3.37	42.99
5	10	川 崎 製 鉄	6.61	0.51	—	2.32
6	182	極 洋	120.00	12.57	—	—
7	31	久 保 田 鉄 工	2.60	0.35	—	6.23
8	33	三 洋 電 機	20.96	2.18	11.43	51.79
9	237	敷 島 紡 績	13.33	1.06	—	126.70
10	35	昭 和 電 工	21.09	2.35	—	15.23
11	1	新 日 本 製 鉄	6.35	0.60	—	3.27
12	80	積 水 化 学 工 業	14.29	0.62	—	—
13	74	大 日 本 イ ン キ 化 学 工 業	11.27	0.89	5.41	6.88
14	54	大 日 本 印 刷	24.68	2.16	5.99	21.42
15	28	大 洋 漁 業	41.33	2.96	—	23.19
16	50	武 田 薬 品 工 業	7.23	0.71	—	7.63
17	161	立 石 電 機	102.44	6.28	—	11.57
18	37	帝 人	90.79	7.62	15.03	121.43
19	3	トヨタ自動車工業	20.00	1.49	7.77	16.96
20	11	東 京 芝 浦 電 気	7.16	0.67	1.53	10.50
21	428	東 光	170.59	13.36	41.50	—
22	41	東 洋 紡 績	63.36	6.20	9.27	45.39
23	34	東 洋 紡 績	20.49	2.27	7.52	109.78
24	66	凸 版 印 刷	13.08	1.36	—	—
25	99	日 魯 漁 業	13.41	0.79	—	8.97
26	4	日 産 自 動 車	20.59	1.06	5.56	9.85
27	79	日 本 水 産	46.00	3.82	—	17.17
28	32	日 本 電 気	28.86	2.46	9.33	19.16
29	241	日 本 ペ イ ン ト	—	—	—	—
30	7	日 立 製 作 所	7.36	0.78	2.82	8.19

（数字はいずれも％）

番号	売上高 順位	会 社 名	海外投資額	海外投資額	海外生産額	海 外 従業員数
			本社資本金	本社総資本	本社売上高	社 社 従業員数
31	46	プリヂストンタイヤ	116.55	7.53	—	11.14
32	6	松下電器産業	69.58	4.64	8.60	38.79
33	65	三井金属鉱業	31.69	3.79	—	77.45
34	8	三菱重工業	15.24	0.81	1.62	4.35
35	87	三菱レイヨン	42.07	3.03	—	54.65
36	56	ユニチカ	20.09	1.84	—	33.28
37	390	理研ピストンリング工業	—	—	—	—

- （注）1. 資料出所：①「日本鉱工業200社輸出ランキング」『プレジデント』1976年5月，②『海外進出企業総覧』1975年版，2—4ページ。
2. 三洋電機の数字は，東京三洋電機の数字をふくめて計算されている。

いうと，この比率にも難点がある。というのは，海外投資額には出資金のほかに貸付金もふくまれているといっても，貸付金が出資金の数倍であるような例はほとんどない。これにたいして，日本本社の自己資本比率は，周知のとおり平均的には20%を割る低い水準にある。そのため，海外投資額と日本本社の総資本の比率をとると，表5の数字にみるとおり，ひじょうに小さい値となってしまう，25%の基準値をこえる企業は1社もないということになってしまう。

以上の二つの海外比率に比較すると，生産額の海外比率と従業員数の海外比率の二つは，より妥当といえよう。そこで，これら二つの海外比率について，25%の基準値をこえる企業をみると，生産の海外比率については1社，従業員数の海外比率については11社，計12社一重複なし—という結果が得られる。このようにして，海外比率の基準を追加適用すると，日本の多国籍企業は37社から12社へと約3分の1に減ってしまうのである。

ここで，比較のために，米国の多国籍企業の海外比率をみることにしたい。表6は，ブルックとリーズ（N.K. Bruck and F.A. Lees）の調査結果を示し

表6 米国の多国籍企業の海外比率

海外比率 \ 項目	売上高	利益	資産	雇用
0～ 9%	11	14	16	2
10～ 19	25	25	30	10
20～ 29	22	17	27	14
30～ 39	19	9	17	7
40～ 49	10	6	5	4
50～ 59	4	5	4	7
60～ 69	1	3	2	6
70～ 79	0	1	0	5
80～ 89	0	1	0	1
90～ 100	1	0	0	0
不明	47	59	39	84
企業総数	140	140	140	140

- (注) 1. サンプルの140社は、ハーバード・グループの多国籍企業187社のうちにくまられる企業。
 2. この表6は、直接的にはバーノン著『多国籍企業の新展開』（前掲）より引用。もとの調査については、脚注17を参照。
 3. この表6の海外比率の計算式と前掲の表5の計算式は相違している。脚注⁽¹⁸⁾を参照。

⁽¹⁷⁾ ている。この表6の数字には、細かい点ではいくつかの問題点がふくまれている。しかし、この表6の数字からわれわれは、米国の多国籍企業の海外比率が日本の多国籍企業のそれよりも、相当に高いことを知ることができる。たとえば、雇用という項目をみると、データの明らかな企業56社のうちの44社(79%)は、その海外比率が20%をこえている。なお、表6の海外比率20%は前掲の表5の25%に一致する。⁽¹⁸⁾ つぎに、資産の項目についてみると、データの明らかな企業101社のうちの55社(54%)が20%をこえている。

(17) N.K. Bruck and F.A. Lees, "Foreign Content of U.S. Corporate Activities," *Financial Analysts Journal*, September-October 1966, pp. 127-32.

(18) いま、本社の数字を d 、海外の数字を f とすると、表5の海外比率は $\frac{f}{d} \times 100$ を、表6の海外比率は $\frac{f}{d+f} \times 100$ をそれぞれ表現している。

しかし、表6の数字は他方において、米国の多国籍企業のなかにも海外比率の低いものがかかなりふくまれていることも明らかにしている。売上高、利益、資産、雇用の各項目について、その海外比率が20%未満の企業を上と同様の方法で数えると、36社（39%）、39社（48%）、46社（46%）、12社（21%）という結果が得られる。この結果から推測すると、ハーバード・グループの選定した米国の多国籍企業187社に、さきほど日本企業について試みたように、海外比率25%という基準を追加適用すると、187社のうちの2割から3割ぐらゐの企業がリストから脱落するのではないかと思われる。

5. 4. 多国籍企業リストの改良

今回は、製造企業のうちで多国籍企業の要件を備えているものを選び出すという作業を実施した。日本の多国籍企業のより包括的なリストを作成することは必要であるので、つぎにその点についてすこしのべてみたい。

まず、日本の商社、それもとくに10大商社は、どのような選定基準を適用してみても、多国籍企業としてリストアップされることは確実である。したがって、10大商社を日本の多国籍企業リストに加えることが必要である。

つぎに、製造業以外の産業分野の企業のなかから多国籍企業を選定する必要がある。たとえば、銀行、証券会社、保険会社、海運会社、建設会社などのうちから、多国籍企業をリストアップしなければならない。その場合、多国籍企業の選定基準は、製造企業に適用したものとはかなり相違することになると予想される。それぞれの産業分野の実態を反映した選定基準を設定することが必要である。

つぎに、今回の選定では、設定した選定基準を機械的に適用して多国籍企業を選定するという方式が採用されている。大量のデータを処理するためには、この方式もやむを得ないが、この方式にはやはり限界がある。たとえば、日本の代表的な多国籍企業とみなされている吉田工業は、今回の選定作業では除外

されてしまった。同社が非上場会社であるため、『プレジデント』の鉱工業上位500社のリストに載っていないためである。ちなみに、吉田工業は、海外生産子会社23社を21カ国にもっている。

また、ヤンマーディーゼル、矢崎総業、桃井製網、リンナイ、前川製作所、タカラベルモントなど、海外生産に積極的なことで特別に有名なこれらの企業は、今回作成のリストにはふくまれていない。これも、設定した選定基準を機械的に適用したためである。日本の多国籍企業の研究を行なう場合、その研究目的によっては、これらの企業をリストに追加することが必要かもしれない。⁽¹⁹⁾

今回の選定では、海外子会社の規模の大小にはまったく言及しなかったが、そのことも一つの問題点となる可能性がある。たとえば、今回の選定作業では、海外製造子会社を3カ国に3社しかもたない企業は、その海外子会社がいずれも大規模な企業であっても、そのことにはまったく関係なしに多国籍企業とはみなされない。しかし、もしそれらの海外子会社のいずれもが大規模企業であり、そのために、海外投資額、海外生産高、海外従業員数なども大きい数字になるならば、その企業を多国籍企業としてあつかうのが適当かもしれない。実際、化学、鉄鋼、パルプなどの業種に属する企業のなかには、少数の海外生産子会社しかもたないが、それらの海外子会社はいずれもかなり大規模な企業であるという例が、いくつかみられる。それらの企業は、今回の選定では、多国籍企業リストには顔を出していない。

最後に、今回作成した日本の多国籍企業リストの正確性ないし信頼性について、感想をのべてみたい。今回の選定作業では、すでにのべたとおり、各社のアンケート回答を中心的なデータとしたが、回答の得られなかった会社については、『海外進出企業総覧』を中心的に利用した。このような市販のデータ源

(19) これらの企業については、つぎを参照。

佐々木尚人稿「経営国際化の日本の特性」『中央公論・経営問題』昭和50年冬季号、150—175ページ。

を利用してなされる選定作業は、その正確性の点で限界があるといわなければならない。利用した『海外進出企業総覧』、『企業別海外投資』、『総合商社年鑑』などは、いずれも貴重なデータ源であり、そのデータの大部分は正確である。しかし、そのデータのいくつかは、不正確なデータである。今回作成した日本の多国籍企業リストは、利用したデータ源にふくまれている少数の不正確なデータのために、また、選定作業の過程で生じる計算間違いなどのために、いくつかの点で不正確なデータをふくんでいると推測できる。

今後、以上で指摘したような問題点を再検討して、また、企業の関係者の協力を得ることにより、ふくまれている誤りを訂正して、より完全な多国籍企業リストへと改良していくことにしたい。

6. 多国籍企業の用語上の問題

multinational enterprise あるいは multinational corporation という英語に対応する日本語が、「多国籍企業」という用語である。ところが、この多国籍企業という日本語の用語には、いくつかの問題点がみられる。

まず、多国籍企業の「籍」という字が問題点の一つを提供する。日本の多国籍企業をリストアップした場合、そのリストにかならず顔を出す企業として、松下電器産業、東レ、帝人などがある。ところで、これらの企業はいずれも、日本の法律にのっとって設立されており、その意味ではそれらの企業の国籍は日本とみるのが順当であろう。したがって、それらの企業は、国籍という点からは「一国籍企業」とよぶべきであろう。

このような論議にたいしては、「多数の国に直接投資を行っている親会社とその子会社からなる企業集団」として多国籍企業を定義することによって、有効に反論できるかもしれない。⁽²⁰⁾たとえば、日本の東レという会社をとってみる

⁽²⁰⁾ これは、越後和典教授の定義である。越後和典稿「多国籍企業の政治経済学」『季刊・現代経済』第23号、1976年夏季号、128ページ。

と、タイ、マレーシア、インドネシアなど10カ国あまりの国に20社以上の製造子会社をもっている。いまの定義にしたがうと、東レという多国籍企業（企業集団）には、日本の東レ本社、タイの子会社、マレーシアの子会社などがふくまれることになり、そのため多数の国籍をもつことになる。しかし、多国籍企業を定義するにあたって、本社だけでなく海外子会社をもふくめて企業集団のレベルで定義することは、少数意見であり、特殊な見解であるといえよう。

連結決算の制度が長い歴史をもつ米国では、決算としては、親会社と国内および海外の子会社を一括した連結決算が一般的であって、親会社だけを対象にした単独決算は例外的にしかなされない。したがって、米国企業の場合には、たとえばゼネラル・モーターズ社を例にとると、その売上高、利益、総資産などの数字は、親会社のゼネラル・モーターズ社だけの数字を意味するのではなくて、米国国内の子会社および海外の子会社をふくめて計算した数字を意味する。したがって、ゼネラル・モーターズ社を「多国籍企業」とよぶことには、あまり問題はなくて、むしろ、そのようによぶほうがより適切であるともいえる。日本でもやがて連結決算が開始されることに決定しているから、そのうちには米国の企業と同じようになるかもしれないが、すくなくとも現在までのところでは、松下電器産業や、東レを「多国籍企業」とよぶことには問題があるといえるのではないだろうか。

多国籍企業という用語の第2の問題点は、この用語が特定の強いイメージとむすびついており、そしてそのために、企業の当事者、研究者、一般の人々のあいだに、過剰反応を生じさせる傾向にあることである。とくにロッキード事件以来、多国籍企業という用語には、否定的なニュアンスが定着してしまったようである。そのため、企業の当事者の多くは、自分の勤務ないし関係する企業が多国籍企業とよばれることに反対の意見を表明したり、抵抗を示したりする。筆者の研究取材の経験に照らしてみると、日本の企業のなかで、みずからを多国籍企業であると積極的に表明するところはほとんどないし、また、他の

人々から多国籍企業とよばれてそれに同意する企業もそれほど多くはない。筆者が、本稿の前身のディスカッション・ペーパーを関係企業に配布してみたところ、かなり多くの企業から、「我が社は多国籍企業ではありません」という回答を得ている。

多国籍企業という用語が、このように日本の企業関係者のあいだで不人気であることは、研究者にとっては重大な問題を提示する。というのは、日本の多国籍企業を具体的に確定する作業をすすめていくためには、企業の研究協力がどうしても必要であるからである。また、選定された日本の多国籍企業を対象にして、その経営戦略、管理組織、生産とマーケティングなどの研究をすすめていくにも、企業側の協力が不可欠である。

多国籍企業という用語には、このように問題点があふくまれている。したがって、この用語の使用に固執することは、かならずしも賢明でないといえよう。場合によれば、他の用語の使用を考慮してもよいのではないだろうか。⁽²¹⁾たとえば、「海外生産指向企業」という説明的な用語を状況によっては多国籍企業にかえて使用してはどうであろうか。

7. 国際経営論と多国籍企業

7.1. 国内的企業と国際的企業

経済学者が多国籍企業をとりあげる場合、国際経済あるいは国民経済のレベルで論じるのがふつうである。多国籍企業にかんする諸問題を企業のレベルで論じること、それもとくに経営者や管理者の意思決定や管理の問題としてとらえることは、ある意味では当然であるが、彼らの場合にはほとんどみられない。この意味で、彼らの多国籍企業研究は、多国籍企業問題への経済学的アプ

(21) 小宮教授も「多国籍企業」の「籍」という字はあらゆる意味で不適切であり、「多国間企業」のほうがより適切であるという見解を示されている。
小宮隆太郎著『国際経済学研究』岩波書店、1975年、299ページ。

ローチであるとともに、マクロの視点に立つアプローチであるといえる。

これにたいして、経営学とくに経営管理論を基本的な理論的枠組にして多国籍企業問題にアプローチする研究がある。その経営学的研究では、多国籍企業を外部から分析するにとどまらないで、しばしば企業の内部にまではいって分析する。そして、主要なテーマとしては、たとえば、経営戦略、管理組織ないし管理機構、生産、販売、財務などの職能的な業務活動およびその管理（業務的管理）をとりあげる。

この多国籍企業についての経営学的研究は、多国籍企業研究のなかの一つの研究の流れであるが、別の見方からすると、国際経営論に属する一つの研究の流れとしてとらえることもできる。⁽²²⁾以下、国際経営論の研究対象である国際的企業について説明して、つぎにその国際的企業のなかでの多国籍企業の位置を明らかにして、多国籍企業の理解をいっそう深めることにしたい。

原材料や部品を国内の企業から購入して、それを国内の工場で製品に組み立て、そしてその製品を国内の企業や消費者に販売する企業は、国内的企業とよぶことができよう。その国内的企業が、その経営活動を国境をこえて国際的に展開するようになり、そしてやがては多国籍企業とよばれるものに変化していく。経営活動を国際的に展開する企業は、国内的企業との対比で、国際的企業とでもよぶことができよう。

ところで、その国際的企業は、それが国際的に遂行する経営活動が輸出に限定されていたり、あるいは輸出を中心的にする企業と、輸出に加えて海外生産活動にも積極的に従事する企業の二つのタイプを区別できる。前者のタイプの企業を「輸出指向企業」とよぶならば、後者は「海外生産指向企業」とよぶことができる。多国籍企業といわれる企業は、じつはこの海外生産指向企業のことである。

② この点のくわしいことは、つぎの拙稿を参照。「国際経営論の接近方法」『国民経済雑誌』第135巻 第3号、昭和52年3月、35—52ページ。

つづいて、輸出指向企業を定量的に定義して、そしてその定量的定義にもとづいて、輸出指向企業を実際に選定することにしたい。

7. 2. 日本の輸出指向企業

輸出には積極的であるが、海外生産には積極的でない輸出指向企業を、つぎのように定量的に定義することにする。

企業規模の基準……雑誌『プレジデント』1975年9月増刊号に掲載の日本の鉱工業上位500社（売上高基準による）のリストにふくまれていること。

この企業規模の基準は、多国籍企業に適用した基準と同じである。

輸出の基準……つぎの二つの条件のうち、すくなくとも一つを満たすこと。

- ① 輸出比率が最近3年連続して20%以上であること。
- ② 海外販売子会社を5カ国以上にもっていること。

ここで、輸出比率とは、売上高総額に占める輸出額の構成比率を意味している。つぎに、海外販売子会社とは、海外で製造業あるいは資源産業にはまったく従事しなくて、そのかわりもっぱらあるいは主として販売業に従事する現地法人である。日本の親会社の出資比率、役員派遣、設立等の時期については、海外生産子会社の場合と同じとする。

企業規模の基準と輸出の基準の二つの基準を満たす企業のなかには、すでに定義した多国籍企業（海外生産指向企業）がふくまれているが、それらは輸出指向企業とは考えず、多国籍企業としてとりあつかう。したがって、否定的な基準であるが、第3の基準として海外生産の基準をつぎのようにあげることにする。

海外生産の基準……海外生産子会社を5カ国以上にもつことはない。

さて、(1)上位500社以内、(2)海外販売子会社5カ国以上または最近3年連続

表7 日本の輸出指向企業リスト

番号	売上高 順位	会 社 名	海外生産子会社		海外販売子会社		輸出比率 (%)
			国 数	会社数	国 数	会社数	
1	463	ア イ ワ	0	0	4	4	44.18
2	430	赤 井 電 機	1	1	1	1	90.66
3	414	旭 光 学 工 業	1	1	1	1	46.53
4	15	石川島播磨重工業	3	4	1	1	37.91
5	123	エヌ・テー・エヌ 東洋ベアリング	4	4	5	5	24.80
6	342	オリンパス光学工業	1	1	2	2	42.30
7	298	カ シ オ 計 算 機	0	0	2	2	44.23
8	21	川 崎 重 工 業	1	1	2	2	35.68
9	196	キ ャ ノ ン	3	4	5	5	57.76
10	311	九州松下電器	0	0	0	0	37.93
11	75	ク ラ レ	2	2	2	2	25.35
12	458	興 国 鋼 線 索	1	1	0	0	51.16
13	121	光 洋 精 工	3	3	10	12	28.11
14	39	小 松 製 作 所	2	3	5	5	22.38
15	330	酒 伊 織 維 工 業	0	0	0	0	23.88
16	172	佐 世 保 重 工 業	0	0	0	0	56.78
17	321	三 協 精 機 製 作 所	0	0	3	3	28.95
18	443	山 水 電 気	0	0	2	2	79.96
19	268	シ チ ズ ン 時 計	3	3	0	0	43.98
20	70	シ ャ ー プ	3	3	3	3	42.20
21	73	鈴 木 自 動 車 工 業	1	1	2	2	29.96
22	9	住 友 金 属 工 業	3	3	1	2	32.73
23	242	ゼ ネ ラ ル (電機)	0	0	0	0	29.73
24	40	ソ ニ ー	3	3	9	10	48.21
25	346	大 同 鋼 板	0	0	0	0	28.83
26	470	テ イ ア ッ ク	0	0	2	3	61.53
27	386	ト ー ヨ ー カ ネ ツ	0	0	0	0	37.60
28	392	ト リ オ	0	0	3	3	49.68
29	105	東 京 三 洋 電 機	0	0	0	0	33.11
30	20	東 洋 工 業	1	1	5	7	39.41

番号	売上高 順位	会 社 名	海外生産子会社		海外販売子会社		輸出比率 (%)
			国 数	会社数	国 数	会社数	
31	151	東 洋 鋼 板	0	0	0	0	31.11
32	71	日 本 楽 器 製 造	4	5	5	5	16.11
33	209	日 本 金 属 工 業	0	0	0	0	31.65
34	252	日 本 光 学 工 業	0	0	4	4	43.63
35	5	日 本 鋼 管	2	2	0	0	27.95
36	248	日 本 ス テ ン レ ス	0	0	0	0	27.71
37	353	日 本 陶 器	2	4	6	6	31.03
38	474	日 本 特 殊 陶 業	2	2	1	1	27.43
39	168	日 本 冶 金 工 業	0	0	1	1	28.78
40	138	パ イ オ ニ ア	1	1	3	4	44.76
41	286	函 館 ド ッ ク	0	0	0	0	70.73
42	42	日 立 造 船	1	1	0	0	38.48
43	173	ブ ラ ザ ー 工 業	1	1	2	2	31.01
44	19	本 田 技 研 工 業	4	4	8	10	50.43
45	493	ミ ツ ミ 電 機	4	6	2	2	25.70
46	283	ミ ノ ル タ カ メ ラ	1	1	3	3	65.15
47	48	三 井 造 船	0	0	0	0	40.88
48	16	三 菱 電 機	4	5	9	10	9.30
49	86	ヤ マ ハ 発 動 機	2	2	3	3	68.40
50	163	淀 川 製 鋼 所	2	2	0	0	30.30
51	112	リ コ ー	3	3	3	3	24.51

(注) 資料出所や用語などについては、表4の注および本文「7.2.日本の輸出指向企業」を参照。

して輸出比率が20%以上、(3)海外生産子会社を5カ国以上にもたない、この三つの基準に合致する企業を選び出すと、表7のように51社がリストアップされる。それらの51社が、日本の輸出指向企業である。

7. 3. 輸出指向企業と海外生産指向企業の比較

ここで、輸出指向企業と多国籍企業（海外生産指向企業）の二種類の国際的

表8 日本の国際的企業の規模分布

売上高順位	企業の種類	多国籍企業 (海外生産 指向企業)	輸出指向企業	計
1~100 位		31社	16社	47社
101~200		2	11	13
201~300		2	8	10
301~400		1	8	9
401~500		1	8	9
計		37	51	88

(注) この表8の数字は、前掲の表4と表7にもとづいている。

企業について、その企業規模と所属業種を比較してみたい。表8は、日本の国際的企業88社の規模分布を示している。この表8からわかるように、多国籍企業37社のうちの31社（84%）が上位100社以内にあるのにたいして、輸出指向企業51社については、上位100社以内にふくまれるのは16社（31%）だけである。多国籍企業が巨大企業に集中する傾向にあるのに比較して、輸出指向企業の規模分布はかなり均等に分散しているといえる。なお、表8の合計欄の数字に明らかなように、日本の国際的企業88社をひとまとめにみた場合、上位100社以内に47社（53%）と過半数の企業がある。したがって、全般的な傾向としては、日本の国際的企業は巨大企業が中心的であるといえよう。

つづいて表9によって、日本の国際的企業の業種分布を検討してみよう。すでにのべたように、多国籍企業は繊維、電気機器、化学工業、食料品（ただし水産をふくむ）に集中している。これにたいして、輸出指向企業は電気機器、輸送用機器、鉄鋼、精密機器に集中している。これらの産業は、日本の輸出産業としてよく知られているから、この結果はわれわれの予想どおりのものであるともいえる。

つぎに、多国籍企業と輸出指向企業の業種分布を比較してみると、電気機器にはこれら二種類の国際的企業がともに多くみられるが、多国籍企業が多くみ

表9 日本の国際的企業の業種分布

業 種	企業の種類	多国籍企業 (海外生産 指向企業)	輸出指向企業	計
食 料 品 (水産ふくむ)		5社	0社	5社
織	維	8	2	10
パ ル プ ・ 紙		0	0	0
化 学 工 業		6	0	6
石 油 ・ 石 炭 製 品		0	0	0
ゴ ム 製 品		1	0	1
ガ ラ ス ・ 土 石 製 品		0	2	2
鉄	鋼	2	9	11
非 鉄 金 属		1	0	1
金 属 製 品		0	0	0
機	械	2	5	7
電 気 機 器		7	14	21
輸 送 用 機 器		3	10	13
精 密 機 器		0	8	8
そ の 他 製 造 業		2	1	3
計		37	51	88

- (注) 1. この表9の数字は、前掲の表4と表7にもとづいている。
2. 企業の業種所属は、株式コードの中分類による。

られる繊維、化学工業、食料品には、輸出指向企業はそれほど多くみられないし、また、鉄鋼、輸送用機器、精密機器については、輸出指向企業が多くみられるのに多国籍企業はほとんどみられない。このような業種分布のちがいは、なぜ生じているのであろうか。

企業の多国籍企業化にかんする一つの有力な仮説に、貿易と国際投資のプロダクト・サイクル仮説⁽²⁸⁾がある。その仮説によると、国内生産→輸出→海外生産という段階を経ながら企業は多国籍企業化するという。いま検討した多国籍企業と輸出指向企業の業種分布のちがいを、この仮説に照らして分析してみたら、

(28) パーノン著『多国籍企業の新展開』（前掲）、第3章。

おもしろい結果が出てくるのではないだろうか。たとえば、多国籍企業37社について、3年前あるいは5年前にさかのぼってデータを分析してみたら、37社のうちの相当数が輸出指向企業であったという結果が出てくるものと予測できる。もしそのような結果が出てきたならば、将来予測として、輸出指向企業51社のうちの相当数の企業が近い将来に多国籍企業化するといえよう。

つづいて、今後の研究課題に関連してのべると、日本の多国籍企業の形態的特性および行動的特性の研究にさいしては、米国やヨーロッパの多国籍企業との比較に留意することも大切であるが、それに加えて、日本の国内的企業、輸出指向企業、多国籍企業の三種類の企業の比較にも十分な注意をはらうべきであろう。そのような比較研究をとおして、日本の多国籍企業の特徴が浮かび上がってくるものと予想されるからである。今回のわたしのリスト作成は、これら三種類の企業を具体的に確定する試みであり、日本における多国籍企業研究の今後の発展に役立つものと信じている。

8.（付論）海外投資先企業の分類

企業の海外直接投資の対象ないし産物は、通常は、新設または既存の海外現地法人である。ここでは、それを海外投資先企業とよぶことにする。その海外投資先企業は、一様ではなく、親会社の出資比率、親会社の経営管理の参加の程度、従事する事業の種類や業種などの点で、多様である。

今回の選定作業をすすめるにあたり、海外投資先企業をつぎの二つの基準にもとづいて分類してみた。

1. 親会社が海外投資先企業の経営管理にどの程度まで参加しているか。
2. 海外投資先企業がどのような事業に従事しているか。

まず、第1の基準からみていくことにしたい。親会社の経営管理の参加の程度のちがいによって、つぎのように、海外投資先企業を(1)海外子会社、(2)海外関係会社、(3)海外一般投資先企業の三つに分類した。

1. 海外子会社

- 1.1. 概念的定義……親会社の経営管理の参加の程度が、全般的あるいは主導的である海外投資先企業。
- 1.2. 操作的定義……つぎの三つの基準のうち、すくなくとも一つを満たす。
 - ① 親会社の出資比率が25%以上。
 - ② 親会社の出資比率が15%以上であり、しかも複数の日本側出資者のなかで出資比率が第1位（同率1位をふくむ）。
 - ③ 親会社から社員が、海外投資先企業に常勤の実質最高責任者として派遣。

2. 海外関係会社

- 2.1. 概念的定義……親会社の経営管理の参加の程度が、部分的あるいは消極的である海外投資先企業。
- 2.2. 操作的定義……つぎの二つの基準のうちのすくなくとも一つを満たす（ただし、上記の海外子会社はのぞく）。
 - ① 親会社の出資比率が15%以上。
 - ② 親会社から社員が、海外投資先企業に常勤社員として1名以上派遣。

3. 海外一般投資先企業

- 3.1. 概念的定義……親会社の経営管理の参加の程度が、零あるいは無視できる程度の海外投資先企業。
- 3.2. 操作的定義……つぎの二つの基準をとともに満たす。
 - ① 親会社の出資比率が15%未満。
 - ② 親会社から社員が、海外投資先企業に常勤社員として1名も派遣されていない。

いいかえると、海外投資先企業のうち、海外子会社と海外関係会社

をのぞいて残りのものが、海外一般投資先企業である。

つぎに、第2の基準をみることにしたい。今回の選定作業では、海外投資先企業を、その事業内容の点から、つぎの五つに分類してみた。

1. 製造業に従事するもの
2. 資源産業に従事するもの
3. 商業に従事するもの
4. その他の産業に従事するもの
5. 非事業会社

今回の選定作業では、海外子会社のうち、製造業に従事する海外製造子会社、資源産業に従事する海外資源子会社、商業に従事する海外販売子会社に焦点をあてた。なお、海外製造子会社と海外資源子会社の両子会社をひっくめて海外生産子会社とよんでいる。

つぎに、日本の商法、財務諸表規則および連結財務諸表原則でいわれる子会社、関係会社、関連会社の各概念と、さきほど説明した海外子会社、海外関係会社、海外一般投資先企業の各概念との異同ないし関係をすこし説明したい。

昭和52年度4月1日以降開始事業年度から適用されることになっている連結財務諸表原則では、子会社と関連会社の二つを区別して、それぞれつぎのように定義している。⁽²⁴⁾

子会社……B社にたいするA社の出資比率が50%超であるとき、A社は親会社、B社は子会社とよばれる。なお、B社にたいするA社の出資比率を計算するとき、A社の子会社であるC社およびそのC社の子会社であるD社（孫会社）のそれぞれのB社にたいする出資比率——いわゆる間接所有の出資比率——もA社の出資比率に合計して計算される。

②4 ここではごく基本的な点を説明するにとどめ、条文を引用しての詳細な説明は省略したい。

関連会社……B社にたいするA社の出資比率が20%以上であり、しかもそのうえ、人事、資金、技術、取引などの関係を通じて、A社がB社の財務および営業の方針にたいして重要な影響をおよぼすことができるとき、B社はA社の関連会社とよばれる。

財務諸表規則では、関係会社がつぎのように定義されている（なお、上で説明された子会社も財務諸表規則では関係会社として定義されているが、以下の定義ではその子会社の定義に相当するところはこのぞかれている）。

関係会社……B社にたいするA社の出資比率が10%超であり、しかもそのうえ、A社がB社の事業活動の重要部分について継続的で緊密な関係を維持することにより、B社を支配しているとき、B社はA社の関係会社とよばれる。

さて、連結財務諸表原則などで定義される子会社、関連会社、関係会社と、わたしの定義する海外子会社、海外関係会社、海外一般投資先企業とを比較すると、つぎの点が明らかである。まず第1に、関連会社および関係会社の定義と海外関係会社の定義のあいだには、それほど大きな相違はみられない。しかし、子会社の定義と海外子会社の定義のあいだには、大きい相違がある。

同じく子会社という用語を使用していても、その意味するところが大きくちがっているのでは、混乱が生じるかもしれない。したがって、用語上の混乱をさける工夫が必要である。そこで、わたしは海外子会社のうちで親会社の出資比率が50%超であるもの、すなわち、商法および連結財務諸表原則でいうところの子会社の条件を満たしているものは、とくに「連結対象の海外子会社」とよび、それ以外の海外子会社を「非連結対象の海外子会社」とよび、この両海外子会社を区別することにしたい。なお、今回の選定作業では、この区別は利用しなかったことをつけ加えておきたい。

付記：本稿の研究にあたっては、日本証券奨学財団の研究助成金（第1回）の援助を受けた。

米国製紙産業における 設備投資の研究

定 道 宏

1. は し が き

製紙産業は、米国経済において、鉄鋼、非鉄金属、化学などの産業と同様に基幹産業の一つである。したがって、設備投資が何らかの事情によって阻害され、そのために供給能力に支障が生じることは価格騰貴の起爆剤となり、ひいては米国経済全体に由々しきインフレを招く危険性をはらんでいる。ところが企業の投資意欲を削ぐ種々の要因が1960年代の後半から顕現しはじめ、1970年代になってクローズアップしてきた。

例えば、長期負債自己資本比率は1964年まで23%位ではほぼ安定していたが、以後上昇しはじめ1972年にはついに約50%に達した。また、資本設備の価格も着実に上昇した反面、製紙価格は1971年に製紙価格の凍結が施行されたが1972年まで比較的安定的であり、1967年水準に比べたつた10%上昇していたにすぎない。(その間製造工業全体の卸売物価は14%も上昇していた。)最も重要でしかも顕著な要因は、公害防止規準の充足のための非生産的な資本支出に年々かなり大きな額を必要としたことである。パルプ、紙および板紙生産部門における公害防止のための資本設備投資は1967年以前には全投資額に占める割合が5%以下であったが、1968年には12%、1969年から1973年までは年平均35%に増大し、1974年からはじまった第2ラウンドの公害防止規準(1977年中間規制)の充足のために1974年および1975年では全投資額のうち平均32%の資本支出が

必要であった。このような環境保護のための巨額な追加的資本支出は「資本不足」を招き、生産的資本投資を圧迫し、その結果生産能力の不足をもたらす深刻な問題をはらんでいる。

製紙産業における生産能力は、1970年に至るまでは年4%強の成長率で拡大してきたが、1970年から1973年までは年3%、1973年から1975年までは年2%弱と更に成長率が鈍化してきた。このような鈍化は、何に起因するのであろうか。産業の投資行動に変化が生じたのであろうか。公害防止の資本投資が生産的資本投資に代替したためであらうか、それとも需要の減少とか資本費用の変化といった実物的経済要因に起因しているのであろうか。本研究は、こうした問題を解明するために、米国製紙産業の設備投資関数を計測し、投資行動の安定性ないし構造変化を検討する。第2節では米国製紙産業について概略する。第3節では分析方法を説明し、第4節で投資関数および実証結果を吟味する。最後の第5節で本研究の結論を述べる。

2. 米国製紙産業の概要

製紙産業（より正確には紙および紙製品産業 *the paper and allied products industry*）は、パルプ、紙、板紙といった第1次製品の生産のみならず、箱類原稿用紙、ちり紙などの加工品の生産にも従事している。パルプ生産の9割が自社内消費され、僅か1割が市場パルプとして販売される。パルプの卸売物価指数はこの市場パルプのそれであり、パルプの価格として正確性に欠けることに注意すべきである。主なパルプとしては、溶解パルプ（セロハン、アセテート用）、白ケミカルパルプ（印刷用紙、筆記用紙用）、黄ケミカルパイプ（包装紙、黄板紙用）、桉木パルプ（新聞紙用）、再生パルプ（新聞紙、再生板紙用）などがある。市場パルプとして出されるのはほとんどが溶解パルプと白ケミカルパルプとである。

主な紙の種類として新聞巻取紙、印刷用紙、筆記図画用紙、包装用紙、産業

用加工紙がある。新聞用紙は大量にカナダより輸入していて、その結果製紙全体についてみた場合でも輸入が輸出を上まわり、米国は紙の輸入国となっている。印刷用紙は書籍、雑誌など、筆記用紙は事務用書式類、ノート類などに用いられる。包装用紙は包装紙、ショッピング用紙袋、輸送用大形紙袋などに用いられる。産業用加工紙は防錆紙、絶縁紙などに用いられる。

主な板紙には各種の板紙、段ボール原紙、建材原紙がある。各種の板紙は折たたみ箱、紙製食器、ろうまたはプラスチック加工箱などに用いられる。これらの紙箱は紙袋と同様にプラスチック製品との競合が厳しい。

紙および紙製品産業は森林の獲得からパルプ、紙生産およびその加工品の生産までの垂直的統合が非常に進んでいる産業である。全産業生産の約70%がこ

第1表 紙および紙製品産業における集中度
各生産物の全出荷額に占める割合（パーセント）

生産物	4社	8社	20社
Pressed & Molded Pulp Goods	75	89	98
Sanitary Paper Products	65	82	94
Fiber Cans, Drums	52	67	80
Building, Paper & Board	47	66	95
Pulp	43	61	85
Sanitary Food Containers	41	58	80
Die-cut Paper & Board	37	47	61
Envelops	27	41	62
Paper Board	26	41	67
Paper Coating & Glazing	26	37	56
Stationery	26	38	56
Paper except Building Paper	25	40	65
Bags, except Textile Bags	21	36	58
Bonding Paper Board Products	20	32	49

Source: U.S. Census & Manufactures, 1972, U.S. Department of Commerce.

うした垂直的統合の企業からのものである。にもかかわらず市場は独占的ではなく市場集中度は限られたものである。各市場における上位4社の集中度（市場の総出荷額に占める上位4社の出荷額の割合）が20%以上のものを列举すれば第1表のようになる。パルプ生産の集中度は43%と比較的高いが50%にも満たない。また、紙または板紙生産では4社による集中度が25%または26%と低く、8社による集中度でも40%または41%と50%にも満たない。

産業の需要は実質国民総生産と非常に高い相関関係を有した動きを示してきた。法人企業実質総売上の実質国民総生産に関する弾力性は1を僅かに超える値である。供給については紙および板紙の第1次生産が実質国民総生産と比較的安定した関係を示している。

第2表に生産量と実質国民総生産およびその比が掲げられている。戦後最悪の不景気といわれる1975年を除けば生産量と実質国民総生産の比が長期的に安定していることがわかる。

第2表 紙および板紙生産量と国民総生産の関係

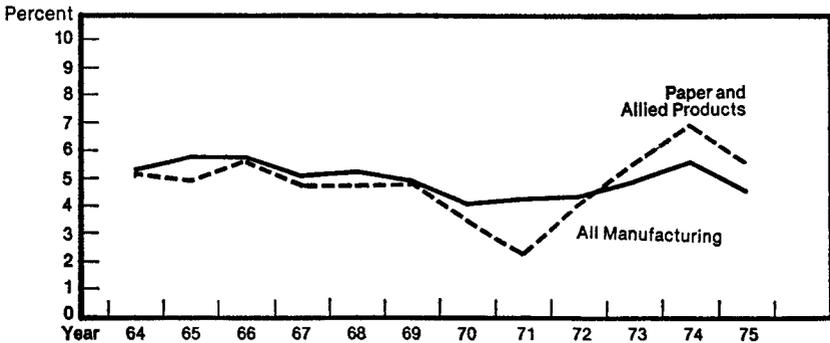
年	紙及び板紙生産 (百万トン)	実質国民総生産 (1972年価格, 兆ドル)	比
1965	44.1	926	47.6
1966	47.1	910	51.8
1967	46.9	1,008	46.6
1968	50.7	1,052	48.2
1969	54.1	1,079	50.1
1970	53.3	1,075	49.6
1971	55.0	1,108	49.7
1972	59.4	1,171	50.8
1973	61.3	1,233	49.7
1974	59.9	1,211	49.5
1975	52.3	1,186	44.1

Source: Survey of Current Business

紙および紙製品の価格は1972年まで比較的安定した動きを示していたが、1973年および1974年には年平均16%の上昇を示した。（1967年から1971年までには全製造業の卸売物価が4年間に14%上昇したのに対し製紙産業のそれは10%の上昇であったにすぎない。）そしてこの高価格が1975年の不況年にも下降を示すことなく、その年の終りから再び上昇の傾向を示し始めている。

価格の変動が競争市場的であるのか、それとも、市場機能を阻害する何らかの要因がとくに供給側に生じつつあるのかを解明することが重要であろう。まず、純利潤率から調べる。第1図に製紙産業と全製造業における法人企業の純利潤率（税引後利益と売上高との比）の動きが示されている。1969年までは製

第1図 純利潤率



Source: Quarterly Financial Report for Manufacturing Corporations, Federal Trade Commission

紙産業の純利潤率は5%水準ではほぼ安定していた。1970年の景気後退で急落しはじめ1971年には2%に落ちこんだが、1972年に景気が完全に回復すると再び5%水準に復帰した。一方製紙産業の卸売物価は1969年までは全く安定していたが、その後1972年まで緩やかな上昇を示し、1973年から急上昇に転じている。したがって全般的に1972年まで製紙産業の価格が安定していたのは供給側の安定したコストに依るところが大きいといえる。しかし1969年より生産コストが

上昇しはじめた点に注意を要する。

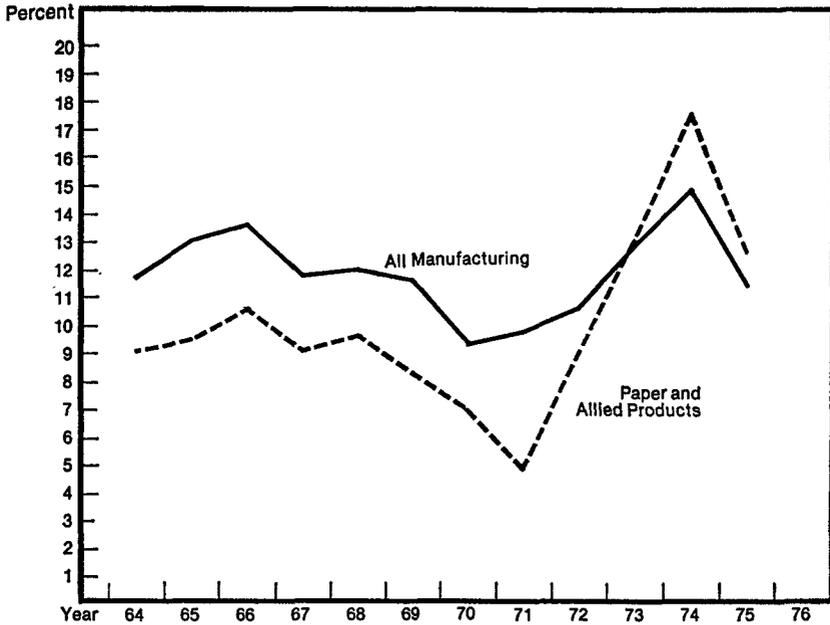
純利潤率は1972年以後更に上昇し、これまで全製造業の水準よりやや低かったのがついにこれを追い抜き、1974年には未曾有の7%水準にも達し、戦後最大の不況といわれる1975年にも6%の高水準にとどまった。コストの上昇に比して価格上昇が異常なほど高かったことがいえる。事実、価格はこの期間年平均16%という驚異的な上昇率で騰貴し、1975年の軟弱市場に拘らずこの高価格水準がそのまま維持された。

この間、産業界では製紙産業に限らず過少設備投資、したがって供給能力の不足が懸念された。製紙産業では、とくにこの傾向を強める事情がいくつか認められた。パルプ、紙および板紙の生産能力は1690年以来1970年までは年成長率4.0%で着実な拡張を示してきたが、1970年から1975年の5年間では年成長率が2.6%と大きく鈍化した。

企業の投資資金調達を困難にする金融的要因の一つとして、1960年代後半より長期負債・自己資本比率が急上昇したことがあげられる。1965年には25%であったのが、1971年には50%近くになり、以後その高水準で停滞している。企業としてはこれ以上に外部負債に頼れない限界に近づいている。自己資本純利益率は、第2図にみられるように、1960年代には9%前後で変動していたが、1972年より急上昇し、1973年には全産業の平均利益率を追い抜いた。1974年には18%にも達し、1975年に13%に落ち込んだが全産業のそれを上回った。製紙産業の自己資本調達環境が良くなり株式発行による資金調達が増えるにつれて負債・自己資本比率は下降の兆しを示し始めた。

近年製紙産業は段階的により厳しい公害規制を受け、公害防止設備への出費はコスト上昇を招くのみならず、生産的設備投資を直接に阻害する大きな要因となりうる。米国環境保護局EPAは公害防止規制として第1段階の1973年規準、第2段階の1977年中間規準、そして1973年最終規準を設定した。製紙産業は大量の燃料と水を消費しており、公害防止規制対象となる最も典型的な産業

第2図 自己資本純利益率



Source: Quarterly Financial Report for Manufacturing Corporations, Federal Trade Commission

である。企業は公害防止のため年々益々増大する巨大な額を非生産的投資に費している。第3表に示されるように総投資に占める公害防止設備投資の割合は急速に増大し、1973年には20%近くに達している。また公害防止設備投資の大部分を行っているパルプ、紙および板紙生産の総部門をみるならば、その割合は30%以上にもなる。

製紙産業は石油、化学に次いで投資・売上高比率の高い資本集約的産業であるから、公害防止のために非生産的投資を余分に必要とすることはこの産業にとって特に深刻な問題である。それはキャッシュ・フローを吸収し、利益ある設備投資を減殺させることになるであろう。全製造業の平均稼働率よりはるかに高い90%以上の稼働率で操業している製紙産業にとって過少生産設備投資は供

第3表 総投資と公害防止設備投資

年	総投資 ¹	公害防止投資 ²	割合(%)
1966	1.44	0.064	5.0
1967	1.56	0.076	4.9
1968	1.22	0.092	7.5
1969	1.58	0.128	8.1
1970	1.65	0.188	11.4
1971	1.25	0.204	16.3
1972	1.38	0.340	24.6
1973	1.86	0.352	18.9
1974	2.59	0.524	20.2
1975	2.95	0.644	21.8

Source: 1. Survey of Current Business
2. American Paper Institute

給能力不足につながりかねない。

以下の節では製紙産業における設備投資行動が1960年代後半から増大した公害防止設備費のために如何なる影響を受けたかを投資関数によって検証するであろう。

3. 分析 方法

製紙産業の投資行動が前節でのべたような諸要因によって如何なる影響を受けたであろうか。特に公害防止規制で強制される多額の出費が生産的設備投資を減少させたであろうか。この問題に答えるため全投資より公害防止設備投資分を差引いた生産的設備投資について詳細な計量経済学的分析を試みる。理論的にも実証的にも定評のある5つの投資関数を選び、1960年から1974年までの四半期データを用いて計測する。分析の目的は企業の投資行動が投資の決定要因に対して安定的な反応パターンを示してきたか、それとも反応パターンに変化が認められたかを検証することである。

投資行動の変化を統計的に検証する方法として一元配置の共分散分析⁽¹⁾を用いる。これは全期間を変化が生じたと考えられる時点で2分割し、前期間と後期間とで別々に推定された投資関数の係数が各々互に等しいか否かを検定する。等しいと検定されると投資行動は両期間を通じて投資の決定要因に対して一貫した反応を示したことになる。また、等しくないとして検定されると投資行動は一貫した反応を示さなかったことを意味する。

事前的にはどの時点で変化が生じたかは不明である。一時点でのみ変化が生じたのか、またある一定の短期間に変化が連続的に生じたのかも不明である。したがって全期間を前後に2分割する両期間の組合せのすべてに対して検定する必要がある。各部分期間が投資関数を推定するに十分なサンプル数を有するように考慮すると、1963年第1四半期から1971年第4四半期の各時点で前期と後期に2分割する組合せは36ある。

選ばれた5つの投資関数の各々がこの36の部分期間の組合せに対して推定され検定される。いま、投資を Y_t 、投資の決定要因を $X_{1t} \cdots X_{Kt}$ 、季節ダミー変数を $D_{1t} \cdots D_{3t}$ で表わす。また、全期間の長さを T 、前期間の長さを S で表わす。ある一つの部分期間の組合せに対して次の三つの関数の推定がなされる。

$$\begin{aligned}
 \text{(i)} \quad Y_t &= \sum_{i=1}^K \alpha_i^1 X_{it} + \sum_{j=1}^3 \sigma_j^1 D_{jt} + \alpha_0^1 + u_t^1 & t=1 \cdots S \\
 \text{(ii)} \quad Y_t &= \sum_{i=1}^K \alpha_i^2 X_{it} + \sum_{j=1}^3 \sigma_j^2 D_{jt} + \alpha_0^2 + u_t^2 & t=S+1 \cdots T \\
 \text{(iii)} \quad Y_t &= \sum_{i=1}^K \alpha_i X_{it} + \sum_{j=1}^3 (\sigma_j^1 \delta_j^1 + \sigma_j^2 \delta_j^2) D_{jt} + \gamma \delta_t + \alpha_0 + u_t & t=1 \cdots T
 \end{aligned}$$

ただし、 D_{jt} は第1四半期に-1、第 $(j+1)$ 四半期に1、他の四半期に0の値をとる。また δ_j^i は t が j 期間に属するときは1、他は0の値をとり、 δ_t は t が第1期間に属するときは-1、第2期間に属するときは1の値をとる擬似変数である。

(1) 共分散分析について統計理論に関しては Chow(1960)、実証研究に関しては Kuh(1963)を参照せよ。

3つの関数は、最小2乗法によって推定される。最初の2関数は級内方程式 (cell equations) と呼ばれ、全く同じ型の関数が各部分期間のデータを用いて別々に推定される。最後の関数は全体方程式 (pooled or overall equation) と呼ばれ、帰無仮説すなわち両期間での決定要因の係数が等しい ($\alpha_1^1 = \alpha_1^2$) ことが正しいとした式であり、全期間のデータを用いて推定される。季節ダミー変数と定数項は決定因子として扱われていないことに注意すべきである。季節ダミー変数の投資への効果は年集計すればゼロとなり投資水準に何ら影響を与えない。定数項は投資の決定要因が如何なる値であろうと無関係に定まる投資、つまり自律投資を表わし、投資水準にも影響を与える。

さて、両期間での決定要因の係数が等しい ($\alpha_1^1 = \alpha_1^2$) という帰無仮説は次のF統計量によって検定される。

$$F = \frac{(SSU - SSU^1 - SSU^2)/K}{(SSU^1 + SSU^2)/(T - K - 8)}$$

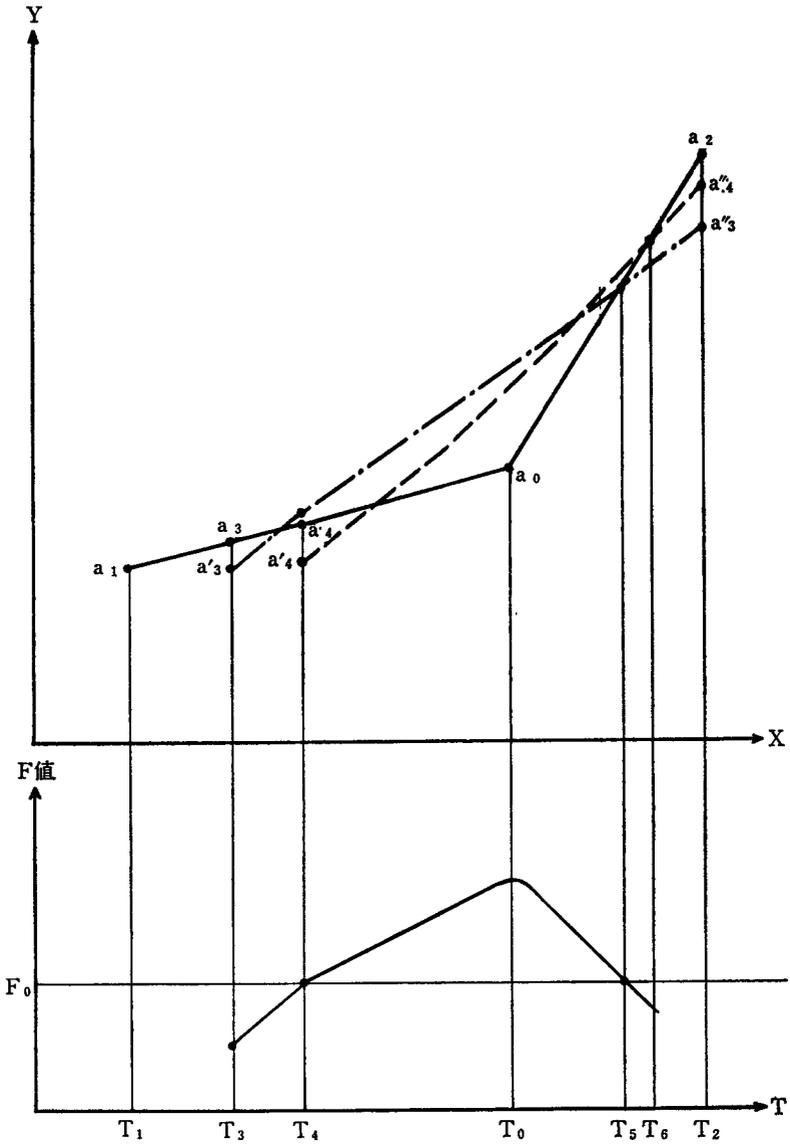
ただし、 SSU_i は第 i 級方程式誤差の2乗和であり、 SSU は全体方程式誤差の2乗和である。この F 統計量は自由度 K 、 $(T - K - 8)$ の F 分布にしたがうから5%の有意水準の値を F_0 とすれば、 $F > F_0$ のとき仮説は棄却され、 $F \leq F_0$ なら仮説は採択される。

簡単化のため投資の決定要因が一つの場合で考えてみよう。いま、第3図上で示されるように T_0 時点で反応係数 (勾配) が変化したとする。もちろん、事前的にはこの T_0 点は不明である。上記にのべた分析手順でこの T_0 点が検出できるであろうか。⁽³⁾ 全期間を2分割する時点が $T_3 \cdots T_4 \cdots T_0 \cdots T_5 \cdots T_6$ と移動する。そのとき分割時点が T_0 にまで動く間、第1期間 (前期) の勾配は $\overline{a_1 a_3}$, $\overline{a_1 a_4}$, \dots , $\overline{a_1 a_0}$ と変化しない。誤差項の存在を考慮するならば標本数がより多くなり、不変または漸次より高い決定係数を得ることが予想される。

(2) 季節ダミー変数の係数および定数項は両期間で異っていると仮定する。

(3) T_0 点を発見する方法をモンテ・カルロ実験によって示した研究として二宮正司「Stepwise Chow Test」季刊理論経済学 Vol. XXVIII, No. 1 がある。

第3図 2分割時点と勾配差の検定



他方、第2期間（後期）の勾配は $\overline{a_3'a_3''}$, $\overline{a_4'a_4''}$, ..., $\overline{a_0a_2}$ と第1期間の勾配に近い値から漸次に乖離して勾配 $\overline{a_0a_2}$ に近づいて T_3 点で合致する。つまり両者の勾配差は T_3 点ではほとんど差がなく、 T_4 点で差がより大きくなり、 T_0 点で差は最大となる。勾配の差は F 統計量に反映されるから F の値は分割点が T_3 から T_0 に動くにつれて漸次大きくなり T_0 点で最大となる。逆に分割点が T_0 から T_6 にまで動く間、第2期間（後期）の勾配は変化しない。誤差項の存在を考慮するならば標本数がより少なくなり不変または漸次低い決定係数を得ることが予想される。一方、第1期間（前期）の勾配は $\overline{a_1a_0}$ から漸次に乖離して第2期間の勾配に近づいていく。すなわち、両者の勾配差は T_0 点で最も大きく、 T_5 点で差はより小さくなり、 T_6 点で差はほとんどなくなる。したがって F の値は T_0 点で最大であり、分割点が T_0 から T_6 に動くにつれて漸次小さくなる。

さて、以上で計算された F 統計量の値をグラフに表わせれば第3図下のようになる。分割点が T_4 にいたるまでは F 値は5%有意水準の値 F_0 より小さいから仮説は棄却されないが、 T_4 から T_5 までのすべての時点で F 値は F_0 より大きくなり仮説は棄却され両期間では勾配に差があったと判定される。さらに、分割点が T_5 から T_6 にいたるまでは F 値は再び F_0 より小さくなり仮説は棄却されない。

以上の吟味から次のような結論をえることができるであろう。（1）ある一つの時点で反応係数（勾配）に変化が生じ、全期間を変化する以前の期間（前期）と変化した後の期間（後期）に2分できるとき、つまりもう一つの時点で再度変化が生じないとき、 F 値のグラフは単峰の山型で有意な最大値をとり、その最大値を与える近傍の時点が変化の生じた時点である。（2）全期間中に変化がただ1回生じたか否かは各部分期間の決定係数の動きをみることによって判別する。すなわち、（i）第1期間に対応する決定係数が変化の生じた時点にいたるまで不変または漸次増大し、以後漸次減少するのに対して（ii）第

2 期間に対応する決定係数は変化の生じた時点に至るまで漸次増大し、以後不変または漸次減少する 때가 那样である。

このように反応係数（勾配）の変化した時点を確認するには（1）と（2）を検討する必要がある。ある特定の一時点のみを取上げて仮説検定を行い結論を下すことは大いに疑問であることに注意しなければならない。

最後に F 値がすべて F_0 より小さく有意でない場合を考える。この場合仮説は当然採択され両期間の反応係数は等しいと判定される。したがって全体方程式が正しい推定式として全期間を説明しようと判断される。全体方程式については最大の決定係数を与える時点の式を最良の推定式として選ぶことにする。また、そのとき両期間の定数項に有意な差があるかを検定するには全体方程式の係数 γ について通常の t 検定を実行する。

4. 投資関数および実証結果

設備投資関数の理論的、実証的研究については、これまで数えきれない程多くの文献がある。この研究で採用した5つの投資関数は最も代表的なものである。設備投資モデルを大別すると加速度原理または生産能力型モデルと資金循環型モデルの2つに類別できる。生産能力型モデルは恒常的需要を最適操業度で生産するに必要な資本設備を維持確保する点を強調する。恒常需要を表わす変数として売上高、生産量、利潤などの実物変数が用いられる。加速度原理モデルの代表的提唱者として Jorgenson and Stephenson, Eisner をとりあげる。資金循環型モデルは設備投資資金の需給関係を重視する。資金の需給曲線をシフトさせる変数として稼働率、内部留保、利子率、株価など主に金融変数が用いられる。資金循環型モデルの代表的提唱者として Anderson, Meyer and Glauber, Resek をとりあげる。

これら5つの投資関数はいずれも企業の新古典派理論に依拠した動学モデルである。その意味で定式化の上で決定要因に強調の違いはあるが背景にある理

論は同じである。設備投資行動は必然的に動学的性格をもつから実証研究にとってはその時間的構造が特に重要な問題である⁽⁴⁾。設備投資の実現過程には2つの重要な時間的遅れが存在する。第一の遅れは認識ラグであり、これは新規設備投資の必要性が生じた時点から投資決定が行われた時点までの時間的遅れである。第二の遅れは支出ラグであり、これは投資決定が行われた時点から設備資金の支出が完了する時点までの時間的遅れである。5つの投資関数はそれぞれ独特の時間的遅れを考慮している。Anderson は一様分布ラグ、Meyer and Glauber は幾何級数的下降分布ラグ、Eisner は複合幾何級数的下降分布ラグ、Jorgenson and Stephenson は一般パスカル分布ラグ、そして Resek は多項式分布ラグをそれぞれ支出ラグ構造として表わしている。

設備投資は、新規設備に対する投資と陳腐化設備に対する補填投資とからなる。後者の補填投資は主として既存の資本設備と直接関係して決まることが多く、前者の新規投資とは多少異っている。新規投資と補填投資の決定要因を明確に分離して投資関数を定式化したものに Eisner, Jorgenson and Stephenson がある。それに対し Anderson, Meyer and Glauber, Resek は新規投資と補填投資の決定要因を分離しないで投資関数を定式化している。

まず、5つの投資関数について概略しよう⁽⁵⁾。

(1) Anderson

彼は名目価格での投資を説明するため資金循環型モデルを定式化している。

$$qI=f(t, CU_{-3}, GRE_{-3}, GS_{-4}, T_{-3}, DC_{-4}, r_{-3})$$

qI は名目価格の投資、 q は投資財価格、 I は投資支出量、 t はトレンド、 CU は稼動状態、 GRE は総内部留保、 GS は政府証券所有高、 T は予想納税額、 DC は負債能力、 r は利子率を表わす。生産能力の稼動状態が緊迫すると投資

(4) 投資の分布ラグ構造の実証研究については Jorgenson and Stephenson (1967) をみよ。

(5) Resek モデル以外の投資関数の定式化は Jorgenson et al (1970) に従っている。

を刺戟する。 GRE , GS は設備資金にプラス要因として, T , DC , r はマイナス要因として働く。

稼動状態は当期の売上高と過去の最高売上高との差として定義される。総内部留保は内部留保と減価償却との合計である。また、負債能力は最大可能長期負債額と長期負債借入残高との差として定義される。最大負債額は製紙産業の場合自己資本の60%とみなした。利率は財務省証券利率である。

各説明変数はトレンドを除いて4期間の平均をとり、最も最近の期の値としている。つまり支出ラグは一様分布ラグ構造である。また認識ラグは3期であると仮定されている。彼はすべての変数を名目価格で扱っている。これは他の人がすべて実質価格で扱っているのと対照的である。

(2) Meyer and Glauber

彼らのモデルは理論的には Anderson モデルとほとんど同じである。

$$I=f(CU_{-1}, GRE_{-1}, r_{-3}, GSP_{-1}, I_{-2})$$

I は実質投資, CU は稼動率, GRE は総内部留保, r は利率, GSP は株価変化率を表わす。稼動率は工業生産指数と最大生産能力指数の比で表わす。総内部留保は税引利益と減価償却との合計から配当金を差引いたものである。利率は Moody の社債利回り, 株価変化率は株価の百分率変化である。説明変数の一つに2期遅れの投資が入っていて、これが支出ラグ構造を説明している。1期遅れの投資でないから通常の幾何級数的下降分布ラグ構造をとらずに1期とびに幾何級数的下降であるが、その間の1期とびはつねにゼロであるところの多少変った分布ラグ構造となっている。また認識ラグは1期である。

(3) Resek

彼のモデルは加速度原理型と資金循環型との混合型であるが、後者により焦点をおいたモデルといえる。彼の投資関数は従属変数として投資そのものではなく投資と資本ストックの比を用いて定式化している。⁽⁶⁾

(6) Resek (1966) を参照せよ。

$$\frac{I}{K} = f\left(\frac{\Delta O_L}{K}, DC_L, r_L, SP_L\right)$$

I は実質投資、 K は資本ストック、 ΔO は生産の変化分、 DC は負債能力、 r は利子率、 SP は株価を表わす。生産は工業生産指数、利子率はMoodyの社債利回りである。負債能力は最大可能負債額から純長期負債額（長期負債残高マイナス総内部留保）を差し引いた額と総資産との比の逆数として定義され、この値が大きくなることは過大負債になっていることを意味する。

説明変数の語尾に L の添字がついているのはAlmonラグ・ウェイトを用いた加重平均を表わす⁽⁷⁾。つまり、この投資関数で仮定されている支出ラグは多項式分布ラグ構造である。また、認識ラグは1期であると仮定されている。

(4) Eisner

彼の投資関数是一个の洗練された加速度原理モデルである。最も単純な加速度原理モデルは投資は生産量の変化に比例して決まるとするものである。彼のモデルでは投資は恒常需要の変化に依存して決まり、恒常需要は売上高および利潤のすべての過去の値の加重平均として表わされる。

$$I = f(\Delta S_{-1}, \Delta S_{-2}, \Delta P_{-1}, \Delta P_{-2}, I_{-1}, K_{-1})$$

I は実質投資、 ΔS は売上高の変化分、 ΔP は税引利益の変化分を表わす。1期遅れの投資は2期以上に遅れをもった売上高変化分および税引利益変化分の影響を表わす。 K は期末資本ストックであり、1期遅れの資本ストックは補填投資を説明するためにある。

認識ラグは1期である。また、支出ラグについては明確にのべられていないが、1期遅れの投資が説明変数にあることから、これが同時に支出ラグ構造をも表わしていると考えらるなら幾何級数的下降分布ラグ構造であるといえる。

(5) Jorgenson and Stephenson

彼らのモデルも一つの精緻な加速度原理モデルである。新規投資は最適資本

(7) 例えば $r_L = .102r_{-1} + .148r_{-2} + .159r_{-3} + .148r_{-4} + .128r_{-5} + .105r_{-6} + .083r_{-7} + .062r_{-8} + .037r_{-9}$

ストックの変化分の一般パスカル分布ラグ関数として決まる。最適資本ストックは所与の生産技術の下で企業が現在および将来にわたってえられるすべての純資産の現在価値を最大にする資本量である。⁽⁸⁾

$$I^N = f(\Delta K^*_{-4}, \Delta K^*_{-5}, \Delta K^*_{-6}, \Delta K^*_{-7}, I^N_{-1}, I^N_{-2})$$

I^N は実質新規投資， K^* は最適資本量を表わす。新規投資は投資 I から補填投資 δK_{-1} を差引いたものである。ここに δ は補填率を表わす。最適資本量は $\alpha PO/c$ で表わされる。 α は未知の定数で資本に関する生産量の弾力性を意味する。 P は生産物価格， O は生産量， c は資本用役の使用費用である。 c は次式で与えられる。

$$c = q \left[\left(\frac{1-uv}{1-u} \right) \delta + \left(\frac{1-uw}{1-u} \right) r \right]$$

ただし， q は投資財価格， δ は補填率， r は資本コスト， u は税率， v および w は税法上費用控除しうる補填費用分および資本コスト分を表わす。

生産額には売上高を代用する。資本コストは，税引利益と純利子との合計を資本（自己資本および他人資本）の市場価値額で除して求める。自己資本の市場価値は税引利益と株価収益率の積で，他人資本の市場価値は純利子を社債利回り で除してそれぞれえられる。 u は税支払と税引前利益の比で， v は減価償却費と補填費用の比で， w は純利子費用と資本の総費用（資本コストと資本の積）との比でそれぞれ求められる。

認識ラグは4期である。また支出ラグは一般パスカル分布ラグ構造である。

ここで5つの投資関数の推定に用いるデータについて簡単にふれておこう。データは四半期データで，季節調整を施さずに用いる。季節ダミー変数を説明変数に加えることによって季節変動を説明している。分析期間は1960年第1四半期から1974年第4四半期までである。ラグ付変数を考慮して収集したデータは1958年から1974年までの期間にわたっている。変数名とデータの出所は第4

(8) 詳細については Jorgenson (1963) をみよ。

第4表 分析用データ

変数	原資料名	発行所	変数	原資料名	発行所
売上高	QFR	FTC	卸売物価指数	WPPI	BLS
税引前利益	QFR	FTC	MOODY		
配当金	QFR	FTC	社債利回り	FRB	FRB
内部留保	QFR	FTC	財務省証券利率	FRB	FRB
減価償却	QFR	FTC	工業生産指数	FRB	FRB
政府証券	QFR	FTC	稼働率	WQ	WHARTON
総資産	QFR	FTC	支払利子	SI	IRS
長期負債	QFR	FTC	株価指数	SPCS	S&P
自己資本	QFR	FTC	株価収益率	SPCS	S&P
投資	SCB	BEA	公害防止投資	—	API
投資財価格指数	—	DRI	純資本ストック	—	BLS

QFR : Quarterly Financial Report for Manufacturing Corporations

FTC : Federal Trade Commission

SCB : Survey of Current Business

BEA : Bureau of Economic Analysis, Department of Commerce

DRI : Data Resource, Inc.

WPPI: Wholesale Prices and Price Indexes

BLS : Bureau of Labor Statistics

FRB : Federal Reserve Bulletin, Federal Reserve Board

WQ : Wharton Quarterly

SI : Statistics of Income

IRS : Internal Revenue Service

SPCS: Standard & Poor's Current Statistics

API : American Paper Institute

表にまとめられている。

公害防止資本支出および支払利子は年次データであり、4等分して四半期データとした。純資本ストックは1958年価格で表わされた年次データが1971年まで利用可能である。1958年と1971年の純資本ストック K_{58} , K_{61} と、1958年価格で表わされた投資の年次データ $I_{59} \cdots I_{71}$ と、さらに純資本ストックの定義式 $K_t = I_t + (1 - \delta)K_{t-1}$ とから補填投資率 δ を求める⁽⁹⁾。その結果、 δ は年次2.05

(9) この方法は Jorgenson (1963) によるものである。

％，四半期 0.50875 ％と計測された。この δ と K_{58} および 1958 年価格で表わされた投資の四半期データを用いて純資本ストックの四半期データが 1958 年第 1 四半期より 1974 年第 4 四半期まで計算される。この計算された純資本ストックを投資関数の推定に用いている。

さて、実証結果を示す前に 5 つの投資関数の推定にあたって留意した点を列記しておく。

1) 分析の主目的は、公害防止規制によって 1960 年後半より年々増大してきた公害防止設備への投資支出が製紙産業の生産的設備投資行動に如何なる影響を与えたかを実証することである。このため、総投資より公害防止のための投資分を差引いた分、つまり生産的設備投資を投資として投資関数を推定している。また、投資は新規投資および補填投資を含んだものである。したがって、Jorgenson and Stephenson モデルでは従属変数を投資とし、説明変数に 1 期遅れの資本ストックを加えて推定している。

2) 5 つの投資関数は原則として定式化どうり推定される。しかし多重共線性が著しい場合または経済学的に疑問のある係数符号の場合、その変数を前後に 1 期ずらすか、または変数の定義に多少の変更を加えて再推定している。

3) Jorgenson and Stephenson モデルの推定には 1973 年第 4 四半期までのデータが用いられている。資本コストの計測に必要な支払利子が 1973 年までしか公表されていないからである。

第 2 節で説明した分析方法にしたがって 5 つの投資関数について共分散分析を行った結果が、第 5 表から第 9 表までに示されている。第 1 欄の分割時点はその時点で全期間を 2 分割し、1960 年第 1 四半期から分割時点までが第 1 期間（前期）であり、分割時点の次の期から 1974 年第 4 四半期までが第 2 期間（後期）である。第 2 欄は F 統計量の値である。 F 検定に必要な自由度は説明変数の数によって異なるが、一般的にいえばこの場合 F の値が 2.2 以上であれば 5 % の有意水準で仮説（第 1 期間における反応係数と第 2 期間における反応係数

第5表 ANDERSON MODEL の共分散分析

(1) Time Break	(2) F-Statistic	(3) Subperiod 1 RR	(4) Subperiod 2 RR	(5) Overall RR
62: 4	0.36	.91	.90	.92
63: 1	0.58	.84	.90	.93
2	0.83	.87	.91	.94
3	1.05	.89	.92	.94
4	1.03	.92	.93	.95
64: 1	1.15	.92	.93	.95
2	1.43	.94	.93	.95
3	1.89	.96	.93	.95
4	3.60	.96	.93	.94
65: 1	4.17	.95	.92	.94
2	4.96	.96	.93	.94
3	6.09	.97	.93	.93
4	7.49	.97	.93	.93
66: 1	7.56	.96	.93	.93
2	8.83	.97	.93	.92
3	9.51	.97	.93	.92
4	9.95	.97	.93	.92
67: 1	10.43	.97	.93	.92
2	11.78	.97	.94	.93
3	13.13	.97	.96	.93
4	12.82	.96	.96	.93
68: 1	12.28	.96	.95	.93
2	18.27	.95	.97	.92
3	17.42	.95	.97	.93
4	17.13	.96	.97	.93
69: 1	17.30	.96	.97	.93
2	14.15	.95	.97	.93
3	12.80	.95	.98	.93
4	10.22	.94	.97	.94
70: 1	9.99	.95	.98	.94
2	9.89	.95	.98	.94
3	6.49	.93	.98	.94
4	5.43	.91	.98	.93
71: 1	5.90	.92	.98	.92
2	6.55	.91	.98	.92
3	5.10	.90	.97	.92
4	4.45	.90	.96	.92

Degrees of Freedom=7/38

第6表 MEYER-GLAUBER MODEL の共分散分析

(1) Time Break	(2) F-Statistic	(3) Subperiod 1 RR	(4) Subperiod 2 RR	(5) Overall RR
62: 4	0.68	.25	.86	.88
63: 1	0.86	.49	.84	.87
2	0.82	.52	.84	.87
3	0.51	.28	.83	.87
4	0.51	.41	.83	.88
64: 1	0.56	.45	.82	.88
2	0.53	.52	.82	.88
3	0.53	.63	.81	.88
4	1.20	.78	.82	.87
65: 1	1.10	.79	.83	.88
2	0.72	.78	.83	.88
3	0.79	.83	.84	.88
4	0.76	.87	.83	.88
66: 1	0.54	.82	.83	.87
2	0.59	.86	.83	.87
3	0.58	.88	.83	.87
4	0.49	.91	.81	.87
67: 1	0.46	.91	.82	.89
2	0.68	.92	.85	.90
3	0.83	.93	.87	.91
4	0.39	.90	.87	.90
68: 1	0.72	.86	.88	.88
2	1.47	.85	.93	.88
3	1.16	.85	.94	.88
4	1.67	.84	.94	.87
69: 1	1.72	.84	.94	.87
2	1.73	.85	.94	.87
3	2.21	.85	.96	.87
4	2.22	.86	.95	.87
70: 1	2.21	.86	.95	.87
2	2.10	.86	.95	.87
3	1.70	.86	.95	.87
4	1.69	.86	.95	.87
71: 1	1.32	.86	.95	.87
2	1.17	.86	.94	.87
3	1.21	.86	.97	.87
4	1.14	.86	.96	.87

Degrees of Freedom=5/42

第7表 RESEK MODEL の共分散分析

(1) Time Break	(2) F-Statistic	(3) Subperiod 1 RR	(4) Subperiod 2 RR	(5) Overall RR
62: 4				
63: 1				
2	2.04	.80	.75	.71
3	2.32	.74	.78	.74
4	3.08	.76	.83	.78
64: 1	3.78	.78	.85	.80
2	4.65	.79	.87	.82
3	5.51	.73	.90	.83
4	5.92	.67	.89	.80
65: 1	7.80	.69	.89	.78
2	9.78	.74	.90	.77
3	11.97	.77	.89	.74
4	13.72	.82	.89	.73
66: 1	15.30	.82	.90	.74
2	14.36	.79	.90	.73
3	15.75	.79	.90	.72
4	17.42	.81	.89	.69
67: 1	21.47	.81	.88	.62
2	29.70	.82	.87	.56
3	33.42	.80	.88	.50
4	20.28	.67	.87	.49
68: 1	16.15	.62	.87	.49
2	10.97	.54	.88	.49
3	9.61	.52	.87	.50
4	7.98	.50	.87	.51
69: 1	5.35	.46	.87	.54
2	3.51	.43	.88	.58
3	3.28	.42	.90	.58
4	3.74	.42	.90	.57
70: 1	4.13	.43	.90	.56
2	3.56	.41	.89	.56
3	3.02	.39	.88	.55
4	3.02	.38	.86	.54
71: 1	3.25	.44	.85	.54
2	3.82	.49	.87	.52
3	3.80	.52	.85	.51
4	3.33	.52	.83	.51

Degrees of Freedom=4/42

第8表 EISNER MODEL の共分散分析

(1) Time Break	(2) F-Statistic	(3) Subperiod 1 RR	(4) Subperiod 2 RR	(5) Overall RR
62: 4	0.31	.80	.85	.88
63: 1	0.35	.88	.84	.88
2	0.48	.90	.83	.88
3	0.50	.91	.82	.88
4	0.52	.92	.83	.88
64: 1	0.44	.86	.82	.88
2	0.50	.88	.82	.89
3	0.58	.87	.81	.88
4	0.95	.82	.82	.87
65: 1	0.51	.76	.82	.87
2	0.57	.81	.82	.87
3	0.55	.85	.81	.87
4	0.55	.89	.81	.87
66: 1	0.72	.89	.81	.87
2	0.58	.89	.81	.87
3	0.56	.90	.80	.87
4	0.55	.93	.78	.87
67: 1	0.47	.93	.79	.88
2	0.34	.94	.77	.88
3	0.37	.94	.75	.88
4	0.52	.91	.79	.87
68: 1	0.72	.91	.78	.87
2	0.96	.90	.84	.88
3	0.92	.89	.86	.88
4	1.00	.89	.86	.88
69: 1	0.88	.89	.85	.88
2	1.21	.89	.86	.88
3	1.23	.89	.85	.88
4	1.28	.90	.83	.88
70: 1	1.44	.90	.83	.87
2	2.64	.90	.88	.87
3	2.85	.90	.89	.88
4	2.99	.90	.89	.88
71: 1	2.90	.90	.87	.87
2	2.35	.90	.85	.88
3	2.13	.90	.83	.88
4	2.24	.90	.79	.88

Degrees of Freedom=6/40

第9表 JORGENSON-STEPHENSON MODEL の共分散分析

(1) Time Break	(2) F-Statistic	(3) Subperiod 1 RR	(4) Subperiod 2 RR	(5) Overall RR
62: 4	0.07	.55	.83	.87
63: 1	0.11	.56	.82	.87
2	0.15	.51	.81	.87
3	0.14	.60	.81	.87
4	0.13	.69	.81	.88
64: 1	0.17	.61	.80	.88
2	0.23	.67	.81	.88
3	0.31	.73	.81	.88
4	0.71	.79	.80	.87
65: 1	0.47	.72	.80	.87
2	0.71	.79	.81	.86
3	0.77	.83	.80	.86
4	0.82	.88	.80	.86
66: 1	0.78	.86	.80	.86
2	0.84	.87	.80	.85
3	0.90	.89	.79	.86
4	0.86	.92	.76	.86
67: 1	0.62	.92	.75	.87
2	0.56	.93	.72	.87
3	0.42	.93	.68	.87
4	0.39	.90	.71	.86
68: 1	0.39	.90	.70	.86
2	0.49	.89	.75	.86
3	0.38	.87	.81	.87
4	0.55	.87	.83	.87
69: 1	0.44	.87	.82	.87
2	0.21	.87	.79	.87
3	0.17	.87	.76	.87
4	0.20	.88	.67	.87
70: 1	0.21	.87	.61	.86
2	0.30	.87	.55	.86
3	1.18	.87	.85	.86

Degrees of Freedom=7/34

とは互に相等しい）を棄却する。仮説が棄却された場合両期間で投資と決定要因との関係に変化が生じたと判断される。 F 値のグラフが単峰の山状となり、その最大値が有意であればその近傍の時点で投資と決定要因との関係に変化が生じたと予想される。第3欄、第4欄は第1期間、第2期間における級内方程式の決定係数であり、第5欄は全体方程式の決定係数である。

5つの投資関数のうち4つのモデルが有意な F 値をとり、 F 値のグラフは単峰の山状となっている。また、級内方程式の決定係数も F 値の単峰山状を裏づける動きを示している。 F 値の最大値の位置はモデルによって異なるが Resek では1967:3, Anderson では1968:2, Meyer and Glauber では1969:4, Eisner では1970:4 である。有意な F 値をとらなかった唯一つのモデルは、⁽¹⁰⁾Jorgenson and Stephenson の投資関数である。

モデルの安定性が失われる時期の早い順に並べると、Resek, Anderson, Meyer and Glauber, Eisner, Jorgenson and Stephenson となる。金融変数を重視する資金循環型モデルが先に位置し、実物変数を重視する加速度原理型モデルが後に位置している。したがって、製紙産業の生産的投資行動は流動性変数に対して異った反応を示すようになった。しかし Jorgenson and Stephenson モデルにみられるように生産的投資は需要の成長、長期利子率および資本の使用者費用といった実物的変数に対して一貫した安定的反応を示している。設備投資資金に影響を及ぼす金融的流動性変数は短期的に安定した効果を投資決定に与えても各流動性変数の反応経路は互に干渉する結果、長期的には安定した効果を示さなかったといえよう。また生産的設備投資が需要の成長、資本の使用者費用といった実物変数の変化に対して安定的な関係を示したことから、各流動性変数が投資に及ぼす影響力はプラス方向またはマイナス方向と種々に変化したが、流動性変数全体が投資に及ぼす総効果に変化は生じなかつ

(10) 資本コストを Moody の社債利回りで代用して1974年第4半期までのデータを用いて同様な分析をしたが、有意な F 値はえられなかった。

第10表 級内方程式の推定結果

Anderson	CU_{-3}	GRE_{-3}	GS_{-4}	T_{-3}	DC_{-4}	r_{-3}
60: 1—68: 2	0.015 (0.66)	0.204 (0.99)	-0.005 (-1.56)	-0.536 (-6.84)	0.090 (7.69)	0.034 (5.27)
68: 3—74: 4	0.003 (0.17)	0.205 (2.79)	0.406 (1.28)	0.169 (1.44)	-0.021 (-0.87)	-0.005 (-2.66)

Meyer—Glauber	GRE_{-1}	CU_{-1}	r_{-3}	GSP_{-1}	I_{-2}
60: 1—69: 4	-0.539 (-1.09)	1.035 (3.08)	0.027 (3.03)	0.106 (0.25)	0.478 (4.80)
70: 1—74: 4	0.261 (5.04)	0.592 (2.29)	0.007 (0.43)	-0.219 (-4.10)	0.629 (9.18)

Resek	$\frac{\Delta O_L}{K}$	r_L	DC_L	SP_L
60: 3—67: 3	-1.031 (-0.77)	-0.020 (-3.05)	0.012 (4.86)	0.036 (3.85)
67: 4—74: 4	2.905 (4.81)	0.001 (0.90)	-0.002 (-3.47)	0.005 (1.05)

Eisner	ΔS_{-1}	ΔS_{-2}	ΔP_{-1}	ΔP_{-2}	I_{-1}	K_{-1}
60: 1—70: 4	-0.093 (-2.36)	-0.021 (-0.51)	0.362 (1.81)	0.446 (2.45)	0.941 (12.11)	0.001 (0.51)
71: 1—74: 4	0.54 (1.17)	-0.019 (-0.41)	0.130 (0.55)	0.040 (0.16)	0.650 (2.90)	0.038 (1.43)

Jorgenson-Stephenson	$\Delta\left(\frac{S}{C}\right)_{-4}$	$\Delta\left(\frac{S}{C}\right)_{-5}$	$\Delta\left(\frac{S}{C}\right)_{-6}$	$\Delta\left(\frac{S}{C}\right)_{-7}$	$(I-\delta K_{-1})_{-1}$	$(I-\delta K_{-1})_{-2}$	K_{-1}
60: 1—73: 4	0.0030 (.42)	0.00016 (.24)	0.00023 (.35)	0.000123 (1.91)	1.194 (7.40)	-0.2734 (-1.70)	0.00362 (2.43)

注) ()内の数は t の値である。Jorgenson-Stephenson モデルは全体方程式の推定結果である。トレンド、季節ダミー、および定数項の係数推定値は示されていない。

たといえよう。

次に個々の変数について投資に及ぼす影響力がどのように変化したかを調べよう。そのために F 値が最大となる時点が転換点であるとして変化前と変化後の推定式を比較する。第10表に級内方程式の推定結果が示されている。この表から次のことが要約される。

- 1) 総内部留保は前期より後期により重要な作用を及ぼすようになった。
- 2) 利率は前期にはマイナス要因として作用したが後期にはほとんど影響しなくなった。
- 3) 資本コストの決定要因の一つである株価変化率は前期にはほとんど影響を与えなかったが、後期には影響力をもつようになった。
- 4) 負債能力は余裕のある前期では投資を増大させる効果を有していたが、余裕のなくなった後期では投資を減少させる要因として作用するようになった。

以上からわかることは、前期には利率や負債能力が重要な設備資金の決定要素として作用したが、後期では内部留保や株価変化が重要な要素となってきたことは投資の決定に他人資本より自己資本の動きに重点が移ってきたといえる。

Jorgenson and Stephenson モデルが示すように製紙産業の生産的設備投資は需要の変化、資本の使用者費用といった実物経済変数に対して一貫して安定的な関係を持続してきたことは、こうした実物経済変数によって決定される内生的投資が従来どうりに決定されることを意味する。すなわち公害防止のための非生産的投資が生産的投資を圧迫し、産業の生産的設備投資行動に変化をもたらすほどではなかったことを意味する。投資は経済的要因によって決定される内生的投資部分と経済的要因とは無関係に決定される自律投資（または外生的投資）部分とからなる。それでは公害防止のための資本支出はこの自律投資を減少させたのではないだろうか。自律投資は投資関数における定数項に対応する。定数項が前期と後期で等しいか否かは全体方程式の係数 γ を t 検定する。 t の値はどの分割時点をとっても -1 と 0 との間の値をとり有意とはならなかった。したがって自律投資にも変化はなかったといえる。

5. む す び

米国製紙産業における設備投資行動が1967年より年々増大する公害防止のための資本支出によって如何なる影響を受けたかを5つの投資関数を用いて分析した。その結果、1960年から1974年までの期間に米国製紙産業は公害防止規制による非生産的資本支出を必要としたが、産業の生産的設備投資は一貫して安定的に需要の変化、資本の使用者費用に反応して決定され、産業の投資行動に変化は生じなかったといえる。しかし、流動性変数を投資の決定要因として重視する資金循環型投資関数は不安定であった。それは資金需給を決定する金融的ないし流動性変数間の相対的重要性に変化が生じたことによるものと考えられる。

参 考 文 献

- [1] Anderson, W.H.L., *Corporate Finance and Fixed Investment*, Harvard University, Boston, 1964.
- [2] Chow, G.C., "Tests of Equality Between Sets of Coefficients in Two Regressions", *Econometrica*, 28, July, 1960, pp. 591-605.
- [3] Eisner, R., "A Distributed Lag Investment Function", *Econometrica*, January 28, 1960, pp. 1-29.
- [4] Eisner, R., "Investment Plans and Realizations", *American Economic Review*, 52, May 1962, pp. 190-203.
- [5] Eisner, R., "A Permanent Income Theory for Investment", *American Economic Review*, 57, June 1967, pp. 363-390.
- [6] Grunfeld, Y., "The Determinants of Corporate Investment", in A.C. Harberger (ed.), *The Demand for Durable Goods*, University of Chicago Press, Chicago, 1960, pp. 221-266.
- [7] Jorgenson, D.W., J. Hunter, and M.I. Nadiri, "A Comparison of Alternative Econometric Models of Quarterly Investment Behavior", *Econometrica*, March, 1970, 38, pp. 187-212.
- [8] Jorgenson, D.W., J. Hunter, and M.I. Nadiri, "The Predictive Performance of Econometric Models of Quarterly Investment Behavior", *Econometrica*, March, 1970, 38, pp. 213-224.

- 〔9〕 Jorgenson, D.W., “Capital Theory and Investment Behavior”, *American Economic Review*, 53, May 1963, pp. 247-259.
- 〔10〕 Jorgenson, E.W., and C.D., Siebert, “A Comparison of Alternative Theories of Corporate Investment Behavior”, *American Economic Review*, 58 September 1968, pp. 681-712.
- 〔11〕 Jorgenson, D.W., and J.A. Stephenson, “Investment Behavior in U.S. Manufacturing 1947-1960”, *Econometrica*, 35, April 1967, pp. 169-220.
- 〔12〕 Jorgenson, D.W., and J.A. Stephenson, “The Time Structure of Investment Behavior in U.S. Manufacturing 1947-1970”, *Review of Economics and Statistics*, 49, February, 1967, pp. 16-27.
- 〔13〕 Kuh, E., *Capital Stock Growth: A Micro-Econometric Approach*, North-Holland, Amsterdam, 1963.
- 〔14〕 Meyer, J.R., and R.R., Glauber, *Investment Decisions, Economic Forecasting, and Public Policy*, Harvard University, Boston, 1964.
- 〔15〕 Resek, R.W., “Investment by Manufacturing Firms: A Quarterly Time Series Analysis of Industry Data”, *Review of Economics and Statistics*, 48, August 1966, pp. 322-333.
- 〔16〕 Resek, R.W., and M.I. Nadiri, “Investment Behavior and Neo-Classical Theory”, *Review of Economics and Statistics*, 50, August 1968, pp. 369-382.

Hooke-Jeeves の方法の変種に 関する覚書

伊 藤 駒 之

1. は じ め に

Hooke-Jeevesの方法の変種が拙稿(6)によって与えられた。Hooke-Jeevesの方法は制約条件なしの多変数の関数の局所的最大値または最小値を求める直接探索法 (direct search) であるが、この方法では調査的移動が座標軸に平行な方向で行われるため、ridge を発見することのできない状況が生じる。このことは他の方向、すなわち、座標軸以外の方向にある情報を全く利用しないことにもとづくので、調査的移動のステップの長さが十分に短かいとしても、ridge を効果的に見い出すことのできない可能性は残る。

この困難が除却されるためには、座標軸以外の方向に関する情報が必要とされ、しかも、その方向は固定されていないことが望まれる。なぜなら、探索の方向が固定されることは座標軸に平行な調査的移動と本質的に同じであるからである。それゆえに、調査的移動が当該地点で広く情報を集めるように機能するならば探索の能力が増大すると期待される。

広い範囲にわたる情報を獲得する手段として Box は非線型の関数を適合させることを提案している。他の手段として我々が提示しているランダムな方向がある。前者においては、非線型近似に関する計算量は目的関数の定義域の次元の大きさと幾何級数的関係をもち、しかも非線型近似の表現形式の望ましさについての尺度も情報もない。非線型の表現形式は、特定の目的関数がとりあ

げられているとしても、固定されることが一般的に言って効果的に **ridge** を追跡することに導くとは言えない。言い換えると、より完全には、探索の過程において時々刻々に変化する状況に対して非線型の適応化の問題を解決することが必要となる。

この必要性は新たな、別の困難を引き出すことになり、広い情報を集めるという目的の観点からみて非線型近似に適合させることは妥当な手段であるようにはみえない。良い表現形式に関する尺度が開発されない限り、強い意味で上記の手段を利用することは容易でない。そして、そのような尺度に関する具体的な情報は得られていない。

このような問題点に関連して言えば、ランダムな方向は表現形式の選択がもたらす困難を解決していることになり、広く情報を集める点においても有効な手段である。また、ランダムな方向を利用することにもなる計算量は目的関数が定義されている領域の次元の大きさに比例するにすぎない。このような利点が次節で述べるような手続に導いた。

この覚書の目的は **Hooke-Jeeves** の方法の変種をテスト関数に適用した結果を示すことである。

2. Hooke-Jeeves の方法の変種

目的関数 f は n 次元ユークリッド空間 E^n に属する集合 S で定義され、ユニモーダルでかつスカラー関数とする。関数 f がユニモーダルとは任意の $a \in S$ に対して level set $K(a)$ が連結集合のことである。level set $K(a)$ は

$$K(a) = \{x | f(x) \geq f(a), \text{ For some } a \in S\}$$

で定義される。なお、便宜上、関数 f の最大値問題を考えることにする。

さて、つぎのような定義を導入しておこう。

a_0 : 出発点

a_1 : 調査的移動完了時に到達された点

a_2 : パターン移動完了時に到達された点

$$\alpha := (\sqrt{5} + 1)/2$$

x : $x/\|x\|$, ただし, x はゼロでない

h_1 : ステップの長さ

$$L(x, y) := \{w \mid w = tx + (1-t)y, 0 \leq t \leq 1, x, y \in S\}$$

調査的移动に必要な手続はつぎのようになる。

- (1) n 個の一様乱数を発生させる。
- (2) \bar{y} を計算する。ただし, $y = (y_1, y_2, \dots, y_n)$ 。
- (3) $\bar{\beta}$ を計算する。ただし, $\beta = a_2 - a_1$ 。
探索の第一回目においては a_1, a_2 は共に存在しないので $\beta = 0$ とする。
- (4) \bar{d}_1 を計算する。ただし, $d_1 = \bar{\beta} + \bar{y} - \bar{\delta}$, $\bar{\delta} = (1/\sqrt{n}, 1/\sqrt{n}, \dots, 1/\sqrt{n})$ 。
- (5) 正規直交ベクトル d_i ($i = 1, 2, \dots, n$) を作る。すなわち, $d_{i+1} = \alpha_{i+1}$,
ただし, $\alpha_{i+1} = e_{i+1} - \sum_{p=1}^i (e_{i+1}, d_p) d_p$, ただし e_i は単位ベクトル。
- (6) $f(\alpha h_1 d_1 + a_0)$ を計算する。
- (7) もし $f(\alpha h_1 d_1 + a_0) < f(a_0)$ なら,
 $f[(\alpha + \alpha^2) h_1 d_1 + a_0]$ を計算する。
- (8) (7)につづいて, もし
 $f(\sum_{i=1}^k \alpha^i h_1 d_1 + a_0) > f(\sum_{i=1}^{k-1} \alpha^i h_1 d_1 + a_0)$ なら
 $f(\sum_{i=1}^{k+1} \alpha^i h_1 d_1 + a_0)$ を計算する。ただし, $i = 1, 2, \dots$ 。
- (9) ある k において,
 $f(\sum_{i=1}^k \alpha^i h_1 d_1 + a_0) < f(\sum_{i=1}^{k-1} \alpha^i h_1 d_1 + a_0)$
が成立する。そのとき, この計算手続は中止される。
- (10) (7)において
 $f(\alpha h_1 d_1 + a_0) < f(a_0)$
なら, $f(a_0 - \alpha h_1 d_1)$ を計算する。

(11) もし $f(a_0 - \alpha h_1 d_1) < f(a_0)$ なら,

$$f(a_0 - \sum_{i=1}^Z \alpha^i h_1 d_1) \text{ を計算する。}$$

(12) ある k において,

$$f(a_0 - \sum_{i=1}^k \alpha^i h_1 d_1) < f(a_0 - \sum_{i=1}^{k-1} \alpha^i h_1 d_1)$$

が成立するまで, 上記の関数計算を継続していく。

ここで, つぎのような置換を行う。

$$p = a_0 \pm \sum_{i=1}^{k-2} \alpha^i h_1 d_1,$$

$$q = a_0 \pm \sum_{i=1}^{k-1} \alpha^i h_1 d_1,$$

$$v = a_0 \pm \sum_{i=1}^k \alpha^i d_1 d_1.$$

上記の手続の中で, (6)–(12)までを **golden extension** と呼ぶことにする。この **golden extension** は d_1 の方向における直線上での最適点を含むと考えられる集合 $L(p, v)$ を与える。そして, つぎに, この集合 $L(p, v)$ 内で以下のような手続により探索を行おう。

(13) $f(r)$ を計算する。ただし,

$$r = p + (v - p) \alpha^{-1}.$$

(14) もし $f(r) > f(q)$

$$\text{なら, } q \rightarrow p$$

$$r \rightarrow q$$

$$v \leftarrow v$$

とおきかえ, そしてこの p, v における値より,

$$r = p + (v - p) \alpha^{-1}$$

とする。そして, $f(r)$ を計算する。

(15) もし(14)が成立しないなら, すなわち, $f(r) < f(q)$

$$\text{なら, } p \rightarrow p$$

$$q \rightarrow r$$

$$r \rightarrow v$$

とおきかえ, この p, v の値より,

$$q = p + (v - p) \alpha^{-1}$$

を算定し, $f(q)$ を計算する。

- (16) 区間 $L(p, v)$ がある値より小さくなるまで, (14)および(15)の手続を繰返す。

このような分割の手続は **golden section** と呼ばれている。この手続のある段階において使用された, たとえば q と r のうちどちらかの一点はつぎの段階で探索される集合に含まれるので, 各探索において一点の関数計算がなされればよいことになる。これは関数のユニモーダルを仮定していることになる。

- (17) 正規直交ベクトル $d_i (i=2, 3, \dots, n)$ の各々に対して, (6)–(16)にいたる手続を適用する。ただし, 出発点 a_0 は手続(16)で得られた点に代えられる。

これでもって調査的移動は完了する。それゆえに, この時点で到達された点は a_1 となる。

なお, この調査的移動が失敗したとき, すなわち, 調査的移動により成果の改善がもたらされないとき, 手続(1)に戻り, 調査的移動が再開されるのであるが, そのさい, つぎのような乱数ベクトルが使用される。

$$(z_1, z_2, \dots, z_n),$$

ここで,

$$z_i = \sum_{m=1}^{j+1} y_m / (j+1), i=1, 2, \dots, n,$$

ただし, y_m は乱数であり, j は調査的移動の失敗回数を表す。調査的移動の失敗が続くにつれて, 乱数のベクトル発生分布は偏りのあるものから徐々に一様化したものに移る。このとき j は最大限11とする。このことは調査的移動の失敗が12回生じたとき探索を終えるという意味ではなく, 調査的移動の失敗がなお生じて, j の数値11を増すことをしないという意味である。

また、同じく調査的移動にさいしてステップの長さは、時には調節されることが望ましい。たとえば、最適点の近傍でステップの長さが大きすぎるとき、調査的移動が失敗することが起りうる。また、**ridge** が狭く、曲っているような地点でも同様のことが生じるかもしれない。

パターン移動に必要な手続は以下のようになる。パターン移動は線型サーチそのものであるので、上記で述べた **golden extension** と **golden section** の手続と全く同じである。ただ、線型サーチの出発とその探索の方向が異なるのみである。

(1) $a = \overline{(a_1 - a_0)}$ が作られる。

(2) 調査的移動の手続(6)においてつぎのように

$$a_1 \rightarrow a_0$$

$$a \rightarrow d_1$$

とおきかえられる。

(3) 上記の置換のもとで、調査的移動の手続(6)―(16)が実施せられる。

なお、ステップの長さは調査的移動で使われたものに従って定められる。上記の線型サーチは一回だけであり、調査的移動のよに直交する n 個の方向に探索することをしないという点に注目されたい。しかしながら、多くの方向に対する情報を利用するという観点から n 個の直交方向における探索も有効な手段と考えられる。

このようなパターン移動によって到達された点は a_2 となる。この点 a_2 がつぎの調査的移動における出発点 a_0 となり、以下同様の手続の反復により、最適化の行動が構成される。

3. 数 値 例

テスト関数として、Rosenbrock の関数、Cube の関数、Beal の関数が用いられた。また、調査的移動におけるステップ・サイズに関する戦略として固定

ステップ・サイズと 2 段階ステップ・サイズの 2 つのタイプについて探索が試みられた。

調査的移動の手続で述べたように、2 段階ステップ・サイズでは、調査的移動が失敗した場合ステップ・サイズが調節される。しかし、ステップ・サイズの調節は、探索の完全な失敗の場合にかぎられるのではなく、小さな成果の改善もたらされたときにも実施されるのが適切と考えられる。最適点の近傍、**ridge** の曲り角において極く小さな成果の改善があったとき、この事実からステップの長さが探索の成功という分類により決定されるなら、最適点の近傍における探索は当面している状況に適合しない行動をとることになるだろう。それゆえに、ステップ・サイズの調節規準が設けられる。

上記の 3 つのテスト関数は文献〔2〕からとりあげられたのであるが、その他にも **Box** の関数

$$f = \sum_y \{ (e^{-x_1 y} - e^{-x_2 y}) - x_3 (e^{-y} - e^{-10y}) \}^2$$

（ただし $y = 0.1, 0.2, \dots, 1$ である。）

が考慮されていたが、この関数は、ユニモーダリティの条件を満たさないためにテストの対象からはずされた。文献〔2〕ではこの関数は $x_1 = 1$, $x_2 = 10$, $x_3 = 1$ のとき最小値 0 をとるとなっている。しかしながら、 $x_1 = x_2$, $x_3 = 0$ においてもこの関数は最小値 0 をもつ。それゆえにこの関数はテスト用としては不適切と考えられた。

最適点からの距離が 0.01 より小なるか、または、線型サーチのある段階が終った時点で関数計算回数が 500 回を越えた場合探索を終了させることが探索の停止規準として採りあげられた。また、**golden section** において直線上における最適点の追求は、探索の停止規準に整合させて、最適点を含むと考えられる区間の距離が 0.01 より小なるとき停止される。

なお、我々は問題を最大値の探索問題として取り扱ったので、テスト問題には全て負の符号がつけられた。

例 1 : Rosenbrock の関数

$$f=100(x_2-x_2^2)^2+(1-x_1)^2。$$

この関数は点(1,1)において最小値0をもち、点(0,0)の近傍で曲った ridge をもつ、またその ridge は細長く伸びた形状をなしている。出発点として、点(-1.2, 1.0), $f=-24.20$ が使用された。

2段階ステップ・サイズが適用された探索の結果は表1に示されている。調節されたステップ・サイズからみると、0.0008, 0.008, 0.0005 のとき、かなり良好な探索成果が得られている。ステップ・サイズの大きさと探索成果の間になんらかの因果関係を認めることは困難である。ステップ・サイズの大きさは 0.008 と 0.0008 の間に10倍の相違がみられるのに成果には大差なく、同じ乱数系列の使用から導きだされた結果であるということはこの責を乱数に求め

表 1 Rosenbrock の関数——2段階ステップ・サイズ, 初期ステップ・サイズ: 0.0001

調節された ステップ・サイズ	0.0008	0.0001	0.0003	0.001
調節 規 準	0.005	0.001	0.0001	0.005
x_1	1.0080	0.19642	-0.42248	0.50675
x_2	1.0157	0.38627	0.17732	0.25785
f	-0.7614×10^{-4}	-0.64572	-0.20235×10	-0.24340
関数計算回数	504	509	505	504
座標軸回転回数	26	18	27	28

表 2 Rosenbrock の関数——2段階ステップ・サイズ; 乱数に対する感度分析, 初期ス

x_1	0.99978	0.90841	0.95096	1.0094
x_2	0.99972	0.82449	0.90649	1.0190
f	-0.24411×10^{-5}	-0.84396×10^{-2}	-0.28702×10^{-2}	-0.90009×10^{-4}
関数計算回数	411	507	502	504
座標軸回転回数	19	27	27	32

えないことになり、ただ調節規準の違いが手続実施における変動要因であり、なんらかの因果関係を崩す原因と考えられるものの一つに挙げられよう。

表1の第6列と第7列に注目すると、調節されたステップ・サイズと調節規準が全く同一でないにもかかわらず、得られた探索成果は同じになっている。このことは探索において得られた改善が全く同じ経過をたどっていることを示している。もし、調節されたステップ・サイズが一度でも有効に働いているなら、同じ探索過程をたどることは考えられないのであるから、調節規準が作動していなかったか調節されたステップ・サイズが有効でなかったことになるだろう。

乱数系列が探索成果に大きな影響を及ぼすことについての conjecture は拙稿 [5] で述べられたが、このことを検討するために、良好な探索成果を与えた

0.002	0.003	0.005	0.008	0.0005
0.001	0.0001	0.005	0.001	0.0001
0.94767	0.94767	0.83790	0.98547	0.98665
0.89706	0.89706	0.70262	0.97088	0.97316
-0.28421×10^{-2}	-0.28421×10^{-2}	-0.26306×10^{-1}	-0.21881×10^{-3}	-0.18908×10^{-3}
502	502	501	504	501
68	68	71	45	27

トップ・サイズ : 0.0001, 調節されたステップ・サイズ : 0.008, 調節規準 : 0.001

0.99732	0.98093	0.90471	0.73369	1.0062
0.99412	0.96201	0.81806	0.53378	1.0130
-0.34217×10^{-4}	-0.36828×10^{-3}	-0.90990×10^{-2}	-0.72969×10^{-1}	-0.60249×10^{-4}
391	502	502	501	511
21	30	31	27	25

2段階ステップ・サイズのあるものに対して乱数系列による感度分析が試みられた。それは表2で与えられている。

この表から判断するかぎり、かなり良好な探索成果が得られているとしても常に同じ程度の効率性は期待されない。乱数系列は乱数発生過程の一部だけ使用しているために少々 **bias** を含んだものになっている。この乱数の **bias** が探索成果の不安定性に反応している可能性は無視されえない。もしこのことだけが探索成果の不安定性の因となっているなら、座標軸の回転を乱数により規定する手段は実行可能性という点において常に不安定なものになるだろう。

500回以内で、探索が終了している場合を眺めるとき、座標軸の回転回数が比較的少なくなっている。これらのケースでは、成果改善の方向が **random direction** によって正しく指すように決定されたと考えられる。このように、成果改善の方向が正当に **random direction** によって選択されないなら我々の手続は効率的に作動しないことになる。これは、また、乱数の **bias** とも関連し、単なる偶然性を **random direction** によってどの程度まで表現されているかに依存する。ただ、成果改善の方向をより合理的に決定する意図で採りあげられたパターン移動の機能が十分に大きな力を持っているかどうかについての疑問が生じる。

固定ステップ・サイズについても乱数系列の感度分析が試みられた。その結果は表3に示されている。固定ステップ・サイズについても探索成果は不安定

表3 Rosenbrockの関数——固定ステップ・サイズ；乱数に対する感度分析，ステップ

x_1	1.0080	0.87536	0.79806	1.0356
x_2	1.0157	0.76072	0.62682	1.0728
f	-0.76141×10^{-4}	-0.18599×10^{-1}	-0.50949×10^{-1}	-0.12783×10^{-2}
関数計算回数	504	514	509	503
座標軸回転回数	26	30	28	43

であるが、表 1, 表 2, 表 3 を通じて、最初の列に挙げられている試みはいずれも良好な探索成果を生みだしている。これらはある一定の同じ初期値を使用した乱数系列から導出された結果であり、このことから、この乱数系列が我々の手続にとって好都合なものであるのではないかと考えられる。しかしながらある目的関数に良好な成果をもたらす乱数系列が他の目的関数にも同じことを生み出すとは言えない。これは Rosenbrock の関数に好都合な乱数系列があるのではないかという一つの可能性を示すにすぎない。

例 2 : Cube の関数

$$f=100(x_2-x_1^2)^2+(1-x_1)^2$$

この関数は Rosenbrock の関数と同じ形式をなしており、ただ 3 次の項が含まれている点において異なる。それゆえに、関数の Level set の複雑性も同じ状況を呈していると考えられる。また最小値も点 (1, 1) にある。出発点は、Rosenbrock の関数のそれと同じ点 (-1.2, 1.0) が使用された。

2 段階ステップ・サイズが適用された探索の結果は表 4 に示されている。この関数は、表 4 から判断される限り、Rosenbrock の関数より探索容易のようであり、全般的に表 1 より良好な探索成果が示されている。3 種の調節規準のうち、一番大きな値が探索成果に良い影響を与えているようである。オーダが 10^{-5} に達しているケースはいずれも調節規準が 0.005 の値のときであり調節規準の値が 0.0001 では残りの探索成果に比較して分の悪い結果が示されている。

・サイズ ; 0.0008

0.78343	1.0174	0.41613	0.26010	0.91339
0.60276	1.0351	0.17057	0.61447×10^{-1}	0.83385
-0.59012×10^{-1}	-0.30325×10^{-3}	-0.34157	-0.55130	-0.75195×10^{-2}
501	504	501	504	501
24	29	24	28	28

座標軸回転数の行を眺めるとき、Rosenbrock の関数のところで述べたように、良好な探索成果がもたらされているときには回転回数が少ない。もちろん最悪の探索成果においても回転回数が少ないので、良好な探索成果が少ない回転回数と必要かつ十分な関係をもつものでもない。また、調節されたステップ

表4 Cube の関数——2段階ステップ・サイズ, 初期ステップ・サイズ: 0.0001

調節されたステップ・サイズ	0.0008	0.0008	0.0008	0.002
調節規準	0.005	0.001	0.0001	0.005
x_1	0.98612	0.98565	0.86025	0.99982
x_2	0.95884	0.95746	0.63278	0.99931
f	-0.19381×10^{-3}	-0.20695×10^{-3}	-0.21009×10^{-1}	-0.26254×10^{-5}
関数計算回数	504	503	501	482
座標軸回転回数	48	62	33	30

表5 Cube の関数——2段階ステップ・サイズ; 乱数に対する感度分析, 初期ステップ

x_1	0.97745	0.98431	0.97888	0.84080
x_2	0.93373	0.95359	0.93787	0.58998
f	-0.51034×10^{-3}	-0.24673×10^{-3}	-0.44710×10^{-3}	-0.27298×10^{-1}
関数計算回数	502	503	502	503
座標軸回転回数	59	71	69	32

表6 Cube の関数——固定ステップ・サイズ; 乱数に対する感度分析, ステップ・サイ

x_1	0.97264	0.99558	0.95044	0.96117
x_2	0.91992	0.98648	0.85812	0.88753
f	-0.75349×10^{-3}	-0.31207×10^{-4}	-0.24758×10^{-2}	-0.15285×10^{-2}
関数計算回数	504	502	503	501
座標軸回転回数	71	61	55	48

・サイズと探索成果の関係も同様に明確でない。そして、前述のように、乱数系列に対する探索成果の安定性についても、2段階ステップ・サイズと固定ステップ・サイズに試みられた結果、表5、表6が示しているごとく疑わしい。

例3 : Beal の関数

0.002	0.002	0.0005	0.0005	0.0005
0.001	0.0001	0.005	0.001	0.0001
1.0033	0.95091	1.0003	0.98328	0.97208
1.0100	0.86011	1.0008	0.95059	0.91839
-0.11385×10^{-4}	-0.24159×10^{-2}	-0.13025×10^{-5}	-0.28029×10^{-3}	-0.78241×10^{-3}
501	504	430	503	502
117	49	30	39	57

・サイズ : 0.0001, 調節されたステップ・サイズ : 0.0005, 調節規準 : 0.005

0.91798	0.99972	0.96206	0.92046	0.97897
0.77290	0.99915	0.89071	0.77910	0.93811
-0.67728×10^{-2}	-0.86398×10^{-7}	-0.14461×10^{-2}	-0.63844×10^{-2}	-0.44381×10^{-3}
502	381	501	505	503
30	29	36	24	77

ズ : 0.0008

1.0037	0.91410	0.96345	0.96278	1.0104
1.0113	0.76313	0.89407	0.89205	1.0314
-0.15011×10^{-4}	-0.74249×10^{-2}	-0.13420×10^{-2}	-0.14012×10^{-2}	-0.11541×10^{-3}
501	501	502	502	504
62	47	78	63	80

$$f = \sum_{i=1}^3 (C_i - x_1(1 - x_2^2))^2$$

ただし, $C_1=1.5$, $C^2=2.25$, $C_3=2.625$ 。

この関数は $x_2=1$ に近づくにつれて狭く曲った谷になっていき, $(3, 0.5)$ で最小値 0 をもつ。出発点として点 $(0,0)$, $f=14.2$ が使用された。

表7 Beal の関数——2段階ステップ・サイズ, 初期ステップ・サイズ: 0.0001

調節された ステップ・サイズ	0.0008	0.0008	0.0008	0.002
調節規準	0.005	0.001	0.0001	0.005
x_1	2.9935	3.0017	3.0017	2.9978
x_2	0.49899	0.49940	0.49940	0.49897
f	-0.14680×10^{-4}	-0.24708×10^{-4}	-0.24708×10^{-4}	-0.63696×10^{-5}
関数計算回数	378	341	341	357
座標軸回転回数	12	11	11	13

表8 Beal の関数——2段階ステップ・サイズ; 乱数に対する感度分析, 初期ステップ

x_1	2.9935	3.0042	2.9919	2.9911
x_2	0.49899	0.50040	0.49828	0.49961
f	-0.14678×10^{-4}	-0.12545×10^{-4}	-0.12528×10^{-4}	-0.87595×10^{-4}
関数計算回数	378	386	181	282
座標軸回転回数	12	13	4	9

表9 Beal の関数——固定ステップ・サイズ; 乱数に対する感度分析, ステップ・サイ

x^1	3.0017	2.9930	3.0067	2.9935
x^2	0.49940	0.49473	0.50184	0.49869
f	-0.24706×10^{-4}	-0.29311×10^{-3}	-0.79236×10^{-5}	-0.86097×10^{-5}
関数計算回数	341	307	136	411
座標軸回転回数	11	8	6	18

2 段階ステップ・サイズが適用された探索の結果は表 7 に示されている。この関数も表 7 から判断される限り、Rosenbrock の関数より探索容易である。関数計算回数が 400 回以内で、満足すべき結果が得られている。

表 7 で注目すべき点は第 2 列と第 3 列、第 5 列と第 6 列、第 7 列と第 8 列に

0.002	0.002	0.0005	0.0005	0.0005
0.001	0.0001	0.005	0.001	0.0001
3.0029	3.0029	2.9936	2.9936	3.0059
0.49991	0.49991	0.49825	0.49825	0.50183
-0.16812×10^{-4}	-0.16812×10^{-4}	-0.71449×10^{-5}	-0.71449×10^{-5}	-0.86830×10^{-5}
395	395	313	313	290
19	19	9	9	8

サイズ：0.0001, 調節されたステップ^o・サイズ：0.0008, 調節規準：0.005

2.9944	2.9961	2.9995	3.0022	3.0063
0.49935	0.49999	0.49993	0.50064	0.50090
-0.17340×10^{-4}	-0.23030×10^{-4}	-0.94834×10^{-7}	-0.10008×10^{-5}	-0.16259×10^{-4}
161	436	312	238	122
7	16	8	9	3

ズ：0.0008

2.9959	3.0047	2.9916	3.0000	3.0017
0.49862	0.50224	0.49882	0.50100	0.50002
-0.57037×10^{-5}	-0.30480×10^{-4}	-0.30506×10^{-4}	-0.22967×10^{-4}	-0.46044×10^{-5}
428	286	287	167	133
21	17	9	7	11

同じ結果の対がみられることである。これは座標軸回転回数の小なることから調節規準が十分に働かなかったからであろう。乱数系列に対する感度分析として、前例と同様に、2段階ステップ・サイズと固定ステップ・サイズが試みられ、その結果は表8と表9に示されている。

表8と表9では、表7のような同じ探索成果を示すものは全くない。本例においても、乱数系列に対する探索成果の不安定性は全く同じである。

参 考 文 献

- 〔1〕 D.J. Wilde, *Optimum Seeking Methods*, Prentice-Hall, 1964.
- 〔2〕 J. Kowalik and M.R. Osborne, *Methods for Unconstrained Optimization Problems*, Elsevier, 1968. 訳書：山本善之，小山健夫訳，『非線形最適化問題』培風館。
- 〔3〕 伊藤駒之「パターン・サーチについて」『経営機械化シリーズ』，No. 14, 1973。
- 〔4〕 伊藤駒之，「Friedman-Savageの方法の確率化」『国民経済雑誌』第129巻 第4号，1974年。
- 〔5〕 伊藤駒之「確率化されたFriedman Savageの方法に関する覚書」『経済経営研究年報』第26号，1976年。
- 〔6〕 伊藤駒之「Hooke Jeevesの方法の一変種」『国民経済雑誌』第133巻 第5号，1976年。

タンカー・スポット契約の 観察と計測

下 條 哲 司

1. は し が き

1973年の石油ショック以来、タンカーのフリー市場の低迷はいつ果てるともなく続いている。OPECの原油価格引上げに伴い、需要が急激に減退したと思われたのも、ほんの数カ月間のことで、原油の荷動きは1974年一杯、前年以上のレベルで持続した。しかしそれにもかかわらず、タンカー運賃は1973年末をピークに雪崩のように低落して以来、もはや頭をもたげようともしていない。このような荷動きと運賃率との背離の現象を説明するためには、タンカー船腹量のみならず、タンカーの穀物航路就航量や係船量、あるいは長期契約、短期契約それぞれの成約量や契約期間における変動などを観察しなければならないことはいうまでもない。最近ではフリータンカー市場の変動およびその要因についての種々な調査が行き届いており、このような諸種の指標を入手することは、かつてほど困難ではなくなった。しかしながら多くの調査機関が、それぞれ独自の方法論で市況の変動を論じ、その将来の動向を示唆するために準備した資料は、すでにその目的のために加工されたものであって、われわれの問題意識や分析目的にとって、恰好のものでは決していない。

われわれは先にタンカー市場に関するシミュレーションを試みたが、その時痛感されたことは、タンカーサービスの売手買手（むしろ船主、用船者というべきである）が、限界的な交渉場面において、船舶と貨物を結びつけ、運賃率

を取り決める際に、一体何を考慮に入れているか、さらにそこで考慮に入れられるいくつかの要因が、運賃率にどのように反映されるか、こういった問題に答えるべき資料をわれわれはもっていなかったということであった。

こうした限界取引の場面で考慮されることがらは、理論的仮説としてはいくつか考えることができる。フリータンカー用船市場のように、即時財である輸送サービスの予約を内容とする市場においては、予約価格はそれによって、提供されるサービスの質や量のほかに、提供の時期や期間によって大いに相異なる。サービスが提供される時期や期間はすべて将来に属するものであるだけにその時期や期間における同種サービスの需給状態についての予想が、価格決定に重大な影響を及ぼすことは見易い。⁽¹⁾

タンカー用船市場で供給されるものは船舶による輸送サービスであって、その供給単位は固定的で分割は不能である。これに比べればそのサービスを要求する貨物の方は合併分割が自由に行なえる。しかも最近とくに目立っているように、船舶の大きさ＝船型によってコストが大いに相違する場合、船主や用船者はこれにどういった適応を見せるであろうか。船型ごとに市場を分割して考えることもあるいは可能であるが、もしそうならばそれぞれの市場における繁閑に応じて、市場相互間の代替過程をどう組み立てるべきか、このような問題は現実の資料の十分な観察を通じてのみ仮説され実証されうるものである。

このような目的のためにわれわれは一般に流布されている諸種の資料⁽²⁾のほかに、タンカースポット契約に関する資料を準備した。これはすでにわれわれが準備したタンカー船腹についての資料⁽³⁾とともに、上述のようなわれわれの理論的仮説を実証し精緻化するために用いられる。本稿では今回作成したタンカースポット契約に関する資料にもとづいて、われわれが行なった予備的観察につ

(1) 下条〔2〕

(2) タンカーに関連する月次および四半期別の時系列が別に整備されている。

(3) 下条〔4〕において用いられたものをいう。

いてのみ報告する。船腹資料を援用するより広汎かつよりダイナミックな観測については、現在なお準備中である。

2. 資料の概要と一次加工

われわれの今回作成したタンカースポット契約に関する資料は、1970年1月3日に終る週から、1975年12月27日に終る週末までの満6年間、313週間に報道されたタンカー成約のうち、積地がカリブ海、ペルシャ湾、西アフリカ、地中海、およびリビアのいずれかで、揚地が米国東岸、英国または欧大陸、および日本である、1年以内の航海用船契約についてのものである。資料出所は、Maritime Research Inc. の CHARTERING ANNUAL 1970ないし1975による。この条件に該当するものは11,200件であった。

これらの契約の個々について、報告日、積地、揚地、船籍国、重量トン数、品目、積期日、航海数、World Scaleで表わされた運賃率がまず採取された。報告日および積期日はいずれも年月日表示であるほか、船籍国は文字で表示されているので、これらのデータに対しては、次のような一次加工がほどこされた。

報告日および積期日はまず1900年1月1日を第1日とするユリウス日に換算した後、一様乱数によって契約日を定め、積期日との差を求めてこれを Lead Time とする。報告日はつねに各週土曜であるので、そのユリウス日から0以上6未満の一様乱数を引くことによって、同じ週の月曜ないし土曜の日付を割当てることができる。これは後に月別や四半期別に分割するとき便利である。Lead Time は積期日までの日数であって、報道上の遅れのためか積期日が報告日より以前となっている場合にはこれを0とした。

われわれの目的の1つは契約の履行の時期と期間が、予約されるサービスの価格にどのような影響をもつかを見ることである。このため最も重要な概念として前置期間を定めねばならない。契約日から契約履行の時期までの日数、い

いわゆる **Lead Time** と、契約を履行するに要する日数、すなわち契約期間とが次のような方法で1つの数値に表現される。⁽⁴⁾

$$\text{前置期間} = \text{Lead Time} + \frac{1}{2} \times \text{契約期間}$$

ここで契約期間は次のようにして計算されねばならない。タンカーの場合通常約15ノットと考えると1日の航走距離は360哩、積地と揚地との組み合わせから与えられる距離を360哩で割って2倍すると、往復航海の航走日数が得られる。これに積揚地での停泊日数5日を加えると1航海の総日数になる。そこでこれに航海回数を掛けるとその契約を履行するに必要な日数が計算できる。以下では前置時間は週単位で表示される。

船籍国をコード化することは容易である。われわれは以下での分析に便利のように、日本、アメリカ、イギリス、ギリシャは単独で、西欧、北欧、東欧および便宜置籍国は国群として、その他を含めて合計9つの国群に区分した。

第1表 スポット成約資料のカバリッジ

年	石油荷動量 百万トン	原油荷動量 百万トン	%	シングル 航海用船 千トン	%	スポット 成約量 千トン	%
1970	1,240	995	80.2	95,191	7.7	79,248	8.0
1971	1,315	1,068	81.2	84,867	6.5	58,665	5.5
1972	1,445	1,184	81.9	117,734	8.1	84,289	7.1
1973	1,639	1,365	83.3	162,327	9.9	112,608	8.2
1974	1,624	1,360	83.7	168,396	10.4	117,269	8.6
1975	1,450	1,210	83.4	147,628	10.2	92,994	7.7
出所	ファンレー イガー社	ファンレーイガー社		日本郵船調			

われわれのデータが世界のタンカー用船契約の中でどの程度のカバリッジをもっているかを見るために、世界の石油荷動量、原油荷動量およびシングル航海用船成約量と比較してみると、第1表のごとくである。原油の荷動量が石油荷動量の約80%余を占めていることもさりながら、石油荷動きの90%以上がシ

(4) 前置期間についての詳しい説明は下条〔1〕P. 41 以下を参照。

シングル航海用船によらないという事実は、タンカー市場の特殊性の1つといえる。上のシングル航海用船とわれわれのスポット成約量との相違は、航路および品目を限定しないで、1航海の契約のみを前者が算えているのに対して、後者では上述の主要航路のみで、しかもここでは Dirty Oil のみの複数航海をもふくむ航海用船契約を算えている。したがって表中%の欄は、前者が石油荷動量に対するものであり、後者は原油荷動量に対するものをとっている。

3. 記述統計による予備的観察

ほぼ同じ時期に成約された2つの運賃率が相違する主要な原因は、航路、品目、貨物量(または船型)、積時期、契約期間などの相違である。最後の2つは加工によって前置期間という1つの概念に修正されるし、品目はこれを Dirty のみに限るとするならば、われわれの採取した11,200件の成約の中から、運賃率に記載のないものと Dirty 以外のものを除いて9,568件だけが対象となる。

航路の相違が運賃率にどう影響するかということは最も重大な問題の1つである。通常同じ品目であっても積地および揚地の片方もしくは両方が相違するならば、諸種のコスト項目において差が生じ、その結果運賃率に大いに影響する。距離が異なれば航走時間や燃料消費量が異なるばかりでなく、積地揚地の港湾条件の差は停泊日数や港湾経費の相違を生み出すであろうからである。

しかしながらわれわれの採取したタンカー運賃率はすべて World Scale なる標準運賃で表示されている。これは19,500重量トン14ノットのデーゼルタンカーが、それぞれの航路において通常の載貨航海を行なったときに必要とする積荷1トンあたりのコストを基準にして、そのパーセントをもって表示するしかたである。この標準タンカーは航海中1日28トン、停泊中5トンの重油を消費し、1日あたり1,800ドルの船費を必要とするが、燃料油単価や港湾経費などは現状に応じて刻々と修正されることになっている。

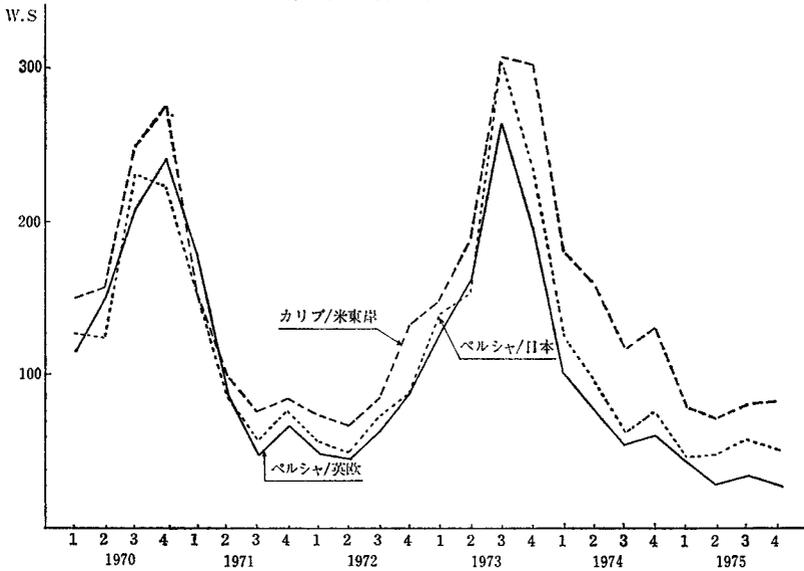
したがって基準運賃を計算するために用いられている標準タンカーの大きさ

が適当であるならば、航路ごとの特殊事情をある程度除去しうるものであると
 考えてよい。このような運賃率表示がなされているにもかかわらず、航路ごとの
 運賃率にそれぞれ特異な変動が見られるとするならば、それは航路ごとの地
 域的なタンカー需給における特殊事情が反映しているものと考えなければなら
 ない。逆に、もしタンカー市場が世界各地の需給の不均衡を直ちに調整できる

第2表 航路別成約平均運賃率 (World Scale)

年	季	カリブ	カリブ	ペルシヤ	ペルシヤ	ペルシヤ	西阿	西阿
		米東岸	英	米東岸	英	日本	米東岸	英
1970	I	150.8	106.8	117.1	116.6	127.9	126.8	120.4
	Ⅱ	156.4	143.2	119.1	151.7	124.4	108.0	141.3
	Ⅲ	249.5	222.2	219.1	209.9	230.4	209.2	224.0
	Ⅳ	275.7	244.7	252.5	240.3	224.7	204.4	256.7
1971	I	154.3	127.0	159.7	177.4	157.4	176.7	180.0
	Ⅱ	98.3	94.3	87.1	87.1	86.3	95.0	88.8
	Ⅲ	76.3	68.1	51.5	47.0	58.2	58.9	84.2
	Ⅳ	83.5	64.3	62.9	66.8	77.9	78.0	94.5
1972	I	74.1	62.8	52.9	48.8	57.9	70.3	85.0
	Ⅱ	67.3	54.6	41.5	45.6	49.4	47.7	48.4
	Ⅲ	84.9	59.8	63.3	64.7	72.1	82.8	73.3
	Ⅳ	132.2	94.3	94.0	90.2	89.2	106.3	106.0
1973	I	149.4	116.6	131.9	129.4	140.8	139.3	131.1
	Ⅱ	189.4	111.6	200.9	162.5	153.5	181.0	117.5
	Ⅲ	306.6	247.5	288.9	265.6	306.3	292.9	293.0
	Ⅳ	301.7	—	268.6	195.7	236.0	246.7	346.7
1974	I	180.5	159.8	121.3	101.7	125.3	167.6	159.8
	Ⅱ	158.3	152.7	121.1	76.6	95.7	146.9	192.0
	Ⅲ	116.1	93.9	84.1	54.4	61.9	101.0	99.5
	Ⅳ	131.3	108.9	79.1	60.3	75.8	101.6	98.4
1975	I	78.6	75.8	56.3	42.1	45.0	66.5	50.9
	Ⅱ	72.6	69.7	37.3	28.7	48.5	70.1	66.8
	Ⅲ	80.2	74.8	53.0	33.4	57.8	75.9	68.2
	Ⅳ	81.7	70.5	33.2	27.8	50.0	68.7	72.0

第1図 航路別成約レート



ほど完全であるとするならば、航路ごとの World Scale で表示された運賃率はつねにパラレルに変動するはずであり、さもなければ標準タンカーの設定が適当でなかったというべきである。

とりあえず航路ごとの運賃率の変動を比較するために、全成約を航路別に分類した上で、その平均運賃を計算してみた。紙幅の関係で表としても図としてもごく一部しか示すことはできないが、第2表および第1図から、短期的には航路別にかなり相違した変動パターンが認められそうである。とはいっても全体の全体としては各航路の運賃率は同様な動きを見せており、航路別の相違というのは非常に短期でかつ小さいものといわざるを得ない。ただその小ささがわれわれの以下の分析において無視しうるものであるかどうかについてはもう少し検討しなければならないであろう。

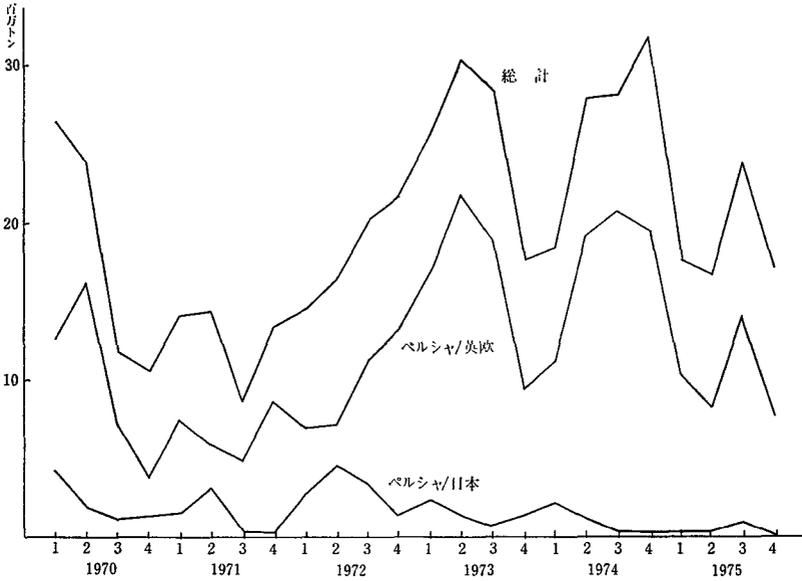
航路別に見られる短期的な運賃率変動における相違を説明しうるものとして、次の4つの要因を考えたい。

- a) タンカー船腹に対する需給の地域的な不均衡が、他の地域との間の空船タンカーの廻航によって調整される速度（需給調整速度）
- b) その航路において通常見られる貨物ロットの大きさと、それに対応する船型との地域的特性（船型特性）
- c) その航路において慣習的もしくは特殊事情として行なわれる契約上の特性、とくに契約履行の時期および期間に関する特性（前置期間特性）、あるいは地域的に特殊な特約条項の効果。
- d) 地域的特性としてとくにある国籍の船舶が頻繁に出現する結果として運賃率に特殊な傾向が見られること（船籍特性）

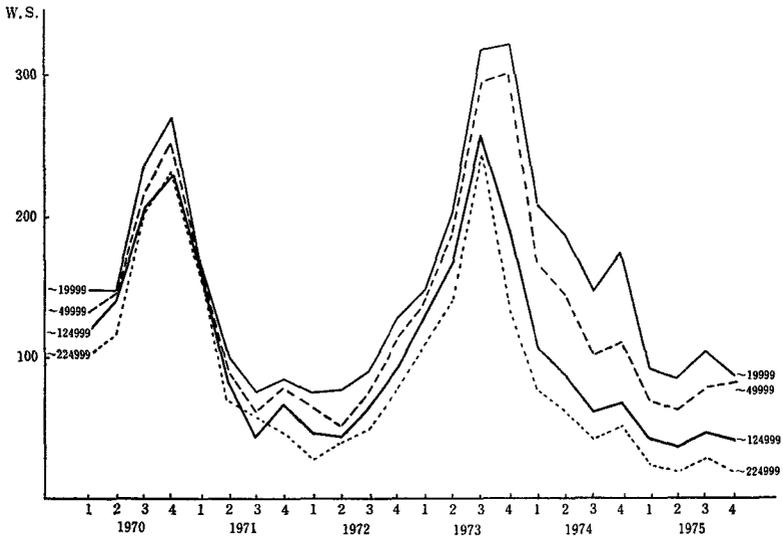
これらの諸特性のうち、第1のものを除けば比較的観察は容易であろうと思われるので、航路、船籍、船型によって分類した上での種々な統計表を用意した。分類項目を増せば増すほど量的には手に負えなくなるので、観察の結果目立った特徴の見られる部分のみを摘出して表または図にするにとどめたい。以下の諸点が指摘できる。

- (1) 1970年および1973年の2つのブームは航路、船籍、船型にかかわらずほぼ一致して見られる。（第1図、第3図）
- (2) 1970年の成約には長期的なものが非常に多く、1973年のブーム時との明らかな相違を見せている。（第3表(4)）
- (3) 成約量と運賃率との間にブーム期のずれが見られること、さらに1974年の成約量と運賃率との背離。（第1図と第2図）
- (4) 航路別にいえばペルシャ湾／英欧とカリブ海／米国の2航路のウェイトが圧倒的に大きい。（第3表の航路別表）
- (5) ペルシャ湾／日本の成約量の増減が他の航路のそれと時期を異にしており、そこに何か特殊な事情があるらしいことを思わせる。（第2図）
- (6) フリータンカーを構成する船舶は、北欧およびギリシャ籍のものがかなり多く、日本船は最近とくに三国間航路により多く進出していること。

第2図 航路別成約量



第3図 船型別成約レート



第3表

(1) 件数 (件)

	1970年	1971年	1972年	1973年	1974年	1975年
カリブ/米東岸	693	475	569	681	377	377
カリブ/英 欧	85	73	29	21	99	70
ペルシヤ/米東岸	44	67	54	59	104	85
ペルシヤ/英 欧	668	369	469	666	521	272
ペルシヤ/日 本	138	89	157	63	43	14
西 阿/米東岸	19	23	40	69	133	140
西 阿/英 欧	43	18	27	19	32	17
そ の 他	204	248	277	257	231	340
便 宜 国	812	568	743	797	609	471
ギ リ シ ャ	219	168	182	247	169	220
北 欧	425	297	342	359	265	158
ア メ リ カ	58	42	18	56	25	26
イ ギ リ ス	38	29	25	59	73	60
日 本	59	48	51	76	91	95
西 欧	185	88	99	71	102	73
東 欧	9	7	14	21	23	31
そ の 他	89	115	148	149	183	182
～ 19999	212	170	121	183	48	19
～ 29999	536	437	322	329	168	155
～ 49999	657	351	521	534	480	409
～ 69999	212	178	268	254	292	312
～124999	231	192	310	334	283	246
～174999	26	15	42	94	104	66
～224999	20	16	31	65	81	52
～299999	0	3	7	34	84	47
300000～	0	0	0	8	0	9
計	1894	1362	1622	1835	1540	1315

タンカー・スポット契約の観察と計測（下條）

（2）成約量（千トン）

1970年	1971年	1972年	1973年	1974年	1975年
18094	11843	15661	21572	12973	14231
2223	1671	756	594	3519	2106
1442	3317	3021	3138	6293	6934
39737	26399	38853	67170	71234	40859
8416	5330	12233	5964	4144	1765
644	888	1761	2833	6544	8310
1923	637	1350	986	1779	1108
6770	8580	10654	10351	10783	17681
30958	21194	31674	40343	38328	30441
6261	4898	5904	9117	7885	11054
21626	13634	23608	30375	27901	14845
2161	1643	937	2331	1048	1116
1871	2009	2087	5052	8609	5363
5000	4476	4995	9725	12359	11435
6348	3208	5462	3918	7168	4278
316	363	642	1131	1034	1311
4708	7240	8981	10617	12937	13957
3665	2912	2095	3185	844	331
12153	9855	7227	7414	3737	3482
23676	12692	18721	19211	17832	15500
11952	10246	25137	14316	16213	17009
19930	16783	26746	29497	25299	21282
3632	2097	6006	13642	14825	9334
4240	3340	6617	13893	17220	11194
0	740	1740	8840	21299	11832
0	0	0	2610	0	3030
79248	58665	84289	112608	117269	92994

(3) 平均運賃率 (World Scale)

	1970年	1971年	1972年	1973年	1974年	1975年
カリブ/米東岸	194.0	111.1	94.1	235.6	147.2	78.7
カリブ/英 欧	169.0	100.3	71.2	128.1	115.8	73.0
ペルシャ/米東岸	152.6	76.9	65.7	215.4	103.5	44.6
ペルシャ/英 欧	161.6	99.6	66.3	185.8	71.0	33.9
ペルシャ/日 本	152.2	106.7	62.2	182.8	109.1	53.8
西 阿/米東岸	151.2	87.3	81.2	225.2	119.7	71.5
西 阿/英 欧	176.1	108.2	69.2	241.1	122.9	64.5
平 均	174.5	103.6	78.1	209.8	106.4	61.1
便 宜 国	177.5	107.6	80.7	219.0	118.6	65.8
ギ リ シ ャ	179.7	110.4	90.3	228.8	131.8	71.9
北 欧	158.6	106.2	72.7	191.6	93.1	55.6
ア メ リ カ	187.4	81.6	69.9	243.4	132.3	72.9
イ ギ リ ス	167.8	104.9	70.5	211.0	89.1	54.3
日 本	160.7	88.3	68.4	181.0	68.1	40.7
西 欧	175.9	105.7	69.7	211.9	106.8	62.2
東 欧	144.2	112.0	65.6	222.0	107.3	72.0
そ の 他	174.5	82.9	74.1	193.9	115.3	60.4
～ 19999	201.0	116.5	92.8	240.8	184.5	91.9
～ 29999	187.7	110.8	95.1	233.2	168.2	97.7
～ 49999	164.7	101.6	80.1	223.4	126.6	73.4
～ 69999	155.6	98.2	68.6	198.5	112.5	65.9
～124999	155.9	89.6	62.9	184.1	81.8	42.4
～174999	151.7	89.8	62.3	190.0	62.0	28.7
～224999	136.7	88.4	56.4	157.1	56.7	24.3
～299999	—	82.5	56.1	180.1	54.3	22.7
300000～	—	—	—	249.5	—	22.5
平 均	172.7	104.0	77.8	211.6	110.0	62.6

タンカー・スポット契約の観察と計測（下條）

（４）前 置 期 間（週）

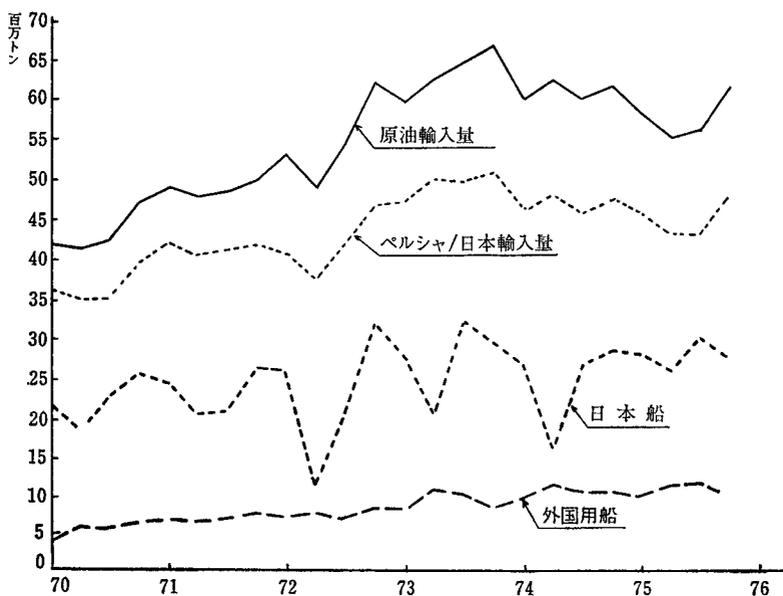
1970年	1971年	1972年	1973年	1974年	1975年
1.86	1.50	1.52	1.54	1.43	1.37
3.10	3.26	4.16	3.34	2.90	2.94
4.93	4.61	5.13	4.86	4.35	3.93
9.09	4.94	4.18	4.81	3.78	3.39
7.78	5.40	4.45	4.77	3.97	9.15
2.59	3.19	2.95	3.21	2.48	2.44
2.14	2.20	1.99	1.93	1.65	1.67
5.36	3.30	3.05	3.28	2.90	2.54
4.16	2.72	2.62	2.77	2.51	2.31
3.87	2.44	2.42	2.20	2.24	2.24
6.76	3.22	3.19	3.85	3.24	2.69
4.51	3.41	4.13	3.92	2.49	2.84
5.58	3.76	3.96	3.80	3.17	2.63
9.09	5.91	5.47	6.12	3.78	3.29
3.90	2.65	3.07	2.85	2.96	2.40
8.06	4.02	3.34	4.24	3.45	3.15
80.3	5.84	5.64	4.29	3.19	3.04
2.83	2.15	1.88	1.86	1.76	1.99
3.37	2.28	2.73	2.00	1.91	2.04
4.69	3.11	2.45	2.46	2.44	2.03
6.82	4.06	3.37	3.80	2.61	2.44
8.85	4.94	4.32	4.34	3.22	3.09
15.71	9.50	5.31	5.83	40.3	3.50
11.14	5.38	5.92	6.50	4.42	3.58
—	4.78	6.77	7.01	4.02	4.82
—	—	—	1.42	—	3.18
5.07	3.20	3.13	3.24	2.86	2.57

(第3表の船籍別表)

- (7) 船型別に見れば小型船の衰微はいちじるしく、20万トン型の進出と活躍が目立っている。なお30万トン以上の型も進出しているが、これは一時的な動きと考えられる。(第3表の船型別表)
- (8) 前置期間について見ると、ペルシャ湾/英欧、ペルシャ湾/日本にとくに長期のものが多く、国籍別には日本船が最も長く、東欧船がこれに次いでいる。船型では大型船ほど長期である。(第3表(4))
- (9) 運賃率で見るとカリブ海/米国航路の運賃が特異な高さを見せており、国籍では米国船の運賃率の高さが目立つ。船型別では大型船ほど低い傾向が顕著である。(第3表(3))

このうちとくに(5)で指摘した日本の成約量の特異な状況はわれわれの注目を引いた。同時に(6)に見たような三国間への進出傾向も興味あることなので、本

第4図 日本向原油輸送量



稿の目標からは外れるけれども、若干追求してみたい。

まず日本の原油輸入量、そのうちペルシヤ湾積みの輸入量、同航路での日本船輸送量、外国用船輸送量を見ると第4図および第4表のごとくである。わが国の原油輸入量は全体としては着実に増大してきたが、1973年の石油ショック以後多少減少している。この事情はペルシヤ湾積みのものについてもほとんど

第4表 ペルシヤ湾積原油輸送量（千トン）

	全航路 原油輸入量	ペルシヤ湾積 輸入量	日本船 輸送量	外国用船 輸送量	その他 輸送量	スポット 成約量
70 I	41,494	35,985	21,639	4,063	10,283	4,185
70 II	40,950	34,720	18,387	5,782	10,551	1,953
70 III	42,082	34,910	22,776	5,412	6,722	1,018
70 IV	46,702	39,301	25,702	6,293	7,306	1,260
71 I	48,564	41,774	24,407	6,558	10,809	1,511
71 II	47,359	40,283	20,473	6,296	13,514	3,149
71 III	47,987	40,722	20,800	6,726	13,196	449
71 IV	49,368	41,340	26,191	7,375	7,774	221
72 I	52,469	40,314	25,778	6,854	7,682	2,784
72 II	48,546	37,139	11,371	7,358	18,410	4,576
72 III	54,083	41,389	20,641	6,634	14,114	3,448
72 IV	61,376	46,178	31,995	8,019	6,164	1,425
73 I	59,106	46,926	27,693	7,896	11,337	2,355
73 II	62,102	49,469	20,460	10,576	18,433	1,476
73 III	64,078	49,421	31,985	9,865	7,571	703
73 IV	66,375	50,441	29,488	7,971	12,982	1,430
74 I	59,406	45,761	26,611	9,210	9,940	2,270
74 II	61,948	47,577	16,002	10,899	20,676	1,186
74 III	59,436	45,280	26,604	9,718	8,958	346
74 IV	61,050	47,031	28,436	9,817	8,778	342
75 I	57,459	45,261	27,919	9,380	7,962	250
75 II	54,623	42,828	25,792	10,623	6,413	400
75 III	55,632	42,895	29,904	10,887	2,104	953
75 IV	61,102	47,665	27,362	9,052	11,251	162

パラレルな動きを見せており、日本のペルシヤ以外からの原油輸入はほとんど安定していることを思わせる。

ところで日本船および外国用船（この合計は日本の支配船隊と考えられる）の輸送した量のうち、日本船の輸送量は目立って大きく変動している。そしてその低下している時期が例外なく第2四半期（4～6月）であることは注目してよい。そしてこの低下の最も大きいのが1972年であることから、いわゆる90日ストライキの影響ではないかとの連想が生じる。そして1973年、74年にもこのような波が生じているのは、ストライキ懸念から日本船を三国間航路に退避せしめた結果ではないかと思わせる。

日本向け原油輸入量のうち、日本船でも外国用船でもない分は、四半期あたり1,000万トン前後にのぼっているが、その動きは若干の時差を考慮すれば先に見たスポット成約量の動き（第2図）とよく似た変動を見せている。ただしスポット成約量はせいぜい300万トンにすぎないから、そのすべてを構成しているとはいえないが、1972年には第2四半期が、1973年、74年には第1四半期がピークに達していることから、上の事情が推察できそうである。

しかしこのことから明らかになったように、石油荷動量の全体の大きさに比べて、フリータンカー市場、ことにスポット成約市場の小さいことは、如何ともなし難いものである。したがってわれわれのこの資料を、世界の原油輸送市場全体の動きを代表するものと考えることなどとてもできない。当初われわれが設定したように、この資料はスポット成約における短期的かつミクロな需給

- (5) 1970年から1974年に至る5カ年間の5つの航路における石油荷動量とわれわれの資料における成約量とを比較してみると次のとおりである。（延成約量は成約量に航海数を乗じた合計）。単位石油荷動量は百万トン、他は千トン。

航路	石油荷動量	成約量	%	延成約量	%
CAR/US	710.25	80,027	11.3	84,352	11.9
CAR/UK	114.55	8,762	7.6	9,427	8.2
PG/US	214.45	17,211	8.0	17,753	8.3
PG/UK	2,132.85	242,308	11.4	307,588	14.4
PG/JP	968.05	36,087	3.7	42,079	4.3

者の行動を観察する目的以上には用いるべきでない。そしてこの傾向はとくに日本向け市場において顕著である⁽⁶⁾。

4. 船型効果

個々のスポット運賃率とその前置期間によってどう相違するのかを観察しようとするとき、種々雑多な運賃率を並べて見た上で、これらを前置期間のみによって比較しても全く意味はない。すでに述べたようないくつかの特性によって運賃率そのものは顕著にまたは微妙に相違する。このうちわれわれは航路の相違による影響は特定の航路についての資料を用いるということによってまず除去しうる。次に重要なのは成約の時期であるが、これもある短い時間区画の中でのみ相互に比較するというので、大部分は除去しうるであろう⁽⁶⁾。

ザネトスがタンカーの長期契約やスポット運賃率について見たときには、船型による用船料や運賃率への影響はさほど顕著ではなかった。というよりはむしろ、用船料や運賃率に差をもうけねばならないほど、船型のバラエティーは大きくはなかったというべきである。まだ T-2 型またはそれと同等の船型のタンカーがタンカー市場の大勢を牛耳っていた時代であって、数年先の長期契約に45,000重量トンクラスのタンカーがようやく姿を見せる程度にすぎなかった。したがって、ザネトスにおいて船型は、とくにスポット運賃に関するかぎり、無視してよい要素であったといえる。

船型はスポット市場に対しては2つの効果をもつ。その1つは長期の期間用船市場におけると同様に規模の経済といわれる効果である。すなわち大型化によって単位あたりの輸送費は目立って小さくなり、用船市場における供給曲線の位置を引下げる効果をもっている。このことはスポット市場においても同様

(6) 航路を特定することは対象とする成約件数を少なくすることであり、月別を週別にすることも同様な犠牲を払わねばならない。われわれは後に全航路を糾合すること、月別に区切ることが最も適当であることを見出し、そのような区分法を行っている。

(7) Z.A. Zannetos [5]

である。大型タンカーがスポット市場に出現すれば、スポット市場における唱え運賃率はそれとの競争を意識して低くならざるを得ない。大量の大型タンカーが出現すれば、タンカーのスポット市場は小型船ではとても耐えられないほどの低運賃を示現することになりかねない。

しかしながらスポット運賃市場においては船型はもうひとつの効果をもっている。上に述べたような傾向はかなりの程度に緩和されている。その効果とは需要側のもっている船型に関する要請である。タンカー船腹の需要者がスポット市場に現われるときには、かれはある具体的な荷動きをもっている。具体的な荷動きとは航路(積地および揚地)と積時期とに加えて、貨物の量=ロットをもつものである。船舶ははどこにでも移動できるから、航路は問題にする必要はないとしても、積時期までに積地に廻航できることは先ず必要である。そしてそのような可能性をもつという条件の上に、船型とロットとがあまりにかけ離れたものでないという条件が満足されねばならない。⁽⁸⁾

このような条件は時によって異なった効果をもつ。原油貿易が非常に盛んであり、大きいロットで原油が売買されている時期と、その取引が小さいロットでしか行なわれない時期とでは、当然タンカー市場に与える効果は異なってくる。タンカー船主は現在行なわれている原油取引の慣行が、なお当分続くという見通しの上に長期の行動を決定するから、市場で供給されるタンカーの船型分布は、長期的にはロットの分布に次第に近似してくると考えられる。しかしロットの分布は急変するかも知れない。ここにひとつの問題が生じる。

船型によって、単位あたりの輸送コストがどのように変るかを見るために、R.S. Platou 社のタンカー採算早見表を利用する。⁽⁹⁾これによって金利および償

(8) 船型とロットとはつねに全く一致せねばならないということはもちろんない。相互に「約」という言葉で包含することのできる幅(通常上下5%程度)をもっている。

(9) オスローのタンカー・ブローカー R.S. Platou A/S が、顧客に配布しているもので、World Scale の種々な値に対応する、各種船型タンカーの Time Charter Equivalent および Annual Return が、換算表的に見られるような表である。

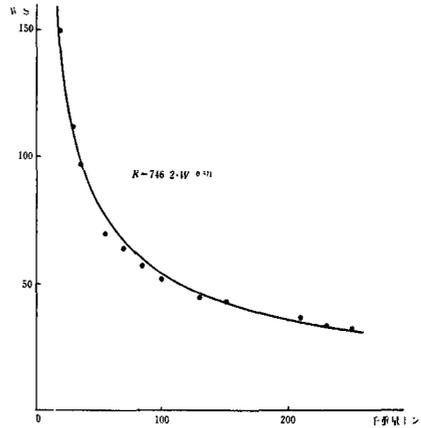
第5表 採算点運賃率と船型

重量トン	採算点運賃率	理論値
19.5	150	136.9
28	112	111.3
35	97	98.0
55	70	75.7
70	64	66.0
85	57	59.0
100	52	53.8
130	45	46.3
150	43	42.7
210	37	35.2
230	34	33.4
250	33	31.9

(注) 重量トンはディーゼルトンカーのみ。運賃率は Mena/Rotte/Mena の World Scale

(\\$ 16.32 : 76/1/1)

第5図 採算点運賃率と船型



却を控除する前の年間純収益がプラスからマイナスに転じるあたりでの、運賃率 (World Scale: Mena/Rotteldam 航路) と船型 (重量トン: ディーゼル船) との対応を見ると、第5表のごとくである。これを図示すると第5図のようになるが、これは対数線型式を用いると

$$R = 746.2 \cdot W^{-0.571} \quad (84.57) \quad (33.14)$$

$$\bar{R}^2 = 0.9892$$

のように推定できる。ここに R は採算点運賃率、 W は重量トンである。なおカッコ内にはパラメータの値のその標準誤差に対する割合 (t 値) が示されている。これは1976年1月1日におけるサンプルを用いているので、同日現在の運賃船型関係式であり、運賃率の船型に対する弾力性は

$$\eta = \frac{dR}{R} / \frac{dW}{W} = \frac{dR}{dW} \cdot \frac{W}{R} = -0.571$$

と計算できる。われわれはこれを運賃に対する船型効果と呼ぶ。ただしこれは1976年1月1日現在の採算点運賃率に対する船型効果であり、規模の経済のみが含まれたものと見るべきである。これに対して現実で観測できるそれはすで

第6表 全航路対数回帰式のパラメータ

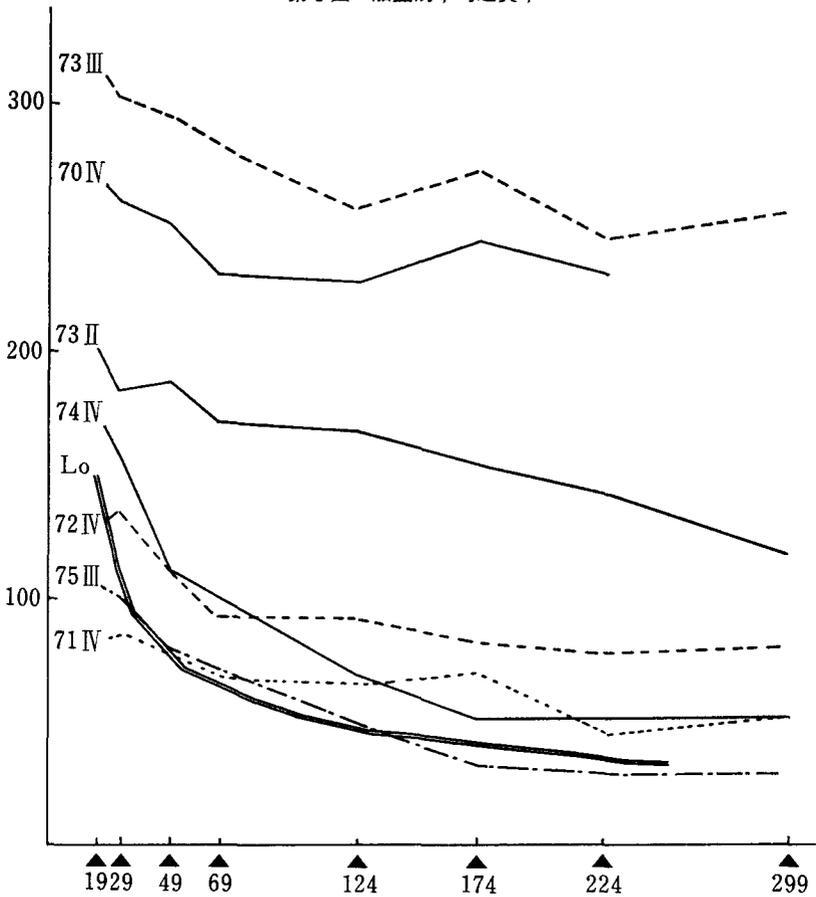
年 月	件数	船型効果	前置期間効果	<i>log C</i>	決定係数	
70	1	220	-0.110312*	-0.146191*	2.643301	0.260855
	2	242	-0.093887*	-0.135728*	2.586801	0.452110
	3	236	-0.099431*	-0.012344	2.610596	0.048072
	4	124	-0.152091*	0.083215*	2.729473	0.102063
	5	184	-0.130424*	-0.003246	2.688103	0.093179
	6	251	-0.122558*	0.025561 [△]	2.777458	0.085684
	7	89	-0.040014	-0.005271	2.487438	-0.010407
	8	124	-0.027910	-0.059504*	2.504313	0.216514
	9	102	-0.055220 [△]	-0.071443*	2.671144	0.130455
	10	103	-0.013571	-0.051411*	2.528374	0.078040
	11	119	-0.028772	-0.156647*	2.617493	0.324253
	12	107	-0.068674	-0.040564	2.615001	0.016507
71	1	138	0.032761	0.026185	2.141935	0.016896
	2	123	-0.003182	0.114649*	2.150345	0.083354
	3	149	0.040636	0.022050	1.903483	0.020320
	4	152	-0.099780*	-0.060451*	2.494528	0.335637
	5	120	-0.110377*	-0.061657 [△]	2.490966	0.161610
	6	108	-0.172645*	0.114924*	2.573244	0.159998
	7	85	-0.431667*	0.066847	3.705105	0.374412
	8	76	-0.248539*	-0.136726*	3.002689	0.537587
	9	76	-0.391042*	0.060986	3.480643	0.505145
	10	129	-0.212221*	0.059142 [△]	2.748921	0.281003
	11	117	-0.108148*	0.065509*	2.343122	0.084654
	12	92	-0.249583*	-0.153444*	3.166541	0.645642
72	1	126	-0.182837*	0.054046 [△]	2.695214	0.263236
	2	147	-0.299504*	-0.125252*	3.186440	0.668970
	3	99	-0.413515*	-0.130629*	3.618804	0.782921
	4	83	-0.524385*	-0.183122*	4.080253	0.848319
	5	114	-0.468839*	0.046949	3.838028	0.591837
	6	159	-0.155671*	-0.030530	2.552701	0.317828
	7	136	-0.170616*	0.058927 [△]	2.558043	0.196522
	8	135	-0.194864*	-0.020536	2.757998	0.404145
	9	141	-0.217479*	-0.049627 [△]	2.963746	0.543372
	10	137	-0.074241*	-0.083319*	2.313800	0.304405
	11	178	-0.195123*	-0.148614*	3.002916	0.431122
	12	165	-0.214191*	-0.089275*	3.107641	0.536901

タンカー・スポット契約の観察と計測（下條）

73	1	175	-0.039648	-0.117115*	2.340652	0.160043
	2	170	-0.115354*	-0.031606	2.684859	0.176585
	3	171	-0.094340*	0.019545	2.573725	0.099787
	4	157	-0.119836*	-0.085462*	2.719845	0.410536
	5	212	-0.167340*	-0.088559*	2.977407	0.116914
	6	108	-0.085064*	-0.131971*	2.855639	0.350924
	7	161	-0.191193*	-0.144203*	3.339849	0.427699
	8	149	-0.008548	-0.002710	2.502480	-0.006212
	9	149	-0.067756*	-0.014907	2.847002	0.093351
	10	158	-0.125514*	-0.105792*	3.150875	0.128337
	11	134	-0.553658*	-0.130017*	4.867358	0.663249
	12	83	-0.411473*	-0.114797	4.081838	0.544920
74	1	115	-0.304624*	-0.109759*	3.630762	0.681383
	2	95	-0.365469*	-0.078617 [△]	3.845207	0.600759
	3	130	-0.428326*	-0.025749	4.177781	0.621820
	4	119	-0.525058*	-0.005551	4.531524	0.795904
	5	135	-0.429285*	0.054924	4.073549	0.689533
	6	138	-0.429962*	-0.089295*	4.131312	0.778271
	7	107	-0.505544*	-0.064337	4.331573	0.772687
	8	130	-0.421732*	-0.092185*	3.921048	0.805080
	9	150	-0.416751*	-0.075376 [△]	3.983607	0.729471
	10	119	-0.333117*	-0.152773*	3.662433	0.745741
	11	175	-0.491599*	-0.217059*	4.340655	0.836742
	12	131	-0.605802*	-0.223158*	4.841879	0.792506
75	1	111	-0.583301*	-0.034299	4.600831	0.135850
	2	100	-0.548291*	0.004989	4.316413	0.664340
	3	102	-0.578752*	0.045712	4.385174	0.715430
	4	90	-0.656208*	-0.156147*	4.809289	0.868443
	5	95	-0.645079*	-0.069957	4.728971	0.620508
	6	107	-0.550327*	-0.167673*	4.433923	0.766600
	7	155	-0.524552*	-0.077679*	4.332272	0.820875
	8	135	-0.545405*	0.053698	4.329557	0.791143
	9	98	-0.638525*	-0.079769	4.855840	0.802781
	10	112	-0.725210*	-0.236103*	5.235705	0.902400
	11	121	-0.698731*	-0.059287	5.075627	0.807655
	12	78	-0.790142*	-0.277937*	5.675462	0.877797

*印は両側5%，[△]印は10%で有意。

第6図 船型別平均運賃率



に述べた通り、ロットの分布によって緩和されているはずであるから、上の数値のみを唯一の手がかりとして船型効果を除去することは、オーバーデフレートの危険を犯すことになる。

しかしながら第3図あるいは第3表(3)からも見られる通り、船型別運賃率のギャップは1973年前半まではそれほど大きくはないのに、以後は異常に大きくなっている。逆に1971年第1四半期などはほとんどギャップはなく、全体と

して時とともにそのギャップが大きくなっているように見える。そして1974、75年における船型別平均運賃率は、船型別採算点とほぼ同様な形のグラフになっていることは注目に値する。第6図は主要な時期についてこれを図示したものであり、同じ目盛りでの船型別採算点 Lo をも比較のためにつけ加えた。

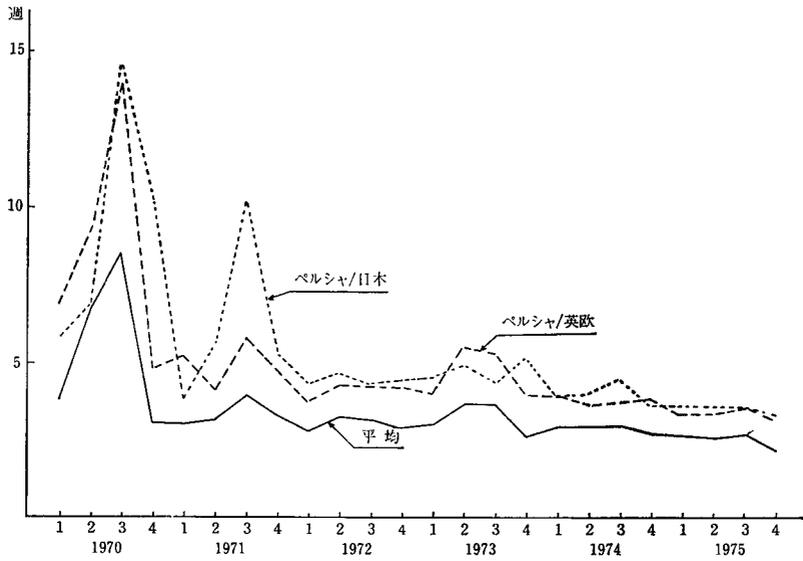
船型別の採算点は1976年1月現在のものである。船費の上昇によって採算点のレベルは年々変わるかも知れないが、異なった船型相互間のコストの格差はそれほど大きい変化はないものと考え、先に述べたようなロット分布にもとづく緩和効果は1972年あたりより以前にはかなりな程度に見られるにもかかわらず、1974年以降はそれがほとんど見られなくなっている。このことからわれわれの問題にしているこの6年間の前半と後半では、タンカーの船型別の行動パターンないし市場適応状況は非常に大きな相異をもっていたといえることができる。

5. 前置期間効果

船型効果に比較すると、前置期間効果すなわち船主や用船者のもっている予想の運賃率に対する影響は、必ずしも1つの方向に偏るものではないという意味で、その把握は困難である。船型効果の除去が行なわれていない現在、船型効果の入ったままのデータによってこれを見ることは危険ではあるが、概念的な部分のみを考察して、後の分析に備えることとしたい。

まず前置期間そのものの推移を見ると、この6年間の変動は非常に特徴的である。まず全体的に見ると70年第2、第3四半期の高さは他の時期に抜き出ている。強いていえば高運賃時に比較的長期の成約が多くなるとはいえるけれども、1970年の程度はむしろ異常である。航路別に見るとこの異常の大部分はペルシャ湾／英欧およびペルシャ湾／日本で生じており、1970年第3四半期では平均14週間という記録的な水準に達している。他の航路に比べるとこの2航路は平均して前置期間は長い、とくに日本向のものが群を抜いている。船籍

第7図 航路別平均前置期間

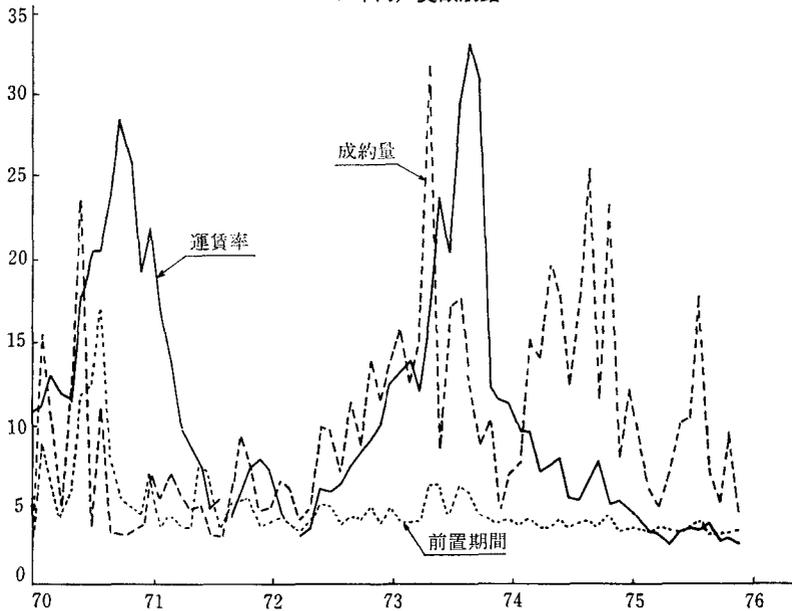


別に見ても日本、北欧のものほかはあまり特異なものはない。船型別では大型船ほど長いという程度で、さほど目立った傾向はないようである。

さきに見たように日本向原油輸送はその大部分が固定的な輸送形態により、スポット市場に依存するところは非常に小さいといえることができる。したがってスポット市場における日本向輸送成約はほとんどが単発かつ突発的なものであって、運賃率にせよ前置期間にせよ、かなり並はずれたものになるようである。とくに前置期間の長い時期と、成約量の小さい時期とが一致していることは、この航路における前置期間の意義が小さいことを示している。

しかしながら一方、ペルシヤ湾／英欧航路はこれとは対照的である。この航路がタンカーにおける最大の荷動量をもつ航路であり、しかも全荷動中スポット契約の占める比率が最も大きいルートであることを留意して、第1図、第2図、第7図を見較べると非常に興味深い。まず1970年のそれぞれのピークの時期が完全にずれており、1973年の場合もそのピークは微妙に喰い違っている。

第8図 成約量、前置期間、運賃率の推移
ペルシヤ湾／英欧航路



しかもその順は成約量、前置期間、運賃率の順であり、その時差はいずれも2～3カ月である。これをもう少しはっきりさせるために、第8図として月別のグラフをかかげる。

このようないい方をすると、運賃率に対する前置期間の効果というのは、同じ時期のものについてではないということになる。ある時期に前置期間が長いということは、それよりも少し前に成約量が旺盛であったことの結果であり、さらにこれが運賃率に影響を与えるには、若干の時日を要するという関係である。これらの関係はタンカー市場の運賃決定モデルにとっては非常に興味ある材料を提供するものである。しかしわれわれの当面の仕事は、ある1時点における前置期間の異なる複数の運賃率が、前置期間の長さに応じてどう相違するかを見ることであるので、上の問題はさらに後にゆずろう。

ヨコ軸に前置期間をとり、タテ軸に運賃率をとったグラフにおいて、ある一定の期間になされた成約をプロットしてみると、1時点における前置期間と運賃率との散布図が描ける。もしこれらの成約が一定の基準をもった同種のものばかりならば、それらの成約に関与した人々に共通な予想曲線上にそれは並ぶと考えられる。もちろんこのような条件が攪乱される可能性は大きく、成約がある一定の曲線上に並ぶことは滅多にない。人々が同じような予想をもっている可能性は案外多いかも知れないが、成約には必ず相手があるばかりでなく、契約内容のわずかな相異、成約当事者のもっている情報のわずかな相異が結果としての成約運賃率を大きく変化させるからである。

予想曲線がどんな形をしているのかについては、理論的にいくらかの場合が考えられるけれども、実証的には直線の場合しか扱われていない。現時点から将来に向うにしたがって、運賃率の予想値が一定の割合で、上昇または下降するといった場合だけであって、これ以上複雑なものについては計算はされていない。⁽¹⁰⁾

予想曲線がまさに曲線であるとすればどのような型が考えられるか。理論式としてはともかく、実験式としては

$$R = N - ce^{-ap^2 + bp}$$

⁽¹¹⁾が考えられている。ここに N は運賃の長期安定水準であり、 R は運賃率、 p は前置期間である。この式は R が上または下側から N の高さに収束するような曲線であるが、 b の正負により、タテ軸の近傍での勢いが示される点で、非常に面白い形をする。ただし N の値を与えることができなければ正確には計測できないし、これを求めるためには船型効果を除去したデータであることが望ましい。

(10) 下条〔1〕には1955～7年における不定期船運賃（ハンプトンローズ／欧州航路の石炭）が扱われているが、ここでは船型は画一化されていて問題にはされていない。

(11) 下条〔3〕付録2。

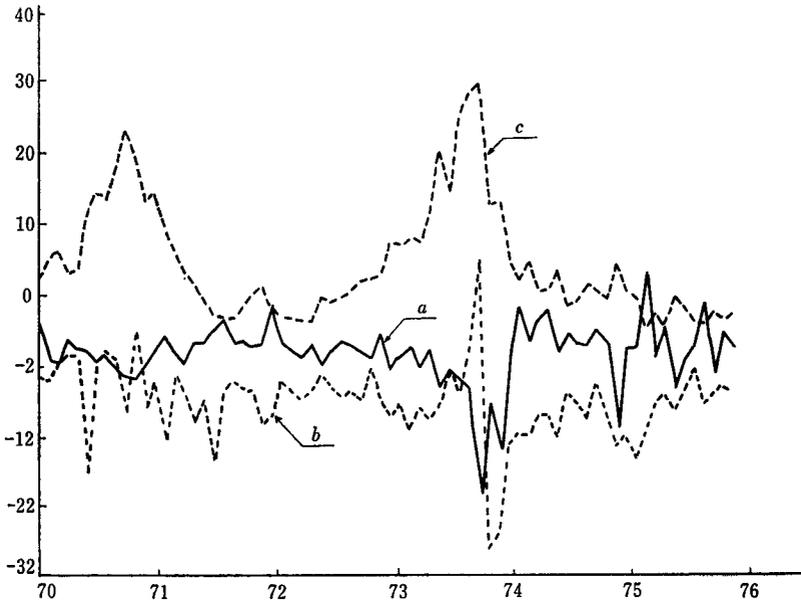
6. 2つの効果の抽出

われわれのもっているデータをたとえば1カ月きざみで分割して、それぞれの時期ごとに船型効果、前置期間効果を計算してみると次のようなこととなるであろう。時間の分割については週単位でも平均30件のデータがあるので可能であるけれども、その結果は、月単位で行なった結果とさほど大きい相違はないので、以下では月単位の結果のみを示す。また航路区分についても最大の航路であるペルシャ湾英欧のみについて計算しても、全航路ひとまとめで計算した場合よりも必ずしもよい結果は得られなかったため、全航路の場合の結果のみを示すことにする。

まず最初にわれわれの2コの説明変数を線型で組み入れた式

$$R = aP + bW + c$$

第9図 $R = aP + bW + c$ のパラメータ



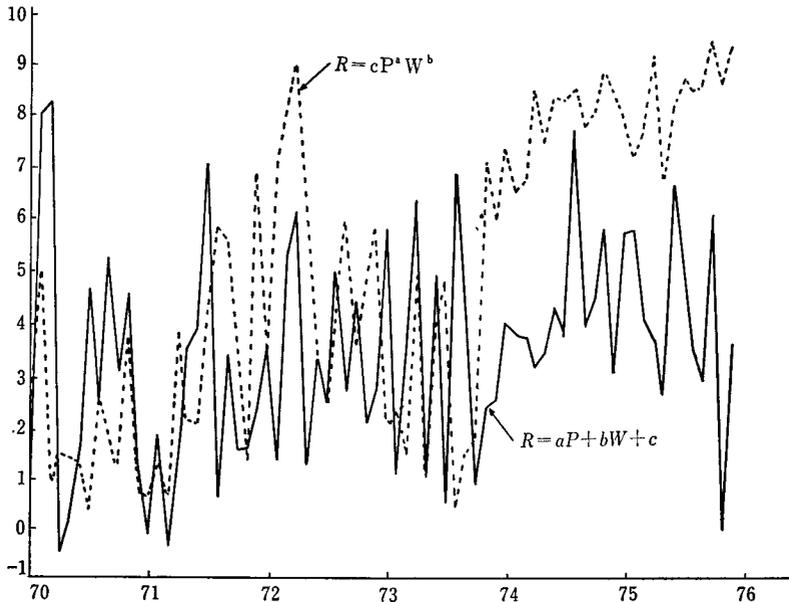
の推定結果は第9図に示されるごとくである。各月間のデータについて上式のパラメータが推定され、それが時系列的に並べられてグラフ化されたものである。これによると船型効果 b や前置期間効果 a に言及する以前に、定数項 c の変動が、さきに見た運賃率の変動そのままの形をしており、 a や b では何も説明はされていないという結論に到着かざるを得ない。

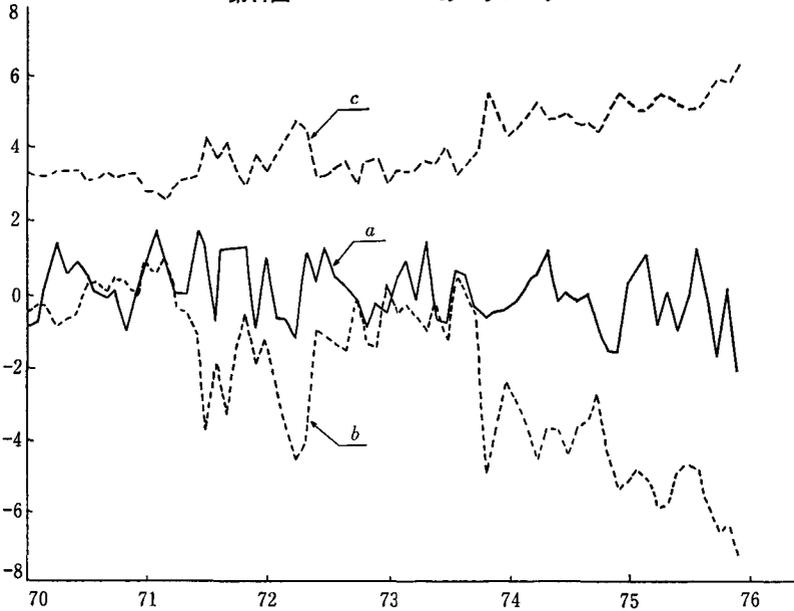
次に対数線型式でこれを試みる。すなわち

$$R = cP^a W^b$$

の形である。この結果は第11図に示すごとくであり、パラメータの値がその標準誤差に対する割合を示す t 値から見ると、船型効果 b は非常によく適合していることがわかる。第6表に各パラメータの値を両側5%の有意水準で有意なものに*印、10%で有意なものに△印を付して示した。船型効果はすでに見たように対数線型でほとんど実験式としては適合しているようであり、その決定

第10図 決定係数の推移



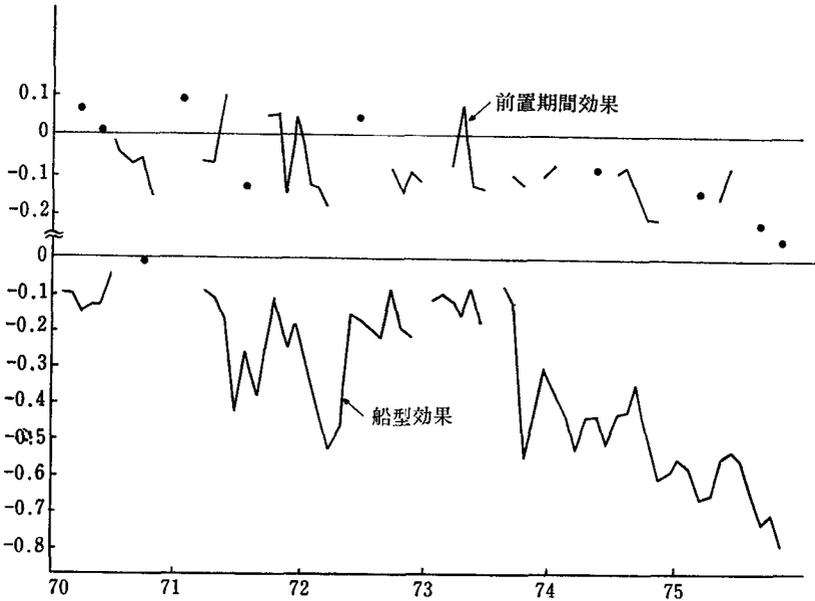
第11図 $R=CP^aW^b$ のパラメータ

係数もとくに1974年以降はすばらしい値を見せている。

船型効果そのものの動きを第11図で観察すると、1970年当時はほとんど0に近かったものが、次第に絶対値が大きくなり、1973年のブーム期に一旦中断はしたものの、その後再び負値での増大が続いて見られる。しかもすでにわれわれが計算したように、その値は-0.5ないし-0.7あたりのレベルに達している。この動きはわれわれがすでに他の視角から見た結果と符合している。

いま第6表で、△印以上の付されたパラメータの値のみをグラフ化してみると、第12図のごとくなるが、船型効果の方はほとんどすべて合格しているのに前置期間効果の方はまばらにしか合格したものはない。つまりさきに見たような形でなければ、前置期間効果を取り出すことはできないのかも知れないし、そのためには船型効果を取り除き、収束水準としての N を与えてやらねばうまい結果を得ることはできないことを意味している。このためここでは前置期間

第12図 前置期間効果と船型効果



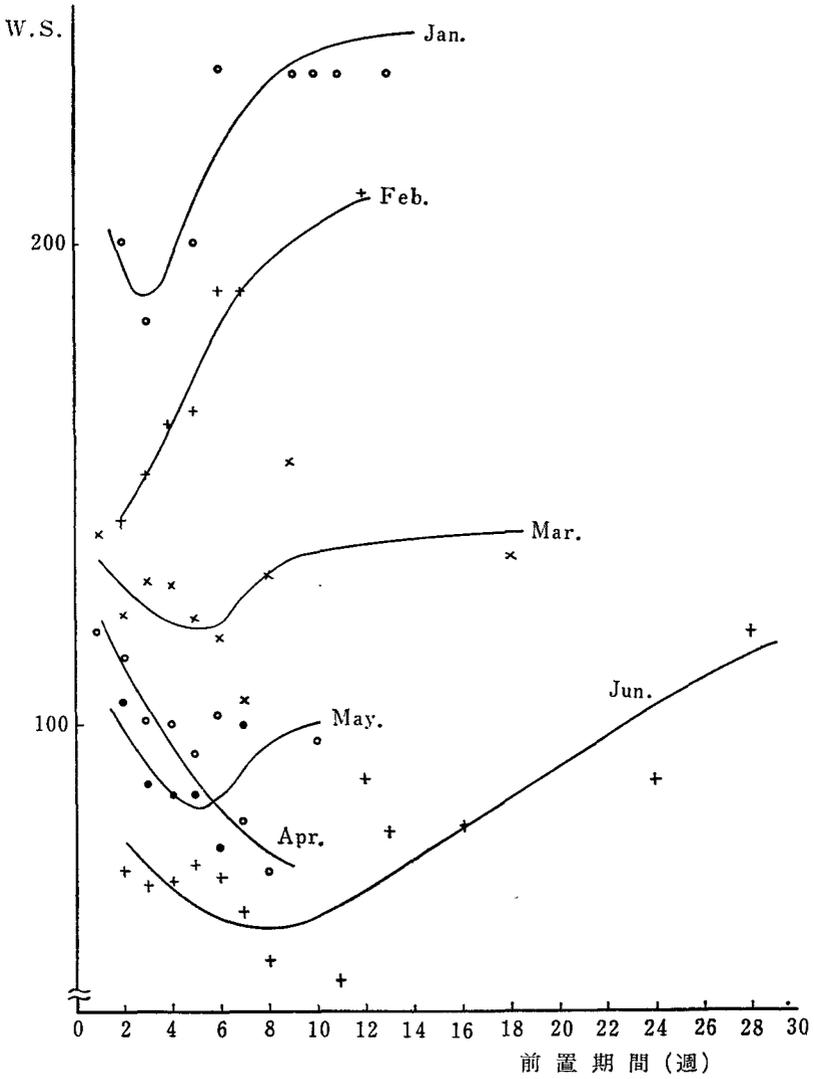
効果の抽出は断念せざるを得ず、他日を期するほかはない。

船型効果が非常に顕著であることが明らかになったので、船型効果ができるだけ現われないように、各月のデータから最も多い船型グループの成約をえらんで、これをプロットしてみると第13図のような図が描ける。これはすべての月のものでなく、今後の前置期間効果の研究にとって興味のあるもののみを掲出したものである。第13図 (a) では1971年の下降時期、同 (b) には1972年の低迷期、同 (c) には1973年のブーム期の各月の勢いが観察できる。

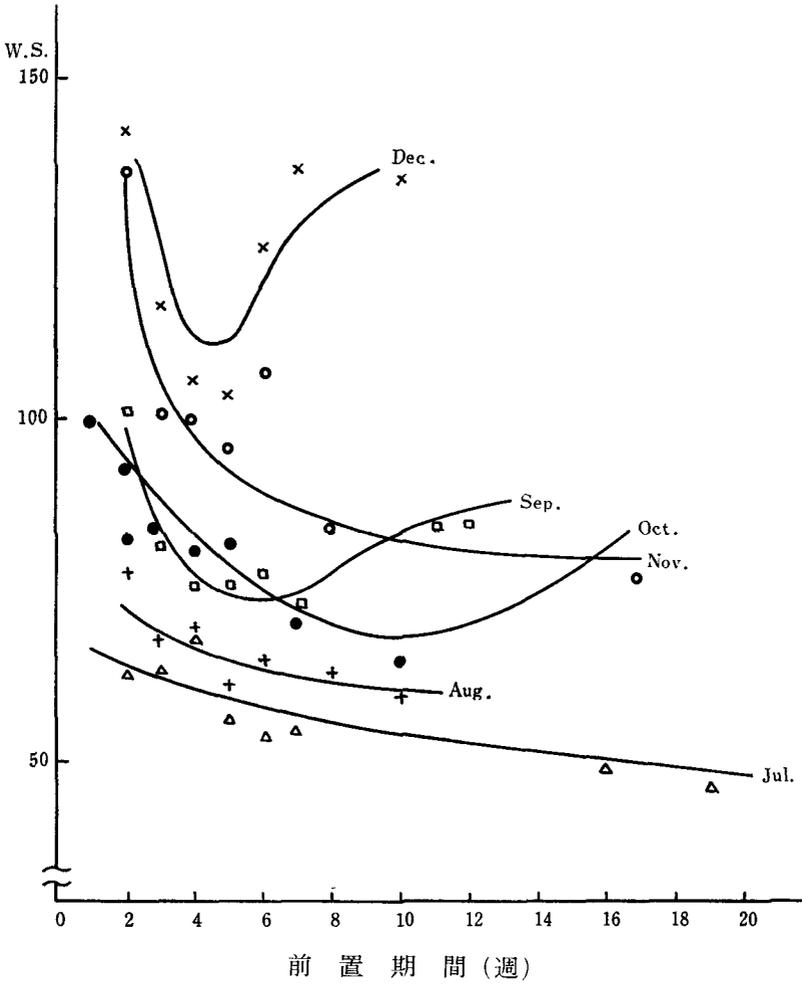
7. 契約残高

前置期間は船主と用船者との交渉に際して、市況の将来についての予想にもとづいて、一方ができるだけ早く船舶または貨物を確保しようと欲し、他方がこれと逆に契約の締結をできるだけ遅らせて、客観的情勢がさらに有利に展開

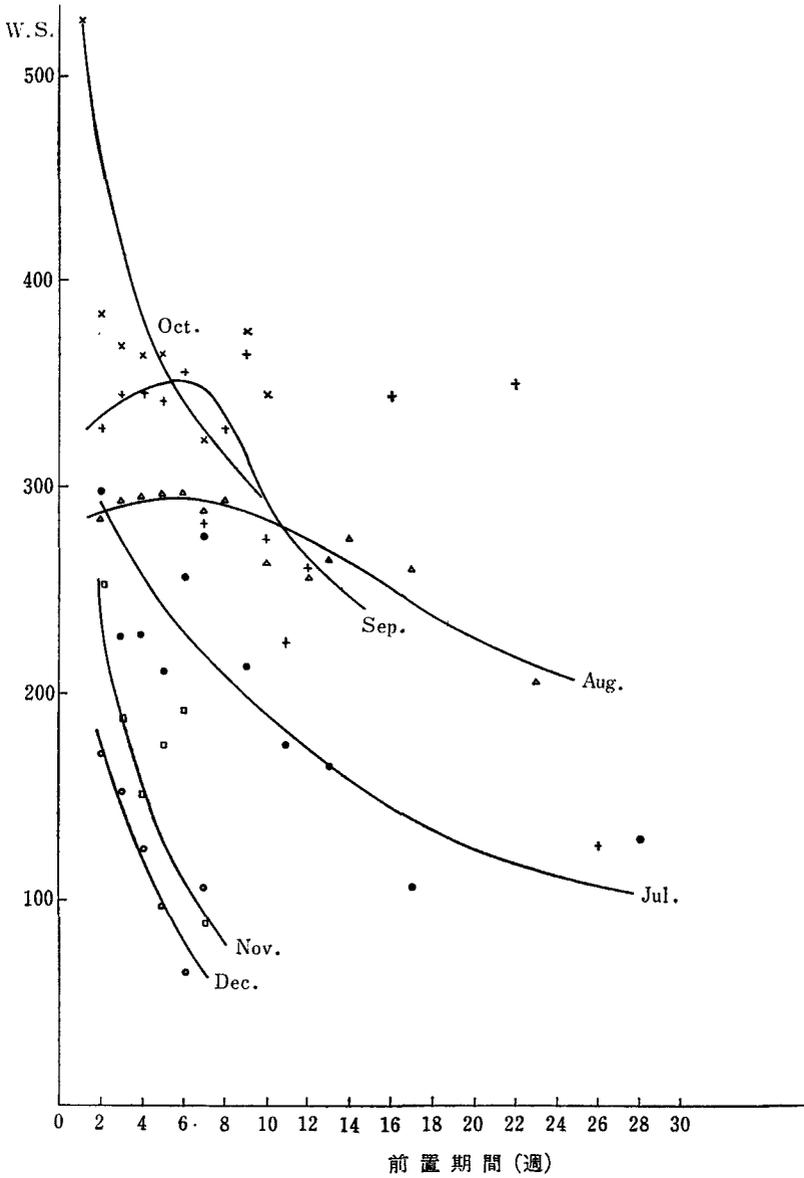
第13図(a) 1971年前半



第13圖(b) 1972年後半



第13図(c) 1973年後半



するのを待つという、相反した欲求の妥協点として妥結したものである。したがってそこには市況の先行きに関する両者の共通な見方と同時に、その時の市況がどちらの側により有利な方に展開したかの事情がかくされており、これと運賃率の動向とを見較べることによって市況の先行きを予測する資料として利用することができる。

この場合われわれが第13図において見たように、前置期間に応じて運賃率がどう違うかという見方と同時に、先週または先月に比較して平均前置期間が長くなったか短くなったかを問題にすることもできる。比較的長期のものあるいは先ものが多い時期と、短期かつ期近ものが多い時期とがあるが、それが市況の先行きにどう関係しているかを見ることも重要な視点である。

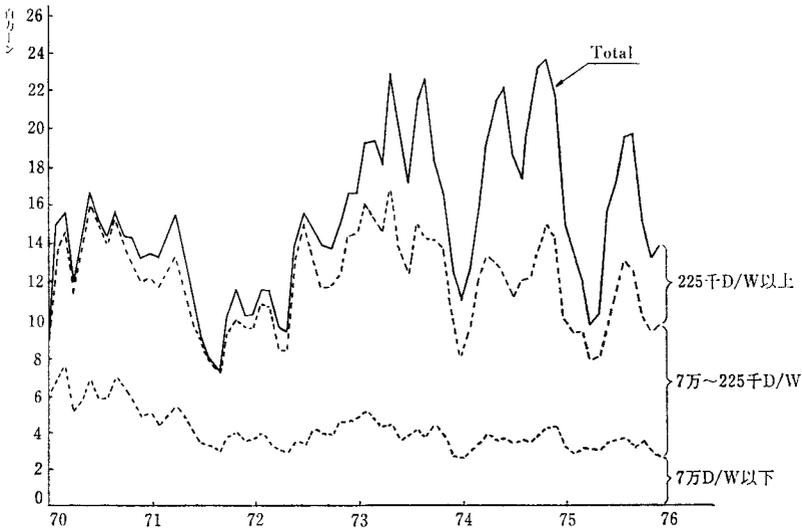
とくに原油荷動きの場合、通常固定的に一定の船腹を用いて一定の原油が、都度運賃や用船料を交渉することなく、長期契約によって（あるいは自社船という運航形態で）輸送されている。その量は全体の90%にもものぼる。したがってフリータンカー市場で都度契約を行ないながら輸送されているものは、いわばとるに足りない量でしかない。しかしまた一方からいえば、タンカーの独立船主あるいは純粹の海運企業の浮沈を牛耳っているタンカー市況の動きは、これらほんのわずかの船腹と突発的、単発的に市場に現われる輸送オファーとによって生じているといえる。船腹と貨物とのごくわずかのバランスによってタンカー市況は大きく変動するのである。

運賃率や前置期間を決定する過程には、このようなごく小さな部分市場であるとはしても、そこでの需要量供給量の動きが微妙に関係している。貨物ロットがどんな分布で出てくるか、これに対して船腹の方はどのような型の船腹がどれだけ供給可能な状態にあるか、そしてその結果どんな運賃率がどんな前置期間をもって決定されるか。このような動きを綿密にシミュレートすることによって、タンカー市場の予測をさえ可能にするような多くの情報をつかみとることができるのではないであろうか。

われわれのスポット成約に関する資料は、このような視角からも分析することができる。貨物のロット別分布が時期によってどのように変化してきたか、スポット市場に出入する船舶の船型別分布がどう変わってきたか、船型ごとの利用状況がどう推移しているかなど、われわれのシミュレーションにとっての有効な情報がまだまだ多く見出されると思われる。

成約量の増減がその後の遊休船腹量に影響し、その増減を通じて前置期間の長短が定まる。今直ちに契約オファーに応じられるような遊休船腹が比較的多ければ、これらの船主は早く貨物を手当てしようとして、安い期近契約を受けられるだろうし、遊休船腹が少いのにな成約量が多いということは、かなり先物の契約が旺盛であるという意味になるため、前置期間は長くなる。貨物オファーが遊休船腹では、消化できないほどあるとき、期近契約の運賃率は急上昇する。このような過程を説明するためには、遊休船腹量にしたがって稼働船腹量を把握しておく必要がある。

第14図 稼働船腹量（スポット契約残高）



成約ごとにその契約がいつまで続くものであるかを計算し、これをその期間における稼働船腹量として積みあげてゆく。このようにしてスポット契約残高ともいうべき量が計算できる。この量は各時点においてもはや他の契約には応じられない船腹の量を示すものである。もし全タンカーの量がわかっているならばこれから各時点で直ちに契約に応じられる船腹としての遊休船腹量が計算できる。われわれは、先に行なったと同じ9種の船型区分で稼働船腹量を計算したが、これを7万トンおよび22.5万トンを境にして3区分したものを第14図にかかげる。

8. あとがき

1970年から1975年に至る6年間について、比較的短期の航海用船契約を集めて、フリータンカー市場におけるいくつかの疑問を解明しようとするわれわれの試みは、まだほんの端緒についたばかりである。いわゆるスポット市場における船主や用船者の行動は、純粹に競争的なものであって、不定期船市場と同様、経済学者の関心を集めてきた。

タンカー市場におけるスポット市場のウエイトは決して大きくはない。スポット市場をとりまくように位置して、中期長期の期間用船市場がある。この市場の動きは日常的にはそれほど賑かではないが、非常に大きい動きを造り出している。週にしてみれば4～5件程度の成約しかないけれども、その1つ1つが数年の契約期間をもつものであってみれば、スポット市場などとは比較にもならないほどの大きさである。

中期長期の期間用船市場のほかに、タンカー市場を構成するもうひとつ重要な市場がある。石油会社の自社船と、自社船に準ずるような用船による運送市場である。これらのタンカーがどのような条件で運送を行なっているか、用船料ほどのような形で支払われているかなど、企業内部の問題であってわれわれには知るよしもない。しかし実は、この部分が最も大きいウエイトを占めてい

るのである。

いまひとつ、われわれが取りあげなかったスポット市場がある。われわれは5つの積地と3つの揚地に限定したが、これ以外にも多くの航路があり、突発的、単発的な契約が多数行なわれている。もちろんその多くは原油ではなく、石油製品である。これらの契約は本当の意味でスポット契約というべきものであるが、積地、揚地、契約条件など機械的処理には適さないほど複雑なものが多いため、割愛せざるを得なかった。

主要な数航路に限定した航海用船契約に関する報告を整理して、タンカー市場に関する種々な疑問を解明しようというのがわれわれの意図したところではあるが、以上のところを考慮すれば、そこには当然いくらかの限界がある。スポット市場とはいえ運賃率の決定に際しては、全体としての船腹需給のバランスに思いを致さねばならないから、ここに準備された資料だけでは、個々の運賃決定を説明することはできない。したがってわれわれの目的のためには他の多くの資料の援用が必要である。

われわれがここで行なったことは、上にのべたような条件の資料から、抽出できる限りの情報をまず整理することであった。分類と集計とによって、従来得られなかった沢山の表や図を作成した⁽¹²⁾。これらのすべてをここに盛ることはできなかったが、これらはすべて今後の研究に利用しうるように貯えられている。週別や月別に種々なパラメータを推計して、これを時系列に並べて観察すること、あるいは過去の成約を積みあげて契約残高を出すなど、新しい試みがいくつかなされた。

とくに従来のこの種研究ではあまり強い関心と呼ばなかった船型の運賃率に対する影響が、この時期にたまたま大きく目立ってきたために、興味深い観察

(12) この段階でわれわれ自身の汎用簡易作表プログラム CROTAB が威力を発揮したことはいうまでもない。「現代情報システムの研究」経済経営研究叢書経営機械化シリーズ17（1976）pp. 179～196を参照。

が行なわれた。ただしそのために逆にわれわれが当初から望んでいた前置期間効果については、これを抽出するのが困難になったことは残念である。しかし若干の分析を通じて断片的に見られるところから推すと、前置期間効果も適当な実験式さえ与えればうまくとり出せる見通しがある。第12図と第13図との関連からそのことはいえるであろう。

われわれが最後に見た契約残高は、スポット市場における短期の需給均衡過程の分析に用いられる重要なデータの1つとなる。タンカー船腹量が同じ船型区分で月ごとに推計されているので、長期市場に固定的に配船されている船腹量を除けば、フリータンカー市場での需給均衡過程のシミュレーションが可能となるであろう。ただこのためには長期市場における同様な契約残高を計算しておく必要があるが、これは件数も比較的少ないから以上の作業よりは数等容易であろうと思われる。

文 献

- 〔1〕 下條哲司「先物長期運賃水準と予想」『海事交通研究』, 第5号, 1969年。
- 〔2〕 下條哲司「運賃率の決定要因とその影響力」『海運経済研究』, 第9号, 1975年。
- 〔3〕 下條哲司「海運取引所における用船交渉過程」『経済経営研究年報』, 第26号 (I), 1976年。
- 〔4〕 下條哲司「タンカー市場のシミュレーション」『国民経済雑誌』, 第133巻 第6号, 1976年。
- 〔5〕 Z.A. Zannetos, "The Theory of Oil Tankship Rates," MIT Press, 1966.

伸縮為替相場制度の下に おける経済政策の有効性

井川 一 宏

1. はじめに

本稿の目的は、為替相場制度が異なることによる経済政策効果の有効性の違いを中心にして、為替相場制度を比較するという問題を再検討することにある。特に、過去の分析においては伸縮為替相場制度の下において、為替相場の水準と短期資本移動の関係が明示的には取扱われておらず、このことがその問題の分析を理論として不十分なものにし、実際の経済状態を分析の中にもうまく取込みきれないものになっている点を修正し、より理論的に整合的であつ現実的なモデルの枠組みの中で考察することにある。

通常考え方に従うと、伸縮為替相場制度の下においては各国の政策当局は国際収支の状態を気にすることなく、経済政策を行うことができるとされている。特に、金融政策に関しては国際収支に応じて国内の金融資産量が増減することがないので、各国の政策運営の独立性が強められ、さらに、国内生産に対する種々の経済政策の効果も、固定為替相場制度におけるよりも有効性が高いとされている。しかしながら、最近の実際の経験からは、一見各国の政策当局にとって良いことづくめのように考えられている伸縮為替相場制度も、固定為替相場制度とあまり変わらないのではないかと、その評価が疑問視されてきている。そのことは次のような状況から生じていると考えられる。すなわち、各国の経済状態が安定している場合には、伸縮為替相場制度がうまく働けば、ある

特定の為替相場が各国通貨の正常な価値を示すとみなされ、短期資本が為替相場を安定化するように動き、そのため短期的に為替相場は固定されているかのような状態になる。固定為替相場制度の場合には外貨準備の増減であったものが、伸縮為替相場制度の場合には短期資本収支の変化になっただけのことになり、一国の経済を集計すれば（民間と政策当局をまとめて考えると）、ほとんど同一の経済状態である。したがって、はじめに述べた伸縮為替相場制度に対する通常の評価は、次のように修正を必要とすることになろう。すなわち、伸縮為替相場制度の下においても、政策当局は、為替相場の適切な水準、貿易収支と資本収支（特に短期資本収支）の適正な構成を考慮して政策決定を行う必要がある。また固定為替相場制度の場合に必要なであった各国の金融政策当局の協調は、伸縮為替相場制度の場合には、各国の民間（民間金融機関をも含む）の短期資本移動に対する協調（合理的な行動）の必要性に代えられることになり、金融政策運営の独立性は強められるとは言えない。さらに、伸縮為替相場制度においても為替相場の動きが小さいのであれば、国内安定化政策の有効性もそれほど高まるとは言えなくなるのである。

以上のことから、伸縮為替相場制度の下における経済政策を論ずるにあたり、短期資本移動と為替相場の関係を明確にすることが重要であることが察せられるであろう。事実、国際収支の均衡が為替相場の調整による貿易収支や長期資本収支の変化によってもたらされるのは非常にまれであり、通常それは短期資本の移動によってもたらされる。したがって、為替相場の変化に敏感に反応する短期資本移動を理解することによってはじめて、伸縮為替相場制度の特質が明らかにされよう。

以下では、短期資本移動と為替相場の関係を陽表的にしたモデルを使って、経済政策（特に国内生産に対する財政および金融政策）の有効性がいかなるメカニズムによって、伸縮為替相場制度の下において通常予想されていたものよりも小さくなるのかを明らかにする。

次節では、この分野における主要と思われる文献相互間の主張を検討しながら、本稿の立場を明らかにする。第3節においては、単純な2国モデルを使って基本的な命題を明らかにする。より複雑で一般的なケースにおいても同様の命題が成立することは、第4節以降において明らかにされる。

2. 為替相場と金融資産選択

為替相場制度が固定（調整可能釘付け）為替相場制度から伸縮（管理された伸縮）為替相場制度に移行したことによって、各国の民間の外国（特に短期の）証券に対する需要パターンは変化したように思われる。その変化の理由として、為替相場の変動に起因する2つの要因——すなわち、資産の多様化と為替投機——が考えられる。そして、この資産選択パターンの変化は、その変化が無い場合にくらべて、経済政策の効果を異ったものにと考えられる。したがって本稿の主たる興味は、そのような資産選択パターンの変化により経済政策の有効性が強められるかどうかを検討することにある。

この論文によって取扱われる問題は、Mundell等によって有名にされた「どちらの為替相場制度において経済政策が有効に働くか」という議論の延長上にある。伝統的に受け入れられていた命題は次のものである。

〔伝統的命題1〕——財政政策は、伸縮為替相場制度においては貿易収支を通じるもれが為替相場の変化によって止められるので、固定為替相場制度におけるよりも有効性が高い。すなわち、財政支出の増加は所得増加と国際収支の悪化をもたらし、そのための為替相場の下落はさらに所得を増加させる。（ただし、資本収支の改善によって国際収支が改善される場合には、以上の結論は逆になる）

〔伝統的命題2〕——金融政策はさらに有効性を高める。なぜならば、金融政策によって増加した投資の乗数効果が大きく、資本収支の悪化はさらに為替相場の下落とそれにとまなう所得増加をもたらすからである。

これらの命題に対抗して、Chen (2) は、伸縮為替相場制度において民間が自由に外国通貨を保有できる場合には（彼はそれを Free Exchange System と名付けている）通貨保有の多様化によって、外貨保有が禁止されている場合（彼はそれを Pure Flexible Exchange Rate System と呼ぶ）に比べて、国内安定化のための金融および財政政策は、その有効性を減ずることを示している。又、Niehans (2) は、資本移動における外国為替相場変動によるキャピタル・ゲインのための投機を考慮に入れて、金融政策による国内安定化政策の有効性にいくつかの疑問を投じている。この投機的な資本移動を外国通貨（預金も含む）の移動と考えることも可能であり、又逆に、外国通貨の国家間の移動を短期資本の移動と考えることも可能であるので、それら2つの論文の結果は、後で明らかにされるように、共に為替相場の下落によって外国金融資産に対する需要が減少することから導かれていると言える。この効果は、伝統的な分析においては見過ごされていたものである。

しかしながら、Chen および Niehans の論文においては、為替相場の変化にともなうキャピタル・ゲイン又は貨幣の購買力の変化の効果が強調されたにもかかわらず、伸縮為替相場制度のもう1つの重要な性質である為替リスクの効果が陽表的にされていない。このことがまた、彼等の金融資産需要関数の論理的基礎を弱いものにしていていると思われる。したがって、為替リスクの取扱いを明示的にし、通常危険と収益を考慮した資産選択の理論によって、資産需要関数の特質を明らかにする必要がある。

本稿では、Chen, Niehans の論点を整理し、さらに為替リスクをも明示的にして理論的基礎を深めるとともに、為替リスクが伸縮為替相場制度における国内安定化政策の有効性に対し、いかなる影響を持つかをも明らかにする。そのために、まず非常に単純化されたものではあるが、基本的な命題を導くために、次のようなモデルを考える。国内生産物価格が一定である短期のケインズのマクロモデルを利用するが、為替相場および為替リスクの変化によって起こ

される通貨の国際的な移動の効果に焦点をあてるために、自国および外国の通貨以外の金融資産は当面無視する（この仮定は第4節以降ではゆるめられるが、証券を含むモデルにおいても結論は重大な修正を必要としない）。しかしながら、ここで利子を生む証券を無視していることに関連してふれておくべき点がある。すなわち、国際資本移動が非常に利子弾力的であることによる効果（伝統的命題1のカッコの部分）が無視されることになる点である。しかし、その点は後で検討され、この単純なモデルで得られた結果は、一般的なモデルにおいても基本的なところでは変更を要しないことがわかるので、本稿の中心問題に直接関係のない部分の複雑さをさけるための便法として、その仮定は正当化できよう。

マクロモデルを構築する第一歩として、本稿で最も重要な役割を演ずることになる、通貨需要関数から説明する。自国の民間は、金融資産として利子を生まない自国通貨および外国通貨を保有する。自国通貨は国内取引のために、外国通貨は輸入のために使用されるので、予想される為替相場の変動からのキャピタル・ゲインが無いとすれば、自国民間の自国通貨に対する需要は自国の支出水準に、外国通貨に対する需要は自国の輸入水準に、したがって共に国内生産水準に依存することになる。固定為替相場制度の下では、特別な経済状態をのぞけば、為替相場変動によるキャピタル・ゲインを重視する必要がないであろう。しかし、伸縮為替相場制度の場合には、そのキャピタル・ゲインは無視することができず、事実それを求めて短期資本が動いて外国為替の需給の均衡がもたらされるのである。したがって、伸縮為替相場制度においては、通貨需要を決める1つの要素として予想されるキャピタル・ゲインが入る。為替投機によって利益を得ると予想しても、いくらでも投機を行うことはまれであり、投機につきものの危険である為替リスクによって、その大きさは規制される。したがって、この為替リスクも通貨需要をきめる1つの要素になる。

自国民間による自国通貨に対する需要(L)および外国通貨に対する需要(L^*)

はそれぞれ次のような関数で表わすことができよう。

$$L = L(Y, r^e - r, v) \quad (1-1)$$

$$L^* = L^*(Y, r^e - r, v) \quad (1-2)$$

ここで、 Y は国内生産を、 r は現在の為替相場（自国通貨表示）を、 r^e はその将来値の数学的期待値（したがって $r^e - r$ は外国通貨1単位を投機的に保有することによる収益）を、また v は将来値の分布の分散を表わしている。

もし資産保有者が投機的な行動を行わない——この場合をヘッジングのケースと呼ぶ——、あるいは、どちらの通貨を保有しても収益性の点からは無差別であるならば、彼は財の取引のみを考慮して自国および外国通貨需要量を決定する——その水準をそれぞれ \hat{L} および \hat{L}^* で表わす——。 \hat{L} および \hat{L}^* の水準からどちらの方向にどれだけ投機を行うかは、 $(r^e - r)$ と v とに依存している。 $(r^e - r)$ が大きくなれば、現在において外国通貨を多く保有し、将来価値が高くなった時点で自国の財をより多く支配することが可能になるので、 L^* は増加し、逆に L は減少する。 r は現在の外国為替需給によって決定されるのであるが、 r^e は将来の外国為替需給の予想に依存して決まる。予想形成の問題は、それ自体理論的に難しい問題を含み、その分析が本稿の主要なテーマではないので、以下では次のようなきびしい仮定を置いて分析を進めてゆく。すなわち経済状態はかなり安定しており、 r^e の変動は r の変動よりも小さく、 $(r^e - r)$ は r の減少関数である。為替投機の大きさは、 $(r^e - r)$ の大きさに依存するだけでなく、 v の大きさにも依存する。危険回避的な投資家を仮定すると、 v が大きくなるほど投機の幅は小さくなり、 L および L^* はそれぞれ \hat{L} および \hat{L}^* に近くなる。

通貨需要に関する以上の分析から、需要関数 (1-1)、(1-2) 式の性質は次のようにまとめられる。

$$\partial L / \partial Y = L_y > 0, \quad \partial L^* / \partial Y = L^*_y > 0$$

$$\partial L / \partial r = (\partial L / \partial (r^e - r)) (\partial (r^e - r) / \partial r) = L_r > 0,$$

$$\partial L^*/\partial r = (\partial L^*/\partial (r^e - r)) (\partial (r^e - r)/\partial r) = -L^*, < 0$$

$$\partial L/\partial v = L_v \geq 0 \quad (L \leq \hat{L}), \quad \partial L^*/\partial v = L^*_v \geq 0 \quad (L \leq \hat{L}^*)$$

証券を無視しているので、需給の均衡すべき市場は、自国財・外国財・自国通貨・外国通貨・外国為替の5つである。しかしながら外国為替と自国財および外国財の市場が均衡すれば、両国の通貨市場はそれぞれ均衡する。外国為替の需給は、固定為替相場制度の場合には各国政策当局の外国為替市場介入（外貨準備の増減——したがって、国際収支の黒字・赤字が生ずる——）によってもたらされ、伸縮為替相場制度の場合には為替相場の変化によってもたらされる。記号を用いて、次のように表わすことができる——なお、両財の価格および初期為替相場は1とする——。自国財については、

$$Y = D(Y - T) + X + G \quad (1-3)$$

$$\partial D/\partial Y = D_y > 0$$

ここで、 D は自国財表示の自国実質支出・ T は租税・ G は自国財に対する実質政府支出・ X は自国財表示の貿易収支を表わす。外国財市場の均衡は、

$$Y^* = D^*(Y^*) - X/r \quad (1-4)$$

$$\partial D^*/\partial Y^* = D_y^* > 0$$

ここで、 D^* は外国財表示の外国実質支出・ Y^* は外国財生産である。

外国為替市場均衡式は、

$$B = [X + \{L^f(Y^*, r^e - r, v) - \bar{L}^f - r(L^* - \bar{L}^*)\}] / r \quad (1-5)$$

ここで、 B は国際収支・ L^f は外国民間からの自国通貨需要・ \bar{L}^f および \bar{L}^* はそれぞれ L^f および L^* の期首保有を表わす。 X は輸出(C^f)から輸入(rC^*)を差引いたものである。

$$X = C^f(D^*, r) - rC^*(D, r) \quad (1-6)$$

この Meade タイプの輸入関数について次の性質を仮定する。

$$\partial X/\partial D = -r\partial C^*/\partial D = -X_D < 0$$

$$\partial X/\partial D^* = \partial C^f/\partial D^* = X_D^* > 0$$

$$\partial X/\partial r = \partial C^f/\partial r - \partial C^*/\partial r - C^* = X_r \cong 0 \quad (\text{マーシャル・ラーナー条件})$$

金融資産ストックの調整速度が十分大きく、当該期間内に望ましい L^f および L^* の水準が達成されることを仮定すると、第2項の $\{L^f - \bar{L}^f - r(L^* - \bar{L}^*)\}$ は短期資本収支を表わす。外国の民間投資家についても、自国民間と同様の行動パターンを仮定すると次の関係を得る。

$$\partial L^f/\partial Y^* = L^f_{y^*} > 0$$

$$\partial L^f/\partial r = (\partial L^f/\partial(r^e - r)) (\partial(r^e - r)/\partial r) = L^f_r > 0$$

$$\partial L^f/\partial v = L^f_v \cong 0 \quad (L^f \cong \hat{L}^f)$$

ここで、 \hat{L}^f はヘッジングの場合の L^f を表わす。

政策パラメーター ($T \cdot G$) は次の政策当局の予算制約式を満たすように決められる。

$$G - T = m \quad (1-7)$$

ここで、 m は自国通貨の供給増加を表わす。

以上の体系から、 $G \cdot T \cdot m \cdot v$ をパラメーターとして、すべての内生変数が決定される。市場の需給によって調節される変数は、 $Y \cdot Y^*$ および r (伸縮為替相場制度の場合) 又は B (固定為替相場制度の場合) である。政策パラメーターの大きさが変化することに応じて、 $Y \cdot Y^*$ および r 又は B の均衡値が変化する。

3. 基本的命題

政策当局の制約式 (1-7) を考慮すると、3つの政策手段はそれぞれ独立ではなく、その制約を満たすように ($G \cdot T \cdot m$) が動かされるが、代表的な組合せとして次の3つが考えられる。

$$dG = dT \quad (1-8) : \text{財政政策}$$

$$dm = -dT \quad (1-9) : \text{金融政策}$$

$$dG = dm \quad (1-10) : \text{金融・財政政策}$$

ただし、(1-10) 式のケースは、(1-8) 式と (1-9) 式のケースの結合と考

えられるので、本節では財政政策と金融政策のケースについてのみ検討を行うことにする。なお、本節の分析ではそれら2つの政策の説明を全く平行的に行うことができるので、本文では財政政策について述べ、金融政策については、対応する関係を脚注に記すことにする——対応する数式にはプライムを付す——。本節の分析のねらいは、これらの政策の有効性（国内生産に対する効果の大きさ）を次の4つのケースについて比較し、伝統的命題に対応する基本的な命題を導くことにある。

〔ケース1〕：純粋な固定為替相場制度—— r は外生的に固定されており、 v は一定（ゼロ）で、 B は内生変数である。

〔ケース2〕：為替投機——伸縮為替相場制度の下で、 L^* および L^f はそれぞれ Y および Y^* と r の関数であるが、 v は一定でありそれらに影響しない。

〔ケース3〕：伝統的分析——伸縮為替相場制度の下での完全なヘッジングの場合であり、 L^* および L^f はそれぞれ Y および Y^* のみに依存しており、 r および v はそれらに影響しない。

〔ケース4〕：為替リスク——伸縮為替相場制度において、 L^* および L^f はそれぞれ Y および Y^* と r だけでなく、 v の関数でもある。

これら4つのケースに分類した理由は、次のとおりである。〔ケース1〕は伝統的な分析において固定為替相場制度とされていたもので、〔ケース3〕との比較によって、国内安定化政策に対する伝統的な分析における命題が得られる。短期資本の為替投機的な移動が重要である伸縮為替相場制度の特徴は〔ケース2〕によって、さらに為替リスクの特徴は〔ケース4〕によって表わされる。この〔ケース2〕と〔ケース4〕とを別個にとりあげることによって、伸縮為替相場制度の2つの特質が政策の有効性に与える効果が区別され、それらを〔ケース3〕と比較することによって、伝統的な分析において無視されていた部分が明確になる。

以下では説明の便宜上、初期の均衡において X と $(L^f - \bar{L}^f)$ および $(L^* - \bar{L}^*)$ はゼロ——したがって B もゼロ——であり、さらに、 $L^f = \hat{L}^f$ 、 $L^* = \hat{L}^*$ である（すなわち、初期均衡は完全なヘッジングのケースに一致している）という単純化の仮定を置いて、比較静学分析を行う。(1-2) および (1-6) 式を考慮して、(1-3)~(1-5) 式を全微分した式に——ただし $dB = 0$ ——、(1-8) 式を考慮することによって、〔ケース2〕における財政政策の効果は次のようにまとめられる。⁽¹⁾

$$\begin{pmatrix} 1 - (1 - X_D) D_y & -X_D^* D_y^* & -X_r \\ -X_D D_y & 1 - (1 - X_D^*) D_y^* & X_r \\ -X_D D_y - L_y^* & X_D^* D_y^* + L_y^f & X_r + L_y^f + L_y^* \end{pmatrix} \begin{pmatrix} dY \\ dY^* \\ dr \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} 1 - (1 - X_D) D_y \\ -X_D D_y \\ -X_D D_y \end{pmatrix} dG \quad (1-11)$$

したがって、この場合の国内安定化効果は⁽²⁾

$$(dY/dG)_2 = 1 + X_r L_y^* (1 - D_y^*) / |A_2| \quad (1-12)$$

ただし、 A_2 は (1-11) 式の左辺の正方行列、 $|A_2|$ はその行列式であり、安定条件から正である。その時の為替相場の変化は、⁽³⁾

$$(dr/dG)_2 = L_y^* [(1 - D_y) \{1 - (1 - X_D^*) D_y^*\} + X_D D_y (1 - D_y^*)] / |A_2| \quad (1-13)$$

である。

同様に、〔ケース3〕における財政政策の効果は、⁽⁴⁾

(1) 金融政策については、

$$A_2 \begin{pmatrix} dY \\ dY^* \\ dr \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} (1 - X_D) D_y \\ X_D D_y \\ X_D D_y \end{pmatrix} dm \quad (1-11)'$$

(2) $(dY/dm)_2 = [(L_y^f + L_y^*) \{ (1 - X_D^*) D_y^* (1 - X_D) D_y + X_D D_y X_D^* D_y^* \} + X_r (1 - L_y^f - D_y^*) D_y] / |A_2| \quad (1-12)'$

$X_r > 0$ ならば右辺の分子は正、 $X_r < 0$ であっても通常それは正であろう。

(3) $(dr/dm)_2 = [(1 - D_y - L_y^f) X_D D_y + L_y^* \{ X_D^* D_y^* X_D D_y + (1 - (1 - X_D^*) D_y^*) (1 - X_D) D_y \}] / |A_2| \quad (1-13)'$

(4) $(dY/dm)_3 = X_r (1 - L_y^f - D_y^*) D_y / |A_3| \quad (1-14)'$

$(dr/dm)_3 = [(1-13)' \text{ 式の分子}] / |A_3| \quad (1-15)'$

$$(dY/dG)_3 = 1 + X_r L^*_r (1 - D^*_y) / |A_3| \quad (1-14)$$

$$(dr/dG)^3 = [(1-13)式の分子] / |A_3| \quad (1-15)$$

ただし、 $|A_3|$ は A_2 の第3行第3列要素の L^f_r および L^*_r をゼロとおいたものの行列式であり、安定条件から正である。したがって、 $|A_2|$ と $|A_3|$ との間には次の関係がある。

$$|A_2| = |A_3| + (L^f_r + L^*_r) \{1 - (1 - X_D) D_y\} \\ \{1 - (1 - X_D^*) D^*_y\} - X_D D_y X_D^* D^*_y\} \quad (1-16)$$

〔ケース4〕においては、(1-11)式の右辺の効果の他に、次の v の変化の効果加わる。

$$\begin{pmatrix} 0 \\ 0 \\ L^*_v - L^f_v \end{pmatrix} (dv/dG) \quad (1-17)$$

したがって、この場合の財政政策の効果は、⁽⁵⁾

$$(dY/dG)_4 = (dY/dG)_2 + (dv/dG) (L^*_v - L^f_v) (1 - D^*_y) X_r / |A_2| \quad (1-18)$$

$$(dr/dG)_4 = (dr/dG)_2 + (dv/dG) (L^*_v - L^f_v) \{1 - (1 - X_D) D_y\}$$

$$\{1 - (1 - X_D^*) D^*_y\} - X_D D_y X_D^* D^*_y\} / |A_2| \quad (1-19)$$

さて〔ケース1〕においては、 r は外生変数であり、 B が内生変数となる。

(1-11)式に相当する関係は次の通りである。⁽⁶⁾

$$\begin{pmatrix} 1 - (1 - X_D) D_y & -X_D^* D^*_y & 0 \\ -X_D D_y & 1 - (1 - X_D^*) D^*_y & 0 \\ -X_D D_y - L^*_y & X_D^* D^*_y + L^f_y & -1 \end{pmatrix} \begin{pmatrix} dY \\ dY^* \\ dB \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} 1 - (1 - X_D) D_y \\ -X_D D_y \\ -X_D D_y \end{pmatrix} dG \quad (1-20)$$

したがって、

$$(dY/dG)_1 = 1 \quad (1-21)$$

(5) $(dY/dm)_4 = (dY/dm)_2 + [(1-18)式右辺第2項]$ (1-18)'

$(dr/dm)_4 = (dr/dm)_2 + [(1-19)式右辺第2項]$ (1-19)'

(6) $A_1 \begin{pmatrix} dY \\ dY^* \\ dB \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} (1 - X_D) D_y \\ X_D D_y \\ X_D D_y \end{pmatrix} dm$ (1-20)'

$(dY/dm)_1 = -[(1 - X_D) D_y \{1 - (1 - X_D^*) D^*_y\} + X_D D_y X_D^* D^*_y] / |A_1|$ (1-21)'

ただし、 A_1 は (1-20) 式の右辺の正方行列を、 $|A_1|$ はその行列式を表わし安定条件から負である。ここで為替相場切下げの効果を求めておくと、この効果は、後で伸縮為替相場制度と固定為替相場制度における経済政策の有効性の比較の段階で利用される。その効果を求めるために、(1-20) 式の右辺の代りに次の項が置かれ、

$$\begin{pmatrix} X_r \\ -X_r \\ -X_r - L^j_r - L^*_r \end{pmatrix} dr \quad [\text{ケース } 2 \cdot 4] \quad \text{又は} \quad \begin{pmatrix} X_r \\ -X_r \\ -X_r \end{pmatrix} dr \quad [\text{ケース } 3]$$

以下の関係を得る。

$$(dY/dr) = -X_r(1 - D^*_y)/|A_1| \quad (1-22)$$

以上の比較静学の結果を利用して、4つのケースにおける国内生産に対する財政政策の有効性を比較することができる。〔ケース1〕と〔ケース3〕の比較は、伝統的分析においてなされた固定為替相場と伸縮為替相場の比較であり (1-14) 式と (1-21) 式から、⁽⁷⁾

$$(dY/dG)_3 > (dY/dG)_1 \quad (1-23)$$

を得る——ただし、〔ケース3〕における安定条件から X_r は正と仮定されている——。この関係式から、〔伝統的命題1〕が確認できるのであるが、それは次のように説明されよう。為替相場が固定されている場合に、租税を増加することによって財政支出が増加されると、限界支出性向が1よりも小さいので自国財市場の超過需要を生むが、財政支出と同じだけの国内生産の増加によって、財市場の均衡がもたらされる。しかし、この所得の増加は同時に、資本収支の悪化（貿易収支は不変）を通じて国際収支の悪化をもたらす。国際収支が均衡するように為替相場が下落すると、それによって貿易収支が改善され、さらに国内生産の増加をもたらす。したがって、為替相場の下落によるプラスの

(7) $(dY/dm)_3 > (dY/dm)_1 \quad (1-23)'$

この関係は直接計算によって求めることができるが、後の(1-24)'式を使った説明が便利であろう。

効果分だけ (固定為替相場制度におけるよりも) 伸縮為替相場制度において、財政政策の国内安定化効果が高いのである。同じことは数学的には、次の周知の Kemp のルールによって示される。⁽⁸⁾

$$(dY/dG)_3 = (dY/dG)_1 + (dY/dr) (dr/dG)_3 \quad (1-24)$$

すなわち、右辺第 2 項の $(dr/dG)_3$ は為替相場の動きを、 (dY/dr) は為替切下げの効果を示しており、共に正であるので関係 (1-23) を得る。

為替投機による短期資本移動 (これは伝統的分析では見逃されていた) は、[ケース 2] で明示されている。[ケース 2] と [ケース 3] における財政政策の有効性の比較は、(1-12) と (1-14) 式から、⁽⁹⁾

$$(dY/dG)_2 < (dY/dG)_3 \quad (1-25)$$

となる。なぜならば、 X_r が正と仮定されており、(1-16) 式において $(L_r^f + L_r^*)$ が正であり

$$|A_2| > |A_3| \quad (1-26)$$

となるからである。したがって、主として短期資本の移動によって日々の外国為替市場が均衡している伸縮為替相場制度においては、財政政策の有効性は伝統的に考えられているものよりも小さいことになる。Kemp のルールからは、⁽¹⁰⁾

$$(dY/dG)_2 = (dY/dG)_1 + (dY/dr) (dr/dG)_2 \quad (1-27)$$

を得る。したがって (1-24) と (1-27) 式から、[ケース 3] と [ケース 2] との差は $(dr/dG)_3$ と $(dr/dG)_2$ の差であり、それは (1-13) と (1-15) 式と (1-26) の関係から、⁽¹¹⁾

$$(dr/dG)_3 > (dr/dG)_2 \quad (1-28)$$

である。すなわち、[ケース 2] においては為替相場の動きは [ケース 3] におけるよりも小さいのである。短期資本移動が外国為替市場の需給均衡を促進

(8) $(dY/dm)_3 = (dY/dm)_1 + (dY/dr) (dr/dm)_3 \quad (1-24)'$

(9) $(dY/dm)_2 < (dY/dm)_3 \quad (1-25)'$

(10) $(dY/dm)_2 = (dY/dm)_1 + (dY/dr) (dr/dm)_2 \quad (1-27)'$

(11) $(dr/dm)_3 > (dr/dm)_2 \quad (1-28)'$

する方向に動く(為替相場の小さい動きによって均衡する)ことが、伸縮為替相場制度を固定為替相場制度に近いものにし、経済政策の有効性に関する2つの為替相場制度の差を、伝統的に考えられていたものよりも小さくしている。これは、Niehans (2) によって指摘された点である。(1-12) および (1-21) 式から、 X_r が正であれば、⁽¹²⁾

$$(dY/dG)_1 < (dY/dG)_2 \quad ; \quad X_r > 0 \quad (1-29)$$

を得る。しかしながら X_r が負となることは〔ケース1〕と〔ケース2〕においては安定条件と矛盾することはない。為替市場の安定性は、 r に敏感な短期資本移動によって満たされておれば良いのである。 X_r が負であれば、(1-27) 式で (dY/dr) が負——(1-22) 式を参照——となり、次の結果を得る。⁽¹³⁾

$$(dY/dG)_2 \leq (dY/dG)_1 \quad ; \quad X_r \leq 0 \quad (1-30)$$

すなわち、固定為替相場と伸縮為替相場——〔ケース2〕——において、〔伝統的命題1〕とは逆の結果を得る。この点も Niehans (2) によって指摘されている。

初期の均衡において、 $L^f = \hat{L}^f$ および $L^* = \hat{L}^*$ を仮定しているので、〔ケース2〕でわかるように v の変化がなければ、財政政策によって L^f は増加し、 L^* は減少している——すなわち、 $L^f > \hat{L}^f$ および $L^* < \hat{L}^*$ ——。したがって、その点では、 $L^f_v < 0$ および $L^*_v > 0$ であるので X_r が正の場合には(1-18) 式から次の関係を得る。⁽¹⁴⁾

$$(dY/dG)_4 \cong (dY/dG)_2 \quad (dv/dG) \cong 0 \quad (1-31)$$

すなわち、財政政策によって将来の為替相場に対する不確実性(危険)が増加(減少)すれば、政策の有効性は増加(減少)する。 X_r が負の場合には、⁽¹⁵⁾

(12) $(dY/dm)_1 < (dY/dm)_2 \quad ; \quad X_r > 0 \quad (1-29)'$

直接計算することよりも、(1-27)' 式を利用した方が便利である。

(13) $(dY/dm)_2 \leq (dY/dm)_1 \quad ; \quad X_r \leq 0 \quad (1-30)'$

(14) $(dY/dm)_4 \cong (dY/dm)_2 \quad (dv/dm) \cong 0 \quad (1-31)'$

(15) $(dY/dm)_4 \cong (dY/dm)_2 \quad (dv/dm) \cong 0 \quad (1-32)'$

$$(dY/dG)_4 \cong (dY/dG)_2 \quad (dv/dG) \cong 0 \quad (1-32)$$

すなわち、財政政策によって不確実性が増せば(減少すれば)有効性は減少(増加)する。

本節の分析は次のようにまとめられる。⁽¹⁶⁾

〔基本的命題1〕：マーシャル・ラーナー条件が満たされている場合、国内安定化のための財政政策は固定為替相場制度におけるよりも伸縮為替相場制度の下において、その有効性を増す。しかしその程度は、伝統的分析で考えられていたものよりも小さい。為替リスクが非常に大きい場合には伝統的分析における伸縮為替相場制度の場合に近いものになり、為替リスクが非常に小さい場合には、固定為替相場制度の場合に近いものになる。マーシャル・ラーナー条件が満たされない場合には、伝統的命題とは逆に、伸縮為替相場制度において政策の有効性が減ずる。

4. 証券を含むケース

短期資本移動を考える場合に、証券利子率が内生変数として入らないのは不十分であること、さらに政策当局は証券の売買という政策手段を持っており、その手段を用いた場合の効果を考える必要がある点を考慮して、この節では、モデルの中に通貨の他に長期の証券を導入する。しかしながら、単に一般化することが目的ではなくて、Chen (2) の分析の中で指摘されていると思われる——明示的ではない——伸縮為替相場制度において政策の有効性を減ずる他の要因を検討することがねらいである。

(16) 〔基本的命題2〕： X_r が正の場合、金融政策は固定為替相場制度におけるよりも伸縮為替相場制度の下において、その有効性を増す。しかしその程度は、伝統的な分析で考えられていたものよりも小さい。為替リスクが大きい場合には伝統的分析の伸縮為替相場制度のケースに近いものに、又、リスクが小さい場合には固定為替相場制度のケースに近いものになる。 X_r が負の場合には、固定為替相場制度における方がその有効性が高くなる。

まず、通貨の国際的移動はあるが、証券の国際的移動はないという単純な場合から説明をはじめめる。この場合の小国を仮定した——2国モデルにおいても分析は同様である——市場均衡式は次のようにまとめられる。

$$Y = D(Y - T, i) + X + G \quad (2-1)$$

$$S(Y, i) - \bar{S} = s \quad (2-2)$$

$$B = [X + \{L^f(r^e - r, v) - \bar{L}^f\} - r\{L^*(Y, r^e - r, i, v) - \bar{L}^*\}] / r \quad (2-3)$$

ここで、 S は期末における自国証券需要量、 \bar{S} はその期首供給量を、 s はその新規発行量を表わす。自国民間の通貨需要は、その代替的な金融資産の利子率 (i) にも依存していて、 L^* は i の減少関数である。一方、 S に対する r の影響は無視されている。その理由は、 r の変化は自国通貨保有からのキャピタル・ゲイン (ロス) と外国通貨保有からのキャピタル・ロス (ゲイン) を同時に生ぜしめるので、 i が一定の場合には、 r の変化による通貨間の代替は大きい、証券と通貨の間の代替は小さいと考えられるからである。

政策当局の予算制約式は次式である。

$$G - T = m + s \quad (2-4)$$

これを満たす政策手段の組合せは6通りあるが、伝統的な分析でとりあげられている代表的なものとして、

$$dG = ds \quad (2-5) : \text{赤字財政政策}$$

$$dm = -ds \quad (2-6) : \text{公開市場政策}$$

が考えられる。公開市場政策の効果に関しては、前節の結果とほとんど同じであるので金融政策と同様に脚注で取扱い、本文では赤字財政政策の効果について論ずる。

本節でも、〔ケース1〕～〔ケース4〕に分けて考察するが、〔ケース4〕は前節とほぼ同様の分析であるので、ここでは省略する。まず〔ケース2〕について、(2-1)～(2-3)式と(2-5)式から、前節の(1-11)式に対応する次式を得る。⁽¹⁷⁾

$$\begin{pmatrix} 1 - (1 - X_D) D_y & -D_i(1 - X_D) & -X_r \\ S_y & -S_i & 0 \\ -X_D D_y - L^*_y & -X_D D_i - L^*_i & X_r + L^*_r + L^*_{r^*} \end{pmatrix} \begin{pmatrix} dY \\ di \\ dr \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} 1 \\ 1 \\ 0 \end{pmatrix} dG \quad (2-7)$$

ここで、 $D_i = \partial D / \partial i$, $S_y = \partial S / \partial Y$, $S_i = -\partial S / \partial i$, $L^*_i = \partial L^* / \partial i$ であり、 D_i, S_i, L^*_i は負、 L_y は正と仮定する。したがって、赤字財政政策の⁽¹⁸⁾効果は、

$$(dY/dG)'_2 = [(-S_i + D_i + L^*_i) X_r + \{D_i(1 - X_D) - S_i\} (L^*_r + L^*_{r^*})] / |A'_2| \quad (2-8)$$

$$(dr/dG)'_2 = [\{1 - (1 - X_D) D_y - S_y\} (X_D D_i + L^*_i) + (X_D D_y + L^*_y) \{D_i(1 - X_D) - S_i\}] / |A'_2| \quad (2-9)$$

ここで、 A'_2 は (2-7) 式の左辺の正方向行列を、 $|A'_2|$ はその行列式——安定条件から正——を表わす。 $\{D_i(1 - X_D) - S_i\}$ は通常正と考えられるので、 $(dY/dG)'_2$ は正であるが、 $(dr/dG)'_2$ の符号は不定である。赤字財政政策は、一方において有効需要拡大による所得拡大を通じての国際収支の悪化要因と、他方において証券の超過供給による利子率の上昇を通じての国際収支改善要因を持ち、どちらの要因が強いかによって、 r の動きが決定される。

[ケース 3] における効果は次のとおりである。⁽¹⁹⁾

$$(dY/dG)'_3 = (-S_i + D_i + L^*_i) X_r / |A'_3| \quad (2-10)$$

$$(dr/dG)'_3 = [(2-9) \text{ 式の右辺分子}] / |A'_3| \quad (2-11)$$

$$(17) \quad A'_2 \begin{pmatrix} dY \\ di \\ dr \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} 0 \\ -1 \\ 0 \end{pmatrix} dm \quad (2-7)'$$

$$(18) \quad (dY/dm)'_2 = \{-D_i(1 - X_D) (L^*_r + L^*_{r^*}) - (D_i + L^*_i) X_r\} / |A'_2| \quad (2-8)'$$

$$(dY/dm)'_2 > 0$$

$$(dr/dm)'_2 = -[\{1 - (1 - X_D) D_y\} (X_D D_i + L^*_i) (X_D D_y + L^*_y) D_i(1 - X_D)] / |A'_2| \quad (2-9)'$$

$$(dr/dm)'_2 > 0$$

$$(19) \quad (dY/dm)'_3 = -(D_i + L^*_i) X_r / |A'_3| \quad (2-10)'$$

$$(dY/dm)'_3 > 0$$

$$(dr/dm)'_3 = [(2-9)' \text{ 式の右辺分子}] / |A'_3| \quad (2-11)'$$

$$(dr/dm)'_3 > 0$$

ただし、 $|A'_3|$ は A'_2 の第3行第3列要素の L^f_r および L^*_r をゼロとおいたものの行列式であり、安定条件から正である。 $(dY/dG)'_3$ は正、 $(dr/dG)'_3$ と $(dr/dG)'_2$ は同符号である。なお、

$$|A'_2| = |A'_3| + (L^f_r + L^*_r) [-\{1 - (X_D) D_y\} S_i + D_i(1 - X_D) S_y] \quad (2-12)$$

したがって、次の関係を得る。

$$|A'_2| > |A'_3| \quad (2-13)$$

[ケース1]においては、前節(1-20)式に対応する次式を得る。⁽²⁰⁾

$$\begin{pmatrix} 1 - (1 - X_D) D_y & -D_i(1 - X_D) & 0 \\ S_y & -S_i & 0 \\ -X_D D_y - L^*_y & -X_D D_i - L^*_i & -1 \end{pmatrix} \begin{pmatrix} dY \\ di \\ dB \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} 1 \\ 1 \\ 0 \end{pmatrix} dG \quad (2-14)$$

左辺の正方行列を A'_1 で、その行列式を $|A'_1|$ で表わすと、安定条件から $|A'_1|$ は負である。なお、赤字財政政策の効果は、⁽²¹⁾

$$(dY/dG)'_1 = \{S_i - D_i(1 - X_D)\} / |A'_1| \quad (2-15)$$

であり、 $(dY/dG)'_1$ は通常のケースでは正である。為替相場切下げの効果は、(2-14)式の右辺を

$$\begin{pmatrix} X_r \\ 0 \\ -X_r - L^f_r - L^*_r \end{pmatrix} dr \quad \text{[ケース2]} \quad \text{又は} \quad \begin{pmatrix} X_r \\ 0 \\ -X_r \end{pmatrix} dr \quad \text{[ケース3]}$$

に置き代えて、次式を得る。

$$(dY/dr)' = -S_i X_r / |A'_1| \quad (2-16)$$

次に[ケース1]～[ケース3]における赤字財政政策の国内安定化の有効性を比較するが、 X_r は正と仮定しておく。 X_r が非正のケースの取扱いは前節の分析と同様である。⁽²²⁾Kempのルールによって次式を得る。

⁽²⁰⁾ $A'_1 \begin{pmatrix} dY \\ di \\ dB \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} 0 \\ -1 \\ 0 \end{pmatrix} dm \quad (2-14)'$

⁽²¹⁾ $(dY/dm)'_1 = D_i(1 - X_D) / |A'_1| \quad (2-15)'$
 $(dY/dm)'_1 > 0$

$$(dY/dG)'_2 = (dY/dG)'_1 + (dY/dr)' (dr/dG)'_2 \quad (2-17)$$

$$(dY/dG)'_3 = (dY/dG)'_1 + (dY/dr)' (dr/dG)'_3 \quad (2-18)$$

(2-9), (2-11) および (2-13) 式から,⁽²³⁾

$$(dr/dG)'_3 > (dr/dG)'_2 > 0$$

又は

$$(dr/dG)'_3 \leq (dr/dG)'_2 \leq 0$$

である。これは、外国為替市場を均衡化するための為替相場の変化は、〔ケース3〕におけるよりも〔ケース2〕において小さいことを示す。したがって、為替投機による資本行動がある場合——〔ケース2〕——には、伸縮為替相場制度における国内安定化政策の有効性は、伝統的分析——〔ケース3〕——において考えられていたものよりも、固定為替相場制度——〔ケース1〕——に近いものになることがわかる。

前節の分析も含めて、これまでの分析では、外国為替市場の均衡をもたらすための為替相場の変化の大きさ——(2-17), (2-18) 式に即して言えば、 $(dr/dG)'_2$, $(dr/dG)'_3$ の部分——にのみ国内安定化政策の有効性が依存していたわけであるが、モデルに多少の変更を加えて（基本的には Chen (2) のモデルである）、為替相場の変化の大きさのみではなく、為替切下げの国内生産に対する効果も〔ケース2〕と〔ケース3〕とは異っていることによって有効性の違いを説明することができる。

証券市場の均衡を示す (2-2) 式にかえて、次の自国通貨市場の均衡式——ただし、 \bar{L} は期首における自国民間の自国通貨保有量を表わす——

$$\bar{L} - L(Y, r^e - r, i, v) + \bar{L}_f - L_f(r^e - r, v) = 0$$

(23) $(dY/dm)'_3 = (dY/dm)'_1 + (dY/dr)' (dr/dm)'_2 \quad (2-17)'$

$(dY/dm)'_3 = (dY/dm)'_1 + (dY/dr)' (dr/dm)'_3 \quad (2-18)'$

(23) $(dr/dm)'_3 > (dr/dm)'_2$
 $\therefore (dY/dm)'_3 > (dY/dm)'_2 > (dY/dm)'_1$

を用いると、(2-7) および (2-14) 式に対応して次の関係を得る。⁽²⁴⁾

$$\begin{pmatrix} 1-(1-X_D)D_y & -D_i(1-X_D) & -X_r \\ -L_y & -L_i & -L_r-L^f_r \\ -X_D D_y-L^*_y & -X_D D_i-L^*_i & X_r+L^f_r+L^*_r \end{pmatrix} \begin{pmatrix} dY \\ di \\ dr \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} 1 \\ 1 \\ 0 \end{pmatrix} dG \quad (2-19)$$

$$\begin{pmatrix} 1-(1-X_D)D_y & -D_i(1-X_D) & 0 \\ -L_y & -L_i & 0 \\ -X_D D_y-L^*_y & -X_D D_i-L^*_i & -1 \end{pmatrix} \begin{pmatrix} dY \\ di \\ dB \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} 1 \\ 1 \\ 0 \end{pmatrix} dG \quad (2-20)$$

これらから (2-9) および (2-11) 式に対応するものとして次式を得る。

$$(dr/dG)^*_2 = \{L_y+1-(1-X_D)D_y\} (X_D D_i+L^*_i) - (L_i-D_i(1-X_D)(X_D D_y+L^*_y)) / |A^*_2| \quad (2-21)$$

$$(dr/dG)^*_3 = \{(2-21) \text{ 式の右辺分子}\} / |A^*_3| \quad (2-22)$$

ここで、 $|A^*_2|$ は (2-19) 式左辺の正方行列の行列式であり、 $|A^*_3|$ はその行列において L_r, L^f_r, L^*_r をゼロとしたものの行列式である。為替相場切下げの効果は、〔ケース 2〕においては (2-20) 式の右辺を

$$\begin{pmatrix} X_r \\ L_r+L^f_r \\ -X_r-L^f_r-L^*_r \end{pmatrix} dr$$

とおき、次のようになる。

$$(dY/dr)^*_2 = \{X_r L_i - (L_r+L^f_r) D_i(1-X_D)\} / |A^*_1| \quad (2-23)$$

ただし、 $|A^*_1|$ は (2-20) 式の左辺の正方行列の行列式であり、安定条件から負である。同様に〔ケース 3〕においては、(2-20) 式の右辺を

$$\begin{pmatrix} X_r \\ 0 \\ -X_r \end{pmatrix} dr$$

とおき、次式を得る。

$$(dY/dr)^*_3 = X_r L_i / |A^*_1| \quad (2-24)$$

④ 赤字財政政策について述べるが、公開市場政策やその他の政策についても、全く同様に分析できる。

Kemp のルールによって、(2-17)、(2-18) 式に対応する式は次のようである。

$$(dY/dG)*_2 = (dY/dG)*_1 + (dY/dr)*_2 (dr/dG)*_2 \quad (2-25)$$

$$(dY/dG)*_3 = (dY/dG)*_1 + (dY/dr)*_3 (dr/dG)*_3 \quad (2-26)$$

さて、

$$|A^*_2| = |A^*_3| - (L'_r + L^*_r) \{ (1 - (1 - X_D) D_y) L_i + L_y D_i (1 - X_D) \} \\ + (L_r + L^*_r) \{ (1 - (1 - X_D) D_y) (X_D D_i + L^*_i) - (X_D D_y + L^*_y) D_i (1 - X_D) \}$$

から、 $|A^*_2| > |A^*_3|$ であり、(2-21) と (2-22) 式の比較によって、為替相場の変動は〔ケース 3〕におけるよりも〔ケース 2〕において小さい。この効果はすでに指摘された点である。しかしながら、こんどは新たに、為替切下げの効果の違いも存在する。(2-23) 式と (2-24) 式の比較から、為替切下げが国内生産に対してプラスに作用するならば、同じだけの為替相場の動きがあったとしても〔ケース 2〕では〔ケース 3〕よりも国内生産の変化は小さいことになり、固定為替相場制度の〔ケース 1〕に近くなる。為替切下げが利子率上昇を通じて、国内生産に対しマイナスに作用する効果が支配的になる場合が存在する。この場合には、たとえ赤字財政政策によって為替相場が下落しても、それによって国内生産は減少するので、〔ケース 2〕という伸縮為替相場制度の下では、固定為替相場制度におけるよりも、国内安定化政策は有効でなくなる。この可能性は、伝統的な分析では全く無視されていたのである。

さてここで、証券市場均衡式のかわりに、自国通貨市場均衡式を用いたことによる違いを検討して、為替切下げの効果がなぜ〔ケース 2〕と〔ケース 3〕とで異なるのかを説明しておく必要がある。市場のワルラス法則を考慮すると、証券市場を用いても自国通貨市場を用いても同一のように思われるかもしれないが、実はそうではない。というのは、固定為替相場制度では、国際収支の黒字（赤字）に応じて外貨準備が増加（減少）するが、それに伴って自国通貨の供給が増加（減少）する——自国通貨供給を一定に保つならば、証券の供

給が増加(減少)する——。本節の分析において証券市場を用いた場合には、国際収支に応じて自国通貨量が、また、自国通貨市場を用いた場合には証券供給量が変化することが暗黙に仮定されていたのである。当然、通貨供給が変化する場合と証券供給が変化する場合とは、公開市場操作の効果だけ違ってくるのである。その効果が、〔ケース2〕と〔ケース3〕の為替切下げの効果の差となって出てきたのである。したがって、伸縮為替相場制度における金融制度がどのようになっているのか——外国為替銀行の資産構成に対する調整の仕方——によって、国内安定化政策の有効性は異ってくる。

5. む す び

これまでの分析では、証券の国際的移動はないと仮定されていた。しかし、その仮定をゆるめても、〔ケース2〕における為替相場の変化は〔ケース3〕におけるよりも小さく、したがって伸縮為替相場制度が(伝統的分析において考えられていたものよりも)固定為替相場制度に近いものになるという結論はそのまま妥当する。もし、為替投機が証券を通じても行われるならば、その結論はさらに強められることは容易に推測できよう。

しかしながら、前節後半においてとりあげられた、一定の為替相場の変化がもたらす国内生産の変化の大きさは、国際収支に応じて、自国通貨量が動く場合には〔ケース2〕と〔ケース3〕とで同じ、また証券供給量が動く場合には〔ケース3〕に比べて〔ケース2〕において小さいという先の結論は為替投機による証券の国際的移動を仮定すると、修正を必要とされる。通貨の国際的な移動を無視しておくと、国際収支に応じて自国通貨量が変化する場合には〔ケース3〕よりも〔ケース2〕において為替相場の変化による国内生産の変化は大きく、自国証券供給が変化する場合には両方のケースでその大きさは等しくなる——これは先の結論とは逆である。したがって、通貨と証券が共に国際間を移動する場合には、その効果の方向と大きさに関して、種々の可能性が生じ

てくることになる。

マーシャル・ラーナー条件が満たされるかどうか、赤字財政政策によって為替相場がどちらの方向に動くか、為替相場の動きによって国内生産がどちらにどれだけ動くか等々によって、少なからず修正を要するのであるが、本稿の分析は次のようにまとめることができる。

安定的為替投機による資本移動によって、伸縮為替相場制度は（その投機がない場合に比べて）固定為替相場制度に近いものになり、国内安定化政策の効果も、伸縮為替相場制度においては伝統的分析から期待されるほど有効になるとは言えない。さらに、伸縮為替相場制度が安定的な経済状態で運用されていて為替リスクが小さいならば、伸縮為替相場制度は固定為替相場制度とそれほど差のないものになる。ただ、為替リスクが非常に大きく、為替投機がほとんど無い場合には、伝統的分析からの命題に近いものになると言える。管理された伸縮為替相場制度の意義もこの点から評価されるべきであろう。

参 考 文 献

- 〔1〕 Black, S.W., "International Money Markets and Flexible Exchange Rates," *Princeton Studies in International Finance*, No. 32, Princeton Univ., 1973.
- 〔2〕 Bryant, R.C., "Empirical Research on Financial Capital Flows," in P.B. Kenen ed., *International Trade & Finance*, Cambridge Univ. Press, 1975.
- 〔3〕 Chen, C., "Bimetallism: Theory and Controversy in Perspective," *History of Political Economy*, Vol. 4, 1972.
- 〔4〕 Chen, C. (2), "Diversified Currency Holdings and Flexible Exchange Rates," *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 87, No. 1, Feb. 1975.
- 〔5〕 Fleming, J.M., "Domestic Financial Policies under Fixed and Floating Exchange Rates," *I.M.F. Staff Papers*, Vol.9, No. v, 1962.
- 〔6〕 Helliwell, J., "Adjustment under Fixed and Flexible Exchange Rates," in P.B. Kenen ed., *International Trade & Finance*, Cambridge Univ. Press, 1975.
- 〔7〕 Kemp, M.C., *The Pure Theory of International Trade*, Englewood Cliffs, Prentice Hall, 1964.

- 〔8〕 Machlup, F., *International Monetary Economics*, George Allen & Unwin, London, 1964.
- 〔9〕 Meade, J.E., *The Balance of Payments, The Theory of International Economic Policy Vol. 1*, London, Oxford Univ. Press, 1951.
- 〔10〕 Meade, J.E., (2) *The Balance of Payments, Mathematical Supplement*, London, Oxford Univ. Press, 1951.
- 〔11〕 Mundell, R.A., *International Economics*, New York, Macmillan, 1968.
- 〔12〕 Mundell, R.A., (2) “Flexible Exchange Rates and Employment Policy,” *Canadian Journal of Economics and Political Science*, Vol. 27, 1961.
- 〔13〕 Mundell, R.A., (3) “Capital Mobility and Stabilization Policy under Flexible Exchange Rates,” *Canadian Journal of Economics and Political Science*, Vol. 29, 1962.
- 〔14〕 Niehans, J., “Monetary and Fiscal Policies in Open Economies under Fixed Exchange Rates: An Optimizing Approach,” *Journal of Political Economy*, Vol. 76, July/Aug. 1968.
- 〔15〕 Niehans, J., (2) “Some Doubts about the Efficacy of Monetary Policy under Flexible Exchange Rates,” *Journal of International Economics*, vol. 5, 1975.
- 〔16〕 Rhomberg, R.R., “A Model of the Canadian Economy under Fixed and Fluctuating Exchange Rates,” *Journal of Political Economy*, Vol. 72, Feb. 1964.
- 〔17〕 Shinkai, Y., “Stabilization Policies in an Open Economy, A Taxonomic Discussion,” *International Economic Review*, Vol. 16, No. 3, Oct. 1975.
- 〔18〕 Sohmen, E., “Fiscal and Monetary Policies under Alternative Exchange Rate System,” *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 81, 1967.
- 〔19〕 Sohmen, E. & H. Schneeweiss, “Fiscal and Monetary Policies under Alternative Exchange Rate System — A Correction,” *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 83, 1969.

小林吟右衛門商店の店則

高橋久一

目次

1. はしがき
2. 小林吟右衛門家の店則について
3. 小林吟右衛門商店の『申合仮規則』
4. 明治33年『小林商店規約書』
5. 明治38年『小林合名会社社則』
6. むすび

〔資料〕

- (1) 明治12年『申合仮規則下調』
- (2) 明治38年『小林合名会社社則』
- (3) 『京店店則』

1. はしがき

本稿の目的は、近世における商業資本が、いかにその経営を維持し、発展させ、近代に連続するか、あるいは非連続の連続のかたちをとるかを、経営の本質という面から、また経営管理の面から考察しようとするものである。これまで、この命題については、財務面からことに商業資本・貨幣取扱資本の利益処分法の観点を中心に、いわゆる「三ッ割」制度の在り方として捉え、たびたび⁽¹⁾考察を加えてきた。ここでも、いわゆる「三ッ割」制度の導入の有無を検索し

(1) 拙稿「明治期『三ッ割』制度の一考察」(『経済経営研究年報』No. 23(Ⅱ)), 同「明治期個人銀行の性格—大阪・山口銀行の場合—」(『地方金融史論』大原新生社, 昭和49年), 同「明治期伊藤(忠)商店における財務管理方式—『三ッ割』制度の導入について—」(『経済経営研究年報』No. 25(Ⅰ)), 同「伊藤忠兵衛本部の店法—『三ッ割』制度の史的考察」(同掲誌 No. 26(Ⅱ))。

ように思う。その際、材料となるものは諸種の店法・店則の類である。これらの材料のなかみを吟味することは、経営管理の在り方を分析することにつながり、やがて、経営の本質に迫まらざるをえない。経営の連続、非連続の連続の問題も、結局は経営の本質を論ずる問題となろう。

本稿では以上の視点から、事例を丁子屋小林吟右衛門家の場合にとり考察するものである。

2. 小林吟右衛門家の店則について

A. 家業の沿革

小林吟右衛門家の家業の沿革については、明治38年に制定した『小林家共存同伸規約』の前書の部分に、その概略が述べられている。

富家祖先、小林吟右衛門ハ近江国愛知郡小田刈村ニ本家ヲ構、寛政年度ニ丁子屋吟治郎名義ヲ以、東海道ニ行商ヲ創始シ、示來各地ニ行商ヲ相営ミ、二代目ニ至リ其名ヲ継キ、天保二辛卯年六月、江戸堀留町二丁目ニ織物販売店ヲ設ケ營業ス、猶又天保十四癸卯年二月（實際は13年9月……筆者）、京都六角通柳馬場堀ノ上町ニ商店ヲ設ケ、丁子屋吟三郎名義ヲ以テ營業ス、而シテ三代目同名義ニテ營業為スモ惜哉若年ニシテ病死ス、四代目ニ至リ分家小林吟治郎ト合資、吟右衛門名義ヲ以テ専ラ従来ノ營業ヲ継続セシカ、倩ラ時勢ノ推移ニ稽ヒ、永ク家運ノ隆盛ヲ期センニハ、親族團結シテカヲ協セ利害ヲ共ニシテ斯業ヲ經營シ、基礎ヲ永遠ニ堅固ナラシムル為メ、同人ハ東京店ニ所有スル一切ノ財産ヲ拳テ共同財団ト為シ、近親者ヲシテ各自其幾部ヲ分有セシメ、以テノ会社ヲ設立シ、此目的ヲ達セント欲ス、受贈者ハ固ヨリ同感ナルヲ以テ、各自小林合名会社ノ社員ニ備ハリ、敢テ心カヲ竭シ斯業ヲ興隆シテ祖先ノ名声ヲ顯揚センコトヲ誓フ

上記のように、小林吟右衛門家は寛政8年(1796)頃に創業⁽²⁾し、その後の沿革、小林合名会社設立の趣旨などを略記している。しかし、合名会社を設立する以前に、いちおう試験的に合名会社同様の組織を採用した模様であるが(この場合

(2) 原始帳簿の『金銭萬覚帳』は、寛政10年から記帳が始まっている。以下、小林吟右衛門家文書による。引用史料については個々の注記をばぶく。

第1表 小林合名会社資産負債表（明治38年2月1日現在）

貸（資産）の部		借（資本・負債）の部	
諸会社株式	333,970.000	御本家老母	6,000.000
近江鉄道社債	38,400.000	興業銀行	83,000.000
地所12ヶ所	85,380.000	日本銀行	40,000.000
建物20棟	34,570.000	東京銀行	49,000.000
田代四郎貸金	1,000.000	住友銀行	5,600.000
茶話会基金	100.000	第百銀行	300.000
小林吟右衛門名義 小方資本	170,000.000	預（り）金	975.000
京店	54,470.575	呉服方	29,500.000
出入帳在	780.676	雇人	4,300.000
月越	3.749	原資金	500,000.000
計	718,675.000	計	718,675.000

第2表 小林合名会社所有株式明細（明治38年2月1日現在）

会社名	株数	1株ノ金額	拂込金額	摘要
三重紡績	1,015	50	50,750	{ 1,000株 小林吟治郎 15株 小林吟右衛門
富士紡績	1,733	50	86,650	{ 1,200株 小林吟右衛門 500株 小林吟治郎 18株 沢田 15株 田中
富士製紙	950	50	47,500	小林吟右衛門名義
全新株	175	35	6,125	同
正金銀行	新旧 2	100	200	小林吟治郎名義
全	第三新 2	50	100	同
東京銀行	1,575	25	39,375	同
拓殖銀行	7	50	350	同
京都鉄道	90	38	3,420	小林吟右衛門名義
北海道鉄道	100	50	5,000	同
東洋汽船	120	25	3,000	同
東京海上保険	16	12.50	200	小林吟治郎名義
津嶋紡績	180	35	6,300	小林英名義
近江鉄道	5,000	50 17替	85,000	
合計			333,970	円

第3表 小林合名会社所有地所明細 (明治38年2月1日現在)

地名番	坪数	1坪時價	見積金額
日本橋区堀留2丁目3番地	96.83	100	9,680
全 4番地	70.11	100	7,010
全 20番地	123.97	80	9,910
全区大伝馬町2丁目21番地	84.96	80	6,790
全 23番地	88.28	80	7,060
全 24番地	124.44	80	9,950
日本橋区新材木町5番地	143.65	75	10,770
全区新乗物町12番地	88.40	70	6,180
全区小田原町23番地	105.86	80	9,260
全区本銀町4丁目2番地	54.77	45	2,460
神田区上白壁町3番地	142.35	25	3,550
浅草区駒形町43番地	68.79	40	2,750
合 計	1,192.41		85,370

法的措置はとられていない), それについては, 明治33年2月の『規約書』の前書によって確認することができる。

今載民度ノ進ムニ従ヒ、契約上の事鞏固ナラシメ、永ク隆盛ヲ期シ、将来合資營業ニ関スル紛争ヲ惹起セシメザラン為、五代目分家三家合テ更ニ今般協議ノ上、別紙規約書制定スルモノ也

そして、この『規約書』の末尾第21条には、「此規約書ハ明治三十三年二月一日ヨリ三十八年二月一日迄滿五ヶ年間相試」みるものとあって、内部的・試験的に合名組織をとることを明らかにしている。記名捺印者は吟右衛門と吟治郎の両名であり、その他三家のものはない。異議なく奥印するものに準社員格の薩摩治兵衛・杉村甚兵衛・塚本善之助の元大番頭三人の名がある⁽³⁾。やがて、明治38年2月には前記『小林家共存同伸規約』が結ばれ、資本金50万円の小林

(3) 杉村甚兵衛、弘化3年12月27日、別宅、のれん分け。薩摩治兵衛、慶応3年8月13日、のれん分け。塚本善之助、明治27年12月、別家。

第4表 小林合名会社所有建物明細（明治38年2月1日現在）

町 番 地	棟 数	價 格
日本橋区堀留町2丁目3番地	店土蔵 1棟・土蔵 4棟外附属	10,770 ^円
全 4番地	木造2階建1棟・土蔵1棟外附属	4,000
西万川岸41号	土蔵 2間2間半 1棟	2,500
全 47号	土蔵 3間5間半 1棟	2,000
全 48号	土蔵 5間5間半 1棟	7,000
全 全	土蔵 2間半5間83 1棟	5,000
日本橋区大伝馬町2丁目22番地	土蔵 3間7間 1棟	—
全 23番地	土蔵 3間3間半 1棟	1,500
全 全	土蔵 2間2間半 1棟	—
全 全	木造平家 1棟	—
全 全	物置 1棟	—
全 24番地	木造2階建武力葺 1棟	1,500
全 全	木造平家建武力葺 1棟	—
全 全	土蔵 3間2間半 1棟	—
全 全	木造瓦葺武力葺3階建1棟	—
合 計	20棟	34,270 ^円

合名会社が正式に設立(登記)される。第1条に資本構成が規定される。「小林吟右衛門ハ現在東京支店ニ所有スル惣財産價額高五拾萬円ノ中、拾萬円ヲ小林吟治郎ニ、金五萬円ヲ小林森之助ニ、金五萬円ヲ小林文七ニ、金五萬円ヲ小林捨次郎ニ分與ス」と述べられ、第2条で「前記四名ハ各自前條ノ受贈財産ヲ以テ全部出資ノ料ニ供シ、之ヲ今後成立セントスル小林一家ノ合名会社ニ納入ス可シ」と定める。そして、小林吟右衛門は、東京支店に所有するその他の財産一切を挙げて出資とし、成立した合名会社に供出することになっている（第3条）。小林合名会社の全資産の明細(所有株式・地所・建物)をつぎに示しておく。

B. 店則

丁子屋小林吟右衛門店の店則については、江戸時代に制定されたもので、現存しているものにはつぎの6掟目がある。

(1) 弘化2年2月『掟』	綿店預り人善次郎より本店様宛	12カ条
(2) 嘉永4年8月『此度相改加文左之通』	徳兵衛様宛	4カ条
(3) 嘉永4年9月吉日『掟書』	綿店(吟兵衛)より御本店宛	(1通)
(4) 『示合之條目』(嘉永年間カ)	見世役中より	16カ条
	口達	8カ条
	(本文)	24カ条
	店向き定	14カ条
(5) 元治元年9月『商法方取極之事』	店預り人徳兵衛より丁子屋御本家様宛	6カ条
(6) 『條目』(慶応年間カ)	(本文)	27カ条
	奉公向之事	(初登より10年目までの服制など)
	(後文)	12カ条

(4)の『示合之條目』には、年号の記載はないが、條文中に「嘉永元年以降」の文言がみられるので、嘉永年中のものと推測してここにおく。また、(6)『條目』にも年号の記入はないが、元治元年の分を綴込んであり、『條目』の各箇條が、割合に整序されているので、後年に属するものとして最終においた。

以下、(1)『掟』、(2)『加文』、(3)『掟書』、(4)『示合』、(5)『商方』、(6)『條目』とそれぞれ略記する。

明治期に入っの店則については、6年改正の『奉公人規則書』と、小林吟右衛門商店規則として12年7月に制定され、18年2月に改正された『申合仮規則下調』と題する店則がある。さらにこれより降って30年代に作成された小林商店の『規約書』および小林合名会社の諸規定にはつぎのものがあげられる。

(1) 明治33年2月	『規約書』	21カ条
(2) 明治38年2月1日	『小林家共存同伸規約』	8カ条
(3) 同 年2月27日	『小林合名会社定款』	17カ条
(4) 同 年4月1日	『小林合名会社社則』	65カ条
(5) 〃	『社則追加』	5カ条

以下、明治12年のものを『申合』と略称し、30年代制定のものを(1)『規約書』、(2)『規約』、(3)『定款』、(4)『社則』、(5)『追加』とそれぞれ略記する。

つぎに、これらの諸店則について、主なる條目を抜萃して説明しようと思うが、まず、明治12年制定の『申合』成立の経緯について述べ、ついで、33年の『規約書』制定に際し、いかに他商店の店則類を参考としたかの事情について記したいと考える。これらの店則の制定についての経緯を追求することは、江戸から明治期への社会経済の激変のなかで、商業資本の在り方がどのような様相を示し、どのように順応していったかを知るうえで、何らかの手懸りとなるであろうし、また、非常に興味のある問題と思われるからである。

3. 小林吟右衛門商店規則

江戸時代における小林吟右衛門家の店則が、明治維新の激動期を経ていかに変化したか、あるいは変化しなかった点などを検索することは、商業資本の経営の在り方を追求するわれわれにとって、やはり必要な作業の一つであろうと思われる。

明治6年に、小林吟右衛門店の店則の一部が改正されている。これは当時、三井・小野などの大店、または伊藤忠兵衛なども維新の激動期に対処して店制改革を断行したのと揆を一にしたものとみられないこともない。したがって、まず店の経営管理機構の確立を企図したようである。それは(6)『条目』によれば、嘉永元年度より江戸店呉服方出店においては、店支配人とその上位に後見支配人(2名)がおかれて、「後見支配等も可被相勤者は、莫大之勤勞も有之儀ニ付、主人之目鑑ヲ以勤役為任置候ニ付、何事も下知ヲ不肖一統差図ヲ可被諸事」と規定され、後見支配人には絶大な権限が与えられていたが、このたびの改正では、さらに惣取締支配人制が設けられ、「先前ノ仕来之通帳場は不申及」全店の経営管理をいちだんと嚴重に行なうことになった。この点が最大の改正条項であろう。そして、まず売上高の記帳管理が厳しくチェックされ、店勘定は年2回実施することが定められる。実際に『呉服方出店勘定書』では、6年2月1日から6月30日まで、7月1日から翌7年1月31日までと、この年

から2回つつ実施されている。以後、この年2回の勘定目録の作成は確実に実行されていく。以下、長文であるが、6年の改正規則の全文を掲げる。

今般規則相改置候事

- 一勤中他向世話事不相成候、無余儀場合有之節は主人并ニ重役へ尋之上任差図執斗可致筈、都而右等之儀は銘々心得被置候事
- 一先前より仕來之通帳場ハ不申及、忽取締支配人より可致候筈ニ候事
- 一支配人無言他出不相成候、無據用向之儀ハ主人より差図請不供召連出役可成候、都而何事ニよらず一己之執斗ひ決而不相成候事
- 一諸商内賣上本帳毎月三四度主人并ニ支配人相改可被成候、尚又商内欠引万請支配人より差図可被成候、賣上帳上ケ之儀ハ重役之者取調取締可被成候事
但シ狼ニ新帳拵候義急度不相成候事
- 一店勘定之儀年々両度より締可致候事
- 一諸品改役之者諸品賣消可成候事、諸品出入之節又ハ端切等品改之者へ改請可被成候、切々帳場へ納置可被成候事
- 一染出し仕立もの差出し候節、不残帳面へ記シ通帳へ写し請取印形取置候上品物相渡候事、但シ染出し物重役之もの談シ合ヲ以取極被成候
- 一是迄奉公人給金於本家差出し置當年より相改、東京呉服方より不残差出し可成候付而は、於本家立替分不残東京店へ付替可被成候
- 一別家之儀本家より任差図為筋に相成候様場所見定願出被成候、他村遠方之儀宅持ニ而も適々願出被成候共、直様帰宅被成候ニ付用向難勤候ニ付、主家ニも右心得致候ニ付、為方ニ相成候様致し度候事
- 一世帯之儀三拾七才より、乍併実家相統無據儀ニ候ハ、主人重役へ相談ヲ以差免し候ニ付、其旨心得被置候事
- 一子供より年季奉公人幼年之者ハ小兒同様ニて用向も不相立、却而厄介ニ相成候族も有之候間、篤ト相選召抱可被成候事
- 一年季奉公人年限相済候上、主人言を以給金差出し候筈ニ候得共、末為案當年より相定手当金差出候、然ル上ハ四季之衣類其外平日諸入用當人賄可成候
- 一常用之外銀ニ衣類并ニ小道具ニ至迄相求候儀堅ク不相成候、無據相求候義有之候ハ、帳場へ尋之上免し請取斗ひ可被成候
但シ店代呂もの差用被成候節ハ重役へ談之上買直段ニ応し取極可被成候、自分一己ニて安直定之儀決而不相成候事
- 一都而何品相求被成候共、帳場へ答へ立替帳面江相記し可被成候、但シ銘々渡し置候通帳へ記し置被成候、身分不相応之衣のい小道具ニ至迄持賄居候ハ、たとひ立替帳へ

相記し有之候共無用捨取揚可申候

一上方上下其外道中往返ニテ、・店何方ケ敷折柄も不心付道中見物ながら往返被成候族も有之候、都而右様之心得當之者は用弁ニ不相成候間、上下ニ不拘給金引下ケ候其旨心得被置候

一欠落出走被成候向ハ不筋ニ付無手当金く致し付而ハ、晦取度ものハ訳柄申立速願出可被成候

一下若衆商内被成候節帳頭ノ差図可被成候、尚また帳面毎々相改可被成候、不都合猶有之其帳頭之越度ニ相成候間其旨心得被置候事

子供 <small>ノ</small>	年季奉公人	拾六才 <small>ノ</small>	見習五ケ年	廿才 <small>ノ</small>	見習三ケ年
拾五才迄		拾九才迄			
見習七ケ年					
但シ年数ニ不抱上下致シ役向同断可申付事		同 断		同 断	
八年目	拾五両	六年目	拾五両	四年目	拾五両
九年目	拾五両	七年目	拾五両	五年目	拾五両
拾年目	廿 両	八年目	廿 両	六年目	廿 両
拾壹年目	廿 両	九年目	廿 両	七年目	廿 両
拾貳年目	廿五両	拾年目	廿五両	八年目	廿五両
拾三年目	廿五両	拾壹年目	廿五両	九年目	卅 両
拾四年目	卅 両	拾貳年目	卅 両	拾年目	卅五両
拾五年目	卅 両	拾三年目	卅 両	拾壹年目	四拾両
拾六年目	卅五両	拾四年目	卅五両	拾貳年目	四拾五両
拾七年目	四拾両	拾五年目	四拾両	拾三年目	五拾両
拾八年目	四拾五両	拾六年目	四拾五両		
拾九年目	五拾両	拾七年目	五拾両		
廿 年目	五拾五両	拾八年目	五拾五両		

但シ京店儀は東京店とは違候間、本人勤方ニ応シ振訳ヲ可致候ニ付其旨心得被置候事右之通相定候首尾能年銀相済候上、重年願出候ものハ別家為致、普請金本人勤中ニ応シ差出シ候、跡年給金之儀は、右ニ不拘増シ金可致候

一年銀中入精被成候ものハ操上ケ、出精為致候、万一不入精成歟、私用ニテ永ク宿元へ引取居候ものハ、右規則ニ不拘減少可致候、尚また勤中之内不筋有之及露頭候ハ、引負金弁金為致、其上無給金可致候、其旨心得被置候事

一手当金積立置候ハ、年ハ朱利足を以元利積立預り置候、退身被成候節は相改六朱定利下可致候事

右通相定置候間、決而末熟ケ間敷執斗ハ被成間敷候、万一不為筋之もの有之候ハ、

上下之無差別帳場へ早速為知可被成候、若又不為筋之もの乍知其儘致置候歟、又ハ悪事之使被成候儀及露頭候ハ、其者同様取斗ひ可申候事

明治六癸酉年

當酉年ノ給金左之通

一百 兩	支配人	一百 兩	右衛門給金
五拾兩	支配役中増金	一八拾兩	太兵衛給金
一	清兵衛		
一百卅兩	孫兵衛壬申迄手当金	一百廿兩	利兵衛壬申迄手遣ス
一參拾五兩	孫兵衛酉年手当	一卅 兩	酉年手当金
一拾五兩	忠兵衛	一拾參兩	久兵衛
一拾參兩	新兵衛	一拾參兩	佐 七
一拾參兩	長兵衛	一拾參兩	政 七

右之通定置候得共、際立出精被成候ハ、操上ケ可申候、手当金同様之事

明治六年酉參月廿五日申渡シ置候

一奉公人印形之儀は都而左ニ雛形

● 此形ニ不殘相改可被成事

このように6年3月25日付の店則改正は、21ヵ条と給金表とからなっている。そうとうに大部のものである。標題は『奉公人規則書』とつけられている。江戸時代以来の重要な店の管理方式の改訂であり、前述した機構改革に関する規定のほかにも、『条目』の「店向キ定」の条文をさらに確認したものである。さらに給金の規定では、これまで本家より支給されていたものが、今後は東京店から支給されることになる。その立替分全額は、本家から東京店へ付替えにする。したがって、東京店をいちおう独立採算制にして、惣取締支配人の経営管理の下に切離した出店としたものと考えられる。その際、これまでの給金制度を改訂し、「子供」より15才までを見習7ヵ年と定め「年季奉公人」とし、16才より19才までを見習5ヵ年、20才よりは見習3ヵ年と定め、その後は出精度に応じて「役向」となり、それぞれの支給額が規定された。「子供」より20ヵ年間を勤務し、首尾よく「年銀相済」とした者は、願出によって「別家」させ、勤務成績によって家屋の「普請金」を支給し、その後の給金も増額する。

なお、支配人には役付手当金が支給される。例えば支配人清兵衛は、100両の給金に役付中は増金50両がついている。15両の手代忠兵衛は、子供から入店していれば8ヵ年目か9ヵ年目に当る。衣類・日用品は「當人賄」とされる。

さて、小林吟右衛門店では、その後もたびたび店則の改正のことが審議されている。やがて、11年に入って本格的な改正がなされようとして、本家主人と東京店との間に、しばしば店規則についての長文の書簡が交されている。東京店からの問合せに対して、本家主人の朱筆の訂正や註釈がなされた返書が現存しており、しだいに各条項が煮詰まったものとなっていく状況が明瞭に読みとれる。これらの店規則についての書簡のうち、最終段階に入った時点のものについて若干の紹介をする。明治12年4月5日付けにて、東京店支配人の森野清兵衛から小林本家主人宛に、店則改正についてのつぎのような進言がなされた。

一当店義昨秋已來引統商内方繁栄ニ御座候、金禄公債も金融ニ相成、諸国共一宛引立可申組ニ御座候、西京店も御無人ニテ御多用之段奉察入候、当店方も無人ニテ商内致候もの丸々三四人斗も無之、乍去來客有之候ハ、本年元服致候ものニテも相手ニ相成おり、手放シニテ商内致候もの式三人位の事ニ御座候、子供も漸く七八人ニテ客手廻り兼、依テ能子供御座候ハ、五六人も御下シ被下度奉願上候

一此両三年之処ニテ商内方尽力仕候ハ、多分勝利ニ可有之事ニ奉存候、何分当家杯ハ全国一般ニ能承知被成居候事ゆへ、此処ニテ情々尽力仕度奉存候

一当家規則換之儀も、兼テ若御主人様よりも御達置被遊候得ハ御承引被成下候所ト奉存候、規則替之処も一大事之義ニ御座候得ハ、余り早誤り過キ仕損事候而ハ、却テ配入候事にも相成ニ付、能々御勘考之上ニテ御取極被遊度義は至極御尤ニ御座候得共、当店方ニテハ右様之処迄相心得候ものも無御座、先ツ規則替ト申咄シ相始り、最早四五年も相立候得共、未タ取極メ不相成ニ付、毎迄相待おり候共当テニ不相成よし、規則替へト申シテ此儘ニテ通ス積杯ト申ものも有之、追々延引而己ニ相成候ハ、却テ双方為方にも不相成ニ付、可相成ハ此処ニテ相改メ度奉存候

一……何卒御縁合被成下、至急下向被成下度奉願上候、清兵衛能々困るハ最早間近キ相成候間可相成ハ此処ニテ規則改正仕度ト奉存候

一商内方資本金モ丁力（5万円…筆者）位ニテ御取極メ被遊度事も兼テ承り居、最拾七年已前トハ商内方存外相違有之、モ丁力資本金ト相定メ置候テハ、却テ不宜候哉にも奉察

入候、先ッヤ丁カ（7万円…筆者）位之處カ宜舗候哉ニも奉察入候、右辺之處も篤ト御勘考置可成下候

一、○方、昨年九月比ニ甚兵衛様より承り候ニハ、イ子丁カ（10万円…筆者）資本金ニ相定メ置被成有之承り候、両三年前迄ハヤ丁カ位ニ御座候得共、右同人方ハ金方より商内方へ貸金被成下義、利足ハ取入不申候ニ付、商内方資本金多分ニ相成候、併是ハハイ子丁之外ハ奥江取入可申事ニ取極メ被成置候よし被申居候

一当家方随分眼前之歎深ク事何方ニも被申居、規則相立候ハ、何卒万事都合能執斗仕度奉存候……店一統ケ成勉強被成居候間御承引奉願上候、尚取極メ候上今一段尽力可仕候 已上

上掲のように、支配人清兵衛から呉服方の資本金5万円では幕末期の商内高とは相違して当今の商内高は多額となっていて、資本金7万円位が適当であると進言している。また、金方の資本金が10万円に取極められたことを述べて、あんに呉服方資本金額の不足を申立てている。このように、資本金という最も重要な事項に対して、事業経営の場におけるものとして進言し、さらに店則改正の時機についても、くどいくらいに忠言している。

支配人清兵衛からの進言に対し、小林家当主からはつぎのような、まず店の出目金算出についての基準が示された。これには後述する改正規則書の骨子となる資本金の規定と、自己資本利子の歩合とが示された。また、呉服方と金方との系列の区別と、そのための資本金額の区分とが明らかにされたとみるべき重要な書簡で、当主自身の筆になるものと推察できる史料である。

口 上

一店規則之儀取急ギ可然候よし先日申来り候御尤ニ候、又右ハ末々長年之事ニ付、はやまり過キ候テも不都合、昨年分商内方・為替方ハ縊披見の上取斗申度候、相成丈ケ店卸方急キ可被致事、附而は左ニ

一西京店方毎年入費金、東京ニテ商内方・両替方半分割持ニ相成居候、前年ハ呉服買次口銭を以多少之出目有之、ことに近比仕入無少候ニ付、引ケ込ニ相成候

一明治十一年二月一日より同十二年一月卅一日迄京店入費

一五拾九円

寅二月一日ヨ卯一月卅一日迄商内方諸入用ハ

一百拾七円壹銭九厘

普請方ハ

一貳拾八円拾三銭六厘	仕着施
一四百九十九円壹銭四厘三毛	寅諸雑用 <small>〆</small>
一百廿九円拾七銭	郵便並ニ傳信料 <small>〆</small>
一貳百七拾六円六拾銭貳厘	かし 大阪出張入用
<small>〆</small> 千百九円卅七銭八厘三毛	
此外ニ	奉公人給金

〆
右之通東京ニテ半額持ニ是迄相成居候、此後之処右入用ハ西京店ニ相弁エ、生糸並ニ呉服・公債等之賣買ニ口銭取、左テ勘定すゝミテ候ハ、如何ニ被存候、御勘考可被成候事

昨明治十一年此地關係糸役ニテ取扱候分左ニ

一貳拾壹万円	秩壹拾万〇〇五百円
	新六万六千五百円
	旧四万三千円
	<small>〆</small> 賣高 <small>〆</small>
入四拾万八千四百四十円	秩壹拾八万二千二百（円）
	新六万八千五百円
	旧二万九千八百七十五円
	金禄壹拾貳万七千八百六十五円
	<small>〆</small> 買入高 <small>〆</small>

明治十一年二月一日より明治十二年一月卅一日迄

貳口合テ賣買〆メテ

〆六拾壹万八千四百四十円

東西糸請渡渡方〆高

一貳拾壹万三千九百七十二円

〇壹銭壹厘六毛

一八拾四万二千三百五十二円

八十八銭壹厘六毛

東西糸請渡渡方貳口

〆壹百〇五万六千三百二十四円

八拾九銭三厘二毛

寅二月一日〆卯一月卅一日迄

東糸仕向ケ

寅二月より卯一月迄

西糸より仕向ケ〆

右之通御座候、其外生糸為登高有、實地ニテ相談可申候

一右請渡高ニテ手数料相定候歟、公債賣買ニテ歟、手数料相定候ハ、如何ニ御座候、西京店ニテ手数料取扱候分

一呉服買次

一生糸賣拂
一公債賣買歟
金銀請渡高歟

ル

右取扱候金高ニ応シ、手数料相定候ハ、全く商内方ハ商内方ニ關係する分、為替方ハ為替掛ニテ入費相拂候間、実地商則相立不相立之區別判然致候、本年一月卅一日迄之処ハ、是迄之通ニテ取斗、本年二月渡之処右始候為相考可被成事

一右手手数料區別其掛リ ― 〆相拂候事ニハ候ハ、西京入費ニ貴地まで仕向ケ候ニ不及候ニ付、東商用方ハ京店入用半高割凡五六百円ハ出金不致、猶其上東京ニテ出信少も、其掛リ ― ニテ相計エ候ハ、凡商内方之出口イリカ(1千円…筆者)位イハ無少可相成候、依テハ

東京呉服方ニテ毎月本家ヘテムカ(400円…筆者)ツ、上納分

改 モムカ(500円…筆者)定

但シ資本金ハモ丁カ位ニテ凡啓分利足

非常積立金ハ商内高百分の一毎年積置事

但シ積立金ハ東京店ノ分ニもなく、本家分ニテもなし、本店出店危キ候程之事シ候節、持出シ可申備金ニシテ、普請、掛損等ノ如キノ事ノ埋合ニハ不相用事、

依テ正金或ハ公債ニテ積立置ベシ

右引残り全く商内店方之出目金也

一為替方ハ本家より預ケ金、凡ヤ丁カ、此利足毎月卅日ヤムカ定

このように、京店の事例をひきながら商内店方の利益金算出についての基準を示し、また、呉服店の資本金および自己資本利率を定め、本家への上納規定を明確にし、なお、為替方の元手金は「本家より預ケ金」である点を明示している。このことについては、さらにつぎのように述べている。

記

一東京店両替方・商内方両店ニ區別相定置候とも、従前より両替方ハ本家出張ニ付、其時々適宜ニまかせ取斗可申候、商内方明治十二年二月一日後直ニ有相改候

資本金 モ丁カ

此利足上納毎月卅日限モムカ本家上納之事

右資本金ニテ手元不足時ハ、為替方よりマ丁カ(3万円…筆者)限迄貸渡、利足毎月卅日限取立申候事

其余見込ものハ為替方ニテ取斗可申候事

この「口上」および「記」のなかで、小林家当主は、前述したようにまず、東京店呉服方の資本金は5万円と規定し、これに対する利率を月1分と定めている。為替方（両替方とも金方ともいう）については、従前より本家出張と同様であるから、呉服方の資本金が不足した場合、3万円を限って貸出し、その利足は月1分の割で毎月卅日限りで取立てるとしている。これは支配人清兵衛から現在の資本金は7万円位が適当であるとの進言に対して、考慮したのでであろう。加えて、その他の「見込もの」にて元手金入用の場合は、やはり為替方で適宜取扱うことを定めている。

非常積立金は商内高の百分のの一つづつを毎年積置く定とし、この積立金の性質は、本店・出店が経営の危機に堕入った時のために備えておくものであって、家屋・店舗などの普請金とか、滞貸金の補填などに使用してはいけないものである。したがって、正金または公債で積立てておくべきものであるとしている。

本家出張と同様の扱いの為替方に対しては、資本金としてではなく、おおよそ7万円を「預ヶ金」のかたちで出資するもので、清兵衛がというような資本金としてではないことを明らかにし、その利足も毎月卅日限り月1分の割で上納させる。また、本家から京店への「通尻預ヶ金」に対しても、その利足は当分のうちは月八朱の定であると、「記」において追記している。このように、本家からの各出店に対する仕向け資本金は、それぞれ自己資本利率を定めて、月々に本家へ上納させるシステムであった。その場合にも、為替店や京店に対しては「預ヶ金」制をとり、呉服店に対しては「資本金」制をとって、いちおう呉服店については独立採算制を採用していた様子であり、したがって、この直後に呉服店だけに店規則が制定されるのである。この点を逆にいえば、呉服店が小林家の事業経営にとっては主力的存在であったのである。

さて、明治初年における店則類は6年3月改正の『奉公人規則書』のほかみあたらないが、これは一部分の改正であり、店の経営管理の全般にわたる規則

として現存するものは、12年7月に至って制定された東京呉服店規則が、成文化された最初のものようである。しかも、標題には『申合仮規則下調』となっていて、まだ完成された店則ではなく、あくまでも仮規則であって、その後の改正を俟つものである。したがって、「申合」の末尾にも「此申合規則追々増補し両三年間に制定」するものであり、「此申合規則差支之事アラバ何時ニテモ取消改正」を行なうことを明記している。これより前、8年には規定の一部「出番規則」や「初登り規定」が改正されているが、店則について全面的に制定されることがなかった。12年には「營業業種届」⁽⁴⁾が提出され、それを機にいちおう定款に当る規定が作成されたものと思われる。その規定もまだ経営の近代化にそったものかどうか危ぶまれ、仮規則と銘を打たざるをえないところがあった。

当時としては、西南戦争後の政情不安定のさなかであり、龐大な戦費を賄うために濫発された政府紙幣が、異常なインフレ状態を惹起して、経済情勢はとみに悪化していたから、商家経営にとっても極度に深刻な悪条件の襲ってきたときである。小林家当主の「口上」にも、「前年ハ呉服買次口銭を以多少之出目有之、ことに近比仕入無少候ニ付、引ケ込ニ相成候」と嘆き、支配人清兵衛からの書簡にも「当家方随分眼前之歎深ク事何方ニモ被申居」りところでも同様に苦衷を訴えており、そのためにも「規則相立候ハ、何卒万事都合」よく執行できるであろうとしているのである。清兵衛はまた別の書簡においても「昨年柄杯ハ余り無之、御手当テニは不相成候得共、三四年前ノ出目高無少ニ」（4月12日付け）なっていることを書き送っている。つぎの第5表は、『呉服方出店勘定目録』によって明治元年より20年に至る間の業績の一覧表を作成したものである。

(4) 「御届書」先般御取調ニ相成……私儀先般呉服・太物仲買兼生糸仲買・公債証書仲買則三種之自業御願置候処、猶又同兼両替商仕度候間、何卒御執斗被成下度、此段御届申上……。

第5表 呉服方出店勘定一覧

年 度	貸 有 物	入 方	朱印・古貨引	差 引	延	入 方 中		出 切 も の	
						禮波船積立	非常積立金	本家上納	非常積立
慶 3.1~ 4.1.29	85,703.30	21,403.21		64,300.31	9,068.32	4,441.22		20,000.00	1,436.00
慶 4.1~ 明 2.1	70,452.01	24,518.01		45,540.22	1,239.31				200
明 2.1~ 3.1.31	79,360.31	22,416.11		56,944.00	11,403.12	5,754.20			
3.1~ 4.1.31	72,175.21	23,588.12		48,587.02	1,643.01	2,245.12	4,052.10		200
4.1~ 5.1.31	75,932.11	23,496.02		52,436.22	3,849.20	2,245.12	4,657.21	10,000	200
5.1~ 6.1.31	78,969.00	15,845.23		48,931.01	6,494.13	2,470.00	5,323.11	3,300	200
6.2~ 6.6.30	79,149.02	12,588.23		14,192.03	3,436.33	2,593.20	5,689.13	1,500	200
6.7~ 7.1.31	82,874.1084	27,783.1220		2,457.7799	55,061.9710	2,689.6170	6,074.0000		200
7.2~ 7.6.30	81,909.9311	18,994.3728		14,865.0670	48,050.4963	7,011.4100	2,859.3696	6,477.7317	100
7.7~ 8.1.31	88,772.3384	21,197.7967		18,508.0897	49,066.4520	1,015.9607	3,002.3380	309.7377	100
8.2~ 8.6.30	82,336.4953	31,241.6938			51,094.8015	2,028.3495	3,182.4549	425.2245	
8.7~ 9.1.31	90,565.9166	36,891.0506			53,674.8690	2,580.0675	3,373.1267	961.1144	200
9.2~ 9.6.30	78,185.3568	36,961.9347			41,223.4221	12,185.4655	3,541.7830	861.1144	100
9.6~ 10.1.31	87,591.9152	45,021.8310			42,570.0842	1,346.6621	3,787.7070	100,000	2.100
10.2~ 10.7.31	72,164.5134	28,185.5021			43,979.0113	1,408.9271	3,979.0920	100,000	
10.8~ 11.1.31	98,613.2701	33,045.0498			45,522.0630	1,543.0517	3,959.4016	205,000	1,500
11.2~ 11.7.31	99,655.4733	28,773.2612			49,189.1218	3,365.3585	4,157.3716	205,000	2,000
11.8~ 12.1.31	104,942.5159	32,079.9183			50,836.0548	51,007.2613	4,365.2390	1,618.0293	
12.2~ 12.7.31	115,926.5333	61,091.7539			54,834.7794	4,033.5831	4,365.2390	2,012.1050	2,400
12.8~ 13.1.31	131,923.6053	54,221.9741			57,655.4738	2,820.6945	2,096.3480		2,400
13.2~ 13.7.31	122,342.8936	69,258.1360			45,309.3429	11,539.9865			
13.8~ 14.1.31	141,484.3083	58,304.0112			51,024.2305	5,714.8876	2,134.7336		
14.2~ 14.7.31	154,936.4538	92,344.9773			63,023.7438	10,600.2764	2,403.9260		
14.8~ 15.1.31	186,122.6198	114,774.2333			60,600.2768		1,047.0000	2,535.7770	2,400
15.2~ 15.7.31	160,865.2468	108,126.6073			71,348.3865	21,348.3865	1,046.0000	2,269.8400	2,400
15.8~ 16.1.31	161,169.8402	117,973.1814			52,738.6395	2,738.6395	2,869.8385	1,550.7080	2,400
16.2~ 17.1.31	120,721.8132	74,594.3393			43,196.6588	1,550.7080	2,869.8385	1,502.9650	2,400
17.2~ 18.1.31	110,925.7560	64,222.4996			46,703.2564	575.7825	2,849.8385		4,800
18.2~ 19.1.31	104,158.1591	63,185.5951			40,972.5640	5,730.5924	2,129.8385		4,800
19.2~ 20.1.31	106,044.1814	63,060.8930			42,983.2884	2,010.7944			4,800

注「呉服方出店勘定書」により作成。明治6年までの銀立および銭立の金額は省略した。金額欄で若干の誤記が認められるが、そのままにしたところもある。〔入方中〕は入方欄（負債の部）中に含まれる科目であり、〔出切のもの〕は実際勘定（損益計算部分に当る）中の「出切のもの」（当期の支辨勘定）の科目である。△印は不足（赤字）分を示す。

- *1 慶応4年正月改では禮波船積立と非常積立金とが合算されている。
- *2 4, 5 は延（利益金）を算出後に別記された金額である。なお、*5はこの年「不足=均ラス」出金とある。
- *3 「巳年勘定違、此分年出目」
- *4 「本家江戸々三万円ツツ上納」
- *5 「明治十一年店ノ着給金」、入方中より脱落し、差引額より引く。
- *6 「孫兵衛立替金差引既勘弁消滅スル」
- *7 非常積立金の外に当期売上高の百分の一を積立「商内高積金」を始める。次期からは非常積立を止める。
- *8 11年上半期差引額より商内高積金を引いた金額が（ ）内の数値である。
- *9 違算か
- *10 「商内貸朱〇引落」後の延は806円余となる。
- *11 12年下半期で「佐七引負金」が発生し、翌13年上半期で差引額を訂正。前年度の実額の不足額は11,539円余となる。
- *12 「本帳赤〇引」
- *13 13年上半期延額より配当金1割引
- *14 「明治15年上半期商内高積立金非常損費之年額ニ付積立止メル事、下半期同断」「明治15年非常之損費ニ付本家ノ附替ル事」の註がある。15年は上半期、下半期商内高積立金と不足分を本家より附替した分とを合算して、資本金50,000円に充当している。

上掲の第5表によっても明らかのように、呉服方では明治3年1月末の店卸勘定目録の商續11,403両余をピークとして、その後は下向傾向を辿り、7年上半期には7,011円余、また9年6月末の勘定尻においては、じつに12,185円余という莫大な損失を蒙っている。前出の12年4月付の清兵衛の手簡によっても「三四年前の出目無少」になり、「御手当ニハ不相成」という状況は、まさにこの時期を指している。事実、12年正月末勘定において、ようやく11年度の「店之者給金」1,295円が支給されている。したがって、10年1月末勘定目録の末尾には、この間の事情がつぎのように書き加えられている。

明治九年一月の六月迄之の総も不景氣続ニテ、殊ニ本家江二萬円上納、迎も一へ、其年諸品も直下ヶとふ致候旁々、其年店卸大不出来と相成候、其後明治九年六月以来、俄ニ諸諸品物飛上り候処、其際高値之處見張し歎、売扱も相成かね候処、暫時之内ニテ不景キと相成、其後十一月比の諸品追々下落ニテ、暮ハ更ニ大不景氣ニテ誠ニ一統困居候、依而前額之店卸相成候ニ付、右相記置候、尚是の清々尽力相励可申候也

また、12年1月末勘定においても、目録の末尾に「右之通御座候、跡の委敷可申上候、何分出目無少御座候」と、店預り人が悲痛な叫びをあげている。さらに同年下半期では追討ちをかけるように、番頭横田佐七の「佐七引負金」が多額に発生する。この損失金は翌13年上半期分で差引尻を訂正したから、この期の損失は11,539円余にのぼった。このような事業経営の多難な時点において『申合』という店則が制定されたのである（この『申合』の全文は末尾に掲げる）。

しかしながら、『申合』に規定された自己資本利子の条項は忠実に守られ、資本金5万円に対する月8朱の利率による「本家上納」は実施され、12年上半期において2,400円は「出切もの」として計上されている。このようなたびかさなる損失のため、『申合』の完全な施行は延期されたようであり、とくに賞与金制度のごときは、13年下半期の利益計上をまって、翌14年上半期分から「賞与積立」が実行されている。

さて、『呉服方店卸帳』または『商内方店卸』・『店卸銘細書』・『商用方

繼』とか、そのたびたびに呼ばれる店卸勘定目録は、東京呉服方出店から本家に送付された期末報告書である。その内容は期末の資産・負債を比較して差引尻を求め、それを前年度の差引尻と付け合せて当期損益（延・出目）を算出するという方法である。これに当期の諸雑費の明細を付している（明治9年下期分より）。それが11年下半期頃から資産・負債の明細に引続いて、店卸引合の明細が付けられる。これには仕入高と商内高の比較から当期の粗利益を計算し、そこから諸入費の合計を差引くやり方が始められる。それが『申合』が制定された時点からようやく顕著な変化をみせはじめる。すなわち、13年上半期より『申合』による資本勘定の概念が導入されることによって、たんなる資産・負債勘定目録から資産と負債・資本勘定目録へと変化する。資産の部（貸有物）に対して負債・資本（入方）の部が対置されるのである。また一方では、実際勘定という損益計算部分が設けられて、その差引額が当期損益となって、資産および負債・資本の部から算出された当期損益の金額と完全に一致するのである。時には実際勘定に「不出合」という調整勘定によって、当期損益と合致させてはいるが、⁽⁵⁾これが全く一致する時点は22年下半期のものにおいてであった。ここに正確な貸借対照表と損益計算表とが成立するのである。このように完全なる貸借対照表形式の勘定目録（差引勘定方式であるが）が呉服方出店において、明治20年代に成立したことは、まさに画期的なことであり、この意味においても『申合』という店則を制定したことは注目に値するであろう。

つぎに、『申合』の各条項について吟味してみたいと思う。江戸時代における小林家の店則は、同じ近江商人である他家のものと同様に、まず第1条には「御公儀様御法度之儀者不申及、ル本店被申渡候趣急度相守申事」（『掟』）で始まり、「第一火之元用心」すべきことを説く点は、『掟書』や『示合』に示され

(5) 明治17年下半期店卸目録の末尾には、「ル四百三拾五円六銭八厘過上」を掲げ、「右消費引去り勘定出目金也、前實際勘定尻ニ覽合見ルと百四十円七十一銭四厘五毛過上不出合ニ相成、是ハ壹ケ年中数口計算上り伸縮ニヨリ差異可有之事と見成シ置候也」とあり、貸借対照表における純利益 575 円78銭2厘5毛と合致する。

たとおりである。明治維新期の社会経済の激動によって、いかに商人意識が変革したか、またその店則はどのような変化を現わしたであろうか。宮本又次博士は、明治12年3月における近江商人外村宇兵衛家の『条目』という家憲・店則を示して、まず第1に「政府御布令の旨趣堅相守可申事」、「毎朝内佛拝礼可致事」、「火の元戸締厳重相改可申事」などの諸条項を掲げて、つぎのように述べている。⁽⁶⁾

明治初年とは云へ、未だ徳川期の店方組織を濃厚に存し、封建的な意識に規制され、それより脱し切れなかった商人意識を明白に物語ってゐる。以上極めて粗雑な順序を以て近江商人の一人たる外村家の店制・店則を説いた。それは明治十年代のものであり、且つ外国貿易にも関係せし近江商人の、而も江戸店の規定に就いてあるから、幾分進歩的なものを加へてゐるとは考へられるが、これを通じても徳川時代より明治初期にかけて尚、旧態を保ちつゝ、盛んなる活躍をなせし商店経営の一端を知り得るであろう。

このように、「旧商人意識が、明治以後も相当に永く存続したことの一例証⁽⁷⁾」としての外村家の店則に比べて、同年に制定された小林家の店則『申合』ではそれらの商人意識からはいちおう脱出したものとして示される。少くとも新鮮な近代的経営理念をもったものとして立ち現われている。すなわち『申合』第1条は、まず資本金の規定から始められているのである。この規定の様式は当時の諸会社社則にみられるところで、例えば明治6年創立の丸屋商社『社則⁽⁸⁾』においても、まず「元金」の規定が第1則として掲げられているように、資本金の規定から始められるのが通例であった。

ついで、『申合』第2条では、営業の目的が掲げられている。これも当時の諸会社・銀行の規則に多くみられるところである。例えば明治5年の『東京銀行規則⁽⁹⁾』の第1則には、営業の目的が記載されている。このように、小林商店

(6) 宮本又次『近世商人意識の研究』299～301ページ。

(7) 前掲書、294ページ。

(8) 『丸善社史』19ページ、同書附録「丸屋商社之記」『社則』7ページ、参照。

(9) 『日本金融史資料』明治大正編、第1巻「会社全書」22ページ、参照。

の店則は、明治初期に創設された諸会社・銀行などの規則に倣って、『立会略則』などに則した近代的な方向へと志向したかのように思われる。

さて、『申合』第1条資本金の項目で注目すべきことは、自己資本利子の規定である。小林家では江戸時代よりその経営管理の一方法として自己資本利子を付け、事業意欲の増進に資していたが、店則上に明文化されたことはなかった。それが『申合』では第2節に、「右資本金利足トシテ毎月卅日限り金四百円ツ、本家上納可致事」と規定され、従来からの慣行をはっきり明文化したのである。⁽¹⁰⁾この規定では、資本金5万円であるから月八朱の割である。『江戸店金方利足入帳』によれば、慶応年間の江戸店金方では元手金2万両に対し、毎月上納利足が200両、呉服方では元手金3万両に対し、毎月上納利足が300両であるから、月1分の割であった。やはりこの規定も店則には明文化されたものが見当たらない。『示合』のなかでは、「先規より定之通本店上納金無相違被致事」とあるが、先規よりの規定が店則上に明文化されていないので、利足帳などの諸帳簿より推定する外はない。

しかしながら、『申合』において明確に自己資本利子の規定が設けられ、しかも江戸時代における利率よりも2%も低く設定されたことは、幕末から明治維新期にかけての商業利潤の低下傾向に順応すべく、小林家当主たちによって考慮されたものと解せられるのである。

この『申合』第2節の規定が、18年2月にはさらに改正され、⁽¹¹⁾第12条に「此利足毎月モムカ(500円…筆者)宛上納候事」となって、自己資本利子率は月八朱から月1分にと上昇しているのである。この点、松方正義によるインフレーション

(10) 例えば、『天保十三年寅年安政三辰年出店勘定書集』にはつぎのように記載されている。「此所ニ而相改 毎月利足、一百両 壹万両利足、一百両 店元手金利息、合テ貳百両宛」また、「一四百両 本家金方利足四ヶ月、一四百両 上納金四ヶ月」この規定では自己資本金利率は月1分に当る。

(11) 『申合』改正規定17カ条は、明治17年10月に惣家長小林吟右衛門・副家長小林吟治郎の名によって制定されたが、その実施日は翌18年2月1日となっている。なお、この時点から支配人制が確立され、支配人・副支配人がおかれた。

の終息政策が効を奏し、徐々に企業勃興期に入ったことと軌を一にした改正であったと考えられる。経済情勢の好転に見合うように、経営管理の強化を計るという政策を打出したのである。したがって、その効果は、12年に『申合』を制定した数年後には現われ始める。14年度(13年8月～14年1月)呉服方出店の勘定目録では、つぎのような商績をあげている。

貸有物	141,484円3083
入方	58,304円0112
朱印引	20,156円5533
立替帳赤〇引	15,343円6976
差引在	63,023円7438
本帳赤〇引	2,423円4670
資本金引	50,000円0000

以上のような商績をあげて、利益金10,600円2764を計上することができた。12年店則改正の成果が数年を経ずに、このような商績という事実をもって示されたのである。しかし、翌15年度には「非常之損害」を蒙り、商内高積立（当期売上高の100分の1積立金）も上・下期分とも取り崩しになり、そのうえ本家よりの附替金によって、ようやく資本金5万円を保つという状態に墮入っている。それに加えて、17年には朝鮮における甲申事変の影響を受けて不勘定となり、「本年は銀米下落ニ引連れ、諸品下落不景気ニ付、前々継ニ相成、加候ニ本年二月」には、代呂物の取込事件に遭うなどの種々な悪条件が重なりあい、さらに翌18年度の勘定目録では5,730円余の欠損を出している。その理由としては「右は明治十七年十二月朝鮮国於テ事変相起り、日本・支那・朝鮮三ヶ国相纏レ、為ニ銀貨一円四拾銭モ上ニ昇リ、翌十八年一月下落、然れども又二月ニ至リ支那談判大使出張⁽¹²⁾ニ有之、為ニ又々高直、三月五日壺円三十五銭ニ相成、依

(12) 岩波『近代日本総年表』102ページ。2月24日 参議伊藤博文を全權大使ニ任命、4月天津で李鴻章と甲申事変善後交渉を開始、18日天津條約に調印。

之引連レ諸国引上ケ候処、支那談判静隠ノ噂ニテ一時下落、銀貨五月九日ノ兌換銀行券発行相成候間、壹円〇一銭前後、十九年一月ヨリ紙幣同直通用御布達ニ相成ニ付、都テ打賃大下落損毛多くニ付、前出之ノ糞ニ相成」とこの間の銀・紙相場の変動を記し、大損失につらなつたことを暗に嘆いている。このような社会経済状勢の激動によって、必ずしも企業勃興期の波に乗り切れない商業資本の弱体を露呈するものであつた。したがつて、自己資本利率は月1分の線には上げえないで、月8朱のままに据え置かれたのである。

4. 明治33年『小林商店規約書』

A. 『規約書』成立の経緯

明治18年2月に、小林吟右衛門商店では『申合』の店則改正を実施したが、このときは呉服方出店の店則であつて、全店の規則制定ではなかつた。そのため、小林商店としての店則を制定する必要に迫られ、その後もたびたび店則についての審議が行なわれたようである。したがつて、現存している史料類のなかには、他商店の店則がいくつか見受けられる。それは同じ近江商人である塚本定右衛門家の店則であり、あるいは薩摩治兵衛家⁽¹⁸⁾のものなどである。

塚本家のものは『商社設立願及定款其申合規則』の標題があるが、作成の年月日のないものである。しかし『有限責任塚本商社定款』第5条に「營業年限ハ明治廿二年ヨリ四十一年マテ廿ケ年ヲ一期」とする旨の規定がみえるので、作成は22年前後のことと推定される。したがつて、小林家では『申合』改正後数年を経ずして、塚本家の商社設立に関する諸規定類を入手し、その後の店則制定の参考資料としたものと思われる。このことは前出した33年における小林吟右衛門商店の『規約書』の前書をみれば明らかである。つぎに掲げる塚本商社の設立願書の前書には『規約書』前書とはほぼ同様の形式と文言がよみとれるのである。

(18) 薩摩治兵衛（1830～1909.2）は近江国犬上郡四十九院村字南の出身。

私共祖先塚本定右衛門（始ノ久藏ト云フ）文化年度甲斐国ニ行商ヲ創始シ、示来武相奥州等ノ各地ニ行商相営、猶天保年度京都大黒町ニ商店ヲ設ケ、塚本久三郎ノ名義ヲ以テ營業シ、現今下京區第四組井筒屋町ニ移転シテ塚本太七ノ名義ヲ以テ營業ス、而シテ二代定右衛門ニ至リ親族塚本糸右衛門外三名等合資ニテ營業スルモ専ラ定右衛門名義ヲ以テセリ、然ルニ明治五年東京日本橋區伊勢町ニ商店ヲ設ケ、塚本定次郎名義ヲ専ラトシ從來ノ營業ヲ繼續セシガ、今ヤ民度ノ進ムニ從ヒ契約上ノ事ヲ鞏固ナラシメ永ク隆盛ヲ期シ、將來合資額ニ関スル紛争ヲ若起セシメザランガ為、今般協議ノ上別紙定款ヲ制定シ營業仕度何卒御認可相成度奉願上候也

これは東京府知事宛に提出された願書であり、終りの文言にその意味のことが記されているほかは、日時、地名、人名などを小林家の関係文言に変えればほとんど『規約書』のとおりとなる。したがって、『規約書』は塚本商社設立願書の趣旨をそのまま踏襲したと見てよい。また、『塚本商社定款』は第1章総則、第2章資本金、第3章役員、第4章帳簿、第5章損益、第6章雑則に分かれ、全部で28ヵ条からなっており、さらに『申合規則』が附されている。『規約書』は21ヵ条からなり、章別になっていないが、その各条項にもられた趣旨はほぼ同様とみてよい。とくに、『塚本商社定款』の第3章役員第15条の「支配人」の項に朱の丸印が入れられ、さらに『申合規則』の「積金・報酬・株式配当・別途積立」の項目にも同様の印がつけられている。これらの条項に特別の関心を示したことが推察できる。『定款』第4章帳簿第21条では、「諸帳簿ハ当分旧式ヲ用ヒ追々簿記法ニ改正スベシ」とあるが、呉服方出店においては、当時すでに貸借対照表・損益計算書に極似の店卸勘定目録を作成することができる段階に進んでいたから、とくに帳簿についての規定はない。

塚本商社はいちおう株式組織であり、そのため株主および株主総会の規定が設けられているが、小林吟右衛門商店の場合は、試験的にと断りがついているものの合名会社設立を企図した点、規定上に根本的な差異が認められるのであり、そのため相互の規定には、条文のうえに経営組織に即した特徴がみられる。

つぎに、薩摩治兵衛商店の店則をあげると、明治23年2月制定の『本家再式規則書』（12カ条）、29年2月『本家再三規則書』（16カ条）および『再五改正規則書』（28カ条）がある。これらは本店・糸支店・濱支店の三店合同のものであるが、36年2月に大阪店開設に際して制定した『本家再四規則書』もある。これら残存している4店則における重要な条文は、第1条より第7条に及ぶ資本金および自己資本利率の規定と積立金に関する規定とである。『再式規則書』では資本金10万円に対し本店年5分、糸支店年4分、濱支店年1分の割で利子を本家へ上納するものである。また、三店とも「毎年総勘定^ハ締^{之上}」〔純益金之内式割五分非常積立金及其余純益金共、毎年一月三十一日本家へ収納〕する規定である。そして万一にも損失があるときは「積立金^ハ不^申及^総而^難執行且損失金^ハ、本家ヨリ補助金」を出すというものである。この規定が『再三』および『再五規則書』では、本店・糸支店商業資本金が20万円と定められ、自己資本利率は本店年6分、糸支店年4分となり、濱支店は上納を廃し、家賃として300円を本家へ収める規定となる。そして、三店とも「純益金之内三割非常積立金」とし、その余の純益金と共に本家へ収納する。本家からは毎年2月1日に第2条の商業資本金20万円を改めて貸与するという規定である。そのうえ、『再五規則書』第3条では、「本店糸支店資本金改正期限毎ニ増資致来リ、自後何程手廣商業相営候トモ資本多額却^而不利益等元祖薩摩治兵衛鑑定致シ、依之第壹條資本金額ヨリ増資一切相成候事」と厳重な規定を設ける。これは29年3月に公布された営業税法（施行30年1月1日）を先取りして、あるいはこのような規定に改めたのであろう。『再三』の規定にはなく、同年同月付の『再五規則書』において、この資本金制限の規定が挿入されているのである。当時、薩摩家では元方に製造会社を所有しており、諸国買継間屋染方営業だけではなかったから、物品販売業としても、製造業としても営業税の対象となることを考慮したものと思われる。しかし、35年11月に至って、「内外生金巾・内外綿糸」を営業内容とした大阪店を開設したから、翌36年2月には『本家再

四規則書』を制定して、商業資本金をいちやく50万円に増資し、内35万円を本店・堀留支店に宛て、15万円を大阪支店に充当することとなった。そして、本店からは毎年6月と12月の2期に32,500円ずつ計75,000円を、堀留支店からは同じく計10,000円を、大阪支店からも同じく15,000円を上納する。しかし大阪支店は、満3カ年間に限り「新店之事故本家上納半額ニ用捨」する規定である。この『再五規則書』で『再三』のものとの著しい差異は、純益金処分方法がより詳細に決められたことである。すなわち、本店・糸支店・濱支店とも純益金の10分の3割を積立金にし、なお、「三店¹⁴⁾ニ繼純益金ヨリ三店重役以下年給及仕着料金トモ引去跡々純益金之内、十分之貳割 三店重役以下丁稚下男ニ至ル迄賞与金」と定められた。そして、この賞与金は1等から7等までのそれぞれの年給に順じて支給される。しかし、「年給及賞与金トモ家主家族親戚頼井傳吉協議之上執行」するものとされた。さらに、三店とも「商業上投機ニ関スル売買ハ堅厳禁ハ勿論、其他百般ノ事務都テ家主談合ノ上取扱可申候事⁽¹⁴⁾」(第8条)が加えられ、「自己了簡ヲ以テ新規取引ハ堅厳禁、都テ元方ハ親子ノ如ク情実専務実懇ニ取引可被成候⁽¹⁶⁾」(第9条)という思惑売買・新規取引の厳禁の

(14) 「託入申一札之事」一従先年商法手堅仕成ニ有之候処、當甲子年春¹⁴⁾掛り之者存心ヲ以木綿るい上方へ注文致シ多分買入候儀、當四月御主人様御出府不融通ニ付帳面一見被成下候処、元來木綿物不望御商法乍相弁、御商法崩し不心得上方へ致注文大金荷物買入儀、重立候者不弁以之外不行届、右木綿ニ大金入込候故、去ル亥年と違不融通相成候付、御主人様殊之外御心配被成居候、然ル処治兵衛儀諸色高値ニ付、身上向物入多く申立自身為商賣見込物買入度、徳兵衛様ヲ以頼入此度之不執斗不顧、尚又當人¹⁶⁾頼込候段不心得之儀、以之外御立服被遊奉恐入候、於只今木綿るい申訳無之次第幾重ニも御詫奉申上候、然ル上は追々賣捌キ貸方掛方ニ至迄精々取集メ急度捌方可仕候、向後木綿荷并船積荷物積方仕間敷候、當時持合之荷物掛り之者引請無油断賣捌キ急度埒明ケ御安心可相成候様執斗可仕候、不殘不都合無之様埒明ケ後役立讓渡候ニ付、此度之心得違取扱人立入暫御猶豫頼入候処御聞入被成下候御仁恵難有仕合ニ奉存候、仍之取扱人より先知之通商法手堅相守可申候、万¹⁶⁾一御差図相當キ候ハ、私方へ引請急度埒明ケ、御主人様へ聊御迷惑相掛ケ申間敷候、為後日御託証仍¹⁶⁾而如件

元治元甲子年四月

御主人様

掛り	次兵衛
店預り人	徳兵衛
	金七
取扱人	甚兵衛

規定を改めて条文に加えているのである。このことは、薩摩治兵衛が元治元年における薩摩緋の思惑買事件によって、主家丁字屋に詫入れの一札を提出させられた自からの苦い経験を考慮したとも察せられ、厳しい規制となっている。このように、薩摩商店の店則のなかでも資本金および自己資本利子の問題、積立金についての諸問題、さらに利益処分法に関する問題、——いわゆる「三ッ割」制度を推察させる規定——、投機に関する売買と新規取引の禁止問題などは、いずれも小林吟右衛門商店の店則・定款にもその文理が盛り込まれるのである。しかし、後述するように、江戸時代における同店の店則には投機に類する売買・新規取引の禁止事項は、すでに幾度か明文化されているし、元治元年の事件よりも前に条文となっているのである。したがって、この条項は薩摩商店の店則からとくに影響を受けたものとは考えられない。

さて、薩摩商店では以上の数種の店則を制定する際には、すべてにわたり主家である小林吟右衛門・吟治郎の両名に認証を受け、なお親戚杉村甚兵衛・小林猶右衛門にも同様のことがあった。明治33年2月、長男治郎八ほか親族4名と親類熊井傳吉に、家督および資産分与150万余円を行なったときにも、主家吟右衛門・吟治郎などの検印を申請している。このように、小林家と薩摩家とは主家と別家の秩序を維持し、相互に経営管理の方針を確認しあい、指導しあうという立場をとっていたのである。

B. 『規約書』の内容

明治33年2月、小林家では本家および第1分家で資本金50万円の合名会社を38年2月まで「満五ヶ年間相試」みることになった。そして第2分家・第3分家・第4分家も満30歳になれば、「本家持資本金ヲ分與シ合資格ニ組込」むものとする。しかし、第2分家以下はまだ30歳未満で、第4分家はやっと7歳に

(15) 一京為登悉皆染地仕成崩シ掛り之者外方へ差出シ不心得、向後外方へ決而為差登
仕間敷候、右之外諸事御趣意急度為相守可申候、為念仍而如件
元治元甲子年四月 店支配人 徳兵衛

なったばかりであった。ここに試験的にとは正式に会社登記を執行していないことを指し、内部的には合資組織であるが、外部的にはやはり個人商店であるという状態を示している。

さて、32年2月13日、所得税法が改正されて、法人に対する所得税率が千分の25に一定され、個人所得の累進課税に対して、高額所得のある場合はとくに有利となったから、このような状況も合名会社設立への気運を醸したものと考えられるが、直ちに会社設立に向わないで、5年間の試用期間を置いたことは

第6表 多額納税者名簿 (滋賀県)

氏名	職業	生年月	明治23年4月			明治30年4月			明治36年6月		
			総納税額	地租	所得税	総納税額	地租	所得税	総納税額	地租	所得税
外村字兵衛	商業	天保14・9	1,274.426	1,174.346	100.080	1,379.889	1,251.289	127.600	1,785.834	1,127.786	658.048
下郷傳平	商工業	天保13・12	1,129.019	950.719	178.300	1,327.179	1,291.593	35.586			
猪田五兵衛	商業	嘉永2・6	912.837	902.922	9.915						
藤井善助	農業	天保5・2	762.032	748.877	13.155	857.313	841.279	16.034	1,092.691	1,019.160	73.531
小林時右衛門	商業	弘化2・6	753.731	488.256	265.475	981.728	524.828	457.100	979.099	562.707	416.392
吉田與三平	商業	文政11・1	735.693	699.453	36.240	1,035.396	978.565	56.831			
河路鑑平	商工業	嘉永6・7	664.620	647.607	17.013	644.306	625.676	18.630	793.561	743.388	23.786 26.387
井狩彌左衛門	農業	弘化1・10	607.219	592.144	15.075	1,031.118	998.808	32.310			
杉本理三郎	農業	安政5・3	570.149	563.389	6.760	503.044	483.094	19.950	617.734	589.816	27.918
馬場庄藏	農業	弘化2・6	517.785	509.145	8.640						
南宮左衛門	商業	天保4・10	480.208	464.938	15.270						
山中利右衛門	商業	安政3・4	473.310	440.850	32.460						
田中兵治郎	農業	嘉永5・12	468.906	463.706	5.200	503.425	485.680	17.745			
藁田勘兵衛 (結)	商業	天保6・3	466.332	440.252	26.080	470.421	451.779	18.542	698.138	650.866	47.272
鈴木忠右衛門	商業	嘉永6・1	457.017	164.077	292.940	652.743	207.643	445.100	1,208.394	370.731	838.083
平井綱男	農業	安政1・5				885.941	846.631	39.310			
前川善三郎	商業	嘉永1・4				642.921	570.472	72.449	1,435.702	665.344	669.802 100.556
山本喜六郎	商業	安政4・11				601.190	565.175	36.015	705.073	610.123	94.950
里内藤五郎	商業	弘化2・1				535.595	510.500	25.095	776.545	605.052	85.053 86.440
吉田半治郎	商業	明治4・2							1,419.461	1,130.085	239.776 49.600
阿部市郎兵衛	商業	嘉永1・1							1,087.500	220.899	682.599 184.002
伊藤忠兵衛	商業	天保13・7							929.053	125.050	804.003
大道誠治	農業	安政5・1							908.513	860.581	47.932
福井彌平	商業	嘉永3・1							700.722	573.200	64.772 62.750

注「貴族院多額納税者議員互選名簿」(「貴族院議員會報集」所収)により作成。「総納税額」および「所得税」欄の()内は100円以上納税者の順位、明治36年「所得税」欄の下段の数字は営業税を示す。

まだ後継者である長男森之助が若年であったことを考慮したものであろう。⁽¹⁷⁾

当時、4代目小林吟右衛門（1845～1905）は弟吟治郎（1850～1917）と共に、第2表のように各種の企業に参加しており、第6表のとおり23年4月1日調査による『滋賀県貴族院多額納税者名簿』では、吟右衛門は外村宇兵衛・下郷傳平・猪田五兵衛・藤井善助に次ぐ5位の所得者である。納税額は753円73銭1厘、地租488円25銭6厘、所得税265円47銭5厘である。地租の対象となる所有地は小田苅村田地17町6反3畝8歩、宅地・山林・畑地合計5町1反5畝21歩、土蔵6ヵ所となっている。そのうち所得税額は、他の4名を引離して高額で、次位の事業家下郷傳平の178円30銭に比べても、その差は明らかである。また

第7表 小林商店純利益金の推移

年 度	呉 服 方	金 方	京 店	総 計
	円	円	円	円
明治30年	41,922.275	13,659.145	△ 184.689	55,396.731
31	13,487.560	2,975.313	701.334	17,164.207
32	21,786.360	10,462.098	683.507	32,931.965
33	16,530.952	11,090.241	△ 620.249	27,000.944
34	11,048.042	14,889.565	△ 144.721	25,792.886
35	17,743.122	19,669.578	△ 894.639	36,518.061
36	6,089.922	△ 27,055.359	△ 1,964.224	△ 22,929.661
37	6,632.385	19,912.461	△ 938.970	25,605.876
38	19,332.282	77,685.901	—	97,018.183
39	18,221.925	89,223.688	△ 931.027	106,514.586
40	27,162.519	124,966.045	△ 915.209	151,213.355

注) 『呉服方出店勘定書』・『金方勘定書』および『京店勘定書』により作成。
△印は欠損を示す。

(16) 所得税第3種（個人所得）の場合、10万円以上1,000分の55、5万円以上1,000分の50、3万円以上1,000分の45、2万円以上1,000分の40、1万5,000円以上1,000分の35、1万円以上1,000分の30、5千円以上1,000分の25。法人所得の場合は定率で、個人所得の5,000円以上の分と同等である。

(17) 小林森之助（1873—1970）は明治6年2月の生れ、同38年9月、改名して5代目吟右衛門となった。

30年4月の調査によれば、納税総額では5位であるが、所得税額では第1位となっている。さらに36年6月の調査では、納税総額では7位であり、所得税額では6位である。当時、錚々たる近江商人鈴木忠右衛門・伊藤忠兵衛・阿部市郎兵衛・前川善三郎・外村宇兵衛に次ぐ地位にあって、その豪富がうかがわれる。これは納税額の面から、小林吟右衛門商店の繁栄振りを推察したのであるが、実際に全事業経営の面から小林商店の3機構、呉服方・金方および京店の純利益金の明細とその推移をみたものが第7表である。

さて、『規約書』は21ヵ条よりなり、第1条には「當家資産ヲ本家、東京出店ト分割シテ、東京店資産ヲ金五拾萬円」とすること、「合名組織」に改めることの2点を明確にし、本家の資産は別個に温存することになった。したがって、本家とは別個に東京店を本拠におく呉服太物販売業を目的（第2条）とした小林吟右衛門商店（第3条）という経営管理組織を設立したのである。第1条では「合名組織」を謳っているが、前書にも「合資営業」とあり、第7、8、9、10、17、18、19条にも合資の文言を使用し、第20条には、「表面合資会社創立ノ際ハ別ニ定款制定スルモノトス」とあり、合名と合資の概念が混用されているが、有限責任社員の明記がみられないから、やはり無限責任社員のみで成立した合名会社を志向したものであろうが、この期間は会社運営の試行期となっているから、あくまでも合名会社組織に做ったものと考えられる。すなわち、本家吟右衛門は現金および現物出資（第1～4表参照）、第1分家吟治郎も同様の出資を行なってパートナーとなった。第2分家から第4分家までは、前述したように、満30歳より本家持資本金を分与することによって「合資格」に組込み（第7条）、合名会社の構成員は以上の5名限りとする（第9条）。持分はそれぞれの出資額による比率となる。

さて、小林吟右衛門商店および後の小林合名会社の経営機構は、社員・準社員・店員・準店員・雇人からなっている。社員のうち代表社員となるものを業務担当人と称している。業務担当人は社員の互選をもって選出され、任期は3

年であり、満期再選されることもある規定である。

業務担当人は、『示合』に示された「主人」に当る。『規約書』第16条には「自己独断ノ取計為ス事ヲ得ス」と規定して、「主人」の経営行為に「独断」専行のあることを規制する。このように、「主人」の経営行為についての制限は厳しく、宮本又次博士は江戸時代における家法書の条目（『示合』）を示して、つぎのように説明されている。⁽¹⁸⁾

主人にもあてがひ入用が附いてをり、聊たりとも立替金になれば、それは主人の借金となったわけで、主人と雖もあてがひ金の範囲内で事を行はねばならず、「御先祖よりの御掟を破り不埒不法之沙汰於有之者主人たり共其所持之品并手廻りに至迄取上げ之上諸親類後見之者立會之上隠居可申付事」となっていた。又「諸證文金談に至迄主人實印一判にて借貸無之候事」となっていたをり、主人一存にては印を捺すことを得ず、「假令主人之斗ひを以外方にて主人一判にて借金有之候共店には取上げ間敷事」となっており、厳重なる主人権限への制限を附し「万一右等之儀於有之年々^{アネガイ}指免一深慎可被申付事」と定めてある。主人の独断行為に制限を置き公正と正鵠とを期待したものである。

以上のように、極力「主人」の独断行為に制限を加え、店の経営維持のために努めている。

また、投機に類似する商業の禁止および執務上の過失怠慢による損害などについても、厳しい処分を実施し、社員の多数決をもってその持分を没収する規定となっている。これの条文は、『規約書』第13条、『規約』第6条、『定款』第14条・第15条に制限され、初期の店則である『掟』第10条目の「見越賣買致間敷候」とか「貸買不相成候」に相当する。したがって、『規約書』・『規約』・『定款』に謳われた禁制の条文は、江戸時代における初期の店則にもすでに規定されていた。前述した薩摩治兵衛の元治元年における「詫入申一札之事」にみられる思惑売買は、店則上も厳禁されていたのである。

さて、経営の本質は企業の永遠性・繁栄性を希求し、実践するところに求め

(18) 宮本又次「近世に於ける店制の一例」（『経済史研究』第22巻5号）、同『近世商人意識の研究』（昭和16年）233～240ページ、参照。

られる。それは長年月連続してきた経営の経験集積から自生するものでなければならぬ。「主人」に対する種々の規制条項も、経営の本質に基づくところから生ずる。そこには時間的・経営組織的な差異は認められない。近世におけるものも、近代におけるものも、時間・経営組織を超越して「ある」ものである。経営の本質は、経営の維持発展に基づく一貫した持続性に「ある」ものでなければならぬ。そこに「主人」に対する規定が、経営の本質をより明確にするものとして制定され、持続的に一貫したものとして呈示される。経営の本質は、そこでは時間的・経営組織的な差異に何らの関係もなしに存在し存続する。したがって、「主人」であり、または「業務担当者」であっても、経営の本質に反逆する行為をなすものがあれば、何らの容赦もなく、その地位から切捨てることができるのである。そこにこれらの非情なまでの規定が制定されたのであり、「社員の多数決」による裁定が厳粛に下されるという多数決の専制が生まれる。しかし、『示合』では但書として、「主人ヲ押込隠居申附候儀は中々容易不成儀訓共、深加ニ考弁一、其上不埒之沙汰も有之上は、御先祖ニは難替儀ニ付、押込之上其子孫を以当主ニ可被相直事」と定める。ここにも「御先祖」という経営の本質が明示され、「深加弁」その上の多数決で、なお不埒な「主人」は処断される。多数決の型をとる限り、今日の株式会社の株主総会における経営者層の立場に極似するものがみられるわけである。経営の本質のゆえに、「主人」の人間性は喪失し、経営組織の一機構となってしまふ。そこに「主人」の人間喪失の悲劇があり、したがって、現代の企業のもつ悲劇性が、近代のまた近世の「大店」にまで遡って、経営の本質のもつ根源的なものが問われ、認識されるのである。

5. 明治38年『小林合名会社社則』

小林合名会社は、『小林家共存同伸規約』によって成立した。『規約』は8ヵ条よりなり、「小林一家ノ合名会社」たる所以と、その資本維持のための条目

とを、厳重に制定したものである。そのためには『定款』17ヵ条を定め、『社則』65ヵ条を規定している。

『定款』は第1章総則、第2章社員間ノ規定、第3章会計及利益配当の3章から構成され、『規約』に従ってより具体的に記述される。

『社則』は第1章総則(7ヵ条)、第2章決算及分配(4ヵ条)、第3章会議(2ヵ条)、第4章雇人(22ヵ条)、第5章給與法(7ヵ条)、第6章事務分掌(8ヵ条)、第7章規定(15ヵ条)よりなる。

さて、『定款』第3章の「利益配当」については、『社則』第2章の条目に基づくことされている。ここには利益配分についての具体案が示されている。

利益配分規定については、いわゆる「三ッ割」制度が採られていたかどうかについては、必ずしもこれを明らかにする史料は見当たらないが、江戸時代においては店支配人から本家に対して、一定の上納金制度が実施されていた。『示合』のなかには、中段につきのような規定が示されている。

一嘉永元戊申何月店支配人徳兵衛并合役増兵衛ヲ以後見支配相為任先規より定之通本店上納金無相違可被致事 尤支配人より身上ヲ慎下々手代子供ニ至迄盛長出世ヲ可致様相勸入情可被致事

上の規定のなかには、上納金の規定がみられるが、それが自己資本利子であるのか、純利益金であるのか、また、上納金の種目と比率が何ら示されていない。そのうえ、「先規」の規定が判明しないのは遺憾であるが、『社則』第8条のように、ほぼ「社員配当金」に当る50%が上納金として、本家へ納められたものと推測される。『規約書』第10条にも、「万一不足金生スル場合ニハ協議ノ上配当金ヲ増事有ルヘシ、然リト雖モ当店利益金ノ半額ヲ超過スルヲ得ス」とあって、50%までは配当に廻すことができる規定である。しかし、これは最大限の配当規定であり、恐らく配当率は50%になることはなかったと考えられ、いわゆる「三ッ割」方式が予想されるところである。それが『社則』に至って、つぎのように明文化される。

第拾條 當会社ハ壹ケ年總收入金ヨリ一切ノ費用ヲ支拂ヒ殘金ヲ利益トシ左ニ準シ分配ス

百分ノ拾五	損失補填積立金	京店の店則 100分の20 100分の20 100分の60	積立金 賞与金 本家上納
百分ノ拾五	事業擴張積立金		
百分ノ拾	配当準備金		
百分ノ拾	建物価格消却金		
百分ノ五拾	社員配当金		

ここには店員に対する配当あるいは賞与の規定はないが、『社則』第5章給與法に、「店員賞與ハ勤續年數ニ拘ス勤勉ニ基キ分與ス」(第38条)とあり、『社則追加』第67条に「店員ニシテ參拾歳ニ達シタル時ハ別家スルモノトス、其場合ニハ手当トシテ金貳百円以上金五百円迄ノ範圍ニ於テ贈與ス」とあって別家制度が採られており、これらの費用は利益配分前に処理されたものと考ええる。上記のように利益配分に当っては30%分が積立金とされ、20%分が準備金、消却金とされてともに内部留保に充当し、残り50%分が社員配当となる。いわゆる「均等割型」の「三ッ割」制度が採用されていないが、蓄積部分が50%と多く見積られていて、資本の維持、発展に効果的な作用をしたものと考えられ、この点「不均等割型」の「三ッ割」方式とみられないことはない。また、京店の店則の場合は(制定年月が不詳、支配人沢田政七に暖簾分けをした31年以降のものか)、『社則』よりもより「不均等割型」の「三ッ割」方式に近い。

さて、『社則』の各条項については、末尾に参考資料として掲げたので、ここでは江戸時代の店則との対比によって、若干の条目を検討しよう。

第3章會議(第3条)および第4章雇人(第15・16条)の支配人の条項は、江戸時代の店則などの支配人の役柄を全般にわたって要約したものである。したがって、店法則の(1)から(6)に及んでいる。同じく雇人の簡条第18条は『條目』のつぎの規定に相当する。

一初登り致候迄は煙草酒は急度相慎可申事若又家法ヲ破リ候者は宿元ノ相糺可申事

また、服制についての第20条・第37条・第39条・第41条などの規定は、『掟書』の趣旨に従ったもの。なお『條目』の「奉公向之事」にも初登りより10年目までの服制、それより売場へ出る迄のものについても厳しく規制している。

第6章事務分掌・第7章規定の条項は、店員の服務規定に当り『條目』にはつぎのような役向毎の定書がある。

一店支配役之儀は金銀諸帳面并ニ印鑑等相預候大切之役向ニ有之候、誠ニ江戸諸国問屋江仕入向欠引等無如在買入可申事、送り問屋有之候而之間屋庵合持之事故実意を以永續取引可致事、尚又品切物無之様ニ平日心懸ケ可致候事乍併代呂物余リ相嵩ぬ様平日心懸ケ可申事

一差次役之義は見世商内向重役ニ有之候、誠ニ糸麻類等之仕入ヲ致染物方仕立物方相懸リ故万事無油断可致、事、右之商賣向之義目下之者行届き兼、処有之、ハ、差図可致、事、染物之義形物模様物は賣場三人相談之上可致、事、品切物無之様ニ心懸可致事

一三番役之義は帳面写シ役外ニ真綿買入指入之役ニ有之候、帳面之義は日毎之事故毎夜無懈怠相勤可申事、真綿之義は直段格好之時節有之候は重役と相談之上買入可申事

一四番役之義は御出入屋廻廻り木場砂村懸集方ニ有之候ニ付金銀受取候節相改請取可申事

右之役縦令如何程飲酒を好候共懸ニ出候節は決而呑間敷候事、尚又深ク御馴染相成候而何れの誘候共付合ケ間敷事決而致間敷事

一五番役之義近所懸集方前文相改リ候飲酒付合等決而致間敷、事

外ニ操綿之役芳礼類品切無之様心掛可申事、操綿之義も折々相場を承り候事、相場下落之節重役と相談可致、事（六番役・七番役の役柄は省略する。）

とくにこれらの条項は、『店則』第45条に関係するところが多い。さらに、第46条とは、つぎの『條目』の箇条が照応するであろう。

一賣場之者御客人様ニ縦令如何程心易ク相成馴染候共懸賣之義者一切相断可申事、若又無據御方ニ、ハ、家内之者相談之上ニ而取斗可致、事

一万引用心可致候事、御客人様込合ひ節万引と見侍候者外之御客人様手透候者を相頼店之府帳ニ而皆江相為知可申、事

一時節末々ニ至程人氣悪敷、御客人様懸と万引之風躰ニ相見せ真似を致シ不調法を見出しゆすり候者有之、故、大勢之者能々身正見定候上ニ而万引相改可申事

また、『掟』にもつぎのものがある。

一藝人藝者躰之者其外風躰不宜者、縦令店之者智音親類たり共為立入申間敷候事

以上は家の不正な行為に関する事項を取扱い、主として外部要因に対する応接の仕方を規制しているが、また、内部要因に対処するものとして、第8章規定には種々の条項が設けられている。第51条・第53条に見合う『條目』の簡条はつぎのようである。

一遊藝之事決而致間敷候事、若遊藝好候者は相互ニ異見申候様ニ、夫ニ而聞入無之候者は宿元へ引渡シ申候事

また、『示合』にはつぎのような規定がある。

一手代之者心得違いたし掠ニ人目一店之代呂物ヲ盗出候者風聞も有之ハハ、不取敢早速支配人へ訴可被申事、万一取敢其儘ニ隠置露頭及候者ハ其同類同罪可致事、仮令又其同類たり共善心ニ翻リ懺悔申出候族は其罪ヲ免シ是迄通り召仕却而賞美可致事

一支配人は申不及番頭買役并手代之者追々出情致候程上下無龜略慙懣ニ取扱可致間、風と心得違いたし猥ニ役柄免じ店之規定ヲ破リ氣儘之沙汰有之節は、急渡上下ニ不拘其科可相糺事

つぎに接客態度について規定したのものとして、第5条に対応する『條目』の簡条はつぎのようである。

一見世御客様人品老少ニかわらず丁寧懃懃候取扱、縦者自分之御客人様ニ無之候共相互ニ惣躰可及挨拶勿論三錢五厘少シ之商内たりとも同様之挨拶可致候事

一見世ニ而御客様方又は世上之噂囁シ密々囁シ致間敷事

なお、『示合』にも顧客に対する接待法を、『條目』と同様に詳細に述べている。そのうちの一規定を示す。

一於賣場御客様へ罷出諸商用致候節ハ、御互ニ其場ニ居合候者場増やいたし、御客様へ対し実意ヲ以柔和ニ取扱可成候事

つぎに、外出の規定についての第57条に対応する『條目』の箇条はつぎのようである。

一食時二便之節賣場明不申、但シ所用有之者相済次第早速賣場江出可申候、譬江見世隙ニ有之候共裏勝手口へ引籠居申間敷候事

一店用向ニ而使等ニ出候節、私用脇寄等之儀有之者は又先達而相断用事ニ間を欠不申様可致候、勿論流場之節跡寄致間敷ノ事

このように、第5条・第53条に相当する条項として、『加文』にはその末尾に、つぎのような「家法」の順法の文言を書き添えている。

右廿七ノ條相定之家法ニ譏候者には相互ニ理解可申聞候、夫共我意を申立不得心ニハハ無是非暇差遣シ申候、縦令目上之者たりとも條目を破リハハ相談之上申出相省キ可申候事

以上、『社則』の各条項が、江戸時代における店則にどのように対応しているかを検討してみた。そのことはまた『社則』が、江戸時代における店則を継承するものであることを明示するものである。

6. む す び

以上のように、近世の本店において作成され、実施されてきた諸店則が、明治33年ないし38年の段階においても、なおその経営者精神—経営の本質に則った一が生かされて連続し、継承される。店則の条文は、近世のものに比べて後代のものはより簡潔にされ、要領よく洗練された文理になった点は認められるが、やはり近代にわたって連続として受け継がれてきた経営者精神の存在は明白である。その経営管理方式においても、諸規定のなかに、ほとんど全面的に包摂されて、近代へと繋っている。したがって、小林合名会社の『規約書』・『定款』・『社則』の類は、あくまでも江戸時代における丁子屋吟右衛門家伝来の店則に則ったものといえる。

近世に興った経営体が、いかに近代に連続し、あるいは非連続の連続を示すかを、小林吟右衛門家の場合について考察してきたが、この場合に限っていえば、経営体は企業経営の面においても、事業経営の面においても、無理なく連続していることが確認できよう。また、具体的には諸店則に現われた経営者精神の継承という点でも、「主人」についての概念にみられるように、明確にその連続性を認識することができた。

このように、明治期における繊維商社の経営管理は、近代的様相を帯びながらも、近世からの呉服・太物問屋の店の経営管理方式をほぼ完全に継承し、連続したものとなった。そして、経営の本質も時間的・経営組織的な差異を超越して、近世から近代へと自己発展を行なっていく。

末尾に小林吟右衛門商店の『申合仮規則下調』・『小林合名会社社則』および『京店店則』（仮題）とを掲げておく。

<追記> 小林吟右衛門家文書の閲覧に際しては、チューギン株式会社社史編纂室塚本春雄氏から種々便宜を与えられた。ここに厚く御礼申上げる。

〔資料1〕申合仮規則下調

第壹條

第一節一資本金 五万円

第二節一右資本金利足トシテ毎月卅日限り金四百円ツ、本家エ上納可致事

第三節 右資本金ハ後代ニ至リ猥ニ増減スルヲ許サス永世此法ヲ守ルベシ

第貳條

第一節一營業ハ祖先ヨリ仕来ヲ相守諸国物産呉服太物類御賣ヲ取扱ベシ

第二節一賣買取引ハ現金ヲ旨トスベシ

第三節一本業之外相庭ものニ属スル物品ハ一切取扱ザルベシ

第四節一他人ヨリ金錢借貸等一切致間敷候事

第五節一仕入金相嵩み手元不足之節は奥帳場より三万円限り借入營業スベシ

但利足ハ相當之割合ヲ以相拂ベシ

第六節一遊金ハ諸銀行當座通預テ振合を以奥帳エ預ケベシ

第七節一諸親類其他内輪之者エ取引は格別嚴重ニ可致事

第八節一店勘定ハ一月三十一日七月三十一日毎年兩度可致事

但シ雇人給金ハ七月勘定豫シメ見積高ニテ相立カヘ置一月勘定之節一ケ年分引去ベシ

第九節一店家修繕賣掛損金雇人給金其他諸費ハ都テ益金之内ニテ引去ルベシ

第十節一前年二月一日より其年一月三十一日迄賣高百分之一準備金トシテ積置ベシ

第十一節一右惣引去り残り金出目金之割雇人へ賞與トシテ一月三十一日勘定之節配当スベシ、然ルト雖モ正金ニテ附与スル事ヲ禁ス無利足ニテ店積置ヲ法トスベシ

第十二節 右都而引去り残り金之内定式之資本金之外余分之金ハ皆本家エ可相納事

第十三節一店家火難其他非常之天災之事アラハ本家ヨリ建築スベシ

第十四節一賣掛代金滞金約定期限壹ケ年延期ニ及候て是ヲ損金ト見成シ利益金之内ニテ引去ベシ

追而返金ニ及候て利益金之内組込ベシ

第十五節一万一非常之災害ニ罹リ分散或ハ鎖店ニ及時ハ積金ヲ以補ト雖モ猶能サル時ハ曾テ附与シタル賞与金ハ没入スベシ

第十六節一毎年一月役割人撰スベシ

第十七節一店規則都而内輪申合ヲ他人エ洩スベカラズ

第十八節一従前ヨリ申合條目堅守ルベシ

第三條 益金勘定之事

（以下節の記入なし…筆者）

一警者

一利益金何何千円 但シ店家修繕賣掛損金雇人給金其他諸費引去り残り高ヲ利益金トス

内何千何百円 前年二月一日より一月三十一日迄商内高百分の^一準備金トシテ引引テ

〆何千何百円 延金

内何百何拾円 雇人賞与金トシテ割引引テ

〆何千何百何拾円 金出目延金本家エ上納

第四條 雇人年給等級之事

一壹等

（略）

一十五等

〆

一等外之者エハ給金附与セス仕着施遣スベシ

一勤方ニ因リ等ヲ下ス事有ベシ猶また重役相勤候者と雖モ退役候事ハ等ヲ下ケ給金モ同様タルベシ

- 一給金前貸ハ嚴禁トス月割ヲ以相渡候儀ハ苦からず
- 一勤中給金ヲ預ケ候者ハ年八分之利足ニテ預リ置ベシ然リト雖モ退身被成候後ハ適宜ニ任セ利下ヲ可致候事
- 一上方宅杯之者帰国候て定の日限帰店可致事猥ニ延引ニ及候て次第ニ因テ月割を以給金引去ルベシ
- 一役柄ト等級ト相當セスト雖モ其才能ニ因テ上役勤サセ候事有ベシ

第五條

- 一賞与金ハ給金ト同一ナラザル事ニ付上下之論なく勤務ニ応シ毎年一月勤定之節附与スベシ
- 一賞与金毎年附与スト雖モ正金ニテ相渡ス事ヲ許サズ勤中店ニ被利足ニテ積置ベシ
- 一賞与金店資本金之半額又ハ同高ニ昇ルトモ猥ニ此法ヲ改正スベカラズ主家之權ヲ失シム事勿レ
- 一主家不都合ヲ不厭自己勝手ニ退身候者ハ賞与金ヲ取消附与セズ
- 一在リ金並ニ品物ヲ竊ニ掠取候者ハ代價ニ直シ償スベシ其他見積リ金トシテ五割之償金致させベシ
- 一償金不足候て引請人より弁償スベシ
- 一在金或ハ物品ヲ竊ニ盗出し候者ヲ知テ内々重役エ知ラス者ハ賞与金ヲ増スベシ 若知テ通知セザル者ハ掠取タル者ト同罪ニ行ベシ
- 一店申合規則他人エ一切洩スベカラズ
- 一都而用向ニテ来ル人ニハ上下ヲ論セス慇懃ニ取扱必ズ輕忽怠慢ナル事ナカルベシ
- 一上役之者より用向被申附候節ハ自分掛リニ無之トモ叮嚀ニ承ベシ 若シ差支アラハ代リ之者相頼ミ弁スベシ 必ナラズ鹿略取致ナカルベシ
- 一此申合規則ヲ狂ス者ハ輕重ニ隨ヒ嚴重ニ罰スベシ 老幼者ト雖モ是ヲ恕セズ
- 一店規則ヲ狂ス者ヲ見遁シ置キカ取調ヘキ事ヲ等閑ニスル者ハ重役ト雖モ賞与金ヲ附与セス事ニ害アラバ猶罰ヲ申附ケベシ
- 一末々ニ至リ此規則設タル事失シ崩乱之振舞有ベカラズ
- 一此申合規則追々増補シ兩三年間ニ制定スベシ
- 一此申合規則差支之事アラハ何時ニテモ取消改正スル事有ベシ

明治十二年卯二月

右之通今般改正相成候規則之通堅ク相守下々ニ至迄違尙為致間敷候依而連印如件

明治十二年卯七月

田中徳兵衛
森野清兵衛
小西幾右衛門
市田太兵衛

塚本孫兵衛
横田卯兵衛
太田久兵衛
横田佐七
沢田政七
長峯和兵衛
小西太三郎
川嶋要太郎
西田傳七

〔資料2〕 小林合名會社社則

第壹章 總則

- 第壹條 當會社定款第拾三條ニ基社則設定スル事左ノ如シ
第貳條 當會社ノ印章ハ左ニ定ム
第參條 當會社ノ備置スル帳簿ハ社員及支配人指定ノ外調製スルヲ禁ス
第四條 當會社ヘ出勤スル者ハ出勤簿ニ捺印スベシ
第五條 社員店員ノ別ナク此社則ヲ遵守ス可シ 若シ犯ス者アルトキハ社員會及店員會ノ決議ヲ以テ處分ス
第六條 此社則ヲ改正加除セントスルトキハ社員合議ノ上決定ス 但支配人ノ意見ヲ聞クコトアル可シ
第七條 本社則ハ明治參拾八年四月壹日ヨリ施行ス

第貳章 決算及分配

- 第八條 當會社決算期ノ商品附立ハ細密ニ取調時價ヲ以テ標準トス 但土地家屋有價證券諸株式等又同シ
第九條 品代貸金ニシテ壹ケ年ヲ經過スルモ入金ノ目的ナキ分ハ決算ニ組入サルモノトス
第十條 當會社ハ壹ケ年總収入金ヨリ一切ノ費用ヲ支拂ヒ殘金ヲ利益トシ左ニ準シ分配ス
- | | |
|--------|---------|
| 一百分ノ拾五 | 損失補填積立金 |
| 一百分ノ拾五 | 事業擴張積立金 |
| 一百分ノ拾 | 配當準備金 |
| 一百分ノ拾 | 建物價格消却金 |
| 一百分ノ五拾 | 社員配當金 |

但商業以外ノ臨時利益金ハ社員ニ於テ處分ス

- 第拾壹條 店員預リ金高壹百円ニ滿チタル分ハ社員會ニ於テ評議ノ上相當ノ利子ヲ附シ

年齢三拾歳迄當會社ニ保管ス

第三章 會 議

第 拾 二 條 社員ハ必要ニ際シ當會社ニ係ル一切ノ事ヲ議決シ決議録ニ記載捺印ス

第 拾 三 條 支配人ハ社員協議ノ上店員ヲ召集シ左記ノ事項ヲ商議ス

- 一商品賣買ニ関スル方針
- 一新規得意ヲ求ムル件
- 一各得意ニ対スル品代貸金額豫定スル件
- 一來客待遇及其費用ノ制限
- 一出番費用定ムル事
- 一出入職人ニ関スル事
- 一年始歳末ノ贈物年始廻礼及一般交際ニ関スル件
- 一賄ニ係ル費用及扱方ノ件
- 一其他必要ノ事項

第四章 雇 人

第 拾 四 條 當會社ニ使傭スル者総テ店員ト称ス

但賄方荷造人ヲ除ク

第 拾 五 條 支配人ノ任期ハ貳年トシ滿期累任スルコトアル可シ

第 拾 六 條 支配人ハ當會社ニ関スル常務全般ノ事ヲ處理シ社員ニ対シ責任ヲ負モノトス
代理者ト雖モ同一ノ權利義務ヲ有ス其大要左ニ

- 一業務一切ヲ司リ從業者ヲ指揮スル事
- 一諸帳簿及金品等検査スル事
- 一未丁者及^{賄方}荷造等任免スル事
- 一社員不在ノ場合臨時ノ事故ヲ處分スル事
- 一從業者ノ勤怠ヲ監査シ社員ニ申告スル事

第 拾 七 條 丁稚ハ十四歳以上身体強壯ニシテ年齢相當ノ學課ヲ修メ拾年以上勤續シ得ラルル者ニシテ確實ナル身元保証人ヲ要ス當會社ニ於テ壹年間試用ノ上雇入ルモノトス

第 拾 八 條 丁稚ハ上役ノ命令ニ隨ヒ誠實ニ勤務スヘシ苟モ怠慢ノ挙動アル可カラズ 丁年ニ至迄喫煙飲酒ヲ禁ス

第 拾 九 條 當會社ノ使傭者ハ別紙雛形ニ倣ヒ證書ヲ差出サシメ解雇ノトキハ引取證ヲ做ス

第 貳 拾 條 店員出勤中ノ服装ハ必ス綿服ヲ着シ質素ヲ旨トシ仮令他出ノ際ト雖モ不相應ノ身成ヲ為スヘカラス

但荷造ハ常ニ印伴天ヲ着シ丁稚ハ筒袖トス

第 廿 壹 條 店員ヲ左ニ區別シ支配人以下ノ席次ハ勤續年數ヲ以テ定ムト雖モ年齢ニ依リ

斟酌ス

正員廿七歳以上 準員拾七歳以上
拾歳ノ者 等外拾七歳以下

- 第廿二條 等外員欲乏ノ時ハ準員ヲ代用ス
- 第廿三條 等外員ニ係ル費用ハ総テ當會社ノ負担トス
- 第廿四條 等外員入勤後四年乃至五年ニ至レハ滞在日数十五日間帰郷ヲ許ス當會社指定ノ往復旅費土産料金參円ヲ與 二十一歳ニ至リ帰休ヲ許スト雖モ費用ハ自辨トシ滞在日数ハ前該ニ同シ
- 第廿五條 當會社正員ハ自費ヲ以テ隔年々度滞在日数三十日以内ノ帰休ヲ許スト雖モ當會社ノ都合ニ依リ操延亦ハ出勤セシムルコトアルヘシ
- 第廿六條 遠隔ノ地ニ一家ヲ構妻子ヲ有スル店員ハ尅ケ年間ニ尅度五十日滞在帰休ヲ許スモ業務都合ニ依リ出勤ヲ命スルコトアルヘシ
- 第廿七條 本家ヲ経テ入勤シタル店員ニシテ父母妻子ノ身上ニ属スル事其他不止得事故ヲ生シ定期外帰郷ヲ乞者ハ予期セシ事件ハ前以テ本家及當會社へ願置ク可シ其ノ運ニ至サル臨時至急ノ場合ハ當會社へ発信ト同時ニ本家ニ願出ヘシ但滞在日数ハ十五日以内トシ本家ヲ経サル入勤者モ此ノ例ニ依ル
- 第廿八條 通勤者ハ就務時間前ニ出勤シ業務終結後隔夜帰宅ヲ許スト雖モ在勤者無人ノ時ハ此限ニアラス
- 第廿九條 店員兵役ニ召集セラレタル時入営中ハ賞與ヲ附セスト雖モ現給ノ半額ヲ給シ除隊後出勤スル者ハ勤績同様ノ位置ニ復セシム
但予備後備役ニ限り本人情態ニ依リ特ニ補助ヲ為スコトアル可シ
- 第三拾條 店員疾病ノ為メ欲勤尅ケ年間ハ賞與ヲ除キ現給ヲ附與シ若シト死亡シタル者ハ給料年額三分ノ尅以内ノ祭資料ヲ送與ス但シ不身持ニテ死スル
モノハ此限リエアラス
- 第三拾一條 店員ニシテ災害ニ罹リタルトキハ其輕重ニ依リ相當ノ補助ヲ為ス其金高ハ最多額ニテ年給額尅ケ年分ヲ超過セス
- 第卅二條 店員ニシテ當社員ノ同意ヲ得テ結婚スル者ハ社員協議ノ上現任位置相當ノ祝ヲ送與ス其返禮ハ書面ノ外受サルモノトス
- 第卅三條 店員ニシテ無事退身者ハ本人請求ニ依リ精勤証ヲ附與ス
- 第卅四條 店員解雇ノ際ハ關係取引先へ無洩通告ス
但必要ト認サルトキハ此限ニアラス
- 第卅五條 店員退身後當會社ト同業ヲ營ムトキハ勢競争ノ域ニ入り惡感情ヲ生スル基トナリ依テ開業セントスル者ハ德義ヲ重シ予メ當會社ノ同意ヲ得互ニ永遠ノ便益ヲ量ルヘシ

第五章 給與法

- 第卅六條 店員給與法左ニ
尅等貳百五十拾円 貳等貳百円 參等百五十拾円 四等百貳拾円

五等九拾円 六等七拾円 七等六拾円 八等五拾円
九等四拾円 十等參拾円
但十等ハ準員給ニシテ三年据置九等ヨリ貳年据置三年目ヨリ昇給ス
支配人ニ限り 卷等級ノ外 卷ケ年金五拾円ヲ附與ス 亦特約アル雇人ハ此限ニ
アラス

- 第卅七條 等外員ハ給料ヲ附セス二期ノ仕着施ヲ給ス
七月 單物外ニ附属品 十二月 綿入外ニ附属品
- 第卅八條 店員賞與ハ勤績年数ニ拘ス勤勉ニ基キ分與ス依テ本人ニ言渡ノ外公表ヲ禁ス
- 第卅九條 準員ニ進タル者其年ニ限給料ノ外左記ノ着類ヲ與フ
七月 單羽織 十二月 双合羽織
- 第四拾條 賄方及荷造人給料并ニ年限ハ契約ニ基ト雖モ月給金八円ヲ超過セス
但勤續老年毎ニ金壹円ヲ増給ス
- 第四十一條 賄方及荷造人ハ給料外平素勉メ方ニ依リ左ノ心附ヲ與フ
七月 單物 十二月 綿入
- 第四十二條 店員其他雇人ハ給料ノ外貸越ヲ禁ス
- 第六章 事務分掌
- 第四十三條 社員及支配人ハ毎年二月事務分掌ヲ定メ指令スルモノトス
- 第四十四條 當會社事務分担ハ販賣方仕入方出納係荷造係地所係ノ五課トシ其他必要ニ應
ジ分掌セシムルモノトス
- 第四十五條 仕入方ハ常ニ商品直段ノ高低時機ヲ鑑ミ支配人ノ同意ヲ得テ進退シ決シテ專
斷ノ買物為スヘカラス
- 第四十六條 販賣方ハ新規得意ヲ求ムルニハ精確取調ノ上支配人ノ同意ヲ得ヘシ決シテ專
斷ノ貸賣ハ勿論 仮令從來ノ得意ト雖モ當會社ニ於テ予定シタル信用程度ノ外
貸賣ヲ禁ス入金期ヲ遲延スルトキ不審ト認ムル舉動或ハ悪評アルトキハ支配
人ト合議ノ上臨機ノ処置ヲ為スヘシ
- 第四十七條 出納係ハ社員又ハ支配人ノ認印アル傳票アラサレハ収入支出トモ一切取扱サ
ルモノトス
但日常ニ係ル分ハ此限ニアラス
- 第四十八條 荷物係ハ入荷物ヲ検査ノ上領收証ヲ發スヘシ若シ損所アルトキハ其手續ヲ為
シ出荷ト雖モ注意怠タルヘカラス
- 第四十九條 地所係ハ當會社所有ノ土地家屋ニ係ルー一切ノ事ヲ扱フモノトス
- 第五拾條 各分担事務故ナク等閑ニ附セス即日終了スヘシ亦附属帳簿書類其他取扱タル
器具ハ散逸セシメサルハ勿論無關係ノ分部ト雖モ注意取締ヘシ
- 第八章 規定
- 第五十一條 店員ハ常務ノ外專斷ノ処置ヲ禁ス犯ス者ハ譴責シ損害ヲ生シタルトキハ弁償

セシメ事情ニ依リ退身セシムルコトアル可シ

- 第五十二條 店員當會社名ヲ濫用シ不正ノ所為ヲシテ當會社ニ損害ヲ與ヘ又ハ與ントシタル者ハ直ニ解雇シ損害ハ是ヲ弁償セシム
- 第五十三條 店員中不正者アルモ情ヲ知テ黙許シ若クハ是ヲ庇護シタル者譴責又ハ解雇ス但上員ニ密告シタルモノハ特ニ賞ヲ與フ
- 第五十四條 店員ニシテ投機ニ類スル一切ノ賣買ヲ禁ス但積金等ニ備ル有價証券諸株式等ハ此限ニアラス
- 第五十五條 店員ハ來客ニ接スルニ言語ヲ注意シ輕卒侮慢ノ舉動アルヘカラス若惡感情ヲ生セシメタルモノハ譴責シ事情ニ依リ解雇スルコトアルヘシ
- 第五十六條 商品以外物品購求ハ必ス支配人ニ請求シ專斷ノ買入ヲ禁ス
- 第五十七條 當會社在勤者ハ無斷外出ヲ禁ス若シ事故アリ他出セントスルモノハ社員及支配人ノ許可ヲ得其行先及帰店ノ時間ヲ告置クヘシ
- 第五十八條 當會社従業員ニシテ退身スル者ハ扱タル事務ノ引繼者ヲ作り他ノ社員又ハ支配人ニ差出シ事務ヲ引渡ス可シ他行スル際又同シ但本人不止得事故アルトキハ代人ヲ以テ為シム
- 第五十九條 當會社ハ業務分掌セシムト雖モ主任不在亦ハ便宜上他員是ヲ扱トスルトキハ主任者ノ承諾ヲ受クルハ勿論其扱タル部分ハ必ス主任ニ告ケ置クヘシ
- 第六拾條 來客待遇及費用ハ店員會決議ニ基クモノトス
- 第六十一條 店員ハ常ニ商況ニ注目シ參考トナルヘキ事ヲ見聞シタルトキハ直ニ社員及支配人ニ申告スヘシ
- 第六十二條 當會社へ出勤スル者ハ實印及認印ヲ當會社へ届置キ取扱タル帳簿書類ノ要所ニハ必ス認印ヲ押シ後証ヲ存ヘシ
- 第六十三條 當會社ヨリ發スル領收証及文通紙仕切書送り状其他一切ノ用紙ハ社員及支配人ニ於テ撰定セシモノヲ用ユ
- 第六十四條 當會社詰合員起伏左ニ定ム
- | | | |
|---------|-------|-------|
| 一 春彼岸ヨリ | 午前五時起 | 午後九時伏 |
| 一 秋彼岸迄 | | |
| 一 春彼岸ヨリ | 午前六時起 | 午後十時伏 |
| 一 秋彼岸迄 | | |
- 第六十五條 當會社休業左ニ定ム
- 一月 一日 二日 三日 十五日 十六日
- 四月 三日
- 七月 十五日 十六日
- 十一月 三日
- 右ノ外決算ニ付休業本家喪中親戚附合市中一般ノ休日
右條々確定セシニ付社員一同署名捺印シ現任支配人加印候也

明治三十八年四月一日

小林吟右衛門 印

小林吟治郎 印

社則追加

- 第六拾六條 社則第貳拾六條中「壹ケ年間ニ一度五十日」トアルヲ「壹ケ年間ニ二度各三十日間」ト改ム
- 第六拾七條 店員ニシテ參拾歳ニ達シタル時ハ別家スルモノトス其場合ニハ手當トシテ金貳百円以上金五百円迄ノ範圍ニ於テ贈與ス
- 第六拾八條 店員ニシテ相當年數勤績者自己ノ都合ニテ退店願出タル場合ニハ其勤務模様ニ依リ社員協議ノ上特ニ心附ヲ給與スル事アルヘシ
- 第六拾九條 店員ニシテ當會社ノ都合上解雇セル場合ニハ其勤績年數及平素ノ勤務振リニ依リ現給壹ケ年乃至參ケ年分ヲ給與スル事アルヘシ
- 第七拾條 店員ニシテ相當年令ニ達シタル場合ニハ會社ノ都合ニ依リ國元勤メ或ハ勝手勤メヲ命スル事アルベシ其ノ場合ニハ各勤務ノ如何ニ依リ改テ相當手當ヲ給與スルモノトス

〔資料3〕記 (京店店則)

- 一西京店獨立商店トシ 以テ主任者ニ定メ呉服太物卸賣業ヲ營ム、依テ物品賣買金錢ノ出納ヲ相任スベシ
- 一其他臨時要用ノ件ハ家主相談ヲ以テ取斗候事
- 一資本金壹万円ト定メ、三ケ年無利子、四ケ年目より年六分乃至年一割ヨリ多カラサル利子ヲ附ス、商況ニ依リ増資ヲ為ス
但シ必要ノ場合ニハ臨時奥帳場ヨリ借入金ヲ成シ相当之利子ヲ附ス、利子下直タルトキニ他借候トテ禁ス
- 一店卸勘定ハ毎年七月卅一日仮勘定、一月卅一日總勘定
- 一店卸ノ際三期ヲ経タル貸金ハ滞リ金ト見成シ勘定ヲ除ク
- 一純益金ハ諸費金ヲ引去リ左ノ割合ヲ以テ配当スベシ
 - 百分ノ式十 積立金
 - 百分ノ式十 賞与金
 - 百分ノ六十 本家上納
- 一家賃トシテ相当ノ金額ヲ定メ毎月本家ヘ相納ムベシ
- 一主人賄料ノ外都而自弁之事
- 一營業年間何ケ年ト定、互ニ經統ヲ望マバ延期經統候ト有ルベシ
- 一此規則差支アルトキハ協議ノ上、何時ニ而も改正増補候事
(朱書) 此法方ニ而ハ先方氣ニ入不申、ハ、ハ、寧ロ幾何程給金申受度と申候方早決リニ存候

西ドイツにおける 外国人労働者雇用政策の特徴

曾 國 雄

目 次

はじめに

第一章 西ドイツにおける外国人労働者の受入

第二章 西ドイツにおける外国人労働者の雇用構造

第三章 外国人労働者の社会経済構成および賃金収入

第四章 西ドイツの外国人労働者の受入の特徴

む す び

は じ め に

日本においては外国人労働者についての研究、報告などは左程多くはない。これは日本の雇用政策が原則上外国人労働者の入国を認めないことおよび地理的には不法入国が困難であるためであろう⁽¹⁾。これに対して、EC（ヨーロッパ共同体）諸国、なかんずく、西ドイツにおいてはこの問題に関する研究、報告が数多く発表されている⁽²⁾。もっとも、ヨーロッパにおいては移民に対する関心

(1) ILO: *Migrant Workers, Report VII* (2), International Labour Conference, 59 Session, Geneva, 1974, p. 4.

(2) 例えば、K. Bingemer, E. Meistermann-Seeger und E. Neubert, *Leben als Gastarbeiter*, 1972; W. Christian und E. Kindesvater, *Lohnarbeiter—am Beispiel der >Gast< arbeiter*, 1973; E. Klee, *Die Nigger Europas*, 1973; *Gastarbeiter—Reportagen*, 1973; T. Ansay und V. Gessner, *Gastarbeiter in Gesellschaft und Recht*, 1974.

は戦後の新しい現象ではない。⁽³⁾しかしながら、外国人労働者の問題が戦後クロス・アップされてきたのは殊に1960年以降である。これは、後述の如く(第一章)、西ドイツにおいてはEC三共同体(特にEEC)の設立によってもたらされた経済成長に伴う国内労働市場の労働力不足の解消策として外国人労働力輸入の時期に関連しているものである。

西ドイツにおける外国人労働者は、厳密に云えばEC加盟国移住労働者(域内労働者、特にイタリア人が多い)と非EC加盟国労働者(域外労働者、特に地中海沿岸諸国を中心として募集された労働者が多い)とに区別されるべきである。EC加盟国移住労働者については、すでにECの労働者の自由移動政策の実施(EC理事会規則1612/68による)によって、国籍による雇用、賃金およびその他の労働条件の差別待遇が撤廃されているはずである。⁽⁴⁾これに対して、非EC加盟国労働者の地位については、西ドイツ政府と労働力送出国との労働力募集に関する二国間協定がそれを規定しており、彼らは通常法のおよび社会的分野においてEC加盟国労働者と同様な権益を享受することはできないのである。⁽⁵⁾

もっとも、EC加盟国移住労働者は、形式的に見れば、受入国の国民たる労働者と差別待遇はないとは云うものの、具体的な雇用の実体に立入ってみれば不利な状態に置かれていることは否めない。例えば、西ドイツにおいて、EC加盟国移住労働者の中に70%を占めているイタリア人労働者(1973年)は、西ドイツへの自由移動に伴う労働許可証申請手続の廃止、滞在許可証期間の延長

(3) 移住労働者に対する関心は、すでに1919年のILO総会(ワシントン)において、「外国人労働者の相互待遇に関する勧告」の中で取り上げられたことがある。

ILO Official Bulletin, Vol. 1, 1923, pp. 420-421.

(4) EC理事会規則1612/68の条文については、P. Gissler, *Das Europäische Sozialrecht*, 1973, S. 82 以下を参照。

(5) 域外労働者の西ドイツにおける地位については、通常労働力送出国と西ドイツとの間にそれに関する協定が締結されている。例えば、西ドイツ・スペイン間の労働者募集協定(1960年3月29日)と社会保障に関する西ドイツ・スペイン間の協定(1961年6月16日)はそれである。

（1年から5年に）、特定の職種あるいは職務の就労制限の撤廃、労働組合における被選挙権および企業内の経営協議会での被選挙権の確立などが保障されているが⁽⁶⁾、実際上、その雇用構造（例えば、不・半熟練労働者として低賃金、悪労働条件の職種に雇用されること）などの面においては、後述の如く（第2章および第3章）、域外労働者との間に差異が見られないのである。

西ドイツにおいては、外国人労働者（Ausländische Arbeiter）のことがよく“Gastarbeiter”と呼ばれている⁽⁷⁾。“Gastarbeiter”は、文字通りに訳せば「客員（臨時）労働者」という意味を有するだろう。また“Gastarbeiter”と呼ばれるこれらの外国人労働者は主として西ドイツ政府の海外労働者募集機関の斡旋を通じて西ドイツの労働市場（主として製造業の諸業種）に雇い入れられている者を指すものである。したがって、Gastarbeiterとはこれらの募集労働者のことを指すものと云える。これらの募集労働者は主として1960年以後地中海沿岸諸国から募集された者であり、現在のところ、西ドイツにおける全外国人労働者の85%を占めている⁽⁸⁾。西ドイツにおいて、これらの外国人労働者は、1960年以降、常に西ドイツの労働市場へ流入し、そして、また送出されている。彼らは通常の海外移住（例えば、西ヨーロッパからアメリカやオーストラリアへの移住—永住移民）の性格とは異なり、西ドイツでの定着率も低いという原因は何であるか、また彼らが、「ヨーロッパのニグロ（Nigger Europas）⁽⁹⁾」とか「ヨーロッパの新下層階級⁽¹⁰⁾」と称されているのは何故か。した

(6) EC理事会命令68/360第3条、第6条；同理事会規則1612/68第1条、第8条。

(7) 西ドイツの官公庁の資料の中には、現在は“Ausländische Arbeitnehmer”という言葉が使用されているが（例えば、“Statistisches Jahrbuch für die Bundesrepublik Deutschland”）、以前の資料の中では“Gastarbeitnehmer”という言葉も用いられたことがある（例えば、“Bundesarbeitsblatt,” 11 Jg. 1960, S. 386）。“Gastarbeiter”とは主として募集された外国人労働者のことをいう。

(8) 1975年6月までの統計による。“Statistisches Jahrbuch für die BRD,” 1976, S. 158.

(9) E. Klee, *Die Nigger Europas*, 1973.

(10) A. Parry & S. Hardy, *EEC Law*, 1973, p. 215.

がって、本稿では、西ドイツにおける外国人労働者（主として募集労働者）の受入、雇用構造および賃金収入の側面から西ドイツの外国人労働者雇用政策の性格を検討してみたいと思う。

第一章 西ドイツにおける外国人労働者の受入

I 戦後西ドイツの労働力需要の拡大

戦後西ドイツは、戦争の廃墟から立ち直り、アメリカの提唱した“マーシャル・プラン”の推進の下で、50年代にはいつから着々と国内の経済建設を行い、その上、52年の ECSC（ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体）の設立、NATO（北大西洋条約機構）への加盟、58年の EEC および EURATOM（ヨーロッパ原子力共同体）の設立により、60年代にはいつから順調にその経済発展を成遂げてきた。言うまでもなく、60年代以降の西ドイツの経済発展は50年代と比較すれば目覚ましいものである。

このような背景の下で、西ドイツは、その経済発展に伴って、労働市場においては大量の労働力の供給を必要とした。そのため、全国総労働者数は、67年および68年の景気停滞期を除けば、年々増加の傾向を示している。しかしなが

第1表 西ドイツの経済活動人口の変化 (単位：千人)

	経済活動人口 ^① 総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
1950	20,376	5,020	8,689	6,667
1955	23,230	4,285	10,824	8,121
1960	26,247	3,581	12,508	10,160
1965	26,887	2,876	13,138	10,873
1970	26,668	2,262	13,024	11,382
1973	26,712	1,932	12,830	11,928

① 軍人を含む。

出所：Der Bundesminister für Arbeit und Sozialordnung, “Arbeits- und Sozialpolitik,” Statistiken 1975, より作成。

ら、第1表の示すように、すべての産業にその労働者数が増加したとは限らない。例えば、第2次および第3次産業の就業人口が増加の傾向を示しているのに対して、第1次産業の就業人口は逆に逐年減少している。言うまでもなく、これは、西ドイツの経済発展において第2次および第3次産業の拡大による新規労働者の吸収と同時に、第1次産業の就業人口から第2次および第3次産業への転出現象（離農層の創出）である。このように、第1次産業から他の産業への転入就業人口は、1950年（第1次産業就業人口5,020千人）から1960年までに1,439千人、1960年から1970年までに1,319千人を数えた。これに対して第2次産業の就業人口は、50年の8,689千人から60年の12,508千人に、さらに70年の13,024千人にまで増加している。また、第3次産業の就業人口は、50年の6,667千人から60年の10,160千人に、さらに70年の11,382千人にまで増加している⁽¹¹⁾。50年代におけるこのような就業人口の増加は西ヨーロッパの孰れの工業国よりも高いし、またその労働生産性もイギリスの3倍、ノルウェーの2倍になっていたと言われる⁽¹²⁾。

西ドイツにおいて、このような50年代の労働力増加の原因としては、まず、1945年以降1959年にかけての東欧諸国、東ドイツから西ドイツへの逃亡者や難民の流入が挙げられる。1945年から1959年までに約1,200万人の避難民が西ドイツへ流入した⁽¹³⁾。また、戦争終結によるドイツ人捕虜の帰還、ポーランドや他の東欧地帯からの引揚者も労働力の供給源となっている。特に、これらの難民の中に、多くの技術者、専門家、貿易商人、学者などが含まれており、50年代

(11) Der Bundesminister für Arbeit und Sozialordnung, “*Arbeits- und Sozialpolitik*,” Statistiken 1975.

(12) A.T. Bouscaren, *European Economic Community Migrations*, 1969, p. 46.

(13) *Ibid.*, p. 40; 1946年には、少なくとも950万以上の難民が東西両ドイツに流入し、その中で約600万人が西ドイツに、殊に農業地帯のBayern, Niedersachsen, Schleswig および Holstein の諸州に受け入れられている。その後、大部分の難民は工業地帯の Rheinland, Baden-Württemberg および Bremen, Hamburg 等の大都市に吸収されていった。1959年末までに、これらの難民は約1,217万7千人を数えた (S. Geiselberger, *Schwarzbuch: Ausländische Arbeiter*, 1972, S. 14)。

の西ドイツの経済復興初期において、これらの専門知識をもつ外国人は大きな力を発揮したと言われる。⁽¹⁴⁾

このように、50年代の西ドイツの経済復興過程において、第2次および第3次産業の拡大に伴う労働力の増大は、離農者および避難民の流入によるところが大きいものである。もちろん、この時期において、外国人労働者は西ドイツで雇用されている。しかし、その数はまだ少なく（全国労働者総数の0.8%、1959年）、59年までは、55年の独伊労働者募集協定によるイタリア人労働者の移入を除けば、それ以外の地中海沿岸諸国の労働者はあまり西ドイツで雇用されていなかった。

しかしながら、60年代にはいって、西ドイツの労働市場には労働力が依然として増加しているが、これは、後述の如く、50年代とは全く異なった新しい労働力の流入、すなわち、地中海沿岸諸国を中心として展開されてきた労働力の受入によるものである。

西ドイツにおける労働力需要は、産業の近代化と技術の進歩による労働の節約が行われているとはいっても、一方、経済活動の拡大によってその需要は増加の傾向を示している。そのため、第2表の示す通り、西ドイツにおいては失業者がEECの発足以来漸次下降を辿っており、その失業率が50年の11%から60年の1.3%、61年の0.8%に変わり、そして71年までに67年および68年のそれを除いてずっと1%以下を維持しており、完全雇用が達成されている。⁽¹⁶⁾しかしながら、完全雇用が達成されているとは言え、労働力不足の問題は依然として西ドイツの悩みの種となっている。例えば、西ドイツの失業者は60年に 271

(14) Bouscaren, *op. cit.*, p. 46.

(15) 独伊労働者募集協定は、西ドイツと第三国との間の最初の外国人労働者移入協定である (H.N. Notter und P. Brunini, Die rechtliche Stellung der ausländischen Arbeitnehmer in Deutschland und in Frankreich, "Recht der Arbeit," 1974 Heft 6, S. 347)。

(16) Der Bundesminister für Arbeit und Sozialordnung, "Arbeits- und Sozialstatistik," Hauptergebnisse 1975, S. 11.

第2表 西ドイツの失業者数、求人数および外国人労働者の推移（単位：千人）

	失業者数 ^①	失業率 ^② (%)	外国人 労働者	未充足 求人数		失業者数	失業率 (%)	外国人 労働者	未充足 求人数
1950	1,869	11.0	—	116	1966	161	0.7	1,244	540
1955	1,074	5.6	80	200	1967	459	2.1	1,014	302
1960	271	1.3	279	465	1968	323	1.5	1,019	488
1961	181	0.8	507	552	1969	179	0.9	1,366	747
1962	155	0.7	629	574	1970	149	0.7	1,807	795
1963	186	0.8	773	555	1971	185	0.8	2,128	648
1964	169	0.8	902	609	1972	246	1.1	2,285	546
1965	147	0.7	1,119	649	1973	273	1.2	2,595	572
					1974	582	2.6	2,350	315

① 1950～1955年まで Saarland を除く。

② 非独立就業人口に占める比率。

出所：Der Bundesminister für Arbeits und Sozialordnung, “Arbeits- und Sozialstatistik,” Hauptergebnisse 1975, S. 11.

千人、61年以降（67年と68年の場合を除く）10万台しか存在していないのに対して、未充足求人数は、この失業者数の4ないし5倍を上回っている状態にあり、労働力の不足は、文字通り西ドイツ経済の「アキレス踵」となっている。1961年E E C委員会の発表した共同体労働市場の動向に関する報告書の中で、西ドイツの労働力需要は生産上昇の著しい金属工業および化学工業部門に特に顕著であり、また建設業においてはすでに労働力不足のために建設活動がかなり制約されていると指摘されている⁽¹⁷⁾。また、1962年E E C委員会の発表した共同体の活動に関する第5次年次報告書の中にも、西ドイツの労働力不足の問題が特に言及され、そのために西ドイツで雇用されるイタリア人労働者の職業訓練の増強および住宅提供の拡充強化が必要であると指摘されている⁽¹⁸⁾。

確かに、西ドイツが59年までに外国人に発給した労働許可証は殆んどイタリア

(17) 大蔵省E E C研究会, 「E E Cの全貌」, 1962年, 307ページ。

(18) EEC Commission, *Fifth General Report on the Activities of the Community* (1 May 1961-30 April 1962), p. 179.

ア人向けであった。しかし、イタリアもEECの一加盟国になってから、イタリア経済の拡大に伴う国内労働力需要の拡大のため、イタリア人労働者だけでは西ドイツの外国人労働者に対する需要の増大を満すことはできなかった（絶対量が増加しているが外国人労働者に占める比重は相対的に低下している）。

そのため、西ドイツは、1960年以後主として地中海沿岸諸国の労働力の供給を求めはじめたのである。

II 戦後西ドイツにおける外国人労働者の受入

上に述べたように、戦後西ドイツが本格的に外国人労働者を受入れはじめるのは60年代にはいつてからである。50年代においてはイタリア人労働者を除けば、地中海沿岸諸国の労働者はあまり西ドイツの労働市場で雇用されていなかった。これは、上にも触れたように、50年代の経済復興過程においても、国内失業者が依然として未充足求人数を上回っていた状態の下では外国人労働者の雇用を必要としなかったからである。当時の労働力供給源は主として農民層からの流入および東欧諸国からの難民の流入に頼っていた。

それでは、60年代にはいつてから、労働力不足に悩む西ドイツは何故外国人労働者の供給を必要としたのか、その原因としては、

- ① 東西両ドイツの分裂、オーデル・ナイセ以東地帯の分割によって過剰人口⁽¹⁹⁾の最大源であった東ドイツの農民層の流入の杜絶。
- ② 1961年8月「ベルリンの壁」の建設により、東欧諸国からの難民の流入の杜絶、すなわち、50年代に見られるような大量の難民の流入がなくなる。
- ③ 西ドイツ国内の経済活動人口の減少(第3表)。例えば学校教育期間の延長によって青年の新規労働力としての労働市場への流入は減少し、また、社会保障などの充実によって引退労働者は逐年増加している⁽²⁰⁾。

このような経済活動人口（特に青年労働者）の減少に関連して、1965年の初め頃に、当時の労働大臣 Theodor Blank は、西ドイツの工業生産が一定の水

(19) 佐々木健、「現代ヨーロッパ資本主義論」、1975年、178 ページ。

第3表 ドイツ人就業人口と外国人労働者の構成の比較 (単位:千人)

	全国就業人口	総人口に 占める%	内 訳			
			ドイツ人 就業人口	対前年比 (%)	外国人 労働者	対前年比 (%)
1954	22,395	43.1	22,322		73	
1958	24,524	45.1	24,397	0.3	127	15.0
1962	26,690	46.9	26,061	-0.1	629	19.4
1966	26,801	45.3	25,768	-0.8	1,244	10.0
1969	26,356	43.8	24,990	0.2	1,366	25.4
1970	26,668	43.9	24,861	-0.5	1,807	24.4
1971	26,725	43.5	24,797	-0.3	2,128	15.0
1972	26,665	43.2	24,380	-1.7	2,285	6.9
1973	26,712	43.1	24,117	-1.1	2,595	12.0
1974	26,231	42.2	23,881	-1.0	2,350	-9.5

出所: "Arbeits und Sozialstatistik," Statistiken 1975, より作成。

準で持続され、価格が安定で、しかも国際市場における西ドイツの地位が維持されていくとすれば、それはドイツの青年労働者の不足を補充している100万人を数える外国人労働者に頼らなければならないのであると述べている。また、同年6月に、Ludwig Erhard 首相は、西ドイツの経済成長の下で、すでに、2,700万人の就業人口を創出しており(約総人口の半分)、その中で、ドイツ人のみならず、トルコからスペインにかけての地中海沿岸12カ国の100万人の労働者も含まれていると述べている。⁽²¹⁾65年には外国人労働者はすでに西ドイツの

(20) 1960—68年の間に、男子労働力は、14—19才の層には4.5%、20—24才の層には0.6%、25—29才の層には0.3%が減少した。また1960年の数字と比較すれば、男子経済活動人口には、1970年の155,000人、1975年に545,000人、そして1980年に960,000人が相対的に減少していく。これに対して、女子労働力は僅か14—19才の層が減少する。また1960年の数字と比較すれば、女子労働力には1970年に115,000人、1975年に400,000人、そして、1980年に670,000人が相対的に減少していく。したがって、1970—80年の間には、長期的な学校教育は、西ドイツの労働力供給を1,360,000人をも減少させるのである(W.R. Bohning, *The Migration of Workers in the United Kingdom and the European Community*, 1972, p. 103)。

(21) Bouscaren, *op. cit.*, p. 45.

全国労働者総数の5.7%を占めるに至った。しかしながら、65年の西ドイツの労働市場においては、100万人の外国人労働者の補充があったにも拘らず、なお年間64万9千人の未充足求人数が残っていたのである。⁽²²⁾

西ドイツにおいて上述の地中海沿岸諸国を中心とする主要外国人労働者の受入の推移は、第4表の示すように、1954年7月の9,269人から1973年の211万5千人までに増加した（235倍）。その間、50年代末までには独伊間の労働者募集に関する協定によるイタリア人労働者の増加、60年には地中海沿岸諸国労働者の増加があった。もちろん、1967年と1968年の西ドイツの景気停滞期において、それまでに増加の趨勢をみせた外国人労働者の流入は一時減少の傾向をも示していたが（1960年に131万3千人、1967年に99万1千人、1968年に108万9千人）、1969年から再び増加しはじめた。1973年には、全外国人労働者数は259万5千人を数え、全国労働者総数の11.6%を占めており、歴年の最高を記録した。しかしながら、1973年9月以降、新規外国人労働者の受入がいわゆる石油ショックによる景気停滞の影響で一時停止されたため、外国人労働者数は漸次減少の傾向を示し、74年9月にそれが235万人に、75年6月までには207万人までに落ち込んできた（全国労働者総数の10.3%）のである。

外国人労働者の出身国は主としてイタリア、トルコ、ユーゴスラビア、ギリシャ、スペインおよびポルトガルである。⁽²³⁾ これらの6カ国出身の労働者数は西ドイツにおける全外国人労働者の8割以上（75年6月）を占めており、なかんずく、トルコ人、ユーゴスラビア人およびイタリア人は、75年6月の統計によると、それぞれ55万人、42万人、30万人を数え、他の外国人労働者を大きく上回っている。西ドイツにおいてはアジア人労働者が左程多くはないが、西ドイ

(22) “Arbeits- und Sozialstatistik,” Hauptergebnisse 1975, S. 11.

(23) 西ドイツと第三国（地中海沿岸国）との間に労働者の募集に関する協定が締結されたのは、イタリアと（1955年12月20日）、スペインと（1960年3月29日）、ギリシャと（1960年3月30日）、トルコと（1961年10月30日）、モロッコと（1963年5月21日）、ポルトガルと（1964年3月17日）、ユーゴスラビアと（1968年10月12日）などがある。Notter und Brunini, *op. cit.*, S. 348.

第4表 外国人労働者の就労者数

(単位:人)

	外国人労働者計	主要外国労働者							外国人労働者に占める(%)	全国労働者に占める外国人労働者の(%)
		イタリア	ギリシャ	スペイン	トルコ	ポルトガル	ユーゴスラビア	計		
'54.7	72,906	6,509	548	411	—	—	1,801	9,269	13	0.4
'55.7	79,607	7,461	637	486	—	—	2,085	10,669	13	0.4
'56.7	98,818	18,597	953	698	—	—	2,297	22,545	23	0.5
'57.7	108,190	19,096	1,822	967	—	—	2,778	24,663	23	0.6
'58.7	127,083	25,609	2,838	1,494	—	—	4,846	34,787	27	0.6
'59.7	166,827	48,809	4,089	2,150	—	—	7,310	62,358	37	0.8
'60.9	329,536	144,176	20,782	16,459	2,495	261	8,826	192,999	59	1.5
'61.9	548,916	224,579	52,284	61,819	5,200	700	12,900	357,482	65	2.5
'62.9	711,459	276,761	80,719	94,049	18,558	1,421	23,608	495,116	69	3.2
'63.9	828,743	286,968	116,855	119,559	32,962	2,284	44,428	602,856	73	3.7
'64.9	985,616	296,104	154,832	151,073	85,172	4,636	53,057	744,874	76	4.4
'65.9	1,216,804	372,297	187,160	182,754	132,777	14,014	64,060	953,062	78	5.7
'66.9	1,313,491	391,291	194,615	178,154	160,950	21,091	96,675	1,042,776	79	6.1
'67.9	991,255	266,801	140,306	118,028	131,309	17,803	95,730	769,977	78	4.7
'68.9	1,089,873	303,966	144,740	115,864	152,905	19,980	119,144	856,599	79	5.2
'69.9	1,501,409	348,977	191,210	143,058	244,335	29,534	265,036	1,222,150	81	7.0
'70.9	1,948,951	381,840	242,184	171,691	353,898	44,795	424,546	1,618,955	83	9.1
'71.9	2,239,300	407,900	268,500	186,500	452,700	58,300	478,200	1,852,100	83	10.3
'72.9	2,352,392	426,393	270,114	184,203	511,104	66,008	474,934	1,932,956	82	10.8
'73.9	2,595,000	450,000	250,000	190,000	605,000	85,000	535,000	2,115,000	82	11.6
'74.9	2,350,000	370,000	225,000	165,000	590,000	85,000	470,000	1,905,000	81	10.3
'75.6	2,070,735	297,079	203,629	129,817	553,217	70,320	418,745	1,673,007	81	10.3

出所: Der Bundesminister für Arbeit und Sozialordnung, "Arbeits- und Sozialstatistik," Hauptergebnisse 1975, S. 53, Siegm. Geiselberger, Schwarzbuch: Ausländische Arbeiter, 1972, S. 16, "Statistisches Jahrbuch für die Bundesrepublik Deutschland (BRD)," 1976, S. 158 より作成。

西ドイツにおける外国人労働者雇用政策の特徴 (Ⅲ)

ツと韓国およびフィリピンとの間に看護婦の募集に関する協定が締結されている⁽²⁴⁾。また、日本との間には、1956年11月2日と1962年1月30日にルール地方の炭鉱労働者の募集に関する協定が締結されている⁽²⁵⁾。また、性別によると、外国人労働者の中で圧倒的に男子労働者の方が多い（全体の70%、特に60年代の前半まで）。しかし、女子労働者は60年代の初期には僅か全体の22%前後しか占めていなかったが、67年以後30%弱までに増加してきている⁽²⁶⁾。これに対して、ドイツ人労働者の中で男子労働者は全体の65%を占めており、女子労働者は35%を占めている⁽²⁷⁾。なお、西ドイツの全外国人総人口に占める外国人経済活動人口は75%である⁽²⁸⁾。一方、西ドイツ総人口に占める経済活動人口(外国人を含む)は61年の48%から70年の44%に落ち込んでいる⁽²⁹⁾。

さらに、年令別によれば、男子外国人労働者の中で25～45才までの者は全外国人労働者の71%を占めており、45才以上の者は13%にすぎない。これに対して、ドイツ人男子労働者は25～45才までの者が全体の51%で占められており、45才以上の者は全体の31%で占められている（上記数字、いずれも1960年のもの⁽³⁰⁾）。

したがって、外国人労働者は性別からみれば、ドイツ人よりも男子が多く、

(24) Geiselberger, *op. cit.*, S. 17. このほか、1971年にイギリスとの間にも募集協定が結ばれている (*Ibid.*, S. 17)。

(25) 西ドイツと日本との間に、第1次(1956年)ルール地方炭鉱労働者募集協定(500名、日本の炭鉱で3年以上雇用され 21—30才までの者、協定発効後3年以内送付)と第2次(1962年)上記地方の募集協定(1,500名、18—35才までの者、日本の炭鉱で3年以上雇用され、協定発効後3年以内送付)とがある。協定の内容については、“*Bundesarbeitsblatt*” 1957, S. 65, 1962, S. 265 を参照。

(26) “*Arbeits-und Sozialstatistik*,” Hauptergebnisse, 1965, S. 29; 1975, S. 53.

(27) *Ibid.*, 1975, S. 12.

(28) S. Paine, *Exporting Workers, The Turkish Case*, 1974, p. 9.

(29) “*Statistiken für die Arbeits-und Sozialstatistik*,” 1975.

(30) 女子外国人労働者の場合は、25—45才までの者が全体の59%、45才以上の者が全体の9%にすぎない。これに対して、西ドイツ女子労働者の場合は、25—45才までの者が全体の43%、45才以上の者が全体の26%となっている。 Geiselberger, *op. cit.*, S. 101.

また年令別からみれば、ドイツ人よりもはるかに青壮年労働者でその主体を構成していると言える。

第二章 西ドイツにおける外国人労働者の雇用構造

I 外国人労働者の業種別、性別および国籍別の雇用構造の特徴

外国人労働者は、第5表の示すように、主として鉄鋼・金属製造業、その他の製造業および建設業の諸業種に雇用されている。言うまでもなく、これらの諸業種は筋力労働を要するものである。鉄鋼・金属製造業における外国人労働者数は、1961年9月の166,652人から1972年9月の819,093人（4.9倍）に増加し、その他の製造業においては、111,499人から557,017人（5倍）に増加し、また建設業においては、127,745人から419,669人（3.2倍）に増加している。⁽³¹⁾

第5表 外国人労働者の業種別構成 (単位：千人)

	1961	1965	1967	1968	1970	1972
農・牧・林・漁業、園芸	10,374	13,282	13,832	11,661	17,443	22,443
鉱山・石炭・エネルギー産業	39,931	65,973	45,419	39,255	58,046	76,539
鉄鋼・金属加工業	166,652	418,231	320,631	369,960	714,514	819,093
その他の製造業	111,499	303,870	276,100	292,119	450,818	557,017
建設業	127,745	237,843	155,268	166,343	299,942	419,669
商業・金融・保険業	126,061	51,643	57,967	58,922	84,814	139,149
サービス業	29,204	49,704	63,789	62,464	86,694	132,262
運輸業	14,464	30,535	27,083	24,022	39,307	52,238
公共サービス	18,806	40,903	63,928	65,127	87,281	133,984
計	544,763	1,216,804	1,023,747	1,089,873	1,838,859	2,352,392

1) 1961～1967年までは各年6月末の統計。

2) 1968～1972年までは各年9月末の統計。

出所：U. Mehrländer, *Beschäftigung ausländischer Arbeitnehmer in der BRD*, 1972, S. 15; "Statistisches Jahrbuch für die BRD," 1962-1973 より作成。

(31) U. Mehrländer, *Beschäftigung ausländischer Arbeitnehmer in der BRD—unter spezieller Berücksichtigung von Nordrhein—Westfalen*, 1972, S. 15; *Statistisches Jahrbuch für die BRD*, 1962-1973.

1972年9月の統計によれば、上記三業種に雇用されている外国人労働者数は全外国人労働者の76.3%（1,795千人）を占めており、同三業種の全労働者の14%を占めている。これに対して、同三業種のドイツ人労働者は全ドイツ人労働者の51%（10,317千人）を占めるにすぎない。また、商業、金融・保険業、サービス業、運輸業および公共サービス業の外国人労働者数は、全外国人労働者の中で19.5%（458千人）を占めているが、同諸業種の全労働者の4.6%を占めている。これに対して、同諸業種のドイツ人労働者は、全ドイツ人労働者の48%（9,681千人）⁽³²⁾を占めている。したがって、これらの数字からみれば外国人労働者のいわゆる第2次産業での雇用率はドイツ人のそれよりもはるかに高く、逆に第3次産業での外国人労働者の雇用率はドイツ人のそれよりも低いことが示されているのである。

1971年9月に、外国人労働者の全国労働者総数に占める割合は10.3%⁽³³⁾である。しかしながら、この数字は全産業を含めた平均であって、外国人の多くを雇用している諸業種職種での割合を示していない。実際、外国人労働者の主要就業業種においては、外国人労働者の占める割合は上述の全国の平均数字よりもかなり上回っている。例えば、第6表の示すように、1971年9月の統計によれば、外国人労働者の主要就業業種職種に占める比率は、建設業では29.5%、製造業の中では、ゴム・石綿業に31.8%、輸送機械業に29.8%、繊維業に28.6%、鉄鋼金属業に25.7%、電気機械業に24.5%、その他の機械業に20.8%がそれぞれ占めており、⁽³⁴⁾孰れも上述の全国平均の10.3%よりも高い割合を示している。

また、第1次産業に占める外国人労働者の割合は逐年減少の傾向を示している。例えば、1956年に募集された外国人労働者の95%は季節労働者として農業

(32) “Arbeits-und Sozialstatistik,” 1975, SS. 24-25 および第5表より算出。

(33) 第4表を参照。

(34) Geiselberger, *op. cit.*, S. 66.

第6表 外国人労働者の主要就業部門に占める比率（1971年9月）

	全国労働者数	外国人労働者数	外国人労働者の%
建設業	1,352,903	398,581	29.5
ゴム・石綿業	102,538	32,403	31.8
輸送機械製造業	497,258	148,636	29.8
繊維業	380,841	105,369	28.6
鉄鋼製造業	118,992	30,542	25.7
電気機械製造業	722,346	177,996	24.5
その他の機械製造業	752,464	156,014	20.8

出所：S. Geiselberger, *op. cit.*, S. 66.

などの第1次産業に雇用されたが、1970年にそれは2%にすぎず、その3分の1以上の者は鉄鋼・金属製造業および電気機械などの製造業に雇用されているのである。⁽³⁵⁾ 1970年の統計によれば、外国人労働者は鉄鋼・金属製造業の38.9% (25.6%) を最高に、その他の製造業に24.5% (19.6%)、建設業に16.3% (25.5%)、サービス業に14.2% (18.3%) で占められている(カッコ内の数字は1960⁽³⁶⁾のもの)。このような第1次産業における外国人労働者の雇用率の減少は、60年代以後の西ドイツの経済成長に伴う第1次産業の離農者の増加と関連して、第2次および第3次産業の拡大による吸収の結果である。しかし留意すべきことは、外国人労働者が主として製造業の諸業種に吸収されているが、第3次産業へはあまり吸収されていない(特に地中海沿岸諸国の労働者)のである。

また、性別による雇用構造をみれば、男子外国人労働者は主として鉄鋼・金

(35) Böhning, *op. cit.*, p. 59. 外国人労働者が第1次産業から第2次産業へ移行する現象は単に外国人労働者をもっとも多く雇用している西ドイツに限らない。ECの他の加盟国にもその現象が見られる。例えば、オランダにおいては、外国人労働者が皮革・ゴム、窯業・土石、繊維あるいは食料品産業など、一般に低賃金の産業で雇用されている。全体としてその69%が工業部門で雇用されており、その中で金属製造業だけでも40.4%が雇用されている (A. Marshall, *The import of labour—The case of the Netherlands*, 1973, p. 88)。

(36) Böhning, *op. cit.*, p. 59.

属製造業（608,476人）、建設業（415,330人）およびその他の製造業（312,864人）の順に雇用されており、女子外国人労働者は主として、その他の製造業（244,153人）、鉄鋼・金属製造業（210,617人）、公共サービス業（86,471人）およびサービス業（79,496人）の順に雇われている。特にサービス業および公共サービス業においては、女子労働者数が男子労働者数よりも多い（第5表参照⁽³⁷⁾）。

さらに、国籍別による雇用構造の特徴をみると、上述の地中海沿岸諸国の労働者が主として製造業に吸収されていることは言うまでもないが、第7表の示すように、外国人労働者の各業種別に占める割合も変化を示している。例えばギリシャ人、イタリア人、トルコ人およびスペイン人の建設業に占める割合は低下を示している。なかには、イタリア人とスペイン人の1972年の同業種の絶対数は1965年のそれよりも少ない（ギリシャ人とトルコ人の場合は増加している）。また、鉄鋼・金属製造業およびその他の製造業においては、外国人の占める割合も絶対数も増加または横ばいの傾向を示している。そして、第3次産業においては、上述の外国人労働者の割合と絶対数がやや増加の傾向を示している。しかしこれらの外国人労働者の第3次産業に占める割合は、いずれも全外国人労働者の同産業に占める割合（19.1%、1972年）には及ばない。すなわち、1972年に第3次産業に占める割合の中に、ギリシャ人の12%、イタリア人の16.5%、トルコ人の11.6%、ユーゴスラビア人の18%、スペイン人の18.5%ポルトガル人の18.3%が含まれているが、いずれもその他の外国人労働者の占める比重よりも少ない。例えば、第3次産業においては、フランス人の32.8%ベルギー人の41.4%、オランダ人の26.2%、デンマーク人の59.6%、モロッコ人の25.4%、チュニジア人の23.1%も含まれているのである。⁽³⁸⁾

(37) 男子外国人労働者は、1972年の統計によれば、サービス業で45,161人、公共サービス業で42,718人が雇用されている。

(38) 中村賢二郎、「最近の西ドイツの外人労働者統計（その1）」、香川大学経済論叢、第49巻第2号、1976年6月、第21表より算出。

第7表 主要国外国人労働者の業種別構成

(単位：人)

	外国人労働者数		ギリシャ人		イタリア人		トルコ人		ユーゴ スラビア人		スペイン人	
	1965	1972	1965	1972	1965	1972	1965	1972	1970	1972	1965	1972
農・牧・林・ 漁業、園芸	13,282	22,738	734	717	3,899	4,376	1,023	4,197	3,578	4,140	2,234	2,036
鉱山・石炭・ エネルギー 産業	65,973	77,056	5,845	3,321	19,721	12,296	15,857	34,377	7,795	9,770	7,474	3,945
鉄鋼・金属 加工工業	418,231	810,162	90,091	132,993	110,211	138,651	54,071	199,120	136,325	145,235	75,000	72,418
その他の業 製造	303,870	553,670	68,435	90,063	86,695	108,498	25,713	125,930	68,968	81,163	55,913	50,123
建設業	237,843	410,454	10,524	11,733	110,168	89,030	25,006	76,656	117,672	146,568	19,974	1,385
商業・金融・ 保険業	51,463	134,792	3,421	10,440	10,096	21,103	2,025	15,905	10,879	20,968	4,445	8,683
サービス業	49,704	129,741	3,097	8,776	13,701	25,668	1,747	14,549	23,448	32,143	4,754	8,036
運輸業	30,535	50,691	1,172	2,325	11,712	10,823	3,543	10,822	4,689	6,099	6,916	7,984
公共サービス	45,903	127,676	3,841	9,321	6,094	11,712	3,792	15,740	18,599	25,806	6,044	8,081
合計	1,216,804	2,316,980	187,160	269,689	372,297	422,220	132,777	497,296	388,953	471,892	182,754	179,157

出所：“Arbeits-und Sozialstatistik,” Hauptergebnisse 1965, SS. 30-31, *Statistisches Jahrbuch für die BRD*, 1973, S. 144より作成。ただし、1972年のスペイン人の業種別構成については、中村賢二郎、「最近の西ドイツの外人労働者統計(その1)」、香川大学経済論叢第49巻第2号、第21表による。

西ドイツにおける外国人労働者雇用政策の特徴(四)

因みに、外国人の雇用者数からみると、1975年6月の統計では、トルコ人がもっとも多くを占めている(553,217人)。ユーゴスラビア人(418,745人)、イタリア人(297,079人)がそれに次いでいる。⁽³⁹⁾ イタリア人は、1969年までは絶対数として外国人の第1位を占めていたが、1970年にはいって、ユーゴスラビア人に、そして1971年にさらにトルコ人に抜かれて第3位までに後退してきている。

II 外国人労働者の就業(居住)別構成

外国人労働者は、西ドイツにおいて、主として製造業の労働者として雇用されている故に、工業地帯や大都市に居住する傾向と結び付いている。第8表の示すように、外国人労働者は、1972年の州労働局管区(Landesarbeitsamtsbezirke)別の地域分布統計によれば、主として、Westfalen(649,984人)、Württemberg(557,724人)、Hessen(271,335人)およびBayern(371,217人、特に南Bayernに多い)の各管区に集中している。⁽⁴⁰⁾ また、外国人労働者の居住する労働局管区(Arbeitsamtbezirke)別によれば(25,000人以上、1970年9月)、第9表の示すように、彼らは、主として、München地区(113,077人)、Stuttgartを中心とした南東地区(104,004人)、Frankfurt-Main地区(94,893人)、Hamburg地区(50,394人)、Nürnberg地区(49,957人)およびKöln地区(49,271人)の順に集中している。⁽⁴¹⁾

国籍別の外国人労働者の居住分布をみると、イタリア人は主として、Stuttgart, Frankfurt, München, Göppingen, Köln, Solingen および Ludwigsburgの順に、スペイン人は、主としてFrankfurtに、トルコ人は主としてMünchen, Köln およびHamburgの順に、ユーゴスラビア人は主として、München, Stuttgart, Frankfurt, Göppingen, Hamburg およびNürnberg

⁽³⁹⁾ "Statistisches Jahrbuch für die BRD," 1976, S. 158.

⁽⁴⁰⁾ "Arbeits-und Sozialstatistik," 1975, S. 53.

⁽⁴¹⁾ Geiselberger, *op. cit.*, S. 65.

第8表 外国人労働者の就業地域別構成

(1972年12月)

州労働局管区名	1975. 6/30	1972. 12/31	主要 国 外 国 人 労 働 者						外国人労働者 州構成率	外国人労働者 比率
			イタリア	ギリシャ	スペイン	トルコ	ポルトガル	ユーゴスラビア		
Nordrhein-Westfalen	595,156	679,355	110,823	93,095	62,488	153,845	28,902	96,187	28.9	11.2
Baden-Württemberg	502,781	569,631	141,052	69,180	32,186	105,711	12,799	143,469	24.3	16.5
Hessen	228,814	274,316	77,897	25,570	34,674	53,228	8,220	57,006	11.7	13.6
Südbayern	219,958	266,654	35,716	27,944	6,213	52,892	1,370	71,576	11.4	13.0
Niedersachsen-Bremen	140,210	153,881	17,853	14,772	21,623	42,801	5,491	24,547	6.6	5.9
Nordbayern	104,409	112,654	16,255	19,245	7,412	34,077	1,361	20,964	4.8	6.9
Rhinland-Plalz-Saar	97,501	106,419	24,047	5,405	6,220	21,504	2,938	14,520	4.5	6.9
Schleswig-Hostein-Hamb.	94,619	101,349	7,114	7,507	7,178	27,127	7,599	18,411	4.3	6.6
Berlin (West)	86,003	82,541	3,469	5,690	1,163	37,229	314	18,931	3.5	9.6
連邦内合計	2,070,735	2,346,800	409,448	268,408	179,157	528,414	68,994	465,611	100	10.8

出所：“Arbeits-und-Sozialstatistik,” Hauptergebnisse 1975, S. 53 より作成。

ただし、1975年6月30日の数字は、“Statistisches Jahrbuch für die BRD,” 1976, S. 158.

西ドイツにおける外国人労働者雇用政策の特徴 (Ⅲ)

第9表 外国人労働者の労働局別（25,000人以上）構成

（1970年9月）

		イタリア人	ギリシャ人	スペイン人	トルコ人	ポルト ガル人	ユーゴ スラビア人	外国人労働者比率 1970	外国人労働者比率 1969
Hamburg	50,394	4,657	4,255	3,033	10,326	3,748	10,755	6.5	5.1
Hannover	28,342	2,192	4,124	8,641	4,811	105	5,115	8.3	6.4
Aachen	27,834	1,286	1,898	2,111	3,740	820	3,430	10.7	8.7
Düsseldorf	44,973	7,254	8,164	4,710	5,138	947	9,219	12.2	9.8
Köln	49,271	11,648	4,187	2,796	17,678	1,335	5,038	13.4	11.2
Krefeld	25,958	2,974	4,004	1,358	3,319	898	1,779	10.4	8.7
Mönchengaldbach	25,603	2,788	3,653	4,088	4,971	1,644	3,340	9.9	7.6
Solingen	39,092	11,612	4,217	6,440	4,917	1,704	6,929	14.0	11.3
Wuppertal	31,323	7,780	7,444	3,943	3,567	321	4,850	11.1	8.3
Darmstadt	41,574	9,979	5,222	7,844	6,126	1,230	6,803	13.2	10.4
Frankfurt/Main	94,893	22,425	5,607	13,429	9,809	1,589	24,624	17.8	13.8
Göppingen	46,808	12,743	7,838	2,307	8,913	571	11,836	18.6	15.8
Karlsruhe	28,536	5,723	1,631	2,215	8,816	164	9,152	12.2	9.4
Kudwigsburg	40,467	11,211	8,747	2,083	5,515	1,190	9,710	20.1	16.9
Mannheim	30,366	6,680	3,428	4,495	5,223	329	6,998	13.8	11.0
Stuttgart	104,004	27,867	18,176	5,027	9,808	1,412	32,126	21.2	17.1
Nürnberg	49,957	7,371	12,048	3,721	9,624	258	10,687	10.9	8.0
München	113,077	19,760	17,328	2,668	18,028	296	32,908	14.4	10.7

出所：Geiselberger, *op. cit.*, S. 65.

の順に、そして、ギリシャ人は主として **Stuttgart, München, Nürnberg** の順に集中している（上記の都市にはいずれも1万人以上の外国人労働者が居住している）。

また、都市別の分布からみた場合は、**Hamburg** には特にユーゴスラビア人とトルコ人が多く住んでいる。**Köln** にはトルコ人が特に多く（17,678人）、イタリア人がそれに次いでいる（11,648人）。**Frankfurt** にはユーゴスラビア人、イタリア人およびスペイン人が多く、**Stuttgart** にはユーゴスラビア人、イタリア人およびギリシャ人が多い。**München** においてはユーゴスラビア人、イタリア人、トルコ人およびギリシャ人が多く住居している（いずれも1万人以上）。上述の各労働管区における外国人労働者の構成の多寡は、外国人労働者の就業する業種に占める割合と関連しているものであると考えられる。例えば、**Köln** 地区においては、トルコ人が当地の **Ford** 自動車工場において他の外国人よりも多く雇用されているために（当工場内の外国人労働者の74.9%、1967年）、トルコ人労働者数は他の外国人より高い比率で占められている。⁽⁴²⁾

ここで、州労働局管区分布状況を見る場合、一つの現象を見逃してはならないことがある。すなわち、各州における外国人労働者が増加の傾向を示しているのに対して、ドイツ人就業人口は、相対的に減少していることである。例えば、第10表の示すように、1960年と1970年の統計を取ってみると、1960年7月には外国人労働者数が279千人に対して、ドイツ人就業人口は26,066千人であった。ところが、1970年6月には、外国人労働者が1,838千人にまで増加したのに対して、ドイツ人就業人口は24,671千人にまで落ち込んできた。⁽⁴³⁾ すなわち

(42) **Köln** の **Ford** 自動車工場において1967年にトルコ人が4,694人（6,673人）、イタリア人が1,376人（2,366人）、ギリシャ人が106人（82人）、スペイン人が88人（112人）を占めている（カッコ内の人数は1966年のもの）。1967年、**Ford** 自動車工場で雇用されたトルコ人は **Köln** に住む全トルコ人の54.1%（1966：62%）を占めており、全外国人の20.8%（1966：22.2%）をも占めている。B. Kayser, *manpower movements and labour markets*, 1971, p. 183.

(43) Volker Merx, *Ausländerbeschäftigung und Flexibilität des Arbeitsmarktes der Bundesrepublik Deutschland*, 1972, Tabelle 6.

第10表 外国人労働者及びドイツ人就業人口の州労働管区別構成（単位：千人）

	外国人労働者		ドイツ人就業人口	
	1960年7月	1970年6月	1960年7月	1970年6月
Schleswig-Holstein-Hamburg	10.7	69.6	1,903	1,752
Niedersachsen-Bremen	15.1	117.7	3,288	3,181
Nordrhein-Westfalen	85.7	517.4	6,965	6,463
Hessen	25.4	212.7	2,246	2,157
Rheinland-Pfalz-Saar	21.3	79.1	1,988	1,862
Baden-Württemberg	79.9	493.2	3,886	3,710
Bayern	37.0	292.9	4,758	4,627
Berlin (West)	3.2	56.4	1,055	919
合 計	279.4	1,838.9	26,066	24,671

出所：Volker Merx, *Ausländerbeschäftigung und Flexibilität des Arbeitsmarktes der Bundesrepublik Deutschland*, 1972, Tabelle 6 より作成。

外国人労働者は1960年から1970年までに1,559千人を増加したのに対して、ドイツ人就業人口は1,395千人も減少したのである。これは、すでに第一章にも述べたように、ドイツ人就業人口の減少現象であって、15～24才までの若年・青年人口の教育期間の延長と就業人口の早期引退によるものである⁽⁴⁴⁾。

外国人労働者は工業地帯や大都市に集中する傾向をもつが、そこにあるすべての企業に均等的に雇用されているものではない。第11表の示すように、外国人労働者の大部分が大企業に吸収されている。1968年の統計によれば、外国人労働者の43%が従業員500名以上をもつ企業に、16%が200～500名の企業に、21%が50～200名の企業に、20%が50名以下の企業に雇用されている⁽⁴⁵⁾。この数字からみれば、大多数の外国人労働者が大企業に雇用されていることを見ることができる。

(44) しかしながら、女子就業人口には、14—19才までの層のみが減少現象を発生する (Böhning, *op. cit.*, p. 103)。

(45) Geiselberger, *op. cit.*, S. 67.

第11表 外国人労働者の企業規模別構成 (1968年, %)

従業員数	イタリア人		ギリシャ人		スペイン人		トルコ人		ユーゴスラビア人		その他の外国人労働者		全外国人労働者	
	M	F	M	F	M	F	M	F	M	F	M	F	M	F
1～50	22	17	12	8	15	14	12	11	26	30	32	41	21	20
50～200	23	23	15	17	18	20	19	17	29	20	20	19	21	20
200～500	17	23	15	15	14	18	16	19	16	15	11	—	15	17
500～	38	37	58	60	53	48	53	53	29	33	37	29	43	43

出所：Geiselberger, *op. cit.*, S. 67.

(註) M=男子, F=女子

Ⅲ 外国人労働者の雇用期間

外国人労働者の雇用期間の状況を示すと、第12表の示すとおりである。全体としては男子の67%、女子の54.4%が2年以上雇用されている(1967年10月)。1967年の数字を1963年および1965年のそれと比較してみると、外国人労働者の雇用期間が漸次長期化になる傾向をもつことをみることができる。すなわち、雇用期間が2年以上の者は、63年に37.8%、65年に40.5%、67年に67%となっており、5年以上の者は、63年に10%、65年に11.5%、67年に23.8%となっている。しかしながら、5年以上の雇用期間は全体の中の少数であって、外国人労働者の雇用期間は主として5年以下の比率で占められているのである。⁽⁴⁶⁾

国籍別の雇用期間をみると、イタリア人の45.5%、スペイン人の54.1%、ギリシャ人の50.4%、トルコ人の33.7%がそれぞれ3年以上雇用されている(第13表)。⁽⁴⁷⁾

同一企業内の外国人労働者の雇用期間をみると、第14表の示すように、全体として3年以上雇用されている者は男子の35%、女子の25%、1年以下の者は男子の39%、女子の43%で占められている。⁽⁴⁸⁾すなわち、男子外国人労働者の同

⁽⁴⁶⁾ Mehrländer, *op. cit.*, SS. 44-45.⁽⁴⁷⁾ *Ibid.*, S. 47.⁽⁴⁸⁾ Geiselberger, *op. cit.*, S. 68.

第12表 外国人労働者の雇用期間 (男女別)

	1963年		1965年		1967年		内		訳	
	人数	%	人数	%	人数	%	男性	%	女性	%
半年以下	163,949	20.9	234,488	19.9	85,023	9.0	54,752	8.1	30,271	11.2
半年～1年	135,367	17.2	209,964	17.8	67,225	7.1	43,414	6.4	23,811	8.8
1年～2年	188,793	24.1	257,632	21.8	194,571	20.6	124,788	18.5	69,783	25.6
2年～3年	127,068	16.2	151,805	12.9	172,631	18.3	120,438	17.9	52,197	19.2
3年～5年	91,102	11.6	190,034	16.1	201,476	21.2	147,043	21.8	54,433	20.1
5年～8年	30,159	3.8	74,648	6.3	156,151	16.5	125,866	18.7	30,285	11.2
8年以上	48,723	6.2	61,122	5.2	68,627	7.3	57,955	8.6	10,672	3.9
合計	785,161	100.0	1,179,693	100.0	945,704	100.0	674,252	100.0	271,452	100.0

出所: Mehrländer, *op. cit.*, SS. 44-45.

一企業内での雇用期間は女子外国人労働者よりも長い。また、3年になると、男子外国人労働者の中で3人に2人が職場を変更することになり、女子の中で4分の3の者も職場を変更することになる。また、職場変更の回数をみると、全体として3回以下の者は男子の74%、女子の83%で占められている。4～6回の者は男子の18%、女子の14%で占められており、7回以上の者は男子の8%、女子の3%で占められている(第15表)⁽⁴⁹⁾。したがって外国人労働者の職場変更回数は概して言えば、3回位であると云えよう。

さらに、外国人労働者の職場変更の動機をみると、第16表の示すように、高賃金および時間外勤務可能性の有無が、その最大の動機(平均38.78%)であるようである。また解雇や失業もかなりの比重を占めている(平均21.27%)。さらに新しい職業の不慣れで職場変更の原因となっている。国別からみれば、スペイン人の中で解雇

第13表 外国人労働者の国籍別雇用期間 (1967年10月)

	イタリア人	%	スペイン人	%	ギリシャ人	%	トルコ人	%
1年以下	53,610	20.5	10,920	9.4	12,925	9.4	18,979	14.5
1年～3年	89,023	34.0	42,328	36.5	55,376	40.2	67,901	51.8
3年以上	118,885	45.5	62,701	54.1	69,537	50.4	44,144	33.7
合計	261,518	100.0	115,949	100.0	137,865	100.0	131,024	100.0

出所: *Ibid.*, S. 47.

第14表 外国人労働者の同一企業における雇用期間 (1968年, %)

	イタリア人		ギリシャ人		スペイン人		トルコ人		ユーゴスラビア人		その他の外国人		全外国人労働者平均	
	M	F	M	F	M	F	M	F	M	F	M	F	M	F
6カ月以下	25	29	24	23	23	21	31	38	36	36	15	19	25	27
6カ月～1年	17	18	11	16	11	13	14	20	14	18	13	14	14	16
1年～2年	10	17	12	15	9	19	14	13	14	19	17	20	12	17
2年～3年	11	16	15	15	14	14	16	13	17	16	12	15	14	15
3年以上	37	20	38	31	43	33	25	16	19	11	43	32	35	25

出所: Geiselberger, *op. cit.*, S. 68.

(註) M=男子, F=女子

第15表 外国人労働者の職場変更回数 (1968年, %)

変更回数	募集された外国人労働者 ^②		ユーゴスラビア人 ^③		その他の外国人労働者		全外国人労働者平均	
	M	F	M	F	M	F	M	F
1回	39	44	44	52	36	46	39	45
2～3回	37	40	33	36	30	34	35	38
4～6回	17	14	17	12 ^①	21	16	18	14
7回以上	7	2	6	—	13	—	8	3

出所: *Ibid.*, S. 69.

(註) M=男子, F=女子

① 4年以上。

② 1968年以前に西ドイツとの募集協定に基づいて募集された者。

③ 1968年ユーゴスラビアは初めて西ドイツと労働者募集協定を締結したため、ここで単独に集計される。

(49) *Ibid.*, S. 69.(50) Mehrländer, *op. cit.*, S. 51.

第16表 外国人労働者の職場変更の動機 (1967年, %)

動 機	イタリア人	スペイン人	ギリシャ人	トルコ人
解雇, 失業のため	17.7	30.2	16.4	20.0
高賃金, 時間外勤務の可能性	37.9	31.8	45.2	40.0
慣れている以前の職業への帰還	14.6	14.3	8.2	16.3
よりよい宿, 住宅のため	5.6	4.8	8.2	5.5
他職場に親族がいるため	7.2	12.7	12.3	7.2
その他	16.9	6.3	9.6	10.9

出所: Mehrländer, *op cit.*, S. 51.

や失業で職場を変更する率は他の外国人のそれよりも高い (30.2%) ことが特徴的である。外国人労働者の多くは, 単身でしかも短期間で蓄財しようとする志向をもっているために, 常によりよい賃金・労働条件の職場で就労する傾向をもっている。高賃金や時間外勤務の有無で彼らの職場変更の最大の原因になるのはそのためであろう。

以上, 外国人労働者の雇用期間をみると, 外国人労働者は全体として雇用期間が短く (5年以下), その雇用期間内において3回位の職場変更を行なっていることが示されている。

IV 外国人労働者の職能構成

外国人労働者の職能構成については, 第17表の示すとおり, 全体として男子の34%, 女子の53%が不熟練労働者として, また男子の36%, 女子の30%が半熟練労働者として, さらに男子の8%, 女子の12%が事務員として西ドイツで雇用されている⁽⁵¹⁾。しかし, 国籍別にみれば, イタリア人には不熟練労働者がもっとも多く (48%), トルコ人とポルトガル人にも43%の不熟練労働者が占めており, いずれも外国人労働者の平均34%よりも高い。また, ギリシャ人の53%が半熟練労働者で占めており, 不熟練労働者というよりも未熟練労働者とその

(51) Geiselberger, *op. cit.*, S. 71.

第17表 外国人労働者の職能構成

(1968年, %)

	不熟練労働者		半熟練労働者		熟練労働者		管理職員		徒弟, 実習, 見習	
	M	F	M	F	M	F	M	F	M	F
イタリア人	48	63	37	34	13	—	—	—	—	—
ギリシャ人	37	60	53	37	7	—	—	—	—	—
スペイン人	38	59	44	34	15	—	—	—	—	—
トルコ人	43	62	38	33	16	—	—	—	—	—
ポルトガル人	43	60	43	35	12	—	—	—	—	—
ユーゴスラビア人	14	58	27	29	55	—	—	—	—	—
その他の外国人	12	18	22	15	25	35	35	—	6	—
外国人労働者平均	34	53	36	30	20	3	8	12	2	—

出所: Geiselberger, *op. cit.*, S. 71.

(註) M=男子, F=女子

主体を構成している。さらに、注目すべきことは、ユーゴスラビア人の場合である。ユーゴスラビア人は、他の外国人と違って、主として熟練労働者でその主体（55%）を構成している（不熟練労働者14%、半熟練労働者27%）。しかしながら、外国人労働者の全体の構成からみれば、外国人労働者は主として不熟練および半熟練労働者（男子の70%、女子の83%）として西ドイツの企業で雇入れられていると言える。

また、第18表の示すように、外国人労働者の集中している製造業において、その職能構成と同業種の全労働者のそれと比較すると、男子不熟練労働者の中で、鉄鋼・金属製造業においては全労働者が17%を占めているのに対し、外国人労働者は59%、輸送機械製造業においては前者（全労働者）の6%に対して後者（外国人）が28%、電気機械製造業においては前者の11%に対して後者が30%、繊維業においては前者の10%に対して後者が30%となっている。また、建設業においても、全労働者の17%に対して、外国人労働者が40%を占めている。半熟練労働者の中で、鉄鋼・金属製造業および繊維業を除いて、外国人労働者の占める率も製造業の全労働者のそれよりも高い。しかし熟練労働者の中

第18表 外国人労働者の主要業種別の職能構成 (1968年, %)

	不熟練労働者			半熟練労働者			熟練労働者		
	全労働者	外国人労働者	日本人労働者	全労働者	外国人労働者	日本人労働者	全労働者	外国人労働者	日本人労働者
男子									
鉄鋼金属製造業	17	59	47	38	36	(-)			
輸送機械製造業	6	28	36	55	58	17			
電気機械製造業	11	30	35	51	54	19			
化学製品製造業 (合繊を除く)	39	41	53	49	8	(-)			
繊維業	10	30	46	55	44	15			
建設業	17	40	24	25	59	35			
女子									
電気機械製造業	65	52	34	46	1	(-)			
化学製品製造業 (合繊を除く)	60	62	39	(-)	1	(-)			
繊維業	26	36	65	60	9	(-)			

出所: *Ibit.*, S. 72.

では、外国人労働者の比率は同製造業の全労働者のそれよりもはるかに低いことを示しているのである。⁽⁵²⁾

もちろん、外国人労働者の出身の多くは、農民層および手工労働者であること⁽⁵³⁾、彼らの教育水準の低さなどが西ドイツにおいて外国人労働者の多くが不熟練労働者になる一因であると考えられる。しかしながら、外国人労働者の

(52) *Ibid.*, S. 72. 職能構成において男子外国人労働者と男子ドイツ人労働者との間にその相異が非常に顕著である。しかし女子の場合は両者とも大差は見られないようである。例えば、電気機器製造業には、不熟練労働者でドイツ人の65%に対して、外国人が52%、半熟練労働者でドイツ人の34%に対して、外国人が46%となっており、化学製品製造業には、不熟練労働者でドイツ人の60%に対して外国人が62%となっている。さらに、繊維業においては、不熟練労働者で前者の26%に対して後者(外国人)が36%、半熟練労働者で前者の65%に対して後者の60%となっている。(*Ibid.*, S. 72)

(53) 西ドイツに受入れられる前に農業に従事した外国人は、イタリア人で27.4%、スペイン人で25.4%、ギリシャ人で34.5%、トルコ人で25%を占めており、平均として27.7% (男子) である。Mehrländer, *op. cit.*, S. 24.

第19表 主要外国人労働者の教育状況 (1966年7月, %)

	トルコ人		イタリア人		スペイン人		ギリシャ人	
	-	+	-	+	-	+	-	+
不熟練労働	27	8	83	48	58	29	58	38
熟練労働	73	92	17	52	42	71	42	62

(註) “-”は国民義務教育をうけた者を示す, “+”は高等教育をうけた者を示す。

出所: Bingemer/Meistermann-Seeger/Neubert, *Leben als Gastarbeiter, Geglückte und mißglückte Integration*, Zweite Auflage, 1972, S. 93.

中では高い教育, 技術をもったにも拘らず, その能力に応じた職につけない場合もある。例えば, イタリア人の中に高等教育をうけた者の48%が西ドイツで不熟練労働者として雇用されており, ギリシャ人も38%で占められている(第⁽⁵⁴⁾19表)。

V 外国人労働者の職場における作業内容

外国人労働者が西ドイツの企業において約70%の不・半熟練労働者として雇用されていることは上に述べた通りである。さらに, 企業において外国人労働者の仕事の配置および作業内容については, 第20表の示すよう(ある金属工場の例), 全体として外国人は不快な作業(例えば, 騒音, 不潔, 悪臭など), 重筋力労働, 単調な作業に従事している。例えば, 職場の売店においては, ドイツ人が店の売手などを担当しているのに対して, 外国人は主として料理場手伝(皿洗い, 肉切り, 皿運びなど)の仕事を担当する。機械修理の場においてはドイツ人が主として予備品取付けの仕事を担当するが, 外国人は主として機械の修理, 取換および仕上げなどの汚れやすい作業をする。鍛冶および旋盤の場においては, ドイツ人が機械の操作を担当しているが, 外国人は機械的作業しかも請負制で仕事をし, 専ら加工中の製品の取換えの仕事をする(旋盤の部門には特に外国人が多い)。荷物発送の場においては, ドイツ人が単に荷物の検

⁽⁵⁴⁾ K. Bingemer, E. Meistermann—Seeger und E. Neubert, *Leben als Gastarbeiter, Geglückte und mißglückte Integration*, 1972, S. 93.

第20表 外国人労働者の職場における配置と作業内容 (ある金属製造業の例)

	ドイツ人		外国人	
	人数	主要作業内容	人数	主要作業内容
売店	9	店員	12	料理場手伝
門衛	4		—	
機械修繕	14	予備品取換	16	修繕
削り工業	15	機械操作	27	削り作業
消防作業	6		15	
鋳物削工業	26	機械操作	29	カッター作業
工場掃除	9	作業指揮	12	掃除
鍛冶工業	8		8	
硬度テスト	19		27	
ブリキ工業	5		9	
旋盤工業	21		39	
荷物発送	3	荷物検査	6	梱包運搬
電気作業	14		3	
機械作業	9		27	
照明	8		5	

出所: Geiselberger, *op. cit.*, S, 73.

査を担当し、外国人は荷作りなどの仕事を担当する。また鋳物削りの場においては、ドイツ人が機械の操作をするのに対し、外国人は主としてカッターで仕事をするのである。⁽⁵⁵⁾

もちろん、上に述べたことは単に金属製造業の例にすぎない。しかしながら、同一の生産部門において、ドイツ人労働者と外国人労働者との仕事の内容の相異が存在していることは否定できない。これは、上に述べた外国人労働者の職能構成からみてもわかるように、70%の不・半熟練労働を占める外国人労働者が職場の各生産部門のところでもっとも下級的な仕事に配置されている結果であると言える。

(55) Geiselberger, *op. cit.*, SS. 73-74.

このように、外国人労働者が鉄鋼・金属製造業、その他の製造業および建設業において製造、資材の運搬や請負制での機械的作業⁽⁶⁶⁾というより、危険性のある作業に従事しているために、その労働災害率もドイツ人労働者のそれより高い。例えば、1964年から1969年までの統計をみると、外国人労働者の労働災害率は、64年の26.8%、65年の25%、66年の23.5%、67年の18.9%、68年の20.4%および69年の22.8%であるのに対し、ドイツ人労働者の労働災害率は、それ

第21表 外国人労働者とドイツ人労働者の労働災害率の比較 (単位: ‰)

		1964	1965	1966	1967	1968	1969
<届出労働災害>							
鉄鋼・金属産業	外国人	273	260	254	189	208	250
	ドイツ人	135	130	124	101	108	111
建設業	外国人	320	312	312	308	345	330
	ドイツ人	172	162	160	151	155	155
その他の職業	外国人	236	210	187	—	—	—
	ドイツ人	90	84	74	—	—	—
全産業	外国人	268	250	235	189	204	222
	ドイツ人	113	107	97	85	89	88
<労働災害死亡率>							
鉄鋼・金属産業	外国人	0.09	0.11	0.15	—	—	—
	ドイツ人	0.09	0.09	0.09	—	—	—
建設業	外国人	0.28	0.32	0.40	—	—	—
	ドイツ人	0.26	0.31	0.24	—	—	—
その他の職業	外国人	0.15	0.11	0.17	—	—	—
	ドイツ人	0.14	0.13	0.13	—	—	—
全産業	外国人	0.16	0.16	0.21	0.24	0.19	0.15
	ドイツ人	0.14	0.14	0.13	0.13	0.11	0.11

(註) 1,000人の被保険者に占める率
出所: Geiselberger, *op. cit.*, S. 117.

(66) 外国人労働者は多くの場合に請負制度での機械的作業に従事している。しかし彼らはこの制度の内容をよく知らないし、また企業側も彼らに殆んどこの制度の内容を知らせていない。例えば、彼らは、通常工場内の標準作業時間測定機能についてよく知らないために、常に作業時間測定者(Stopper)の測定された仕事の量で普通以上のスピードで作業を進めなければならない。*Ibid.*, S. 76.

ぞれ 11.3%, 10.7%, 9.7%, 8.5%, 8.9%, 8.8%となっている（第21表）。
すなわち、外国人労働者の労働災害率はドイツ人労働者の2.5倍である。⁽⁵⁷⁾

第三章 外国人労働者の社会経済構成と賃金収入

I 外国人労働者の社会経済構成

上に述べた外国人労働者の職能構成と関連して、西ドイツの社会経済構成からみても、外国人労働者の多くは、社会・経済階梯の下層に置かれていることが示されている。第22表に見られるように、1961年と1968年の数字をとってみると、ドイツ人労働者の中で賃金労働者の絶対数が減少しており（62.8%から58%に）、それに対応して、俸給生活者が増加している（22.3%から27%に）。これに対して、外国人労働者で賃金労働者の比重が増大の傾向を示しており

第22表 外国人労働者とドイツ人労働者の社会経済構成の比較（15才以上）

	男 性						女 性					
	合 計		ドイツ人		外国人		合 計		ドイツ人		外国人	
	1961	1968	1961	1968	1961	1968	1961	1968	1961	1968	1961	1968
賃金労働者	63.4	60 ^①	62.8	58 ^①	86.8	90	49.2	43 ^①	49.0	41 ^①	69.6	86
徒弟見習	6.5	6	6.6	6	2.7	2	7.7	7	7.8	7	5.4	—
俸給労働者	22.0	26 ^②	22.3	27 ^②	10.5	8	40.9	48 ^②	41.1	49 ^②	24.9	12
公務員	8.0	9 ^②	8.3	9 ^②	0.0	0	2.2	3	2.2	3	0	0
合 計	99.9	101	100	100	100	100	100	101	100.1	100 ^②	99.9	98

（註）① 絶対数が減少している。

② 絶対数が増加している（外国人の場合はすべて増加している）。

出所：Böhning, *op. cit.*, p. 61.

(57) 外国人労働者は、ドイツ人に比べて労働災害率が高いが、傷病率が低い。例えば、1969年10月の統計によると、全国被保険者（外国人を含む）の傷病率が平均5.63%に対して、イタリア人が5%、ギリシャ人が4.89%、スペイン人が4.93%、トルコ人が5.27%、ユーゴスラビア人が3.54%となっている。外国人労働者の多くが青・壮年労働者であるため、老令化しつつあるドイツ人に比べてその傷病率は低くなると言える。Ibid., S. 117.

(86.8%から90%に)、俸給労働者の比重が減少の傾向を示している(10.5%から8%に)。このように、ドイツ人賃金労働者の減少から俸給労働者への増加という傾向は、外国人労働者に占める賃金労働者の増加によって補完されているものである。⁽⁵⁸⁾

外国人労働者が西ドイツの社会経済領域の下限または特定産業へ大量に流入する原因は、W. R. Böhning の説明によれば、それは二つの要因が作用している。その一つは“職務の補完性 (Complementarity of jobs)”の現象である。すなわち、ある生産活動の遂行のためには相互に依存関係にある種々の熟練水準をもつ諸職種、職務に従事する労働者が含まれているが、全般的に労働力不足のもとで就職機会が豊富となったため、国内労働者がかかる職務を忌避するに至ると、当該職務は早晚外国人労働者によって埋め合わされることになる。例えば、建設業でのレンガやセメント運搬、清掃夫、看護婦などのように筋力労働あるいは不潔をもつ労働がその例である。他方、今一つの要因は“作業行程の再調整 (adjustability of the production process)”である。すなわち、今までに外国人労働力に頼らなかった大量生産プロセスにおいては、雇主は生産プロセスの適当なる再調整との関連において、外国人労働力の利用がより多くの財貨生産とより多くの利潤を実現するであろうと認識している。そこで、雇主は、低い熟練水準をもつ外国人労働者の利用可能性を前提として、従来の多くの熟練職務をより単純な労働に細分化し、その労働力需要のパターンを外国人労働者の利用可能な熟練に変化させることになる。通常、このような現象はよく製造業に見られる。すなわち、これらの製造業は、試行錯誤という原則のもとで、種々の職業や教育水準の程度をもつ外国人を雇入れて、僅か一、二日で彼らにスクリュヤレバーの操作を教え込んで、早速仕事に適應させようとする。もちろん、自動車工場のような場合には、その作業行程はすでに細分化されているので、改めて再調整を要しない。しかしながら、他の半自動

⁽⁵⁸⁾ Böhning, *op. cit.*, p. 61.

作業の製造業においては、雇主がその作業行程を今までに製造の技術や知識をもたない外国人労働者の能力に適応させようとして細分化することができる。そこで、外国人労働者は再調整された筋力労働を必要とする作業行程の職種・職務へ編入されることになるのである。このように、西ドイツにおいては、3分の1の外国人労働者が鉄鋼・金属製造業に雇入れられており、その他の製造業にはその他の外国人の3分の2が雇用されているのである⁽⁵⁹⁾。そして、このような職務の補完性と作業行程の再調整は相互に関連して、外国人労働者をして特定の産業、職種、職務への大量流入を促進するという効果をもつのである。

II 外国人労働者の賃金収入

外国人労働者が雇用構造において主として西ドイツの社会・経済階梯の下層に置かれていることはすでに上に述べた通りである。ここで、さらに外国人労働者の賃金収入の状況からその生活条件の一斑を知ることができよう。

1967年の統計によれば、国籍別による外国人労働者の時間当り賃金は、第23表の示すとおりである。全体として男子外国人労働者の時間当り賃金では4.5DM以下を占める率が多い。4.5DM以下の賃金をうける者としては、イタリア人の68.6%、スペイン人の82%、ギリシャ人の50.5%、トルコ人の91.7%が数えられる⁽⁶⁰⁾。5DM以下の賃金をうける者は、イタリア人が81.8%、スペイン人が91.7%、ギリシャ人が77.2%、トルコ人が92.3%で占められている。また国籍別男子外国人労働者の平均時間賃金をみると、イタリア人が4.14DM、スペイン人が4.06DM、ギリシャ人が4.48DM、トルコ人が4.15DMとなっている⁽⁶¹⁾。そしてこの4カ国の平均は約4.20DMとなる。

これに対して、女子外国人労働者の場合は男子に比べて更に低い。同表に表われるように、大多数の女子外国人労働者は3.5DM以下の時間当り賃金をう

(59) *Ibid.*, pp. 59-61.

(60) Mehrländer, *op. cit.*, S. 95.

(61) 第23表より算出。

第23表 外国人労働者の国籍別時間当り賃金

(1967年)

	2DM 以下	2~ DM 2.5	DM 2.51~ 3.0	DM 3.01~ 3.5	DM 3.51~ 4.0	DM 4.01~ 4.5	DM 4.51~ 5.0	DM 5.01 以上	不明	平均
男 性										
イタリア人	—	—	—	10.7	23.4	34.5	13.2	4.6	13.7	4.14
スペイン人	—	1.4	2.8	13.9	27.8	36.1	9.7	8.3	—	4.06
ギリシャ人	—	—	—	10.9	14.7	25.1	26.7	22.7	—	4.48
トルコ人	1.3	1.3	3.9	11.7	18.2	31.2	24.7	7.8	—	4.15
女 性										
イタリア人	—	2.4	26.2	28.6	11.9	2.4	—	—	28.8	3.16
スペイン人	—	3.2	41.9	25.6	12.9	9.7	3.2	3.2	—	3.28
ギリシャ人	2.2	6.5	23.9	43.5	17.4	4.3	2.2	—	—	3.20
トルコ人	—	6.3	25.0	37.5	6.3	6.3	18.8	—	—	3.44

出所：Mehrländer, *op. cit.*, S. 95.

けている。国籍別の時間当り賃金をみると、イタリア人が3.16DM、スペイン人が3.28DM、ギリシャ人が3.20DM、トルコ人が3.44DMをうけている。そして、この4カ国の平均は約3.27DM⁽⁶²⁾である。

1967年に、西ドイツの男子全国労働者の時間当り賃金は4.99DMで、女子は3.46DM⁽⁶³⁾である。しかしこの平均値には外国人労働者の数値も入れられているので、実際は、男子ドイツ人労働者の時間当り賃金は5.03となり、女子の場合には3.46⁽⁶⁴⁾となっている。したがって、外国人労働者の時間当り賃金はドイツ人のそれよりも低いのである。

また、産業別による外国人労働者の時間当り賃金をみても(第24表)、外国人労働者の賃金はドイツ人のそれよりも低いことが示されている。例えば、男子外国人労働者は、農・林・漁業には3.75DM、鉱山・石炭・エネルギー産業に

⁽⁶²⁾ *Ibid.*⁽⁶³⁾ “Statistisches Jahrbuch für die BRD,” 1968, S. 454.⁽⁶⁴⁾ 第23表および “Arbeits- und Sozialstatistik,” 1975, SS. 24-25 より算出。

第24表 外国人労働者の業種別時間当り賃金

(1967年)

	2DM以下		2~2.5DM		2.51~3DM		3.01~3.5DM		3.51~4DM		4.01~4.5DM		4.51~5DM		5DM以上		不明		平均DM ^①		
	M	F	M	F	M	F	M	F	M	F	M	F	M	F	M	F	M	F	M	F	
農・漁・林業	—	—	—	—	—	—	16.7	—	66.7	—	16.7	—	—	—	—	—	—	—	—	3.75	—
鉱山・石炭・エネルギー産業	—	—	—	—	—	—	6.3	—	12.5	—	62.5	—	6.3	—	12.5	—	—	—	—	4.31	—
鉄鋼・金属製造業	0.8	—	—	—	—	27.0	4.9	32.4	21.3	21.6	34.4	10.8	25.4	5.4	11.5	—	1.6	2.7	4.32	3.41	
その他の製造業	—	—	—	5.6	—	32.4	14.0	38.0	30.8	12.7	25.2	4.2	15.0	2.8	9.3	1.4	5.6	2.8	4.12	3.03	
建設業	—	—	—	—	—	—	2.0	—	14.9	—	49.5	—	19.8	—	7.9	—	5.9	—	4.35	—	
保険・金融・貿易業	—	—	—	—	—	—	33.3	100.0	—	—	33.3	—	33.3	—	—	—	—	—	4.07	3.25	
サービス業	—	6.7	7.7	6.7	—	20.0	30.8	6.7	7.7	6.7	7.7	—	7.7	—	—	—	38.5	53.3	3.50	3.00	
運輸業	—	—	7.1	—	14.3	—	14.3	—	28.6	—	7.1	—	7.1	—	—	—	21.4	—	3.42	—	
公共サービス	—	—	—	—	10.3	50.0	48.3	50.0	17.2	—	6.9	—	—	—	3.4	—	13.8	—	3.45	3.00	

出所：Mehrländer, *op. cit.*, SS. 109-110.

① 同表より算出。

第25表 外国人労働者の月間純収入（国籍別）

(1967年)

	250DM以下	351~400DM	401~450DM	451~500DM	501~550DM	551~600DM	601~650DM	651~700DM	701~750DM	751~800DM	801~900DM	900DM以上	平均DM ^①
	イタリア人	3.0	6.0	3.8	7.7	11.5	17.0	10.6	12.8	5.1	7.2	7.2	8.1
スペイン人	2.7	2.7	7.2	10.8	15.3	15.3	12.6	14.4	6.3	3.6	6.3	2.7	598
ギリシャ人	4.0	4.8	7.9	15.1	5.6	8.7	9.5	13.5	9.5	5.6	5.6	10.3	625
トルコ人	6.3	1.0	4.2	3.1	10.4	10.4	12.5	18.8	14.6	12.5	4.2	2.1	671

出所：Ibid., S. 114.

① 同表より算出。

は4.31DM, 鉄鋼・金属製造業には4.32DM(女子は3.41DM), その他の製造業には4.12DM(女子は3.03DM), 建設業には4.35DM, 保険・金融・貿易業には4.07DM(女子は3.25DM), 運輸業には3.42DM, そして公共サービス業は3.45DM(女子は3 DM)をうけている⁽⁶⁵⁾。男子外国人労働者を多く雇用している第2次産業の全国平均時間賃金は4.78DM(女子3.53DM)である⁽⁶⁶⁾。これに対して, 男子外国人労働者の第2次産業での時間当り賃金は, 平均4.31DM(女子3.17DM)で, 全国の場合よりも低いのである。また, 第3次産業における全国労働者の時間当り賃金は4.23DM(女子3.34DM)であるのに対して, 外国人労働者の同産業での賃金は約3.65DM(女子約3 DM)である⁽⁶⁷⁾。さらに, 第1次産業の男子全国時間当り賃金は5.27DMであるのに対して男子外国人労働者のそれは僅か4.19DMである⁽⁶⁸⁾。

さらに, 外国人労働者の月間総収入についてみると, 第25表に表われるように, イタリア人が541DM, スペイン人が599DM, ギリシャ人が625DM, そしてトルコ人が671DMの月間平均純収入をうけている(4カ国の平均は約610 DM)⁽⁷⁰⁾。これに対して, 1967年の西ドイツ全国就業人口(ただし, 農業の自営業主, 家族労働者を除く)の月間平均純収入は710 DMである⁽⁷¹⁾。この数字から上述の外国人労働者の平均を引くと, ドイツ人の月間平均純収入は約714 DMとなる。もちろん, 外国人労働者の中では, 上述の4カ国以外の労働者についての資料がはっきりしないので, 上述の4主要外国人労働者の平均だけでは正確の平均値が得られていない。しかしながら, 上述の4カ国の労働者数が全外

(65) Mehrländer, *op. cit.*, SS. 109-110.

(66) "Statistisches Jahrbuch für die BRD," 1968, S. 454.

(67) *Ibid.*, S. 454.

(68) 第24表を参照。しかし, サービス業において「不明者」が多く占めているので, この平均値はやや不正確である。

(69) *Ibid.*, S. 454.

(70) 第25表を参照。

(71) "Arbeits-und Sozialstatistik," 1975. より算出。

国人労働者の7割以上を占めているので、外国人労働者全体からみても、上述の外国人労働者の月間平均純収入には大差は生じないと考えられる。

上に述べた外国人労働者の時間当り賃金および月間純収入についての統計はいずれも1967年のものであって、その後の外国人労働者の賃金状況の把握の観点から言えば、やや古い資料であると言える。しかしながら、その後の資料をみても、外国人労働者の低賃金収入は依然として存在していることが示されている。

1970年に西ドイツ連邦労働庁の推計によれば、180万人を数える外国人労働者のその年の賃金および報酬の総金額が236億5千万DMである。この総金額の中から、20%の社会保障費用および税金、並びに西ドイツに住む子女の費用(約380万DM)を控除すると、その年間純収入は186億DMになる。したがって、外国人労働者の一人当りの年間純収入は約10,000DMとなり、月間に換算すると、835DMとなる。しかし、同労働庁は、1970年の外国人労働者の平均月間純収入が867DMと推定している。これに対して、同年10月の西ドイツの全国工業労働者の月間純収入は1,220DMで、税金、保険料などを控除すると976DMとなる。⁽⁷²⁾したがって、外国人労働者の月間純収入は全国の平均月間純収入の約85%にすぎないのである。

第四章 西ドイツにおける外国人労働者移入の特徴

上に述べたように、外国人労働者は西ドイツにおいて主として鉄鋼・金属製造業、その他の製造業および建設業に雇入れられている。また、賃金の面においてもドイツ人労働者に比べて外国人労働者は比較的低賃金収入のグループに置かれている。すなわち、外国人労働者は、雇用構造および賃金収入の面に限っては西ドイツの社会経済階梯の下層に位置されているのである。しかし、一方、外国人労働者の西ドイツでの就業が彼らの本国の失業問題を緩和する効果

⁽⁷²⁾ Geiselberger, *op. cit.*, S. 77.

および彼らの西ドイツでの収入が彼らの本国にとって外貨の獲得の貢献になるという事実も否めない⁽⁷³⁾。しかしながら、ここでは外国人労働者の移入による送出国の享受している利益について論ずるつもりはない。ここでは、単に西ドイツの外国人労働者の移入の特徴について検討する。

戦後、西ドイツにおける外国人労働者の受入の方式は主として西ドイツ（受入国）と外国（送出国）との間の労働者募集に関する協定に基づいて行われてきた。しかし、西ドイツは、国内の労働力不足に悩んでいるとしても、これらの外国人労働者を西ドイツで永住移民として受入れるとせず、ただ西ドイツの国内労働市場の求人状態に応じて、一時的にその受入れを行ってきた。すなわち、西ドイツは、自国の労働力需要の変動に巧みに対応しうるように外国人労働力の移入政策を採ってきた。換言すれば、西ドイツは、景気上昇期においては外国人労働力を輸入し、景気停滞期においては彼らを再輸出してしまうという政策を行っている。この意味において、外国人労働者は西ドイツの景気緩衝機（Konjunkturpuffer）の役目を演じさせられており⁽⁷⁴⁾、西ドイツにおいてはいわゆる“一時的募集労働者（temporarily recruited labour）”の性格をもっている⁽⁷⁵⁾のである。1960年代前半における大量の外国人労働者の移入は、西ドイツの経済の上昇期における労働力不足の解消策の一措置であった。また、1967年、1968年の西ドイツの景気停滞期において外国人労働者の帰国も上に述べた

(73) 1970年に外国人労働者の本国送金額は4,550百万DMで、その中で、イタリア人が1,000百万DM、ギリシャ人が550百万DM、スペイン人が500百万DM、トルコ人が900百万DM、ユーゴスラビア人が1,000百万DMを占めている。Ibid., S. 168. 外国人労働者の本国送金の問題については、Mehrländer, *op. cit.*, S. 133 以下および Geiselberger, *op. cit.*, S. 168 以下を参照。

(74) Böhning, *op. cit.*, p. 58. 西ドイツにおける外国人労働者の移入を一種の“Konjunkturpolster”（景気クッション）として称されることもある（T. Ansay und V. Gessner, *Gastarbeiter in Gesellschaft und Recht*, 1974, S. 69）。

(75) S. Paine, *op. cit.*, p. 5. Böhning はこのような temporary 移民を“多年性移民（polyannual migrant）”と称している（Böhning, *op. cit.*, p. 54）。“Gastarbeiter”と呼ばれるこれらの外国人はこのような“temporary”の性格に由来するものであろう。

西ドイツ国内労働力需要の変動に対応させられている結果である。⁽⁷⁶⁾更に、1973年秋季以降の景気停滞に関連して大量の外国人労働者は雇用契約の期間満了という形で解雇され帰国したことも、⁽⁷⁷⁾このような西ドイツの採ってきた“一時的募集労働力”の性格から生じた結果であると言える。

西ドイツにおける外国人労働者の移入のもつ“一時的募集労働力”の性格は自発的、永住的な性格⁽⁷⁸⁾をもつ移住とは異なり、最初から受入国の雇用政策によって制約されているものである。すなわち、西ドイツは、これらの募集外国人労働者に対して、職業選択、滞在、家族移住、社会保障などの労働条件および生活条件の面について制限を課しているのである。職業選択については、外国人労働者が西ドイツの企業に雇用されて2年を経なければ、転職を認められないことになっている。また、労働許可証も滞在(在留)許可証もともに1年の期間に限定され、1年ごとに更新をしなければ、就労も滞在もできない。⁽⁷⁹⁾家族移住については、西ドイツにおいて家族生活に十分な住宅条件を整えなければ、⁽⁸⁰⁾家族移住も認められない。更に、社会保障の内容については、西ドイツと労働力送出国との間の社会保障に関する協定の内容に限定されており、一般には国内労働者の享受している社会保障上の権益(例えば、家族手当、児童手当)を享受することはできない。⁽⁸¹⁾

(76) 1966年9月に外国人労働者は1,313,491人を数えたが、1967年9月に991,255人までに減少した。1968年9月までにその数は若干の増加があったが(1,089,873人)、1966年9月の人数には及ばなかった(第4表を参照)。

(77) 1973年9月に、外国人労働者は259万5千人を数えたが、1974年9月には235万人にまで減少し、さらに1975年6月末に207万人までに減少した。

(78) 例えば、西ヨーロッパからアメリカやオーストラリアへの移民の場合である。

(79) Verordnung 9 zur Durchführung des Gesetzes über Arbeitsvermittlung und Arbeitslosensicherung (AVAVG) §2, §4, §7, “*Bundesgesetzblatt*,” Teil 1, Nr. 47, 1959, S. 689; “*Bundesarbeitsblatt*,” 1959, S. 754.

(80) 例えば、西ドイツ・スペイン間労働者募集協定第17条 (“*Bundesarbeitsblatt*,” 1962, S. 82)、西ドイツ・ポルトガル間労働者募集協定第16条 (“*Bundesarbeitsblatt*,” 1964, S. 382)、西ドイツ・ギリシャ間労働者募集協定第17条 (“*Bundesarbeitsblatt*,” 1962, S. 78) などが外国人労働者の家族移住の条件を規定している。

要するに、西ドイツにおける外国人労働者は、西ドイツの景気上昇期に雇用されるが、景気停滞期にはその本国へ送帰されるという原則あるいは他の外国人労働者に取換えられる原則の下で募集されているのである。したがって、外国人労働者がそれ自身の労働能力に限り、西ドイツに雇用されるのであって、労働能力をもたない家族の移住が最初から奨励されていなかったのである。換言すれば、西ドイツは、単に労働力旺盛な外国人労働者、すなわち青年労働者の「人・時」(man-hours)のみの輸入を計画するのであって、外国人労働者の家族までを輸入するつもりはなかったのである。このような原則の下で、西ドイツは常に外国人労働者の新陳代謝 (rotation)⁽⁸²⁾を行い、外国人労働者は自分の意志に基づいて西ドイツで就業することを保証されていないのである。

もちろん、西ドイツにおいては、外国人労働者の永住的な移民 (permanent immigrant labour) が認められていないわけではない。しかし、このような永住的な移民政策は、その条件がきびしく、良質な外国人労働者（もちろん認可の条件は西ドイツ政府の官憲の意志による）のみが選ばれるのである。例えば、3年期限の労働許可証を申請するためには、外国人労働者が特定職種または特定職務の雇用に限定されないという条件で、①5年間西ドイツで雇用労働者として従事したこと、②8年間西ドイツにおいて合法的に滞在したこと、③ドイツ人と結婚したこと、の孰れの条件の一つに該当しなければならない。⁽⁸³⁾また、10年以上西ドイツで合法的に滞在すれば、無期限の労働許可証を申請することができる（ただし、西ドイツでの滞在が2年以上中断すれば、その効力

(81) ただし、児童手当については、1956年7月4日および1960年12月17日の第4と第5実施規則によって、イタリア人およびスペイン人は、その家族が本国に居住しているも、第3子より児童手当をうけることができる (D. Gaul, Zur Beschäftigung ausländischer Arbeitnehmer, "Recht der Arbeit," 14 Jg. 1961, S. 328)。

(82) 外国人労働者の雇用期間が短い (第二章を参照)。

(83) 外国人労働者の労働許可証に関する規則第9号 (すなわち、AVAVG第9実施規則, 註7を参照), 第5条および第7条。

は失うとする⁽⁸⁴⁾。更に、西ドイツにおいて合法的に5年以上滞在し、且つ経済的社会的生活に適応したと判断された外国人労働者に西ドイツでの居住権 (Aufenthaltsrechtigung)⁽⁸⁵⁾ は認められる。1971年の初め頃までに、西ドイツにおいて約5,000名の外国人労働者に西ドイツでの居住権が与えられた。しかしながら、これらの居住権を与えられた5,000名の外国人労働者は殆んど外国人としての以前のドイツ人であると言われる⁽⁸⁶⁾。

このような西ドイツの外国人労働者移入政策のもとで、西ドイツの企業側もまた通常国内労働者を雇用する場合に負担すべき解雇手当、職業訓練費、家族手当、賞与などの費用を節約することができる⁽⁸⁷⁾。また、企業側は、外国人労働者の政治的活動の制限禁止⁽⁸⁸⁾、企業内の経営協議会のメンバーの被選挙権の制限⁽⁸⁹⁾ および労働組合での低加入率によって、企業の労務管理の面での安定性を維持⁽⁹⁰⁾

(84) 同前規則、第7条。

(85) Ausländergesetz, §8 (“*Bundesgesetzblatt*,” Teil 1, Nr. 19, 1965, S. 354)。

(86) Notter und Brunini, *op. cit.*, S. 351。

(87) 企業側は、外国人労働者との間に1年ごとの雇用契約を結び、1年になれば、契約を改訂するかまたは終了するという形を採っている。したがって、外国人労働者の解雇は常に契約の終了という形でスムーズに行われ、通常国内労働者を雇う場合の解雇制限法はこの場合には適用しないのである。また、外国人労働者が西ドイツへ入国する前に本国においてある程度まで職業訓練をうけているので、西ドイツ入国後、短期間の訓練でただちに企業側の予定していた職務に就かせる。このため、企業側は国内労働者を雇用する場合の職業訓練費をあまり支出しないで済むのである。西ドイツでは15才で義務教育を終え直ちに就職する者は、製造業の場合約3年間の養成教育が必要とされる。この間、受講者は有給で実技は事業所で修得しつつ、学科教育は一週8ないし12時間、勤務中にうけることになる (労働者統計情報部編「諸外国の雇用と賃金」, 1976年, ページ15—16)。これに比べると、外国人労働者を雇用する場合ははるかにその養成費は節約できる。

(88) 「外国人法」第6条 (政治的活動) (2)(3)には次のように規定している。

- (2) 外国人の政治活動は、公共安全と公共秩序の混乱の防止、あるいはドイツ連邦共和国における政治的意思形成の混乱の防止、あるいはドイツ連邦共和国のその他の重大な利害からみれば必要である場合、制限または禁止されることがある。
- (3) 外国人の政治活動は、次の場合認められない。
1. 国際法と一致しない場合。
 2. ドイツ連邦共和国の自由民主秩序を損う場合。あるいは、
 3. 自由民主的基本秩序の憲法諸原則と一致しないこの法律の適用範囲外での政党、その他の結社、組織ないし運動を支援する目的を有する場合。

することもできる。もちろん、企業側のこのような利益の享受は基本的には上に述べた西ドイツ政府の外国人労働者の雇用政策に由来するものである。換言すれば、西ドイツ政府のこのような外国人労働者移入政策は、企業の外国人労働者雇用の利益の維持にとって必要な条件となるものである。

もちろん、今日、西ドイツで実施されている外国人労働者移入政策の実施は主として地中海沿岸国からの労働者（すなわち募集労働者）である域外労働者に対するものである。域内労働者（主としてイタリア人労働者）は、1968年11月以降、EECの労働者自由移動政策の実施によって上述の諸制限から解除された。形式的に言えば、労働法上、社会法上の権益については、イタリア人労働者は他の地中海沿岸国からの外国人労働者よりもある程度改善されていると言⁽⁹¹⁾える。しかしながら、すでに上に述べたように、具体的な雇用の実体に立入ってみれば、ドイツ人労働者よりも、不利な状態に置かれていることは否めない。西ドイツにおいては、イタリア人労働者の自由移動が認められたとしてもそれは無制限に自由に移住することを意味するものではない。イタリア人は、雇用契約または雇主からの雇用通知書または労働証明書を西ドイツに提出しなければ、依然として西ドイツでの5年期限の滞在認可証を取得することはでき

(89) 「経営組織法」（1952年10月11日制定、1972年改訂）第7条第1項によれば、21才以上であってその経営体に少なくとも1年間所属しており、且つドイツ連邦議会に対する選挙権を有する者はすべて被選挙権を有する。しかし外国人は連邦議会に対する選挙権を有しないので、この場合の選挙権は原則的に認められない。しかし、同条2項には、労働者と使用者との間に上述の条件について諒解が行われている場合その限りでないとしてされている。実際は外国人が経営協議会のメンバーになるのは少ないのである（イタリア人の場合はEC理事会規則1612/68によって認められている）。

(90) 1970～71年の統計によれば、主要外国人労働者の労働組合率が平均22%で、約36万人が加入している（全外国人：約38万3千人）。そのうち、トルコ人が27%、スペイン人が27%、イタリア人が23%、ギリシャ人が22%、ユーゴスラビア人が17%、ポルトガル人が15%を占めている。Geiselberger, *op. cit.*, S. 89.

(91) EC理事会規則1612/68およびEC理事会命令68/360を参照。P. Gissler, *op. cit.*, S. 82.

(92) ない。したがって、イタリア人労働者の西ドイツへの移入は、雇主（企業側）の採用意思の有無にかかっており、⁽⁹³⁾ この意味において、域外労働者の移入（募集）の場合とは変わっていないと言える。また、家族移住の場合については、イタリア人労働者は、従来の独伊間労働者募集協定第16条に基づいて、家族移住のために十分な住宅を管轄機関に提示し、その認可をうけなければならない。そして外国人管理局（Ausländerpolizeibehörde）はその申請に対してできるだけ好意的に許可を与えている。⁽⁹⁴⁾ このような規定は、言うまでもなく西ドイツでの住宅確保がその重要な前提とし、そして許可基準が外国人管理局の自由裁量に任されているという内容である。そして、1968年EC理事会規則1612/68の第10条の発効によって、上述の募集協定第16条の内容が改訂され、イタリア人労働者は、家族移住を申請する場合に、「当人が雇用されている地域で、国内労働者に適用されている通常の必要条件に合った住宅をその家族のために準備すること」を必要とし、そしてこの規定は国内労働者⁽⁹⁵⁾ と他の加盟国労働者との間の差別待遇を生じさせてはならないとされている。この規定からみれば、住宅条件の内容が募集協定第16条のそれよりやや緩和されていると読み取れるが、しかし家族移住を申請するための判断の基準は依然として示されていない。そのみならず、EC理事会の68年第360号命令（加盟国労働者およびその家族の⁽⁹⁶⁾ 入国および滞在期限の廃止に関する命令—1968年10月15日）第10条によれば、家族移住も、加盟国の公共秩序、公共安全および公共衛生の理由で禁止されうるとい⁽⁹⁷⁾ う上記第16条の規定により、きびしい条件が付加されて

(92) EC理事会命令68/360、第2条1項、第4条3項。

(93) Bouscaren の説明によれば、ドイツ人雇主は、外国人の中でトルコ人に対してもっと好感をもち、スペイン人、ギリシャ人、ユーゴスラビア人がそれに次いでいる。イタリア人はしばしば“job hoppers”と呼ばれ、もっとも好まれない者である。Bouscaren, *op. cit.*, p. 43.

(94) 独伊間労働者募集協定第16条。“*Bundesarbeitsblatt*,” 1962, S. 73.

(95) EC理事会規則1612/68第16条。

⁽⁹⁶⁾ いる。したがって、イタリア人労働者の家族移住は、基本的には他の外国人労働者の場合（例えば、スペインと西ドイツ間の労働者募集協定第17条⁽⁹⁷⁾）と同様に、住宅条件の整えのみならず、ドイツ官憲の自由裁量に制約されているのである。イタリア人はしばしば西ドイツの公共安全、公共秩序に違反するという⁽⁹⁸⁾ことで、西ドイツでの滞在許可を認められないこともある。

また、たとえイタリア人労働者の自由移動が西ドイツにおいて認められたとしても、イタリア人は西ドイツでの従来の雇用構造から脱皮して新たにドイツ人と同様な雇用構造に受け入れられることはできない。すなわち、イタリア人労働者は、依然として西ドイツの従来の外国人労働者移入政策—“一時的募集労働力”の性格の範疇に嵌め込まれているのである。すでに上に述べたように、雇用構造の特徴からみても、賃金収入の面からみても、イタリア人労働者が域外労働者と同様に西ドイツの社会経済階梯の下層に位置されていることは明らかに示されている。

上に述べたように、西ドイツの景気停滞期において、あるいは国内失業者が増加した場合は、外国人労働者が雇用契約の終了という理由でスムーズに解雇され本国へ送帰されたことは、域外労働者に限らず、イタリア人労働者にも波及している。1973年9月以降、イタリア人労働者も他の外国人労働者と同様に解雇されたため、西ドイツにおけるその労働者は著しく減少している（1973年

⁽⁹⁶⁾ EC理事会命令 68/360第10条。

⁽⁹⁷⁾ “*Bundesarbeitsblatt*,” 1962, S. 82.

⁽⁹⁸⁾ 例えば、Claudis Barulli というイタリア人が Hamburg の警察当局によって強制退去を命ぜられた（1963年3月27日）。しかし彼は、1966年9月30日に再び西ドイツに入国したため、10月10日に逮捕され、Wiesbaden の地方裁判所に公共安全および秩序に違反したという理由で告訴された。この地方裁判所は、公共安全および秩序の概念が広義的に解釈されるべきであって、刑法で使われている公共秩序および公共安全の概念に拘らず、通常他の大陸国家に適用されている意味に合致すればよいとし、このイタリア人が無一文で、浮浪者である以上、公共安全、公共の秩序に違反した者とし、したがって、その強制退去が合法であると判断した。N. Elles, *Community Law Through The Cases*, 1973, pp. 104-105.

12月31日の423千人から1975年6月30日の297千人に落ち込んだ）。このことからみる限り、ECの労働者自由移動の効果は加盟国（西ドイツ）の現実採用している外国人雇用政策に大きく制約されていると言えよう。現実の西ドイツの外国人労働者の雇用政策の下では、外国人労働者は、たとえイタリア人であろうと、他の域外募集労働者であろうと、基本的には、西ドイツと労働力送出国（労働力過剰国）との間の労働者募集協定（独伊間にはすでに1955年から存在している）の性格に基づいて雇用されている者であることには変りはない。換言すれば、ECの労働者自由移動政策はイタリア人に対して、単に若干の法制上の権益を与えるにすぎず、社会・経済構造上の実益を与えていないのである。

上に述べたことは、いわゆる正規の労働者募集ルートで雇入れられた外国人労働者に対する西ドイツの政策である。このほか、いわゆる不法入国による外国人労働者の雇入れ方式もある。これらの不法入国外国人労働者の数についての統計はないが、EC委員会の報告によれば、正規外国人労働者の10%を占めていると推定されている。⁽⁹⁹⁾ これらの不法入国者の就労も滞在も不法なものであるために、その労働条件も生活条件も西ドイツの労働法および社会法上の規定で保障されることはできない。西ドイツにおいて、企業が正規の外国人労働者のほかに、不法入国外国人労働者を雇用しているということは、もちろん、労働力送出国にも問題があるが、正規の外国人労働者に対してさえきびしく態度を採る西ドイツの外国人雇用政策とは対照的な現象であると言える。⁽¹⁰⁰⁾

(99) 西ドイツへの不法入国者についての正確な数字がないため、その数は全外国人労働者の15%を占めているともいわれる（E. Klee, *Die Nigger Europas*, Zweite Auflage 1973, S. 20）。

(100) 西ドイツにおいて不法入国による不法就労の問題はEC委員会の報告書の中にも指摘されており（EC Commission, Action programme in favour of migrant workers and their families, *Bulletin of the EC*, Supplement 3/76）。また、現に不法入国者を斡旋する「人身売買業」（Menschenhandel）が存在していると指摘されている。Geiselberger, *op. cit.*, S. 45; Klee, *op. cit.*, S. 19; EC Commission, *op. cit.*, p. 21.

戦後、西ドイツにおいて展開されてきた外国人労働者の移入政策は、概して言えば労働者それ自身以外の社会インフラストラクチャール・コスト（social infrastructural cost）を負担しないという原則のもとで、安価で且つ労働力旺盛な外国人を、賃金上昇の抑制、経済成長の維持と発展をはかるために、労働力不足に悩む業種または職業に一時的に輸入（募集）し、そして良質な労働力を獲得するために、常に外国人労働者のロテーションを行い、さらに景気停滞期においてはその輸入を停止し、または彼らを再輸出するという仕組みである。^(註)

註：外国人労働者の受入は、国内の労働力不足を解消するための方策として考えられるが、しかし労働力不足に悩む受入国では、外国人を雇用しないで、その労働力不足をも解決することができるという方法もある。例えば、国内労働力供給の増大の方法としては、

- (a) 経済活動人口の増加、特に女性の場合、
- (b) 労働時間、労働日数、労働年令などの引上げ、

また、労働力需要の減少の方法としては、

- (a) 少量の労働力による既存の生産品を生産する技術の利用、
- (b) 少量の労働力に適応する生産品の改良、
- (c) 労働力節約のための工芸学的な研究の奨励、
- (d) 労働力過剰国における工場の設立、

さらに、労働力の供給および需要の管理政策としては、

- (a) 労働力不足の職業における労働条件を改善するための賃金および報酬の増加、

などが挙げられる。しかしながら、概して言えば、これらの方法は、労働力不足に直面している個々の企業の改善策ではない。というのは、これらの職業は特に需要過剰で、しかも労働条件が悪く、賃金も低い諸職業である。もし、現

存の悪労働条件および低賃金で外国人を雇用することができ、現在の生産体制を維持することができるとするならば、これらの企業は、わざわざと国内労働力を増加したり、生産技術などを改良したりする必要はないであろう。

一方、外国人労働者の受入は、受入国の経済発展の維持、賃金上昇の抑制などの効果を有すると考えられるが、しかし、これに対する反対論もある。すなわち、外国人を雇用する場合には、外国人のための住宅、食事および年次休暇（帰国）費用などが国内労働者を雇用する場合のコストより約25%も高くつくということである。しかしながら、この理論はもし外国人労働者の賃金収入および社会保障などが国内労働者と同様な地位（条件）に置かれているならば説得力をもつが、実際は外国人労働者の雇用による賃金上昇を抑える効果は無視したのである。西ドイツにおいては、賃金、物価、外国人労働者の雇用と18の業種の失業者との間の関係（1961—1969年）についての報告が Bain と Panga によってなされている。すなわち、物価の上昇は業種間の賃金の上昇を惹起しており、一方、外国人労働者の雇用および失業者の増加は賃金の上昇を緩和する効果を有するということである。また、Garbers と Blankart の研究によれば、スイスの場合も、上に述べた西ドイツの場合と類似した結果が現われている。すなわち、外国人労働者の移入に対して比較的緩和な措置を執った場合は、労働市場におけるスイス人労働者間の賃金のセリ上げが低い。逆に、外国人労働者の移入に対してきびしい措置を執った場合は、潜在的な外国人労働者の競争の低下によって、スイス人労働者間の賃金の上昇は高くなるということである。

また、外国人労働者の受入を現代の産業予備軍と見做し、その存在は資本主義国家の資本の蓄積にとって不可欠なものであるという見解もある。この説によれば、資本主義国家はその経済成長を維持していくために、絶えず外国人労働者の受入を行わなければならない。そして、外国人労働者は、受入国の経済的变化を与えるのみならず、送出国の潜在的な社会的および政治的不満を吸上

げる役割をも果しているという。しかしながら、この理論は、いわゆる産業予備軍が受入国にとってどれほど必要であるか、製造業への労働力の流入が減少しはじめたときに何故資本の蓄積は依然として急速に増加しているのか。またヨーロッパの資本主義国が労働力を輸入しているのに、日本は、その国内の労働力不足の事態に直面しているにも拘らず、その資本を輸出しはじめるのか、などの問題については、明白な解答を与えていないようである。外国人労働力の受入は、確かに受入国の労働力不足の解消のための一つの方法ではあるが、労働力不足の解消のための唯一不可欠な条件ではないと言えよう（S Paine, *Exporting Workers, The Turkish Case*, 1974, pp. 5-23）。

む す び

以上、西ドイツにおける外国人労働者の受入、雇用構造および賃金収入の面を通じて外国人労働者の雇用政策の性格をみてきた。要するに、戦後西ドイツで展開されてきた外国人労働者の雇用政策は、通常の permanent 移民性格と異なり、外国人労働者を単に temporny 移民として輸入し、特別な社会コストを負担しないという原則のもとで景気緩衝機としての役目を演じさせ、労働力需要の変動に対応して巧みに利用しているものである。このような政策のもとで、外国人労働者は、西ドイツにおいて主として低賃金でドイツ人の付きたがらない筋力労働の諸職種・職務に雇入れられ、いわゆる西ドイツの社会経済構造の下層に置かれている。

今日、西ドイツにおいて外国人労働者の存在は大きな社会的問題までに発展してきている。外国人労働者の労働条件および生活条件の改善に関する問題は西ドイツ国内のみならず、ECにおいても（例えば、EC委員会、「移民労働者（域外労働者を含む）およびその家族のための行動計画」、Bulletin of the EC, Supplement 3/76）指摘されているのである。もちろん、外国人労働者の問題については、単にECの労働者自由移動政策や西ドイツの経済的側面から

みるだけではなく、さらに、西ドイツにおける外国人労働者の法的・社会的地位についても検討を加えるべきである。これらの問題についての検討は次の研究課題にしたいと思う。

マクロ計量経済モデルの 非干渉化制御と安定化政策

内 田 幸 夫

1. 序

最近、現代制御理論を用いた動的経済システムの分析と制御に関して、今日までに多数の理論的・実証的研究が提示されてきている (Kendrick [7])。ところが多変数 (多入力多出力) 系の複雑な経済システムの制御を現実に行うにあたっては、対象とする分析目的にしたがって解決しなければならない重要な問題が多く残されたままである。例えば、政策の目標と手段の関連をどのようなかたちで目的関数 (あるいは損失関数) に具現化するかは重要なことである。しかし実際には、損失関数のパラメータをいろいろと変えて (制御) 政策シミュレーションを実施する試行錯誤によって、実用的な多入出力システムの制御政策を導出している。このシミュレーションを実行する際に、安定化を保証するフィードバック制御を達成するためには、損失関数の荷重行列がどのような性質を有するべきかを問う Kalman の逆問題が重要な問題となるであろう。また不確定なパラメータの影響を強く受けない制御方策の導出には感度分析を考慮した制御の取入れが重要な問題となる。以上は、ただ単に損失関数に限ってその問題点を述べたが、既存の制御理論を多入出力システムに適用するには多くの困難な問題を解決しなければならない。

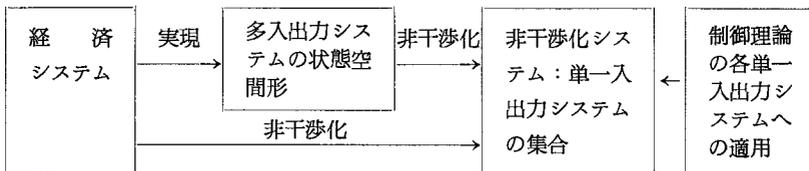
多入出力システムの制御にまつわる困難な問題の1つを解く方策として、多入出力システムを適当な方法で、単一入出力システムに還元する非干渉化制御

(non-interacting or decoupling) が考えられる。システム制御理論において、状態変数フィードバックによる非干渉化制御については完成された理論があり、非干渉化制御が可能であるための必要・十分条件が知られているほか、システムが非干渉化可能であれば、非干渉化したうえで、各単一入出力システムの安定度を任意に指定された望ましいものに制御できることも知られている⁽¹⁾ (Falb and Wolovich [3], Gilbert [5], Wonham [9])。システム制御分野における非干渉化理論では、すべて多入出力システムの状態空間形が与えられたものとして行われている。しかしながら、計量経済モデルでは通常構造形（あるいは誘導形）で与えられるので、既存の非干渉化理論を適用するにあたり、まず最初に構造形を状態空間形に変換しなければならない。したがって、計量経済モデルを用いた経済システムの非干渉化制御を実施する場合には、第1図の手順に示したように、多入出力システムの実現と非干渉化が要求される。

ところで実現を行うまえに、構造形（あるいは誘導形）で与えられる経済モデルに対して、まず、非干渉化を実行すればどうなるであろうか。このときには実現が非干渉化によって得られた各単一入出力システムに対してなされることになり、その計算は多入出力システムの実現に比較してはるかに単純化されることになる。

以上の考察に基づいて、本稿では第1図の手順2による非干渉化理論の構築

第1図 経済システムの非干渉化制御の手順



手順1 (上) 既存の非干渉化制御
 手順2 (下) 本稿の非干渉化制御

(1) システムの安定性は固有値に対応する極(pole)の位置によって決定される。

を試みる。ただ、状態空間アプローチに基づかない非干渉化方法として、系統的方法ではないが、ラプラス変換によって得られたS領域の伝達関数行列を、適当な補償（compensator）行列によって対角化する方法がある。しかし多入出力経済システムの計量経済モデルから伝達関数行列を求めることは困難なことであるので、伝達関数行列の計算を必要としない新しい方法が考案されなければならない。

本稿では、まずこの新しい非干渉化方法で用いられる若干の数学的準備を第2節で行い、第3節で非干渉化方法および非干渉安定化方法を説明する。最後の第4節では本稿で提示した非干渉化方法の長短並びに残された若干の問題点を指摘する。

2. 予備的結果

本節では、次節の非干渉化制御に必要な若干の数学的結果を提示する⁽²⁾。まず問題を与え、その解答を用意する形式で展開する。

問題1： $l \times n$ の α 次多項式行列

$$(2.1) \quad A(\theta) = \sum_{i=0}^{\alpha} A_i \theta^i$$

に対して、多項式斉次方程式

$$(2.2) \quad A(\theta) x(\theta) = 0$$

の n 次元の σ 次多項式ベクトル解

$$(2.3) \quad x(\theta) = \sum_{i=0}^{\sigma} x_i \theta^i$$

が存在する必要・十分条件を述べよ。ただし、 A_i は $l \times n$ の定数行列、 x_i は $n \times 1$ の定数ベクトル、 $x(\theta)$ は σ 次の多項式であることだけが既知とし、 $x_i, i = 0, 1, \dots, \sigma$ は未知であるとする。また θ は t 期の変数 $y(t)$ に対して

(2) 2節と3節で使用される多項式行列 (polynomial matrix) の基本的事項については Gantmacher [4] を参照せよ。

$$(2.4) \quad \theta^i y(t) = y(t-i)$$

の作用を持つラグ演算子であるとする。⁽³⁾

問題1を解くまえに、若干の定義を与えておく。

定義1: σ 次多項式ベクトル $x(\theta)$ に対して、 $A(\theta)x(\theta)=0$ ならば、 $A(\theta)$ の列ベクトルは σ 次に対して1次従属であるという。同様に、任意の σ 次の多項式ベクトル $x(\theta)$ に対して、 $A(\theta)x(\theta) \neq 0$ ならば、 $A(\theta)$ の列ベクトルは σ 次に対して1次独立であるという。

定義1から、次のことがいえる。 $A(\theta)$ の列ベクトルが σ 次に対して1次従属であれば、 $\sigma+1$ 次に対しても1次従属である。したがって、 $A(\theta)x(\theta)=0$ となる $x(\theta)$ の最小次多項式ベクトルの次数が σ のとき、 $A(\theta)$ の列ベクトルは $\sigma-1$ 次以下に対して1次独立、 σ 次以上に対して1次従属である。

定義2: $A(\theta)$ の列ベクトルが $\sigma-1$ 次以下に対して1次独立、 σ 次以上に対して1次従属のとき、この σ を簡単に、 $A(\theta)$ の **column-degree** という。

多項式ベクトルと多項式行列に対して、次の行列とベクトルの記号を用いることにする。例えば、 $A(\theta)$ と $x(\theta)$ に対しては、

$$(2.5) \quad \begin{array}{l} \overline{A}(i) \\ l(\alpha+i+1) \times n(i+1) \\ i=0, 1, \dots \end{array} = \underbrace{\begin{pmatrix} A_0 & & 0 \\ A_1 & \dots & \\ \vdots & \dots & A_\alpha \\ A_\alpha & & A_1 \\ & \dots & \vdots \\ 0 & & A_0 \end{pmatrix}}_{i+1 \text{ ブロック}}$$

$$(2.6) \quad \begin{array}{l} \overline{x} \\ n(\sigma+1) \times 1 \end{array} = \begin{pmatrix} x_0 \\ x_1 \\ \vdots \\ x_\sigma \end{pmatrix}$$

さらに次の行列を用いることにする。

(3) 問題1の答は後述の補助定理2である。

$$(2.7) \quad S(i, j) = (1 \ \theta \ \theta^2 \ \dots \ \theta^i) \otimes I_j$$

$$j \times (i+1)j$$

ただし、 I_j は $j \times j$ の単位行列、 \otimes はクロネッカー積を示す。この $S(\cdot)$ を用いると、 $x(\theta)$ と \bar{x} 、 $A(\theta)$ と $\bar{A}(i)$ の関係式が次のように与えられる。

$$(2.8) \quad x(\theta) = S(\sigma, n) \bar{x}$$

$$(2.9) \quad A(\theta) = S(\alpha, l) \bar{A}(0)$$

補題 1： $\bar{A}(i)$ が $i < \sigma$ に対して full column rank であり、 $i \geq \sigma$ に対して not full column rank であるならば、 $A(\theta)$ の column-degree は σ である。

証明：(2.1)、(2.3) から

$$(2.10) \quad A(\theta) x(\theta) = \sum_{i=0}^{\sigma} (\sum_{j=0}^{\sigma} A_{i-j} x_j) \theta^i$$

となる。ただし、 $r = \alpha + \sigma$ 、 $i < 0$ または $\alpha < i$ の i に対して $A_i = 0$ である。

(2.10) より、 $A(\theta) x(\theta) = 0$ となるためには、

$$(2.11) \quad \sum_{j=0}^{\sigma} A_{i-j} x_j = 0, \quad i = 0, 1, \dots, r$$

が成立しなければならない。(2.11) は (2.5)、(2.6) の記号を用いると、簡単に次のように示すことができる。

$$(2.12) \quad \bar{A}(\sigma) \bar{x} = 0$$

$\bar{x} \neq 0$ が存在する必要・十分条件は、 $\bar{A}(\sigma)$ が not full column rank である。

このことと定義 2 より補題 1 が成立することは明らかである。(Q.E.D.)

定義 1 と補題 1 より次の補助定理 1 を得る。

補助定理 1（問題 1 の答）：(2.2) の σ 次多項式ベクトル解 $x(\theta)$ が存在する必要・十分条件は、

$$(2.13) \quad \sigma \geq \text{column-degree of } A(\theta)$$

であり、等式が成立するときには、 $x(\theta)$ は最小次多項式ベクトル解である。

(2.13) が成立するとき、 $x(\theta)$ は次のようにして求められる。 $\bar{A}(\sigma)$ に掃出し法 (sweeping-out method) を実行して次のようになったとする。

$$(2.14) \quad \left(\begin{array}{c|c} I_p & \overbrace{\hat{A}}^{\mu} \\ \hline & 0 \end{array} \right) \rho$$

ただし、 $\rho = \text{rank } \bar{A}(\sigma)$, $\mu = n(\sigma+1) - \rho$ とする。掃出し法を実行したときに $\bar{A}(\sigma)$ の列の交換がなされており、それをもとの場所へもどす $n(\sigma+1)$ 次正方行列を P とする。このとき (2.12) の一般解は、次のように与えられる。

$$(2.15) \quad \bar{x} = P \begin{pmatrix} -\hat{A} \\ I_\mu \end{pmatrix} \hat{x} = C \hat{x}$$

$n(\sigma+1) \times \mu$

したがって、

$$(2.16) \quad x(\theta) = S(\sigma, n) C \hat{x}$$

となる。ただし、 $\hat{x} (\neq 0)$ は任意の $\mu \times 1$ 定数ベクトルである⁽⁴⁾。

ところで、 $A(\theta)$ の column-degree はいつも存在するわけではないことに留意する。次の補題は、 $A(\theta)$ の column-degree を計算するとき有用である。

補題 2: A_0 または A_n が full column rank ならば、 $A(\theta)$ の column-degree は存在しない。

以上で問題 1 を終り、次に問題 2 に移る。

問題 2: $A(\theta) x(\theta) = 0$ の解に対して、次の条件を求めよ。

(4) 次の多項式行列 $A(\theta)$ について数値例を述べる。

$$A(\theta) = \begin{pmatrix} \theta & 1+\theta & -1+\theta \\ 1-\theta & 2+\theta & \theta \end{pmatrix}$$

$\text{rank } \bar{A}(\theta) = 3$, $\text{rank } \bar{A}(1) = 6$, $\text{rank } \bar{A}(2) = 8 < 9$ となり、 $A(\theta)$ の column-degree は 2 である。したがって、 $A(\theta)$ の列ベクトルは 0 次と 1 次に対して 1 次独立であり、2 次以上に対して 1 次従属である。 $A(\theta) x(\theta) = 0$ となる最小次多項式ベクトル解 $x(\theta)$ の 1 つは、

$$x(\theta) = \begin{pmatrix} -2 \\ 1-2\theta + 2\theta^2 \\ 1-2\theta - 2\theta^2 \end{pmatrix}$$

である。

(i) $x(\theta)$ が安定である条件

$$(2.17) \quad B(\theta) = \sum_{i=0}^s B_i \theta_i$$

$1 \times n$

$$(2.18) \quad \phi(\theta) = B(\theta) x(\theta)$$

1×1

$$= \sum_{i=0}^s \phi_i \theta^i$$

$$s = \beta + \sigma$$

とするとき、

(ii) $\phi(\theta)$ が安定である条件

(iii) $\phi(\theta)$ と $x(\theta)$ がともに安定である条件

(iv) $\phi(\theta)$ の安定度を任意に定めることが可能である条件⁽⁵⁾

まず最初に、多項式が安定であるのはどのような場合かについて述べる。次の定差方程式について考察しよう。

$$(2.19) \quad \phi_0 y(t) + \phi_1 y(t-1) + \cdots + \phi_s y(t-s) = 0$$

この定差方程式の特性方程式は

$$(2.20) \quad \phi_0 z^s + \phi_1 z^{s-1} + \cdots + \phi_s = 0$$

である。(2.20) が重根を持たなければ、(2.20) の根 $z_i, i=1, 2, \dots, s$ を用いて、(2.19) の一般解を次のように表わすことができる。

$$(2.21) \quad y(t) = \sum_{i=1}^s d_i z_i^t$$

ただし、 d_i は $y(t)$ の初期値によって決定される定数である。もし、 $z_i, i=1, 2, \dots, s$ の絶対値が 1 より小さければ、 $t \rightarrow \infty$ のとき $y(t) \rightarrow 0$ となり安定である。

一方、(2.19) は (2.4) より

$$(2.22) \quad \phi(\theta) y(t) = 0$$

となる。また $\phi(\theta) = 0$ の根 θ_i は、 $\theta_i = 1/z_i, i=1, 2, \dots, s$ である。したがって、 $\phi(\theta) = 0$ の根はその絶対値が 1 より大きいときに安定な根であるといえる。さ

(5) 問題 2 の答は後述の補助定理 2 である。

らに絶対値が大きいほどその根の安定度は高いといえる。

定義 3 : $\phi(\theta)=0$ のすべての根の絶対値が 1 より大きいとき、多項式 $\phi(\theta)$ は安定であるという。同様に、すべての成分の多項式が安定であるとき、多項式ベクトル $x(\theta)$ は安定であるという。

多項式の係数がどのような条件を満たせば安定であるかという問題については、これまでも多くの研究がなされてきた (例えば, Samuelson [8])。ここでは、問題 2 の解答に適したものを 1 つだけ取上げることにする。

補題 3 (Kakeya-Eneström の定理, Henrici [6] の 462 ページ) :

$$(2.23) \quad 1 > \frac{\phi_1}{\phi_0} > \frac{\phi_2}{\phi_0} > \dots > \frac{\phi_s}{\phi_0} > 0$$

ならば、 $\phi(\theta)$ は安定である。

$$(2.24) \quad x_0 > x_1 > \dots > x_r > 0 \quad \text{または} \quad x_0 < x_1 < \dots < x_r < 0$$

ならば、 $x(\theta)$ は安定である。

次の行列を定義する。

$$(2.25) \quad H(i, j) = \left[\begin{array}{ccc} I_i - I_i & & 0 \\ I_i & \ddots & \\ & & -I_i \\ 0 & & & I_i \end{array} \right] \left. \vphantom{\begin{array}{ccc} I_i - I_i & & 0 \\ I_i & \ddots & \\ & & -I_i \\ 0 & & & I_i \end{array}} \right\} j+1 \text{ ブロック}$$

この $H(\cdot)$ を用いて、(2.23), (2.24) は次のように表わすことができる。

$$(2.26) \quad H(1, s)\bar{\phi} > 0 \quad \text{または} \quad H(1, s)\bar{\phi} < 0 \quad ((2.23) \text{ に対して})$$

$$(2.27) \quad H(n, \sigma)\bar{x} > 0 \quad \text{または} \quad H(n, \sigma)\bar{x} < 0 \quad ((2.24) \text{ に対して})$$

補助定理 2 (問題 2 の答) : 次の不等式を満たす \hat{x} が存在することは問題 2 の (i), (ii), (iii) の十分条件である。

$$(2.28) \quad (i) \quad H(n, \sigma)C\hat{x} > 0 \quad \text{または} \quad H(n, \sigma)C\hat{x} < 0$$

$$(2.29) \quad (ii) \quad H(1, s)\bar{B}(\sigma)C\hat{x} > 0 \quad \text{または} \quad H(1, s)\bar{B}(\sigma)C\hat{x} < 0$$

$$(2.30) \quad (iii) \quad \left[\begin{array}{c} H(n, \sigma) \\ H(1, s)\bar{B}(\sigma) \end{array} \right] C\hat{x} > 0 \quad \text{または} \quad \left[\begin{array}{c} H(n, \sigma) \\ H(1, s)\bar{B}(\sigma) \end{array} \right] C\hat{x} < 0$$

問題 2 の (iv) の必要・十分条件は

$$(2.31) \quad (iv) \quad \text{rank } \bar{B}(\sigma)C = s+1$$

である。

証明

(i) (2.15), (2.27) より明らか。

(ii) (2.5), (2.6) の記号を用いると, (2.18) は

$$(2.32) \quad \bar{\phi} = \bar{B}(\sigma)\bar{x}$$

となる。したがって, (2.18), (2.26) および (2.32) より明らか。

(iii) (i) (ii) より明らか。

(iv) $\phi=0$ の根を任意の値にすることが可能であれば, $\phi(\theta)$ の安定度を任意に定められることになる。したがって, 任意の $\bar{\phi}$ に対して, \hat{x} が存在する条件を求めればよい。

$$(2.33) \quad \bar{\phi} = \bar{B}(\sigma)C\hat{x}$$

の解 \hat{x} が存在する必要・十分条件は

$$(2.34) \quad \text{rank } \bar{B}(\sigma)C = \text{rank } [\bar{B}(\sigma)C : \bar{\phi}]$$

である。任意の $\bar{\phi}$ に対しては, $\bar{B}(\sigma)C$ が full row rank であるとき, そのときのみ (2.34) が成立する。(Q.E.D.)

補助定理 2 の (2.28)–(2.31) はかなり強い条件であるから, 多項式 $\phi(\theta)$ が安定であるような \hat{x} , したがって, $x(\theta)$ が存在するという期待はあまり望めない。そこで $x(\theta)$ が $A(\theta)$ の column-degree の多項式のとき, 少なくともどの程度 $\phi(\theta)$ を安定化できるかということについて述べよう。

補助定理 3 : $A(\theta)x(\theta)=0$ の一般解 $x(\theta)$ の自由度が $\mu(\geq 2)$ のとき, $\phi(\theta)=0$ の $\mu-1$ 個の根は必ず安定化可能である。

証明: いま $\phi(\theta)=0$ の根のなかで, k 個の根は既知でその絶対値は 1 より大きいとする。したがって, $\phi(\theta)$ は次のように表わすことができる。

$$(2.35) \quad \phi(\theta) = \lambda(\theta)\psi(\theta)$$

$$(2.36) \quad \lambda(\theta) = \sum_{i=0}^k \lambda_i \theta^i \\ = \prod_{i=1}^k (\theta - \hat{\lambda}_i)$$

$$(2.37) \quad \psi(\theta) = \sum_{i=0}^{s-k} \psi_i \theta^i$$

ただし、 $\lambda(\theta)$ は、 $\lambda_k=1, |\hat{\lambda}_i|>1, i=1, 2, \dots, k$ であり、安定な既知の多項式、 $\psi(\theta)$ は未知な多項式である。(2.5), (2.6) および (2.35) より

$$(2.38) \quad \bar{\phi} = \bar{\lambda}(s-k)\bar{\psi} \\ (s+1) \times (s-k+1)$$

(2.33), (2.38) より

$$(2.39) \quad [\bar{\lambda}(s-k) : -\bar{B}(\sigma)C] \begin{bmatrix} \bar{\psi} \\ \hat{x} \end{bmatrix} = 0 \\ (s+1) \times (s-k+\mu+1)$$

もし、 $k \leq \mu-1$ ならば、 $\text{rank}[\bar{\lambda}(s-k) : -\bar{B}(\sigma)C] \leq s+1 < s-k+\mu+1$ となつて、(2.39) の解は存在する。(Q.E.D.)⁽⁶⁾

(6) 脚註(4)の $A(\theta)$ は $\text{rank} \bar{A}(3) = 10 < 12$ となるから、 $\sigma=3$ のとき、 $x(\theta)$ の一般解の自由度は2である。 $x(\theta)$ の一般解は

$$x(\theta) = S(3,3) \begin{pmatrix} 2 & -1 & -1 & 4 & 0 & 0 & 0 & 2 & 6 & 0 & -4 & 4 \\ -1 & 1 & 1 & 0 & -2 & -2 & 0 & 2 & -2 & 0 & 0 & 0 \end{pmatrix}^T \hat{x}$$

である。ただし、“ T ” は行列の転置を示す。 $B(\theta) = (1, -1-\theta, 1+\theta)$ とするとき、 $\mu=2, s=4$ であるから、

$$\lambda(\theta) = \theta - 2$$

$$\psi(\theta) = \psi_0 + \psi_1 \theta + \psi_2 \theta^2 + \psi_3 \theta^3$$

とする。したがって

$$[\bar{\lambda}(3) : -\bar{B}(3)C] = \begin{pmatrix} -2 & 0 & 0 & 0 & -2 & 2 \\ 1 & -2 & 0 & 0 & -4 & 0 \\ 0 & 1 & -2 & 0 & -4 & 4 \\ 0 & 0 & 1 & -2 & -12 & 4 \\ 0 & 0 & 0 & 1 & -8 & 0 \end{pmatrix}$$

となつて、この行列の階数は5である。次に

$$\begin{pmatrix} \bar{\psi} \\ \hat{x} \end{pmatrix} = (2 \ 0 \ 4 \ 4 \ \frac{1}{2} \ \frac{5}{2})^T$$

とすると、

$$x(\theta) = \begin{pmatrix} -4 & +2\theta \\ 2 & -5\theta & +6\theta^2 & -2\theta^3 \\ 2 & -5\theta & -2\theta^2 & +2\theta^3 \end{pmatrix}$$

$$\phi(\theta) = 2(\theta-2)(1+2\theta^2+2\theta^3)$$

が得られる。

3. 非干渉化制御

多入出力経済システムの計量経済モデルが次の定差方程式体系で記述されているとする。

$$(3.1) \quad \sum_{i=0}^l L_i y(t-i) = \sum_{i=0}^m M_i u(t-i)$$

ただし、 $\det L_0 \neq 0$ 、 $y(t)$ は p 次元出力変数ベクトル、 $u(t)$ は q 次元入力変数ベクトル、また $p \leq q$ とする。(2.4) のラグ演算子 θ を用いて、(3.1) を次のように表わす。

$$(3.2) \quad \begin{matrix} L(\theta) & y(t) & = & M(\theta) & u(t) \\ p \times p & & & p \times q & \end{matrix}$$

ただし、

$$(3.3) \quad L(\theta) = \sum_{i=0}^l L_i \theta^i$$

$$(3.4) \quad M(\theta) = \sum_{i=0}^m M_i \theta^i$$

$\det L_0 \neq 0$ より、 $\det L(\theta) \neq 0$ である。したがって、(3.2) より

$$(3.5) \quad y(t) = L(\theta)^{-1} M(\theta) u(t)$$

となり、 $y(t)$ と $u(t)$ の伝達関数は

$$(3.6) \quad G_I(\theta) = L(\theta)^{-1} M(\theta)$$

である。

本稿においては、多項式行列 $K(\theta)$ を入力の前に直列結合させることによってシステムの非干渉化を行う。 p 次元の新入力変数ベクトル $v(t)$ を用いて、既存の入力変数ベクトルを

$$(3.7) \quad \begin{matrix} u(t) = K(\theta) v(t) \\ q \times p \end{matrix}$$

として表わすことにする。(3.7) を (3.5) に代入すると、

$$(3.8) \quad y(t) = G_I(\theta) v(t)$$

となる。ただし、

$$(3.9) \quad G_I(\theta) = L(\theta)^{-1} M(\theta) K(\theta)$$

ここで $G_I(\theta)$ が対角行列であるとき、 $G_I(\theta)$ は非干渉である。あるいは、 $y(t)$ と $v(t)$ は非干渉であるという。一般に $G_I(\theta)$ は θ の有理式行列であるが、対角行列の場合には次のように表わすことができる。

$$(3.10) \quad G_I(\theta) = D(\theta)^{-1} N(\theta)$$

ただし、 $D(\theta)$ と $N(\theta)$ は $p \times p$ の多項式対角行列である。すなわち

$$(3.11) \quad D(\theta) = \text{diag}(d_1(\theta), \dots, d_p(\theta))$$

$$(3.12) \quad N(\theta) = \text{diag}(n_1(\theta), \dots, n_p(\theta))$$

したがって、

$$(3.13) \quad G_I(\theta) = \text{diag}\left(\frac{n_1(\theta)}{d_1(\theta)}, \dots, \frac{n_p(\theta)}{d_p(\theta)}\right)$$

となる。任意の $p \times p$ の多項式正則行列を $E(\theta)$ とするとき、(3.9) は

$$(3.14) \quad G_I(\theta) = (E(\theta) L(\theta))^{-1} E(\theta) M(\theta) K(\theta)$$

として表わすことができる。このことから、 $G_I(\theta)$ を非干渉化（対角化）する方法は、(i) $E(\theta)$ によって $L(\theta)$ を対角化することと、(ii) $K(\theta)$ によって $E(\theta) M(\theta)$ を対角化することの2段階に分割して実行される。

ステップ1：

$$(3.15) \quad D(\theta) = E(\theta) L(\theta)$$

例えば、

$$(3.16) \quad E(\theta) = \text{adj} L(\theta)$$

とすれば、(3.15)、(3.16) より

$$(3.17) \quad D(\theta) = \text{adj} L(\theta) \cdot L(\theta) \\ = \text{diag}(\det L(\theta), \dots, \det L(\theta))$$

となるから、 $L(\theta)$ を対角化する $E(\theta)$ は必ず存在する。ただし、 $\text{adj} L(\theta)$ は $E(\theta)$ の余因子行列である。(3.16) の $E(\theta)$ によれば、 $D(\theta)$ は同一の対角要素 $\det L(\theta)$ になる。しかし、われわれは必ずしも同一の対角要素でなく、 $\det L(\theta)$ よりも小さい次数の多項式になるように、また、 $d_i(\theta)$ 、 $i=1, 2, \dots, p$ が安定であるように $E(\theta)$ を定めることにしよう。

(3.15) は次のように表わすことができる。

$$(3.18) \quad p^{-1} \left\{ \begin{bmatrix} L(i, \theta) \\ l(i, \theta) \end{bmatrix} e(i, \theta) = \begin{bmatrix} 0 \\ d_i(\theta) \end{bmatrix} \right\} p^{-1}$$

$$i=1, 2, \dots, p$$

ただし、 $e_i(\theta)$ は $E(\theta)^T$ の第 i 列ベクトル、 $l(i, \theta)$ は $L(\theta)^T$ の第 i 行ベクトル、 $L(i, \theta)$ は $L(\theta)^T$ から第 i 行を除いた $(p-1) \times p$ の多項式行列である。

$$(3.19) \quad L(i, \theta) e(i, \theta) = 0$$

の解 $e(i, \theta)$ については、前節の問題 1 において考察された。そして (3.19) の解 $e(i, \theta)$ に対して、

$$(3.20) \quad d_i(\theta) = l(i, \theta) e(i, \theta)$$

とすると、 $d_i(\theta)$ が安定である条件、 $e(i, \theta)$ が安定である条件、そして $d_i(\theta)$ が望ましい安定度を持つように決定できる条件については問題 2 において考察された。非干渉化だけが要求される場合、すなわち、(3.19) の解 $e(i, \theta)$ だけを求めることが要求される場合には、 $e(i, \theta)$ は $L(i, \theta)$ の column-degree の多項式ベクトルとして与えられる。さらに、安定性を要求される場合には、補助定理 2 の条件が成立するまで次数を高めて $e(i, \theta)$ を求めることにすればよい。

ステップ 2 :

$$(3.21) \quad N(\theta) = E(\theta) M(\theta) K(\theta)$$

(3.15) と同様にして、(3.21) は、次のように表わすことができる。

$$(3.22) \quad p^{-1} \left\{ \begin{bmatrix} F(i, \theta) \\ f(i, \theta) \end{bmatrix} k(i, \theta) = \begin{bmatrix} 0 \\ n_i(\theta) \end{bmatrix} \right\} p^{-1}$$

$$i=1, 2, \dots, p$$

ただし、 $f(i, \theta)$ は $E(\theta) M(\theta)$ の第 i 行ベクトル、 $F(i, \theta)$ は $E(\theta) M(\theta)$ から第 i 行を除いた $(p-1) \times q$ の多項式行列、 $k(i, \theta)$ は $K(\theta)$ の第 i 列ベクトルである。以下、ステップ 1 と同様にして取扱われる。

ところで $G_{\mathbf{I}}(\theta)$ が非干渉であるためには、 $N(\theta)$ は (3.12) である必要は

ないことに留意する。例えば、

$$(3.23) \quad N(\theta) = \begin{pmatrix} 0 & n_2(\theta) & & & & \\ n_1(\theta) & 0 & & & & \\ \hline & & n_3(\theta) & & & \\ & & & \ddots & & \\ & & & & 0 & \\ & & & & & n_p(\theta) \end{pmatrix}$$

となっても、やはり $G_I(\theta)$ は非干渉である。

$L(\theta)$ を対角化する $E(\theta)$ は必ず存在したが、 $E(\theta)M(\theta)$ を対角化する $K(\theta)$ はつねに存在するとは限らない。もし $E(\theta)M(\theta)$ を対角化する $K(\theta)$ が存在すれば、本稿の非干渉化方法は可能であるといえる。このことに留意すれば、次の定理を得る。

定理：(3.7) によって、システムが非干渉化される必要・十分条件は、すべての $i=1, 2, \dots, p$ に対して、 $F(i, \theta)$ の **column-degree** が存在することである。

上述の方法によって得られた非干渉化システムは次のサブシステムの集合である。

$$(3.24) \quad y_i(t) = \frac{n_i(\theta)}{d_i(\theta)} v_i(t) \quad i=1, 2, \dots, p$$

ただし、 $y_i(t)$ と $v_i(t)$ はそれぞれ $y(t)$ と $v(t)$ の第 i 成分である。(3.24) は $v_i(t)$ を入力変数、 $y_i(t)$ を出力変数とする単一入出力システムである。多入出力システムの制御に比較して、単一入出力システムの制御は明らかに容易である。特に多入出力システムの経済モデルに対しては適用困難な既存の制御理論が、単一入出力システムに対しては容易に適用可能となる場合が多くみられる。また単一入出力システムに対しては、実用的な古典制御理論の適用が可能である。このようにシステムの非干渉化を実施することは、その後のシステムの分析と制御が容易となり、結果に対する解釈が理解しやすくなる。ここでは、その1例だけを示すことにしよう。

(3.24) の状態空間形の制約下に、損失関数

$$(3.25) \quad w_i = \sum_{t=1}^T \{q_i(t)(y_i(t) - \hat{y}_i(t))^2 + r_i(t)v_i(t)^2\}$$

を最小にする最適制御問題を解くことにする。ただし、 T は制御期間、 $\hat{y}_i(t)$ は $y_i(t)$ の目標値、 $q_i(t)$ と $r_i(t)$ は重みを示す正の定数である。このサブシステムごとの最適制御問題の解を $v_i(t)_{opt}$ とすると、最適制御 $u(t)_{opt}$ は

$$(3.26) \quad u(t)_{opt} = K(\theta) v(t)_{opt}$$

として計算される。⁽⁷⁾

4. 結 び

入力変数ベクトルの前に多項式行列を

$$u(t) = K(\theta) v(t)$$

として直列結合することによって、多入出力システムの非干渉化を行った。その際に、既存の理論のように状態空間形もしくは伝達関数形アプローチを取らず、構造形などの定差方程式に基づいた方法で非干渉化を行った。本稿では、(i)システムが非干渉化可能であるための必要・十分条件、(ii)自由度マイナス1個の多項式の根が非干渉化と同時に安定化可能であること、および(iii)非干渉化と同時に多項式が安定になる1つの十分条件、以上の問題が明らかにされた。本稿の非干渉化は、実現を行うことなく非干渉化が行われるので、計量経済モデルを用いた経済システムの非干渉化制御に適している。

われわれは新しい非干渉化方法の構築を試みたのであるが、特に次の点に留意して今後、理論的精微化を進めて行かなければならない。それは $G_I(\theta)$ と $K(\theta)$ が高次の多項式行列になる恐れが十分ありうることと、入力変数が出力変数よりも少ない場合についても非干渉化を行うことである。この問題については、 $G_I(\theta)$ をブロック対角行列やブロック三角行列にまで拡張することと、フ

(7) (3.25)の損失関数を最小化する tracking 問題については、例えば、Anderson and Moore [1] の第11章、Wonham [9] の第6章—第8章を参照せよ。

フィードバック非干渉化

$$u(t) = J(\theta)y(t) + K(\theta)v(t)$$

を行うことによって解決される。これらの点については他日を期したい。

引用文献

- [1] Anderson, B.D.O. and J.B. Moore, *Linear Optimal Control*, Prentice-Hall, 1971.
- [2] Aoki, M., "Non-interacting Control of Macroeconomic Variables," *Journal of Econometrics*, Vol. 2, pp. 261-281, 1974.
- [3] Falb, P.L. and W.A. Wolovich, "Decoupling in the Design and Synthesis of Multivariable Control Systems," *IEEE Transactions on Automatic Control*, Vol. AC-12, pp. 651-659, 1967.
- [4] Gantmacher, F.R., *The Theory of Matrices I*, Chelsea, 1959.
- [5] Gilbert, E.G., "The Decoupling of Multivariable Systems by State Feedback," *SIAM Journal on Control*, Vol. 7, pp. 50-63, 1969.
- [6] Henrici, P., *Applied and Computational Complex Analysis I*, John-Wiley, 1974.
- [7] Kendrick, D.A., "Applications of Control Theory to Macroeconomics," *Annals of Economic and Social Measurement*, Vol. 5, pp. 171-190, 1976.
- [8] Samuelson, P.A., "Conditions that the Roots of a Polynomial Be Less Than Unity in Absolute Value," *Annals of Mathematical Statistics*, Vol. 12, pp. 360-364, 1941.
- [9] Wonham, W.M., *Linear Multivariable Control*, Springer-Verlag, 1974.

研究会記事

国際資金専門委員会

第35回（昭和51年6月12日）

マネー・サプライ・コントロールと金利機能

日本銀行特別研究室調査役

服部茂久

1. 主要国におけるマネー・サプライ重視の実情

1970年以降のアメリカにおける動きと西ドイツにおける1974年12月以降の金利水準重視からマネタリー・アグリゲーツ重視への政策転換の実態と理解的意義の検討 → 日本の方向。

2. 米国における長・短目標値の決め方

1972年から公表されている短期予測値のもつ意義と今後の問題。

3. 金融政策手段の組合せ方とその効果波及経路。

4. 金利機能活用の重要性

現在の金融情勢と日本の金融政策の対応との検討 → 国債の大量発行により、金利機能の重視を一層、明確化し、しかもここではマネー・サプライを重視する方向が強まっている。

この問題と金利自由化の関連は注意深く検討する。

第36回（昭和51年6月17日）

米国経済の現状と見通し

ハーバード大学教授

James Duesenberry

過去3年におけるアメリカ経済の諸困難の要因の説明、および今後の展望についての教授の見解が呈示された。短期的見通しについては、在庫投資、個人消費、住宅建設、企業

設備投資、政府投資についての動向が分析されたが、基本的に重要な要因として、賃金物価のスパイラルによるインフレの加速化傾向の危険が指摘された。長期間問題としては、まず労働力人口における25-34才のグループの比重の増大、それに見合う skilled and high status jobs の創出の必要性が指摘された。第2に、資本形成については、住宅、公害対策、大量輸送交通機関などが必要であり、そのために財政余剰による資源配分も必要となるかもしれないことが述べられた。

第37回（昭和51年7月16日）

最近の国際金融問題

大蔵省国際金融局長

藤岡真佐夫

1. プェルト・リコ的首脳会談における合意。
 - (イ) 通貨問題——通貨価値の変動による国際収支の調整を検討。
 - (ロ) 貿易——保護主義への対策を検討。
 - (ハ) 南北問題——先進国のうち、日、米、西独の3極の責任と協力問題。
 - (ニ) 世界不況克服策としての3極による景気浮揚策の協調問題。
 - (ホ) 関税についての新しい方向。
2. 円切り上げ圧力と日本の態度。

ブルッキングス研究所を中心とする円切り上げ圧力が米議会の銀行委員会委員長および財務次官発言にまで発展しているが、日本としては、これについて説得資料を準備中。
3. わが通貨当局の為替政策の経過。

介入の実態と銀行部門の短期外貨負債の推移を検討。
4. ヨーロッパのいわゆる「弱い通貨」への救済策と国際金融政策の新展開。
5. 為替政策の効果と限界。

為替相場政策、為替管理政策、外貨準備政策の効果の検討。
6. 円の国際化。

これは、現実的問題として対処が必要。

情報システム専門委員会

第42回（昭和51年2月2日）

最近における社会会計の動向と問題点について

能 勢 信 子

さいきん市場経済の枠にはまらない非市場的活動を計量するソシオ・エコノミックな計算分野が社会会計のなかに開発されている。MEWやSSDSがその一端である。報告は、これらの動きの中で最も影響を与える領域であるR・ストーンの人口勘定システムとアイレスの環境統計システムをサーベイし、それぞれの会計システムの特徴を会計モデル、勘定デザイン、および情報ファイルの側面について考え、これから発展ないし解決すべき方向を示唆する。

第44回（昭和51年6月23日）

動的計量経済モデルの状態空間接近と最適制御

内 田 幸 夫

計量経済モデルを用いた Policy Decision Analysis は、Tinbergen-Theil 接近のいわゆる「Linear Decision Rule」というかたちで展開され、最近では、G. C. Chow などにみられる「Optimal Stochastic Control」接近の研究が多数みられる。本報告では、これら双方の接近法の不完全性を取上げ、そのためには、どのような analytical framework が構成され、いかなる問題がどのようなかたちで improved されるかを理論的・実証的に明らかにすることであり、以下の問題が考察の対象とされた。

(1)通常の動的な多変数マクロ政策モデルを想定し、当該モデルの最小次元の状態空間型モデルを構成し、動的モデルにおいて中心的役割を果たす可制御性・可観測性の概念との関連を明らかにする。すなわち、推定された計量経済モデルを、マクロ政策に適合した形の最小実現状態空間型に変換可能な必要十分条件とその方法を展開する。(2)マクロ政策を最適制御の中の tracking 問題として定式化し、そのフィードバック制御政策解を求める

とともに、状態空間型が最小実現ならば、このフィードバック政策は漸近安定になることを明らかにする。(3)最小実現とそうでない Chow 接近の実現を用いた最適制御のシミュレーションを行ない、後者の実現は政策手段変数が不安定になる危険があることを指摘し、そのために、どのような手続が必要であるかを明らかにする。最後に、(4)Klein's Model I の可観測標準最小実現を求め、その実現を用いて tracking 問題を解き、Tinbergen-Theil 接近の Linear-Quadratic-Gaussian による計算結果と本報告での方法に基づくそれとの比較を行ない、双方の長短を明らかにする。以上4つの問題を究明するとともに、残されている若干の問題が指摘された。

第46回 (昭和51年9月9日)

ベンチャー・ビジネスAmdahl 社の コンピューターについて

伊 藤 駒 之

Amdahl 社は IBM に勤めていた Dr. Gene M. Amdahl によって1970年の10月に設立された。この会社の特徴は IBM の370シリーズの電子計算機と compatible であり、それゆえに、370シリーズのプログラムならびに周辺装置をそのまま適用できる計算機470V/6を開発していることである。

Calcomp, Ampex などの数多くの会社は IBM の電子計算機システムに compatible な周辺装置により収益を得ている。これに反して、Amdahl 社は周辺装置ではなく計算機本体を生産、販売しており、しかもそれが IBM の大型計算機の counterpart である。この点において、これまでの、IBM の電子計算機システムに依存している企業とは趣が異なっている。電子計算機メーカーにとって大型の計算機はその企業の代表的な製品であり、他企業との製品格差を示す重要な要因である。この意味において Amdahl 社は IBM の看板に挑戦していると言えよう。

Amdahl の470V/6は主記憶装置に関しては 1 megabytes から 8 megabytes にいたる configurations をもつ。その材質は従来の計算機の core ではなく MOS (metal oxide

semiconductor) が使われている。しかも、これらの LSI 版であるために計算機の大きさが従前ものに較べて大層縮約された形になっている。そして、そのために、冷却設備においても水冷式が必要とされず、空冷式で充分であるとされている。CPU では、ECL (bipolar emitter-coupled logic) が使われ、CPU と主記憶装置間に buffer cache memory が設けられている。この buffer cache memory は超高速の bipolar component で構成されている。

Amdahl 470V/6 は既存のシステムにくらべて価格あたり 2～3 倍の速度をもつとされており、51 MCC (multichip carriers) だけから成立っている。この MCC にはほぼ 150,000 回路が含まれている。この数少ない MCC によりシステムの信頼性が高められている。主記憶装置における interleave や記憶装置の階層化に関する buffer cache memory など興味ある技術がとり入れられている。

第47回 (昭和51年11月22日)

所内会計データとそのモデル的利用の 1 例

中 野 勲

この報告の目的は、現在われわれの研究所には「会計データ」(つまり企業財務のマイクロ・データ)がどのような型でどれだけ存在しているか、そして、それらの会計データをコンピュータ・モデルに投入・処理することによりいかなる研究が可能か、を考察することであった。前者の問題については、研究所内の会計データを「データ・バンク(の中にある)会計データ」を「オフ・ライン・会計データ」とに大別した上で、その各々が、いかなる型で、どれだけの情報項目範囲を時系列範囲において、存在し、そして、いかにして利用可能か、を私が調査したところをレポートした。次いで後者の問題であるが、それら上述の諸会計データのモデル処理の可能な方法をすべて網羅することは全く不可能であるので、ただ 1 つのかかる研究例だけをとりあげ、それをくわしく紹介するというやり方をとった。その事例とは、企業財務データにたいして「主成分分析」を適用することにより、従来の諸財務分析比率から出発しつつも、それらを客観的かつ有意義的にアグリゲー

トすることにより、新しい（企業評価のための）総合特性値をえようとする試みである。それら特性値は、たとえば「収益性」、「財務構成パターン」、「成長性」等々、直観的にアピールする諸特性の各々にかかわらしめて各個別企業のそれら特性のレベルを評価することを可能にするのである。

おしなべて、このような方向の「会計データのモデルの利用」は、従来から（会計学でも提唱されている）「利用者志向型情報システム」とやや異なる「情報処理テクノロジー主導型情報システム」とでも呼びうるものである。「現在のコンピュータと数学モデルをつかうとこういう新しい情報が生産されるので、利用者の皆さんに使ってもらいたい」という発想である。こういうアプローチも確かに、情報システムの研究の一つとしてあっていいのではないか、と我々は考える。これがこの報告の結論であった。

所員研究会

第50回（昭和51年6月23日）

韓国現地調査の報告(その1)

井 上 忠 勝

本報告は、配布資料『兼松貿易研究基金による現地調査の報告』（昭和51年4月19日）により、在韓日韓合弁企業の経営上の諸問題について、若干の説明をこころみたまものである。

韓国現地調査の報告(その2)

片 野 彦 二

研究会の報告内容は、研究所ディスカッション・ペーパー（No 8）“Change in Ownership and Transfer of Technology in Korea” に述べられている。

(資料)

【兼松貿易研究基金による現地調査の報告】

神戸大学経済経営研究所	井上忠勝
同 経済学部	新保博
同 経営学部	荒川祐吉
同 法学部	河本一郎

訪問国 大韓民国

目的 日韓経済協力の在り方に関する現地調査
一在韓日韓合併企業を中心として一

期間 昭和51年3月14日より3月20日まで

I 日 程

3月14日(日) 大阪発 (KE), ソウル着。

兼松江商KKソウル支店長山田祥穂氏と日程等について打合せのあと, ソウル市内 (National Museum of Korea, Korean Folklore Museumなど) 視察。

3月15日(月) 兼松江商KKソウル支店において山田支店長と面談。J V会において市川貞吉会長, 藤野敏男, 竹内正樹, 片山昭の各理事と面談。ソウル大学校において鄭熙喆教授, 李泰魯副教授, その他の諸氏と面談。仁川市の和信レナウンKK (日本側出資会社KKレナウン) において竹内澤次専務理事と面談, 同社工場見学。

3月16日(火) 京畿道城南市の韓成プレハブKK (日本側出資会社大成建設KK) において車斗炯代表理事, 柳島岩蔵副社長と面談, 同社工場見学。ソウル特別市の第一合繊KK (日本側出資会社東レKK, 三井物産KK) 本社において鹿野清一常務理事と面談。韓国電子KK (日本側出資会社東京芝浦電気KK) 本社において郭泰石代表理事と面談。日本国大使館において原田和幸参事官と面談。

3月17日(水) ソウル特別市より慶北善山郡亀尾工業団地に向い, 同団地の第一合繊KK亀尾工場, 韓国電子KK工場, および韓国テレビKK (日本側出資会社東京芝浦電気KK) 工場を見学。亀尾より大邱市へ。

3月18日(木) 大邱市より釜山直轄市へ。途中, 慶州において仏国寺, ウルサンにおいて現代造船重工業KKを見学。

- 3月19日(金) 釜山市の京徳産業KK（日本側出資会社シルバーシャツ早瀬，兼松江商KK）において李炳九代表理事その他の諸氏と面談，同社工場見学。汎亜水産KK（日本側出資会社兼松江商KK）釜山工場（3月20日落成式挙行）において金淳瓌社長，山田祥穂副社長と面談，同工場見学。釜山市より馬山市に向い，馬山輸出自由地域の韓国東京シリコンKK（日本側出資会社東京三洋電機KKほか）において伊藤欣五代表理事と面談，同社工場見学。同地域の豊国化学KK（旧韓国 HACHIRYO FOOTWEAR Co.，日本側出資会社三菱商事KK）において藤井誠一郎氏と面談，同社工場見学。
- 3月20日(土) 釜山市発（KE），大阪着。

以上に関し，兼松江商KK東京本社秘書室長岡本一男氏，同社ソウル支店長山田祥穂氏，同支店長代理大谷亦男氏より，訪問先との事前折衝から訪問先への案内まで，終始行き届いた配慮に預ったことを記して心からの謝意を表したい。

Ⅱ 調査結果

(1) 日本の対韓直接投資の地位と構成

- イ．日本の対韓直接投資は，1974年末現在，許可ベースで，累計784件，4億7,470万ドルである。この金額は日本の対外直接投資全体の約4%にあたり，投資国別では，米，英，ブラジル，インドネシアなどに次いで7位になる。しかし，韓国における外国人投資中において占める比重は1972～73年頃より急増して65.4%に達し，2位の米国の27.6%を大きく引き離している。
- ロ．日本の対韓直接投資の業種別内訳は，金額および件数とも，製造業に対するものが圧倒的に多い。これは日本に限らず対韓直接投資一般にみられる特色である。
- ハ．日本の対韓直接投資の1件あたり投資額は約61万ドルである。この金額は日本の対外直接投資全体の1件あたり投資額111万ドル（ただし1975年3月末現在）に比較しても，また米国の対韓直接投資の1件あたり投資額163万ドルに比べても，かなり少額である。ただし，日系海外製造企業の売上高上位45社の中に，在韓日系企業が6社含まれていることも事実であり，比較的少数の大企業と比較的多数の中小企業が混在しているところが在韓日系企業の一つの特色であろう。
- ニ．日本の韓国に対する資本協力には，直接投資以外に，対日請求権による無償援助（開始年度1966年，最終年度1975年），公共借款，および商業借款があり，1974年末にお

けるそれぞれの累計額は、到着ベースで、2億6,161万ドル、4億8,113万ドル、7億528万ドルである。近年、前者の後者に対する比重は次第に増大しつつあるが、なお、後者の合計額14億4,803万ドルは前者の累計額（許可ベース）4億7,470万ドルを大幅に上廻っている。

(2) 日本企業にとっての韓国の投資環境

イ．韓国の外資政策

1961年に発足した朴政権の経済政策の基本は、「北に対する優位を経済力によって勝ち取ろうとの願い」であり、工業化政策はそのための最も有力な手段であった。ここに韓国政府は、低貯蓄——低投資——低成長の悪循環を断ち切って工業化に必要な財源を確保し、また外資に随伴する先進技術を導入するため、外資の積極的な導入をはかった。とくに、1960年代後期よりは、外資導入の重点を直接投資に置き、「外資導入法」（1966年）、「輸出自由地域設置法」（1969年）、「外国人投資企業の労働組合及び労働争議調整に関する臨時措置法」（1970年）などの一連の法令を制定し、直接投資の自由無差別な導入を認めたのみならず、税制面や労働行政面において優遇措置を講じた。

しかるにその後、外国とくに日本企業の対韓直接投資の急増をみるや、韓国政府は外資政策を変更し、次第に自立化しつつある国内産業へのインパクトを緩和するとともに、外資をより有利に導入するための措置を講じた。1973年3月に外資導入法を改正して出資比率および投資規模の下限に制限を課したのをはじめとして、同年6月には繊維部門への外国人投資を原則的に禁止し、また同年10月頃までに出資比率に見合った製品輸出義務を定めるなど、進出企業に対する許可基準を内規として制定したことなどがそれであった。

しかし最近にいたって韓国政府は再び外資政策に手を加え、たとえば、機械工業分野では最少投資単位を引下げるとともに、単独投資も原則として拒否しないとの政策をとっている。

いったい、このようにめまぐるしい外資政策の推移は、韓国経済の急速な変貌に伴う外資のもつ意味の変化と外資の動きに機敏に対応したものと考えられるが、このような関係を十分に見極めることを通じて、韓国外資政策の今後の動きを展望する必要がある。

ロ．韓国を社会的文化的環境

日韓両国の地理的接近性、文化的背景の類似性、また一定世代以上の韓国人の間における日本語の通用性という好都合な条件のある反面、日韓間の特殊な歴史的関係に根ざす韓国（人）の日本（人）観ならびに日本（人）の韓国（人）観が、日本企業の韓国進出にとって一つの重要な問題点となっていることはまぎれもない事実であり、ここに日本の投資対象国としての韓国のもつ一つの重要な特色がある。

(3) 日本企業の対韓投資の理由ないし動機

日本企業の対韓投資の大半は製造業部門に対する投資であるが、いまマイラ・ウイルキンスにしたがって、製造業投資を市場志向的なもの、すなわち、進出相手国市場での販売を目的としたものと、供給志向的なもの、すなわち、本国あるいは第三国市場への供給を目的としたものとに区別するならば、日本の対韓製造業投資の主流を占めているものは後者であり、ここに日本の対韓直接投資の一つの重要な特色がある。このことは、輸出自由地域や輸出産業工業団地に進出した企業について特にそうであり、これらの企業はその支配下にある日本あるいは第三国市場に製品を供給することを主たる狙いとして韓国に組立てあるいは製造基地を設置した。その際、その主要な誘因となったものは、韓国の比較的低賃金にして豊富かつ良質な労働力、輸出産業に対する外資優遇政策、韓国より米国へ輸出する場合に適用される特惠関税制度などであった。

(4) 在韓日韓合併企業の経営上の諸問題

韓国に進出した日本企業が、日韓間の経済発展段階や文化構造の相違、両国間の特殊な歴史的関係、あるいは外国における「外国企業」であることの故に直面している経営上の問題には各種各様のものがあり、またそれに対する対応の仕方も一様でない。それらの中には、すでに触れたもの以外に、次のような問題が含まれている。

イ．日本の企業経営者の行動様式と現地パートナーのそれとの相違、たとえば、前者の企業へのロイヤルティに対するに後者の血族へのロイヤルティ、前者の経済的合理主義に対するに後者の儒教主義、後者になおかなり強く残存している商業資本的発想等々の相違に伴う諸問題

ロ．日本と異なる現地従業員の行動様式や人間関係、たとえば、日本に比較して一般的に低い定着率や、ホワイトカラーとブルーカラーあるいは大学卒と高校卒との間に見られる身分的差別等々に伴う諸問題と、それへの対応の仕方における問題点。

ハ．急速な工業化と国内資本の相対的不足あるいは金融制度に起因する運転資金調達上の諸困難。

ニ．業種業態によって様ではないが、「現地化」に対する要求の増大に伴う諸問題。

ホ．日本よりの派遣社員における「役割衝突」をめぐる諸問題。

(5) 日本企業の対韓直接投資と日韓経済

日本企業の韓国進出が日韓両国の経済に対して与えつつある影響には多面的なものがあり、それをどのように評価するかについてはいろいろと意見のあるところである。しかし、日本企業の韓国への進出が、輸出産業の育成や技術トランスファー等々の形を通じて韓国の工業化を促進し、やがてはまたそれが日本経済に対して少なくない影響を与えることになるとするならば、日韓双方が共存できるような産業構造をどのように構築し、またそれとの関連において日本の対韓直接投資の在り方をどのように探求していくかということが、今後における一つの重要な問題点となるであろう。

Ⅲ 現地において入手した資料

「外資導入法」同施行令同施行規則	ソウル日本人商工会訳
「貿易取引法」	〃
「外国為替管理法」同施行令 同管理規程	〃
「外国人土地法」同施行令	〃
「労働関係法令集」	〃
「国税基本法，同施行令」	〃
「国税徴収法，同施行令」	〃
「法人税法施行令」	〃
「法人税法施行規則」	〃
「所得税法施行令」	〃
「所得税法施行規則」	〃
「営業税法施行令」	〃
「営業税法施行規則」	〃
「関税法，同施行令」	〃
「防衛税法，同施行令」	〃
「租税減免規制法施行令，租税犯に関する特別措置法及び同施行令」	〃

経済経営研究第27号(1・I)

- | | |
|---------------------------------|----------------|
| 1974年版「経済白書」経済企画院刊上, 下 | ソウル日本人商工会訳 |
| 「J. V 会加入会社初任給調査結果」1976.2.19 | J. V 会労働問題小委員会 |
| 「統計による韓国経済の概況」1975.8 | 在大韓民国日本国大使館 |
| 「韓国一問一答」1975.9 | 〃 |
| 「主要品目別労働生産性測定」—第10次調査報告書— | 韓国生産性本部産業経済調査部 |
| 「76'賃金決定活用指標」—1976年度賃金引上の動向と予測— | 〃 |
| ソウル大学校「経済研究所要覧」1975—1976 | ソウル大学校経済研究所 |
| 「経済論集」第XIV巻第4号1975年12月 | 〃 |

THE SEOUL NATIONAL UNIVERSITY
“ECONOMIC REVIEW” Vol. IX, No. 1 November 1975

THE INSTITUTE OF ECONOMIC RESEARCH
SEOUL NATIONAL UNIVERSITY

- 韓国テレビ株式会社「監査報告書」
(第三期:自1974年4月1日至1975年3月31日) 公認会計士 柳 遠栄
1976.3.20 「釜山冷凍工場竣工記念」 汎亜水産株式会社
CY '76 STATUS HAN SUNG PREFAB CO., LTD.
「業容書」 韓国東京シリコン株式会社
「SAMSUNG TODAY, 三星グループのご案内」
“KOREA INVESTMENT CORPORATION
(KIC), GENERAL INFORMATION”

第51回(昭和51年9月22日)

西ドイツにおける外国人労働者の賃金・労働条件

曾 國 雄

外国人労働者は今日西ドイツにおいて二百数十万を数えており、全国労働者の10%強を占めている。これらの外国人労働者は戦後から労働力不足に悩む西ドイツの経済復興過程の労働市場の不可欠の原動力となってきた。大多数の外国人労働者は地中海沿岸諸国からの労働者であり、その中で、イタリアを除けばすべて非 EC 加盟国労働者である。これらの

非 EC 加盟国労働者は、西ドイツにおいて主として不熟練労働者（大多数）として鉄鋼金属製造業、その他の製造業及び建設業に受入れられ、低賃金をうけ、いわゆる社会・経済的階梯の下限に位置する職務を補完する性格をもつものである。彼らは EC 加盟国労働者と同様に移動の自由、転職或は職業選択の自由について国内法（外国人法）の抑圧の下で厳しく制限されている。加うるに外国人労働者はドイツ人と同様な社会費用を徴収されるのに、ドイツ人と同様な社会保障給付をうけることはできない。今回は主としてその雇用・賃金について報告した。

第51回（昭和51年9月22日）

多重共線性と Ridge の回帰

内 田 幸 夫

次に標準線形回帰モデル：

$$y = X\beta + \varepsilon, \quad \varepsilon \sim N(0, \sigma^2 I)$$

を想定したとき、周知のごとく回帰パラメータ β の最小2乗推定量、 $\hat{\beta} = (X'X)^{-1}x'y$ は独立変数間に多重共線性（multicollinearity）がある場合には不安定となる。このケースについて A. E. Hoerl *et al.* によって提示された ridge 推定量：

$$\hat{\beta}(K) = (X'X + K)^{-1}x'y, \quad K > 0$$

は、1つの有効な処理方法であると注目されてきた。Hoerl *et al.* によれば平均2乗誤差を最小にする基準の下では、ridge 推定量は最小2乗推定量よりも優れていることが知られている。しかし ridge 推定量を現実の問題に適用するためには、 K の値をどのように決めるかが重要な問題となってくる。

本報告はまず、平均2乗誤差基準の立場から主成分分析、ベイズ分析および James-Stein 型の収縮（shrinkage）推定量との対応から得られた ridge 推定量の理論的な分析結果を整理し、上記 K のいくつかの選択方法を提案した。次にこのように理論的分析によって提示された K の選択法の中から、代表的なものを5つ取出してモンテカルロシミュレーションによる評価を試みた。これらの結果に基づく注目すべきことは、固有値と固有ベクトルの計算を必要としない K の選択法（報告では第3の選択法）が最も優れていることである。最後に ridge 回帰の応用として、マクロ経済の簡単な消費関数の推定を行

ない、多重共線性のために最小2乗法では望ましい推定値が得られないある消費関数について、ridge 回帰法によれば理論的整合性のある推定値が得られることを明らかにした。

中南米研究会

昭和51年11月2日

最近のブラジル経済情勢

報告者 南米投資銀行専務

花 田 好 二

足 立 剛 也

ブラジル経済は1968年以降連続的な高度成長を達成し、他方インフレ率も漸次低下し「ブラジル経済の奇跡」として内外の注目を集めた。その高度成長を支えた最も重要な要因は、輸出の急速な拡大と外資純流入の増大であった。しかしながら、1973年の石油ショックを契機としてブラジル経済をめぐる国際経済環境は一変した。ブラジルの輸出成長率は、先進諸国の景気後退を反映して鈍化し、他方、政府の厳しい輸入制限措置にもかかわらず、世界的なインフレの波及によって輸入は著しく増加した。外資純流入も先進諸国の外貨準備の「目減り」を反映して伸び悩み、かくしてブラジルの経済成長は国際収支困難によって再び厳しい制約を受けるに至った。

この危機を克服するためには、2つの戦略が同時に実施される必要がある。その一つは、高度成長期に顕著となった輸出志向的戦略、すなわち非伝統的の一次産品の輸出と工業製品輸出の拡大をいっそう促進することである。いま一つは、高度成長期にともすれば軽視されがちであった輸入代替的工業化戦略の再認識である。高度成長期には国際収支の好調と外貨準備の増加によって、成長を支える投入輸入の拡大が可能であったので、開発戦略は輸入代替から輸出志向へと大きく反転する気配があった。石油ショックは、この意味においてブラジル経済にとって一つの貴重な教訓であった。

今後のブラジル経済は、この輸出多様化と拡大の努力、およびそれに対応して最近発見された石油資源の開発をも含めた輸入代替の促進によって、この危機を克服すると期待される。

執筆 者 紹 介 (執筆順)

米 花 稔	教 授 経営学博士	・ 経営機械化部門
佐々木 誠 治	教 授 経済学博士	・ 海 事 経 済 部 門
井 上 忠 勝	教 授	・ 国 際 経 営 部 門
能 勢 信 子	教 授 経営学博士	・ 経 営 計 測 部 門
藤 田 正 寛	教 授 経済学博士	・ 国 際 資 金 部 門
片 野 彦 二	教 授 経済学博士	・ 国 際 貿 易 部 門
山 本 泰 督	教 授	・ 国 際 労 働 部 門
西 向 嘉 昭	教 授	・ 中 南 米 経 済 部 門
中 野 勲	助 教 授 経営学博士	・ 経 営 経 理 部 門
吉 原 英 樹	助 教 授	・ 国 際 経 営 部 門
定 道 宏	助 教 授	・ 経 営 計 測 部 門
伊 藤 駒 之	助 教 授	・ 経 営 機 械 化 部 門
下 條 哲 司	助 教 授	・ 海 事 経 済 部 門
井 川 一 宏	助 教 授	・ 国 際 貿 易 部 門
高 橋 久 一	助 教 授	・ 経 営 分 析 文 献 セ ン タ ー
曾 國 雄	助 手	・ 国 際 労 働 部 門
内 田 幸 夫	助 手	・ 経 営 計 測 部 門

経済経営研究(既刊)目次

第25号(Ⅰ) 昭和50年7月31日発行

わが国の産業立地の業態的推移の考察	米花	稔
世界貿易構造の指標	片野	彦二
海員組合の賃金政策	山本	泰督
確率分布型会計データと株式投資家の効用変化	中野	勲
タイ経済の動向と日系企業の適用	吉原	英樹
伊藤忠商店における財務管理方式	高橋	久一

第25号(Ⅱ) 昭和50年10月20日発行

メソポタミアにおけるジャージー・スタンダード石油	井上	忠勝
ヒックシャン・フォルマによる所得・支出勘定の国際比較	能勢	信子
国際資金循環と平価変更	藤田	正寛
経済統合の利益・費用の衡平配分	西向	嘉昭
経営分析シミュレーション・システムの研究(1)	定道	宏

第26号(Ⅰ) 昭和51年2月20日発行

日濠交流の沿革	佐々木	誠治
経済開発計画における効率性と非許容性	片野	彦二
アメリカ系メジャー・オイルのタンカー船隊とその船籍	山本	泰督
オーストラリアにおける日系企業の社会的評価	吉原	英樹
海運取引所における用船交渉過程	下條	哲司

第26号(Ⅱ) 昭和51年3月30日発行

オーストラリアの地域・都市問題	米花	稔
オーストラリアにおけるアメリカ系製造企業	井上	忠勝
最近における社会会計システムの潮流と問題点	能勢	信子
戦前の移民輸送とわが国の海運業・重補論	西向	嘉昭
インフレーション会計論の展望	中野	勲
伊藤忠兵衛本部の店法	高橋	久一
経営分析シミュレーション・システムの研究(2)	定道	宏
確率化された Friedman-Savage の方法に関する覚書	伊藤	駒之
為替相場制度と調整機構	井川	一宏
ヨーロッパ共同体における労働者の自由移動	曾	國雄

**RESEARCH INSTITUTE FOR
ECONOMICS & BUSINESS ADMINISTRATION
KOBE UNIVERSITY**

Director; Tadakatsu INOUE
Secretary; Keiichi IKEDA

**GROUP OF INTERNATIONAL
ECONOMIC RESEARCH**

Seiji SASAKI	Professor of Maritime Economics Dr. of Economics
Jiro YAO	Professor of International Finance Dr. of Economics
Toru KANO	Professor of Maritime Economics
Masahiro FUJITA	Professor of International Finance Dr. of Economics
Hikoji KATANO	Professor of International Trade Dr. of Economics Ph. D. in Statistics
Hiromasa YAMAMOTO	Professor of International Labour Relations
Yoshiaki NISHIMUKAI	Professor of Regional Study on Latin America
Tetsuji SHIMOJO	Associate Professor of Maritime Economics
Kazuhiro IGAWA	Associate Professor of International Trade
Kunio SOH	Research Associate of International Labour Relations

**GROUP OF BUSINESS
ADMINISTRATION RESEARCH**

Minoru BEIKA	Professor of Business Administration and Information Systems Dr. of Business Admin- istration
Tadakatsu INOUE	Professor of International Management
Akio MORI	Professor of Business Finance Dr. of Business Admin- istration
Nobuko NOSSE	Professor of Business Statistics Dr. of Business Admin- istration
Isao NAKANO	Associate Professor of Accounting
Hideki YOSHIHARA	Associate Professor of International Management
Hiroshi SADAMICHI	Associate Professor of Business Statistics Ph. D. in Econometrics
Komayuki ITOW	Associate Professor of Business Administration and Information Systems
Yukio UCHIDA	Research Associate of Business Statistics

Office: The Kanematsu Memorial Hall
KOBE UNIVERSITY
ROKKO, KOBE, JAPAN

昭和52年3月25日 印刷
昭和52年3月31日 発行

編集兼発行者

神戸市灘区六甲台町
神戸大学経済経営研究所

印刷所

神戸市生田区中山手通7丁目66
有限会社 興文社

Annual Report on Economics and Business Administration

27 (I • II)

1 9 7 7

CONTENTS

The Study in Several New Boundary Fields and its Development of Business Management	Minoru BEIKA
Inland Sea Passenger Transportation in Japan.....	Seiji SASAKI
Self-destructiveness in Entrepreneurial Process.....	Tadakatsu INOUE
The Accounting Treatment of Education: A Survey.....	Nobuko NOSSE
On the Form of International Borrowings	Masahiro FUJITA
Feasibility Test of Market Development in Developing Area	Hikoji KATANO
Redundancy and Employment System of Seafarers.....	Hiromasa YAMAMOTO
Development Strategies and Economic Integration in Latin America	Yoshiaki NISHIMUKAI
Toward a New Theory of Depreciation—Based on the Monetary Sacrifice Concept—	Isao NAKANO
A List of Japanese Multinational Manufacturing Companies.....	Hideki YOSHIHARA
An Empirical Study of Change in Investment Behavior.....	Hiroshi SADAMICHI
A Note on a Variant of Hooke-Jeeves Method.....	Komayuki ITOW
Observations on Spot Contract of Tanker Chartering.....	Tetsuji SHIMOJO
Policy Efficacy under Flexible Exchange Rate System.....	Kazuhiro IGAWA
The Company Regulations of Kobayashi Partnership in Meiji Era	Kyuichi TAKAHASHI
The Character of the Employment Policy on Foreign Workers in West Germany	Kunio SOH
Non-interacting Control and Stabilization Policies for Macroeconometric Models.....	Yukio UCHIDA

**RESEARCH INSTITUTE FOR ECONOMICS
AND BUSINESS ADMINISTRATION
KOBE UNIVERSITY**